第二部　労働運動

I 労働組合の組織現状と組織運動

概要□労働組合の組織状況――わが国の組織水準／産業別組織状況／企業規模別組織状況／組合員数変動の諸要因／主要連合体の組織状況／主要四団体の産業別組織状況／都道府県別組織状況／組織運動――組織運動にみられる六七～六八年の特徴／全国的中央組織の組織方針／産業別組織の動向／国際金属労連日本協議会（IMF・JC）／地方組織再編のうごき／「労働戦線統一」の問題

概要

一、一九六七年六月末のわが国の単一労働組合員数は前年を約一六万三〇〇〇人上回って約一〇五七万人であり、推定組織率は前年を二ポイント下回って三五・二%であったが、この数年組合員数ののびが停滞していることは事実であるが、六六年における公務員法・公労法などの改正が組織率に影響していることも考慮に入れる必要がある。またこの法改正で、産業別には公務とサービス業（教育をふくむ）が、主要組合別には総評の組織人員が、打撃をうけた。

一、組合員数変動を要因別にみると、雇用増にもとづく増加の幅はせばまり、雇用減による減少と、労務管理方法の改変や法改正などによる組合員の非組合員化など、雇用減にもとづかない減少の幅は大きい。

一、法改正の影響もあって総評の組織人員は前年より約三万九〇〇〇人減少したが、同盟、中立労連もそれぞれ約五万九〇〇〇と約一万七〇〇〇の増加にとどまった。

一、組織運動の分野では、大型合併に代表される産業再編成の新段階をむかえて、すべての主要労働団体は重化学工業を重点に組織活動をすすめた。

一、六七年一月の宝樹論文発表いご総評内外でたたかわされた

「労働戦線統一」論議で宝樹派は孤立したが、六七年七月の総評大会では全鉱原口委員長提案の原則にもとづいて、総評主流と宝樹派の妥協がはかられた。そのごベトナム戦争がエスカレートされるなかで総評内に戦闘的な風潮がたかまり、「戦線統一」論議は一時かげをひそめた。

一、この他六七～六八年の時期にはIMF・JCの組織伸張がほとんどみられなかったことも特徴的であった。しかし、その半面で、化学、紙パ、造船などの部門で組織問題が発生し、あるいは将来そうした問題に発展すべき事態の胎動がみられた。また電機労連の指導部は、六八年六月の大会で、この組合が五三年におけるその結成いらい参加してきた金属共闘を脱退する方針をあきらかにした。

一、電機労連、鉄鋼労連などの傘下組合が、同盟やIMF・JCの傘下組織の協力をうけて、神奈川、福岡の各県に県評や地方同盟の枠をはずした民間労組懇談会をつくったことも、この時期の特徴的なできごとで、それは労働戦線再編の地方版というべきものであった。

1　労働組合の組織状況

1　わが国の組織水準

組合員数と組織率

一九四五年八月の敗戦とともに復活したわが国の労働組合運動は、組織人員数の変動の側面からみるならばそのご四つの段階をへて今日にいたっている。第一段階は四五～四八年の時期で、単位労働組合員数は四五年八月の零からはじまって四八年六月末には約六八六八万人に達し、推定組織率はこの年五四・三%、翌四九年には五五・七%――わが国の組織率の最高――を記録した。第二段階は、組合員数が減少もしくは停滞をしめした四九～五六年の時期で、五一年六月には組合員数は四八年よりも約一〇〇万を減じて約五六九万になった。ついで五七～六四年の第三の段階がくる。この時期には経済の高度成長に歩調をあわせて組合員数が順調に増大した。すでに五三年頃より増勢にむかいつつあった組織人員数は、五七年にはそれ以前のピークをこえて約六七六万に達し、六四年六月には約九八〇万、すなわち一〇〇〇万

にあと一歩のところまでちかづいた。そして六五年六月にはわが国労働組合員数は一〇〇〇万の大台を越すこととなったのであるが、しかし六六年いご組合員数ののびはふたたび鈍化し、労働組合の組織運動は新たな段階を迎えて今日にいたっているように思われる。

第116表　労働組合数および組合員数の推移

年	組合数	組合員数	対前年増減数		対前年増減率	
			組合数	組合員数	組合数	組合員数
		人		人	%	%
1955年	18,013 (32,012)	6,285,878 (6,166,348)	△ 114 (556)	210,132 (180,180)	△0.6 (1.8)	3.5 (3.0)
1956	18,935 (34,073)	6,463,118 (6,350,357)	922 (2,061)	177,240 (184,009)	5.1 (6.4)	2.8 (3.0)
1957	19,297 (36,084)	6,762,601 (6,606,275)	362 (2,011)	299,483 (255,918)	1.9 (5.9)	4.6 (4.0)
1958	20,132 (37,823)	6,984,032 (6,881,581)	835 (1,739)	221,431 (275,306)	4.3 (4.8)	3.3 (4.2)
1959	20,725 (39,303)	7,211,401 (7,077,510)	593 (1,480)	227,369 (195,929)	2.9 (3.9)	3.3 (2.8)
1960	21,957 (41,561)	7,661,568 (7,516,316)	1,232 (2,258)	450,167 (438,806)	5.9 (5.7)	6.2 (6.2)
1961	24,237 (45,096)	8,359,876 (8,154,176)	2,280 (3,535)	698,308 (637,860)	10.4 (8.5)	9.1 (8.5)
1962	24,899 (47,812)	8,971,156 (8,783,691)	662 (2,716)	611,280 (629,515)	2.7 (6.0)	7.3 (7.7)
1963	25,844 (49,796)	9,357,179 (9,269,776)	945 (1,984)	386,023 (486,085)	3.8 (4.1)	4.3 (5.5)
1964	27,141 (51,457)	9,799,653 (9,652,350)	1,297 (1,661)	442,474 (382,574)	5.0 (3.3)	4.7 (4.1)
1965	27,525 (52,879)	10,146,872 (10,069,761)	384 (1,422)	347,219 (417,411)	1.4 (2.8)	3.5 (4.3)
1966	27,919 (53,985)	10,403,742 (10,308,120)	394 (1,106)	256,870 (238,359)	1.4 (2.1)	2.5 (2.4)
1967	28,335 (55,321)	10,566,436 (10,475,869)	416 (1,336)	162,694 (167,749)	1.5 (2.5)	1.6 (1.6)

〔備考〕 1) ( ) 外は単一労働組合，( ) 内は単位労働組合である。
2) △印は減少を示す。
3) 労働省「昭和42年労働組合基本調査報告」による。

労働省労働統計調査部「昭和四二年労働組合基本調査報告」によると、一九六七年六月末現在のわが国労働組合数ならびに組合員数は、単位労働組合でみると五万五三二一組合、約一〇四八万人（前年よりも一三三六組合約一六万八〇〇〇人増）、単一労働組合でみると二万八三三五組合、約一〇五七万人（前年よりも四一六組合、約一六万三〇〇〇人増）である（第116表）（注）。

（注）単位労働組合とは、その構成員が個人加入の形式をとり、独自の規約をもち、独自の活動をおこなう組合で、その下部にこうした組織をもたない労働組合をいう。また単一労働組合とは、その内部に単位労働組合に準じた機能をもつ組織（支部・分会等）があり、かつ構成組合員が規約上すべて当該組織に個人加入する形をとっている組合をいう。したがって単一労働組合の集計では、全逓、国労は一組合としてあつかわれるが、単位労働組合の集計では、単位扱い組合を一組合とするために、たとえば全逓は六七年六月末現在で六七七組合となる。なお、単位組合と単一組合の集計で組合員数に相違があらわれるのは、単位組合の統計では単一組合内の非独立的組合部門の組合員が集計の対象から除外され、単一組合の集計ではこれがふくめられることによるもので、後者の集計が組合員数をより正確にしめしているものといえよう。

組織率についてみれば、わが国のそれは四九年をピークとしてそのご低下し、五二年いご組合員数が増勢に転じたのちも、その増加が雇用労働者数の増加に追いつかなかったためになおも低下をつづ

第117表　推定組織率の推移

年	雇用労働者数	組合員数	推定組織率
	千人	人	%
1955	16,620	6,285,878 (6,166,348)	37.8 (37.2)
1956	18,240	6,463,118 (6,350,357)	35.4 (34.8)
1957	19,050	6,762,601 (6,606,275)	35.5 (34.7)
1958	20,310	6,984,032 (6,881,581)	34.4 (33.9)
1959	21,470	7,211,401 (7,077,510)	33.6 (33.0)
1960	22,690	7,661,568 (7,516,316)	33.8 (33.1)
1961	23,160	8,359,876 (8,154,176)	36.1 (35.2)
1962	24,770	8,971,156 (8,783,691)	36.2 (35.5)
1963	25,940	9,357,179 (9,269,776)	36.1 (35.7)
1964	27,010	9,799,653 (9,652,350)	36.3 (35.7)
1965	28,100	10,146,872 (10,069,761)	36.1 (35.8)
1966	29,390	10,403,742 (10,308,120)	35.4 (35.1)
1967	29,990	10,566,436 (10,475,869)	35.2 (34.9)

〔備考〕 1) 雇用労働者数は総理府統計局「労働力調査」各年6月分による。
2) ( ) 外は「単一労働組合の組合員数」を，( ) 内は「単位労働組合の組合員数」を示す。
3) 推定組織率とは，組合員数を雇用労働者数で除して算出したものである。
4) 労働省「昭和42年労働組合基本調査報告」による。

けて、五九年には三三・六%にまで低下した。そののち六〇年からようやく組織率も上向いて六四年には三六・三%をしめしたが、六五年いごそれはふたたび停滞から低下に向かい、六七年六月の推定組織率は、前年を二ポイント下回って、単位労働組合でみれば三四・九%、単一組合でみれば三五・二%であった（第117表）。

なお、六六年、六七年とこのところあいついで労働組合員数の増加幅がせばまり、推定組織率は低下したのであるが、これらの事実が六六年いごにおける組合組織ののびの停滞をしめしていることはあらそえない事実であるにせよ、この停滞傾向を統計にしめされたとおりのものとして受け取るのは誤りであろう。なぜなら、一九六五年四月にILO八七号条約批准とからめて条約関係国内法の改定がおこなわれ、一部その実施が棚上げされていたこの関係国内改正法も翌六六年六月以降実施に移されて、その影響が六七年の組合統計にあらわれているからである。この法改正による一部雇用者の団結権の剝奪もしくは制限の影響がどれほどのものであったかについて、いま確定的な数字をしめすことはできない。しかしこの法改正の影響が直接におよんだ二つの部門の数字を例にひくならば、次のようにいうことができる。六五、六六年にはそれぞれ約三万六〇〇〇、二万一〇〇〇の増加をみたサービス業が、六七年に約一万七〇〇〇の減に転じ、また六五、六六年に約二万七〇〇〇、四万八〇〇〇の増加をみた公務が、約四〇〇〇の減に転じているのであって、その影響はかなり大きなものであったことは間違いなく、この法改正がなかったならば、六七年には六六年にくらべて推定組織率の低下はみられなかったかも知れない。

国際比較

わが国の労働組合員数ならびに組織率は、国際的に比較してみると、先進資本主義諸国のそれにひけをとらないものにまで発展している。もとより、欧米諸国の労働組合とわが国のそれとでは、前者が企業の枠をこえた地域別・産業別もしくは地域別・職業別の横断組織であるのにたいしてわが国のそれが企業別組織とその連合体の形をとっているというようにそれぞれ組織原理を異にしており、後者が企業内従業員の全員組織をたてまえとするところから、組合員意識が稀薄もしくは皆無のもの、さらにはなはだしきは反組合的なものまで組合員としてかかえているということもあるので、その組合員数や

組織率の単純な比較によってただちに組合運動の発展度合をくらべる基準とすることはできないが、そうした点を考慮にいれてもなおかつ次の事実は無視できないものがあろう。

すなわち、ソ連、中国など社会主義国をのぞけば、資本主義国でわが国を上まわる労働組合員をもっているのはアメリカ合衆国（一九六四年約一六五万）だけであり、またわが国の推定組織率三五・二%にたいし、イギリス四二・八%（一九六五年）、西ドイツ三六・三%（六五年）、アメリカ二六・七%（六四年）で、これまた国際水準をしめしているといってよいのである。

2 産業別組織状況

わが国の労働組合の組織率を産業別にみると、もっとも高率なのは公務で七〇%であり、運輸通信・電気・ガス・水道業（六七・五%）、鉱業

第118表 産業別推定組織率の推移 (%)

産業	1961	1962	1963	1964	1965	1966	1967
全産業	35.2	35.5	35.7	35.7	35.8	35.1	34.9
農林業	12.5	15.3	21.7	19.6	17.2	17.8	20.7
漁業，水産養殖業	25.9	26.3	23.3	25.3	26.8	21.2	17.3
鉱業	77.2	63.5	64.0	59.0	56.4	62.2	66.3
建設業	32.0	27.9	28.1	27.4	26.6	24.6	24.7
製造業	34.4	35.9	36.3	36.6	37.8	37.5	36.0
卸小売，金融，保険，不動産業	14.6	15.4	16.2	17.3	18.0	17.8	19.0
運輸通信，電気，ガス，水道業	70.5	74.6	71.5	71.9	71.2	68.9	67.5
サービス業	29.7	28.4	28.6	28.4	26.7	25.9	26.7
公務	65.5	63.8	61.7	58.9	64.2	69.0	70.4

〔備考〕 単位労働組合員数を6月の雇用者数で除して算出した。雇用者数は総理府統計局「労働力調査」による。

第119表 産業別単一労働組合員数の対前年増減数 (人)

産業	1961年	1962年	1963年	1964年	1965年	1966年	1967年
全産業	698,308	611,280	386,023	442,474	347,219	256,870	162,694
農業	395	1,430	△ 1,262	486	821	311	1,584
林業，狩猟業	797	3,418	3,243	176	△ 2,419	△ 4,492	△ 1,880
漁業，水産養殖業	1,064	6,160	△ 5,451	3,969	6,564	△ 5,142	△ 3,981
鉱業	△33,440	△31,067	△44,680	△32,763	△ 3,652	△13,522	△14,444
建設業	47,983	17,671	2,732	19,582	21,522	17,812	38,410
製造業	333,441	330,555	204,970	179,692	137,886	30,114	53,865
卸売業，小売業	26,056	41,575	27,872	38,365	39,944	33,931	22,308
金融，保険業	50,774	33,644	26,843	54,746	8,555	68,252	34,491
不動産業	△ 639	△ 68	2,223	1,776	54	1,797	305
運輸通信業	99,746	84,353	62,176	74,362	63,439	54,249	59,417
電気，ガス，水道業	△14,246	25,081	8,847	△ 4,527	5,904	509	7,468
サービス業	74,184	13,711	41,154	56,190	36,599	21,082	△17,162
公務	48,725	50,502	50,499	22,915	26,481	47,885	△ 3,900
分類不能の産業	63,468	34,315	6,857	27,505	5,521	4,084	△13,787

〔備考〕 1) △印は減少をしめす。
2) 労働省「昭和42年労働組合基本調査報告」による。

（六六・三%）、製造業（三六・〇%）がこれにつづいている（第113表）。

この数年、組合員が減少する傾向にあるのは林業・狩猟業、漁業・水産養殖業、鉱業であり、六七年だけ減少をしめしたものはサービス業・公務、分類不能の産業の三つである（第119表）。このうち鉱業と公務では六六、六七年と二カ年にわたって、またサービス業では六七年に、組織率が逆に上昇を記録しているが、これは、これらの部門における組合員数の減少が、国公法、地公法、公企体法等の改正による一部組合員からの団結権の剝奪とならんで、合理化による雇用削減によってもたらされていることをしめしている。組織人員の減少にもかかわらず組織率が上昇したのは、これらの部門で合理化による大幅の雇用削減が行なわれたことによるのである。

産業別の推定組織率の変動をやや長期的にみて、六一年にくらべて六七年に組織率が上昇しているのは、農林業、製造業、卸売小売・金融保険不動産業、公務の各部門であり、漁業・水産養殖業、鉱業、サービス業、建築業、運輸通信・電気・ガス・水道業、で低下している（第118表）。もっともこのうち鉱業では未組織の中小炭鉱が大幅に整理されるにつれて六六年いらい組織率がふたたび上昇しはじめていることは、さきに指摘したとおりであるが、それはまだ六一年水準（七七・二%）を回復していないのである。

3　企業規模別組織状況

企業規模別の組織状況をしめす六七年の統計はない。そこで労働省「昭和四一年労働組合基本調査報告」によって六六年の統計をみると、つぎのことが明らかになる。わが国では民間企業の総雇用者数にしめる中小零細企業労働者の比率がきわめて高いことは（第一部II）、で明らかにされているところであるが、いま常用労働者四九人以下の規模の企業の労働者数をみると、一九六六年には総労働者数の約七割を占めている（第120表）。ところが、労働組合の組織率は、大企業では高く、企業の規模が小さくなるほど低下している。すなわち、五〇〇人以上の規模では、六〇%であったが、それ以下の規模では組織率は順次低下し、二九人以下の規模ではわずかに三・八%となっている（第121表）。

このため、単位労働組合員数を企業規模別にみてみると、雇用者数と組合員数の圧倒的多数を占める中・小規模企業の労働者がしめている。すなわち、民間企業雇用者数の三割にみたない

第120表　企業規模別雇用者数および組合員数
（民間企業，1966年）

企業規模	雇用者数		組合員数	
	実数	比率	実数	比率
	万人	%	人	%
計	2,547	100.0	7,049,169	100.0
500人以上	750	29.4	4,800,078	68.1
100～499人	419	16.5	1,322,290	18.8
30～99人	441	17.3	421,570	6.0
29人以下	937	36.8	358,901	5.1
その他	—	—	146,330	2.1

第121表　企業規模別推定組織率
（民間企業のみ）

企業規模	1963	1966
計	27.8	27.7
500人以上	60.5	64.0
100～499人	38.4	31.6
30～99人	10.6	9.6
29人以下	3.4	3.8
その他	—	—

五〇〇人以上規模の労働者が単位労働組合員数の約七割（六八・一%）を占め、雇用者数の三六・八%を占める二九人以下規模の労働者は、組合員数の五・一%をしめているにすぎないのである（第120表）。

しかも六三年と六六年の企業規模別推定組織率を比較してみると、五〇〇人以上規模では組織率は明らかな上昇をしめし、また二九人以下の零細規模でわずかながら上昇がみられるが、一〇〇～四九人、三〇～九九人の規模では組織率低下の傾向がみとめられる（第121表）。

4 組合員数変動の諸要因

組合員数の増減の内容を単位労働組合について分析してみると、組合員数を変動させる諸要因の動きをあるていど明らかにすることができる。第122表は、各年の単位組合員数の増減と組合の新設・解散にともなう増減にわ合における組合員数の増減の内容を、既設組けてみたものであるが、これでみると、このところ減少傾向をしめしていた既設組合における増加は、六七年にはさらに減少して約一万九〇〇〇人の減少に変わり、他方、これまた減少傾向にあった新設・解散による増加の幅は、六七年には六六年の半分以下の約三万九〇〇〇人になっている。

既設組合における増減

既設組合の組合員の増減を、雇用の増減にもとづかない組合員数の変動と、雇用の増減に直接関係のない、未組織の組織化や組合員の脱退などによる組合員数の変動とにわけてみると、次のようにいうことができる（第123表）。わが国のように単位労働組合組織の九割以上が企業別組織の形態をもち、従業員の一括全員加入の原則を事実上とっている場合には、すでに組合組織の存在する企業での雇用の増加は、ほぼ自動的に既設組合の組合員数を増加させるのであるが、この雇用増にもとづく組合員数増加の幅は、六二年の約五〇万を頂点としてしだいにせばまり、六七年には約二八万に減少している。これに対し、一貫して高水準をしめして、雇用の増減にもとづかない組合員数の増減は、六二年に前年の約九万人から一挙に約一四万人に増加したのち、六三年に三〇万人台に、そして六七年には約一六万人であった。増加はこの一〇年間に各年とも九万から十数万のあいだを上下しているが、減少の方は、年を追って増加し、六〇年に二〇万人台に、六三年には四〇万人をこえて約四三万人に達した。

以上のべたうち、既設組合における雇用減にもとづく組合員数の

第122表　増減要因別単位労働組合員数　（人）

年	合　計	既設組合における増減	新設解散による増減	把握もれ組合
1963年	486,085	249,082	107,610	129,393
1964	382,574	166,522	96,325	119,727
1965	417,411	228,896	92,885	95,630
1966	238,359	73,405	78,198	86,756
1967	167,749	△ 18,859	38,899	147,709

〔備考〕 1）把握もれ組合とは，1966年6月30日以前に設立され，66年の調査からはもれていたものをいう。
2）△印は減少を示す。

第123表　既設組合における組合員数の増加および減少別単位労働組合数および組合員数

年	組合員の増加				組合員の減少				純増減
	合計		雇用の増加によるもの		合計		雇用の減少によるもの		
	組合数	組合員数	組合数	組合員数	組合数	組合員数	組合数	組合員数	組合員数
1957	7,548	312,007	5,711	220,625	4,814	132,821	2,330	61,926	179,186
1958	7,183	288,811	5,216	182,322	4,908	194,416	2,550	103,593	94,395
1959	7,020	275,630	5,246	186,274	4,993	163,239	2,409	70,866	112,391
1960	17,087	462,331	13,370	340,275	12,814	216,255	5,901	87,544	246,076
1961	19,287	547,311	15,518	430,826	12,833	242,224	5,890	93,459	305,087
1962	20,824	604,068	17,666	501,945	13,782	241,976	10,126	143,373	362,092
1963	20,955	563,493	17,338	432,470	15,922	314,411	10,197	170,166	249,082
1964	20,551	515,553	16,280	395,542	17,910	349,001	9,176	151,367	166,552
1965	21,822	553,897	16,752	414,168	18,078	325,001	8,950	143,635	228,896
1966	21,099	460,644	16,051	328,921	19,508	387,239	10,138	178,661	73,405
1967	19,440	413,166	14,316	282,230	23,001	432,025	10,043	162,153	△18,859

減少と、雇用減にもとづかない組合員数の減少には、一貫して、合理化による雇用減、労務管理機構の改変（たとえば職制数の増加といった）にもとづく組合員の非組合員化などが影響しているものと思われるが、六七年のそれにはさらに加わえて、ＩＬＯ八七号条約関係国内法改定による組合員の非組合員化が影響していることは、産業別、増減理由別単位労働組合員数をしめした第124表の公務とサービス業（教員がこのなかにふくめられている）の項でたしかめられるところである。

新設・解散による増減　各年の新設組合の組合員数も解散組合の組合員数も一九五九年頃より一段と増加して今日にいたっているが、六三年以降はその差がしだいにせばまる傾向にあり、六七年には新設組合員数から解散組合員数を引いた純増は、約五万九〇〇〇人にとどまった（第125表）。右の数字には、組合組織の変更などにともなう形式的な組合の新設・解散によるものがふくまれているが、それを差し引いて、企業規模の拡張、事業所の休廃止などの理由による実質的な新設・解散だけに限定してその組合員数をみると、次のようになる。実質的新設労働組合員数は、一九六一～六四には二〇万人台がつづいたが、六五年以降一〇万台におちて、六七年には約一五万人であった（第126表）。これにたいして実質的解散組合員数は、六三、六四年に増加したのち、六五年に低下したが、そのごふたたび微増をしめして六七年には約九万七〇〇〇人をかぞえた（第127表）。そして実質的新設組合員数から実質的解散組合員数を差し引いた組合員の純増は、六七年には約五万三〇〇〇であった（第128表）。

また、実質的解散組合員数をさらに詳細に解散理由別に分析して

第125表　新設，解散単位労働組合員数

（人）

年	新設	解散	新設－解散
1955	359,060	235,645	123,415
1956	274,432	186,171	88,261
1957	252,344	186,570	65,774
1958	262,777	172,249	90,528
1959	385,006	320,935	64,071
1960	414,990	280,948	134,042
1961	494,389	247,041	247,348
1962	500,609	299,284	201,325
1963	526,102	418,492	107,610
1964	444,533	348,208	96,325
1965	368,089	275,204	92,885
1966	393,718	315,520	78,198
1967	429,247	390,348	38,899

第124表　産業および増減理由別単位労働組合員数

（人）

産業	雇用の増減を理由とするもの		その他の理由によるもの	
	1966	1967	1966	1967
全産業	150,260	120,077	△76,855	△138,936
農業	149	△ 26	△ 107	△ 254
林業，狩猟業	△ 3,407	△ 1,339	△ 1,366	△ 682
漁業，水産養殖業	△ 882	△ 282	△ 394	△ 1,608
鉱業	△ 268	△ 3,354	△ 3,733	△ 2,305
建設業	6,510	10,861	4,008	8,537
製造業	20,903	26,830	△51,970	△54,984
卸売業，小売業	14,476	11,477	△ 4,446	△ 5,034
金融，保険業	31,777	26,281	△ 3,745	△ 6,543
不動産業	478	14	67	△ 136
運輸通信業	36,925	25,960	△ 3,780	△11,408
電気，ガス，水道業	2,389	2,149	△ 1,469	2,104
サービス業	19,993	11,234	△12,968	△44,523
公務	20,247	10,137	3,942	△21,186
分類不能の産業	970	135	△ 894	△ 914

〔備考〕　△印は減少を示す。

第126表　新設理由別新設単位労働組合数および組合員数

新設理由	組合数					組合員数				
	1963	1964	1965	1966	1967	1963	1964	1965	1966	1967
合計	4,925	4,448	3,774	3,781	3,426	526,102	444,533	368,089	393,718	429,247
実質的新設	3,044	2,746	2,336	2,081	1,844	228,951	234,531	164,466	144,636	149,699
形式的新設	1,881	1,702	1,438	1,700	1,582	297,151	210,002	203,623	249,082	279,548

〔備考〕　該当各年の労働省「労働組合基本調査報告」により作成。

第127表　解散理由別解散単位労働組合数および組合員数

解散理由	組合数					組合員数				
	1963	1964	1965	1966	1967	1963	1964	1965	1966	1967
合計	3,987	3,814	3,282	3,599	3,277	418,492	348,208	275,204	315,520	390,348
実質的解散計	1,862	1,902	1,663	1,830	1,639	116,251 (100.0)	112,804 (100.0)	78,711 (100.0)	86,490 (100.0)	96,905 (100.0)
事業所の休廃止および縮小	527	559	600	605	554	40,003 (34.4)	44,464 (39.4)	36,313 (46.1)	35,934 (41.5)	40,414 (41.7)
指導者の欠除，自然消滅など労働者の組合意識沈滞によるもの	929	933	808	871	841	34,816 (29.9)	33,493 (29.7)	26,213 (33.3)	25,378 (29.4)	36,818 (38.0)
その他	406	410	255	354	244	41,432 (35.6)	34,847 (30.9)	16,185 (20.6)	25,178 (29.1)	19,673 (20.3)
形式的解散	2,125	1,912	1,619	1,769	1,638	302,241	235,404	196,493	229,030	293,443

〔備考〕　該当各年の労働省「労働組合基本調査報告」により作成。

第128表　産業別実質的新設，解散単位労働組合員数　（人）

産業	実質的新設		実質的解散		実質的新設－実質的解散	
	1966	1967	1966	1967	1966	1967
全産業	144,636	149,699	86,490	96,905	58,146	52,794
農業	110	191	135	142	△ 25	49
林業，狩猟業	102	254	58	960	44	△ 706
漁業，水産養殖業	14	105	448	1,563	△ 434	△ 1,458
鉱業	1,238	1,825	5,494	8,673	△ 4,256	△ 6,848
建設業	13,307	8,918	5,904	10,291	7,403	△ 1,373
製造業	61,633	64,291	39,572	25,911	22,061	38,380
卸売業，小売業	11,880	8,426	4,301	6,080	7,579	2,346
金融，保険業	4,439	3,857	1,907	4,844	2,532	△ 987
不動産業	103	191	—	51	103	140
運輸通信業	17,154	19,445	10,566	10,477	6,588	8,968
電気，ガス，水道業	1,819	1,290	763	968	1,056	322
サービス業	25,403	24,773	12,036	16,272	13,367	8,501
公務	5,796	15,448	2,396	9,066	3,400	6,382
分類不能の産業	1,638	685	2,910	1,607	△ 1,272	△ 922

〔備考〕　△印は減少を示す。

みると、「事業所の休廃止および縮小」による五年いご四〇％台の高率をつづけていることがわかる（第127表）。

実質的新設・解散組合員数を産業別にみると、六七年には製造業、運輸通信業、公務などで純増がふえたが、他の産業では一般的に純増分がへり、林業・狩猟業、建設業、金融・保険業では新設・解散の位置が逆転して解散組合員数が新設組合員数を上回ったし、漁業・水産養殖業、鉱業では前年にひきつづいてそうした状況がみられた（第128表）。

第129表は、実質的新設組合員数を民間企業について従業員規模別にみたものであるが、わが国民間企業の組合員の構成に、常用労働者五〇〇人以上の規模の企業の労働者が占める比率が七割近い（第120表）のにたいして、新設組合員数の七割内外はつねに四九九人以下の小・零細企業労働者がしめていることが注目される。

第129表　企業規模別実質的新設単位労働組合員数（民間企業のみ）

企業規模	1965		1966		1967	
	実数	比率	実数	比率	実数	比率
規模計	145,864	100.0	128,526	100.0	120,303	100.0
1,000人以上	32,113	22.0	18,605	14.2	26,039	21.6
500～999人	11,353	7.8	13,392	10.4	10,718	8.9
100～499人	54,480	37.3	50,152	39.0	47,540	39.5
99人以下	36,848	25.3	32,523	25.3	26,589	22.1
その他	11,070	7.6	14,254	11.1	9,417	7.8

〔備考〕　1）「その他」とは2企業以上にわたって組織されている組合である
2）該当各年の労働省「労働組合基本調査報告」により作成。

5　主要連合体の組織状況

労働組合の各種全国的連合体は、その他の地方的、府県的、地区的連合体とならんで年とともに増加する傾向にあるが、一九六〇年に二一〇団体をかぞえた全国的連合体が、六五年に二三〇、六六年に二三七であったのにたいして、六七年には一挙に一六増加して、二五三団体になった。これらのうち主要連合体としては、日本労働組合総評議会（総評）、全日本労働総同盟（同盟）、全国産業別労働組合連合（新産別）、中立労働組合連絡会議（中立労連）の四団体があげられる。このうち総評・同盟・新産別は、大小の差、性格のちがいはあるが、名実ともに労働組合中央組織として機能している。中立労連は、以上の三団体に加盟していない全国単産の連絡会議として発足し、一時は総評へ合流するかにみえた時期もあったが、いまでは一つの労働組合中央組織として固定化する傾向をしめしている。

通常労働四団体と呼ばれるこれらの団体のいずれかに加盟している組合員数は、六七年六月末現在では約七〇九万人で、組合員総数の六七・一%を占めている。しかし、一九六二年いごその組合員総数に占める割合は、しだいに低下しており、この四団体のいずれにも加盟しない組合の組合員数は、実数にして六二年の約二七八万一〇〇〇人から六七年の約三五八万八〇〇〇人へ、比率にして三一・〇%から三四・〇%へと増大していることが、注目される（第130表）。

つぎに四団体それぞれの組織状況をみると次のとおりである。

日本労働組合総評議会（総評）

六七年六月末までの一カ年間に全く新たに加盟したのは日本繊維産業労働組合連合会（繊維労連、約二万人）だけであり、このほかにオブザーバー加盟であった全国木材産業労働組合協議会（全木労約九〇〇〇人）が正式加盟した。既加盟組合のうち組合員数の増加が目立ったのは、全電通（約一万二〇〇〇人増）、全港湾（約五〇〇〇人増）、電通共闘（約五〇〇〇人増）、鉄鋼労連（約四〇〇〇人増）であり、減少が目立ったのは日教組（約三万八〇〇〇人減）、合化労連（約一万人減）、全自運（約八〇〇〇人減）、全国金属、全国一般（それぞれ約六〇〇〇人減）であった。これらを差し引きした結果、総評の組織人員数は、六六年の約二〇〇〇人減にひきつづいて、六七年に約三万九〇〇〇人の減少をみた（第130表）。

総評の組織人員数は六三年頃からのびなやんでいることは事実であるが、しかし六七年の三万九〇〇〇人におよぶ減少からただちに総評の組織運動がそれだけ後退したものと結論するなら、それは性急にすぎるであろう。本編1・「わが国の組織水準」で産業別組合員数の増減をみたときに、ILO八七号条約批准にともなう関係国内法改正が公務とサービス業（そのうちの教育関係）の既設組合員数をかなり大幅に減少させたことはすでに指摘したところであり、日教組の組織人員数の減少にもそれは大きく影響しているのであるが、これらの産業別部門の組合は、適用法規別にいうならば、公労法、地公労法、国公法、地公法適用の組合であって、こうした組合を主として組織しているのは、第131表にみられるように総評なのである。したがってこの法改正による組合組織への打撃のほとんどすべては総評に集中されたといってよく、六七年における総評組織人

第130表　主要団体別労働組合員数　（人）

年	合　計	日本労働組合総評議会	全日本労働総同盟	全国産業別労働組合連合	中立労働組合連絡会議	その他
1960	7,661,568 (100.0)	3,745,096 (48.9)	924,076 (12.1)	46,063 (0.6)	—	3,080,867 (40.2)
1961	8,359,876 (100.0)	3,968,123 (47.5)	1,107,867 (13.3)	42,847 (0.5)	—	3,257,336 (39.0)
1962	8,971,156 (100.0)	4,122,099 (45.9)	1,202,696 (13.4)	56,779 (0.6)	831,476 (9.3)	2,780,665 (31.0)
1963	9,357,179 (100.0)	4,191,683 (44.8)	1,348,268 (14.4)	49,450 (0.5)	895,475 (9.6)	2,954,539 (31.6)
1964	9,799,653 (100.0)	4,206,546 (42.9)	1,466,278 (15.0)	58,366 (0.6)	935,614 (9.5)	3,213,352 (32.8)
1965	10,146,872 (100.0)	4,249,703 (41.9)	1,659,063 (16.4)	60,521 (0.6)	983,572 (9.7)	3,300,206 (32.6)
1966	10,403,742 (100.0)	4,247,493 (40.8)	1,715,800 (16.5)	65,876 (0.6)	1,020,751 (9.8)	3,471,589 (33.4)
1967	10,566,436 (100.0)	4,208,097 (39.8)	1,775,210 (16.8)	69,839 (0.7)	1,037,908 (9.8)	3,587,963 (34.0)
対前年増減数	162,694 (1.6)	△ 39,396 (△ 0.9)	59,410 (3.5)	3,963 (6.0)	17,157 (1.7)	116,374 (3.4)

〔備考〕 1)　2以上の主要団体に加盟している組合の組合員数はそれぞれの主要団体に重複集計してあるので，主要団体別の組合員数の計は合計と一致しない。
2)　△印は減少を示す。
3)　( ) 内の数字は比率である。
4)　全日本労働総同盟の60，61年は全日本労働組合会議，62～64年は全日本労働総同盟組合会議の数字である。

第131表　適用法規別単一労働組合員数の主要団体別構成
（1967年）　（%）

主要団体	合　計	労組法	公労法	地公労法	国公法	地公法
合　計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
総　評	39.8	21.6	89.0	86.2	76.9	86.0
同　盟	16.8	21.7	10.9	1.1	3.7	0.4
新産別	0.7	0.9	—	—	—	—
中立労連	9.8	13.7	—	0.5	—	—
その他	34.0	43.6	0.1	13.1	19.3	13.7

〔備考〕 労働省「昭和42年労働組合基本調査報告」による。

員数三万九〇〇〇の減少は、主としてこのためにひきおこされたのであり、逆に、もしもこうした法改正がおこなわれなければ、この年に総評の組織人員の減少はおこらなかったものとみられるのである。

全日本労働総同盟（同盟）　同盟は六三年約一四万五〇〇〇人、六四年約一一万八〇〇〇人とこのところ大幅ののびをつづけてきたが、六六年よりその増勢は弱まり、既加盟組合のうち一般同盟が、六七年も約五万九〇〇〇人六六年の約五万七〇〇〇人増加にとどまった。

六七年六月末日までの一年間に新規加盟した組合はなかった。この増加は、自動車労連の約一万七〇〇〇人増、全金同盟の約九〇〇〇人増、全化同盟の約七〇〇〇人増、交通総連の約七〇〇〇人増が目立った。このうち一般同盟の増加には、地方・地区同盟にはいっていたものの加盟によってもたらされたものがふくまれている。減少が目立ったのは地方・地区同盟（約一万二〇〇〇人減）、全繊同盟（約一万一〇〇〇人減）などであった。

昨年にひきつづいて組織人員数は約四〇〇ふえ、七万にせまった。傘下単産のうち増加が目立つのは全機金の約二〇〇〇人増である六七年六月末日にいたるまでの一カ年間に新規加盟組合はなかったが、既加盟組合で増加が目立ったのは全建総連（約三万二〇〇〇人増）であり、減少が目立ったのは全造船電機労連（約一万四〇〇〇人増）であり、減少が目立ったのは全造船機械（約八〇〇〇人減）、全窯連、全石油（それぞれ約一〇〇〇人減）であった。そして中立労連としては六七年に差しひき約一万七〇〇〇人の増加をみた。

全国産業別労働組合連合（新産別）

中立労働組合連絡会議（中立労連）

6 主要四団体の産業別組織状況

産業別単位労働組合員数のうちに四団体加盟組合員の占める割合をみると、総評加盟の比率が高いのは公務（八五・四%）、林業・狩猟業（八〇・五%）、運輸通信業（六五・七%）、鉱業（五四・一%）であり、同盟加盟が多いのは電気・ガス・水道業（六二・七%）である。また金融・保険業（九〇・七%）、不動産業（七六・九%）、卸売・小売業（六七・一%）、農業（六五・六%）、漁業・水産養殖業（六〇・二%）では、四団体に加盟しないものが五〇%以上をしめている。組合員総数の三六・七%をしめる製造業では、四団体に加盟しないものが全体の三三・九%を占めてもっとも多く、ついで同盟の

第132表　産業別単位労働組合員数の主要団体別構成比　（%）

産業	合計	総評		同盟		新産別		中立労連		その他	
		1966	1967	1966	1967	1966	1967	1966	1967	1966	1967
全産業	100.0	41.0	39.9	16.6	16.8	0.6	0.6	9.8	9.9	34.2	33.9
農業	100.0	23.3	20.0	16.9	9.7	—	—	5.7	4.7	54.1	65.6
林業，狩猟業	100.0	80.8	80.5	10.3	10.6	—	—	—	—	9.0	8.9
漁業，水産養殖業	100.0	0.3	0.5	21.9	21.7	—	—	15.8	17.6	61.9	60.2
鉱業	100.0	53.9	54.1	24.1	23.2	0.1	0.1	2.0	1.6	24.0	25.2
建設業	100.0	35.5	33.1	3.5	3.3	0.8	0.8	24.8	27.5	38.5	38.7
製造業	100.0	20.4	20.6	27.4	27.8	1.4	1.4	17.6	17.0	33.9	33.9
卸売業，小売業	100.0	6.8	6.6	16.0	17.7	0.1	0.0	9.0	8.5	68.2	67.2
金融，保険業	100.0	3.5	3.4	1.0	0.9	—	—	14.0	14.6	90.3	90.7
不動産業	100.0	35.4	29.1	2.4	3.0	—	—	0.9	—	80.6	76.9
運輸通信業	100.0	67.0	65.7	16.7	17.3	0.2	0.3	0.4	0.4	14.0	16.4
電気，ガス，水道業	100.0	23.1	22.8	62.8	62.7	—	—	8.4	8.4	5.8	6.3
サービス業	100.0	61.3	59.6	2.7	2.8	0.0	0.1	1.4	1.3	35.3	36.4
公務	100.0	86.1	85.4	1.3	1.3	—	—	—	—	13.5	13.3
分類不能の産業	100.0	49.0	40.4	18.7	11.1	0.2	0.4	0.4	—	31.6	47.9

〔備考〕 1) 労働省「昭和42年労働組合基本調査報告」による。 2) 第130表の備考 1) 参照

第133表　主要団体別単位労働組合員数の産業別構成比　（%）

産業	合計		総評		同盟		新産別		中立労連		その他	
	1966	1967	1966	1967	1966	1967	1966	1967	1966	1967	1966	1967
全産業	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
農業	0.1	0.1	0.0	0.0	0.1	0.0	—	—	0.0	0.0	0.1	0.1
林業，狩猟業	0.8	0.8	1.6	1.6	0.5	0.5	—	—	—	—	0.2	0.2
漁業水産養殖業	0.5	0.4	0.0	0.0	0.7	0.6	—	—	0.8	0.8	0.9	0.8
鉱業	1.8	1.6	2.4	2.2	2.6	2.3	0.3	0.3	0.4	0.3	1.3	1.2
建設業	6.0	6.3	5.2	5.2	1.3	1.2	7.8	8.2	15.1	17.5	6.9	7.2
製造業	36.9	36.7	18.4	18.9	60.6	60.5	84.4	80.2	66.3	63.2	37.6	36.6
卸売業，小売業	4.3	4.5	0.7	0.7	4.2	4.7	0.4	0.2	4.0	3.9	8.8	8.9
金融，保険業	6.4	6.8	0.5	0.6	0.4	0.4	—	—	9.1	10.0	17.4	18.2
不動産業	0.1	0.1	0.1	0.1	0.0	0.0	—	—	0.0	—	0.4	0.3
運輸通信業	18.6	18.8	30.4	30.9	18.7	19.3	6.9	8.5	0.8	0.8	8.8	9.0
電気ガス水道業	2.0	2.0	1.1	1.1	7.6	7.5	—	—	1.7	1.8	0.4	0.4
サービス業	12.2	12.1	18.3	18.1	2.0	2.0	0.1	2.4	1.7	1.7	13.0	13.0
公務	9.8	9.5	20.7	20.3	0.8	0.8	—	—	—	—	3.7	3.7
分類不能の産業	0.4	0.3	0.5	0.3	0.5	0.2	0.2	0.2	0.0	—	0.4	0.4

二七・八%、総評の二〇・六%、中立労連一七・〇%、新産別一・四%となっている（第132表）。

右にみたように、産業別組合員数に占める各主要団体の比率が不均等であるところから、各主要団体加盟組合員数の産業別比率にも大きなちがいがでてきている。第133表にみるように、総評で重きをなしているのは運輸通信業（三〇・九%）、公務（二〇・三%）、製造業（一八・九%）、サービス業（一八・一%）であり、同盟では製造業（六〇・五%）、運輸通信業（一九・三%）、新産別では製造業（八〇・二%）、中立労連では製造業（六三・二%）、建設業（一七・五%）がその重要部分を占めている。

7　都道府県別組織状況

都道府県別に単位労働組合員数をみると、東京の約一八〇万一〇〇人を筆頭にして、大阪の約九五万九〇〇〇人、愛知の約六五万一〇〇〇人、神奈川の約六四万七〇〇〇人、兵庫の約五四万人、北海道の約四九万九〇〇〇人、福岡の約四八万人がつづいており、北海道をのぞくこれら六都府県に組合員総数の過半数が集中している。しかも六七年に増加した単位組合員数約一六万八〇〇〇人のうち約一二万までがこの六都府県で占められており、組合員がこれら工業中心地の都府県にいっそう集中していく傾向がみられる（第134表）。

各都道府県別の組合員数にしめる主要団体の比率は、第135表にし

第135表　都道府県および主要団体別労働組合員数の構成比　（%）

都道府県	合計	総評	同盟	新産別	中立労連	その他
全国	100.0	39.9	16.8	0.6	9.9	33.9
北海道	100.0	59.8	6.7	0.0	4.3	31.4
青森	100.0	63.0	12.9	0.1	3.1	22.0
岩手	100.0	64.5	8.4	0.0	3.7	24.0
宮城	100.0	51.2	9.5	0.0	9.6	31.0
秋田	100.0	53.7	8.0	0.0	3.3	36.9
山形	100.0	45.9	5.1	3.2	11.4	35.0
福島	100.0	48.2	19.5	1.6	5.6	26.0
茨城	100.0	42.4	7.4	0.1	24.9	25.8
栃木	100.0	35.1	11.9	—	11.6	44.2
群馬	100.0	44.1	9.7	1.0	9.3	36.6
埼玉	100.0	31.4	22.7	0.1	9.8	36.6
千葉	100.0	36.3	16.3	—	9.1	39.2
東京	100.0	31.1	15.4	0.9	12.7	41.5
神奈川	100.0	30.5	17.5	1.3	21.3	29.9
新潟	100.0	42.6	23.7	1.1	2.9	29.9
富山	100.0	39.4	18.6	4.0	1.3	37.2
石川	100.0	47.8	25.6	—	3.3	24.5
福井	100.0	39.7	32.7	—	4.3	24.0
山梨	100.0	57.1	7.8	—	3.3	32.5
長野	100.0	41.1	10.2	0.1	11.6	37.4
岐阜	100.0	30.4	30.2	0.0	5.8	35.3
静岡	100.0	35.7	20.7	0.6	10.2	33.4
愛知	100.0	28.2	22.7	0.9	9.0	39.9
三重	100.0	38.2	17.8	—	13.2	31.6
滋賀	100.0	29.6	30.3	1.5	13.0	27.0
京都	100.0	46.5	13.7	5.6	7.9	27.9
大阪	100.0	36.1	22.7	0.2	10.2	32.5
兵庫	100.0	41.7	17.4	—	13.7	27.9
奈良	100.0	50.3	11.6	—	12.9	26.7
和歌山	100.0	56.7	13.2	—	4.6	26.8
鳥取	100.0	56.9	8.1	—	1.4	34.5
島根	100.0	48.2	12.8	—	2.3	37.6
岡山	100.0	33.7	31.7	—	9.0	26.1
広島	100.0	36.2	21.0	0.0	5.5	38.3
山口	100.0	44.1	17.6	1.4	11.1	29.3
徳島	100.0	39.4	17.1	—	12.0	32.4
香川	100.0	37.3	16.1	—	9.6	38.2
愛媛	100.0	50.3	19.2	—	3.8	27.4
高知	100.0	44.1	13.0	—	7.2	37.4
福岡	100.0	51.6	9.0	0.0	7.0	34.0
佐賀	100.0	46.3	8.9	—	12.6	32.9
長崎	100.0	43.7	24.8	—	5.8	26.3
熊本	100.0	59.5	12.1	—	2.1	27.5
大分	100.0	55.9	13.5	—	4.5	30.7
宮崎	100.0	48.3	22.6	0.2	2.9	26.9
鹿児島	100.0	56.8	5.3	—	1.2	37.5

〔備考〕　労働省「昭和42年労働組合基本調査報告」による。

第134表　都道府県別単位労働組合員数

都道府県	組合員数	対前年増減数	対前年増減率
	人	人	%
全国	10,475,869	167,749	1.6
北海道	498,688	△ 879	△ 0.2
青森	78,059	△ 110	△ 0.1
岩手	109,306	240	0.2
宮城	139,131	6,563	5.0
秋田	114,002	1,565	1.4
山形	99,846	1,130	1.1
福島	150,141	463	0.3
茨城	136,451	862	0.6
栃木	120,468	3,686	3.2
群馬	134,836	1,056	0.8
埼玉	221,857	9,092	4.3
千葉	173,608	4,434	2.6
東京	1,801,234	45,591	2.6
神奈川	646,722	20,633	3.3
新潟	205,295	1,392	0.7
富山	126,631	△ 1,567	△ 1.2
石川	97,614	△ 1,485	△ 1.5
福井	75,391	△ 788	△ 1.0
山梨	48,745	△ 354	△ 0.3
長野	211,413	4,311	2.1
岐阜	153,712	3,615	2.4
静岡	297,806	△ 3,123	△ 0.1
愛知	651,355	20,968	3.3
三重	162,528	1,500	0.9
滋賀	81,660	△ 3,786	△ 4.4
京都	231,161	7,906	3.5
大阪	958,568	22,033	2.4
兵庫	540,248	6,232	1.5
奈良	60,370	1,206	2.0
和歌山	83,680	246	0.3
鳥取	48,712	530	1.1
島根	59,859	20	0.0
岡山	171,939	1,837	1.1
広島	268,660	3,756	1.4
山口	150,099	△ 1,255	△ 0.8
徳島	62,659	298	0.5
香川	70,730	2,292	3.3
愛媛	113,941	1,961	1.8
高知	68,015	119	0.2
福岡	480,818	4,874	1.0
佐賀	69,658	2,406	3.6
長崎	125,323	1,737	1.4
熊本	105,634	1,784	△ 1.7
大分	86,354	△ 5	△ 0.0
宮崎	79,869	1,990	2.6
鹿児島	103,073	△ 3,659	△ 3.4

〔備考〕　△印は減少を示す。　2）労働省「昭和42年労働組合基本調査報告」による。

めすとおりである。総評は、滋賀をのぞく各都道府県で他の団体をおさえて最高比率をしめており、岩手、青森をはじめとする一四の道・県では過半数を占めている。栃木、東京では四割以上が四団体に加盟していないものでしめられている。同盟は福井、岐阜、滋賀、岡山の四県で三割以上を占め、その他石川、長崎九県などで二割以上を占めている（第13表）。

2　組織運動

1　組織運動にみられる六七～六八年の特徴

この数年来の傾向　本年鑑38集は、労働組合の組織運動の分野からみて、六六年七月～六七年六月の一年間を、高度成長をとげた重化学工業における大企業労組の組織問題が集中的に顕在化しはじめた時期と名付けた（年鑑38集二〇四ページ）。そのいう意味はこうであった。六〇年の安保闘争高揚ののち、米日支配層の政策の若干の手なおしと経済の高度成長は、企業側のきめこまかな労務管理政策ともあいまって、大企業労組内の右派的潮流を強化した。そして六五～六六年には三菱三重工や日産自動車とプリンス自動車の企業合併を契機にして全金や全造船機械などの左派系組合に組織問題が発生を見たが、六六～六七年には、まさにこのような企業合併など産業再編成過程の進行に応じて、重化学工業の大企業労組を中心とする産業別諸組織に集中的に組織問題が顕在化した。そこに看取されるのは、企業別組合を新たにつくりだされた資本系列にそって再編成する動きであり、政治的には労働戦線を右よりに再編成する動きであった。

たとえば国際金属労連日本協議会ＩＭＦ・ＪＣは、総評と同盟の双方の既存組織にたいして批判的姿勢をとりつつ組織活動をすすめることによって、六七年六月までに、組織人員を約九七万へと大幅にのばしたが、これは同一資本もしくは同一資本系列下にある企業や事業所の諸組合が総評、同盟、中立労連など異なる上部団体に加盟している場合にきわめて有効なやり方であったということができる。しかもＪＣ自体は同盟とおなじ「自由にして民主的な」労働組合の立場をとっており、その立場からの労働戦線の右より再編成を推進していた。またＩＭＦ・ＪＣの組織伸張とならんで、総評内には「労働戦線統一」の名のもとに、反共「労働組合戦線統一」の主張がうまれて、これが六七年一月以降労働界全体に波紋をなげたのである。

六七～八年の特徴　六七年七月～六八年六月の一年間には、右にのべた特徴をもつ六六～六七年のあとをうけて事態は次のように進展した。

(1) 全逓や鉄鋼労連の指導者たちの「戦線統一」の主張は、金属産業部門でＩＭＦ・ＪＣの組織拡大となってあらわれた事態を、全産

業的規模におしひろげることを企図したものであったが、それが労働戦線の右より再編を目ざしていたことから総評内諸派の反発をうけ、六七年七月の総評第三四回定期大会直前には総評内でいちじるしく孤立した。そして大会では全鉱原口委員長の調停により岩井・太田派と宝樹派とのあいだに妥協が成立し、大会は戦線統一問題について原口提案の四原則を承認して終わった。

(2)総評大会後、全逓や鉄鋼労連は原口四原則によって認められたとして、独自の立場で「戦線統一」をめざす活動にとりくみはじめたが、しかし全体としてみれば、この四原則にもとづく妥協は、総評内で組織問題がただちに一挙に表面化するのを抑えることになった。しかもそれに加えて、そのご戦線再編推進派を不利にする次のような事態があいついで生まれた。

第一に統一論にたいする同盟側の反応はきわめて消極的であった。第二に、全逓宝樹委員長はこれまでその労働戦線再編論を主張するさいに、全逓こそがベトナム反戦のたたかいの先頭に立ってきたかのように主張していたが、六七年一二月には、新聞「総評」の南ベトナム解放民族戦線にかんする記事に関連して「北の軍事的勝利を支持する態度は、総評の積極的中立の立場を逸脱する」と執行部に訂正を申し入れ、同時に総評がベトナムの反戦のための「軍事輸送拒否国際会議」(四〇三ページ参照)の準備に積極的に取りくんでいることを批判した。「これに対し同月末の(総評)幹事会では逆に宝樹氏に対する批判が強まり、『もし宝樹氏が訂正に固執するなら総評から全逓労組を除名すべきだ』という強硬意見さえでたという。この事件をきっかけに総評内で宝樹氏にたいする風当りが強まり、同氏の提唱する戦線統一問題についても、協力的な空気が急にうすれてきている」(朝日新聞・六八・三・六)。第三は、再編推進派のもう一方の旗頭である鉄鋼労連の宮田書記長も、六八年春闘にあたって鉄鋼労連がスト権集約に失敗し春闘におけるその役割を後退させたこととからんで、総評内の民間労組にたいする影響力をかなり弱めた。最後に、ベトナム戦争のエスカレーションにともなうエンタープライズ寄港、B52の沖縄駐留や、倉石問題などにあらわれた米日支配層の動きに対応して、「たたかう姿勢」を重視する傾向が強まったことも、総評内で反共・労資協調の色彩の強い戦線再編論を弱めた。

こうして、六七年一月に宝樹論文が発表されていらい激化した「労働戦線統一」論議は、六八年になると少なくとも総評内ではかげをひそめてしまった。

(3)総評における「戦線統一」論議が再編推進派に不利に終わったのとならんで、六七年下半期～六八年上半期の時期には、IMF・JCの組織もほとんどのびることなく、キャノン労組(五五〇〇人)がオブザーバー加盟したにとどまったことが注目される。JCはこの時期に国内運動体としての中央・地方の機構整備をすすめた。

(4)しかし戦線再編論やJCの動向がそうであったからといって、産業再編成を契機とする労働組合の再編成を推進する動きがなくなったわけでは少しもなかった。

第一に、電機労連の指導部は金属共闘との絶縁の方針をうちだした。第二に、化学、紙パなど総評傘下組合や、金融共闘傘下の諸組織では脱退があいつぎ、造船部門では戦線再編への動きが看取された。第三に、IMF・JCの中心組織である電機労連や総評内のJC派である鉄鋼労連の傘下組織のイニシアチブのもとに、県評や地

方同盟など既存の地方組織の枠をはずして、県単位の「民間労働組合懇談会」をつくる動きが、六八年に入って神奈川県、福岡県など工業中心地帯をふくむ地域に結成されたことが注目される。それはまさしく県段階における労働戦線再編の動きであった。

六八年三月に八幡製鉄と富士製鉄の合併の企図が発表されていらい石川島播磨重工と呉造船、富士電機と川崎電機、川崎重工と川崎車輌と川崎航空機、王子製紙と十条製紙と本州製紙、三井化学と東洋高圧などをふくむ「大型合併」が決定あるいは実施をみ、産業再編成はあきらかに新しい段階をむかえつつある。このうち八幡と富士の合併では、ともに組合は鉄鋼労連であり、合併からただちに組織問題は発生しないであろう。しかし、合併後の人員整理問題をめぐって鉄鋼労連や八幡、富士などの現指導部の指導の責任が問われることになるかも知れない。また石播重工の場合、石川島の組合は全造船機械、播磨は造船総連傘下であり、呉もまた造船総連傘下であるから、合併にともないここでは石播労連内での造船総連側の比重が高まることになる。王子・本州・十条の製紙三社の合併では、これとは逆に紙パ労連傘下の本州・十条労組が多数を占め、同盟傘下の王子新労派が孤立しかねない。いずれにせよ産業再編成過程の新段階への突入によって、六八年下半期いご労働組合の組織問題がそこここで表面化し、なんらかの意味における労働戦線再編過程がいっそう急速にすすみはじめるだろう。六七年下半期～六八年上半期はそうした嵐をまえにしての比較的おだやかな一時期であったといえそうである。

(5)最後に六七年一一月一九日創価学会青年部総会の席上で創価学会池田大作会長は「公明党を支持する労組組織をつくることを検討したらどうか、と公明党に提案したい」とのべて、注目された。独自の労働組合を組織する必要を感ずるようになった理由として池田会長は、選挙のさい一部の組合執行部が学会員を迫害し、選挙の自由を侵害しているなどの事実をあげていたが、六八年上半期にはその組織化は実現しないままに終わった。

2　全国的中央組織の組織方針

総評の組織方針

総評は、高度経済成長以来の産業構造の変化と自由化、産業再編成とそれにともなう合理化攻撃に対処する組織強化方針として、ここ数年来①重化学工業労組対策の重視、②大産業別共闘の強化、③地区労の強化と地区共闘の拡大、④青婦人労働者対策の抜本的強化、⑤農・市民層との提携拡大⑥以上の諸対策を前進させるための全国、地方オルグ制度の拡充、などをすすめてきたが、六七年七月の総評第三四回定期大会が採択した六七年度運動方針は、この従来の組織強化方針が基本的に正しかったことを確認し、今日独占資本が企業別組合や資本別組合の育成により労資協調で自由化に対処しようとしているとき、統一的労働運動を発展させることこそわれわれに課された緊急課題であるとのべ、本年はこの方針を踏襲して次のことをおこなうものとしている。すなわち①組織化の重点を第三次産業にもむけること、②産業別組織は産業別の団体交渉機能を強め、スト資金を産業別組織にプールするなど産業別レベルでの機能強化に努力を集中する、③官公

労は省別セクトの克服に努め、政治闘争は、日常要求で団結した力でこれを発展させるという原則に立ってすすめる、④大資本の集中・合併の進むなかで、産業別組織の機能強化のうえにたって金属、化学、交運などの大産業別共闘を強化する、⑤運動のさきがけとなって弾圧された組合と活動家の擁護、⑥青婦人労働者対策の強化、⑦主婦の会の組織化と出稼ぎ労働者や兼業農民の組織化、⑧既存の中立組合を各単産・地評・地区労に結集するとともに未組織の組織化につとめる、⑨地区労の体制整備。

また同じ運動方針は沖縄について、本土よりも運動が立遅れており「われわれの連帯活動の不十分さが痛感される」として、次のようにのべている。

【沖縄にたいする組織方針】県労協の主体性を尊重しながら、その要請に応じてあらゆる支援を送るとともに、総評加盟組合の組織強化のため専従オルグの配置を検討し、基地労働者の組織強化のたたかいを本土の全駐労のたたかいと平行的に進める他、各単産が積極的に沖縄県の同一産業労働者との協力を強化し、さらに本土の社会保障、共済制度などの沖縄県への拡大適用を促進する。

大会後の九月一三日には総評組織部長・全地評代表者合同会議が開かれたが、ここでも組織強化の課題の重要性が確認され、金属・化学・交運など大産業別共闘の強化、重点産業としての電力・繊維労組対策、専門対策としての農協労・婦人・青年対策などを決めるとともに、中央組織対策として「①鉄道弘済会・政労協傘下組合の総評加盟、ホテル労連・交通公社の加盟方向促進、②全窯連・軽金属労連・民航労連の大産業別共闘への加盟促進ならびに地評加盟・全農協労連・全建総連などの地評加盟促進」などの方針を決定した。

同盟の組織方針

同盟は六八年一月一八～二〇日開催の第四回大会で採択した六八年度運動方針のなかで、同盟発足以来その組織は着実に拡大してきたものの組織倍増五カ年計画からみれば必ずしも所期の成果をあげていないが、「最近における労働運動の流動化傾向は民主的労働戦線の飛躍的拡大の時期の到来を告げるもので、同盟はいまこそ……組織の飛躍的拡大をはからなければならない」として、当面の組織活動の最重点は「組織の拡大」であるとのべ、その重点目標を次のように指示している。

〈同盟の「組織拡大の重点目標」〉 ①重化学・金属産業組織の拡大。産業全体の中にしめるこれらの産業の比重はいよいよ大きなものとなっており、「同盟が飛躍するためにはこの分野の組織化は戦略的にきわめて重要である。②官公労の労働運動の温床」と化している。このため労働運動民主化の重点は官公労におかねばならない。このため現在一五万の全官公を三年後に三〇万に拡大し、構成組織を四組織から一〇組織に拡大する。③第三次産業分野における組織拡大。④未組織、中小企業における組織化と加入促進、⑤その他。

中立労連と新産別の動向

これまで中立労連の中心組合となってきた電機労連は、六六年に中立労連と総評の従来の共闘関係維持に反対してＩＭＦ・ＪＣの強化にのりだしたときから中立労連議長の地位をうしなっていたが、六七年の大会で「中立労連の主体性強化」を謳い、同年秋の中立労連改選期には議長をひきうけてもよいとの意向をしめした。だが九月二二日の

次期役員選出のための中立労連傘下三役会議では、電機労連にたいし各組合が批判的態度をしめしたため、電機労連は議長を送ることができず、一一月二七日の第一〇一回全体会議で前回同様、全造船機械から佐藤議長、食品労連から岡村事務局長が選出された。

新産別は、六七年一〇月の第一九回定期大会で、労働戦線の統一は産業別結集を中心にすすんでおり、なかでも金属・化学の動向が重要であるとの判断にたち、「金属については組織的発展のために、そのすべての部門を包括した大産業別連合の達成に協力する。化学については、分散状態にあるが、産業再編に対応し一大産業別結集をめざす」との方針を決定した。

3　産業別組織の動向

金属・機械産業

金属機械産業ではこの二、三年来産業再編成の進行にともなう組織問題が国際金属労連日本協議会IMF・JCの組織拡大という形で表面化しているが、IMF・JCについては項をあらためて述べるので、それを参照されたい。

造船部門では、IMF・JCの動きとも関連をもちつつ、労働戦線再編への胎動がみられる。すなわち、全造船機械傘下組織内ではこれまで金属共闘に積極的に参加してきた指導部に対抗して同盟系の二八会（全国民連傘下）が結成されていた。二八会は、三菱三重工の合併を機に六五～六六年には三重工の各組合の全造船機械脱退を実現し三菱重工西協議会を結成、さらに六六年一一月には西協議会を動かして同盟三菱、三菱労連、本社労組などとともに三菱重工労連を結成するなど、全造船機械の組織をくずすことによって造船部門における「労働戦線再編」を推進してきた。この二八会は六七年八月に長崎で第八回総会を開き「①容共総評路線からの離脱、②造船総連との協力、③IMF・JC加盟の促進、④三菱、石播、川崎、鋼管、三井、日立、佐世保、呉など大手労組共闘を中核として仮称＝全国重工業労働組合連絡協議会（重工労連）の結成」などの方針を決定した。

石川島播磨重工と呉造船の合併が六八年四月に発表され、石川島播磨重工労連（そのうち石川島は全造船機械、播磨は造船総連傘下）と呉造船労組（造船総連）の組織合同も近く実現して、石播労連内における全造船機械と造船総連の力関係に大きな変化がうまれようとしているときだけに、二八会の決定は将来に波乱の種子をまくものと観測されている。

化学産業

合化労連では六六年一二月の東洋高圧の分裂脱退（約七〇〇〇人）につづいて六七年には信越化学（六月、三〇〇〇人）、日信化学（六月、三七〇人）、不二醤油（六月、二五〇人）が脱退し、さらに一二月には有機グループの大手である積水化学（約四〇〇〇人）が脱退を決定した。もっともこの積水化学の脱退決定は手続き上規約に違反する点があったため、合化労連と積水化学一部中執の申請にもとづいて六八年三月二八日大阪地裁で「脱退を決めた組合大会は手続き上無効である」との決定が下された。なお脱退推進派の脱退提案理由は、①合化労連の運動方針は闘争至上主義である、②経済闘争よりも政治闘争に力点があり、③合理化に絶対反対の容共政策が明らかになってきている、

立場をとっている、④加盟費が高いのにこれに見合うメリットがない、などである。

脱退したこれらの組合はいずれの上部団体にも加盟せず、たださえ無所属の企業別大労組の乱立する化学産業労働戦線は、いっそう混迷の度をふかめつつあるかに見えるが、総評・同盟・新産別はそれぞれ化学労働戦線の大産業別統一をめざして組織対策をすすめている。

同盟は六七年五月の第一二回中央評議会で「化学組織統一整備特別委員会」を設置し、全化同盟、同盟紙パ、化学連の四組織を統合するとの方針をきめた。この方針にもとづいて六七年七月と九月にこれらの四労組と同盟本部による特別委員会が開かれたが、席上どの組合も統合をただちに実施するのは困難であるとの態度をしめし、組織統一の話合いは進展しなかったので、同盟本部で統一草案をつくり、あらためてこれを検討することになった。

六六年九月に新化学が国際石油化学労連に加盟申請を行なったのにたいして、同労連既加盟の合化労連は「国際石油化学労連加盟よりも国内労働戦線の統一が先である」として新化学の加盟に反対し、新化学との「早期合同」実現に努力してきた。六七年六月国際石油化学労連が新化学の加盟を認めると、七月二六日合化労連はあらためて新化学にたいし組織合同を申し入れたが、新化学は七月二七日の大会で申し入れを拒否することを決めるとともに、既存組織を中心とせずに新しい化学戦線の統一に努力することを決定した。

合化労連とならぶもう一つの総評傘下化学関係組織である化学同盟は、六八年六月の第二二回定期大会で「合化、化同、全硝労の三単産による化学労連の統一」という方針をあらためて決定した。この三労組の統一の方針は六五年にも同労組によって提起されたことがあるが、このときは大企業労組の反対で合化は化学同盟と同一歩調がとれず、実現をみなかったものである。

紙・パルプ産業

近年傘下の大手労組内に批判勢力の台頭が目立つ紙パ労連では、六七年八月の大会で「合理化推進、生産性向上運動推進、労使協調、共産党排除、同盟全紙パとの提携」などを主張して指導部の運動方針案の全面修正をもとめた日本パルプ労組（二二〇〇人）が、その直後の九月末に紙パ労連脱退をきめた。ついで一〇月には北日本製紙労組（七二一人）が同じく紙パ労連を脱退したが、これは経営不振におちいった北日本製紙の再建が王子製紙の手ですすめられることとなったのを機会に、組合内に「紙パ労連を脱退して王子新労と交流すべきだ」との声が強まったことによるものである。

金融関係

金融共闘傘下組合の組織分裂は六四年いらいつづいているが、全損保では六六年六月に興亜支部が全損保の路線を「左翼偏向」と批判して脱退したあと、同年末に東海、安田、住友、同和の大手四支部も脱退し、六七年二月にはこれら五組合により損害保険労働組合連合会（一万二〇〇〇人）が結成された。

また同じく金融共闘傘下の全相銀連では、六二年いらい構成単組にあいついで分裂がみられ、六六年末の興紀の脱退いごは構成組合の脱退があいついでいたが、これらのうち東京、中央、福島、大生、香川、徳島、愛媛、東邦、三和の九組合が六七年八月二八日に「全日本相互銀行労働組合連合会議」（相銀労連）を結成した。発足した同労連は「労使協力して生産性向上に取り組む」ことをスローガンにかかげており、結成準備会の段階で参加していた北海道、殖産、

第一、岐阜、千葉など約一〇組合に加盟を呼びかけることをきめている。

公務　全電通、国際電電、通信建設など電気通信産業関係労組で結成している電通共闘（五六組合約二五万人）は、結成いらい総評への一括加盟を指向していたが、六七年八月の同共闘評議会できめた年内一括加盟実現の方針にもとづき各組合が批准投票を行なった結果、六七年中に二二組合約一九万八〇〇〇人の批准を終わり、六八年一月一日からは全電通、国際電電なども電通共闘として総評に一括加盟することとなった。

他方、同盟全官公は六七年六月に新自治労結成準備会を発足させる予定で、九州、関西、中国、関東、東北にそれぞれブロック連絡会議を結成することにつとめていたが、六七年中は二月に九州ブロック連絡会議の結成をみただけであったので、六七年一〇月の第九回定期大会で、六八年一〇月を目標に三万の新自治労結成の方針をたてた。

4　国際金属労連日本協議会（IMF・JC）

結成と発展　国際金属労連日本協議会IMF・JCは、一九六四年五月、電機労連（中立）、造船総連（同盟）、全国自動車（無所属）、全機金（新産別）の四単産、八幡製鉄、中山製鋼の二組合、オブザーバー組合として日本鋼管、住友金属、自動連労連、三菱重工など、五単産一三組合七〇万人で結成されたが、そのごの三年間にそれはさらに鉄鋼労連その他の加盟をみて、六七年六月現在では六単産一二組合九七万一〇〇〇人の一大組織に発展した。

発足当時それは国際連帯の窓口にすぎないものとされていたが、勢力を結集するにつれて国内運動体としての姿をあらわにし、六七年春には、賃闘連絡会議を設置して独自の春闘体制をくみ、また専従体制を整備した。JCが、総評、同盟、新産別、中立の各中央組織の枠をこえて、その傘下の金属関係組織を反共・労働組合主義の線にそって横断的に結集することに成功したことから、それは、一部の人たちからは、全産業にわたる反共「労働戦線統一」の金属産業におけるモデルであるとみなされ、六六～六七年における全逓宝樹委員長らの「戦線統一」論提起の少なくとも一つの論拠となった。

この一年間の動向　鉄鋼労連内ではもともと加盟反対の声が強かったため、JC加盟にさいしては、JCは国際連帯の窓口であって国内運動体ではないということが確認され、これが加入の条件とされていた。しかし六七年七月三一日開催の鉄鋼労連大会で、この「窓口規制」をはずして「漸進的に活動を拡げてゆく」ことがきめられたこともあって、このあとのJCの国内運動体としての組織整備がいっそう促進された。八月二九日のJC第二九回常任幹事会では、組織、機関紙編集、調査その他の六専門委員会の補強が、一〇月一七日の第九回協議委員会では、北海道、東、東海、関西、中国、九州、北信越の六地連に加えて、北海道地連は四三組合二万二〇〇〇人で六八年一月に、東北地連は四二組合一万五五〇〇人で六八年三月二日に結成をみた。五月の第一〇回協議委員会で

は、専従役員が電機、鉄鋼、自動車労連から各一名ずつでることによって軌道にのったことが報告されるとともに、五月末のＩＭＦ世界大会の準備と参院選挙のために拡大協議委員会の開催を九月に延期することを決定している。

こうしてＪＣの国内運動体としての組織整備はすすんだが、六七年七月以降の一年間に新規加盟としては六八年五月にキャノン労組（五五〇〇人）のオブザーバー加盟をみただけで、六八年六月末のＪＣ組織人員は、七単産一〇組合九七万六五〇〇人にとどまった。キャノン労組の加盟で光学機械関係という新組織分野に手がついたとはいえ、この一年間に拡大がこのように僅少にとどまったのは、次の理由によるものと思われる。①右にのべた組織整備に力がそそがれたこと、②韓国、フィリピン、台湾の各電力組合とアジアにおける電力労働者の国際組織結成をめざした同盟傘下の電労連は、この問題でアメリカの国際電気友愛労組ＩＢＥＷに協力を要請した結果、アメリカの右組合がすでに加盟しているＩＭＦへの加盟をすすめられた。このため六七年八月の大会で電労連本部はＩＭＦ加盟の準備活動をすすめることを提案し、ＩＭＦでも電力部会を新たに設置してこれを迎える用意をすすめたが、電労連大会では、この方針が修正され、早急な加盟が不可能となった。③これまでＪＣの組織は三菱三重工の例に典型的にみられるように、企業合併を機会とする中立労連もしくは総評傘下組合の組織動揺をつうじて拡大する傾向が強かった。六八年三月以降鉄鋼、電機、造船、車輌などの産業部門で大型合併がつぎつぎに決定をみたが、これらのうち鉄鋼、電機関係はすでにＪＣに加盟しているのでＪＣの組織に影響するところはなく、また非加盟のその他の分野でも造船関係について「３産業別組織の動向」でのべたように、それはまだ組合の組織問題に影響するところまで具体化していない。④次にかかげる総評や金属同盟の方針にみられるように、既成組織との対立関係が強まり、これがＪＣの組織拡大の障害になっていることも考えられる。

総評・同盟の態度

ＪＣが国内運動体としての性格をつよめ、それを足がかりに労働戦線の右より再編が総評内部からさえ計画されるにいたって、総評主流のＪＣにたいする反発はつよまり、六七年運動方針のなかでは、ＪＣを国内運動体とすること、とりわけ国際連帯強化を口実に国内労働戦線を動揺・混乱させることにきびしい批判をむけて、次のようにのべた。

【総評のＩＭＦ・ＪＣにたいする態度】　今日ＩＭＦ・ＪＣは約一〇〇万人の勢力となっている。二つ以上の単組が同一国際産業別組織に加盟しているときに、国際連帯の窓口として連絡協議会を結成することは認められる。だが日本における賃金闘争などの指導は、…ＩＴＳへの国内加盟単位が行なうのは適当でなく、全国中央組織である総評が行なうことが正しく、かつ実情にかなっている。…われわれはＩＭＦ・ＪＣに参加している各単産が国際産業別組織に加盟している本来的な意義を正しく認識し、…資本家や政府に対し積極的に闘うことを期待する。資本の自由化がすすむなかで、労働組合の国際連帯を強化することは必要である。しかし、それを口実に国内労働戦線を動揺、混乱させるようなことがあってはならない。

他方、同盟は、六八年度運動方針のなかで、「ＩＭＦ・ＪＣについては、その性格などに関して種々論議もあるが、国際自由労連とＩＴＳの関係からみれば、国内における自由な金属労働組合の連携の場としてこれを評価すべきであろう」とのべて、大筋としてＪＣを是認する態度をとっているが、傘下の全金同盟はあいかわらずＪＣ加盟に反対して、ＩＭＦへの直接加盟を主張しつづけ、井堀前会

長をふくむ八名の代表団を六七年九月のIMF中央委員会の前後に派遣してIMFに陳情を行なった。だがIMFブレナー会長はJCを日本におけるIMFの唯一の加盟団体としているので直接加盟は認められないとしているといわれる。

5　地方組織再編のうごき

六八年にはいって労働組合地方組織再編をめざす動きとしてにわかに注目されるようになったのは、既存の組織の枠をはずして神奈川、福岡、山口などですすめられた、県単位での民間単産の新たな結集である。こうした動きはこれまでも愛知県、北九州地区などでみられたことで「愛知県では数年まえから、地方同盟のほかにトヨタ労組などの全国自動車系や電機労連系などの中立組合が加わり、これに一部の総評系民間組合を抱きこんだ形の愛知県労組懇談会ができ」ており、「地労委の委員推せんなど県行政に対する窓口としては、事実上この懇談会が愛労評（県評）と並ぶ機能を演じてきた」（月刊労働問題六八年八月号）。また六五年二月に北九州市長選が自民・民社と社会・共産にわかれてたたかわれ、自民・民社の推す谷市長が実現をみたあと、谷市政を支える目的で「北九州地区労働組合主義連絡会議」がつくられた。

だが六八年にみられたこうした県単位の結集は時期的にかたまっているだけでなく、少なくとも神奈川と福岡の場合には結集の内容にも相似たものがふくまれている。

神奈川県民間産業労組懇談会

六八年二月二日に結成されたが、懇談会の発表によれば参加組合は四五四組合約三〇万九〇〇〇人で、県下組合員数約六四万七〇〇〇人の半数に近い。幹事組合に電機、自動車労連、同盟神金、鉄鋼、造船、三菱労連、海員、電労連、全繊、化労、全機金のそれぞれの県組織があげられていることからもわかるとおり、それはIMF・JC、同盟、新産別の傘下組合の大連合であって、会則には「神奈川県下の民間産業で、真に自由にして民主的な労働運動を基調とする」組合の提携の場であることが謳われている。

福岡県中立民間組合連絡会議

正式参加組合四九組合、オブザーバー加盟一一組合約一〇万人で六月一五日に発足をみた。ここでは、無所属・中立組合に地労委委員の推せんなど県労働行政への発言の場を確保することが結集の目標にかかげられ、神奈川県の場合とちがって、県評と地方同盟の双方に加盟していない組合を結集するたてまえをとっているが、八幡製鉄労組、九州松下電器労組などが主な世話人組合となり、連絡会議事務局も後者の本部に設置されていること、さきにつくられた北九州地区労働組合主義連絡会議もこの新組織の結成を支持したことなどからも推察されるように、やはり右よりの結集であることはまちがいない。

山口県民間労組連絡会

徳山曹達労組（新産別）と全日通山口（総評）が提唱団体となって、官公労組を除外することによって総評、同盟、新産別、中立労連、無所属を網羅した民間労組の連絡機関を設置することをめざしており、七月上旬発足予定で準備がすすめられているが、ここでは同盟系が参加しな

いで発足するものとみられている。

6 「労働戦線統一」の問題

「統一戦線」論議の展開

ここでいう「労働戦線統一論」とは、共産党と絶縁して労働組合戦線の統一をはかれという全逓宝樹委員長らの主張をめぐって展開された、労働組合戦線の再編にかかわる一連の論議のことである。こうした労働戦線再編にかんする論議は、六七年に頂点に達し、各方面からの注目をあびることとなったが、その萌芽は、すでに六四年に全電通が総評の本質改善を要求したことと、翌六五年に全逓が総評大会で本部提案の運動方針に反対してその根本的修正を要求したことなどにあらわれていた。そのごの産業再編成の進展にともなう総評・中立労連傘下組合の組織分裂の進行、ＩＭＦ・ＪＣの組織拡大などは、この総評内右派の体質改善論を、共産党と絶縁して総評、同盟、中立労連、新産別の戦線統一をはかるという労働組合戦線の再編論へと発展させた。すなわち六六年六月の全逓大会で提案された運動方針は、五三年に総評から全労が分裂したのちも四団体のあいだで統一の話合いがあったし、中立労連傘下組合も六一年頃までは総評加盟を指向していたのに、そのご統一の気運がうすれたのは、総評が社共両党支持の立場をとったからだとして「共産党との関係をはっきりさせることができるかどうかが戦線統一の決定的課題である」とのべていたのである。しかしこの運動方針にたいする大会代議員の批判は強く、その主張にもとるべき態度として階級性堅持その他の四項目を原案に付加したため、「戦線統一」論の焦点はぼけ、翌月開かれたこの年の総評大会でも全逓の主張はあまり問題にされないで終わった。

宝樹論文の発表と対立激化

だがこうした経過をたどりつつしだいに明確な形をとるようになった宝樹氏らの主張が、六七年一月に「労働戦線統一と社会党政権樹立のために」（月刊労働問題六七年二月号）という論文の形式でふたたび発表されるにいたって、それがにわかに各方面の注目をあびることとなったのは、次のような事情によるものであった。すなわち総評内では、六六年の総評大会で太田議長が退陣して宝樹らの推す堀井議長が実現していたし、また一二月発足の民間単産会議議長にはこれまた宝樹らと緊密な関係にある全鉱原口委員長が就任していた。他方総評の外ではＩＭＦ・ＪＣが急速にのび、総評からも鉄鋼労連がこれに加盟したほか、その影響が傘下組合になんらかの形でおよぶなど、宝樹らの主張が一定の力をもって総評の組織をゆさぶるような状況がうまれつつあるかにみえたからである。

六七年二月に総評臨時大会が開かれると、そこで宝樹氏ほか全逓代議員がさっそく反共戦線統一論の一端を明らかにし、これにたいして合化、国労、紙パ、全自運などの代議員が、反共と労資協調を前提とする戦線統一論はまやかしだと反論した。こうしてまず前哨戦が開始されたが、本格的な論議は六七年七月の総評大会にもちこされることとなった。

この臨時大会から夏の定期大会までのあいだ、宝樹と岩井、太田などが雑誌・新聞などにそれぞれの主張を発表してはなばなしい論

戦を展開した。それとともに宝樹は、総評傘下の主要単産幹部に働きかけ、また三～四月には堀井総評議長、滝田同盟会長代理、佐藤中立労連議長、清田電機労連委員長らと会合するなどして、反共戦線統一派の結集につとめ、太田・岩井らも六七年度運動方針案の討議をつうじてその主張の浸透をはかる一方で、これまで宝樹派に近いといわれていた日教組、全電通などの幹部に強力に働きかけた。その結果、六七年七月一九日の総評第三四回定期大会の開幕直前には、次のような情況が生まれていた。①同盟は宝樹提案を歓迎しつつも、その共産党との絶縁の主張は不徹底で、「現実に受け入れる条件はない」との態度をとったが、②ＩＭＦ・ＪＣや新産別は宝樹主張をバック・アップする態度をしめし、電機労連は五月末開催の大会でこの両組織の意向を汲みつつ反共を前提に四団体を統一する方針を採択していた。③他方、宝樹派と岩井・太田らとのあいだの論戦は、それが継続されるにしたがって双方の立場のちがい――反共・階級協調主義の立場と階級的統一を主張する立場のちがいをきわだたせていき、④しかも、岩井の出身組合である国労はもちろん、宝樹派にちかいとされていた日教組も五月の大会で「階級的統一」の立場を支持するなど、総評内では宝樹派は鉄鋼労連ほか少数の組合の支持をとりつけただけで孤立していた。

また大会直前には、両派の大会における激突は避けられないかに見え、しかもいったん衝突がおこれば、その結果は、五一年における左右両派への「民同」派第一次分裂、五五～五六年における岩井・太田派と高野派への「民同」（左派）の第二次分裂につぐ、「民同」第三次分裂を招来するのではないかとの予測も一部に生まれていた。

だが総評大会では、全鉱原口委員長が対立する両派のあいだにわって入り、戦線統一について次の「四原則」を大会で確認することで両派のあいだのいちおうの妥協が成立した。

①「すべての労働者が団結し、大幅賃上げ、労働時間短縮などについては共闘の組織態勢をつくる。このことは全国中央組織のみならず、産業別組織のレベルでも推進してゆく」②「すでに加盟関係にある組織にたいしては相互に奪い合いはしない」③「各組織の政治路線の伝統は相互に認めあう」。そして全体の「共闘組織として、反独占という立場を明確にし、必要に応じ、問題に応じて、革新諸政党と提携・協力して」ゆく。④「共産党をふくむあらゆる政党の支配を排除し、また政府や資本の組合支配にたいしては、組織相互に協力してその独立性を確立する」

原口四原則による妥協

こうして総評内での両派の激突は回避された。

またこの妥協で一時期はなばなしかった戦線統一論争も腰を折られた感じで、下火となった。しかし実は問題は何ひとつ解決されたわけではなかった。総評内の対立はそのままのこったし、全逓宝樹派や鉄鋼労連指導部は、四原則の第一に、産業別組織のレベルでも共闘態勢を推進するとあるのを、傘下各単産が総評の方針にしばられないで独自の労働戦線再編のための活動をいっそう自由に展開できることになったものと解し、大会決定を自派の勝利と宣伝するむきもみられた。

鉄鋼労連の方針

事実、総評大会のあとをうけて七月三一日～八月二日に開かれた鉄鋼労連大会では、次に掲げるように、政党支持を「社会党中心」から「共産党をのぞく革新政党」にあらため、反共労働戦線統一をめざす運動方針が採択され、そのなかでは、各単産がイニシアチブをとって戦線統一懇談会を設置することが提案されていた。

【鉄鋼労連運動方針の戦線統一にかんする項】「鉄鋼労連は、労働戦線の統一は成功しなければならないという立場をとります。今論争されているのは、何れも革新政党との関連をそれぞれ前提においているために、実現を阻んでいると思います。従って、鉄鋼労連は、つくり出されている戦線統一の気運を育てるために、一切の前提条件をおかない立場で、中央に戦線統一懇談会の設置を提唱します。その参加単位は、各単産代表者において同じテーブルにつくことからはじめていくようにし、ナショナル・センターの位置は懇談会の中で検討することで努力していきます」「鉄鋼労連は、政党と労働組合の関係は、その活動の分野もまた目的も異なるだけに互に自主性を侵さない立場で必要な問題毎に協力し合っていくことを基本にします。ただし日本共産党については、鉄鋼労連の組織全体からみて、協力する体制にありませんので、一切の共同行動は取り組まないことにします。そして他の革新政党とは、問題別に協力関係を保っていくことにします」

原口提案

総評大会で四原則をしめして総評内の二派の激突を回避することに成功した全鉱原口委員長は、そのご八月二五日、全鉱定期大会の閉会あいさつを「いまや総評の体質改善をはかる時期にきている。このためには民間単産会議の強化、拡大や企業別組合でしかない国家公務員組合の解体、単一組織化をはかるなど、大産業別組織の確立を急がねばならない。これが労働戦線統一の実現にも大きなきっかけを生むだろう」とのべた。そしてさらにそのあとの記者会見で、①民間単産会議に総評以外の組合の参加を呼びかけ、②各省ごとに組織している国家公務員の組合は解体して、現業部門と管理部門に横断組織としてまとめ、③このようにして産業別組織が強化されてゆけば、総評以外の労組とも産業別段階での話合いや共同行動がやりやすくなり、戦線統一は促進されるだろう、との見解を明らかにして注目された。

総評大会後の総評・同盟・新産別の態度

総評大会後、総評は大会決定の方針にもとづいて同盟とのあいだに当面共同しうる問題について話しあったが、メーデー、賃金調査センターなどこれまで共同しておこなってきたもの以上に進展をみないでいるうちに、八月一八日同盟は戦線統一問題にたいする同盟の態度をまとめて発表した。同盟はそのなかで、宝樹氏らの提唱により最近もりあがってきた戦線統一論のなかには「左翼労働運動の非現実性を克服して、民主的労働運動をめざす動きが底流している」と評価しながらも、総評系労組の多くが「共産主義路線」を克服しきっていない現状では、統一できる条件はないという従来からの主張をくりかえした。しかもこの主張は、翌六八年一月開催の同盟第四回大会が採択した六八年度運動方針のなかでも、ほぼそっくりそのまま、くりかえされたのである。

【労働戦線統一にかんする同盟の見解】（要旨）　①労働戦線統一に関する基本的態度　同盟のめざす戦線統一は自由にして民主的な労働組合の結集であり、共産主義路線を克服していない労組と民主的労組との無条件統一は無意味である。欧米のように産業民主主義が確立し、労働運動の中で共産主義の影響が克服されているところでは民主的労働戦線の統一が実現されている。わが国でもそのような条件を積極的につくり上げることが必要で、この問題を戦術的に取上げるべきではない。②最近の戦線統一論の背景と性格　最近多くの組合で戦線統一の方針が打出されているが、これは経済の発展と産業構造の変化に対し左翼労働組合主義では対応できなくなったため、民主的労働運動を求めて組織の流動が激しくなってきたからである。「共産党との絶縁」とか「社会、民社両党の再統一」という主張の中にはそうした傾向が認められるが、最近の統一論は統一の条件が成熟したから出てきたというよりは組織の流動化にどう対処するかという解決策として、あるいは運動の行詰りからの逃避として出てきたものと見るべきだろう、との見解を明らかにして注目された。

である。③当面の対策　同盟以外の組織の中に盛上がりつつある民主的労働運動を指向する動きはこれを正しく評価しながら連携を強める。

しかもこの見解発表にさいして天池同盟書記長は、「メーデーや公務員制度審議会で総評と共同行動をとることはありうるが、賃上げ、時短など組合運動の本質にふれるような問題では共闘できない」と述べ、総評が原口提案にもとづいて採択した方針にそって共闘を申し入れても、同盟は応じない旨を明らかにしていた。

他方新産別は、六七年六月の第四六回中央委員会で「中央団体間の話合いを通じて戦線統一を進めるというかつての方向は、すでに現実的条件を失った」として「金属と化学の各部門、基礎産業、第三次産業にわたる民間の産業別組織再編成の運動とその進展が〝労働戦線統一〟の今日的課題である」との方針を決定したが、一〇月の第一九回大会でもこの方針を再確認した。

これにたいして総評内では、九月七日に開かれた民間単産会議第二回幹事会が、総評大会で決定されたさきの四原則について善処方を総評幹事会に申し入れた。総評は一〇月二五日中立労連とともに同盟にたいして春闘準備のため「連絡協議会」を設けることを提案したが、同盟は一一月一日にこの申入れを正式に断った。そのあと一一月八日に総評は主流派単産書記長懇談会を開き、大会決定にもとづく戦線統一問題のすすめ方を協議した結果、「全国的中央組織・産業別組織等の各レベルでねばり強く話合いを進め、気運の醸成をはかる」との態度を確認した。

電機労連の新方針

こうして六七年の総評大会で宝樹派と太田・岩井派のあいだに妥協が成立していご、総評内外の各派は総評大会の意味について各派なりの解釈をくだし、その解釈にもとづいて行動に移っていたにせよ「戦線統一」問題についてのとくに新しい論議はみられないままに、六八年春闘とそれにつづく参院選挙をむかえることとなり、この問題についての一般の関心はいくぶんうすれたかに見えた。

だが、六八年三月に八幡・富士両製鉄の合併をはじめとする重化学工業における「大型合併」があいついで発表され、産業再編成があらたな段階をむかえたことにより、六八年下期いご、この合併を機会にして「統一」の名の下に労働戦線の右より再編成をやりとげるか、それとも反独占の階級的統一を強化するかの問題をめぐって、労働組合運動内での闘争が激化することは必至の状況がつくりだされつつある。

このときにあたり、この数年来ＩＭＦ・ＪＣの運動の先頭に立ち、一方で新産別、他方で総評内宝樹派や鉄鋼労連主流派と連絡をとりつつ、戦線再編の運動に大きな役割をかってきた電機労連が、六八年六月一七～二〇日開催の第一六回定期大会に、金属共闘とのこれまでの関係を断ち、ＩＭＦ・ＪＣによる金属労働戦線の再編促進とその影響拡大を軸にしながら、総評・同盟・中立の枠をこえた「横断的な民間単産会議」を設置するよう努めることによって、労働戦線全体の再編をはかる運動方針を提出して注目をあびた。運動方針のうち「戦線統一と共闘体制の強化」と題する項は次のようにのべている。

【電機労連大会に提出された戦線統一にかんする方針】（要旨）　(1)　労働戦線の統一に関し、すでにわれわれはＪＣによる金属産業の再編促進とその影響の拡大、ならびに中央団体の統一をめざし、①自由にして民主的な運動の確立、②労働組合主義を基調とし、観念的闘争至上主義の排除、③

社会・民社両党の再統一を期待するとともに、政党と労組の相互独立性と協力体制の確立、④共産党との提携共闘は行わない、との基本態度を決定している。今年度もこれにのっとり努力することとし、とくに昨年の総評大会で確認をみた原口提案ならびに鉄鋼労連の統一促進に関する方針には協力する態度をとる。

(2) ＪＣはこんにち賃金闘争へととりくみをはじめ、日常専門委員会活動に努力を行うとともに専従役員体制も促進しつつある。加えて地方連絡会議の増加や活動の促進などと相俟って、ＪＣの今後の組織的発展方向、すなわち金属大産業別連合への展望と対策がいよいよ必要になってきたと考える。

(3) 今後（中立労連への）無所属民間単産の参加を勧誘するとともに総評ならびに同盟の各民間単産との友好関係をふかめるように努める。そして将来の戦線統一をめざす横断的な民間単産会議を設置するよう対処する。

(4) 金属共闘との関係は整理する方針で対処する。なお地方段階でも逐次同様の処置をとるものとする。

だが電機労連内には、執行部のこうした労働戦線の右より再編案に反対する勢力が強まっていることも事実である。大会では金属共闘との協力関係を絶つことに反対して、安川、コロンビア、明電舎、ゼネラルなど二一組合が連名の修正案をだし、大手一五組合の半数をふくむ約五〇組合がこれを支持する形勢にあったが、本部が大会でだされた意見をとり入れて善処していくということで妥協がはかられ、修正案はとりさげられた。

【参考資料】(1)労働大臣官房労働統計調査部「労働組合基本調査報告」（各年） (2)総評「総評はかく闘う、1967」 (3)同盟「一九六八、同盟はかく闘う」 (4)「総評第三四回定期大会特集号」（月刊総評六七年九月号） (5)同盟「第四回全国大会報告書」 (6)座談会「組織妨害をはねのけて全官公の発展を」（同盟六七年八月） (7)坂東正一「新国労単一組織体へ」（同盟六七年八月） (8)「戦線統一に関する同盟の態度」（同盟六七年九月） (9)細川英香「流動化する紙パ労働戦線の歩み」（同盟六七年一二月） (10)石毛多喜男「印刷労働戦線統一の問題点」（同盟六七年一二月） (11)同盟の組織的発展のために」（同盟六七年五月） (12)岩上春治「動き出した労働陣営の再編成」（月刊労働問題六七年一〇月） (13)松波良一「分散化強める化学労働戦線」（月刊労働問題六八年三月） (14)反町篤次「ＪＣ、同盟連合の中味と性格」（月刊労働問題六八年四月） (15)北島信紀「独占強化の新段階と労働戦線」（月刊労働問題六八年六月） (16)揺れる「革新福岡」の労働戦線（月刊労働問題七月） (17)北島信紀「再編成への胎動続く労働戦線」 (18)深見謙介「ＩＭＦ・ＪＣの正体」（労働・農民運動六七年一〇月） (19)森達夫「ＩＭＦ・ＪＣの「産業別結集」の中味」（労働・農民運動六七年一二月） (20)中谷和夫「同盟の六八年度運動方針案批判」（労働・農民運動六八年一月） (21)澄田渉「石川島播磨、企業連と産業別統一」（労働・農民運動六八年五月） (22)座談会「労働組合の分裂と動」（労働・農民運動六八年七月） (23)堀江正規外「企業合併と労働運た電機労連大会」（労働・農民運動六八年八月） (24)正木俊郎「ＪＣ路線の矛盾を示し戦線の現状と展望」（経営と労働六七年九月） (25)白石徳夫「化学労働編成と労働戦線の展望」（六七年一二月） (26)金杉秀信「造船産業再

II 総評、同盟、新産別の大会

概要□総評の大会——総評第三四回定期大会：堀井議長あいさつ／六七年度運動方針／労働戦線統一に関する原口提案／総評第三五回臨時大会／同盟第四回定期全国大会——中地会長あいさつ／一九六八年度運動方針／長期賃金計画に関する質疑／新産別第一九回定期大会

概要

一、総評第三四回定期大会（六七年七月）の焦点は「労働戦線統一」問題であった。大会前には、反共労働戦線統一を主張する宝樹全逓委員長と階級的立場にたった戦線統一を主張する太田合化労連委員長、岩井事務局長らの激突が予想されていた。しかし、大会の舞台裏での原口全鉱委員長らの調整工作の結果、いわゆる「原口提案」によって対立は表面化せずに終わった。

一、総評第三五回臨時大会（六八年三月）は、中立労連など春闘共闘に加盟する組合の代表も特別参加して、川崎市で開かれた。大会は、大幅賃上げ、合理化反対、収奪予算反対を中心課題とする春闘方針を決定した。

一、同盟第四回大会（六八年一月）の焦点は、計量経済学を使ってあらたに策定された長期賃金計画の問題であった。一部代議員は、経済成長率より低い賃上げ率、前年より一%低い賃金要求などを批判した。しかし、全体として討論は低調で、三日間の大会を通じて代議員の発言は一〇人に満たず、「異議なし」「異議なし」と満場一致の承認がつづいた。役員改選では、中地会長、天池書記長が退任し、滝田会長、重枝書記長を中心とする新執行部が成立した。

一、新産別第一九回大会（六七年一〇月）では、「党員協議会など組合内の政党組織の廃止、自粛を要望する」との執行部の原案に批判が集中し、この項の大会決定は保留された。

1　総評の大会

1　総評第三四回定期大会

堀井議長あいさつ

総評第三四回定期大会は、六七年七月一九～二二の四日間、東京・小石川の文京公会堂で開かれた。大会は新加盟の全木労（全国木材産業労働組合協議会）をふくめ、一方、会費および秋闘支援の特別賦課金が納入されていないため欠格となった文部職組をのぞく加盟六四単産の代議員六六六人のうち、四八単産四六三人が出席して成立した。まず議長団の選出が行なわれ、全電通・笠原委員長、自治労・栗山委員長、合化労連・宮武副委員長、日放労・上田委員長、私鉄総連・菅野婦人部長の五人が選ばれた。

大会には、社会党、共産党、中立労連、美濃部東京都知事、護憲連合、全日農、原水禁国民会議など多くの民主団体の代表が来賓として出席、あいさつした。また国外からは世界労連のほか、シンガポール全国労組会議、フィリピン労働組合協議会、フィリピン労働中央組織、インドネシア・イスラム労働組合同盟、インドＨＭＳ、インドネシア労働組合統一書記局、セイロン労働会議、セイロン労働組合統一委員会、ニュージーランド労働同盟、マレーシア労働組合評議会の代表が来賓として出席した。また、フランスＣＧＴ、全ソ労働組合中央評議会、イタリアＣＧＩＬ、ベトナム総工会、朝鮮職業総同盟、イギリスＴＵＣ、スエーデンＬＯなどがメッセージを寄せた。

大会冒頭あいさつに立った堀井総評議長は、まず①「春闘は、いまや総評や中立労連のワクを越えて、〝日本の春闘〟と呼ぶにふさわしいまでに成長した。春闘こそ総評の長年の運動の大きな成果である」と総評の果たしてきた役割を強調した。しかし②「その反面において、総評の内外を問わず、今日ほど組織論が問題にされているときはない」として、きびしい合理化に対決しうる労働組合組織をつくること、「とくに独占資本と直接に対決する民間の重化学工業部門での組織強化は、総評が直面する緊急かつ最大の戦略課題である」ことを指摘した。また、③大会の焦点である「労働戦線統一」の問題については、「イデオロギー優先でなく労働組合レベルの問題として取り上げる性質のもの」であり、「常に日本の労働組合運動を代表してきた総評の伝統ある運動を軸に考えられなければならない」とのべた。④そして最後に、「日本の労働者に与えられた任務として、ベトナム反戦と沖縄返還の運動を一そう発展させよう」と訴えた。

六七年度運動方針

大会の中心議題である「一九六六年度一般経過報告並びに一九六七年度運動方針」は一括して提案され、岩井事務局長が説明にあたった。経過報告は、①一〇・二一ストを中心とする秋季・年末闘争、②総選挙闘争と地方選挙、③六七年春闘、④長期路線委員会の現状と経過などについておこなわれた。

このあと、内外情勢の分析につづいて運動方針の提案がおこなわれた。この新しい運動方針は、前年の運動方針が経済闘争に重点をおいていたのに比し、労働戦線統一問題について「階級的な立場に立った闘う労働戦線の統一」をかかげ、また「労働者に対する社会主義教育を大胆かつ広範に行なう」ことをうたうなど、階級的、戦闘的姿勢の堅持を強く打ち出していることが注目された。

なお、運動方針のうち、闘争の重点課題を示す「本年度労働運動の基調」の部分はつぎのとおりである。

【一九六七年度運動方針(案)・本年度労働運動の基調】以上の情勢と闘争経過は、階級闘争が新しい段階に突入したことをしめしている。総評は、独占の体制的な合理化と低賃金の攻撃に対決し、職場に基礎をおく労働運動を発展させ、産業別統一闘争を強化し、勤労国民と結び、一九七〇年前後の一連の政治反動を粉砕し、平和と民主主義、生活安定のために闘う。このため本年度とくに以下の諸課題に重点をおいて闘う。

1　労働力不足傾向の深化という労働運動にとって有利な条件を最大限に活用し、日本的低賃金克服の闘争を飛躍的につよめ、あわせて労働時間短縮、最低賃金制、社会保障の闘争に画期的前進をはかる。本年度春闘を、低賃金克服の第二年目として位置づける。労働力不足傾向を有利に活用し、日本的な低賃金を克服するのは、労働者のたたかいによってしかできない。こんにちの独占の攻撃焦点の一つは、産業別組合の育成であるから、産業別統一闘争からはなれて企業別組合、資本別組合の育成であるから、産業別統一闘争からはなれて本格的な大幅賃上げはできないことを徹底して教育宣伝するとともに、独占は労働力不足傾向に対処するてだてを、少数精鋭主義の経営管理とか、労働力流動化政策とかの方法でたてているから、これらと多面的に対決する反合理化闘争を結びつけることが必要である。

2　労働者階級の量的増大という新しいわれわれの力の成長に自信をもち、さらに運動の質の強化をともなわせるために、職場の団結と、職場交渉力確立を目的とした職場活動、職場闘争方針をあらためてここで再確認するとともに、協約闘争を重視して、産業別組織強化に固く結びつけ、産業別組織の統一力を高め、地域共闘を強化拡大して権利侵害に抗し、労働強化と長時間労働に反対し、労資協調主義を排して思想攻撃と対決し、組織破壊の工作を粉砕し、多面的な闘いをすすめて体制的合理化攻撃をはねかえす。

組織強化にあたっては、とくに組合幹部が組合員の信頼をあつめることと、真の組合民主主義の運営を実施していくことが重視されなければならない。幹部に独善があり、形式的多数決で処理され、少数意見が少数だという理由だけでしめだされ、組合員の意見が執行部に反映されないならば、こんにちのような組織破壊の攻撃には対処できない。かつて総評は、闘争のなかで、重要事項については組合員全体にはかることを提唱したが、全員投票はもちろん、役員選出、採決、闘争方式、戦術、要求決定など、組合運営の全般にわたって、真に民主的な運動にしていくことこそ、組織強化の基本である。

3　総評は、たんに加盟労働者の利益を守るだけでなく、すすんで広範な勤労者の利益もあわせて代表し、ひろい反独占の力を結集するために、いまの独占の政策が新しくつくりだした社会保障をはじめ物価、税金、交通、住宅、公害、教育などの諸問題を解決するたたかいに積極的にとりくむ。

4　反戦平和の闘いの伝統を守り、これをさらに前進させる。「アメリカのベトナム侵略反対、佐藤内閣の戦争加担政策に抗議する」闘いを引き続いて発展させ、これと結びつけて、戦後二二年日本から切り離され極東

最大の核ミサイル基地としてアメリカのベトナム侵略の足場となっている沖縄返還の闘いを強化する。そのため国民への呼びかけをいっそう強化し、秋にこの二つの要求を柱とし他の諸要求ともあわせて実力行使をふくむ統一行動ができるように諸活動をつみ重ねる。

5　最近の労働者階級の量的増大が、そのまま労働組合運動の強化に結びついていない現状に着目し、経営者の企業内思想教育、マスコミの反動化などに対抗して、労働組合運動を強化拡大する労働者教育活動を大規模に行なう。

あわせて、もろもろの社会的諸矛盾、労働者と勤労国民の多くの不満を解決するためには、日常的条件向上の闘争をつみ重ねる過程で、根本的には社会主義の体制をつくりあげなければならない、という思想を、大多数の労働者にもたせることが重視されなければならない時代になったから、労働者にたいする社会主義教育を大胆かつ広範に行なう。

また、運動方針の付属議案である「秋季年末闘争方針」は蛯谷武弘争対局長から提案されたが、これは、「①時間短縮闘争を統一闘争として組み、全職場で合理化体制と対決する　②人事院勧告の完全実施を目標に公務員の賃金闘争を闘う　③沖縄祖国復帰の四〇〇〇万署名を土台に、平和闘争を、全労働者の抗議ストでおこなう　④消費者米価の問題など国民生活を守る諸要求をほりおこし、運動の組織をはかる　の四つを秋闘の四つの柱とし、一〇月下旬に第一次統一行動、一一月中、下旬の第二次統一行動には最大限の実力行使をもってたたかう」というものであった。

労働戦線統一に関する原口提案

以上の提案説明をうけて、質疑討論がおこなわれた。経過報告については第二日に七単産の代議員から10・21ストの評価、欠陥、春闘のあり方、組織問題その他について質疑をおこなったのち、満場の拍手で承認された。

また、運動方針については、第二日につぎのような修正案が各単産から提出された。日教組「労働基本権奪還を本年度労働運動の基調に加えることなど」、合化労連「基調の労働者に対する社会主義教育強化の削除など」、私鉄総連、全国金属など八単産「全国・全産業一律最低賃金法々制化闘争について」、全日自労など七単産「裁判所に労働事件専門担当部設置を要求する項を削除」、全日自労など一四単産「社会党支持の削除など」。

運動方針の審議は第三日から始まった。ところでこの大会の最大の争点が「労働戦線統一」の問題であることは早くから予想されていた。すでにこの問題をめぐっては二月の第三三回臨時大会で太田合化労連委員長と宝樹全逓委員長との間で激しい論戦がかわされたが、臨時大会の本来の課題である春闘体制確立に論議を集中するため、労働戦線統一についての徹底的な討論はこの定期大会まで一時〝タナ上げ〟されていたからである。運動方針の討議には二一単産、二四人の代議員と三人の特別代議員が発言し、労働戦線の統一、産業政策、ＩＭＦ・ＪＣの評価、組織問題などに論議は集中した。しかし、大会前の予想に反して労働戦線統一問題をめぐる総評主流派内部の激突は回避された。これは大会の舞台裏で原口全鉱委員長らが太田、岩井、宝樹ら総評の指導的幹部の間の調整工作に積極的に動いたためであった。この事実は大会中の二一日付の各紙の夕刊で大きくとりあげられ、つぎのような原口提案で各派の合意が成立したことを報じた。

【原口提案】一、すべての労働者が団結し大幅賃上げ、労働時間短縮などでは共闘の組織体制をつくる。このことは全国中央組織のみならず産業別組織のレベルでも推進していく。

一、すでに加盟関係にある組織に対しては相互に奪い合いはしない。いかなる全国組織にも所属していない組合の加入や未組織労働者の組織化は、それぞれの全国組織が全労働者の戦線統一の立場から競争的に進め合う。

一、各組織の政治的路線の伝統は相互に認めあう。

一、共産党を含むあらゆる政党の組合支配を排除する。また資本の組合支配に対しては各組織が相互に協力して独立性を確立する。

この舞台裏での「取引き」にたいして、翌二二日の大会において全国金属、国労などの代議員から強い批判が出された。しかし、原口全鉱委員長は、前日の新聞報道と全く同趣旨の提案をおこない、このあとつづいて立った全逓・宝樹、合化・太田の両委員長も「原口提案」支持の態度を表明、また岩井事務局長もこれをうけいれ、総評大会は予定を一日くりあげて四日目の二三日に閉会した。

なお、各単産から提出された修正案は、全日自労など一四単産の「政党支持の自由」を主張する修正案を除いて、本部側がこれを補強意見としてとりいれ、あるいは提出単産との話し合いで了解に達した。「政党支持の自由」の修正案については採決がおこなわれた結果、代議員総数五五六のうち賛成六二の少数で否決され、うけいれた修正案によって補強された原案が絶対多数で決定された。

大会はまた、初の完全地域割り（横割り）による「第八回参議院選挙闘争方針」、「国際連帯基金制度の創設」を原案通り承認し、予算については会費二円引き上げの執行部原案を一円七〇銭引き上げに減額修正して承認したとの予算小委員会の報告を認めた。つづいて、つぎの諸決議と大会宣言を満場一致で可決し、一切の議事を終えた。

①佐藤首相の南ベトナム訪問中止を要求する決議　②弾圧諸事件の闘争を支援する決議、③首切り合理化反対長期争議支援に関する決議、④在日朝鮮人の帰国協定無条件延長、民族教育擁護に関する決議、⑤政府独占のしめつけによる合理化攻撃を粉砕し、地方公営企業労働者の大幅賃上げ闘争を支援する決議、⑥委託契約労働者の労働基準法適用闘争推進に関する決議、⑦安保六・四仙台高裁（国公法違反）事件、および、都教組（地公法違反事件）の無罪判決を勝ちとる決議。

【大会宣言（全文）】　この一年間、われわれは、労働者の生活を守り、日本の平和と民主主義、独立をめざす国民の先頭に立って闘いを継続し、発展させてきた。

われわれの闘いは、きわめてきびしい情勢の中で一歩一歩困難を克服し、労働運動の前進のために重要な役割を果してきたと確信をする。

いま独占資本と政府は、総評の闘う力を弱めるために、その攻撃の焦点を総評組織に集中し、分裂工作と労使協調思想の押しつけを一層強化している。

今日、資本の自由化に対応して、独占資本は一段と大規模な合理化投資を進め、国民生活に犠牲を強要し、下請や中小企業を淘汰し、労働運動を企業内に封じこめ、より少数の独占資本による支配体制を固めようとしている。

また国家はそのために税制・金融・財政をふくむあらゆる援助と保護を尽くしている。

したがって、総評にたいする攻撃は政治的、階級的な攻撃であり、それは今後一層強められることが予想される。

われわれはいまこそみずからの統一と団結をかため、その伝統的な戦闘性を堅持し、階級的な立場を確認しつつ、われわれと連帯を求めている多くの労働者、さらに広範な勤労国民と相提携し、反動勢力と対決する闘いを前進させなくてはならない。

いまや、われわれの、大幅賃上げをめざし、首切り合理化に反対し、時

間短縮を要求し、物価値上げ反対、社会保障制度の破壊を阻止するなどの闘いは、ひとり労働者の要求にとどまらず、すべての国民の生活と健康を守る闘いであり、アメリカのベトナム侵略反対・沖縄の完全返還要求、安保体制打破の闘いは日本の平和と独立の闘いにとどまらずひろくアジアの平和を守る闘いである。われわれは、この自覚と責任にたって、本日以降、決意を新たにして四百二十万の労働者とその家族の力を総結集し、日本の労働運動を強化し、さらに前進することを決意し、ここにこのことを内外に宣言する。

2　総評第三五回臨時大会

六八年三月六日総評は、六八春闘の闘争方針を決めるための第三五回臨時大会を川崎市の産業文化会館でひらいた。総評が大会を東京以外の地で開いたのは、六〇年六月に三池争議支援のために大牟田市で第一四回臨時大会を開いて以来、二度目のことであったが、その狙いは京浜工業地帯の中心地で大会を開くことによって春闘の盛り上げをはかることにあるものとみられた。また、この大会は、はじめての試みとして加盟単産の代議員、地方代表の特別代議員のほかに、中立労連など春闘共闘に参加している組合代表の特別参加を認め、討議にも参加させた。

大会は、まず議長団に全林野・田村委員長ら五人を選出したあと、堀井総評議長のあいさつをうけた。堀井議長は、このなかで「政府と資本の反動化とその攻撃のテンポは一段と早まっているが、同時に、これに抵抗する労働者や国民の運動も急速に高まっている。物価の値上りに対する労働者、国民の不満はうっせきし、春闘にむけて労働者の行動が今年ほど広がっている年はない」とのべ、組合員の期待にこたえ、最大限の行動を組み、これを統一の方向に向けようと呼びかけた。

つづいて勝間田社会党委員長、米原共産党幹部会員、佐藤中立労連議長の来賓あいさつののち、岩井事務局長が「春闘をめぐる情勢報告並びに六八年春闘を勝利するための闘争方針案」の提案説明をおこなった。

この春闘方針は、春闘の中心課題として、①一万円以上の大幅賃上げの闘争、②国家予算を中心とする収奪政策に反対する闘争、③首切り、労働強化をもたらす合理化反対の闘争の三つをあげ、さらに、④政治課題を経済闘争と結合させ、⑤最低賃金制闘争を強化し、⑥社会保障闘争の強化、⑦物価、減税など国民諸要求のたたかいの四つを「春闘に当って重視すべき諸課題」としてあげていた。このうち、春闘の中心である「大幅賃上げの闘い」については、①昨春闘で自己批判した「ストなし春闘」や「資本の許容する範囲」での賃上げ、「合理化とのひきかえ」を許さぬよう幹部、活動家は奮闘すべきである、②例年より早期に実力行使にふみきる、③思い切った大衆路線をとる、④春闘後も闘争体制を持続するなどの方針を示していた。また、合理化反対闘争では、労働時間の短縮、労働災害のたたかいに重点をおくこととしていた。さらに、国家予算を中心とする収奪政策に反対する闘争としては、当面、衆議院の予算審議の最終段階である三月一一日から一六日を「収奪予算粉砕行動週間」とし、政府、国会へむけて抗議行動、要求行動を集中するとの方針を提案していた。

また、春闘全体の戦術配置については、「全産業の中核先行組合が三月二六日から四月はじめまでに実力行使に突入する。民間単産は、特殊な単産を除いて、全部が四月一〇日までにストライキに入って、強力な実力行使によって四月半ばころまでには大幅賃上げをかちとる」との構想を示していた。

この春闘方針案にたいする質疑、討論は五時間あまりにわたっておこなわれ、一二単産（動力車、全日自労、鉄鋼、合化、私鉄、国労、日教組、自治労、全駐労、全国金属）一三人の代議員と一特別代議員（福岡県評）、それに中立労連（全国セメント、全造船機械）、中立組合（民放労連）の三代表、計一七人がそれぞれの組織の実情を報告するとともに、闘争方針について意見をのべ、春闘にとりくむ決意を表明した。その結果、闘争方針は多少の字句修正をおこなっただけでほぼ原案通り可決された。

大会はまた、闘争基金制度を設け、本年度は過渡的措置として任意カンパにより、公労協一〇〇〇万円、民間部会一〇〇〇万円、公務員共闘五〇〇万円、総評本部の財政の節約によって五〇〇万円の計三〇〇〇万円程度を集めることを承認した。この大会で注目されたのは、限られた時間のなかで、沖縄県労協の代表が沖縄問題についての特別報告をおこなったほか、B52核戦略爆撃機の配備に反対し、その撤去を要求するため上京中の沖縄代表団のあいさつを受けるなど、総評が沖縄問題に積極的にとりくむかまえを示したことであった。このB52撤去要求の沖縄代表団は、壇上でガソリンで汚染された沖縄の井戸水を燃して見せ、参会者に沖縄現地の実情の一端について強い印象を与えた。

大会は、最後につぎの一一の決議を採択し、「職場の闘争体制を固め、大衆路線を堅持して、合理化攻撃を粉砕し、全労働者の統一ストライキで大幅賃上げを闘いとろう」を中心スローガンとする大会スローガンを確認し、大会宣言を発表して閉幕した。

①沖縄の即時、無条件、全面返還、布令一一六号撤廃、B52の即時撤去を要求する決議　②アメリカの朝鮮における戦争挑発策動に反対し、在日朝鮮人の民族教育と帰国の権利を守る決議　③アメリカのベトナム侵略と、佐藤内閣の戦争協力に抗議し、闘うベトナム人民との連帯を一そう発展させるための決議　④医療保険制度抜本改悪と国立療養所の特別会計制度に反対する決議　⑤失対全面打ち切りに反対し、職安行政の反動化を粉砕する決議　⑥秋田県政共闘事件裁判で最高裁に無罪判決を要請する決議　⑦「えびの地震」被災者に対する政府要求及び救援決議　⑧地方公務員の「定年制」法制化阻止闘争に対する支援決議　⑨北九州市の合理化、大量首切り反対闘争に対する支援決議　⑩東京二十三特別区の区長公選制実現に関する決議　⑪安保六・四、日教組地公法事件、札幌市労連の三公務員法違反事件の最高裁において一括無罪をかちとるための決議。

【大会宣言（全文）】われわれは、春闘共闘委員会を軸とし過去十数年にわたる「春闘」の歴史をつみ重ねてきた。

いまや春闘に立ち上がる労働者の広がりは、同盟、未組織を含めた八〇〇万の仲間に拡大し、さらに国民各層の諸要求を実現する機会となった。

平和と民主主義、独立をめざし、生活と権利を守るための労働者階級を基軸とするこの国民的な春闘に対し、独占資本とその政府はすでに抑圧と反動化の政策をもってこれにこたえようとしている。アジアにおけるアメリカの戦争挑発行動と、佐藤内閣の危険な政策に対し、国民は言いしれぬ不安をいだいている。

そして、今日の財政をはじめとする国民生活の圧迫や、合理化攻撃の真

の原因は、このような戦争政策にその「根本」があることを国民が理解し始めている。

われわれは三月下旬以降四月にかけ例年に倍する強力なストライキを組織して独占資本とその政府が「許容するワク」を打ち破っての大幅賃上げを獲得し、全国一律の最賃制を制定させ、首切り合理化をはね返し物価値上げを阻止する闘いに勝利するならば、そのときこそ反動佐藤内閣の政治生命をたちきる条件をつくり出すことができると考える。

私たちの春闘は日本の反動化と軍国主義復活の政策に「歯どめ」をかけ、アジアと世界の平和に影響を及ぼす闘いとなっていることを銘記しなければならない。

すでに闘いは始まっている。今年は例年になく全国の職場で労働者が積極的に立ち上がり「学習と討論」が重ねられ、生活と職場の実態に根ざす要求が結集しつつある。

この自主性をさらに闘いの場に引き出し、創意に満ちた、粘り強い闘いに組織することは、すべての労働組合に課せられた義務である。

われわれは、五万人合理化に反対して立ち上がった国鉄、動労の仲間、教育三法に反対し、平和と民主主義の教育を守る決意をこめて校区から地域住民と共に立ち上がった日教組の兄妹、石炭国有化を目ざして闘いを進める炭労の同志、布令一一六号の撤廃と即時、無条件、全面復帰のために闘い続けてきた沖縄の労働者を全労働者の闘いとして包み、みずからの職場の諸要求の勝利のために、明日からといわず今日からさらに決意を固めて総決起することを臨時大会の名において決議し、その決意を内外に宣言する。

2　同盟第四回定期全国大会

中地会長あいさつ　同盟の第四回定期大会は、六八年一月一八～二〇日の三日間、東京・千代田区の九段会館で開かれた。大会は和田副会長の開会のことばにつづいて、資格審査委員長から午前一〇時現在、代議員四四九人中三〇七人、役員は四〇人中二八人が出席し大会成立要件が満たされていることが報告され、大会の成立が宣言された。大会は議長に全繊同盟の岩崎昇策代議員、副議長に海員組合の岡田時行、全金同盟・浅野総一郎、新国労・肥後光秀、全化同盟・田中良一、三菱協議会・鈴木定雄の各代議員を選出したのち、中地会長の要旨つぎのようなあいさつがおこなわれた。

㈠同盟の産業政策は、昭和二〇年代の生産復興運動、三〇年代の生産性向上運動の発展であり、資本主義体制変革の青写真としての産業政策とは異質である。

㈡長期賃金計画は産業政策と表裏をなしているが、本年の賃金闘争はこの長期賃金計画達成の第一歩である。

㈢容共勢力は七〇年にむけて、平和運動の名のもとに反米闘争を激化し、思想的、政治的混乱を通じて革命への契機をとらえようとしている。安保、沖縄問題について国論を統一することが喫緊の国民的課題だが、これについて同盟が誘導的役割の一翼をになうことが本大会の重要任務である。

る。

(四)来る参院選で民社党の必勝を期して闘う体制を確立することもまた本大会の重要課題である。

このあと、西村民社党委員長、武藤民社研議長、松下核禁会議議長、亀甲沖縄県労協議長の来賓祝辞があり、また国際自由労連、韓国労組総連盟の代表も出席して祝辞をのべた。また、大会第二日には小川労働大臣も出席して来賓あいさつをおこなった。このほか、AFL＝CIO、オランダ労働総同盟など国際自由労連系の三一の外国労組からメッセージや祝電が寄せられた。

第一日の午後は、西尾民社党常任顧問の祝辞につづいて、天池書記長から本部活動報告、斎藤総務局長から会計報告、佐藤会計監査から会計監査報告がおこなわれた。

天池書記長はこの本部活動報告で、一年間の活動を、①総選挙闘争、②賃金闘争、③長期賃金計画、④産業政策、⑤組織問題の各項目にわけて報告し、さらに補足説明として、⑥最低賃金審議会、家内労働法の問題、公務員制度審議会、⑦所得政策に対する同盟の態度、⑧同盟金融機関設立問題、⑨国際活動　⑩メーデー近代化問題などの諸点につき活動の概況をのべた。

このうち、組織問題についての天池報告の要旨はつぎのとおりである。

(一)日本の社会の近代化につれて左翼労働組合の行め詰まりがあらわれ、これを背景に労働運動の流動化がおこっている。流動していく方向は民主化の方向である。

(二)われわれは民主的方向をとる組合とは連携していく考えであり、実践もしてきているが、全体からみると、まだ戦線統一の条件は熟していない。

同盟の組織活動は一歩前進した。民間産業では勝負がついた。しかし官公労関係はこれから切り開いていかなければならない。

この本部報告にたいする質疑はまったくなく、文字通り異議なく承認された。

一九六八年運動方針

本大会の中心議題である「一九六八年度運動方針」の提案は第二日の冒頭におこなわれ、天池書記長が説明にあたった。この運動方針の重点は、方針書に付された副題「流動する労働戦線に対処するために（大幅賃上げ・産業政策の推進・同盟組織の拡大）」に示されていた。このあと、運動方針提案説明の一環として、重枝副会長から長期賃金計画ならびに産業政策の提案説明がおこなわれた。なお、天池書記長の提案説明の要点を「同盟新聞」第七〇四号はつぎのように伝えている。

【運動方針案の提案説明（要点）】　四十年代は労働力不足経済へ本格的に移行することが見通される。その結果、高賃金時代が現出されるであろうが、われわれは、四十年代から五十年代の経済を展望した長期賃金計画を産業政策の提案説明がおこなわれた。なお、天池書記長の提案説明の要点を「同盟新聞」第七〇四号はつぎのように伝えている。

この大会で決定する。この長期賃金計画は、いわば、われわれの主張する産業政策とは楯の表裏をなすものであり、この計画達成のための第一歩として今年度の大幅賃上げを推進する。特に低賃金労働者をなくし賃金格差を縮小するため努力する。

次に、三十年代の高成長は、物価高・交通禍・公害問題・住宅難・社会保障のおくれなど、国民生活の多くの側面に大きなヒズミ・不均衡を生み出してきた。四十年代はこれを解消し、国民福祉を向上せしめる年たらしめねばならない。このためには、いまや政治問題化している医療保険制度の抜本対策をはじめ、各種制度のバラバラを総合調整するなど、社会保障制度の飛躍的充実を当面の活動の重点として取りあげなければならない時機をむかえている。これらの国民福祉を向上する闘いは、広く国民各層と

の連携による国民運動として組織される必要があり、そのような日常の住民と直結した活動を通じてこそ、参議院選挙を勝ち抜くことができるのである。

いま一つ、経済の構造的変化という時代の進展の方向と、古くさいマルクス主義に立つ労働運動の指導方針の背馳から、新しい時代に即応する労働運動の指導方針を求めてわが国労働運動は苦悩し、流動状態をつづけているが、その底流は、労働戦線の民主的再編にほかならない。われわれは、いまこそ、すべての活動を組織の拡大に集中し、民主的労働運動の飛躍的発展をはからなければならない。

また、重枝副会長は、「長期賃金計画」について、つぎのように説明した。

【長期賃金計画についての説明】 長期賃金目標の策定作業にあたっては、経済成長、経済諸要因の変動と賃金、労働条件の引上げとの間にある有機的な関連を明確にしながら、経済諸要因の均衡ある発展のもとに最大限実現可能な賃金、労働条件の水準ならびにそれに必要な政策を同時に導き出すため、計量経済学的手法を採用した。われわれは、同盟が独自に開発したマクロモデルおよび政府が〝経済社会発展計画〟策定のために開発したマクロモデルを使用し、これに高成長均衡経済実現のための各種の政策手段を装入しながら、長期的視野にたった場合にもっとも高い賃金、労働条件の引上げを実現できるケースを選択したが、両モデルから得られた結果はほぼ同様であった。かくして〝長期賃金計画〟において明らかにした目標は、同盟が従来採用してきた賃金要求方式を一層精密化し前進させたものであり、また、その実現可能性を十分に実証しうるものである。

われわれは目標年次（昭和四十六年）をめざして、全労働者の賃金水準を実質で年平均八%引上げる。この場合想定しうる実質経済成長率は年率ほぼ九・六%である。かくして目標年次における賃金水準はフランスを追い越し、イギリス、西ドイツに接近する。

長期賃金計画に関する質疑

運動方針に対する質疑討論は第二日の午後におこなわれた。討論は全体として低調で議長が、再三、代議員の発言をうながしたにもかかわらず、わずかに四単産（金金同盟、日林労、電労連、造船総連）、一地方同盟（石川）の七人の代議員が発言しただけであった。

大会の焦点と目されていた長期賃金計画については、全金同盟・中山代議員が、①長期賃金計画のなかで、今後四年間の経済成長は年率九・六%であるのに賃上げにまわす分は八%である。その差は資本側にまわすとすれば、労働分配率を引き下げることになるのではないか、②賃上げ要求は長期賃金計画によって一四%と去年より一%下がっているが、これは戦術上まずいのではないか、③計量経済学を使って出てきた答をそのまま労組の長期賃金方針で使っていいものか、④物価上昇分は五%でいいかとただした。

これに対して、重枝副会長は、①経済成長をできるだけ高くすることが賃金をなるべく高くすることのできる条件だという結論がでたので、九・六%、八%という数字が出た、その差は雇用増の分を修正すれば約一%だが、これは高成長を維持するために使われる。②賃上げ要求の一四%については、経営者がほんとうに昨年一分配率の問題については、日本の経済はまだ成長力を持っているので、この高成長を持続させて、そのなかで高賃金を実現するのが最良の方法だと考える、将来〝成熟した経済〟になって成長が鈍化したとき、はじめて分配率の向上で高賃金をめざす方式に転換していく、③賃上げ要求の一四%については、経営者がほんとうに昨年一五%の賃上げを認めていて、今年は一%低いというのであれば考えなければならないが、実際はそうではない。また一四%というのは、日本の全労働者に一四%賃上げが可能であるし、やらなければならないという結論をだしたわけで、同盟組合員だけを対象にしたものではない。したがって同盟の各産業別段階の具体的要求は、各

産業の事情を考えて決めることになっており、従来とかわるところはないなどと答弁した。

また、全金同盟・高橋代議員は、賃上げ目標の設定について、なにか計量モデルにふりまわされて賃上げの政策を見失ってしまった感があると批判し、経営者にほめられ、労働者にそっぽを向かれるようなたたかいのすすめ方は絶対にやってはならないとのべた。さらに電労連・江頭代議員は、長期賃金計画を実施に移すのは時期尚早だと主張した。しかし、この問題についての討論はこれ以上発展せず、公明党対策、総評脱退組合の加盟促進、ＩＭＦ・ＪＣ問題、中小企業対策、地方同盟の財政問題などについて若干の質疑がおこなわれたのちに、一九六八年度運動方針は満場一致で可決された。

大会はまた、「昭和四二年度会計報告」「昭和四三年度予算案」を小委員会に付託し、その報告を承認した。なお、予算案では基本同盟費、一人当り月額四円の値上げが決定された。このほか、大会第一日に、和田副会長から執行評議会・中央評議会の任務、権限、構成の変更を主とした同盟憲章改正についての提案がおこなわれ、憲章改正委員会に付託されていた。これについては、二日目の冒頭に同委員会の報告があり、憲章の規定によりカードボード方式の投票がおこなわれた結果、全員賛成でこれを承認した。

大会はまた、つぎの諸決議を採択した。①沖縄施政権返還促進に関する決議　②官公労働者の基本権確立に関する決議　③参議院選挙闘争に関する決議　④北方領土の返還促進に関する決議。

大会最終日の役員改選では、六七年一二月の人事選考小委員会の内定どおり、会長に滝田実全繊同盟会長、書記長に重枝琢巳全炭鉱委員長、菅原栄悦新国労委員長、南波佐間豊海員組合組合長、前川一男電労連会長、村尾重雄全化同盟会長、基政七造船総連委員長らの新役員を選出した。このあと、退任した中地前会長に対する感謝決議がおこなわれた。最後に新役員を代表して滝田会長が「これからの労働運動は単なる反体制運動ではなく、技術革新時代の現実に対応する政策をもったものでなければならない。しかし、同時に野党的立場に立って攻撃の姿勢をくずしてはならない。民間産業では総評を上回る組織勢力になった。これからは官公労の民主化闘争を一段と強化したい」とあいさつし、大会宣言を発表して三日間の大会を終わった。

【大会宣言(全文)】　第四回大会は、同盟結成後三年間の成果を踏まえて、新情勢に対応する運動の新しい段階を切り開くことを任務として開かれた。われわれは、三日間の大会日程を充実的に消化し、新段階に必要な方針と実践的姿勢を確立した。

まず賃上げ闘争については、長期賃金計画特別委員会の第一次報告を採択するとともに、その第一年度の闘いのため、一四%の賃上げ要求基準を設定した。また産業政策活動については、特別委員会の第一次報告を採択し、その原則、政策大綱などを確認した。なお賃上げ闘争と産業政策活動と社会福祉活動とを不可分のものとして総合的に展開することは、資本の自由化をはじめとする経済の国際化、産業構造の再編成という新情勢に対応する道であるが、われわれは、本大会において、この進路を大きく切り開いた。

次に、安保条約、沖縄の祖国復帰などの問題については、国論の統一が喫緊の国民的課題であるが、われわれは、大会を通じてこれらの問題を掘り下げ、国論統一のために誘導的役割りの一翼をになうことを明らかにした。

さらに参議院選挙において、昨年の総選挙と統一地方選挙の成果を継承

し、同盟推薦候補者全員の当選を期して精力的に闘い抜くことを決定した。

その上、階級闘争至上主義路線に立つ労働戦線の行き詰まり、同盟の友好勢力の増大など、わが国労働運動の趨勢は、民主的労働戦線の発展にとって有利かつ多望である。われわれは、中央、地方を通じ、オルグ体制を全面的に強化することによって、上記のごとき趨勢をさらに勢いづけ、民主的労働運動の流れを拡大する組織活動の方向と体制を確立した。

以上のとおり、第四回大会は同盟傘下全組合員の創意と要求を結集し、所期の成果をおさめて終了した。

われわれは、本大会において策定した新段階の運動路線をひたむきに前進し、同盟第四年度の運動の成果と栄光を期することをここに宣言する。

3 新産別第一九回定期大会

新産別第一九回定期全国大会は、六七年一〇月一九～二一日の三日間、東京中央区東京都勤労福祉会館で開かれた。大会には代議員二一一人が（定数二四四人）出席し、「昭和四三年度運動方針」「予算案」（総額一四七五万三三五三円）を審議、決定したのち、新執行部を選出した。

大会は運動方針をめぐって活発な論議を展開したが、なかでも政党と労働組合の関係については執行部と京都地連とが対立し、壇上で中央執行委員会が開かれるなどのことがあった。問題となったのは、本部原案が「政党と組合の相互独立、その上で、協力関係は政策中心におこなう」「固定した政党支持関係を結ばない、協力する政党は社会、民社両党とする」との従来からの方針に加えて、新たに「政党との協力関係を円滑にしていくために、われわれはその障害となっている政党組織（党員協議会）等については、その廃止または、自粛を要望していく」としていた点であった。

これにたいし、京都地連の市川代議員は、組合主義のたてまえ上、政党問題にはふれるべきでないとして、「政策を中心とした協力関係ならば、あえて社会、民社両党とうたう必要はない」「組合内の政党組織について現実に問題が生じているのか」と質した。大谷書記長は、戦線統一が緊急な課題になっており、政党との関係をすっきりしたいという現実的な政策要求から提案したものである」と答えた。さらに三戸信人政治部長が補足答弁に立ち、「おおまかにいって、社会、民社両党とはわれわれの主張が同じであるという従来の経験、実績がある。労働運動としてただ〝ケース・バイ・ケース〟はむずかしい。今日労働運動の流動化の中心にある総評をみれば、JC批判、鋼管の県評脱退など現実に党員協の動きを無視できない。新産別内の政党組織にとくに問題があるわけではないが、労組全般の問題としてとりあげ積極的に提言する必要がある」とのべた。

しかし、京都地連の橋本代議員、全機金の花井代議員、山口代議員、新化学の吉田代議員らは、この答弁を不満とし、①協力政党を明示すべきでない、②党員協の廃止、自粛には反対であるとして、この部分の削除を強く迫った。ここで本部は緊急執行委を開き協議した結果、「これらの問題は個別的にはとりあげにくい問題で相互関連しているので、この場でこの文章のこの字を修正削除するというのは大変困難である。大会ではこの項は保留として、出された意

見をもとに中央委員会で最終的なとりまとめをしたいとの見解をしめし、大会もこれを了承した。

なお、一二月に開かれた中央委員会はこの問題を検討した結果「党員協は廃止または自粛するとの項を削除し、他は大会提案どおりとする」との本部提案を承認した。

また、新化学の鉄興社労組の代議員から、運動方針のなかに「地方自治を守る闘い」の一項を入れてほしいとの提案があり、承認された。

決定された運動方針では、IMF・JCの発展をきわめて高く評価し、金属、化学を中心に「第三次産業」も含めた産業別組織の再編と結集の運動を積極的に進め、これによって労働戦線の統一を推進することを強調していた。また、産業別組織の再編、結集にあたっては企業別組合の意義と役割を再認識する必要があるとして、企業別組合の機能を強め、企業別のたたかいを充実強化することこそが、産業別結集の運動を効果的に発展させる基本であるとしていた。

大会はまた、結成二〇周年を迎える来年の記念行事について、新産別二〇年誌の編纂などの提案があり、これを可決した。

このほか、大会はつぎの諸決議を採択した。①賃闘の飛躍的前進、職層別要求の確立　②社会保障の充実で生活の向上を　③産業政策の推進、資本家的合理化の打破　④生活と生命を侵害する公害をなくせ　⑤物価引上げ反対の決議　⑥交通災害撲滅に関する決議　⑦運転労働者の権利を確立しよう　⑧沖縄の返還を要求する決議　⑨北爆の即時停止、ベトナムに平和を　⑩参議院選挙を闘い抜こう。

新役員は、中央執行委員長に石垣卯一（全機金）、副中央執行委員長に松本栄造（新化学）、小方鉄蔵（全機金）、吉岡新一（京都地連）、書記長に大谷徹太郎（本部）で、いずれも再選である。

【参考文献】(1)日本労働組合総評議会「月刊総評」第一二三号（総評第34回定期大会特集号）一九六七年九月　(2)日本労働組合総評議会第34回定期大会資料（一九六七年度各局報告書他）、(3)総評教宣局監修「総評第35回臨時大会速記録」一九六八年三月共立速記印刷株式会社　(4)総評第35回臨時大会資料、(5)総評「総評」第八四一号、第八四四号、第八七四号、第八七五号、一九六七年六月三〇日、同七月二八日、一九六八年三月八日、同三月一五日　(6)同盟教宣局広報出版部「同盟第4回定期全国大会議事速記録（第一日）」、「同（第二日）」、「同（第三日）」一九六八年一月　(7)全日本労働総同盟第四回全国大会資料（議案書、報告書他）、(8)全日本労働総同盟「同盟新聞」第七〇四号、一九六八年一月一九日　(9)全日本労働総同盟「同盟産業政策と長期賃金計画——福祉と繁栄をもとめて——」一九六八年一月　(10)新産別「新産別」第六五二号（新産別昭和43年度運動方針案）第六五三号、一九六七年一〇月一〇日、同三〇日　(11)日本労働協会「週刊労働ニュース」

III 労働争議

概要□争議の概況と特徴──争議統計／一九六七年の争議の概況／特徴をもたらした要因／争議の形態と産業別・企業規模別分布──争議の諸形態と労働損失日数／争議の産業別・企業規模別分布／要求事項別と主要団体別にみた争議──要求事項／主要団体別にみた争議

概要

一、一九六七年には、一方で、総争議の件数、参加人員、争議行為をともなう争議の件数などがかなりの高水準をしめしたが、他方で、争議行為参加人員と労働損失日数はいちじるしく減少し、とりわけこのうちの後者は前年につづいて戦後最低の記録を更新した。

一、争議の各指標のこうした鋭状的発展は、一部は、生産過程や労働組合組織など、主体的客観的条件の変化にもとづく争議戦術の変更によるものと思われるが、それと同時に、①大企業組合内で労資協調的潮流がつよめられていること、②六六年下半期いらいの景気回復や六七年四月の統一地方選挙の実施などのために春闘期にストライキ闘争の発展がおさえられたこと、③六六年の大規模な一〇・二一闘争のあとであったことやその他いくつかの要因により、総評・中立労連のベトナム反戦の政治的ストライキ運動が六七年には若干手びかえられたこと、などによるものであろう。

一、産業別にみると、六七年に争議件数がふえたのは鉱業、サービス業（教育を含む）だけで、製造業、建設業、運輸通信業では前年に近い水準が維持されたが、公務では激減した。製造業でみても全産業でみても、大企業の組合員の争議行為への参加率は、前年につづいて低下した。

一、六七年中に発生した争議を要求事項別にみると、賃金増額、臨時給与の要求事項総数に占める割合がたかまり、政治的要求の占める比率はいちじるしく低下した。しかし行為参加人員についてみると、政治的要求の占める割合は前年とあまり変わらない。

一、争議を加盟団体別にみると、総評は参加人員、労働損失日数に占める割合で他を圧しているが、争議権のない組合員が多いので組合員一〇〇〇人当りの議争行為参加人員をとってみると、中立労連が、また同損失日数をとってみると新産別が第一位にある。なお、争議行為参加人員と労働損失日数の年別推移をみると、この数年における中立労連と同盟の後退が目立つ。

1　争議の概況と特徴

争議統計

労働争議統計の分析をおこなうにあたって、まず最初に争議統計そのものについて説明を加わえておく必要がある。

労働争議についての政府統計は、わが国では、一八九七年に内務省警保局と農商務省商工局によってはじめられ、その後、農商務省の統計は一九〇七年までで中止されたが、内務省のそれは継続され、一九二四年以降公表されるようになった。一九三八年厚生省労働局が新設されると統計業務は同局に移管され、さらに同省勤労局、労政局をへて、戦後の一九四七年労働省労政局の新設により同局に移された。そして一九四八年からは労働省労働統計調査局——今日の労働大臣官房労働統計調査部に移管されて現在にいたっている。

現在調査実務を担当しているのは、各都道府県労政主管課および労政事務所の職員で、争議がおこなわれた事業所もしくは組合ごとに面接調査し、これを右の労働大臣官房労働統計調査部で集計して、結果は「労働争議統計調査報告」（月間統計）および「労働争議統計調査年報告」（年間統計）として公表している。調査範囲は、時期によって若干変更されたが、一九六四年以降は、「労働者の地位の向上に関係ある事項に関して労働者の団体とその相手方との間に生じた紛争」のうち、同盟罷業、四時間未満の罷業、怠業、工場閉鎖および業務管理などの争議行為をともなう争議と争議行為をともなわないが解決のために第三者（労働委員会、労政職員など）が関与したものとを労働争議と規定して、含めている。

なお、この統計では争議の単位は労働組合（争議団を含む）であり、原則として単位労働組合がおこなう争議を一件として扱っているが、上部組合（連合団体）が下部組合（単位組合）の争議権を集約しておこなう争議（連合争議）も一件として扱っている。したがって一件の争議でも数事業所、数企業におよぶものもあれば、一事業所または一企業の争議でも二件以上になるもの（一事業所、一企業に二組合以上ある場合）もある。また「同盟罷業」には四時間未満のもの（時限スト、職場集会など）が含まれていないことに注意すべきである。

一九六七年の争議の概況

右にあげた労働争議統計調査報告によると、一九六七年の労働争議の概括的

第136表　年別・争議形態別・労働争議件数および参加人員

年	総争議		争議行為をともなう争議									
			小計		同盟罷業		工場閉鎖		4時間未満の罷業		怠業	
	件数	総参加人員	件数	総参加人員	件数	行為参加人員	件数	行為参加人員	件数	行為参加人員	件数	行為参加人員
	件	千人	件	千人	件	千人	件	千人	件	千人	件	千人
1963	2,016	9,035	1,421	1,781	1,068	1,182	37	9	597	915	132	102
1964	2,422	7,974	1,754	1,634	1,220	1,049	51	13	667	690	308	305
1965	3,051	8,975	2,359	2,479	1,527	1,670	50	13	871	854	638	509
1966	3,687	10,947	2,845	2,298	1,239	1,130	42	4	1,452	1,103	727	529
1967	3,024	10,914	2,284	1,272	1,204	732	33	4	1,403	672	246	142

〔備考〕 1) 前年からの繰越しの争議はそれぞれの年に含めてある。
2) 争議行為をともなう争議のうち，1争議で2以上の形態をともなうものは，それぞれの形態で集計してある。争議形態には「その他」（業務管理など）が1965年をのぞいて毎年数件あるが，参加人員も200～300なので省略してある。
3) 労働省「昭和42年労働争議統計調査年報告」により作成。

第137表　月別・争議形態別・労働争議件数および参加人員

	総争議		争議行為をともなう争議									
			小計		同盟罷業		工場閉鎖		4時間未満の罷業		怠業	
	件数	参加人員	件数	行為参加人員	件数	行為参加人員	件数	行為参加人員	件数	行為参加人員	件数	行為参加人員
1967年 1月	144	1,097,310	26	9,761	20	7,064	2	25	5	2,718	2	60
2月	155	1,099,875	48	14,721	26	4,778	2	84	18	8,609	7	1,608
3月	282	1,228,579	147	91,728	78	16,736	3	42	72	59,739	26	19,858
4月	711	2,079,934	537	434,107	368	282,417	5	314	280	238,310	87	48,873
5月	654	2,140,707	334	259,410	242	177,309	10	913	141	88,093	46	44,095
6月	438	1,741,480	193	79,516	122	49,197	10	629	93	34,789	16	3,528
7月	402	1,737,140	166	49,298	119	35,569	8	525	62	16,138	8	1,016
8月	214	1,786,617	53	12,822	44	10,263	3	1,538	8	2,788	3	273
9月	168	1,506,399	46	11,074	33	3,962	1	31	20	4,628	4	2,910
10月	732	1,808,302	604	162,251	54	12,642	2	101	532	141,436	18	10,392
11月	374	1,736,580	237	186,543	122	91,946	2	562	159	102,896	32	15,455
12月	570	1,661,160	277	119,942	181	71,800	2	186	124	47,975	30	15,628
1968年 1月	141	1,123,027	26	12,248	16	4,598	2	56	9	4,784	5	3,014
2月	177	1,139,088	48	42,700	33	16,535	2	62	17	26,391	3	306
3月	296	1,599,271	168	159,506	89	64,875	3	177	107	98,509	23	5,545

〔備考〕 1) 争議行為をともなう争議のうち，1争議で2以上の行為形態をともなう争議は，それぞれの形態で集計してある。また少数ながら，その他の争議形態もあるが，省いてある。したがって形態別数と小計とは一致しない。
2) 労働省「昭和42年労働争議統計調査年報告」による。

特徴の第一は、総争議件数、同参加人員、争議行為をともなう争議の件数にみるかぎり、ほぼ六六年につぐ高水準をしめしているということである。

たとえば総争議件数は、一九六〇年にはじめて二〇〇〇件をこえ、六一年には二四八三件に達したのが、六二、六三年にやや沈静したのち、六四年からふたたび新たな高揚にむかい、六五年にはつぎつぎに三〇〇〇件台も突破し、六六年には三六八七件に達した。六七年にはそれは三〇二四件で、六五年の三〇五一件にわずかにおよばないが、これがきわめて高い水準を維持していることは指摘するまでもない（第4図、第135表）。

争議行為をともなう争議の件数についてみても、その消長は総争議件数とほぼおなじカーブをしめしているし、総争議参加人員では、史上最高をしめした六六年の約一〇九五万人につぐ一〇九一万人に達しているのである（第4・5図）。

六七年の争議概況がしめす第二の特徴は、右にあげた三つの指標の動向とは対照的に、争議行為参加人員と労働損失日数がいちじるしく減少していることである。このうち労働損失日数についてみると、戦後最低をしめした六六年をさらに三三・三%下回って一八三万日にすぎなかったし、行為参加人員も前年を四四・七%下回って一二七万人にとどまり、戦後では四七年、四六年、五〇年、四九年についで五番目に少ない人数をしめした（第5図、第136表）。

この総争議件数、総参加人員、争議行為をともなう争議件数の動きと争議行為をともなう争議の行為参加人員、労働損失日数の動きとのいちじるしい対照がなぜうまれたか、その理由については次項にゆずり、次に六七年の争議の月別推移にしめされた特徴をみる

第4図　年別争議件数の推移

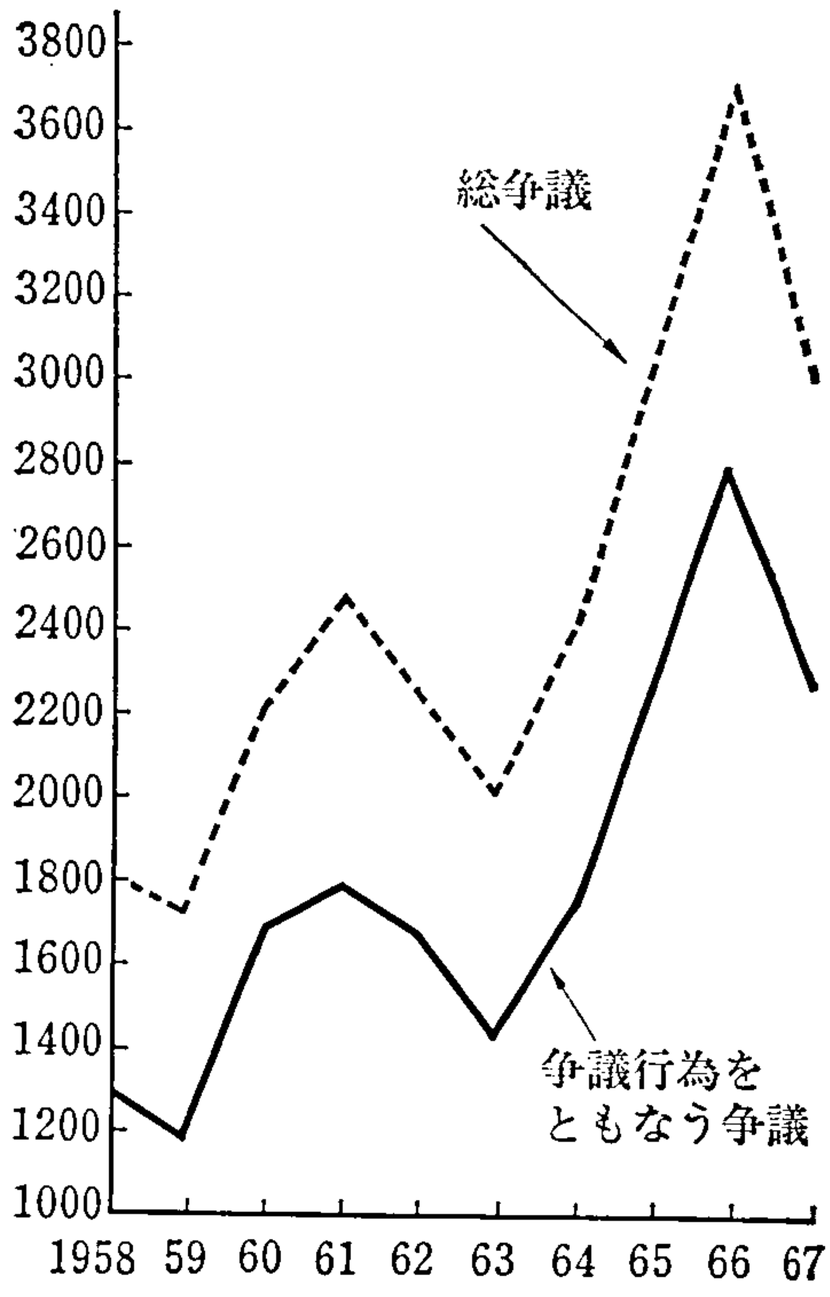

第5図　年別争議参加人員ならびに労働損失日数の推移

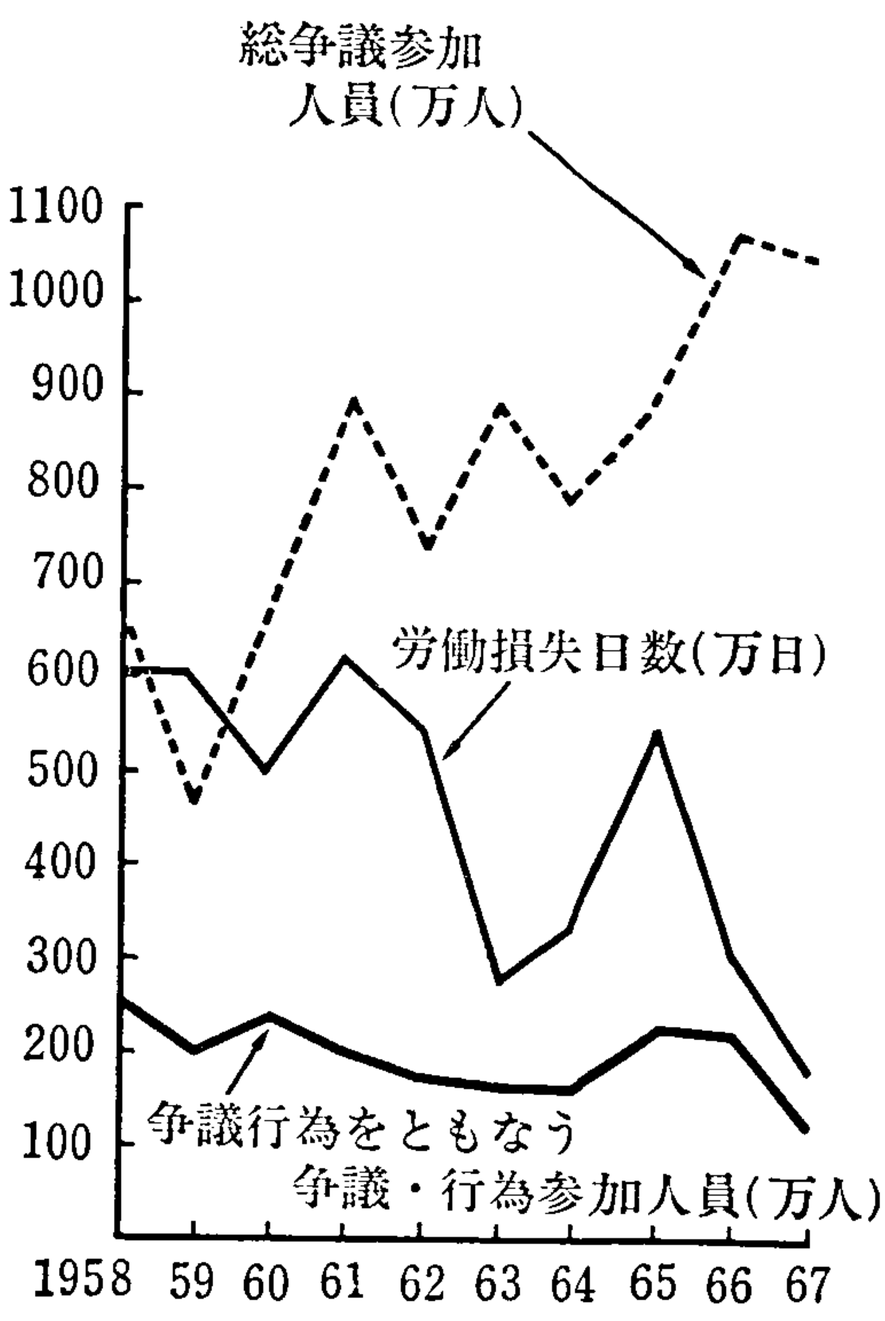

と、左の点を指摘することができる。

総争議参加人員は、一月時点で六五、六六年を上回りながらも、三～五月の春の賃上げ闘争期には例年ほどの増加をしめさず、かといって春闘期をすぎて夏期にはいってからも総参加人員はあまり減少せず、そのまま秋・冬へと毎月一五〇～一八〇万人の水準が維持された（第6図、第137表）。

争議行為をともなう争議の行為参加人員の推移についてみると、第7図にみるとおり、いちおう例年どおりに春闘と秋期・年末の時期に参加人員が多くなっているが、しかし六五、六六年に比べていずれの月も少なくなっており、とりわけ春闘期の減少がいちじるしい。また秋期については六六年に比べた場合の減少が目立つ。

特徴をもたらした要因　六七年における労働争議の総括的特徴が、一方の総争議の件数と参加人員なら

第6図　月別総争議参加人員の推移

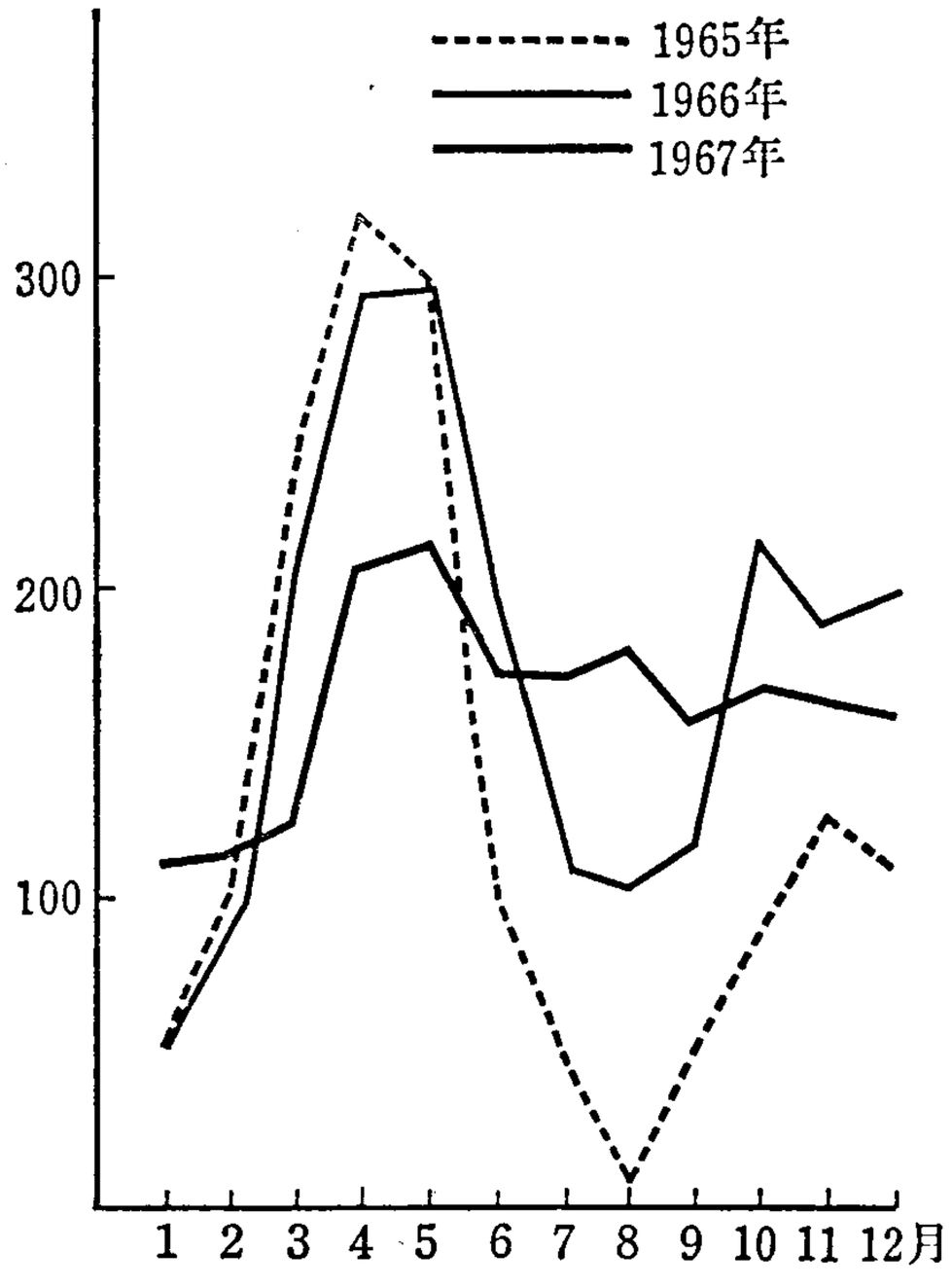

第7図　月別行為参加人員の推移（争議行為をともなう争議）

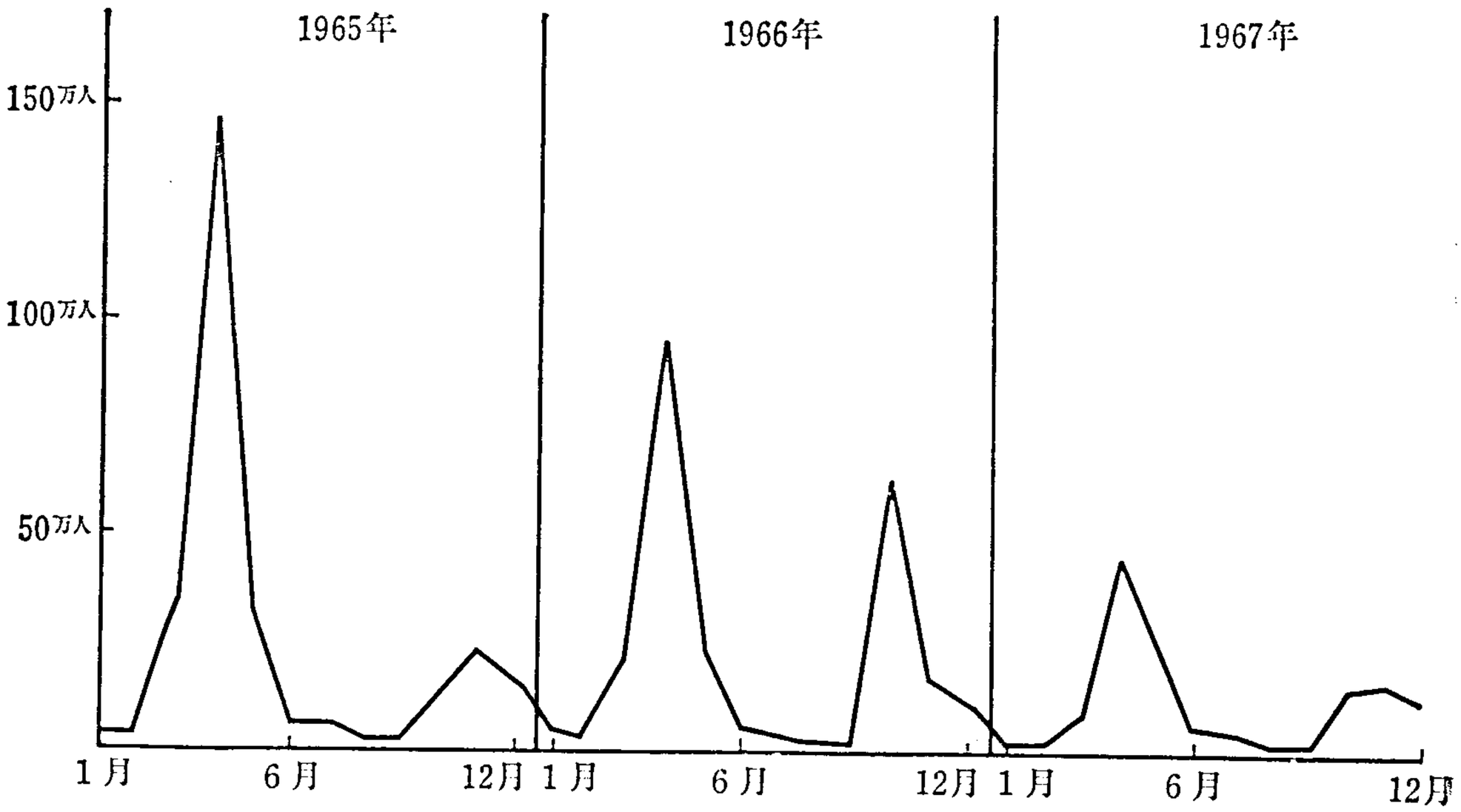

びに争議行為をともなう争議の件数にみられる高揚と、他方における争議行為をともなう争議の行為参加人員と労働損失日数の低下との、このいちじるしい対照にあるとするならば、つぎにこうした特徴は何によってもたらされたのだろうか。その要因として次のいくつかのものを考えることができる。

第一に指摘されなければならないのは、六七年に限らず、長期的に作用しつつある一つの傾向的要因である。一方の総争議の件数、参加人員、争議行為をともなう争議件数と、他方の行為参加人員ならびに労働損失日数の鋏状の発展は、六六年についても指摘されたところであるが（本年鑑第38集、二三八～四〇ページ）、さらに第4・5図を詳細に検討するならば、実は一九六一年、二年ころからすでにそうした傾向があらわれてきていることが認められる。それはけっして六七年にだけ限られた傾向ではなかったのである。

ところで、総争議の件数・参加人員と争議行為をともなう争議の件数が六七年に高水準をたもったのは、物価の上昇による実質賃金の低下、合理化の進展、社会保障制度の改悪、労働組合の諸権利に対する攻撃、ベトナム戦争の拡大にともなう文化・教育面における軍国主義的政策の強化など、労働組合を多面的な要求闘争にたたせずにはおかない諸条件がつよまったからにほかならないが、しかし労働組合がこうした多面的要求闘争をしいられたからといって、そのままで争議行為参加人員や労働損失日数がふえるはずのものではない。とりわけ、なんらかの理由によって労働組合の要求闘争の戦術形態に変化がおこった場合には、いっそうそうしたことがいえるであろう。

この点で示唆に富んでいるのは、一九六〇年における全世界のストライキ闘争を分析してそこから総括的特徴をひきだした西欧のある労働者問題研究家の言葉である。彼は、百数十日、二百数十日におよぶ長期的ストライキ闘争が労働者の闘争の中であいかわらず重要な地位を占めていることを認めながらも、「近年ストライキの期間はみじかくなる傾向がある」と指摘し、その理由として、労働者の「組織が改善され、闘争による成果が大きくなり、戦術的な考慮が加えられるなど」のことがあるからだとのべて、その例として、短時間ストや勤務時間中の職場集会が有効につかわれていること、とりわけ、各職場や各事業所がたがいにおこなう部分・短時間ストによって労働者側はストにともなう犠牲を最小限におさえながらも、事実上企業全体の作業を停止させ、雇用主にたいして最大限の打撃を与える、といった事実をあげているのである（ジョルジュ・フロア「一九六〇年のストライキ闘争」、平和と社会主義の諸問題、一九六一年二号）。

こうした傾向は現在ではわが国でも作用しているように思われる。しかもこの論者が指摘した労働者側の組織の強化といった主体的要因からだけでなく、技術革新にもとづく生産過程の変化というような客観的要因からも――言いかえるならば、生産が大規模化し、各作業工程の一貫性、連続性が強化され、そのために一部の職場の作業停止で工場全体の作業を停止させることができるといったような事実からも、ストライキの方法におけるそのような変化の傾向を指摘できるであろう。

争議指標の鋏状的発展を説明する第二のものは、大企業の組合の一部でこの数年らい目立って強化されてきた労資協調主義的な潮流の作用である。これがそうした大企業の組合やその指導権の下にあ

る単産の運動方針に影響し、これが一部でストライキ運動の発展を阻止しているものとみられるが、この点はのちに争議統計を産業別・企業規模別もしくは主要団体別に分析するさいに確かめられるだろう。

第三に、六七年に限られた要因についてみれば、六七年春闘は、八百数十万の労働者が参加する春闘といわれたにもかかわらず、ストライキ闘争の発展という点でみれば、あまりもりあがりをみせず、このことが年間の労働損失日数や行為参加人員を大幅に減少させた。そして春闘がストライキ闘争としてもりあがりをかいた理由としては、①六六年下期からの「景気回復」を背景に大企業が一定額の賃上げを認めたこと、②四月に統一地方選挙が実施されたため、一部の組合指導者が春闘編成をきっかけに表面化した組織問題は、一月いらい全逓委員長の「反共労働戦線統一」の提唱をよび、また春闘における国際金属労連日本協議会（IMF・JC）のこれが春から夏にかけてのストライキ一定の動きをよぶなどして、運動にも抑止的影響を与えたこと、③産業再編成の手ごころをくわえたこと、などをあげることができる。

第四に、これは主として前年の六六年とくらべた場合にいえることであるが、六七年秋には総評・中立労連などのよびかけでベトナム反戦、沖縄・小笠原の即時返還などを要求する一〇・二一の統一行動が、また総評・公務員共闘の人事院勧告完全実施などを要求する一〇・二六ストなどがおこなわれたが、これらの闘争での実力行使の規模は、六六年の一〇・二一ストのそれを大幅に下回った。このため、四時間未満の罷業や怠業の行為参加人員が六七年にはかなり減少することとなったのである。

2　争議の形態と産業別・企業規模別分布

争議の諸形態と労働損失日数

労働省の統計では労働争議を次のように分類している。

- 総争議
  - 争議行為をともなう争議
    - 同盟罷業
      - 作業停止争議
        - 工場閉鎖
        - 四時間未満の罷業
      - 怠業
    - その他（業務管理等）
  - 争議行為をともなわないが第三者（労働委員会、労政職員等）が関与した争議

六七年の争議行為をともなう争議を各行為形態別にみると、さきに指摘した争議の諸指標の鋭状的発展の具体的内容は、いっそう明らかになる。

争議行為をともなう争議の件数が、六六年、六五年よりは減少したものの、六七年にあいかわらず高水準にあるのは、四時間未満の罷業件数が一四〇三件という六六年につぐ高水準にあったことに負うところが大きい。これにたいして同盟罷業と怠業の件数は、ともに六六、六五、六四年の各年におよばなかった（第136表）。このため直接労働損失日数が、すでにのべたように前年につづいて戦後最低を記録しただけでなく、作業停止争議一件当りの損失日数もわずか

第138表　直接労働損失日数

年別	総　数	同盟罷業によるもの	作業停止争議1件当り損失日数
1960	4,912千日	4,810千日	4,612日
1961	6,150	6,092	4,390
1962	5,400	5,309	4,157
1963	2,770	2,717	2,568
1964	3,165	3,066	2,565
1965	5,669	5,475	3,677
1966	2,742	2,686	2,191
1967	1,830	1,788	1,507

〔備考〕　労働省「昭和42年労働争議統計調査年報告」により作成。

ひきつづいて増加をしめし、ことに後者は総参加人員の七割近くを占めた。これにたいして、公務は参加人員でも激減したのが目立つ。

争議行為をともなう争議について大産業別にみると、件数で六六年を上回ったのは、鉱業、サービス業であり、製造業、建設業、運輸通信業で前年水準をあまり下回らなかったが、公務で激減し、その他の産業でもかなり大幅に減少したし、行為参加人員ではすべての産業にわたって減少した（第139表）。

さらにこのうち製造業について産業中分類別にみると、争議行為をともなう争議の行為参加人員が六五年から六七年まで三年にわたってひきつづき低下したものは、繊維、パルプ・紙、化学、窯業・土石製品、鉄鋼、非鉄金属、電機、輸送用機器の八部門があるが、これらの部門がいずれも、その部門の組織労働者のうちに占める大企業組合員の比率のきわめて高い部門であることは、注目されてよい（第141表）。第140表は製造業における産業中分類別単位労働組合員数に占める常用労働者一〇〇〇人以上規模企業の従業員の割合をしめしたもので、それらは最高位の鉄鋼の八三・六%一五〇七日であった（第138表）。

争議の産業別・企業規模別分布

総争議の件数を大産業別にみると、鉱業とサービス業が前年を上回ったのをのぞいて、各産業でわずかずつ減少し、公務では激減している。また争議参加人員についてみると、建設業、運輸通信業が前年に

第139表　産業別労働争議件数および参加人員（総争議）

産　業	件　数		参加人員	
	1966	1967	1966	1967
全産業	3,687	3,024	10,946,667	10,913,842
農林漁業	39	19	580,687	446,186
鉱業	73	99	356,901	324,007
建設業	94	81	87,402	179,518
製造業	1,550	1,342	3,034,444	2,277,880
卸売・小売業	103	88	28,150	42,744
金融・保険・不動産業	63	47	68,452	24,213
運輸通信業	685	594	5,543,221	7,109,734
電気・ガス・水道業	79	49	190,836	176,350
サービス業	461	692	384,334	309,146
公務	539	13	670,393	14,064

〔備考〕　労働省「昭和41年ならびに昭和42年労働争議統計調査年報告」により作成。

第140表　製造業の産業中分類別単位労働組合員数に占める1,000人以上規模の企業の従業員の割合（1966年）

	割合	順位
製造業	61.1	
食料品	57.4	8
繊維	51.5	9
木材・木製品	14.5	15
パルプ・紙	60.8	6
出版・印刷	33.2	13
化学	71.4	4
ゴム・皮革	59.1	7
窯業・土石製品	51.4	10
鉄鋼	83.6	1
非鉄金属	66.4	5
金属製品	23.8	14
機械	48.6	11
電機	79.1	2
輸送用機器	75.7	3
精密機器	59.1	7
武器その他	41.8	12

〔備考〕　労働省「昭和41年労働組合基本調査報告」により作成。

第141表　産業別労働争議件数および行為参加人員（争議行為をともなう争議）

	件数			行為参加人員		
	1965	1966	1967	1965	1966	1967
全産業	2,359	2,845	2,284	2,479,093	2,297,511	1,271,496
農林・漁業	5	15	4	28,443	28,008	19,561
鉱業	98	69	91	154,425	147,789	124,381
建設業	46	79	69	20,422	38,351	25,046
製造業	1,281	1,126	1,051	1,420,422	1,091,018	696,669
食料品	94	70	74	64,763	47,434	56,355
繊維 ☆	36	40	31	38,128	20,168	6,679
木材・木製品	55	41	26	12,380	20,292	8,514
パルプ・紙 ☆	50	32	47	43,498	23,333	17,377
出版・印刷	73	111	64	16,819	17,041	14,232
化学 ☆	143	98	130	134,986	90,701	45,496
ゴム・皮革	31	35	66	37,681	31,208	62,093
窯業・土石製品 ☆	94	67	76	44,386	41,830	40,570
鉄鋼 ☆	39	49	26	125,193	51,637	12,676
非鉄金属 ☆	59	37	24	33,976	26,451	16,037
金属製品	85	72	80	52,756	51,411	51,983
機械	191	194	152	148,460	197,052	106,900
電機 ☆	122	95	118	430,455	285,202	134,465
輸送用機器 ☆	112	78	68	183,533	130,526	61,432
精密機器	42	48	36	17,663	34,401	46,788
武器その他	20	27	18	11,098	12,263	8,125
卸売・小売業	61	57	38	13,592	13,483	10,233
金融・保険・不動産業	38	53	26	10,756	16,505	9,386
運輸通信業	418	496	407	600,251	440,102	231,775
国有鉄道	5	7	7	16,215	22,577	2,597
民公営鉄道	14	27	14	207,155	215,657	56,463
道路旅客輸送	208	270	224	114,960	90,415	94,808
道路貨物輸送	77	79	83	24,418	20,205	28,996
電気・ガス・水道業	31	73	42	78,164	71,887	35,689
サービス業	158	340	546	62,886	185,259	113,237
公務	223	536	10	89,732	264,019	5,519

〔備考〕 1）労働省「昭和42年労働争議統計調査年報告」による。
2）☆印は3年間にわたって行為参加人員が減少した部門。

から最低位の木材・木製品の一四・五%にまでわたっているが、六五～六七年に行為参加人員が低下しつづけた八部門は、繊維と窯業・土石製品が例外的に第九位と一〇位にあるのをのぞけば、この表の第一位から第六位までを占めているのである。

また製造業にかぎらず全産業的にみても、大企業での争議が減少し、中小零細企業での争議が傾向として増加しつつあることは、労働争議が発生した民間企業数も企業規模別にみた第142表によって確かめることができる。さらにまた、春季賃上げ争議については、労働省の統計は企業規模を常用労働者五〇〇〇人以上とそれ以下に分けて集計をしているが、それによってみると、この三年間に、真に

第142表　企業規模別争議発生民間企業数および構成比の推移（総争議）

年	計	500 人以上	100～499人	99人以下
1963	3,939 (100.0)	1,304 (33.1)	1,236 (31.4)	1,332 (33.8)
64	4,039 (100.0)	1,153 (28.5)	1,329 (32.9)	1,547 (38.3)
65	5,116 (100.0)	1,631 (31.9)	1,811 (35.4)	1,674 (32.7)
66	5,591 (100.0)	1,562 (27.9)	1,833 (32.8)	2,196 (39.3)
67	4,274 (100.0)	1,127 (26.4)	1,427 (33.4)	1,694 (39.6)

〔備考〕 1）企業規模不明があるため合計と規模別計とは一致しないことがある。
2）労働省「昭和42年労働争議統計調査年報告」による。

第143表　春季賃上げ争議の企業規模別労働争議発生民間企業数（争議行為をともなう争議）

年	合　計	5,000 人以上	1,000～4,999人	500～999人	100～499人	99人以下
1965	2,139	130	376	241	794	598
1966	2,076 (△ 2.9)	97 (△25.4)	363 (△ 3.5)	260 (　7.9)	740 (△ 6.8)	616 (　3.0)
1967	1,121 (△46.0)	43 (△55.7)	195 (△46.3)	145 (△44.2)	414 (△44.1)	324 (△47.4)

〔備考〕 1）各年の２～４月に発生した賃上げ争議を集計している。
2）企業規模は企業常用労働者規模でしめしてある。
3）労働省「労働争議統計調査年報告」により作成。

大企業といいうる五〇〇〇人以上規模で争議発生企業数がとりわけ顕著に減少していることがわかる（第143表）。

3　要求事項別と主要団体別にみた争議

要求事項

労働争議を要求事項別にみると、争議発生件数に占める賃金増額要求争議の比重は年々たかまる傾向にあることは、第144表にみるとおりで、六七年には要求事項総数のうち、六七年には賃金増額要求が五九・七％を占めた。また賃金増額要求と臨時給与金要求をあわせると、要求事項総数の八七・〇％に達した。

政治的要求を掲げる争議は、この表では「その他」の項でしめされているが、一〇・二一ストによって六六年にこうした争議の発生件数がいちじるしく増大したのにたいして、六七年には、発生件数だけからみるならば政治ストの運動はいちじるしく退潮したかにみえる。しかし、ある要求をかかげた争議の発生件数は、その要求をかかげての労資の紛争の波の高低をしめす一指標ではあっても、それ以上のものではない。このことは、要求事項別争議行為参加人員をしめす第145表をみればあきらかであろう。たしかに六七年には政治要求をかかげた争議の発生件数が減り、それにおうじてそうした争議行為の参加人員も六六年の約三一万五〇〇〇人から六七年の約一七万二〇〇〇人へと減ってはいるが、行為参加人員にみるかぎ

第144表　主要要求事項別労働争議発生件数の推移（争議行為をともなう争議）

	要求事項総数	賃金増額	臨時給与金	解雇反対	事業休廃止または操短反対	労働時間	その他
1963	100.0 (1,476件)	43.6	38.8	3.2	0.9	1.4	1.6
1964	100.0 (1,837件)	46.5	33.1	2.6	0.8	1.6	3.5
1965	100.0 (2,469件)	55.8	25.8	2.7	1.2	1.6	2.8
1966	100.0 (2,828件)	57.4	18.2	2.2	1.3	0.4	15.3
1967	100.0 (2,296件)	59.7	27.3	2.3	0.4	0.4	2.4

〔備考〕 1) 「その他」とは，同情ストおよび政治ストである。
2) 上記6項目以外の要求事項があるので，要求事項総数と要求事項別の合計とは一致しない。
3) 労働省「昭和42年労働争議統計調査年報告」による。

第145表　主要要求事項別争議行為参加人員

年別	要求事項総数	賃金増額	臨時給与金	解雇反対	その他
1966	2,299,099人 100.0%	1,691,397人 73.6%	276,577人 12.0%	16,443人 0.7%	314,682人 14.1%
1967	1,288,523 100.0	793,232 61.6	318,571 24.7	4,924 0.4	171,791 13.3

〔備考〕 1) 上記4項目以外の要求事項があるので，要求事項総数と要求事項別の合計とは一致しない。
2) 各年労働省「労働争議統計調査年報告」により作成。

第146表　主要団体争議件数・参加人員および労働損失日数（1967年）

主要団体	総争議		争議行為をともなう争議		
	件数	総参加人員	件数	行為参加人員	労働損失日数
合計	3,024	10,913,842	2,284	1,271,496	1,829,965
総評	1,732	8,526,675	1,375	722,125	876,167
同盟	194	1,535,497	94	65,171	129,987
新産別	14	13,429	13	11,297	35,217
中立労連	161	434,109	144	223,692	366,443
その他	923	404,132	658	249,211	422,151

〔備考〕 労働省「昭和42年労働争議統計調査年報告」による。

り、要求事項総数に占める政治ストの割合は、六六年の一四・一%から六七年の一三・三%へとわずかな低下をしめしたにすぎず、前年にひきつづいてあいかわらず高率を占めている。

主要団体別にみた争議

争議を上部加盟団体別にみると、件数、参加人員とも総評がもっとも多数を占めている（第146表）。

このうち参加人員についてみると、六七年には、労働組合員総数の三九・八%を占めるにすぎない総評が、労働組合員総参加人員のうちの七八・一%を占め、組合員総数の三四・〇%を占める「いずれの上部団体にも加盟しない組合」の総参加人員に占める比率がわずか三・七%であるのと対照をなしている。組合員数で一六・八%を占める同盟、九・八%の中立労連は、それぞれの争議参加人員では一四・一%、四・〇%となっている（第117表）。

参加人員のうち行為参加人員をみると、こうした比率には若干の変化がおこる。総評の占める比率は五六・八%におちるが、しかしあいかわらず

第148表　主要団体別労働組合員1,000人当り参加人員および労働損失日数の推移

年	団体	労働組合員1,000人当り		
		総参加人員	行為参加人員	労働損失日数
1965	合計	885	244	559
	総評	1,407	304	648
	同盟	788	156	533
	新産別	492	466	763
	中立労連	917	643	1,405
	その他	230	82	183
1966	合計	1,052	221	264
	総評	1,901	337	289
	同盟	652	150	213
	新産別	477	426	1,758
	中立労連	1,068	386	655
	その他	182	79	105
1967	合計	1,033	120	173
	総評	2,027	172	208
	同盟	865	37	73
	新産別	192	162	504
	中立労連	418	216	353
	その他	113	69	118

〔備考〕 1) 労働組合員数は「労働組合基本調査」主要団体別組合員数による。
2) 労働省「昭和42年労働争議統計調査年報告」による。

第147表　主要団体別参加人員および労働損失日数の割合（%）

年	団体	総参加人員	行為参加人員	労働損失日数
1965	合計	100.0 千人 (8,975)	100.0 千人 (2,479)	100.0 千日 (5,669)
	総評	66.6	52.1	48.5
	同盟	14.6	10.4	15.6
	新産別	0.3	1.1	0.8
	中立労連	10.1	25.5	24.4
	その他	8.5	10.9	10.7
1966	合計	100.0 千人 (10,947)	100.0 千人 (2,298)	100.0 千日 (2,742)
	総評	73.7	62.3	44.7
	同盟	10.2	7.4	13.4
	新産別	0.3	1.2	4.2
	中立労連	10.0	17.1	24.4
	その他	5.8	12.0	13.3
1967	合計	100.0 千人 (10,914)	100.0 千人 (1,271)	100.0 千日 (1,830)
	総評	78.1	56.8	47.9
	同盟	14.1	5.1	7.1
	新産別	0.1	0.9	1.9
	中立労連	4.0	17.6	20.0
	その他	3.7	19.6	23.1

〔備考〕 労働省「昭和42年労働争議統計調査年報告」による。

高率を占め、同盟は五・一%に激減する。そして中立労連と主要連合団体に非加盟の組合の占める比率がそれぞれ一七・六%ならびに一九・六%に上昇する。

労働損失日数の主要団体別配分も、この行為参加人員の比率にそっている（第147表）。

主要団体別に労働組合員一〇〇〇人当りの参加人員をみると、総参加人員では総評が二〇二七人で最も高く、同盟の八六五人、中立労連の四一八人となり、総評では各組合員が年間に平均二回の争議に参加したことになる。だが、行為参加人員と労働損失日数では総評は後退し、行為参加人員では中立労連二一六日、総評一七二日、新産別一六二日の順となり、労働損失日数では新産別五〇四日、中立労連三五三日、総評二〇八日の順になっている（第148表）。こうして総評の組合員一〇〇〇人当り行為参加人員と労働損失日数が少ないのは、その組織人員のうち公労法、地公労法、国公法、地公法の適用をうけるものが六一・〇%におよび、労組法適用の組合員数は三九・〇%にすぎないのに、新産別は一〇〇・〇%、中立労連は九九・九%までが労組法適用の組合員であることに関連している。

つぎに同じ第147、148表によって、主要団体別の参加人員ならびに労働損失日数の年別推移についてみると、総参加人員、行為参加人員、労働損失日数のいずれについても、中立労連の占める割合が低下し、一〇〇〇人当りの参加人員ならびに損失日数が減少してい

るのが目立つし、同盟は、行為参加人員と損失日数について低下と減少がつづいている。

【参考資料】(1)労働大臣官房労働統計調査部「昭和四二年労働争議統計調査年報告」(2)同昭和四一年(3)労働大臣官房労働統計調査報告、昭和四二年一月～昭和四三年三月の各月。

Ⅳ　公務員組合の賃金政策と賃金闘争

概要□第八次賃金闘争の方針――闘争方針／統一要求の提出／第八次賃金闘争の経過――要求提出から人事院勧告まで／人事院勧告とストライキ戦術／国会闘争・対政府交渉／閣議決定とその評価／一〇・二六統一ストライキ／地方公務員の賃金／八賃闘争の総括

概要

一、公務員共闘の第八次賃金闘争は、例年のとおり春からはじまった。総選挙の影響もあって、当初予定されていたよりも闘争の準備はおくれたが、それでも三月には要求もきまり、人事院および政府にむけてのたたかいがはじまっている。公務員の賃金闘争は、人事院勧告をめぐってたたかわれる。かつて華々しく論議された勧告後の対政府闘争に重点をおくか、前の対人事院闘争に重点をおくか、いずれの時期にも、そして政府に対しても人事院に対しても人事院に対してもたたかうという形で、大きなくい違いの表面化はみられなくなった。第八次賃闘においては、政府の窓口としての関係閣僚による六人委員会の設置とこの委員会および政府にたいする交渉、および人事院交渉を中心とした政府への追及とともに、大衆動員による圧力も例年以上にはげしくおこなわれた。これに対する政府・人事院の態度もかなり硬化し、警官の導入、交渉拒否などがおこなわれ、闘争は尖鋭化した。

一、闘争の頂点は一〇・二六ストの前後であって、人事院勧告の不完全実施が固定化していたことと、公務員共闘の活動が強化されていたこともあって、一般的にいって世論はいままでよりもよく、政府もいままで以上の譲歩を止むなくされた。しかし、その結果と

して、政府が勧告の八月実施をまとめ実施時期についての部分的な改善をおこなったことによって、もともと組織の強弱にかなりの差のあった公務員共闘内部の各組合のあいだに戦術ダウンか、既定方針どおりストライキ決行かの見解の相違をうみだし、ついに統一した戦術で行動することができなくなり、ストライキの幅をひろげることには十分成功していない。

一、しかし、政府が長い間、人事院勧告を尊重してこなかったことにたいする世論の同情と、ここ数年来の公務員労働運動の大衆化とが、とにかく八月実施を政府にふみきらせたということができよう。したがって、第八次賃金闘争は一応の成功ということになろう。とくに民間労働組合や公労協にくらべて、比較的硬直的といわれてきた公務員の労働組合運動が、大衆化とともに、職場の実情にあった戦術、たとえば早朝職場大会や業研闘争のような柔軟性をもちはじめたことは、注目してよいことだとおもわれる。

1　第八次賃金闘争の方針

闘争方針

例年のとおり公務員共闘は、民間・公労協の春闘にあわせて、春から賃金闘争をはじめた。まず六六年一二月二六日に、単産書記長会議をひらいて第八次統一賃金闘争方針の骨子について検討をくわえ、六七年一月に運動方針および統一要求の草案を確認することとした。しかし、一月に総選挙がおこなわれたために、事実上選挙におわれて、賃金闘争の準備がややおくれた。第八次賃金闘争方針案および要求草案の討議は賃金専門委員会を中心におこない、二月一四日、一五日にひらかれた幹事会をへて、二〇日の常任幹事会で決定され、すぐに下部討議に付せられた。そして約一カ月間の下部討議ののち、三月一七日、一八日の両日、地方代表者会議を開いて、これらの草案に対する地方代表者の意見をきき、同一八日の第九回幹事会で「第八次賃金闘争方針」および「統一要求」をきめ、三月二四日、二五日に人事院と政府に統一要求書を提出した。

その大綱は、つぎの三点であった。

(1)　一〇・二一ストの成果をふまえ、いかなる弾圧をもはねのけストライキ権奪還の展望をしっかりふまえ共闘を発展、強化し、職場を基礎に要求実現までたたかう。

(2)　統一要求、同時交渉、統一行動を強化しながら、政府独占の低賃金政策、合理化に反対し、人事院勧告体制を打破し大幅賃上げのためにたたかう。

(3)　大幅賃上げを実現するためにストライキをもってたたかう

以上の三点を基本において、大幅賃上げ一律八〇〇〇円の要求を中心に一二項目にわたる具体的要求をきめた。すなわち、

1　基本賃金の一律八〇〇〇円引上げ。2　高卒初任給二五〇〇〇円、行政職一表と二表（労務職）との差別撤廃。3　前歴換算の改善と在職者調整。4　暫定手当の金額をひきあげて本俸にくりいれる。5　最低賃金を月額二〇〇〇〇円とする。6　一時金を年間五・五月プラス二〇〇〇〇円とする。7　住宅手当の新

設。8　扶養手当の引上げ。9　通勤手当の引上げ。10　寒冷地手当の改善。11　隔遠地手当の改善。12　宿日直制度の廃止。13　退職手当の増額。

の要求であった。

以下は、公務員共闘できめた闘争方針の概要である。

【第八次賃金闘争の方針(要旨)】　一、情勢の展望（略）

二、闘いの基調

1　第七次賃闘の成果を発展させる。

(1)公務員労働者の賃金闘争の基本は人事院勧告体制を打破し、労働者自身がスト権、団交権を確保し労使対等の原則に立って賃金を決定するという方向をどう打ちたてるかにかかっている。従って公務員労働者の闘いは賃金と権利問題は一体のものであり、わが国の全労働者階級にとっては重大な意義をもっている。反面、政府独占はきわめてきびしい姿勢で対決してくる関係にある。

そのため公務員労働者は今日の組織の実情と力関係を十分に判断し、長期に展望を持ちつつ、闘いを積上げていく基本的態度を明確にして第七次賃闘の成果を定着させる。

(2)第七次賃闘に結集した公務員労働者の闘いは、一〇・二一統一ストを軸にして労働運動として画期的な効果を収めた。勿論、今回の闘いを通じて人事院勧告体制を打破し要求を闘いとることは結果的には出来なかった。しかしながら、公務員労働者はスト権、団交権が奪われ、なかには団結権すら十分に生かしきれない組織をかかえながら、政治権力が直接支配する政治機構のなかで職制、官憲介入、弾圧、分裂工作を排し公務員共闘はじまっていらいの統一ストライキを闘いぬき、八単産一二三万人の組織化に成功したことは、更に第八次賃闘にむけ幅広く発展させる展望をひらいた。（以下略）

2　統一要求、同時交渉、統一行動

国家公務員、地方公務員及び地方公営企業労働者は形式的には賃金確定の場の相違と権力の面における若干の凸凹がある。しかし日本経済が益々国家独占の段階を強化し国家権力が集中して来ている今日では政府の低賃金政策により平準化統制、既得権侵害が全機関に集中的に行なわれて来ている現実を無視しては闘いの発展はない。

従って公務員共闘会議を強化しその統一行動を軸に国公・地公労働者の交流オルグなどを通じ統一闘争の基軸を強化し相互の信頼と連帯を中央・地方に確立して組織力の拡大をはかる四二年度賃闘は統一要求、同時交渉、統一行動を軸に独自要求とむすびつけて闘う。

3　大幅賃上げを実現するためストライキをもって闘う。

(1)春闘の役割と闘い（略）

(2)人事院勧告期の闘いを強化する（略）

(3)閣議決定期を賃金確定の最大の山場としてストライキをもって闘う。

(イ)対人事院にたいする闘いを受けての閣議決定期は政府が公務員の本年度の賃金決定を行う最大の山である。

われわれは組織の総力を結集しこの時期を第八次賃金闘争のヤマ場として統一ストライキを配置して最大の力量を集中し闘う。

ストライキの規模は昨年を上回る戦術を鋭く幅広く盛り上げることを中心にして別途協議決定する。

(ロ)これらの闘いを通じてこそ公務員の低賃金と権利剝奪の実情と政府の反動政策、及びその責任の所在を国民の前に明らかにすることが出来る。この過程こそ公労協労働者が過去一〇年余の闘いを通じて闘い取った成果とともに人事院勧告体制の打破とスト権奪還に発展するものであることを全公務員労働者が十分な意志統一を行うことが重要である。

(イ)この際全単産は一斉に全組合員の一票投票をおこなう。

(4)臨時国会及び地方確定闘争、対人事院闘争、閣議決定期の闘いの発展のなかから一一月、一二月の臨時国会において社会党を中心に全野党に働きかけ院外の闘いと結合して院内の闘いを徹底して行なう。さらに地方自治体における確定闘争を強化し、年内解決を目途に統一行動を通じ有利な確立を闘いとる。

(5)産業別指導の強化と国公組織の強化。自治労など連合体組織は単一組織に比して多くの困難な条件をかかえ単組間の組織格差は依然として多く

の弱点をもち、政府当局の介入を容易にし弾圧に対するもろさを露呈し統一闘争に鋭さを欠いている。従って産業別指導の強化と自治体の格差是正を全体の闘いに結びつけ統一闘争を同一歩調で闘うことを目標にして組織する。

なお、国公労働者の組織的欠陥は対政府に対する闘いの力を弱くしている最大の原因である。今後一段ときびしくなる管理体制強化（即ちチェックオフの禁止、職員の服務に関する命令、勤務成績の評定、デモ規制、政治活動禁止、庁舎管理規定の改悪、在籍専従禁止）に対決するためにも早急に組織化と併せ各組合が対省庁交渉を強化しこれを最低の行動として国公労働者の統一行動を強化しながら、反弾圧体制強化のためにも国公労働者の共闘を強化しなければならない。

5　反合理化闘争を強化する（略）
6　最低賃金闘争の強化（略）
7　退職金闘争（略）
8　不当弾圧反対、権利点検闘争の強化（略）
9　地方統一選挙闘争（略）
10　地域共闘の強化と県評・地区労への加盟促進（略）

三、具体的な闘いの方向

1　新賃金要求に対し賃専会議を中心に直ちに職場討議資料を作成し三月中旬まで各単産にて要求をとりまとめる。

2　公務員共闘会議は三月中旬統一新賃金要求を決定、直ちに政府に対する交渉を行い人事院に要求を行なう。特に本年度は人事院交渉及び行動を強化する。この際全国的に地方共闘を軸に自治体の長及び所属長に統一交渉を行なうとともに人事院地方事務局に対し公務員の生活実態を明らかにし要求の正当性を認めさせる行動を展開する。

3　特に人事院闘争を具体的に発展させるため政府の人事院に対する干渉介入及び勧告体制改悪の意図を徹底的に粉砕する。三月段階に山になるであろう地方自治体の残された賃金確定の闘いと地方公営企業の合理化体系改悪に対する闘いを中心に公務員共闘として統一行動を配置する。

4　以下一応のスケジュールを検討したが情勢に対応するため、それぞれの闘いの節においては具体的方針をたて統一を図る。

5　調査要綱作成期（二月、三月）

(イ)本年度の第八次賃闘は春闘の情勢及び政府の勧告体制改悪意図により例年になく困難ないくつかの問題が予想される。しかしこの政府の意図する零勧告という最悪の事態を克服し闘いの前進を勝取るためには人事院の調査要綱作成期の闘いが本年度は特に重要となろう。

従って調査要綱の具体的改善を行なわせ、政府の意図を完全に粉砕するため、春闘共闘の統一行動に併せ対政府人事院交渉を強化する。このため、事態に即応して動員行動を配置する。

(ロ)三月中旬～下旬にかけ地方自治体の確定及び地方公営企業の体系改悪・合理化の闘いを中心にこれを包んで実力行使を含めた集中行動を行う。

三月上旬（八、九、一〇）の権利集会及び春闘共闘の各討論集会には積極的に全国動員をもって参加する。

(ハ)三月二四・二五日頃に政府に対し、新賃金の要求を提出すると共に、人事院総裁に対しても交渉をおこない、要求実現と調査要綱の決定に対し積極的な交渉をおこなう。又、各組合は三月末までに各省大臣、各自治体首長に対し公務員賃金の要求と併せ各場所長交渉を一斉におこなう。

6　春闘の山場から勧告期までの闘い（四月～六月）

(イ)四月中旬以降五月一杯が本年度春闘の山となることが予想されるので、この間公務員共闘統一行動にあわせて大衆行動を中心に積極的に参加する。

(ロ)この期間人事院の民間賃金調査が実施されるが従来の秘密調査のあり方を改めさせ、調査事項の適正化をはかるため人事院及び人事委員会にむけ大衆行動を背景に強力な公開闘争を展望する。

(ハ)賃専会議を中心に体系の是正及び不合理について組合案を作成、本質的に人事院給与体系改善のため正面から要求をぶっつけて徹底した人事院交渉を行なう。

(ニ)各省交渉の経過と政府交渉の積み上げのなかで政府に対し、具体的回答を要求し、五月八、九、一〇日の三日間を公務員共闘統一行動として配置し、全国三〇〇〇名の動員を中央に集団交渉おこない、各関係大臣への集団交渉

をおこなう。

7　勧告期の闘い（六月～八月上旬）

(1)本年度の人事院勧告は全く予断を許さない。しかし春闘の成果を定着させ政府の意図を粉砕するためにも第八次闘争前後の最大のヤマとして徹底した闘いを行なう。

(2)この期間は対政府人事院交渉にすべてを集中し、一万名動員を含むハガキ文書戦術及び訴状集団交渉を展開する。この期間実力行使を配置出来るよう検討する。

(3)この行動期間に賃金を結合した権利集会を中央・地方において公務員共闘として組織し、権利闘争の前進を図る。（六月中旬～下旬）

中央集会――三日間地方集会、ブロック毎集会。各集会とも分科会を開き全単産中闘が参加する。

8　閣議決定期の闘い

(1)昨年の経験を生かし昨年より鋭い戦術を加味し統一したストライキを軸とし、幅広い闘いを組織し、これを背景にして対政府交渉を行ない賃金要求の確定を図る。戦術規模は別途決定する。

(2)実力行使を高めるため、全単産一票投票を確実に実施する。

(3)情勢の流動に伴ない地方代表者会議、全単産代表者会議など開催し中央、地方の意志統一を図る。

(4)中央、地方の共闘体制なかんずく公務員共闘の横断組織の確立を図り地域共闘を強化する。

9　臨時国会及び地方確定の闘い

(1)社会党を中心に賃金確定の闘いを徹底した審議を通じて政府の責任を明らかにし、院内外の闘いを結びつけ場合によっては全野党に働きかけその協力を得て要求の前進を図る。その際全議員に対する出身地方別請願闘争を展開する。

(2)国会における確定と併せ地方自治体の賃金確定を地公労を中心に公務員共闘の統一行動として全体で包んで闘う体制を確立する。

10　退職金闘争について（略）

統一要求の提出

公務員共闘は幹事会決定にしたがって、三月二四日、二五日に人事院および政府にたいして統一要求を提出した。人事院にたいする申入書の全文は、つぎの通りである。

「総評、公務員共闘会議は国家公務員、地方公務員、地方公営企業体職員、駐留軍関係職員等一六〇万組合員を代表し、賃金及び権利等について別紙の通り、政府に対し要求しました。

貴院におかれては昭和四二年度の勧告にそなえ、生計費及び民間調査要項を近く決定されるものと判断されます。

いうまでもなく人事院の行う調査、勧告、及び規則等の制定は公務員労働者の生活に重大な影響を与えています。

過去人事院の行った勧告は私たちの要求から程遠いものでありました。しかるに政府はこのような勧告さえも過去七回にわたり実施時期を大幅に値切りました。

このため公務員賃金は欧米諸国に比し極めて低い民間、公労協の賃金よりも常に大きく下回っており、物価の急激な上昇、重税、社会保障制度改悪とも相俟って公務員労働者の生活は非常に苦しく、不満は増大しています。本年度春闘においては例年にない大幅な賃金引上げが予想されており、民間、公労協の労働者と私たちとの賃金格差は一層拡大するでしょう。

人事院の公務員労働者の生活、労働条件に対する責任は極めて重大であります。貴院におかれては以上の事情を十分に理解され、左記事項について反映する等実現に努力されるよう強く要望いたします」

という前文につづいて、つぎのような申入事項を提出している。

以下は政府への要求書と同文である。

【公務員共闘の政府への統一要求】 1、公務員の生活、労働条件について組合側と十分に話合いを行い、その改善に積極的に努力すること。

2、公務員の生活実態を明らかにするとともに、春闘における民間、公労協労働者の大幅な賃金引上げが勧告に全面的に反映されるよう最大の努力をはらうこと。

このため四月調査については公務員共闘の申入れにもとづき改善をはかること。

3、左記の政府にたいする公務員共闘の要求について実現に努力すること。

賃金諸手当の改善について

1、基本賃金の引上げ及び賃金体系の是正について

(1)全公務員労働者の賃金を一律八〇〇〇円引上げること

(2)行政職表(一)を基準として、高校卒（一八歳）初任給を二五〇〇〇円とし、中だるみ是正を上積みすること。併せて行(二)現業等の差別を撤廃すること。

(3)前歴換算を同種一〇割、異種八割とし、二分の三条項や初任給上限等を撤廃し、在職者調整を完全に実現すること。

(4)暫定手当を四級地まで引上げ、全額基本賃金にくり入れること。

(5)公務員労働者の最低賃金を二〇〇〇〇円（日額八〇〇円）とすること。

2、一時金は年間五・五ケ月とすること。

3、諸手当の改正について

(1)住宅手当制度を新設し、六〇〇〇円を支給すること。

(2)扶養手当一人二〇〇〇円とすること。

(3)通勤手当を実費支給とし、全額免税とすること。なお交通用具使用者については必要経費を支給すること。

(4)寒冷地手当は当面率の最高を100/100とし、寒冷地の最低生活を保障する措置をこうずること。併せて級地区分を改正すること。

(5)隔遠地手当は当面率の最高を30/100とし指定基準を改正すること。

(6)宿日直制度は廃止すること。但し当面やむを得ずおこなう宿日直業務についての手当は一五〇〇円とすること。また、当直手当を改善すること。

4、退職手当は昨年四月八日提出の要求書の通り、退職手当法を改正し、大幅に増額すること。

5、以上の要求は昭和四二年四月一日より実施すること。

最低賃金制度の確立について

全国全産業一律最低賃金制度を法制化し、その金額を一五〇〇〇円とすること。

2 第八次賃金闘争の経過

公務員共闘の闘争の経過を、①要求提出から人事院の勧告まで、②閣議決定時のたたかい、③一〇・二六のたたかい、④一〇・二六から臨時国会までのたたかい、にわけて概観する。

要求提出から人事院勧告まで

公務員共闘は闘争方針決定後政府、人事院にたいする統一要求貫徹の行動をはじめた。二月二〇日には政府に六人委員会といわれる関係閣僚会議を設置させ、それ以後、七回にわたって総務長官、労働大臣、大蔵大臣、自治大臣、経済企画庁長官などとの交渉をもった。

三月九日には、人事院にたいして、一「勧告制度の改悪ならびに民

間給与実態調査要綱の抜本的改善に関する申入れ」を提出した。その概要は、

(1) 勧告制度について――政府・独占の干渉を排し、従来通り四月調査、八月勧告を堅持されたい。

(2) 調査対象事業所の選定については、いままで、事業所規模五〇〇人以上で、かつ企業規模一〇〇人以上の全国の事業所から抽出しているが、抽出の基準と内容を明らかにされたい。対象事業所の選定は企業規模五〇〇人以上とされたい。官民給与比較にあたっては「公務の係長と民間の係長」というように職名対応でされたい。民間企業における福利厚生費を給与調査にふくめられたい。

(3) 生計費調査について――民間給与調査にウェイトをおきすぎずに生計費に重点をおいた調査をされたい。なお生活保護基準を下まわらないようにされたい。標準生計費中、食糧費以外はその内容が不明確だから、住居費、光熱水費、教養娯楽費、保健衛生費、交際費等の区分を明らかにし、その根拠を明示されたい。給与と生計費については、一人世帯の標準生計費しか明らかにされていないから、二人世帯以上の標準生計費についても両者の関係を明示されたい。

(4) 初任給について――公務の初任給は低いと思われるから、民間、公労協の高卒、大卒初任給の現状を明らかにされたい。

(5) 特別給について――実支給状況を調査されたい。

(6) 諸手当について――住宅手当については、公務員の住居状況と民間の住宅事情・住宅費をあきらかにし、民間の住宅手当支給状況の調査結果を明示されたい。通勤手当については、交通機関利用者の状況と交通機関利用者の実態を調査されたい。扶養手当については、民間の支給実態を調査されたい。寒冷地手当、隔遠地手当に対する人事院の考え方を明示されたい。

(7) 春闘における賃上げ分の取扱いについて――民間の賃上げが勧告に正しく反映されるように、春闘の積み残し分の完全解消の具体的方策を示されたい。春闘積み残し分の上積みに際して、定期昇給分の控除については官民給与の動きを把握し、比較方法ならびに算定方法を改善されたい。

(8) 臨時職員の賃金について――臨時職員の日額賃金に対する人事院の考え方を明らかにされたい。

(9) 実施時期の不完全実施について――政府が過去七回にわたって実施時期を値切っており、このため公務員は莫大な損害を蒙っている。この事実を改善するための人事院の考え方を明らかにされたい。

という趣旨のものであった。人事院勧告は公務員の賃金闘争に大きな影響をもつのだから、公務員共闘はまず人事院勧告を重視し、勧告の前提としての民間賃金調査の方法および勧告の具体的内容についての注文をだしたのである。

一方、三月二三日には賃金闘争の大衆化をはかるために、公務員共闘青年婦人連絡会議を発足させた。

このような過程で三月九日に公務員共闘がおこなった「勧告制度の改悪ならびに民間給与実態調査要綱の抜本的改善に関する申入れ」にたいして、政府は五月一〇日ごろに回答することを約束していたが、三月二八日にはまず、政府の六人委員会が「四月調査、八月勧告」の方針をきめ、政府も指定回答日より遅れてはいたが五月

二四日には、

「公務員共闘の……先般の要求書には、いろいろな事項があげられているが、その中心問題である賃金問題について申上げると、非現業の一般公務員の給与改正については、政府としては従来から人事院の専門的な調査研究の結果にもとづく勧告をまって、所要の改善措置をおこなうこととしていることは諸君も十分ご承知のところであり、本年度の給与改定については組合から俸給、諸手当等に関し具体的な提案がでており、政府としても検討しているが、目下人事院が民間給与の実態調査を実施中であるので、政府としては、その結果に基く勧告がでるまでは具体的な方針を決定するわけにいかないことは御理解いただけることと思う。

人事院の勧告がおこなわれた時は、これによって具体的な改定案を決定したい。その際、人事院勧告を尊重するたてまえにはかわりがないが、従来より少しでも前向きに解決しうるよう真剣な努力をはらいたいと考えている。

なお右のほか、退職手当、共済制度の改善、減税等の問題については、それぞれ関係各省において引続き検討したい」

という「人事院勧告の尊重、従来よりも前向き」という趣旨を文書によって回答をしている。このほか、実施時期についても、五月二四日に「完全実施を目標に従来のマンネリを打破します」という塚原総務長官の言明や財源難を理由とする勧告の割引き実施についても、五月一〇日に水田蔵相から「年度途中で数百億円の財源を必要とする勧告制度そのものに問題」があるという考え方をも引きだしている。

政府交渉、六人委員会交渉、人事院交渉は、いままで以上にくりかえしおこなわれ、政府の考え方をすこしずつ明らかにさせてきた。

また四月一一日の春闘共闘の全国青年婦人統一行動日には、公務員共闘青年婦人連絡会議は、政府人事院に「公務員青年婦人労働者の賃金引上げ等に関する一一項目の申入れ」をおこなっている。

社会党も公務員共闘の要請をうけて、五月一〇日に河野密副委員長を委員長とし五八名の国会議員で「公務員賃金対策特別委員会」を発足させ、積極的な取りくみをはじめた。そしてその後は、この特別委員会が国会闘争の中心的な役割をになうことになり、公務員共闘と社会党とが統一的に国会闘争および対政府交渉をおこなうこととなった。そして、国会の常任委員会に対しても、社会党公務員賃金対策特別委員会を中心にして、各常任委員会ごとに対策班をつくり、勧告の出るまでの間に、政府の公務員賃金に対する基本的態度を明示させる努力や、財政問題・地方公営企業問題・賃上げの実施時期・消費者物価や生計費の動向などについての政府の考え方を明示させる院内活動をおこなった。しかし、結果的には、さきにのべたように、政府からは人事院勧告を尊重して前向きに検討するという程度の考え方をえたにすぎなかった。

一方、人事院にたいする公務員共闘の交渉はストライキ権、団体交渉権を剝奪された代償機関としての機能と権限を人事院がもつものとして対処し、三月二四日の要求提出以来、四〇数回にわたって総裁・人事官・事務総長・給与局長との交渉をつづけた。

公務員共闘の第一次統一行動は、要求の決定から五月上旬までとし、春闘の統一行動に参加する一方、青年婦人の統一行動、青婦連

絡会議、賃金専門委員会の開催、社会党公務員賃金対策特別委員会の発足、教宣小委員会の設置による教宣活動の強化など組合員にたいする大衆行動の呼びかけと院内行動の統一をはかった。

第二次統一行動は五月八日からの三日間として、中央では全国から二〇〇〇名を動員してデモ、ビラ配り、各政党役員、全国会議員に対する要請をはじめとして、各省、人事院に対する交渉をおこなった。しかし、政府、人事院は門をとじて公務員共闘の動員をシャット・アウトし、庁舎管理規則を理由に官憲を導入して集団交渉を妨げた。しかし公務員共闘は、二百数十名が人事院との間に夜を徹して集団交渉をおこなった。これは異例のできごとである。そして、この人事院の強圧的態度は、それ以後の人事院と公務員組合との関係を尖鋭化させることとなった。

第三次統一行動は六月三〇日から七月一日までの二日間とし、近県よりの動員によって人事院交渉をおこなった。

さらに第四次統一行動の一環として八月三・四・五の三日間には、一万人中央動員による対政府、対人事院交渉をおこない、人事院にたいしては二百数十名による集団交渉をおこなっている。

人事院勧告とストライキ戦術

八月一五日に、人事院勧告がおこなわれた。その詳細な内容は、第三部「政府の賃金政策」の項にゆずるが、俸給表全体の改善率は平均七・〇%とし、初任給については高卒で一一〇〇円、大卒で一八〇〇円を引き上げ、諸手当などの改善をふくめたものであった。

公務員共闘は、八月一八日に常任幹事会、一九日に幹事会をひらいて、秋季年末闘争方針をきめ、さらに二一日には第一回地方代表者会議をひらいて、全国的な意思統一をおこなっている。

公務員共闘はこの方針にもとづき、ストライキをかけてたたかう重点目標をつぎの三つにしぼっている。

1　実施時期の完全実施
2　地方財源の確保
3　地方再建団体に指定された地方公営企業体職員の賃金引上げの保障

公務員共闘は、この重点目標を実現するために「各単産、早朝最低一時間のストライキ」の統一戦術を決定した。

八月二三日、公務員共闘は政府閣僚の六人委員会にたいして、さきの重点目標を中心とする申入書を手渡し、九月二日には公務員共闘および各単産書記長による公務員共闘戦術委員会を設置し、二日に第一回会合をひらいて、一〇月二一をさけたのは、ベトナム侵略戦争反対を中心とする政治闘争とあわせることによって、この統一行動を政治ストとしての非難に口実をあたえ、世論を悪くさせたり、政府の弾圧をうけやすくすることをさけるためであったとおもわれる。

一〇・二六ストライキの単産別投票は、自治労七三%、日教組七一・四%、全水道八六・七%、全農林八六%、全開発八六・七%など昨年を上まわるスト賛成票をえた。そして、一〇月二〇日から二六日までの間に全職場で、組合員のリボン闘争、ハガキ戦術をおこない、自治省には一〇万通にのぼるハガキが山積したといわれる。

国会闘争・対政府交渉

人事院勧告がでた八月一五日は第五六臨時国会の開会中ではあったが、健康保険法改悪阻止に野党、労働組合が戦術をしぼっていた時期だったの

で、本会議で勧告を追及することはできなかった。そこで公務員共闘は休会中にも内閣、地方行政、大蔵、文教、社会労働の各委員会の開会を要求し、その結果、関係各常任委員会は九月から一〇月にかけて、それぞれ二回から四回ひらかれ野党が政府を追及した。また社会党は両院議長にたいして「政府は人事院勧告に対する態度をきめるにあたって、十分に国会の意思を尊重し、完全実施に努力すべきである」という申入れをするように提案した。その結果、両院議長から政府にたいして、その趣旨の申入れがおこなわれている。また衆議院、参議院の内閣委員会および衆議院地方行政委員会では、それぞれ「一般職の給与に関する人事院勧告に対する決議」、「公務員の給与に関する決議」、「地方公務員の給与改訂の財源に関する決議」をおこなわせることもできた。

公務員共闘は、人事院勧告がでてから六人委員会と五回の交渉をおこない、関係大臣とも二六回にわたる交渉をもった。そしていまで七回にわたって人事院勧告が値切られ、不完全にしか実施されていなかったことを追及し、こういう政府の態度が公務員の労使関係を不安定にしてきただけではなく、ストライキ権、団体交渉権の代償機関としての人事院勧告制度を事実上、政府の低賃金政策実行機関にしてしまっていることの責任追及をおこない、五月実施をつよく迫った。

政府は佐藤首相が東南アジア、大洋州訪問で不在中ではあったが、できるだけ早期に人事院勧告にたいする閣議決定をおこなおうとして六人委員会をもったが、政府部内ではとくに文部、自治両相が都市手当の新設は、解消にむかいつつある地域手当（暫定手当）を復活するものであると批判的な態度をとり、容易に意思統一をおこなうことができなかった。

閣議決定とその評価

こうして、一〇月二〇日に閣議決定がおこなわれたが、その内容は大むねつぎのとおりであった。

(1) 公務員賃金については人事院勧告どおり給与表等の改正をおこなう。都市手当については実質的に勧告の趣旨を尊重し、具体化については検討する。

(2) 実施時期は昭和四二年八月一日とする。

(3) 給与改訂に関連して公務能率の向上と国民負担の軽減をはかるため行政運営の簡素化、能率化を図る。欠員補充は最少限にとどめ配置転換を強力におこない、総定員を計画的に縮減する。また七%を目途に行政経費の節減をはかる。

(4) 財政制度と人事院勧告のあり方について検討する。

(5) 地方公務員については国に準じて給与改訂をおこなうこととするが、すでに国あるいは民間給与水準を上回っているところは調整をはかるなど給与費の合理化をおこなうものとする。

人事院勧告の五月実施にはおよばないけれども、前年の九月実施を八月実施に繰り上げたという点で、政府のいう前向きの処理の具体化がみられた。公務員共闘はこのような閣議決定についてつぎのように評価している。

「閣議決定は実施時期において一カ月前進したものとして評価できるが、一カ月前進した要因としては、（前年、前々年の）一〇・二二、一〇・二一に引きつづきたたかい、弾圧をのりこえスト

権奪還の展望のもとにねばりづよくたたかったこと、院内外の大衆行動、統一行動の展開によるものであるが、地方公営企業問題について突破口を見いだすことが困難であったばかりか、実施時期完全実施要求に対して不満足なもので、内容は公務員に合理化を強いる定員削減、能率強化、強制配転、給与体系の改悪等々と引きかえに一カ月前にだし、宮沢構想、高橋私案をとりいれ、財政硬直化の責任を公務員賃金にシワ寄せし、ひいては政府自民党の財政政策の失敗を大衆収奪強化によって糊塗しようとするものであり、警戒し、たたかいのなかではねかえさなければならない。

また、閣議で都市手当について明確な方針を示すことができなかったことは、われわれがすでに人事院勧告の分析と判断のなかで明らかにしたところであり、人事院の住宅手当制度新設に対する自信のない、積極性欠如の態度が露呈したものであり、公務員共闘の住宅手当要求の正しさを示したものといえよう。」

けっきょく、人事院勧告の都市手当は調整手当と名称をかえ四級地は甲地、三級地は乙地となった。

一〇・二六統一ストライキ

公務員共闘は九月二日、第一回戦術委員会をひらき、一〇・二六ストに早朝一時間以上のストライキをもってたたかうために、単産書記長(日教組、自治労、全農林、都市交、全水道、全駐労、全開発、のちに日高教参加)、および公務員共闘三役があつまって、閣議決定時期における統一ストライキ戦術全般について検討し、体制確立をはかった。

九月四日、公務員共闘幹事会は重点目標三項目をもって、一〇・二六ストをたたかうことを確認し、各単産はいずれも昨年の一〇・二一以上の態勢整備にのりだした。しかし全農林、自治労、全開発の各組合は組織上の判断から戦術のレベル・ダウンをおこない、ストから脱落、一〇・二六ストには日教組、都市交、全水道、日高教およびオブザーバー加盟の政労協が統一行動に参加し、全駐労は退職金増額闘争のため一〇月二五日、始業時より三時間の時限ストにはいった。

自治労がストを中止したのは、①政府が勧告の八月実施をきめたのは一応の成果であり、②ストをおこなっても前向きの回答はえられない、と判断したためである。

ストをおこなった諸組合のおもな戦術は、つぎのとおりである。

日教組　三三都道府県で始業時から一時間の授業カット。小・中・高校・大学病院などで影響がでる。

日高教　一三都道府県で時間内に二九分くいこむ職場集会。

都市交通　東京、大阪、名古屋、横浜、神戸、京都の六大都市は始発から午前八時まで、三二都市で七時まで、北九州市では六時半までのスト。

全水道　六大都市をふくむ七〇都市で始業時から一時間のスト、修理工事などがストップする。

政労協　愛知用水公団労組が二時間、ほか二〇組合が一時間以上のスト。

しかし、ストを決行した各単産のなかでも、単組によっては計画どおりストライキが実施できないところもあり、けっきょく、ストライキに参加したのは、日教組では茨城、岐阜をのぞく二九都道府県、都市交通では神戸をのぞく五大都市で予定通り八時まで、札幌、秋田、川崎など一五市で午前七時まで、神戸、仙台、長崎など一三市で午前六時半までのストにはいったが、尼崎、浜松など七市はストを中止した。全水道は東京、大阪など三五都市で始業から一時間のスト、一三市で三〇分のストがおこなわれている。

一〇・二六ストに全単産が統一して参加できなかった原因につい

て、公務員共闘はつぎのように自己批判している。

すなわち、一〇月二〇日、政府が人事院勧告についての閣議決定をおこなったのにたいして、公務員共闘が十分な分析をおこなえず、意思統一を欠いた。とくに八月実施についての評価、分析、意思統一に不十分さがあった。「八月実施について不満をもちながら評価することについては一致することができても、公務員共闘の人事院勧告体制打破の闘いの展望と、指導体制の面で内部の討議不足により、一〇月二〇日直後に明確にすることができず、そのなかで一〇・二六を打ちぬいて組織体制の確立、引きつづき闘う展望、権利闘争と賃金闘争の結合、閣議決定を前進させうる要素などの意思疎通が十分でなかった。」

しかし、政府六人委員会と公務員共闘とか継続的に交渉をおこなうことができたのは、いまだかつてなかったことであって、高く評価することができるだろう。

地方公務員の賃金

地方および六大都市などに設置されている人事委員会が、ほぼ国の人事院勧告に準ずる勧告をしてきたが、自治体独自の問題について、いろいろな表現をもちいて勧告するところがふえてきている。第八次賃闘についていえば、閣議で八月実施をきめているにもかかわらず、自治体の場合には、なお人事院の勧告になろって五月実施を勧告するところが半数以上になっている。また、地方議会では、二二県七四市三七町村において、人事院勧告完全実施を決議させることができた。

臨時国会では、公務員共闘と社会党とは連絡をとりながら、地方公務員にたいする財源を確保する問題および赤字による公営企業合理化問題について、関係常任委員会では拠点で実力行使をおこない、一部にげたが、府県以外では大半が六八年に営企業労働者にたいする合理化にともなう賃下げに反対する賃金補償の要求は、公務員共闘の重点目標の一つであり、総評全体としても積極的に取りくんできた。国会においては閉会中にも関係各委員会をひらかせ、臨時国会においては各制政策を追及し、一〇月二四日の地方行政委員会では「地方公営企業の給与改訂はケース・バイ・ケース」とおきかえり、臨時国会では「再建団体もケースることができた。このことは、地方できたと公務員共闘は評価している。方においては年をこえ春にいたってや

八賃闘争の総括

公務員共闘は、第八次賃闘の総括を、概要つぎのようにまとめている。

政府にたいして六人委員会を設置させたこと、政府・自民党内部で強調されていた人事院制度の改悪を中心とした公務員賃金にたいする反動政策の導入を阻止したこと、内において多角的に政府を追及し政府を暴露し世論を有利にしたことは、一政府がその解決のために抜本的な取組をつくらせた。

また、人事院が公務員の生活権を擁護する立場にありながら、政

府の反動的施策をうけいれ、庁舎管理規則などを乱用して集団交渉を官憲を導入しつつ弾圧したことは「極めて重要であり今後の反動性を露呈したものとして、これを追及し徹夜交渉、抗議行動をねばり強くすすめ粉砕したことは、高く評価すべきであり、こうした行動が人事院勧告の闘いをより自信のあるものとし発展させ支えてきた。」

また公務員共闘はじまって以来といわれた六六年の一〇・二一闘争につづいて、六七年の一〇・二六闘争にたいして「職場においてもリボン闘争にたいする干渉、批准投票に対する行政処分をもっての脅迫、警官の事前調査等に屈しない抵抗となって現われ、一〇・二六闘争の成功のために全力をあげて反弾圧闘争の組織化へと発展した」その努力が、前年の一〇・二一を上回るストライキ賛成となってあらわれている。

もっとも、一〇・二六闘争が完全な統一闘争としておこなわれたわけではなく、今後改善すべき組合側の態勢の不整備も多々あった。たとえば、「批准投票について問題がないわけではない、批准投票にかける要求項目についても各単産が区々に行うのではなく公務員共闘として統一して行うことが最終段階における統一を確保することになるし、又閣議決定後の闘いを充実させることになる。即ちこれらの要求項目は今後のストライキ戦術の行使に重要な影響をもつからである。更に今後の問題として、各単産の実情が示すように、全体の批准度が高いにしても、県や職場段階では落差が甚しくついていることは職場におけるる労務管理や合理化によるしめつけの厳しさによる脱落だけではなく、権利闘争と賃金闘争との正しい結合がなされていくこととそのための学習、オルグ体制の強化がよりなされねばならない」という欠陥をもあげている。

また共闘体制の今後に改善されるべき点として、「共闘体制についてであるが、一六〇万公務員労働者の結集体である公務員共闘のあるべき方向として、すべての組合が全国のどこの職場でも同じように闘っている姿が正しい。しかし地公労関係の全単産がストで闘う態勢でのぞんだにもかかわらず全商工の業研闘争をのぞくと国公関係では、全農林、全開発がストライキに立ち上ったにとどまったことは組織の力量、実情は互いに理解し得ても公務員共闘の統一行動の限界を期待する政府・反動勢力に絶好の口実を与えることになり早急に克服すべきである。」

また一〇・二六闘争に際して、「戦術内容に重大な変更を行わねばならない単産については、その実態、判断を理解し合っていくことは当然であるが、一〇・二六闘争の場合、閣議決定は、政府が世論の厳しさに抗しきれずに何らかの妥協を試みることは想定し得たのであるから、例えば七月実施が決定された場合、戦術内容に変更を要するものであるかどうか要求目標との関係や組織実態、判断にどのような影響をもつか等徹底した論議を行い意思統一をはかっていくことに欠けていた。このことは組織内に対立と不信を起す極めて危険な事態を惹起するから討議不足や理解と判断の不統一は絶対に残すべきでなかった。」

従来までの人事院勧告の九月実施が、世論の支持をえて八月実施となったのは、むろん勧告でいう五月実施にはおよばないとしても、第八次賃闘の大きな成果であった。しかし、一〇・二六闘争を組織するにあたって八月実施を戦術変更を要するほどの重大な事情の変更とみるべきかどうかについての討議と意思統一の不十分さか

ら、都市労連、地公共闘など地方組織に混乱をあたえることになった。それは組織力の相違とストライキ闘争の準備についての違いが原因になっているのだから、公務員共闘のもつ組織的弱点の克服があらためて、この闘争をキッカケに努力されることになったのである。

【参考資料】 (1)公務員共闘会議「第八次賃金闘争方針」 (2)同「公務員の賃金引上げ等に関する申入書」 (3)同「公務員の賃金引上げ等に関する要求書」 (4)同「勧告制度改悪反対ならびに民間給与実態調査要綱の抜本的改善に関する申入れについて」 (5)同「第八次賃金闘争の経過 (6)同「第八次賃闘闘いの総括」 (7)総評「人事院勧告の分析・批判」（総評） (8)日教組「日教組教育新聞」

V 民間・公労協の春闘と一時金闘争

概要□六八年春闘（春闘共闘委）＝六八年春闘構想／春闘共闘の賃金白書／総評第三五回臨時大会／春闘の経過／六八年春闘の総括／同盟の春季賃金闘争＝同盟の長期賃金計画／同盟の賃金白書／同盟賃闘の経過／同盟賃闘の中間総括／ＩＭＦ・ＪＣの賃金白書＝一時金闘争＝夏季一時金闘争／年末一時金闘争

概要

一、総評・中立労連などの春闘共闘と同盟の中央賃金闘争委員会、ＪＣの賃金共闘会議の三者鼎立という形で昨年に引き続いて六八年春闘でのイニシアがあらそわれた。昨年はＪＣ春闘とジャーナリズムでいわれたのにたいして、六八年春闘は総評のイニシアチーブがはっきりとあらわれた。ことしは三つの賃金闘争共闘組織がそれぞれ賃金白書を発表し、賃金闘争にたいする考え方をあきらかにしたのだが、一万円賃上げを強調した春闘共闘の高姿勢にたいして、同盟は前年の一五％要求にたいして本年は一％ひくい一四％という低姿勢をとり、ＩＭＦ・ＪＣは七〇〇〇円程度と前年より二〇〇〇円ないし一五〇〇円程度要求を引き上げるという中間的立場をとった。総評にもＪＣにも加盟している鉄鋼労連は基本賃金で七〇〇〇円、諸手当引上げ要求をふくめれば、一万〇七〇〇円という形をとった。

一、ＪＣの中核をなす鉄鋼・電機にたいする経営者側の回答が四月一〇日以後と予想されたことから、新聞労連、民間放送、合化労連、全国金属など総評の諸単産が三月下旬から四月上旬にかけてストライキにはいり七〇〇〇円前後の回答をひきだし、緒戦を有利に導いたが、鉄鋼の回答がひくく、しかも電機の回答も初期においては小さく、中盤にいたって資本のクサビが成功したかにみえた。し

かし、終盤、私鉄総連が五〇〇〇円をとって盛りかえし、造船、電機をはじめ公労協が後のしめくくりを行なって、前年より一〇〇〇円ないし一五〇〇円多い金額で妥結することとなった。

一、六八年春闘の特徴は三月下旬より長期のストライキにはいり、しだいに回答額を引き上げていった組合が多かったことである。この点はストなし春闘といわれた六七年とは対照的である。しかし、賃上げ闘争が積極的に行なわれ、日経連の主張していたギブ・アンド・テイクの原則つまり賃上げと引換えに職務給・安定賃金の導入をはかるという資本の政策はほとんど実現しなかったが、最低賃金制については春闘中に最低賃金法改正案が上程されていたにもかかわらず、労働組合側としては、ほとんど行動らしい行動は行なわれなかったことも特徴的であるといえる。

一、一時金闘争も六七年をつうじて好調であり、とくに年末には、前年同期よりも一八%増となった。しかし、ストライキ件数などは多くはなく、平穏に推移したといえる。

一、なお賃金闘争についていうと、春闘共闘では全日通が初参加し、同盟では全繊同盟が依然として七月賃闘となっているが、しだいに春に賃金闘争が集中する傾向をつよめているようである。

1　六八年春闘（春闘共闘委）

六八年春闘構想

一〇月二三日に六八年春闘共闘委員会は発足した。これには総評・中立労連、純中立の一七〇組合、八〇〇万人の労働者が参加（春闘共闘委発表）した。春闘共闘委は同日午後一時から東京芝の専売会館で第一回の春闘共闘委をひらき、春闘宣言と春闘構想を発表し、役員人事をきめている。春闘の要求は①大幅賃上げを一〇〇〇円以上の要求としてたたかう、②合理化反対、③組合活動の自由確保などを統一要求としてかかげ、同盟・新産別にたいしても共闘をよびかける方針をとった。そして、春闘共闘委と同盟の賃金共闘委による連絡機構の設置、情報交換などを提案する申入れをもきめている。

春闘共闘委は正副議長にそれぞれ堀井総評議長、佐藤中立労連議長を、事務局長に総評岩井事務局長などの役員を選出したあと、岩井事務局長から春闘構想が説明され、江頭中立労連副議長から春闘宣言が発表された。

春闘構想は、①六八年春闘を組織するにあたって、②春闘をめぐる情勢、③統一要求の重点、④春闘指導の基本的方向について、⑤春闘の戦術配置、を骨子とし、さらにこの構想にもとづいて最低賃金制、社会保障、合理化反対、労働時間短縮、災害および国民諸要求に関しては別に付属方針をきめることとした。春闘構想の概要はつぎのとおりである。

【①六八年春闘を組織するにあたって】総評、中立労連を中心に八〇〇万労働者の組織する春闘共闘は、日本の労働者階級の賃上げをはじめとする全てのたたかいに大きな役割を果すとともに、生活向上をめざす全国民の期待をになってきました。

春闘を組織して一二年になりますが、毎年賃金闘争を主体に春闘を闘う

労働組合が増大し、この数年のあいだに同盟も、そのほとんどが春闘に移行し、今年もまた全日通、全外連、農協労連などが春闘に加わり、いまや春闘は日本の労働運動の最も重要な闘いとなってきました……。

また、春闘は労働組合の賃金闘争の理論的・組織的な支柱になっているばかりでなく、日本のすべての労働者の組織強化・拡大の重要な契機となり、全国一律最低賃金制確立、合理化反対、時間短縮や労働災害との闘い、社会保障拡充、権利確立などの諸要求の闘いにとっても重要な役割を果しており、何よりも勤労諸国民の生活を向上させる中心的な役割をになっているといえましょう……。

六八年春闘は、実は私たちがいままでの春闘にみられない有利な条件で闘える春闘です。産業の高度成長は当然のことながら若年労働者をはじめとした労働力不足を招き、ますます深刻化させています。新学卒労働力は今後一層減少し、生産の拡大と相まって労働力の売手市場化は一層促進されています。

しかし、このような労働力不足の有利な条件も、企業内に閉じこめられた労働運動、企業ベースでの春闘では十分に活用することができません。

産業別最低賃金の協定化、初任給の大幅賃上げをはじめとする資本のもっとも痛いところをねらった要求、青年労働者が闘争の中心になり得るような要求をうちだすこと、企業をこえて産業別に結集し、産業別労働組合の機能と力量を高め得るような闘争を組織すること、少くとも春闘の時には全労働者の長期に鋭い統一闘争を実現して一時的にせよ「売手市場化」をつくり出し全産業的な賃金相場を労働組合のイニシアと力によってつくりだすことが大切です。そして何よりも幹部・活動家は労働組合こそ労働者の生活を守り得る唯一の組織であるという信頼をかちとるために奮闘し、六八年春闘は、その大切な機会であることを十分に自覚し合うことではないでしょうか……。

このために産業別労働組合の強力な指導と大衆路線の確立、職場からの要求づくりと組合づくり、賃上げ闘争と合理化反対闘争の結合、賃上げ闘争と組織強化の結合こそ六八年春闘の最大の命題であるといえましょう。

【②春闘をめぐる情勢】

(1)　労働者の状態

……いかにひどい人べらし合理化がおこなわれ、労働密度が強められ、労働者の権利がじゅうりんされ、そして労働者の生活は相対的に下がってきているかを端点に現わしているのではありませんか。職場労働者はこのことを毎日の労働の中で肌身にしみて感じとっています。

しかも一方では……労働者の賃金は生活の変化に対応する水準であるかどうか、賃上げをたえず獲得してもその上昇のテンポが社会的水準を維持できるかどうか問題です。どこの労働組合の調査をみても賃金が安い、賃上げがどうしても必要だという結果が示しているように、明らかに労働者の生活状態は悪化しているといえます……。

(2)　われわれをとりまく情勢（略）

【③統一要求の重点】

(1)　統一要求について

春闘共闘へ参加している労働者は勿論のこと、未組織労働者も数多くの要求をもっていますが、大幅賃上げ要求こそが春闘八〇〇万労働者の中心的課題です。春闘共闘はこれらの未組織労働者や春闘共闘に加盟していない中立組合、また同盟や新産別などの労働者もふくめて日本の全労働者の要求にこたえて、その先頭にたって闘う役割を歴史にもっています。

六八年春闘にあたって、全労働者の統一要求を春闘共闘は大幅賃上げを中心として次の五本の柱としてかかげて闘いますす。各産業別共闘、単産単組、地域共闘、そして職場ではさらにこの要求を具体化し独自の要求を加えて、闘いを進めていきます。

①　昨年を大幅に上回る賃上げ。初任給の大幅賃上げと産業別最低賃金協定の獲得。職務給・安定賃金反対、全国全産業一律一八〇〇〇円の最低賃金制確立と家内労働法の制定。

②　人べらし合理化反対、労働強化をはね返し、週四〇時間、週休二日の労働時間短縮。労働災害の未然防止を三〇〇万円以上の死亡災害補償獲得。

③　医療制度の抜本改悪反対。失対賃金の引上げ、失業保険、生活保護の大幅引上げ。家族手当法の制定。社会保障予算の拡充。

④　一切のストライキ制限の排除。職場の組合活動の自由確保。

⑤　物価値上げ反対、勤労諸国民に対する減税、低所得住宅の大量建設。

また日本の労働者階級の歴史的な統一課題として平和と独立、民主主義の要求があります。安保体制を打破し、憲法改悪を阻止するための闘いは全国民的な課題であり労働者階級がその先頭にたって闘うのは当然です。春闘の前進がこのような全国民的な平和と独立、民主主義を追求する闘いと一体のものであることは明らかです。これらの闘いはそれぞれの政治要求に基く共闘組織を通じて闘うことにします。

(2) 六八年春闘要求の重点

① 前述の情勢でも明らかな通り、労働者の生活状態を再認識する過程の中で、最も重要なことは労働者の生活意欲にもとづく積極的な賃金要求を徹底的に組織するということです。総評の民間労働者意識調査の結果をみても、自分の賃金水準について、低く不満だと答えたものが七三・五%を占め、その不満の基準は日常の生活の苦しさが五六・九%ありました。

職場には強い積極的な賃上げに対する意欲と期待がうずまいているのです。それも物価上昇や労働強化の中で相当思い切った大幅要求を望んでいます。昨年の賃上げ要求を上回る大幅賃上げ、実質賃金を確保し、闘いたという満足感の出る賃金額、生活向上に明らかになる賃上げが必要であることはいうまでもありません。春闘賃専総会では一万円前後の賃上げ要求が強く打ち出されました。この経過をみても、大衆討議の中でだされた職場労働者の率直な大幅要求をそのまま資本に提出するような方向を堅持します。特に今年は産業別労働組合の指導の中で、初任給の大幅賃上げに重点をおくべきです。春闘共闘の傘下の組合でも既に中卒初任給が二万円をこえているところが出てきていますし、総評大会でも二万円以上の中卒初任給の要求が決定されています。

若年労働力の不足は資本にとって大きな弱点となっており、初任給を大きく引上げるのには絶好機であります。ILO一〇〇号条約の批准をみた今日、なお初任給ですら男女差のあるところが数多くあります。六八年春闘ではこのような格差をなくす闘いを組織します。これとともに一律分の設定を大きくいれることも要求には大切です。このことはまた青年労働者を決起させ、活動家を飛躍的に増大させるでしょう。企業内賃金要求、企業内交渉と妥結になれてきている日本の労働者は、全産業的に労働者の価値をみることをしない弱さがあります。

② 最賃制の確立のためにこれまで春闘って闘ってきたにもかかわらず、政府は全国一律制をさけて、職権方式による現行法の部分手直しでにげようとしています。

日本の低賃金を抜本的に打破する闘いは全国一律最低賃金制の法制化です。この闘いは、企業内賃上げ以上に労働者階級全体にとって重要な意義をもっています。

特に来春闘では中央最賃審議会の最終答申をうけて、政府が法案を国会に提出するという重要な段階をむかえますから、最賃制闘争を賃上げ闘争としっかり結びつけてもりあげることが大切です。

③ 最近賃上げでかなり成功したといわれていることは、数字の上でも、職場労働者の意見でもあきらかになっています。ですから、昨春闘でも「賃上げと合理化とをさしちがえるな」というスローガンで闘われました。しかし、労働組合の組織力がつよくて労働強化に抵抗する力がないかぎり、どういうスローガンをかかげても低賃金の日本の労働者は、たとえ労働強化をしいられても賃上げかくとくにかたよる傾向があることはいなめません。この弱さをとらえて、若干の賃

上げをしげきとして個々の労働者の能率向上をはかろうとする資本の意図にのったのでは、賃上げはおろか、労働強化でおつりの方が高くなってしまいます。

労働力を売る立場で考えた場合に労働強化は即賃上げでなければならないし、賃金以上の労働は只働らきに通じます。人べらし合理化に対しては、必要な要員を要求しなければなりません。このため、六八年春闘では、大幅賃上げ闘争に職場労働者を結集するなかで組織を強めながら、特に職場の要員の増減と賃金、労働密度の強化と賃金、労働時間と賃金の関係を徹底的に重視して「おつりなしの賃上げ」を闘いとりましょう。

労働力不足のなかで特に六八年春闘では労働時間短縮の闘いと労働災害との闘いに重点をおき、生活と健康を守る闘いを強調します。四直三交替制や週休二日制、時間外労働の規制、一斉休憩などの具体的な要求を必ず提出し週四十時間をめざして強力な闘いを展開することとし、生産第一主義を排除して「安全なくして労働なし」の原則をうちたて災害の未然防止、災害補償の大幅増額、災害に対する抗議闘争を組織します。

④　社会保障はいま、制度的にも行政的にも全面的な改悪再編が行なわれています。医療保険は健保改悪後二年を期して抜本的改悪を準備し、年金保険、労災保険、失業保険、生活保護、失対事業のひきしめなど、また老人身障者の社会福祉や公害、環境衛生の面にいたるまで広範におよんでいます。従って春闘では国と資本の負担による医療保険の改善、生活保護基準の二倍引上げ、労災保険法の改悪などの闘いを組織していきます。

労使関係法研究会の答申のもとに労使関係法全般の改悪と労働者の権利の実質上の制限、はく奪を強めてきています。これらの動向に対して労働協約の点検、改訂闘争など積極的な要求をうち出すとともに、賃金、合理化反対の諸要求と結合した闘いを春闘では進めることが重要です。

さらに、また政府の物価上昇政策には国民の不満が高まってきています。広範な諸階層の先頭に立って労働者が春闘で物価対策を大きくかかげることを期待しています。また今日労働組合が緊急にとりくむべき要求は住宅対策です。政府の住宅対策のおくれは、特に青年労働者、都市労働者にとってたえがたいものとなっています。低家賃住宅の大量建設を政府、地方自治体に要求し、企業には社会の建設と住宅手当の大幅引上げを要求します。

これらの国民的課題については秋から年末にかけて、総評、中立労連が中心となって国民大行動として組織してきました。春闘においてもこの運動は持続して推進していきます。

(4)　春闘指導の基本的方向について

①　春闘共闘は、八単産約一〇〇万の労働者の結集からはじまり、賃上げ闘争を毎年拡大し、八〇〇万労働者の統一した闘いとして発展してきました。このことは全労働者が産業別闘争を中心に大手、中小企業の区別なく全体の力量を集中して闘ってきた成果であることを示しています。

このような全労働者の統一した闘いをさらに発展させる立場で六八年春闘は要求づくりからはじめて、妥結にいたるまで大衆路線を貫いていきます。要求をめぐる大衆的な討議、大衆的な意思結集、一人ひとりの組合員の発言こそが春闘を成功させる第一の鍵です。幹部が従来の経験から要求額を決めたり交渉をすすめたりすることは春闘のマンネリ化を踏襲するばかりで、春闘成功にはつながりません。大衆討議は職場の隅々まで行ない、大衆の創意性を充分にくみとった要求をうち出します。ストライキ投票や職場での闘争体制の確立、要求を追求する戦術指導もまた大衆的に行なわれることが必要ですし、妥結に当っても中途半端な金額で幹部一存の判断をおこない、大衆討議や全員投票のような組合員の大衆的判断をさけるようなやり方は排除されるべきです。

特に春闘共闘は、全傘下労働組合に六八年春闘こそ大衆路線に基づく、組合民主主義を確立した職場労働者に直結した春闘とすること、これなくして大幅賃上げと組織の強化はあり得ないことを強調します。

②　六八年春闘は重化学産業を中心に民間単産を先頭にして産業別統一闘争を徹底的に重視して組織します。日経連が産業別労働組合をきらって企業組合との交渉、企業内決着を欲しているのに対置して、産業別労働組合の機能を強化し、闘いを統一させ、交渉・闘争・妥結の三権をできるかぎり単産に集中し、産業内でのスイライキ資金のプール、戦術の調整、拠点

闘争の設定など産業別統一闘争を前進させることは、今日の労働運動の最大の課題です。また春闘の成否も、産業別強化のいかんにかかっているといっても過言ではないでしょう。このことは同時に各単産間の相互のなれあいを排除して、産業別独走体制を確立し、高額な賃上げをかちとるまでは絶対にほこをおさめない長期の闘いの組織化をも意味します。

また単産での結集と同時に金属、化学、交通などの大産業別共闘の役割を重視します。産業別共闘は同一産業間の労働条件の共通性に基づき、相互に十分の交流を行ない、大衆討論の場を共に求め戦術配置や統一行動の設置をはかり、春闘共闘の決定する路線を具体化していきます。また特に六八年春闘では産業別共闘の地域での結集、組織の強化をはかっていきます。地域での産業別工代会議の設置とか拠点工場労働者の交流、特に青年労働者の結集などを産業別共闘で具体化します。

③　六八年春闘を組織するにあたってこれまでの経験をふりかえるならば、つぎのいくつかの点をまなびとることができます。

春闘が成功したときは、かならずリーダーシップをとる組合があり、春闘参加全労働者につつまれたなかで、リーダーシップをとる組合がつよいストをうってそれなりの金額をひまだしてきました。

また同時にここ数年、経済成長の中心が重化学産業となり、民間の労働組合が春闘相場をつくるようになってきました。

このような民間・重化学産業の労働者が先頭となってきたことは事実ですが、春闘は民間、官公労をとわず、全労働者が全力を結集して闘ってこそ大幅賃上げをかちとることができるということも強調しなければなりません。

また春闘戦術の変化をふりかえってみることも必要です。

春闘発足のこつは労働市場化せず、労働者の企業意識もつよいことから、できるだけ多くの労働者を春闘に結集し、一時的に売手市場の状態をつくりだそうという目標でなるべく多くの組合が画一的なスト突入の形をととのえることに全力を集中し、それなりの成果をあげてきました。しか今日、同盟の大部分、全国組合に入っていない中立の組合をふくめ、組織労働者の八〇%ちかくが参加する春闘への成長で「一時的な売手市場化」の目標はほぼ達成されつつあります。従ってこの段階では産業別統一闘争が強力に展開されることが必要となってきます。

④　春闘の歴史をふりかえるまでもなく、画一的スケジュール闘争は次第に克服されてきました。また資本の側も労働組合の短期決戦方式では容易に賃上げを認めないので粘り強い長期の闘いを産業別に組織するところが多くなりました。春闘共闘は画一的なスケジュールを設定する闘いを排除して、長期に産業別統一闘争を展開することを強調しますが、これと同時に各単産と協議して集中的な闘争戦術の設定に努力します。

ここ数年の経験は、民間・重化学産業の労働組合が春闘をリードし、交運共闘、公労協の労働組合がこれに続いて春闘の成果を確定づけてきています。

しかし、今日の組織事情では、一産業別組合がリードできるような情勢にないこともあきらかです。そして民間の春闘相場が全労働者の賃金水準を決めている以上、全労働者の資金カンパ、動員などで、各産業の中核の組合をつつんでたたかい、そこから突破口をつくって大幅賃上げの相場づくりをするなかで全労働者にひろげてゆく方法をとることが適切であると思われます。

⑤　中小企業労働者の賃上げは大企業よりきびしい条件におかれているといえましょう。最近の傾向では労働力不足によって初任給が若干引上げられて、大手に近づいていながら、大手、中小企業の賃金格差は再び開いてきてます。しかも圧倒的に未組織の分野はこの中小企業です。中小企業労働者の賃上げこそが日本の低賃金のしくみをかえさせるものであり、経済政策をかえさせるテコとして重要です。従って中小零細企業に働く労働者を春闘の機会に組織化することに努力するとともに、中小企業労働者の地域的な賃上げ共闘の確立をはかり、相互支援体制を強化していきます。小企業労働者の賃上げ要求に対して、地域の大企業労働者がともに闘うことが必要です。また合理化の進行の中で、最大の被害者は臨時、社外工と下請労働者です。災害の発生率もこの層が最も多いし、労働条件の劣悪なことは、一層これらの労働者の生命を奪っています。本工組合が多い日本の労働組合もいまや臨時工を組織する、臨時・社外工の賃金、労働条件をと

もに闘わなくては自らの生活・生命と健康は守れないところまできています。臨時・社外工・下請労働者の要求を自らの要求として共闘の強化をはかって行きましょう。また最近の傾向では、各単産にパート・タイマーが増えてきています。この賃金が極度に低いことをとりあげ、その組織化と労働条件の改善に努力します。これらの闘いの軸として産業別最賃協定・地域の最賃運動、そして全国一律最賃制の闘いをよびかけていきます。

⑥　前述の情勢からみても、来年度は物価の上昇が軒並みに行なわれ労働者の生活に重大な影響を与えることは必至です。昨年、一昨年に私たちは物価メーデーを組織して闘ってきましたが、今年も物価値上げ反対の闘いを徹底的に行ないます。広汎な市民、主婦と提携して街頭での活動の先頭にたつことは勿論ですが、物価をのりこえた賃金を獲得することこそが労働組合の物価対策の基本です。極端な収奪政策に対して物価上昇に抗議のストライキも考慮することが必要ではないでしょうか。また同時に最低賃金制の重大な段階には、失保改悪反対、労災法の改善要求なども併せて全労働者階級の基本的な課題であるという立場にたって統一行動を組織します。このため、各単産、単組は最賃制、社会保障などの要求でスト権を確立するよう努力します。

⑦　今年も春闘とからんで参議院選挙が予定されています。選挙闘争のために労働者の中心課題である賃金闘争を放棄するようなことは当然正しくありませんし、これに影響されて春闘の戦術を変更したり迫力を欠いたりすることは許されません。春闘に十分な取組みを全組織をあげて行なったときこそ労働組合に対する組合員の信頼は高まり選挙闘争も保守党のつけ入るすきを与えないのです。

春闘に全力をそそぐために、幹部が先頭にたって組合員の結集を求め、闘争体制の確立をはかっていきます。

(5)　春闘の戦術配置

春闘の戦術配置と闘争体制の確立と戦術設定は今後春闘共闘戦術委員会の討議を重ねて決定しますが、大まかな日程は次の通りとします。

①　反合理化、年末一時金など秋期年末闘争のもりあげと並行して、年内から要求討議を大衆的に展開します。

②　二月段階から三月上旬にかけて各単産とも要求の決定と要求の提出を行ない、直ちに団体交渉に入ります。

また二月段階から三月にかけて春闘諸要求をかかげ、特に物価値上げ反対を中心課題として物価メーデーを組織します。

③　三月段階には闘争体制の確立をはかり実力行使の体制を固めます。

④　春闘の集中的な実力行使は四月段階とし満足する回答がでない場合は長期に闘いぬきます。

例年、選挙のおこなわれる年の賃金闘争はおざなりになりがちな通弊があったが、六八年の構想は、この点について明確に賃金闘争優先の方針をだしている。それは従来になかった特徴である。

春闘宣言（全文）

六八年春闘共闘委員会の発足とともに決定された春闘宣言は、日本の労働者全体にたいしてたたかうことを呼びかけ、さらにひろく国民各層に春闘への支持をよびかけたものであって、春闘が組織労働者の賃上げだけではなく、未組織労働者の組織化の援助、全国一律の最低賃金制の要求、社会保障の拡充から減税、消費者物価の値上げ反対など、国民的課題をとりあげてたたかうことを宣言したものであった。そこには、同盟やＪＣに対抗する春闘共闘のなみなみならぬ決意がふれているということができるだろう。以下にかかげるものはその全文である。

春闘共闘に結集する労働者とその家族のみなさん！

中小企業、失業労働者、未組織労働者のみなさん、そして国民のみなさん！

八〇〇万労働者を結集する六八年春闘共闘委員会は本日より発足しました。春闘を組織して一二年になりますが、毎年大幅賃上げを要求して闘う労働組合が増大し、同盟も殆んどが春闘に移行し、いまや春闘は日本の労

働運動のもっとも重要な闘いとなり、全ての勤労諸国民の生活向上の中心的な役割をになっています。

世界に例のない高度の経済成長のなかで独占資本は莫大な利潤を蓄積していますが、労働者は一層の労働強化と搾取のなかで低賃金、権利の侵害に苦しみ、労働災害に生命と健康を奪われています。

一方では、独占資本擁護を強め、軍備拡張経済を遂行しながら、いま政府は、一連の景気引締め政策をはじめて中小企業を圧迫し、所得政策を提唱して賃金ストップをはじめ、労働者、農民に犠牲を強要しようとしています。

春闘での賃上げにもかかわらず、ここ数年引続く物価上昇と合理化攻撃のなかで、労働者の生活は決して向上していません。

しかし、また六八年春闘は、労働力不足の深刻化といういままでにない有利な条件の下で闘う春闘であり、労働組合のイニシアと力で大幅賃上げの相場を確立する好機です。

私たちは、六八年春闘の出発に当って、まず第一に、物価の上昇をのりこえ、労働強化をとりかえす大幅賃上げを要求し、初任給の大幅引上げを重視して、ゆるぎない闘争体制を職場の隅々にまで確立して、長期に鋭いストライキを組織して闘うことを確認します。

第二に、春闘はあくまで大衆路線を貫き、青年労働者の決起をもとめ、資本の企業内封じこめ、産業平和労資協調路線を排除して、産業別労働組合の組織を強化し労働組合の指導を強め、産業別統一闘争を軸に全労働者の力量を結集して闘います。第三に合理化反対闘争と賃金闘争の結合を呼びかけ、労働時間短縮、労働災害をなくす闘いに結集を求め、労働者と労働組合の権利を確立する闘いを展開します。第四に中小企業労働者、臨時・下請労働者などの下積み労働者の要求を重視し、その組織化と最低賃金制の確立共闘に努力を傾注します。

全労働者のみなさん！

六八年春闘は、労働者の生活向上と労働組合の組織強化にとって、いままでにない重要な春闘です。大衆討論をかさね。組織を固めて、職場労働者の納得のいく大幅賃上げを闘いとるまでは、長期になっても闘いぬく春闘を決意しましょう。

こうして六八年春闘は始まった。まで秋にたたかわれていた全日通、げに移行し春闘が量的に拡大してた盟との関係についていえば例年と同を同盟は拒否している。すなわち、申し入れられた春闘の共同闘争につ芝の本部で執行評議会をひらき協議たいする基本路線に相違があるとい ことを決め、このことを総評・中立 年につづいて設けた中央賃金闘争委 闘」にとりくむことになったのであ

春闘共闘の賃金白書

春闘はまず総評対日経連あるいは春闘共闘対日経連の賃金論争から始まるのだが、本年は、労働組合側だけでも春闘共闘、同盟、ＩＭＦ・ＪＣがそれぞれ白書をだし、日経連の白書のほかに日本生産性本部もはじめて賃金白書を発表するというように賃金闘争をめぐる理論と思想について各団体、当事者たちの公然たる活動が例年以上にはげしかった。

まず春闘共闘の賃金白書は、一一月一八日にその骨子を、一二月三日にはその全文を発表している。「一九六八年度賃金白書」は、「もっと人間らしい生活を」をサブ・タイトルとしているように「現代の貧困」にメスをあてようとしている。白書は従来の労働組合の文書の形式である内外経済情勢の分析からはじまって、方針にいたるという形式をやめ、生活と職場の実態からはじまっている。それは形式の問題だけではなく、「繁栄のなかの労働者生活のゆが

み」に焦点をあて、そこから大衆路線の運動方向を見いだそうとしたためである。

【春闘共闘の賃金白書(概要)】　1　はしがき（略）

2　職場と生活の実態

「……日本の労働者階級の地位は果して向上したのかという問題がある。この点を明らかにするために、次の三つの面からわれわれは自らの状態について再検討する必要がある。すなわち①労働者の生活実態、②職場における労働者の状態、③資本の蓄積と賃金の三点である。……政府白書などで、耐久消費財の高い普及率、レジャーの拡大等をもって、われわれの生活水準がヨーロッパなみに達しつつあることが強調されている。確かに耐久消費財がこの数年著しく普及したことは事実である。しかしこうした耐久消費財の購入は一面ではさきにのべた住宅建設の望みを断たれたことにより、手近な消費財の購入に向ったと考えられるし、また他方、こうした製品の購入は、大企業の強力な広告の結果としていわば『強制された支出』であるともいえる。さらに強化された労働から人間性を回復するために健全なレジャーは必須のものであるし、現状はまだ欧米にくらべて不充分でゆがんだものでしかない。

こうした生活の基礎的分野の著しい立ちおくれ、そしてそこからくるゆがみをみるとき、しかもさきにのべたようにインフレ時代の今日では大幅な賃上げを継続してかちとらなければ、この生活状態を基本的に改善することは出来ないのである。」

最近の職場の状況（略）

3　高い蓄積と低い賃金

「……こうした生活様式の変化をひき起す基本的な要因は資本の高蓄積による巨大な生産力の発展である。今日の独占資本による巨大な生産力の発展は絶えず労働者の生活内容を社会的な強制力をもって変革していくのである。

ところで賃金水準は、生産力の発展に対して決して自動的にスライドしてあがるものではなく、われわれの賃金闘争の結果引上げられる。そこで生産力の発展を実現させる資本の蓄積に対して賃金水準の引上げがおくれていくならば、一方で生産力の発展により引上げられていく社会的必要生活費の上昇にたいして、現実の生活は追いまくられ、たえず消費構造のゆがみと生活の窮迫感におそわれていることになる。……

こうした資本の高蓄積に立ちおくれた低賃金、それによる生活のゆがみを生活窮迫感に加えて、日本の資本蓄積の特殊な様式が、労働者生活さらには国民生活を実質的に低下させている。すなわち我国の資本の蓄積はあくまで民間大企業にかたより、その結果は、大企業が大量に生産する製品は生活の中に入りこんできたが、この反面で住宅、生活環境施設のための交通機関などの部分への民主的社会資本投資や中小零細企業部門への資本投下が著しく立ち遅れることになった。このため土地、住宅の異常な騰貴、交通難の増大、消費者物価の上昇がひき起されることになったのである。このことが現在の生活窮迫感に拍車をかけているのである。……」

4　低賃金水準のなかの低賃金（略）

5　春闘をめぐる経済情勢（略）

6　政府、日経連の政策（略）

7　むすび――春闘の意義とわれわれの要求

(1)　「われわれが労働者の賃上げを春闘という形で結集してきたのは、賃金の引上げを社会的な相場として確立するという努力である。一人一人の賃上げを全労働者の賃金の上昇においてかちとるという努力は労働市場の基調の変化によってここ数年ますます決定的になってきた。今日では、たとえ大企業といえども一企業のみで賃金相場を築いてゆくことはできない。いまやわれわれの生活がどのようになるかは春闘の結果いかんにかかっている。日経連の否認にもかかわらず、日本の賃金水準の決定は『総資本対総労働の賃金交渉』という形をとらざるをえない。いいかえれば、春闘共闘の労働者の団結の力対資本家のカルテルの力の対決である。したがって問題はこの春闘の賃金決定にあたって、どちらの陣容が賃金決定の主導権を握るかにある。昨年の経験からもいえるように、増大する利潤、人手不足の深刻化、労働者の買収目的のために、資本はある程度の賃上げを出してくることは充分考えられる。しかし、われわれの闘

争力によって、その資本がさし出す枠をのりこえなければ、これまでのべてきたような生活の苦しみを克服することは到底不可能である。……」

(2) 「そしてまた労働者の生活向上は、賃上げはもちろんのこと、社会保障、住宅、税制など各方面の政策や制度の改善がともなわなければ実現できない。そしてそれらはすべて労働者のみならず勤労諸階層の生活向上のための共通の要求である。……」

(3) 「六八年春闘では、前年よりも主体的条件をさらに発展させながら、全労働者を結集し、つぎのような春闘共闘の五つの統一要求をかかげて闘おう。

(イ) 昨年を大幅に上まわる賃上げ。初任給の大幅引上げと産業別最低賃金協定の獲得。職務給、安定賃金反対。全国全産業一律最低賃金制確立と家内労働法の制定。

(ロ) 人べらし合理化反対。労働強化をはね返し週四十時間、週休二日の労働時間短縮。労働災害の未然防止と三百万円以上の死亡災害補償獲得。

(ハ) 医療制度の抜本的改悪反対。失対賃金の引上げ、失業保険、生活保護の大幅引上げ。家族手当の制定。社会保障予算の拡充。

(ニ) 一切のストライキ制限の排除。職場の組合活動の自由確保。

(ホ) 物価値上げ反対、勤労諸国民に対する減税、低所得者住宅の大量建設。」

六八年春闘の準備過程——要求づくりの時期における行動

春闘共闘は大衆路線の徹底という観点から要求をきめる時期の大衆討論を重視した。同盟の方針とは対照的に生活における新しい貧乏の深化を重視し、生活の実態をあきらかにして、そこから昨年を上まわる賃上げ要求——一〇〇〇〇円賃上げをもりあげようとした。また、とくに職場における労働強化の実態を災害に集中させ、そこから賃上げと反合理化闘争の結合をはかろうとした。

春闘共闘は六七年一二月から六八年二月にかけての三カ月間を要求づくりの時期とした。まず京浜、東海、北九州の重化学工場密集地区に拠点共闘を設置し、役員・オルグを配置し、体制固めを一一月下旬から開始するとともに一五〇万枚のビラまきを一二月中旬に一斉に行なっている。一月七日から二月六日まで拠点地域では二四カ所で全専従者、職場活動家をあつめて大規模な討論集会をひらいた。そこには春闘共闘三役と各単産委員長で構成する中央オルグ団を派遣して、六八年春闘方針の徹底をはかっている。

一方、産業別共闘は青年活動家を主体として、一月中旬から二月上旬にかけて拠点地域で討論集会を行ない、金属、化学、交運共闘でも全国で五五カ所でこの種の集会がもたれ、産業別共闘の強化をすすめた。

中央共闘主催の討論集会と平行してその方針の具体化のために、各単産、各県、地区共闘主催で、一二月から二月にかけて職場労働者を主体に賃金討論集会をもった。六八年春闘の一つの特徴は、このような討論集会、労働講座が全国・全産業できわめて数多くひらかれたことである。また、討論集会だけではなく、産業別・地域で相互の職場交流、激励活動、要求別大衆行動、独自のビラまき活動、懸垂幕、立看板、ステッカー、ポスターなど創意工夫をいかした準備活動が集中的に行なわれた。

ことしは組合員だけではなく家族ぐるみの要求討議が行なわれ、主婦にたいするアンケートでは組合員の要求調査よりも高い金額がだされ、逆に組合幹部、組合員が激励されることもしばしばあった。また、とくに職場における労働強化し、幹部、活動家の社宅オルグ、主婦会オルグなどが頻発に行なわれた。

春闘共闘では、要求づくりの時期における情勢を「これらの要求

づくりはドル・ポンド危機、金融ひきしめなど激動する経済情勢の中で、労働者を動揺させることなく、むしろ生活と労働から出発した闘争エネルギーを高め、一人一人の職場労働者の確信を強め、資本を圧倒して行きました」と述べている。

各単産は要求づくりの段階ののち、二月から三月上旬までに臨時大会または中央委員会をひらいた。

総評第三五回臨時大会

総評でも三月六日に春闘総決起の臨時大会をひらいている。従来、大会開催地は三池闘争支援を目的とした大牟田大会をのぞいて、東京をはなれたことがなかったが、この大会は一方で電機労連、鉄鋼労連などを中心とし総評、中立、同盟の組織の枠をこえた神奈川県下の民間労働組合の連絡会議が〝反総評的〟な立場でもたれたことにたいする牽制と、春闘共闘の京浜拠点を激励する意味をもふくめて川崎市の産業文化会館でひらかれた。大会は堀井議長の挨拶のち、岩井事務局長から①大幅賃上げの獲得、②予算を中心とする収奪政策反対、③反合理化闘争の強化を柱とする闘争方針を提案、これにたいする見解とたたかう決意を合化労連、鉄鋼労連、私鉄総連、炭労、国鉄労組、動労、自治労などのほか、この大会に参加した中立労連の全国セメント、全造船機械などから強い態度での決意表明があって、七時すぎ散会している。堀井議長の挨拶は要旨つぎの通り。

(1)　ことしの春闘の性格は、政府・資本家の反動化と攻撃が急テンポですすめられてきたが、これに対抗する労働者や国民の運動も急激に高揚し迫力にみちたものになりつつある。この春闘は、こういう諸闘争の集約点になろう。

(2)　政府・独占資本の反動化がすすんでいる原因は、ベトナム戦争とドル危機というアメリカの矛盾の反映である。また高度成長政策のヒズミが国民生活をくるしめそこからおこる国民の反撃をおさえようとしているためである。

(3)　しかし、反動化がすすめばすすむほど労働者・国民の反抗はつよまり、春闘にあつまる労働者の数はふえ、大衆の力をもってたたかおうとする方針は支持されてきている。

(4)　春闘は全労働者の共通の闘いであり、昨年来のすべての闘争のエネルギーを集中して賃上げと合理化にかてば反動勢力の内部矛盾にクサビを打ちこむことができるだろう。

春闘序盤のうごき

こうして春闘は具体的行動にはいるのだが、まず第一次統一行動を二月二五日とし公共料金をはじめとする物価値上げ反対の「物価メーデー」とした。この日、主催者側の発表による参加者は東京で三〇万人、全国で二〇〇万余人の大集会となった。物価メーデーは六六年いらい三度目の統一行動だが、昨年の消費者米価の値上げをはじめ、国鉄の定期券料金の値上げなどにたいする国民の不満と賃上げとをむすびつけて幅広い運動とし、春闘前段の盛り上がりをはかったものである。

二月から三月にかけて問題別討論集会もひらかれ、社会保障、最低賃金制及び家内労働、出稼者集会が二月に、権利確立、うたごえ集会が三月にもたれている。

第二回春闘共闘戦術委員会では、三月二六日から四月五日までを春闘実力行使突入期間として設定したことから、各単産とも要求提出、回答指定日を早め、三月中、下旬にはスト権の確立をはかってきた。第二回全国ビラまき行動を二月二〇日より二五日に、第三回を拠点ごとの情勢をふくめて三月中旬に実施した。産業別共闘も地

域ごとの総決起集会を三月段階に集中し、決戦段階にむけての体制固めを行なっている。

こういう準備段階の諸行動をつみかさね、大衆的意欲をたかめる過程で全国一律最低賃金制をはじめとする対政府要求をかかげた全国統一行動日を設定し、中央・地方で大衆行動を行なった。

一方、国鉄労組、動力車労組の五万人合理化反対闘争は、春闘の前段階であり、一二月以降、二月下旬、三月中旬・下旬と遵法闘争、実力行使をつみかさねてきたが、総評の指導の下で各単産、地方共闘も安全輸送と定期券値上げ反対を要求して、駅長交渉や署名運動それに部分的にではあるが乗客大会がひらかれ春闘をもりあげてきている。こうして、六八年春闘の前段階は六七年秋以来、急上昇をつづける消費者物価の値上がりによる生活の窮迫、国鉄の合理化、地方公務員の定年制をはじめとする合理化攻撃の浸透、それにヴェトナム情勢の急展開などの社会的政治的情勢の激動によって、組合員の関心が高まり、大衆路線による運動のたかまりがすすんだ。

春闘のトップをきったのは、新聞、民放、印刷などのマスコミ共闘で、三月一五日には民放労連三七組合、新聞二一組合が時限スト、つづいて二二日には全印総連八組合がストライキにはいっている。三月二六日には、マスコミ共闘とともに全国金属の六〇〇支部が一時間スト、化学同盟五四組合が二時間スト、農協労連二五組合が二時間から二四時までの時限ストを行なっている。こうして、昨六七年春闘は鉄鋼・電機の値上げ回答が他の組合に大きな影響をあたえJC春闘といわれたことに対する反発もあって、六八年春闘は例年闘争時期がはやい新聞、民放とともに、全国金属、化学同盟、合化労連などが春闘のトップをきってストライキにはいっている。

それは鉄鋼不況と、鉄鋼労連の組織的弱点によって、(総評加盟)の鉄鋼にあまり大幅な賃上げが期待されないこと、その反面電機労連傘下では、三菱電機が賃金体系の改訂による源資増五〇〇〇円、それに賃上げ分をふくめて五五〇〇円から六〇〇〇円、松下電器では能率の向上に見合ってたてられた賃金倍増計画の第二年度目として六五〇〇円前後の回答説が流されていた。しかし、五五〇〇円ないし六〇〇〇円の賃上げで相場がつくられることは一〇、〇〇〇円賃上げを強調した総評首脳部からみれば不足であり、しかも総評の指導性を明確にして六八年春闘を成功させるためには、鉄鋼、電機労連などJC組合の回答がでる以前に七〇〇〇円以上の相場をつくる必要がある。こういう考え方は、ここ三、四年住友化学を中心にして春闘相場をつくってきた合化労連に強かった。しかし、住友化学とならんで相場づくりの任務をはたしてきた東洋高圧の分裂、積水化学の脱落以後、住友の内部にも組織分裂の傾向がつよまり、一社でトップにたつことがむずかしくなってきていた。太田合化労連委員長が主張した中核組合方式は、こういう事情の下で、住友や東圧という総合化学メーカーのように一、二の組合の賃上げが全体に影響するというほどの力はないが、日本板硝子、富士フィルムのようなそれぞれの業界では第一位にある企業の組合がいくつも高い賃上げをとることによって、相場をつくり、全体への影響力をつくろうという考え方である。中核組合方式は合化労連だけではなく、総評、春闘共闘の基本的な戦術として採用された。それは鉄鋼労連をはじめ全国金属にせよ、紙パルプ労連にせよ、大企業労組の戦闘力よりも中小企業の闘争力の方が上まわっていること、公労協や民間

公営事業である私鉄総連にも全体をリードするような力量がないことなどにもとづいているようである。

中小企業労働組合をたくさんかかえた全国金属は、従来から地方本部を中心にして各支部の個別闘争を重視してきたが、六八年春闘においても全国的な統一行動、統一ストライキで全金属労働者の足なみをそろえながら、個々の企業にたいする支部の闘争力をつよめるために、三月二六日の六〇〇支部のストライキ以来、くりかえし統一ストを行なった。

合化労連は全国金属中小支部の闘争とあわせて、中核諸組合のストライキを四月上旬からはじめ、日本板ガラス、富士フィルムを先頭として七〇〇〇円前後の回答をひきだしはじめた。合化労連では四月二日から中核組合がストにはいり、一〇日までには二四組合がストライキにはいっている。

四月三日には全国セメントが住友セメントを中心に二四時間スト、四日には食品労連が全組合一斉に時限スト、五日には全国金属、化学同盟、マスコミ共闘などが半日ストにはいった。この時期は新聞労連では読売新聞で七〇〇円、朝日新聞七二六〇円、民放労連では日本テレビ六九〇二円、化学同盟では日本飲料七四八三円、日輪ゴム八三〇〇円、合化労連で日本板硝子七〇一八円、をとり、全国金属では八〇〇〇円台七組合、七〇〇〇円台七組合、六〇〇〇円台三一組合などかなりの高額回答をひきだしている。

四月一〇日前後には全金、合化、全国セメント、化学同盟、食品労連などが長期ストにはいり、マスコミ共闘、全造船、車輌労連、紙パルプ労連の中小、ゴム労連、農協労連などがストライキにはいり、しだいに回答を引き上げてきた。春闘共闘委の調査によると四月一五日現在で、七〇〇〇円以上の回答をえた組合が八五、六〇〇〇円以上が三〇四組合、五〇〇〇円以上が四五〇組合となっている。

春闘中盤のうごき

鉄鋼労連にたいする回答は四月一三日に大手五社に一斉にだされたが、それは前年とおなじ一七〇〇円の賃上げ（定昇コミ四四〇〇円）であった。すなわち各組合にたいする回答は、

八幡製鉄および富士製鉄、住友金属　基本給一七〇〇円、職務給一五〇〇円、定期昇給一二〇〇円

日本鋼管　基本給一七〇〇円、能率給一五〇〇円、定期昇給一一三〇円

神戸製鋼　基本給一七〇〇円、職務給一五〇〇円、定期昇給一〇〇円

となっている。これは春闘序盤の時期にかなり高い賃上げ回答が労働組合側のペースですすんだのにたいして、資本のイニシアによる低額回答であるといえる。こういう回答がでた理由は、鉄鋼労連の大手五組合が八日から行なっていたストライキ批准投票がいずれも低く、とくに住友金属では半数におよばなかったし、八幡製鉄でも五一・一%とわずかに半数をこえた程度で、鉄鋼労連の統一ストライキは事実上不可能になったためである。

各組合のストライキ支持票は、八幡製鉄五一・一%、富士製鉄広畑五五・一%、室蘭六三・九%、川崎五八・九%、名古屋五九・三%、釜石六二・九%、日本鋼管川崎五六・六%、水江五二・八%、鶴見五一・八%、富山五四・〇%、新潟五六・七%、住友金属和歌山四三・四%、尼崎四九・二%、大阪四八・六%、大阪職組四〇・五%。

スト投票の結果が発表された一一日に、会社側から組合の要求に

たいして一三日に回答することが公表され、そしてさきにあげたような回答が行なわれているのだから、鉄鋼不況の影響も無論あったわけだが、組合側の態勢のよわさをみて資本が反撃に転じたということができよう。鉄鋼の低額回答は春闘の中盤戦においてかなりの影響をあたえた。

春闘共闘は全国金属の反復スト、合化労連中核組合の無期限スト、セメントの長期ストによって、攻撃を続行し、電機労連も六〇〇〇円台の回答を目標に四月一九日に大手組合の第一波七二時間ストを行ない、二四日にも若干の組合が第二波ストライキにはいった。

全鉱も一六日に全山スト、一八日から重点ストにはいり、ゴム労連のタイヤ大手のスト、全石油、紙パ労連、鉄鋼および造船の中小の反復スト、食品、農協、全硝労、車輌、全駐労、出版・民放の未解決組合のストなどが相ついでたたかわれた。しかし、全般的にいって、鉄鋼回答後は各産業ともに金額の出方が小さくなり、組合側は受身の立場にたたされたといえよう。

終盤のうごき

こういう傾向を多少とも押しもどしたのは交運共闘とくに私鉄総連の闘争であった。交運共闘は四月二〇日、二一日に第一波統一ストをきめ、二〇日には全日通、全国運輸の一時間スト、二一日には全自交、全自運の時限スト・半日ストが行なわれた。私鉄総連はストライキを構えながらの大手一一社の集団交渉、京王電鉄、京浜急行と対角線交渉を行なってきたが、経営者側は鉄鋼回答を基礎に、昨年と同額の四三〇〇円、あるいは鉄鋼と同額の四四〇〇円を主張した。しかし、組合側の強い要求によって、二〇日午後一一時半にまず東京急行に五〇〇〇円の回答がで、名古屋鉄道、京王帝都にも同額の回答があいついででるに及んで、労資はこの回答をのこりの集団交渉九社にも及ぼすことにして、スト寸前に妥結している。

こうして、六〇〇〇円前後が相場化していた春闘序盤にたいして、中盤の鉄鋼回答はこれを四〇〇〇円台にひきもどし、さらに後半の始まりは私鉄の五〇〇〇円から電機労連および全造船の六〇〇〇円前後の獲得へともりかえしていった。松下電器は四月二三日に六二〇〇円、日立五五〇〇円＋アルファ、三菱電機五五〇〇円がでたあと、東芝、明電舎、ゼネラルは第二波七二時間ストののち五五〇〇円から六〇〇〇円の間で電機労連の闘争は終結した。

こうして、六八年春闘の最後をしめくくったのは、公労協であって、全体として賃上げ額のたかい民間組合のあとで二七日の国鉄をはじめとする公労協統一の半日ストの直前に「四月以降の賃金を七%プラス四〇〇円（定昇は別）引き上げる」という調停委員長見解が公労委総会にしめされると同時に仲裁委員会への移行が行なわれ、五月にはいって妥結し、六八春闘の大勢はきまった。

第149表の1　68春闘産業別ベースアップ額（労働省調7月6日現在）

単産名	妥結額	賃上げ率
金鉱	4,760円	12.0%
炭労	3,200	10.1
紙パ労連	4,001	10.2
新聞労連	6,499	13.6
印刷関係	4,336	13.6
合化労連	5,709	13.8
石油関係	5,737	11.3
化学同盟	4,754	15.5
ゴム労連	4,972	14.6
全国セメント	5,230	12.9
鉄鋼労連	4,346	9.2
全電線	4,944	14.7
電金属	6,176	16.9
金労連	5,683	18.9
労関係	5,325	14.6
総連係	5,236	13.1
国機連	5,043	13.5
輌船労	5,535	11.4
鉄全電	5,213	13.5
全東平		
造秋		

第149表の2　68年公共企業体等の賃上げ額（公労委事務局調）

組合名	賃上げ額（7%＋400円）	推定定昇額	定昇込金額
	円　%	円	円　%
国鉄	3,744 (7.84)	1,906	5,650 (11.08)
電電	3,084 (8.04)	1,545	4,629 (12.07)
専売	3,291 (7.97)	1,751	5,042 (12.20)
郵政	3,201 (8.0)	1,609	4,810 (12.02)
林野	3,337 (7.95)	1,779	5,116 (12.10)
印刷	3,347 (7.95)	1,608	4,955 (11.77)
造幣	3,294 (7.97)	1,534	4,828 (11.68)
アルコール専売	3,690 (7.85)	1,561	5,251 (11.17)
単純平均	3,374 (7.94)	1,662	5,036 (11.85)
加重平均	3,405 (7.93)	1,727	5,132 (11.95)

六八年春闘の総括

春闘共闘委員会の六八年春闘の中間総括

1　六八年春闘の経過

（略）

2　六八春闘の成果と自己批判

一、六八年春闘は六七年春闘の自己批判の上にたって五～六〇〇〇円台（昨年を一〇〇〇円～一五〇〇円上回る）の大幅賃上げを、鋭いストライキをもって成功させ、日経連、政府のガイド・ポスト政策を打破り、要求から妥結にいたる大衆路線を軸に職場労働者の生活実態、労働強化の実態からつくりだし、経済や企業の状態よりも生活状態を優先させ、主婦の意見をもとりいれてつくったこと、②大衆的討論を中心に一〇〇〇〇円前後の要求とそれを獲得するために必要な態勢の整備をはかったこと、③大衆路線を実践にうつし、地域や職場の交流をつよめ、ストライキをかまえてたたかったこと、④重化学を中心に高額相場設定の任務をになわせ、早期にストライキをおこない鉄鋼の低額回答をのりこえるために四月一〇日ころから二〇日にかけてストライキを反復した諸点です。

(1)　政府・日経連が強調し、意欲的に推進してきたガイド・ポスト政策を民間を先頭にくいとめ、公労協がこれを確定して所得政策をめざす低賃金政策に大きな打撃をあたえました。

(2)　全単産が総がかりで春闘にとり組み、職場労働者の闘争意欲をひきだし、産業別に設定した中核組合を先頭に闘いぬき、例年にない迫力をもつストライキを組織し、労働運動に戦闘性を加えるとともに春闘方式の重要性を高めることができました。

(3)　鋭いストライキをもって資本を追いこむことができた組合は、高額の賃上げに成功し、ストライキを組織し得ない組合は、企業実績が仮によくとも比較的低額回答であったといえる事実が今年ほど明らかな年はなく、賃金闘争の原則を実証しました。

(4)　六七年春闘は好景気に支えられて、前年を一〇〇〇円程度上回った妥結額でしたが六八春闘はこれに続いて一〇〇〇円以上（平均五四～五〇〇円）の賃上げとなり、しかも、これはストライキをもって闘いとったという成果でした。

(5)　労災補償や初任給・産業別最低賃金協定・年齢別保障を積極的に要求し、賃上げに加えて、統一諸要求の前進がみられ、一方安定賃金や職務給攻撃を打破する闘いも前進しました。

(6)　産業別指導の強化・統一闘争の前進、創意性のある鋭い戦術など闘争戦術の面でも大きな成果がありました。

春闘共闘の総括は六八年春闘がこういう成果をあげた原因として、①要求を労働者の生活実態・労働強化の実態からつくりだし、経済や企業の状態よりも生活状態を優先させ、主婦の意見をもとりいれてつくったこと、②大衆的討論を中心に一〇〇〇〇円前後の要求とそれを獲得するために必要な態勢の整備をはかったこと、③大衆路線を実践にうつし、地域や職場の交流をつよめ、ストライキをかまえてたたかったこと、④重化学を中心に高額相場設定の任務をになわせ、早期にストライキをおこない鉄鋼の低額回答をのりこえるために四月一〇日ころから二〇日にかけてストライキを反復した

こと、⑤各単産が春闘共闘未加盟組合や同盟系すらまきこんで関連共闘をつくり、産業別統一闘争を前進させたこと、⑥春闘共闘委員会がこれらの産業別統一闘争を軸に例年以上に積極的な指導を行なったことなどをあげている。

春闘共闘があげている六八年春闘の自己批判はつぎの通りである。

①一万円前後の要求にたいして獲得額が五〇〇〇円・六〇〇〇円平均の賃上げでは不十分であった。十分に一〇〇〇〇円賃上げが可能な情勢にあったのに、三月下旬から四月上旬に全単産が強力なストライキで資本を譲歩させることができなかった、②産業別統一闘争を強調しながら大手企業連の事情によって統一ストライキを回避または延期させられたり、各企業組合相互のもたれあいで実力行使ができなかった場合もあった、③大衆路線の実践は昨年より前進したが、まだ不十分であった、④重化学産業中心といいながら、産業別闘争の不十分さから重化学産業のすべての単産が中心になりえていない、⑤反合理化闘争と賃金闘争との結合を強調しながら時間短縮闘争での成果がとぼしかった、⑥法案が国会に提案されていながら、最低賃金制闘争への取組みがよわかった、ことをあげている。

2　同盟の春季賃金闘争

同盟は三月六日に第一回の中央賃金闘争委員会をひらき、春の賃金闘争を開始した。同盟はいままで産業別組合が独自に行ない、同盟としての統一性をもつことがなかった。中央賃金闘争委員会によって賃金闘争を中央が統一的に指導しようという努力をはじめたのは、前年の六七年春にひきつづいて二年目であった。

同盟の本年度賃金闘争の特徴は、長期賃金計画が六八年一月の全国大会で採択され、その考え方にもとづく第一年度のたたかいとなったことである。まず同盟の賃金闘争の考え方をしるために長期賃金計画をみて、その具体化としての本年度の賃金白書を紹介することにしよう。

同盟の長期賃金計画

同盟は六六年以来、長期賃金計画特別委員会をもうけて産業政策、長期賃金計画について検討をくわえていたが、六八年一月一八日から二〇日の全国大会にその原案を提出し、可決している。この計画は計量経済学の手法をもちい日本経済の将来の成長見込みにもとづいて賃金引上げの目標を計算している。それは同盟の主張が国民経済の発展と賃金とをむすびつけようという賃金についての構想であり、マクロモデルにもとづいて賃金要求をきめようとするところに、総評の大衆路線による賃上げ要求の決定と対照的な性格をみせている。

【同盟の長期賃金計画(要旨)】

はしがき

(1)　第二回全国大会の決定にもとづいて設置された長期賃金計画特別委員会は旧全労、旧総同盟時代に策定された長期賃金目標をあらたな情勢の変化に対応して一層総合的具体的にするために研究をつづけて、ここに長期計画をつくることができた。

(2)　同盟は長期賃金計画作成作業の重点を賃金、労働条件と経済諸要因間の有機的な構造関連および一定の経済政策の実施がそれらに及ぼす影響を総体的に把握することにおいた。

(3)　この計画はさらに各産業別の到達目標同一労働同一賃金を目指す賃金体系の是正および賃金決定機構近代化の指針を今後くわえることによって完成する。

計画策定の背景（略）

計画の基本的な目標と意義

われわれの長期計画の基本的な目標と意義はつぎの点にある。

(1)　目標年次を目指して全労働者の賃金労働条件を年平均実質八%引上げる。

(2)　賃金、労働条件の引上げに対応して、一定の長期的な目標と方針のもとに、賃金の平準化と仕事、職務を中心とする賃金体系への移行を促進し、横断的、社会的な賃率の形成、同一労働同一賃金体系の確立をすすめる。また業種別、地域別の交渉機能をつよめ、賃金決定機構を近代化させる。

長期目標設定の方法とその結果（略）

賃金水準引上げの長期目標

(1)　長期賃金目標年次を四六年度とする。

(2)　われわれは目標年次を目指して、わが国の全労働者の実質賃金水準を年平均八%引上げる。目標年次における わが国の すべての労働者の実質賃金水準は、基準年次の約一・六倍に引上げられ、フランスをおいこし、イギリス、西ドイツに接近する賃金水準に到達する。

(3)　以上の賃金水準引上げ率のなかには、原則として賃金体系上の昇給分はふくまれない。ただし、体系上の昇給が賃金ベースの上昇をきたす場合には、その分を考慮に入れる必要がある。

賃金体系近代化の目標

(1)　賃金の二重構造の縮小、賃金の平準化をすすめる。

(2)　個別賃金の確立をすすめる。

このため当面、一五歳中卒労働者の賃金の横断的な最低目標、一人前労働者の標準賃金目標等これを一八歳高卒労働者賃金の最低目標、一人前労働者の標準賃金目標等へと発展させながら個別賃金の確立をはかる。

(3)　仕事、職務に応じた賃金体系を確立する。

(4)　職種別最低賃率の形成をすすめる。

長期賃金の具体化（略）

賃金決定機構（略）

同盟の賃金白書　同盟の賃金政策は、この長期賃金計画を骨子とし、六八年の賃金白書ではその第一年度としての具体化をとりあげている。白書の概要はつぎの通りである。

【同盟賃金白書(要旨)】

1　四三年賃闘の意義と闘いの基調（略）

2　長期賃金計画（目標）と闘いの基調

われわれは賃金引上げと近代化の闘いの基調を以下の通りに定める。

(1)　われわれは、当面、わが国経済の長期的な展望に照応して、現行賃金水準を可及的速やかに西欧先進諸国の水準に到達させる。このため、わが国労働者をすべて包括する具体的な長期賃金計画およびこれを産業別に展開した産業別長期賃金計画を策定し毎年の賃金引上げは、これら計画をもとにして要求し獲得していく。この場合消費者物価の上昇分は、実質賃金水準の維持確保のため当然右に加算する。

(2)　賃金体系については、労働者の生活を保障するとともに漸次、同一労働・同一賃金原則をとり入れつつ、近代化をはかる。また、企業内外の不適正な各種格差を縮少、排除し、横断的な賃率の形成に努力する。

(3)　賃金引上げの闘いを支える実力を培養強化しつつ、これを背景とする団体交渉を展開する。とくに産業別労働組合を主体とし、中央・地域経営者団体および個別経営者との組織的統一団体交渉方式の確立をはかり、組織力を最大限に発揮して闘う方向へ前進をはかる。

(4)　争議権を制約するスト規制法を撤廃させるとともに、公務員における人事院制度や公企体の仲裁機関については団体交渉権あるいは争議権に代わるものとしての十分な機能の確立を要求し、官公労働者の地位にふさわしい賃金を闘いとる。

(5) 労働者の年間総賃金収入のより安定的な確保と一層の引上げを考慮し、期末一時金を定期の賃金として獲得する。また、長期賃金計画の一環として期末一時金制度の改善方針を検討する。

(6) 産業別最低賃金協定を闘いとるとともに、最低賃金法の抜本的改正を進めて、本格的最低賃金制度の確立をはかる。

3、要求とその根拠

(1) 四三年度賃上げ要求

われわれは四三年度において、わが国のすべての労働者の賃金が少なくとも一四%引上げられるべきであり、それが実現できることを確信する。この一四%は国民経済的にみた全労働者の賃金引上げ率であり、個々の産業や企業での賃金引上げ要求は、これをそれぞれの産業別労働組合の賃金闘争方針に基づいて展開し、決定するものとする。一四%の根拠はつぎの通りである。

① 四六年度を最終年次とするわれわれの長期賃金計画においては、実質経済成長率が年平均九・六%であり、このもとにおいて賃金の上昇は年平均実質八・〇%となる。ただし、この計画の具体化に当っては、将来の成長率の鈍化傾向を見越して年々の計画数値を計画の前半においては、やや高目にとる必要があるところから、

② 九%は賃金の実質成長率であり、これに物価上昇率を加えて計算した額を確保しなければ、賃金は実質九%の上昇とならない。消費者物価の上昇率は、四二年度において対前年五%の実績見込みであり、この率を加えた少なくとも一四%の賃金引上げは達成可能であり、われわれはこれを獲得する。

③ この一四%の中には、定期昇給分は含まれない。したがって、この要求のなかに定期昇給を要求し、確保する。ただしその源資増加分はベース・アップと同等とみなし、一四%に含める。

④ 低賃金労働者をなくし、賃金格差を縮少するため、同盟傘下の組合員について、四三年度一七〇〇〇円（最低地域中卒初任給）の最低賃金を確立する。同時に傘下組合にかぎらず、この条件を獲得するよう積極的に働きかける。

(2) 賃金と生産性と物価（略）

(3) 所得政策、ガイティング・ライト政策の非合理性と非現実性（略）

3 賃金闘争の背景と労働者生活（略）

4 賃金体系の近代化（略）

5 闘争の推進

われわれは賃金闘争の主体がそれぞれ団体交渉を行なう労働組合にあることから、これを基本とする闘争を展開してきた。

この立場から要求の決定、闘争の時期、実力行使、妥結等の重要事項については、それぞれの組合の自主的な判断を尊重して、画一的な方針の押しつけや、一方的な統制をさけてきたし、今もこの基本方針には変わりはない。しかしながら同盟の結成は加盟各組合の自発的な意志を盛り上げこの基本方針に基づきつつも加盟組合相互の闘争力の結合と強化による新しい闘争体制の確立を求めるに至っている。

われわれはそのため同盟本部に中央闘争委員会を設置し、闘争の連絡、指導、援助の体制を築いてきた。また闘争の時期についても全組合がこれを毎年三～四月に集中する方向で対処し、約七〇%の同盟組織の闘争をこの時期に結集してきた。本年の闘争においてすでに海員組合は三回目の春の賃金・労働協約の闘いであり、昨秋賃闘を終えた全繊同盟も近く期をおなじくして闘争を展開する方針であるから、一～二年後には殆んど全組織が戦列を揃えることとなる。ついでわれわれは同盟組織が同時期に同一目標のもとに闘争を進める体制の確立に向って努力してきている。それは大まかにはこの一四%賃金引上げ要求と闘いの基本目標に関して達成されているが、今回はさらにこれをより具体化し、前節にも説明した一七〇〇〇円最低賃金の同盟全組織での獲得を闘いの目標として設定した。……同盟の一四%賃上げは、昨年が一五%であったのだから一%小さくなったことになる。春闘共闘およびIMF・JCがそれぞれ前年より要求額を二〇〇〇円程度は引き上げているのだから、この点は同盟大会でも質疑がでている。また経済成長率の予測と消費者物価上昇の見込みから賃上げ要求額をきめる点でも組合員には理解しに

くいという意見もあった。しかし、同盟が加盟単産の「自主性を尊重しつつ」春闘共闘に対抗して中央賃金闘争委員会の統制力を強化しようとしてきたことは注目されよう。

同盟の賃金闘争経過

同盟の賃金闘争は三月六日の中央賃金闘争委員会の開催をスタートとして、四月上旬には各地で決起集会を行ない、賃金闘争の盛り上げにつとめた。全金同盟などの中小企業では、三月下旬から四月初旬にかけて定期昇給込みで六〇〇〇円あるいはそれ以上の回答がではじめていた。

海員組合は三月三一日の労働協約の期限切れを前にして、乗船本給五七〇〇円の引上げなどを要求して一月から賃上げ交渉を行なってきたが、四月一日に交渉は決裂した。交渉は三月三一日午後から海員組合本部で徹夜で行なわれたが、船主側は第二次回答として外航三〇一一円（別に定昇一三〇〇円）をだしたが、この金額は前年の賃上げ三六七三円（外航船）より少ないため組合側は拒否し、四月一日から無協約状態にはいった。組合は内航関係では二日から、外航関係では七日からストライキ投票を行ないスト態勢にはいったが、一六日に船主協会で行なわれた交渉で外航船で三九六五円（昨年三六七三円）、中小労協で三六六七円（昨年三四六四円）、内航で三二〇二円（昨年三〇八九円）でストライキなしで妥結している。

電労連の各組合は七〇〇〇円を要求し、四月以降にストライキを準備しながら団体交渉をつづけ、四月末に各組合とも四〇〇〇円程度で妥結している。昨年の妥結額より四〇〇円程度多くなっている。

全繊同盟の賃金闘争は依然として夏から秋に行なわれ、したがってこの中央賃金闘争委員会の下では行なわれなかったが、労働委員会のあっせんによって大きな波瀾なく終わっている。まず化繊部会の帝人、東洋レーヨン、倉敷レイヨン、旭化成、日本レイヨン、旭チッソアセテートの七組合は八月二五日に評議員会を東京九段の全繊本部でひらき同日、中労委の提示したあっせん案を受諾して賃上げ闘争を終結した。中労委のあっせん案は、最低賃金を要求通り一万七〇〇〇円とし、四四〇〇円の要求をしていた帝人、東レ、倉レ、旭化成には三七〇〇円、日レ、三菱レ、旭チッソの四一〇〇円要求にたいしては三六〇〇円とし、九月一日から実施するというものであった。化繊部会の賃上げ額は、昨年二五五〇円より一〇〇〇円以上上まわり、定昇込み金額では一四・七%の引上げになる。化繊の妥結につづいて、羊毛、麻、綿紡部会も九月二日、中央労働委員会の提示したあっせん案を受諾し、賃上げ三一五〇円～二八〇〇円（ほかに定昇一〇〇〇円～七五〇円）で妥結した。賃上げ率は一六・二%ないし一五%程度である。

同盟賃闘の中間総括

同盟の賃金闘争とくに春の賃金闘争についての中間総括はつぎのようにのべている。

(1)　第一に本年は昨年の好況局面と様相を異にして、景気引締め策が侵透しはじめたという景気の停滞局面での闘争であった。とくにこの経済情勢をめぐっては国際的な金問題やドル防衛が大きな波紋を投げかけた結果、経営者や政策当面の先行き不安を材料とする不況宣伝が強まったが、われわれの闘う体制は、長期賃金計画により賃金の長期的上昇趨勢を的確に把握し、この傾向を最高限に引き上げる要求を踏まえたものであり、かつ物価高や労働力不足経済への移行を支えとして、ますます盛り上がりを見せて行ったというべきであり、このような経営側の虚構の論拠に動じるところも、景気動向によって揺ぐところもなかった。

第二に闘争の展開は、要求貫徹など大幅賃上げを早期に達成した中堅

企業、中小企業労組の成果もあってわれわれに有利に推移した。もっとも四月一三日には昨年同額の鉄鋼回答が賃上げムードに水をさしたなどと評される局面もあったが、その後の態勢はこの影響をはねかえしていったということができよう。こうしたことから昨年は全般的に争議の発生がすくなかったのにくらべて、今年は実力行使を伴ったものも決して少なくなかったようである。われわれは団交を重視し、それを精力的に進めて平和解決することを方針としているが、低額回答や経営者の不誠意に対しては断乎たたかうものであることはいうまでもない。

第三の特徴は賃上げ額のばらつき傾向である。昨年までは賃上げ額の平準化傾向が顕著であったが、今回は一転して妥結額のばらつきが大きくなったようである。それは低額妥結が多いというより、高額妥結の増加という形であらわれており、この結果いわゆる相場も明確ではなかったともいえる。これはいろいろな意味で重要である。すなわち、一つは賃上げ額のばらつきは、個別賃金の平準化の結果として生じたものであるのか、それであれば賃金構造の近代化への意義をもつことになるが、どうもそれには疑問がのこるようである。したがって、二つ目に賃上げ額の格差の原因は何か、経済の構造変化と景気停滞とが二重に作用して企業の優劣、明暗を浮き上がらせたものであるのか。そして企業規模別にも格差が拡大したのではないのか。要するに以上の二つを通じて、賃金構造がどのように変化しているか。さらに三つの目の問題として、賃上げ相場の形成をねらいとする闘争のあり方にも問題があるのではないかなどである。さて、資料の最終的集約をまたねば正確にはいえないが、総括的には、今年の賃闘は昨年の妥結額はもちろん、あるいは賃上げ率をも上回わる成果をあげたように思われる。事実、われわれは賃金討論集会や賃闘決起集会を通じて、例年以上の組合員のたたかう力の盛り上がりを感得できたし、同盟本部中闘の活動も、同盟が直接、闘争を支援するような局面がなかったであろうけれども、従来の体制を脱皮してかなり活潑化してきたということができる。このような意味では確かにわれわれは今年のたたかいの成果を一歩前進と見て差し支えないと思う。しかしながら、われわれの要求は一四%であり、この要求の達成如何を中心に考えた場合、賃上げの結果は決して満足できるものではないことは明らかである。とくに、長期賃金計画第一年度のたたかいとして強調した意義に照らして、われわれは今後に残る問題をじっくりと考えねばならない。

同盟は、さらに六八年の賃金闘争をかえりみて、今後改善すべき課題として三つの点をあげている。

第一は六八年の賃金闘争が長期賃金計画の第一年度であるという点からみて「長期賃金計画ならびに産業政策に示した諸目標をこれからの時点でどのように達成して行くか、われわれがより一層明確化した方針を打ち立てて行くことによって、相関連して所得政策についても、物価問題についても、また産業の再編成にしても自ら具体的な対処方針を導き出すことのできるものである」。同盟は賃闘終了後直ちにこの問題の検討をはじめるという。

第二の点は賃金体系の「近代化」について、労働組合が積極的にとりくむ必要がある。「そのためにはわれわれは十分な知識と周到な準備を必要とするが、これはまた長期賃金計画の今年の研究目標でもある」

第三は今後の賃金闘争のあり方について、「同盟の賃上げのたたかいは、一言でいえば団体交渉を重視する行き方であり、スケジュールに従ってストをやったり、非合法ストも辞さないというストライキ至上主義を排してきた。しかしながら、今年の場合のように経営の側が誠意を示さない場合には堂々とストライキに訴える実力が背景にあってこそ、団体交渉の目的は達せられる。それは日常的に組織体制を整備、強化すべきであり、同盟罷業金庫位の用意はもうできていなければならないことが痛感される。また、これに加えて賃金決定機構――団体交渉の発展方向についても、しっかりした実現

可能な目標を持たねばならない。」そしてこの問題もまた長期賃金計画特別委員会で取りくんでいくことにしている。

また、今後の賃金闘争については、賃金闘争の準備時期を早めて、秋には要求についての討議をはじめ、中央闘争委員会を設置し、統一闘争を強化していきたいといっている。

3　IMF・JCの賃金白書

IMF・JC（国際金属労連日本協議会）は昨年から中央および地連ごとに賃金闘争連絡会議をつくり、JC加盟組合の賃金闘争を統一的に行なおうとした。とくに本年は、IMF・JCとしての賃金政策を賃金白書として発表した。

【四二年賃金闘争のために】

(1)　高度成長を続ける日本経済とわれわれの賃金目標

「昭和三〇年代の経済の高度成長期を経て、わが国の産業は、その生産力を飛躍的に拡大した。とりわけ、金属・機械産業は、基幹産業としての地位を確立するとともに、その全ての部門において、世界のトップ・レベルに達した。わが国は、いまや名実ともに世界有数の高度工業国のグループにその最も有力な一員として仲間入りするに至った。いくつかの基幹産業は、ヨーロッパを追越すほどの水準に達したのである。

しかも、日本の経済活動の拡大は、四〇年代に入るとともに、いっそうその規模をひろげ、単なる量的な拡大から質的な転換をふくめたものへと進んでいる。そして、四一年以降、他の工業国に比べて著しく高い成長を続けているのである。

四〇年から四二年までに、その経済活動の規模は実は五〇％近くも拡大したのである。……

このような経済の顕著な拡大に対して、われわれの賃金は、これまで、ひどい立遅れを続けてきたのであった。三〇年代の発展と国民生活の向上との間に大きな格差が形成され、われわれの努力にもかかわらず、そのギャップを圧縮し、高い国民生活を達成していく課題は、今日まで持越されてしまったのである。

四二年の賃金闘争において、ようやく、われわれは、この累進されてきた国民生活の大きな立遅れというギャップを埋める足掛りをつかんだのであった。この四二年の闘いの成果を、更に持続的に発展せしめていくのが、これからの課題なのである。四三年の賃金闘争で、四二年を上回る成果をあげることが、高い工業力に見合った、高い国民生活の実現に通ずる道なのである。……

いま、経営者は、労働力不足と賃金の上昇に対処するために、賃上げをできるだけ抑えながら、賃金、人事管理の〝能力主義化〟と少数精鋭主義化を併行的に進めている。それは、また古い年功的賃金・人事管理がその機能を失いつつある現実に対応しながら、賃金・人事管理における経営者の主導性を確保しつづけていくためでもある。このような経営者の政策に対して、反射的に反対を唱えるだけでは、われわれは無為無策のそしりを甘受しなければならない。

経営者の政策に対決し、労働者の力を結集して、力強い賃金闘争を展開していくために、われわれは、われわれの立場に立った前進的、積極的な賃金目標をかかげていかなければならない。われわれの目標はつぎの通りである。

A　高度な工業国にふさわしい高い水準の賃金の実現

B　仕事に結びついた賃金率の実現

われわれの手でそれを実現していくための賃金政策の確立

C　物価の上昇に脅かされない賃金の実現

D　社会の進歩に見合った国民生活の向上

われわれはこの目標にそって、四三年度の賃金闘争を展開しその成果を拡大していかなければならない。

(2)　四三年賃闘におけるJCの重大な役割

四二年の賃金闘争は、労働戦線全体からみてもそうであったが、なかでも、われわれ金属労働者にとっては、大きな前進を記録したものであった。もちろん、経済的諸条件や労働不足の深刻化などのことが、下からわれわれを押し上げる役割を演じたことも明らかである。だから、その成果は、われわれの努力だけによるものでなかったことは謙虚に反省しなければならない。

それにもかかわらず、われわれは四二年の闘いは、大きな前進であったと評価する。そして、金属産業の労働組合がこれからの賃金引上げの先導者となってきたのである。

それは金属産業の各部門が基幹産業であり、同時に石油化学と並んで経済成長の先頭に立つ地位にあるものだからである。

金属産業の各部門の主要な産業別組合の大勢を結集しているJCが、賃金闘争の中心的な舞台となってきたのは、当然のことなのである。JCと加盟単産の役割は、ますます高まっていこう。金属、化学などの産業労働が、賃金の相場作りの地位に立つことは、工業国の労働運動に共通した姿なのである。遅ればせながら、われわれは金属労働者が当然になうべきこの役割にふさわしい体制づくりに進んできているのである。そのことは賃金闘争の発展を約束するものであるとともに、労働組合運動の発展をも示すことなのである。

IMF・JCはこのような認識のもとに、賃金闘争連絡会議を設置し、加盟各単産がそれぞれの部内において、賃闘の効果的推進を計っていくこととした。JCに結集した全組織がこれからの賃金闘争の中核なのであるという自覚に立って、相ともに前進しよう。

(3)　最近における内外経済の動向について（略）

(4)　労働経済の現状（略）

(5)　むすび（略）」

IMF・JCがはじめて賃金白書を発表し賃金闘争の統一的な政策を打ちだしたのは、かつて国際組織への窓口として自らを規制した段階をすでに遙かに通りこして、総評、中立、同盟をふくむ金属労働組合の統一体としての意欲を公然としめしたことになる。とくに、昨六七年春闘が「JC春闘」としてジャーナリズムにもてはやされたことから、六八年春闘でもイニシアチーブをとって、日本の労働運動にしめる比重をたかめようとしたものといえよう。

IMF・JCは賃上げ要求を二〇%、七〇〇〇円程度という統一要求基準をきめた。その結果、電機労連七〇〇〇円、鉄鋼労連七〇〇〇円、自動車労連五〇〇〇円など、いずれも前年を上まわり、ほぼ七〇〇〇円前後に要求をそろえることになった。

JC結成以来四年目、そして三回目の賃金闘争である六八年春闘では、前年の賃金闘争連絡会議が情報交換の程度をでなかったのにたいして、本年はさらに指導性をつよめようと努力した。その一つのあらわれが、さきに紹介した第一回の賃金白書の発表であり、中央、地方で大衆集会（賃闘勝利のつどい）や賃金討論集会をもったことであろう。P・R活動や日常の情報連絡活動についても、電機労連の行なっている日本短波放送に便乗して賃闘情勢の伝達を行なったりしている。もっとも春闘共闘委員会の統一性に比較するまでもなく、同盟の中央賃金闘争委員会にくらべても、賃金闘争連絡会議の指導性はとぼしく「実質的内容は、各組合の賃金闘争を外周から補強していく効果をもたらしえたというのが、その限界になっていることも認めなければならない」という自己批判となっている。

そして、昨六七年においては鉄鋼産業好況の波にのって、鉄鋼労

連が四三〇〇円という、比較的高い賃上げをしたほか、電機労連の闘争が華々しく報道され、賃上げ額も四四〇〇円前後に達したことから〝JC春闘〟ともいわれたのにくらべて、六八年の春闘ではすでに春闘共闘のたたかいの経過で述べたように、鉄鋼労連がむしろ春闘前段の高揚を打ち消す資本家側のクサビとしての役割しかもてなかったこと、後半において電機労連が五五〇〇円から六〇〇〇円の賃上げを獲得しえたとしても、プライス・メーカーとしての地位は、総評の合化労連、全国金属、私鉄総連などにゆずらなければならなかったのである。

4　一時金闘争

1　夏季一時金闘争

六七年一時金闘争は、春闘の終了後間もなく各単産とも準備にかかった。例年のごとく総評をはじめとして各ナショナル・センターは一時金について統一的な指導を行なわず単産の独自の方針にしたがって行なわれている。

六七年春闘が、ストなし春闘といわれたように例年にくらべてストライキも少なく、しかし賃上げ額においては大体、前年より一〇〇〇円ほど高かったという実績にたっておおむね大した紛争もなしにおわった。ただし私鉄総連、電労連、鉄鋼労連の大手企業、合化労連の一部、全繊同盟などは年末一時金の時期に夏季一時金までをふくめて年間臨給としてすでに決定しており、電機労連、紙パルプ労連は六七年春闘のときに賃上げと一緒に妥結している。

要求は大体、五月上旬から六月中旬までに行なわれ、妥結の時期も六月中旬から下旬までの間に主要企業の大部分が妥結している。

妥結額では平均金額で一〇万円台に上がった大手企業がかなりふえている。しかし、産業間、企業間の格差も大きくなってきている。労働省の調査によると、夏期一時金の増加率は前年同期にくらべて七月から一・三八月とわずかに〇・〇一月分の増加にすぎない。製造業の場合には全産業よりも上昇率はたかく支給率で一・八%増、月数でも〇・三月分の増加となっている。

主要組合の要求と獲得を比較してみると――

機機（全国金属）

組合名	要求	妥結	前期実績
浜田精機	一五四、〇〇〇円	一一六、〇〇〇円	一一二、〇〇〇円
北辰電機	一七五、〇〇〇円	一六五、〇〇〇円	一五三、〇〇〇円
東京計器	一八〇、〇〇〇円	一六六、四一五円	一四五、〇〇〇円
荏原製作	一〇三、〇〇〇円	一〇三、〇〇〇円	一〇三、〇〇〇円
住友機械	一三八、五〇〇円	一〇二、三〇〇円	九八、四七〇円
オリンパス光学	一四七、五五〇円	一〇六、〇〇〇円	九六、二〇〇円
横河電機	五・五月	二〇〇、〇〇〇円＋α	――

池貝鉄工	一四九、七八四円	一〇〇、〇〇〇円	一〇〇、〇〇〇円
シチズン時計	一八七、八〇〇円	一六二、二〇〇円	一四七、七〇〇円
山武計器	二六四、八〇〇円	二二三、〇〇〇円	一九二、〇〇〇円

造船関係（全造船、造船総連）

三菱重工	一〇〇、〇〇〇円	一〇〇、〇〇〇円	八八、〇〇〇円
石川島播磨	一一〇、〇〇〇円	一〇〇、〇〇〇円	八七、〇〇〇円
日立造船	一〇〇、〇〇〇円	九四、四〇〇円	八一、八〇〇円
三井造船	一〇〇、〇〇〇円	一〇〇、〇〇〇円	八七、〇〇〇円
浦賀重工	一二一、九四六円	一〇〇、〇〇〇円	八五、〇〇〇円

自動車（全国自動車）

トヨタ	―	三・〇月	三・一月＋六〇〇〇円＋α
いすず		二・四月	二・四月
日野		二・四月	二・四月＋一、五〇〇円

相互銀行（全相銀連）

北洋相互	二・五＋一〇、〇〇〇円	二・二＋六、〇〇〇円	二・二＋六、〇〇〇円
静岡相互	三・五＋二〇、〇〇〇円	二・四〇七三＋五、〇〇〇円	二・五＋七、〇〇〇円＋族手×〇・七
東陽相互	三・〇＋一〇、〇〇〇円	二・五＋三、〇〇〇円	二・四五＋三、〇〇〇円（一〇〇、六五一円）

化学（合化労連）

三井化学	一五〇、〇〇〇円	九五、〇一〇円	八一、〇三〇円
日東化学	一一二、〇〇〇円	九〇、〇〇〇円	八五、〇〇〇円
東北肥料	一二七、九三一円	九一、五〇〇円	八五、五〇〇円
藤沢薬品	一三三、三〇〇円	一二八、六三四円	一二三、一四八円
富士フィルム	一二八、〇〇〇円	一二五、〇〇〇円	一一、三〇〇〇円
中外製薬	一四九、三〇〇円	一一八、二五一円	一一四、八四一円
三菱化成		九二、二〇〇円	九二、二〇〇円
味の素	一八三、一〇〇円	一七五、〇〇〇円	一五二、〇〇〇円

化学（化学同盟）

藤倉ゴム	八二、五〇〇円	五三、七六七円	四五、〇九二円
日本製薬	八五、〇〇〇円	四三、〇〇〇円	―
日本油脂検定	一一一、三八六円	七八、〇〇〇円	六八、〇五五円
富岡光学	九〇、三五二円	七二、七八七円	五九、九一四円

建設（日建協）

大林組	一九〇、〇〇円	一七一、五三一円	一六六、〇〇〇円
清水建設	二一三、〇〇〇円	二〇九、〇〇〇円	二〇六、二〇〇円
間組	二六〇、〇〇〇円	一九五、二三五円	一八五、三〇〇円
大成建設	―	一七九、三〇〇円	一八五、三〇〇円

倉庫（全倉運）

三井倉庫	一二八、〇〇〇円	一〇四、五二四円	九三、七九二円
住友倉庫	一四五、〇〇〇円	一〇一、一九九円	八一、三九三円
渋沢倉庫	一三六、一四六円	九一、五二〇円	七六、六四〇円

石油（全石油）

日本石油	一四四、〇〇〇円	一二〇、〇〇〇円	一〇五、〇〇〇円
昭和石油	一四九、五〇〇円	一一七、〇〇〇円	一〇四、〇〇〇円
三菱石油	一二六、〇〇〇円	一二一、二〇〇円	一〇八、五〇〇円
シェル石油	一八〇、〇〇〇円	一五二、九〇〇円	一三三、〇〇〇円
全油鉱	九七、八〇〇円	八三、〇〇〇円	六九、二九〇円

食品（食品労協）

サッポロビール	―	一〇四、四〇〇円	一〇五、〇〇〇円
アサヒビール	―	一一一、二五〇円	二・五月
日本製粉	―	一〇八、五一一円	一〇〇、八七二円
日本水産	―	六五、一〇八円	五六、五五九円
ヒゲタ醤油	―	九三、九六四円	八二、一五二円

その他

島津製作	―	一一三、〇六五円	八七、八一五円
三菱化工機	一一七、〇〇〇円	一〇〇、五〇〇円	七八、〇〇〇円
鉄興社	―	八五、〇〇〇円	七五、〇〇〇円
久保田鉄工	一〇六、八一八円	九四、三一八円	七九、〇〇〇円＋α

2　年末一時金闘争

第150表の1　42年度の一時金の結果(1)

	会社数	42年夏季手当	42年末手当	42年手当の 41年年末対比率	42年手当の 42年夏季対比率
硫安	11	79,892	86,526	13.9	8.3
化学	35	88,052	99,070	21.1	12.5
紙パルプ	16	71,583	78,028	16.2	9.0
セメント	8	76,056	85,938	19.5	13.0
鉄鋼	18	64,113	77,107	23.2	20.3
造船	17	84,265	92,841	15.8	10.2
重電機	13	59,116	75,480	32.4	27.7
通信機	8	67,075	83,196	27.2	24.0
車輛	6	74,467	83,333	15.0	11.9
産業機械	12	80,611	95,011	22.8	17.9
自動車	12	81,450	89,295	19.0	9.6
石油	10	110,850	113,980	9.3	2.8
鉱山	8	64,167	70,625	20.5	10.1
私鉄	14	75,331	106,609	10.1	41.5
電力	9	90,667	96,944	6.9	6.9
平均	196	78,616	90,075	18.0	14.6

〔備考〕　日経連調べ　算術平均による。

第150表の2　42年度の一時金の結果(2)月数表の業種

業種	社数	妥結平均月数42年夏季	妥結平均月数42年年末	42年年末手当の41年年末手当に対する比率	42年年末手当の42年夏季手当に対する比率
綿紡	9	1.50	1.82	15.2	21.3
化繊	7	1.80	2.32	19.6	28.9
電線	6	2.28	2.23	4.2	22.5

〔備考〕　日経連調べ

六七年の年末一時金闘争は、すでに年間一時金として夏季に妥結している私鉄総連、紙パルプ労連などをのぞいてたたかわれた。九月の金融引締め、ポンド切下げ、ドル危機など経済の先行き不安があったが、それらは年末一時金闘争にはほとんど影響がなかった。要求額も前年同期にくらべて九万四八三二円にたいして今期は一万一〇一〇円と一六・七%高く、妥結の平均も主要大手二三〇組合平均で九万二五〇〇円、前年同期の八万〇六〇〇円にくらべて金額で一万四六〇〇円、率でも一八%の増となっている。なお夏季一時金と合計してみると平均一七万〇七〇〇円である。それほど目立ったストライキなどがなく、まず平穏に推移したといえる年末一時金闘争は、かなりの成果をしめしたことになる。

以下、主要組合の年末一時金の結果を紹介する。

鉄鋼（鉄鋼労連）手は手取

	要求	妥結	昨年同期
八幡製鉄	手年間一八〇、〇〇〇円	一四三、〇〇〇円	――
富士製鉄	手年間一八〇、〇〇〇円	一四三、〇〇〇円	――
住友金属	手年間一八〇、〇〇〇円	一四三、〇〇〇円	――
日本鋼管	年間二〇〇、〇〇〇円	一六七、〇〇〇円	――
神戸製鋼	年間二〇〇、〇〇〇円	一六〇、五四〇円	――
小松製作所	一二一、五〇〇円	一〇〇、三三〇円	八七、〇〇〇円
ビクターオート	七七、七九四円	六四、〇〇〇円	六〇、〇〇〇円
ダイハツ	一一三、六一三円	一一五、〇〇〇円	九七、〇〇〇円＋α
東芝鋼管	一二三、〇〇〇円	一二五、〇〇〇円＋α	九七、〇〇〇円＋α

日新製鋼　年間二〇〇、〇〇〇円
電機（電機労連）
日立製作　年間一八〇、二〇〇円　七九、〇一三円　六一、七四一円
東芝　年間一六二、七七三円　七四、三四三円　五四、二三〇円
三菱電機　八二、四八七円　七五、四八二円　五五、二八一円
富士電機　年間一六六、一七六円　六八、三〇〇円　五一、六〇〇円
松下電器　年間二三〇、三〇〇円　一〇四、〇四〇円　八四、五七七円
ソニー　七・㊀六月　一四四、九七四円　一二三、九三〇円
機械（全国金属）
山武計器　二一〇、〇〇〇円　一九二、〇〇〇円　一二三、五〇〇円
精工舎　一五五、〇〇〇円　一二五、四二二円　一一五、〇〇三円
シチズン時計　一七〇、一五〇円　一四七、七〇〇円　一二九、〇〇〇円
横河電機　二八〇、〇〇〇円　二八〇、〇〇〇円　一六〇、七〇六円
荏原製作　一一四、一一一円　一〇三、〇〇〇円　八九、三〇〇円
自動車（自動車労協）
日産自動車　八七、七三二円＋α　七六、三六五円　六〇、〇〇〇円
いすず自動車　二・五月分（九一、五〇〇円）　七七、四二九円　六一、七四一円
トヨタ自動車　三・三月＋一〇、〇〇〇円　九二、四五〇円＋六、〇〇〇円　七四、二三二円＋α
日野自動車　二・七四月　八八、九五五＋二五〇〇円　七四、二三二円＋α
鈴木自動車　三カ月　八七、〇〇〇円（二・六一三月）　二・六一月分
車輌（車輌労連）
汽車会社　九〇、〇〇〇円　八四、〇〇〇円　七四、五〇〇円
日本車輌　九〇、〇〇〇円　八三、〇〇〇円　七三、〇〇〇円
川崎車輌　九〇、〇〇〇円　八三、〇〇〇円　七三、〇〇〇円
造船（全造船、造船総連）
浦賀重工　一〇九、九二三円　九五、〇〇〇円　八〇、五〇〇円
石川島播磨　一〇〇、〇〇〇円　九五、〇〇〇円　八三、九〇〇円
三井造船　九五、〇〇〇円　八三、七〇〇円　六一、七四一円
日立造船　九五、〇〇〇円　八三、五〇〇円　五四、二三〇円
函館ドック　一一〇、〇〇〇円　九五、八〇〇円　七五、二八一円
石油（全石油）
日本石油　一四四、六〇〇円　一〇一、〇〇〇円　七九、〇一三円
昭和石油　一三八、〇〇〇円　九九、〇〇〇円　七四、三四三円
三菱石油　年間協定　一一八、五〇〇円　七五、四八二円
シェル　年間協定　一三四、〇〇〇円　一〇五、〇〇〇円　八四、五七七円
東亜燃料　年間協定　一二六、〇〇〇円　八九、三〇七円　六八、三〇〇円
化学（化学同盟）
わかもと　年間協定　六〇、〇〇〇円　五二、二五四円　四一、七四一円
高砂ゴム　八九、一一三円　七八、二〇八円　六九、六八〇円　五五、二八一円
大日本塗料　一三〇、〇〇〇円　一〇一、〇一四円　八九、三〇七円　六八、三〇〇円
紙パルプ（紙パ労連）
王子製材　年間協定　九五、六四八円　七三、〇〇〇円　六四、〇〇〇円
本州製紙　年間協定　八四、三二五円　七五、九八〇円　六七、五一〇円
国策パルプ　九四、三二五円　八四、〇〇〇円　七三、〇〇〇円＋三、〇〇〇円
山陽パルプ　一〇五、九〇〇円　八〇、〇〇〇円　六五、〇〇〇円
大昭和製紙　一〇〇、七二六円　八五、八一八円　八二、二〇〇円
食品（食品労連）
昭和産業　一二〇、二二五円　一八〇、六五四円　七六、四四三円
グリコ　年間二〇六、九六九円　五〇〇円
日本水産　七九、一八五円＋三、　七一、五九一円　五八、三二〇円
サッポロビール　年間協定　二・　〇月、二月に清算　七八、九一八円
キリンビール　年間協定　二・　三月、二月に清算　八八、三三三円
繊維（全繊同盟）
東洋紡　年間協定　一・　八九九月
ニチボー　年間協定　一・　七五一月　三六、四七一円　三八、八五九円

富士紡　　年間協定　一・八五月　三五、六〇二円
東洋レーヨン　二・七五月　二・八三月　七一、二〇八円
東邦レーヨン　一・三八五月　二五、二六九円

一時金の闘争は、夏季一時金が六七年の春闘のあとをうけて平穏であるとともに増加率も小さかったのに対して、年末一時金は対前年同期比の増加率が高く、それは六八年春闘の高まりの序曲となっていたのである。

【参考資料】(1)春闘共闘委員会「春闘構想」(2)春闘共闘委員会「春闘宣言」、(3)春闘共闘委員会「賃金白書」、(4)春闘共闘委員会「春闘の中間総括および妥結一覧」、(5)総評「一時金闘争速報および妥結一覧」、(6)同盟「長期賃金計画」、(7)同盟「賃金白書」、(8)同盟「賃金闘争の成果と今後の課題」、(9)ＩＭＦ・ＪＣ「四三年賃金闘争のために（賃金白書）」

VI 合理化反対闘争

概要□労働組合中央組織の反「合理化」闘争方針──総評／同盟／**主要な産業別「合理化」反対闘争**──鉄鋼労連／全造船機械／電機労連／全国金属／合化労連／全繊同盟／全印総連／炭労／全鉱／国労／全電通／**主要な企業別「合理化」反対闘争**──富士製鉄／日本鋼管川崎製鉄所／日産・プリンス全国金属支部／日本シャフト／川岸工業仙台工場／大谷重工全金支部／東洋高圧／三井化学・三井化成／石原産業紀州鉱業所／住友鉱山別子鉱業所／三菱生野・尾去沢鉱山／松尾鉱山／東京都交通局

概要

一、総評の闘争方針において明瞭なとおり、六七年後半から六八年前半における合理化反対闘争の特徴の一つは、合理化そのものについてだけでなく、安全闘争とともにたたかわれ、かつ労働時間短縮闘争との密接な関連において展開されたことである。合理化問題が、労働の支出の条件と労働成果をめぐる問題から発生する以上、きわめて当然である。

一、それとの関連で、職場闘争が強化されたことにも大きな特徴がある。IEなどの生産・労務管理の強化が個々の職場において細々した過程にまで行なわれ、また安全問題が具体的な職場の環境や生産方法に規制されている以上、きわめて必然的である。合理化攻勢がきびしく、大闘争を展開している国鉄において、〝現場協議制〟が確立したのは、その点で十分注目される。

一、要員削減がとくに問題になった鉄鋼労連では、職場要員協定の締結を目標とし、職場調査を行ない、要員・労働条件・作業環境などの企業・職場間格差を労働組合として具体的に把握した。そうした活動にもとづいて、富士製鉄労連は、要員削減をより少人数にくいとめ、集団能率給の増額を実現した。また日本鋼管川鉄では、IEなどによる厳密な要員査定にたいし、きめの細かい闘争を組

み、労働組合の立場から原提案を修正させた。

一、労働量の客観化が技術的に困難だとされている合化労連のばあいは、とくに配転にかんする条件闘争が問題になった。それについては、合化の強調する「配転四原則」、とくに配転基準・条件の協定化、本人の意思の尊重、労働条件の維持などは、ほぼ実現されている。配転がとくに多かった全繊同盟、全鉱、炭労、地方公営企業関係、また全国金属の一部においても、かような配転闘争が展開され、現実的な組合交渉力の蓄積が進められつつある。

一、だが、事前協議制の確立どころか、組織破壊そのものとたたかわねばならなかった反合理化闘争もまた多かった。日産・プリンス支部をはじめ、全国金属や全印総連などの労働組合などがそうである。

一、時短闘争とともに労災反対闘争でも多くの成果をあげた。安全体制の強化、災害保障額の増加などがそれであり、炭労のCO立法闘争も看過しえない。

1　労働組合中央組織の反「合理化」闘争方針

総評

総評議会は、六七年夏の定期大会において、第一部Ⅳで記録した合理化の把握にもとづき、「合理化反対闘争に対処する基本的立場」をつぎのように規定した。

【合理化反対闘争に対処する基本的立場】(1)　合理化攻撃は、資本主義体制のもとでは、労働者にたいする搾取強化、労働組合の弱体化をねらう、避けることのできない攻撃であるから、職場を基礎とした個別の闘いとともに、全労働者階級の団結力を強め、階級的力量を強化して対決することが必要である。……

①　現在、協定・協約化により、あるいは労資慣行によって確定している労働条件の改悪は一切許さない、若干の賃上げや待遇改善で、生命と健康を売り渡すことはしない、いかなる労働強化にも反対する、という最低限の原則を、どの労働組合においても確立することが第一である。合理化攻撃はさまざまな形態をとってくるが、どんな小さなものでもそのねらいは労働者からより多くの労働をしぼりとる手がかりを求めてくるものであるから、日常の職場点検と小さなことでも見逃さない敏感な反応が必要である。

②　したがって合理化攻撃に立ち向う労働者の闘いは職場から始められ、職場こそ抵抗の基礎である。……

③　合理化攻撃に対応し得るためには、労働者の思想水準の向上をはかり、職場、工場、企業組合ごとに合理化対策の具体的方針を検討し、それを基盤として、産業別労働組合に集中・統一した対策としての闘いの方向を確立する。過当競争のなかでは、一企業のみで終始する合理化攻撃はあり得ないのであるから、産業別段階の指導と組織力の集結が重要である。これとともに指導にあたっては、企業規模、業種別などによって状況が一様でないから、条件に応じるように郡別指導することも十分に考慮する。

④　闘争の具体化にともなって、地域共闘の果す役割は大切である。合理化反対闘争の相互交流と相互支援、争議の共闘組織など、地域ごとの結集を重視するとともに、公害、伝染病、交通事故など、地域住民の要求と闘いを結合させていく。

⑤　国家独占資本主義の段階で、政府、独占資本が、労働者や勤労国民に大きな被害をあたえるような産業構造の再編成とか、企業全体の合理化政策を強行してくる今日、労働組合が賃金などの直接の問題だけではなしに、産業と経済との政策要求を組織して闘うのは当然のことである。……

政策要求闘争にはつぎの諸点が重視されなければならない。

(イ) 労働者、労働組合、国民の利益を守る立場に終始するものであって、同盟の主張するような産業民主主義、労資協調主義の立場に立たないこと。

(ロ) 職場を基礎とした抵抗闘争を労働組合の重点におき、個別資本との闘争を強めること。

(ハ) 産業別統一闘争を発展させるものであって、大企業中心とか、企業ごとの利益セクトに巻きこまれないこと。

(ニ) 同時に個々の産業別セクトにおちいらないように労働者階級全体を前進させ、勤労国民の利益を守る立場に立って、政党が打ちだす全体の経済政策のなかに正しく位置づけ、共闘を強め、政府・独占資本に対する統一行動、統一要求を発展させること。

(ホ) 政府・独占資本が情勢に応じてうち出してくる各種の経営協議会、研究会、審議会などの方式に対しては過大な期待を持つことなく、職場を基礎に、産業別に結集した団結力と国民の結束力が政策要求を実現する基盤であることを明確にして対処すること。

(2) 以上の基本的な立場に立って、今年度の具体的な闘いをつぎのように推進する。

① 雇用の削減、少数精鋭・高能率主義という資本の攻撃の重点からみて、時間あたり労働密度濃化、労働強化の攻撃を重視し、標準作業量の決定、要員の完全確保、配転の事前協議、新労務管理制度の導入阻止などを要求の前面にうち出す。

② 合理化反対の積極的な要求として、今年こそは労働時間の大幅短縮を実現させる。低賃金にともなう長時間労働を克服し、時間あたりの向上という考え方を労働者に徹底し、全単産が時間短縮要求を提出して、積極的に闘争を組織する。要求の内容は、週四〇時間、週休二日制、四直三交替制の実現を目標として、産業別に具体的な要求を決定していくが、つぎの諸点を最低の基準とする。

(イ) 賃下げなし、労働密度の強化にならない時間短縮、労働力の再生産・健康確保の時間短縮……。

(ロ) 最低週二時間の時短をかちとることと、時間外労働のできるかぎりの削減。

(ハ) 時間外割増率の大幅増額、交替制勤務ではその手当の大幅引上げ、休日休暇の完全確保。

(ニ) 日勤者の土曜半休、交替勤務者の四直三交替制の確保……。

(3) 生産・利潤第一主義の資本の方針は、職場の安全・衛生施設を荒廃させ、労働強化は、労働災害・職業病を激増させている。「安全なくして労働なし」、「危険な仕事はしない、危険な職場には近寄らない」ことを職場に徹底させるための安全教育、安全衛生委員会の民主化、健康診断の定期化などの健康管理を要求するとともに、労働組合独自の職場点検闘争を強力に推進する。また政府に対しては安全衛生の抜本的対策と行政の一元化、監督官の増員、職場立入り検査、および命令権を明確にさせるなどの措置を要求する。労働災害にあたってはただちに短時間ストライキなどの抗議行動を組織し、職場環境を改善させる闘いを行なう。また、地下産業のCO中毒、化学産業の化学反応中毒、林野の白ろう病、事務労働のパンチャー病、交通のむちうち病など、合理化進行にともなって激増している職業病をはじめ、作業内容に起因するあらゆる疾病に対して、予防措置を完備させ、労災確定、補償の確保、職業病立法の一元法制化、生命と健康を守る闘いを重視する。

(4) ……労働力流動化政策を中心に進められている労働力の国家統制に反対し、失業保険制度の改悪に反対し、失業労働者の結集をはかって雇用の確保と失業者の生活、権利を守る闘いを展開していく。とくに雇用対策基本計画にもとづいて推し進められる職安によって他地域への半強制的な職業紹介、劣悪な労働条件のおしつけなどに対して、われわれには職業選択の自由があり、まともな仕事につく権利があることを明らかにし、失対事業・失保打ち切り反対と結合して、地域の共闘で闘う。

石炭産業に加えられている第三次合理化計画にともなう首切り閉山は、炭坑労働者の生活と権利を奪い去るのみでなく、産炭地域の住民生活と教育、地方自治を破壊するものである。炭労と産炭地拠点共闘の闘争を、全労働者が包んで闘い、全国民的な支援に訴えていく。（略）

春闘共闘委員会の「合理化反対・時短・災害中央討論集会」

この闘争方針にもとづいて、春闘共闘委員会は、六七年一一月八～一〇日に「合理化反対・時短・災害などの闘いを一体のものとしてとらえ、賃金闘争と結合して六八春闘で重点的課題として闘う。(二)労働時間短縮の具体的要求を、単産・企業連・支部で直ちに討論をはじめ、ストライキ権を確立して闘う。(三)災害の未然防止・抗議闘争・補償闘争を一体の闘いとして産業別統一闘争を組織するとともに、徹底した大衆闘争を職場で闘う。(四)未組織労働者にたいして強力に働きかけ、未組織労働者にたいして強力に働きかける。(五)災害補償三〇〇万円以上の要求と休業補償の大幅増額を、全組合員がかならず春闘をめざして提出する。(六)春闘共闘合理化対策委員会に、時短・災害の共闘委員会を設置し、全単産の共通課題をまとめ、統一的な指導体制を確立する。」

さらに「基調報告」のなかで注目すべきことは、第一に「時短闘争について」である（くわしくは、第一部Ⅲを参照）。まず、その要求の内容を、①「合理化に対し、首切りを阻止して雇用を拡大する要求」、②「合理化・技術革新によってもたらされる労働の質的変化による新しい疲労や労働強化から労働者の健康を守る要求」、③「労働者の生活を高め、豊かにするための余暇増大の要求」の三項目にまとめ、さらに「時短闘争の問題点」として、まず「時短闘争がこれまで資本の側の合理化攻撃とさしちがえる形で実現されているといわれるが、この面でのわれわれの体制の弱さは、時短要求が職場の職種や勤務態様、労働条件に応じた形で、時短の方法や要員増が具体的に要求としてまとめられていないことにあろう」と反省していることである。そこで、「日常的に職場の労働条件、すなわち、労働時間（タイムレコーダーの場所、準備および後始末時間、作業開始、終了時刻、交替の仕方、更衣、入浴などについての取り決めを含めて）、賃金、時間外の割増率、定員、予備員の配置、機械の速度、標準作業量、計画生産量および業務量、休暇の取得の状況、病欠の状況などをくわしくメモ化し、これらの労働条件についての切り下げなどの攻撃が加えられた場合は、直ちに反撃する体制を確立しなければならないであろう」としている。

さらにつづけて、「今後、週休二日、四〇時間制はしだいにわが国でも一般化し、資本の側も労働密度を高めるための最適労働時間という立場からこれを受け入れてゆくことが予想される」とし、「この場合の闘いの焦点は、資本の側がいわゆる少数精鋭主義の名のもとに推し進めている合理化攻撃と一体のものとして行なわれる労働強化にたいして、これをはねかえすための組合側の要員闘争であり、標準作業量の設定闘争となろう」と予測している。そして、「つぎに最も大きな課題は、時間外規制であろう」とし、「時間外労働が失業者の就職の機会を減らし、労働力需給を緩め、賃金水準の低下をもたらすことはいうまでもない。……そこで、賃下げとならない、すなわち賃上げ、割増率の引上げとあわせて実収入を減らさぬ措置とともに、時間外規制を正しくして、（残業を）漸次廃止する必要がある」と訴えている。

「基調報告」について、第二に注目すべきは、「労働災害・職業病をなくする闘いについて」である。まず、闘争の状況をつぎのよ

うに要約している。全造船機械が定期大会でこの闘争の強化を決定し、金属共闘も当面の闘争の重点としたこと。交運共闘でも、国労・動労の安全運転、全自交・全自運の交通安全、むちうち病対策などを軸として闘争が展開されていること。新聞労連の腰痛対策、金融共闘のけんしょう炎対策が結びつき、全国的な交流集会、自治体・政府との交渉が恒常化していること。さらに、全林野白ろう病、炭労のCO中毒特別立法のほか、全鉱、全窯業、全建総連、全セメントなどのじん肺法改善の闘争において、多くの成果をあげていること。また、新たな職業病の発生にたいする合化労連の闘争、災害補償引き上げの産業別統一闘争をすすめている紙パ労連など、大部分の単産、産業別共闘がこうした闘争を推進しているほかに、「職業病対策協議会」、「むちうち症患者の会」、「腰痛症対策協議会」、「キーパンチャー対策協議会」などの組織化が進められていること。創立一周年をむかえた「安全センター」の広報活動が軌道に乗りはじめ、「社会保障推進協議会」、「労働福祉中央協議会」なども一定の役割を果たしていること。以上を強調している。

つづいて、「私たちの生命と健康を守り、労働災害と職業病をなくすために、(1)闘いの基本的な考え方を明らかにし、あわせて具体的な、(2)安全防止の闘い方、(3)労災認定の闘い、(4)補償要求などについて、いくつかの問題点を把握し、これからの活動指針としたい」として、つぎのことを明らかにしている。

(1) 基本的考え方として。まず合理化に反対し、大幅賃上げ、全国一律最低賃金制確立、時間短縮、労働条件改善、民主的権利擁護など、労働者の基本的権利を守る闘争と固く結合していること。この闘争のためには、労働条件の決定を、資本家の一方的判断にまかせず、労使対等の立場で、協議・決定する。そして、業務に起因する労働災害や職業病はすべて使用者側の責任であり、使用者側の全額負担において安全・予防の対策補償を行なわせる。と同時に、そのためには、民主的な行政・機構運営、ILO条約・勧告などの批准とこれにともなう国内法規の積極的な整備・推進を、国の責任・義務として実施させねばならない。

(2) 安全確保について。まず要員不足や労働強化、長時間労働、労働者の過度の労働を刺激する賃金制度は排除しなければならない。それとともに、休日、休暇と休憩時間、「やむをえない交替勤務制度」をたえず改善しなければならない。そのためには、①「労働者の権利意識を高め、職場環境や作業条件を改め、労働条件を向上させる」ための点検闘争が必要である。そのやり方としては、「各職場ごとに安全・衛生に関して、一人一要求を出させたり、職場ごとの危険個所か危険な作業の点検をするなど、組合員大衆が積極的に参加できるものにすること」、「同じ職場に働く臨時工・社外工・下請工など」とも共同歩調をとることが重要である。②安全・衛生委員会を、「労働組合の尖兵」とすること。③産業別組織は、民主的な討議によって、まず産業別に「点検基準要綱」を作成し、産業別に調査・交渉すること。さらに、「健康管理・検診闘争について」も、具体的な指針を提示している。

(3) 労災認定について。安全競争や労災保険の財政上、業務上の公傷が私傷にすりかえられ、一般健康保険で処理される傾向があるが、「職場で起きたすべての事故、あるいは仕事が原因で起こったすべての事故、または通勤途上のすべての事故は、労働災害」とする。また「職業病のばあいは、たとえ医学上の判断があとになって

も、すべての疑わしいものを含めて、病気になった労働者は、病気になった最初の日から補償を」受ける。そして、労災認定闘争は、職場内だけでなく、社会的に多数の困難な問題があるから、幅広い地域の大衆闘争を発展させ、地方自治体、地方議会、国会への働きかけ、労働基準審議会、労働委員会、労働省などの政府機関への抗議行動など、多面的な闘争に発展させなければならない。

(4)　労災補償について。現行の労災補償はあまりにも低劣である。たとえば、死亡災害のばあい、一時金はわずかに平均賃金の四〇〇日分、約九八万円程度に過ぎない。若い独身労働者や下請労働者などは退職金も少なく、労災補償や見舞金など一切含めて三〇～四〇万円にしかならない。交通事故による自動車賠償保険でも三〇〇万円、航空機事故では八〇〇万円という補償が現に行なわれているのだから、その三分の一とか、一〇分の一という労災補償はいますぐ改善されねばならぬ。そのためには、①労災補償保険による死亡一時金を最低三〇〇万円にするよう、政府に要求しなくてはならない。同時に、使用者には特別補償金三〇〇万円を支給するように要求し、労働協約で約束させねばならない。②傷病・休業の補償水準の大幅引き上げ、支給条件の改善。③労災保険適用の拡大。④全額使用者負担による特別補償の産業別統一要求。⑤通勤途上の交通事故の「公傷扱い」化、その協約・協定化。

ひきつづき総評は、六八年三月六日、第三五回臨時大会を開き、「六八年春闘を勝利するために」と題する議案のなかで、前記の合理化反対闘争方針を確認すると同時に、さらにつぎの点を強調した。すなわち、「六八年春闘には、週四〇時間、週休二日制、四直三交替制の実現をめざして強力な交渉、強力な闘争をともなった時短闘争を展開し、職場の安全確保、災害の組織化、三〇〇万円以上の死亡災害の企業補償獲得、労災保険法の改正を中心とした災害闘争を行なうこと」、これである。

同盟　同盟は、六七年一月の全国大会において、労使協調による産業政策の推進を強調し、「わが国が国際社会の一員として、資本自由化に踏み切り、関税一括引下げに応ずることは不可避である」とし、「経済の構造改善・産業の近代化・国際競争力強化のために産業再編成を推し進める必要がある」としている。しかし、「企業の集中合併あるいは共同投資などの産業再編成による巨大企業形成の利益が、そのまま巨大企業に帰属するのではなく、国民的利益の増大に結びつく方途とともに、経営の側からする合理化という名目の不合理な労働者へのしわ寄せ政策に対しては、労働者の生活と雇用を守る道を見出し、また産業再編成にからむ組織問題の解決と組織体制の強化をはからねばならない」ことを強調している。

さらに六八年一月の全国大会においても基本的な方針の変更はなく、「福祉国家の建設をめざして推し進められる」「当面の活動の基調と目標」として、①労働条件の引き上げの闘い、②雇用の維持・拡大、③産業公害・公害対策の確立、④物価抑制の要求、⑤自主的福祉活動の強化、⑥身体障害者援護活動の推進、⑦中小企業の近代化・労働条件引き上げの闘い、⑧民主的労使関係の確立、⑨政治活動の強化などを掲げている（「同盟は強かく闘う」六八年二月を参照）。

2　主要な産業別「合理化」反対闘争

〔重化学工業〕鉄鋼労連

「合理化闘争の総括と次年度への課題――」六八年六月によれば、鉄鋼労連はこの一年間、①要員確保、②時間短縮、③安全と健康を守る、④産業政策の闘争を重点課題としてきた。

まず、①要員確保については、要員調査交流会議を組織し、「職場ごとの要員協定の締結」を目標として、六七年度は高炉関係職場を、六八年度は分塊工場関係と、中小手の電気炉・圧延・工作整備の各職場の要員と労働諸条件を調査した。これによって、各組合が要員・労働諸条件を相互に知りあい、より高い水準への到達闘争の目標が明確となった。とくに作業方法・作業組織を解明するため、職場の労働者と直接面接したことが、調査活動と大衆の組織的行動を有機的に結合するのに役立った。さらには作業環境や安全靴・作業服などの支給状況も、明確になった。②時間短縮については、とくに八幡製鉄、富士製鉄、日本鋼管において、六八年五月、四直三交替制を七〇年四月を目途に実施する、という成果をあげたのが注目される。③労働災害については、まずその原因が、〝新勤務体制〟による実質労働時間の延長、作業長による監視の強化、単能工から多能工への転換、年配労働者の配転および下請け労働者の増大と、かれらの一日一六時間勤務の連勤、二四時間勤務の三連勤などの劣悪な労働条件にあることを明確にした。そしてそれにたいして、要員確保をはじめ、職場点検の強化、職場別安全基準の作成・事前協議化などの闘争を展開している。④産業政策については、寡占体制の強化との取り組みに対応して、「普通鋼、平・電炉対策労組懇談会」を開催し、中小手での完全雇用、労働条件の改善、平・電炉メーカーの専門品種への大手メーカーの不介入、設備近代化のための低利子の国家資金の融資などの政策的要求をあきらかにした（前掲、鉄鋼労連「第二回合理化共闘資料」、総評・春闘共闘委員会「合理化反対・時短・災害闘争資料」を参照）。

全造船機械

六七年八月の定期大会において、合理化反対闘争方針として、つぎのことを決定した。①労働強化反対闘争。㈠大衆討議の期間をつくるための、配転・出向・交替制など、労働態様の変更にかんする事前協議制の確立。㈡一人一カ月六〇時間の時間外労働時間の規制。㈢職場集会などから、職場ごとの工事消化量に応じた要員を把握し、それを確保する。㈣配転の事前協議化、再訓練の実施、配転後の点検、交替制の廃止。㈤一人一要求。②産業政策の要求。③産業分析研究会の開催。④職種別懇談会――とくに各分会に共通した職場を対象として、関東・関西を中心に、取付・熔接・仕上・機械工など、職種別単位で懇談会を開き、職場間交流を行なう――（全造船機械、六七年七月定期大会資料を参照）。

電機労運

生産拡大がきわめて顕著ななかで、作業方法や技能の変化、とくに労働強度の増大、あるいは労働時間の延長やパートタイマーの増加などの合理化が行なわれているのにたい

して、電機労連では、第四二回中央委員会決定の「産業体制の変化に対応する合理化対策」の方針を確認し、つぎのような具体的活動を決定した（前掲、六八年六月定期大会議案書を参照）。①時間外労働時間規制を強化する。当面の規制目標時間を、月最高五〇時間とし、積極的運動に取り組む。②時間外労働、交替勤務の対象業務、付加的労働条件（宿舎の態様、料金、食事内容、休養施設、娯楽施設、通勤方法）の平準化活動を推進する。このため、当面、実態調査、他単産の活動状況などを把握する。③各工場段階（支部組合段階）に、労使労働効率対策委員会（仮称）を設置するよう要求する。この委員会は、労働効率向上に関する一切の課題を労使が協議する機関とし、この委員会において、事前協議を行なわない労働効率向上施策はその実施を認めないものとする。④パートタイマー対策として各支部組合に生活相談所を設置する。⑤（略）、⑥労働災害、職業病、安全衛生対策活動の推進。

全国金属　六七年九月の全国大会提出議案のとおり、綱領・行動綱領を資本自由化・産業再編成に適応するように改正すると同時に、「統一要求」として、つぎのことを決定した。①賃金の大幅引き上げ、とくに賃金構成と支払い方式の簡素化、②労働時間短縮、とくに技術革新により労働強化を強いられることを排除するため、休息時間を長くし、余暇を増加させること、一日実働七時間を最低とする週三九時間制の確立とともに、③労働強化反対、労働条件の改善、④首切り反対、完全雇用、⑤労働者の健康と安全の擁護、⑥有給休暇の増加と取得の自由化など。そのなかで、一貫して労働組合の権利と合理化反対のための事前協議制の確立を強調していることが注目される。

そのなかで、労働条件について、①あらゆる形の搾取強化に反対し、労働条件の改善のための日常闘争を職場を基礎に組織すること、②一定の仕事あたりの時間と手間の削減、仕事のスピード・アップ、労働密度の増大反対、さらに標準作業量、コンベアの速度、班の作業変更については、職場組織と労働組合の承認を受けること、③要員の削減、配置転換や解雇に反対する。とくに配転については、労働組合と本人の承認を必要とする。④組立ラインやその他の形の継続作業に従事する労働者には、一日のうち定期的に休憩を確保し、交替班をつくること。つづいて、完全雇用については、①工場閉鎖のためのあらゆる措置、解雇、配転、格下げへの反対。②企業の近代化のために新しい措置をとるばあいには、事前に組合と協議させ、労働者が類似した職種に新しい仕事がみつかるまでは、賃金と権利を保障させること。③解雇されたばあいは、労働協約に定められた退職手当の完全支給、類似した職種にふたたびつくまで、労働者と家庭の生活を保障させる。④短時間就労、一時解雇、配置転換による職業訓練のばあいには、完全に賃金を保障させることなど、きめの細かな合理化反対闘争の方針を決定した。

さらに、健康・安全闘争について。①労働安全措置は、労働組合の監督下におかねばならぬ。②企業内の労働者によって選出される安全衛生委員や委員会には、職場を点検し、労働内容にみあった効果的な予防措置をとらせるのに必要な執行権をあたえること。③作業衣や保護措置を無料であたえること。その材質や効力を監視すること。④プレスなど、一般に近代的生産手段全体に、適切な安全措置をとりつけること。⑤新しい機械や新しい労働組織を考案するときには、安全衛生を保護するようにさせること。⑥不健康な、骨の

折れる、単純で、有害で、めまいを起こすような仕事に従事する労働者にたいしては、室外や、特別の設備のある部屋で、賃下げなしに休憩時間を設けること。⑦労働災害や職業病の原因をあきらかにし、いかなる防止措置をとらせるかを決定し、経営者の責任を明確にするため、労災・職業病にかんする委員会に労働者を参加させることなどを決定した。そしてさらに、秋季・年末闘争の方針において、「権利を守る闘い」と「労災防止の闘い」を強調するなかで、「未熟練者、無資格者の作業拒否について」、人手不足と労働強化のために、クレーンやフォークリストなどの熟練者や有資格者が不在なので、無資格者や本来その職種でないものの応援・臨時作業は、支部交渉あるいは職場交渉を通じて、原則として拒否する。また新しい設備、技術、作業組織の採用については、事前に安全教育を行なうことを要求している。

春闘共闘委員会でまとめた四月一〇日現在の、時短・労災補償の回答状況によれば、週四〇時間以下の回答をえた企業も、日本信号・マミヤ光機・サンウェーブ・プリンス自工・日特金属など、二二企業を数えている。また五月二〇日現在の、労災死亡補償も、三〇〇万円以上の回答をえた企業が八企業に達するが、過半は一〇〇万円以下にとどまっている。

合化労連

第一部Ⅳで示したように、最近とみに増加した企業・工場の再編成、業種・技術変化による合理化にたいして、合化労連は、①雇用の確保、②労働強化を認めない、③労働条件の向上、④労働災害・職業病から生命と健康を守る、⑤組合活動の制限や権利の侵害を認めない、の五原則を持ってあたっていた。具体的には、①労働時間の短縮、②事前協議・協定の確立、③労働条件のトップレベルへの到達闘争、④権利を守り、よい協定をかちとる、などの方針を持っていた。さらに、とくに化学工業に多い配転については、「配転四原則」と称し、「①会社は、配転基準・条件について、組合と協議・協定後、本人に提案し、本人の承認がなければ決定しない。②賃金、労働条件は引き下げない。③業務上の正当な理由に基づくものでなければ配転は行なわない。④配転者転出後の職場は適当な人員補充を行なう」という立場で、合理化反対闘争が行なわれてきた。

しかし、六八年七月の定期大会において、つぎのような考え方が提示され、それまで事実上行なってきた〝条件闘争〟をいっそう強化することに決定した。というのは、資本家的な合理化に反対するのは、労働組合の当然の任務だが、問題は現実の労働運動を進めるにあたって、技術革新・合理化のしわよせをはねかえすという立場では、新しい工場の建設や新しい技術・装置の採用をはばむことはできない、ということである。しかも、第一部Ⅳでもふれたように、化学工業の合理化にはいくつかのパターンが存在するのだから、それにたいする闘争方式も決して一様ではありえない。それにもとづいて、合化労連はつぎの三パターンに大別して、より弾力的な闘争方式を組み立てよう、としている。第一に、住友化学のように、総合化学企業が新しい石油化学工場へ進出すると同時に、既存の工場でも新規計画が進められるばあいは、資本は巨額の利潤をあげており、組合活動いかんによって大きな成果をあげうる。たとえば、①定年延長、②住宅保障、③職業技術教育、④ホームヘルパー制度、⑤新工場の時短と旧工場での到達闘争などの要求が実現しうる。第二に、日本水素・東北肥料が合弁で、アンモニア大型新工場

を建設し、主要部門が移動するようなばあいも、第一のケースと同じ要求が問題となるが、そのまえに旧工場における完全雇用が確保されなければならぬ。第三に、日東硫黄工場が不採算化し、生産を中止して、他部門に進出するようなばあい、組合としても、政府に転換資金を要求するとか、地方自治体・議会などを介して地域開発計画を推進するとかの必要があるが、「いまの力関係では」、完全雇用という最低線から出発せざるをえないばあいもある、としている。

以上にもとづいて、「首切り禁止の事前協議・協定」の新基準を作成した。①長期生産計画、とくに新規設備・事業計画、新労務管理方式などの合理化は、安全衛生条件の優先、労働条件の向上を基本として事前に協議・協定する。②配転については、前途の配転四原則を尊重し、配転基準・条件を協議・協定する。③とくに新規事業への転勤について、さらにつぎのことを保障する。たとえば、独身寮・社宅、技術教育、時短など。④さらに出向についても、以上のほか、出向期間を三カ年とし、本人の希望を尊重する。⑤生産計画にもとづく各事業所の必要人員については、休日休暇の完全消化、労働時間の短縮を前提とし、半期ごとに協議・決定する。自然減耗人員はつねに補充する。採用の一般基準については別途協議する。⑥臨時工、下請労働者および外注について。臨時工は臨時突発的な作業が生じたばあいのみ雇用することとし、適格者は社員に切り換える。下請けは臨時工事のみについて使用することとし、それ以外は逐次直轄作業に切り換える。今後新たに下請け・外注に依存するばあいは事前に協議する。⑦その他、安全衛生、福利厚生、職業技術教育について。

〔軽工業〕　全繊同盟

六八年二月の定期大会で、今年度の活動方針を決定した。そのなかで、「産業・雇用安定対策について」、①日本の繊維産業は大きな転換期に直面しているが、われわれは、雇用を守り、労働条件を向上させるため、繊維産業そのものの不安定な状態を改善し、労働者の犠牲を排除して、「活気と魅力のある繊維産業へ構造変革を遂行していくことに」、産業政策に取り組む意義がある。②構造改善にともない、休憩時間中の連続（無人）操業とともに、二四時間操業は必然的である。だが、二四時間操業は、深夜労働とともに労働者の生理と生活にとって有害である。そこで、深夜作業にともなう労働条件の確保とともに、業種別・設備別に操業規制基準を設け、企業別に調査・審議し、全繊の現制基準を満たすもののみ、これを承認する体制を確立した。

さらに、③労働力不足の深刻化、第一部でもふれたような市況高騰による増産などによって、労働強化、異常操業の傾向がめだってきている。ただし、労働強化については、設備近代化の進展による作業条件環境の変化により、一般的に測定困難である。このために は、標準作業量を設定し、定員制の確立、職場環境の改善を進める必要がある。④合理化対策としては、構造改善に便乗して行なわれる労働条件の低下、労働量の増大などの合理化は認めない。これにたいしては、従来どおり、企業段階における労使協議制を重視し、これを制度的に確立していかねばならぬ。労働組合側としては、職場における苦情処理活動の不断の努力を積みかさねなければならない、などを強調している。

第一部Ⅳでその事例をかかげた企業・工場の再編成・合理化にた

いして、全繊がいかに「対処」したか、その事例を示すと、概略つぎのようである。①敷紡城北工場織布部門の移転については、実質的に城北工場の閉鎖を意味するが、織布部門の体質改善の立場からこの合理化を受け入れ、摇磨への出向者と残存者の転勤の取り扱いなどについて交渉、解決した。②日東建材の工場移配については、人員の転勤とともに住宅の確保などの条件を獲得した。③東洋紡犬山工場の合理化については、組合はこれを了承し、それにともなう人員の措置は、新規事業と社内各事業場へ吸収することとし、組合の意向を十分尊重する。やむなく、退職するものについてはその退職条件を協議・決定した。④敷島カタン糸池田工場の分離については、新会社の設立を認める。全従業員は新会社に引きつぎ、勤続年数・賃金・労働時間などはすべて従来どおりとする。⑤中日本毛紡・第一毛紡の合併については、全繊合理化対策委員会を中心に労使折衝をかさねた結果、昇給・一時金・昇進などはすべて第一毛糸従業員と同様、公平に取り扱う。退職金は中日本毛糸の勤務期間から通算することを、協議・決定した。

全印総連

六七年七月の全国大会の方針は、九月の中央委員会で具体化され、「土曜三時帰り」を中心にして時間短縮を秋季闘争の中心要求とすることを決定した。それにもとづき、各地での意志統一が急速に行なわれるとともに、東京地連の労働時間休暇制度の実態調査と要求アンケートの集計、大阪地連の時短共闘委員会の設置、愛知地連名古屋地区における団交申し入れなど、活発な討論と活動が全国的にくりひろげられた。こうして「土曜帰り」の要求は、各地で九月末から一〇月にかけていっせいに提出された。その結果、全印総連傘下約三五〇事業所のうち、七五組合・分会が土曜日の時短の実績をつくりあげた。

他方、大企業を中心とした「合理化」は、労働時間延長、人員削減、労働者の基本的人権の剝奪など、総合的立体的に推し進められている。とくに後者の事例としては、たとえば、大量脱退を理由に板橋労組との団体交渉を拒否した凸版印刷のばあいがあげられる。（これは六八年三月東京地裁の判決により労働組合側が勝訴した）。さらに前者の合理化にたいする反対闘争の事例としては、大阪高速印刷の例があげられる。すなわち、六八年二月の経営者側の提案によれば、職場ごとに独立採算制をめざす事業部制をしき、同時に機構改革を行ない、職制を増員させようという「三カ年計画」の合理化案が示された。これにたいし組合側は、強い反対闘争を展開し、ついに会社案を撤回させた。また網走印刷では、六七年一〇月、倒産による解雇・労働条件切り下げの問題が発生したが、地域労組の支援のなかで、六八年一月、会社側の合理化案を全面的に撤回させた（全印総連、六八年定期全国大会資料を参照）。

〔鉱業〕 炭労

六七年九月の定期大会において、闘争の基調として、「今後の石炭政策を推進する過程で、情勢を正しくみつめ、〝閉山を恐れぬ〟たたかいを組み、戦略展望として炭鉱国有化を指向し、スローガンから闘争の実践段階に移行する」などを決定した。①〝炭鉱国有化〟の根拠は、すでに第一部であきらかにした理由から出炭五〇〇〇万トンを持続できず、したがって国家資金をいたずらについやし、労働者を劣悪な状態においこむ事態をまねいた資本家的合理化の限界にある。②炭労は、六八年二月臨時大会の確認をへて、春闘段階の重点指標として以上のような「国有化への足がかり」とそれに対応する「閉山・縮小の停止」を

かかげた。それにもとづき、対政府・対資本交渉にはいったが、経営者側が〝集合交渉〟を認めず、やむなく炭労は四月五日全支部で二四時間ストに突入、〝集合交渉〟開始後も、大手七社支部の週二回の四八時間スト、その他支部の週一回の二四時間ストが行なわれ、それを背景として対政府・対資本交渉がつづけられた。③その結果、(1)国有化の方針は検討材料として認めさせた。(2)経営者側の縮小均衡をひっこめさせ、五〇〇〇万トン体制を認めさせた（炭労、六八年七月定期大会議案書を参照）。

他方、個々の企業レベルでは、六七年四月の三菱茶志内（三九三人）の閉山のほかに、六月に麻布山田（三七二人）、九月に宇部（二一三一人）、一〇月に大日本勿来（八七五人）、四三年一月に三菱古賀山（約一〇〇〇人）、三月に同崎戸（約五〇〇人）がそれぞれ閉山ときまり、さらに一〇月に常磐磐城六八人のほか、北炭幌内・杵島・日鉄伊王島などでも人員整理が行なわれ、中小炭鉱においても本添田の五八五人をはじめ、多数の閉山がみられた。それにたいし、炭労・全炭鉱とも〝絶対反対〟ではなく、退職・配転条件の改善を内容として闘争し、いずれも大争議には発展せず、一応の解決をみた（くわしくは、炭労、六八年二月臨時大会、六八年七月定期大会報告を参照）。

さらに炭労の合理化反対闘争として、①炭鉱年金闘争と②CO立法闘争および③三井三池災害反対闘争につき、記録しておかねばならぬ。①年金制度は、第三次「答申」の老齢年金制の実施にもとづいているが、これにたいしては単産を異にする炭鉱全労働者の共闘が展開され、組合側の抗外夫への一部適用が入れられ、六七年一〇月、「石炭鉱業年金基金」が発足した。②六七年六月、政府は「炭鉱災害による一酸化中毒症に関する特別措置法案」を国会に提出し、原案を一部修正のうえ、七月二一日成立した。その間に、患者の解雇制限・前収保障をめぐって労働省まえでの坐り込み・ハンスト、三川坑坑底での坐り込みが行なわれ、その要求が入れられた（前掲を参照）。③かねて炭労は保安闘争を推進し、重大災害のたびに抗議スト・行動を行なってきている。六七年九月―六八年六月に、二四時間スト二〇件を含む五一件の抗議ストが実施された。また、日常的大衆的点検闘争によって、摘発した違反個所は、ただちに期限づきで会社側に改善するよう要求してきた。ところが、六七年九月三井三池・三川坑において坑内大災が発生し、三九人がCO中毒症により入院療養しなければならなくなった。この事故をめぐって、保安・災害補償闘争が激化し、一日二四時間スト、三日間一時間五〇分のストが行なわれ、保安対策の確立と遺族・被災者の補償について交渉が行なわれた（前掲を参照）。

全鉱　六七年八月の定期大会において、合理化反対闘争の方針として、つぎの点が強調された。すなわち、当面は大規模合理化闘争にそなえ、①「第二会社的攻撃」は労働条件の低下と組合組織の分断をもたらすものだから、絶対反対。②経営者側による勇退勧告、高年労働者の指名解雇にも絶対反対。③鉱量枯渇によるものであれ、雇用確保を堅持する。したがって余剰化された人員の企業内吸収と、全鉱組織下の産業内吸収をはかる。④経営側の一方的判断を認めず、事前協議制を十分活用する、など。さらに全鉱のばあい重要なのは、保安闘争と職業病対策である。保安闘争については、つぎの五点があげられている。①点検活動の強化と保安教育の充実、②保安監督員の補佐員と組合との交流（入山交流）、③死亡災害にたいする抗議スト、④災害要因分析を正確かつ積極的に

行ない、事前に対処し、経営者の主張する労働者過失論を封じる。④組夫対策の強化。さらに、難聴・振動障害・腰痛症などの職業病については、実態調査を継続すると同時に、とくに補償要求を強化し、予防管理を前進させる、としている（全鉱、六七年定期大会議案を参照）。

〔公益産業〕　国鉄労働組合　第一部Ⅳであきらかにした、〝五万人合理化〟にたいし、国労は六七年伊東大会で決定した方針（本年鑑第三八集、三〇五ページ）にしたがって、六七年末から、六八年二―三月にきわめて大規模な闘争を展開した。すなわち、六七年一一月二〇―二二日、一一月二七―一二月一日、一二月一二―一四日の三次の順法闘争と、六八年一月下旬に開かれた中央委員会の決定によって行なわれた五次にわたる「順法闘争」（二月七―一〇日、一九―二二日、二月二七―三月一日、三月一三―一五日、二七―三〇日）をはじめ、それと並行して、二月六、一五、二一日、三月一二、二一日を、反合理化闘争統一行動日とし、集団交渉、職場集会、地域集会および街頭宣伝・乗客大会が大規模に行なわれ、六七年一二月一五日のスト、六八年三月一日、工場関係などの「籠城」、三月二日、時限スト、そして三月二三日、東京全電車区ほか、全国三六拠点において実質三時間以上のストが実施された。それらを背景として、六七年中の数次にわたる組合側の「解明要求」を中心とした交渉から、しだいに「対案要求」中心の交渉に発展していった。

そのばあい注目されることは、反合理化闘争より先決問題として組合側が要求していた「基本要求」（①雇用安定協定、②時短と勤務基準、③人事協約――昇職基準と先任権――、④特別退職協定、⑤要員問題、⑥職場における団交権の確立など）が、三月一日までの団交でかなりの〝前進〟をみせたことである。国労が「反合理化闘争の中間総括」でも強調しているように、時短と七月一日から実施されることになった「現場協議」という名称の職場交渉制度の成立は、大きな成果だ、といってよいだろう。

また国労が「反合闘争をストライキを中心にこのように大規模な闘いを組織したのは、日本の労働運動にとっては三池闘争以来のことと」と強調している合理化反対交渉で、なにより特徴的なことは、①多数の交渉事項が見送られ、一〇月一日のダイヤ改正までの期間が顕著に縮小されたことである。第一部ⅣでもあきらかにしておいたEL・OLの一人乗務、電修場廃止、資材新体制、医療合理化などの事項はいずれも今後に持ち越された。②さらに、新検修体制をはじめ、電気・建築・施設などの合理化問題については、重要な部分で地方協議に残されることになり、これから地方別闘争が開始されようとしている。③そのばあい重要なのが、さきの「現場協議制」の運営強化であろう。はやくから国労では、反合理化問題に限定せず、広範に職場での要求を掘り起し、組織しようとしており、それにもとづいて、職場―地方―本部の一体化した闘争が今後いかに展開するか、大きな問題となるだろう（国労「国鉄新聞」各号を参照、くわしくは、国労「昭和四三年三月段階における交渉部関係取りまとめ協定集」を参照せよ）。

全電通　第一部Ⅳでみた「第四次五カ年計画大綱」の提示にたいし、六七年一〇月全電通中央委員会は、つぎのような反合理化闘争方針を決定した。①電気通信産業のすべての労働者を含め――すなわち、電気通信設備の建設工事、保全関係機器・部品の

改修、電話設備・設計、福利厚生・清掃業務などの請負労働者を電通共闘の形で包含し（高橋孝「請負労働者の現状と四次計画の影響」、『月刊社会党』六八年一月号を参照）――産業別レベルの長期安定雇用協定の締結を展望しつつ、第四次計画実施による首切りを阻止し、スクラップ化される労働者の不安を解消する。とくに減少傾向にある電話運用部門の要員数（六万五一〇〇人）を確定し、工作工場など、特殊部門の将来展望をあきらかにさせ、雇用の安定をはかる。②第四次計画に対置する労働条件の向上として、賃上げ、時間短縮（当面の目標、隔週五日制）、作業量協定の締結、総合労働協約の協定化を中心に生活条件の確立を積極的に要求する。③新技術導入協議制の確立、要員流動化計画の明確化と協議、職種転換にかんする協議制を確立する。技術革新の進展にともなう精神的緊張の高まりにたいし、公社の恩恵的思想を排し、厚生福利施設の充実・強化、労使協議を前提とし職場環境の整備を要求するなど。

3　主要な企業別「合理化」反対闘争

〔鉄鋼労連〕　富士製鉄

すでに、第一部Ⅳでふれたとおり、六七年一二月、経営者側が〝新作業体制〟と称する合理化案を提案した。富士製鉄労連はただちに各単組において職場討議にはいった。このばあい労連が、雇用・労働条件の維持を前提とし、各職場に示した方針は、つぎのとおりである。①作業・非作業の差別への反対、ネット要員の見直しは、職場差をなくすよう、適正な要員に是正する。欠補要員を四人に一人にするなど。②工場別能率給については、過去の合理化では、労働負荷増にたいする見返りはほとんどなく、職務給の見直しが若干行なわれたにすぎなかったので、今回の合理化で増大する労働負荷相当分が、今度の能率給と時間短縮で労働者に還元されるのは当然である。

六八年にはいり、三―五日にわたり四項にわたって会社提案を修正し、①要員削減を三三二三人ではなく、二〇〇〇人程度にとどめる。②作業要員から除外された要員の配転・労働条件の変更についてはそのつど協議する。③連続操業職場の深夜実働時間を現行六時間から六時間半に延長するかわりに、深夜就業手当を支給し、平均月額約三二〇円増加とする。連操職場の休憩は、組合の要求どおり三〇分単位で二回に分割する。⑤工場別能率給は当初一人一カ月約四八〇〇円増額を六〇〇〇円増額に修正するなどの〝条件的〟成果をえた（鉄鋼労連「合理化調査速報」、「合理化共闘情報」を参照）。

日本鋼管川崎製鉄所

六七年二月、経営者側は、鉄鋼課第一造塊係の要員改訂につき、つぎのように提案した。一部作業分担の変更と請負化にもとづき、六六年五―一二月の調査結果による標準時間方式から要員を査定した結果、現要員一四〇人を一二五人とし、うち三人を標準時間方式から削減し、一二人を外注化により削減する。賃金措置として、第二能率給で三人分を一〇〇%還元する。そして、つぎのような要員査定の方法が示された。①要員査定の手順として、まず設備・稼働体制・生産内容を前提とし、請負による分担を含む作業組織の変化、作業方法の標準

化、②標準時間の設定（作業工程の要素分割、ネット要員から基本時間を設定し、さらに余裕率などを決定し、標準時間を決定）、③ネット人員にもとづいて要員を算定する。この提案にたいし、川鉄労組は、①「提案内容を点検し、経験と労働者的感覚から判断して、われわれが……納得できる線まで修正させる」、②「これによってえた会社の利益をわれわれに配分させる」の原則にもとづき、提案側にも劣らぬほど精密な点検基準を作成し、たとえば、①所定内労働時間、着替え、現場・詰所間の歩行時間、手洗い、入浴時間がはいっているかどうか、②作業方法にまちがいや無理がないか、要員配置の考え方、固定か常時か継続か、要素作業の頻度の評価は適切か、外注化は組合として問題がないか、③洩れている作業はないか（本作業は勿論、準備・報告・連絡など）、④基本時間の設定に無理がないか、⑤疲労余裕率や環境係数は、作業内容評価基準に照らして適正か、などを、細部にわたって点検した。それにもとづいて、本部・支部・職場間で討議し、意見交換しつつ、六七年四―五月に団交し、原提案を数項目について若干修正し、妥結した（鉄鋼労連第一回要員対策部会の経過の概要）。

〔全国金属〕日産・プリンス全国金属支部

去る六五年五月、日産・プリンス合併とともに、就業規則の変更、賃金・手当などの切り下げ、実働時間の延長、深夜勤務の強制および組織破壊、配置転換などの合理化攻撃を受けてきた全金支部は、①まず団体交渉を軌道に乗せ、他方、日産経営者の不当労働行為を徹底的に追及し、六六年一二月、ついに中労委の「不当労働行為停止」の命令をかちとり、横浜地裁は川又克二社長にたいして、七〇万円の罰金の支払いを決定した。②全金組合員は〝職場の配転政策にたいして二週間以上の坐り込みによって反撃した。すなわち、六六年秋、シャーシー生産は村山工場に集中し、ミッション生産は吉原工場に集中することになり、それにともなって多数の配転が強行されることになり、全金組合員の機械工の何人かは異職種（とくに組立工）への転配を強要された。③同時に、労働条件の切り下げ、荻窪・三鷹両工場において〝集団暴力的〟といわれるほどの組織破壊、締めつけが行なわれた。④このなかで、全金組合員は、第二組合の分裂・敗北にもめげず、六七年九月、機械工は同じ職種として配転することを保障させ、「夜勤五日制」などの労働条件・職場環境の改善にかんする「覚書」をとりつけ、一応、配転問題を終了した（全金「日産・プリンス対策委員会報告書」、同「当面する組織破壊攻撃の特徴と闘いについて」、いずれも全金第二〇回大会資料を参照）。

日本シャフト

六六年一〇月、九億六三三〇万円の負債返却のため、つぎのような合理化案が提出された。名古屋工場などを売却するとともに、名古屋工場総従業員八三人のうち、五三人を本社の五〇人とともに希望退職させ、残りの三〇人を本社に転勤させる、名古屋工場は敷地を変え、不採算部門を切り捨てて、ローラースタンド、ガソリンタンクを主製品とする別会社とし、二三人を雇用する、という内容であった。全金支部はただちにストライキ権を確立し、地方本部を含めて数回の団交を重ね、人員縮小に全面的に反対した。一方で本社工場では希望退職を受け入れ、解決したが、名古屋工場では完全雇用を堅持し、一二日、つぎのような協定により合理化案を撤回させた。協定書――①会社側は希望退職・新会社構想を撤回する。②名古屋工場は売却するが、移転地が決

定し、操業できるようになるまでは現地で操業する。移転地は名古屋市内を原則とし、隣接地を含めて、交通機関などを配慮のうえ、組合の意見を十分尊重して決定する。③移転地決定時に、任意退職を受けつける。④企業再建にともなう諸問題については、事前に協議し、決定する、などの（前掲、全金「当面する組織破壊攻撃の特徴と闘いについて」を参照）。

川岸工業仙台工場

六七年六月、夏季一時金闘争終了直後、会社側は、「四、五月の収支実績がよくないので、工場を解散し、全員解雇する」との通告をだした。川岸工業（資本金三億円）は東京に本社を置き、九州二工場、中国・関西・関東・東北に各一工場を持ち、鉄骨・橋梁を主製品とする企業である。なお、仙台工場の労働組合は全国金属宮城地方本部の中核的な支部であり、また企業連のリーダーであった。通告後、会社側は仕事を意識的に外注にだしはじめた点からみて、あきらかに組織破壊の攻撃をかけてきた、とみられる。

しかし経営悪化もまた、明瞭であるようにみえた。というのは、仙台工場の閉鎖につづき、九州二工場を九州電力に売却し、そこでも全員解雇になりうる可能性が強かった。もともと、川岸工業は社長のワンマン会社であり、その経営行動はつねに投機的であり、一面で外注に依存し、他面でダンピングを行ない、業界のひんしゅくを買っており、当面の経営悪化は、業界での信用失墜と放漫経営の結果であった。とくに巨大建設企業から設備投資の融資を受けたため、受注単価が抑えられたことと、市場開拓にあせったため、工事代金の回収が悪化したからだった。だが、経営再建案では、今後は関東の千葉工場を中心とし、第二工場を新設し、八幡製鉄君津工場建設による受注をもっぱら社外工の雇用によって増加させようとしており、既存工場の閉鎖は、企業合理化の政策にほかならぬことが明白になった。現に、それまでつづけられた団交が会社側から一方的に打ち切られ、七月にはいってから「八月五日をもって……全員解雇する。……君津工場その他への就職あっせん協議なら行なう」という通告がだされたのである。

これにたいして全金支部は、①約一億円の有体動産を差し押え、工場占拠の合法性を確保するとともに、退職金・未払い賃金・未払い一時金・解雇予告手当などの労働者の債権にたいする物的うらづけをもって組合員の動揺を防いだ。②また地方自治体と交渉し、失業保険の仮給付、健康保険の継続使用、社会福祉資金一人最高二万円の獲得などの成果をあげた。③そして全金および県評を中心とする支援共闘体制を強化した。④さらに問題なのは、形式上は仙台工場が川岸工業の別会社であり、仙台工作という社名を持つことから、川岸工業が地裁にたいして第三者異議を申し立てて、仮差し押えの執行を取り消そうとしていることとたたかわねばならぬこと、および地労委にたいして不当労働行為救済のたたかいをつづけることである。昨年から今年にかけての法廷闘争において、川岸工業と仙台工作の一体性はほぼ立証されたにもかかわらず、六八年四月、仙台地検は、仙台工作に支払い能力がないこと、川岸工業の支払い義務の立証不十分の理由で、会社を不起訴処分にした。⑤しかし、いまなお闘争がつづけられている。問題の仙台工作は、工場誘致条例の適用工場であり、一坪五二〇〇円で入手した土地が七万円以上でも売却できることは周知の事実であり、それにたいする県民の批判もきびしくなってきている（全金、前掲資料および総評・全金「倒

産」第三集を参照)。

大谷重工全金支部　六八年三月中旬、経営の危機化があきらかになり、同時に厚板鋼生産の停止を、会社側が一方的に発表した。各新聞が報ずるところによると、「平電炉のトップメーカー大谷重工、かねてからのワンマン経営ゆきづまる」、「主力銀行である大和銀行と三井・三菱など七商社支援」、「六〇―七〇億円で土地買い上げ」、「経営陣の交代や一部工場の閉鎖、従業員(二五〇〇人)の整理などの合理化」、「大手高炉メーカーの系列化も可能性がある」とされている。全国金属大谷重工支部はただちに会社側に団交を申し入れたが、会社側はこれを拒否し、一方的に「厚板鋼生産は本日で中止する。厚板鋼職場の労働者(全金組合員約二〇人と下請・臨時工を含め五十数人)は他職場に配転する」と発表し、組合側にその実施を押しつけてきた。これにたいして、大谷重工支部は、「①賃金を遅配するな、合理化は事前に協議し、一方的に行なわないこと、③春闘要求、とくに賃上げはかならず実施せよ」などの緊急要求を提出した。そして、六七年春闘のさいにつくられた第二組合員や臨時工・社外工・嘱託にも呼びかけ、統一行動の体制を整えた。しかし、会社側は団交に全金本部が参加することを拒否しつづけているが、産業別闘争、地域共闘の体制が強化されつつあり、第二組合から全金支部に復帰する労働者も増加しつつある(全金大谷重工支部闘争支援共闘会議編「大谷重工の労働者とともに前進よう」を参照)。

〔合化労連〕　高洋高圧　六七年一二月、会社側から「第二化成が来年三月からスタートするが、そこの荷役・包装をオリエントが担当する。要員の充足については、オリエント(関係会社)内部の合理化によって発生する人員と、東圧内の転勤不能と思われる社員の一部をあてる」との説明があり、化成増設にともなう社員の職種拡大計画が発表された。①それと同時に、各職場において六三年の希望退職募集と同様、職制による〝肩たたき〟が行なわれたので、組合側から「肩たたき中止を求める団交」を申しでた。ところが、その団交の席で、オリエント転籍五八人、工業所内移動六人、計六四人の人名が会社側から発表された。組合側は、東圧・オリエント双方と折衝をつづけ、団交で人名の白紙撤回を求めた。さらに、②大浦の保全・薬品課では第一組合員だけが転籍要員になっており、差別扱いらしい、社員の職種拡大というが、従来社員がやっている保全・整備作業が下請け・外注に移されつつある、などの問題で、六八年二月ストライキにはいった。その結果、組合は会社側につぎのような事項を約束させた。①人員計画については、検討中途においても、必要に応じて組合と十分協議する。下請け・外注については、社員の職場を確保する、という前提で、十分検討し、協議する。③転籍については、今回は事前協議が不十分だった、本人の意向を尊重する。④差別扱いについては、今回は、反感・違和感をつくりだす内容があったことを反省し、今後改善する。⑥移転後の配置は、オリエントとの共同責任で行ない、不適正であるばあいは、配置を変更する。本人の経歴・技術を最大に発揮できるよう検討する。

三井化学・三井化成　六七年一二月、三井化学において経営者側から、コークス部門を分離し、三井コークス会社に従業員を移籍する。労働条件は三井化学と同一とする。東洋高圧との合併で、格差是正が行なわれるばあいは、出向社員と同

様に扱い、その分については三井化学で負担する。コークス会社においては、合理化・体質向上の結果、余剰人員が発生したばあいは、三井化学に復職させる。なお、派遣人員は、直接部門四五〇人、間接部門一五〇人という提案であった。それにたいし、組合側は、三井化学大牟田労組・三池合成・三井化学社員労組で共闘組織を固め、分離絶対反対の闘争を進めた。しかし、コークス事業を積極化するための少ないチャンスであることなどの事情から、六八年の四月、さきの提案に、退職金の支給は行なわず、三井化学の勤続年数を通算する、従来どおり三井化学の福利厚生施設を利用することができる、派遣組合員については、三井化学の人事異動の一環として三井化学に復帰させることがある、などを付加し、協定が締結された（合化労連、六八年七月定期大会一般経過報告書を参照）。

石原産業　六八年一月、経営者側は、四日市工場の合理化案として、①酸化チタン一五〇〇トンの設備の増設、②肥料部門の体質改善、③工務部門の再検討、④工場全般にわたる経費節減による半期一億円のコストダウン——とくに、酸化チタンの増強のため、過石肥料の下請化によってチタンへの職種転換を行なう、という提案がなされた。これにたいし組合側は、完全雇用を確保するために無制限な下請化は認めない、という立場から交渉にはいった。ただし、過石肥料の第二次加工と鉄道の石産工運・四日市倉庫への下請け、工務部門の機構改革は認めるが、ほかは認めない、とした。その結果、問題の諸点につき、つぎのような結論に達し、確認書を交換した。①硫安課の合理化については、組合側が下請化の防衛線として強く反対したので、撤回された。②化成の残留者については、会社側は適格者を指名するとしたが、結局本人の意向を尊重することになった。③配転条件は、基準賃金がより低下するばあいは、その差額を来年三月まで補償し、人事考課を前職場のをまわらぬこととした。④チタン工場の操業人員は、ついに現人員のままとなった。⑤今回の交渉経過により、当然人員不足をきたすので、その補充は新規採用によることになった（前掲、合化労連資料による）。

〔全鉱〕石原産業紀州鉱業所　六七年五月、石原産業は紀州鉱業所労組にたいし、銅のコストダウンのために組合員約七〇〇人のうち二九〇人の解雇をおもな内容とする合理化案を、六六年につづく第二次案として提案した。石原産業労連は全鉱代表を含め、中闘委員会を開き、会社案の白紙撤回と、そのうえでの事前協議を求めたが、団交が決裂し、六月一四日ストに突入した。そして六月二〇日、①指名解雇の撤回、②作業時間は延長しない、③ただし、会社都合による二〇〇人の自発的退職者を募集することで妥結し、約一週間つづいた無期限ストを中止した。そして、はやくも七月一〇日まで二三三人の退職者がでたほか、五四人が四日市工場に配転されることで解決した。しかし八月末、暫定再建計画が作成されたのち、四組の社外工が入れられ、増産されることになった。

住友鉱山別子鉱業所　六七年六月、経営者側から、鉱量の枯渇した二地区（組合員一四〇人）を縮小、休止し、それと関連部門から生ずる余剰人員一五七人の配転について協議したい、という合理化案が示された。これにたいし、組合側は住鉱連臨時大会において一四項目にわたる要求内容をまとめ、八月団交を行なったが、結局、八月九日から別子鉱業所において全面無期

限ストに突入、一四日に妥結した。その結果、問題の両地区の停止時期を六八年一月末まで延期し、それ以後は全員配転されることになった。ただし、転勤支度料を現行五〇〇〇円を一万五〇〇〇円に増額し、ほかに転居手当一万円と、職種転換の程度に応じた配転一時金を一〇〇〇～二〇〇〇円に増額することになった。

三菱金属鉱業生野・尾去沢鉱山　六七年三月、生野・尾去沢両鉱山の人員を半減し、ばあいによっては第二会社にする、という合理化案が示された。それにたいし、組合側は、七月、三鉱連臨時大会において闘争方針を決定し、別会社・指名解雇の撤回、再建策についての協議と具体的個所の探鉱を要求した。その後、団交が重ねられた結果、九月一日つぎのように了解点に達した。①第二会社・勇退基準・人員半減案は撤回する。だが、両山とも「再建可能人員」までできるだけはやく減員する。②減員の方法は、当初六カ月間に、(1)社内転換、(2)社外就職斡旋、(3)自発退職の募集、(4)全場所自発退職、(5)全場所職員登用によ　る。③両山の減員実施後、昭和四三年三月～四五年二月間に、鉱山全場所において、(1)社内転換の円滑推進、(2)社外就職斡旋による労働力流動化をはかる。④探鉱はさらに実施する。その後、はやくも一〇月二〇日現在において、両山とも大量の自然退職が行なわれ、それによる減員が六三九人に達し、社外就職・社内転換を含め九八九人の減員となった。

松尾鉱山　六七年四月、賃金交渉中に、経営者側は賃上げは不可能という回答とともに、硫化鉱の赤字を理由に、「①企業内完全雇用協定の破棄、②露天掘の直営化は行なわない、③職業訓練は今後行なわず、受訓者は他企業に転出するよう期待する」との合理化案を提出した。つづいて、具体的に、①八〇〇人の強制希望退職者の募集、希望者がないばあいは、解雇、②職場・職種の再編成、一部作業の業務移管、③現行の労働条件に関する慣行を改正し、服務規律を厳守し、生産性を向上させる、という全面的な合理化案を示した。この提案にたいし、組合側は全鉱本部とともに調査し、討議をかさねた結果、六月組合大会を開き、白紙撤回闘争をくむ、撤回後、経営のあり方を協議する、そのなかで組合側の条件が認められるなら、希望退職に応じるとの方針を確認し、六～八月団交を行なった。その結果、①希望退職募集条件の撤回、白紙で希望者を募集する、②露天掘や坑外運搬作業などの業務移管、さく岩・積込み・製錬などの責任量の引き上げと個人請負は、棚上げする。③生産性向上を期し、服務規律の厳守と職場秩序の確立をはかる。職場・職種を再編成し、各職場で人員配置を適正化し、一部作業を業者に付託する、という、希望退職募集・企業再編成に関する協定を、組合臨時大会で確認した。希望退職者の募集は、八月二〇日にはじまり、二六日には八九四人にも達したため、同日で締め切った(注)。

（全鉱「合理化反対諸闘争の経過と概要」六七年八月、「反合理化闘争・鉱業政策闘争の経過」六八年三月を参照）。

（注）鉱山離職者のうち、重工業下請企業圧延工や製麻工場の原織職場の臨時工として再就職した事例については、全鉱機関紙「ぜんこう」六八年一月一日号などを参照せよ。

〔都市交通〕東京都交通局　六七年四月、美濃部知事は就任と同時に、前体制の〝落し子〟というべき都営交通再建問題に取り組まねばならなくなった。当初は、政府・自治省の強い介入を排し、「自主再建」の方向に進むことが考えられ

たが、二百数十億円にのぼる赤字、政府・自治省からの圧力、都議会の情勢などにより、「再建団体指定」の方向に決まった。そこで、六～七月、都議会は、①五年間で路面電車廃止、②二年間でトロリーバス廃止、③八年間で赤字解消との再建計画案と料金値上げ案を審議し、可決した。これにたいし、東交労組は、五月の定期大会で「再建団体指定」に反対する立場から、闘争を進めることを確認した。だが、最近の都市構造の変化と革新都政という点を考慮し、さきの方針を変更することにした。とはいえ、組合員の生活の権利、都民の利便確保の立場から、七月の臨時大会ではつぎのことを決定した。①無原則な撤去には反対し、都営地下鉄建設の拡張をはかり、その建設に対応して逐次撤去していく、②トロリーバスは存置する。③それとの関連で生じる人員整理は、絶対に阻止する。〝強制配転〟は認めない。つまり、「配転協定の締結」、既得給与・労働条件の確保、すなわち「現給保障問題」を中心として闘争することになった。

合理化反対闘争の経過。まず路面配転をはじめとする個々の問題の小委員会が設置され、当局と交渉することになった。とくに東交としては、配転問題の中心をなす「現給保障問題」が解決されないかぎり、退職者・配転者の希望調査には応じられない、また一二月の路線電車の撤去・縮小計画も認められないとの強い態度で、数回の交渉を重ねた。その間、「一〇・二六統一行動」にいたるまでに、「要請行動・リボン闘争」が行なわれ、一一月の最終段階には、中央委員による坐り込み、「一一・一四東交家族集会」が実施された。その結果、一二月段階において当局側は組合側の主張を大体認めることになった。①転職者の給料は現職のままとし、切り替えによる延長は三カ月～二四カ月とする。②配転一時金については、交通局外への配転で、勤続二〇年以上のもの――異職種へのばあい二万五〇〇〇円、同職種一万二〇〇〇円、二〇年未満――異職種二万円、同職種一万二〇〇〇円、局内のばあい勤続年数にかかわりなく、異職種二万円、同職種一万円のように、決定した。だが、今後も個々の路面電車・トロリーバスの廃止にともなう問題が生じるだろうし、また「再建団体指定」によって根本的に問題が解決するとは考えられないであろう。さらに、東交の内部問題でも、一昨年の「一〇・一九」に職場交渉における過剰指導により活動家が統制処分されたことも未解決であり、この点についても今後の経過が注目される（東京交通労組、六八年四月大会資料を参照）。

【参考資料】(1)総評議会、六七年定期大会資料、(2)春闘共闘委員会「合理化・時短・災害闘争資料」六七年一一月、(3)「同盟はかく闘う」一六八年二月、(4)鉄鋼労連「合理化闘争の総括と次年度への課題」六八年六月、(5)同「合理化調査速報」、(6)同「合理化共闘情報」、(7)電機労連「産業体制の変化に対応する合理化対策」六八年六月、(8)全国金属、六七年全国大会資料、「当面する組織破壊攻撃の特徴と闘いについて」、「日産・プリンス対策委員会報告書」、「倒産」第三集、「大谷重工の労働者とともに前進しよう」(9)合化労連、六八年定期大会資料、(10)全繊同盟、六八年定期大会資料、(11)全印総連、六八年定期全国大会資料、(12)炭労、六八年二月臨時・六八年七月定期大会資料、(13)全鉱「合理化反対諸闘争の経過と概要」一六七年八月、(14)国労「昭和四三年三月段階における交渉部関係取りまとめ協定集」、(15)東京交通労組、六八年大会資料。

Ⅶ 権利闘争

概要□国労の職場団交権確立のたたかい＝＝＝地方調停委員会の調停案／公労委の勧告／現場協議に関する協約／公務員労働者の労働運動にたいする刑事罰からの解放と法廷闘争＝＝＝都教組勤評事件、安保六・四事件の争点／都教組勤評事件、安保六・四事件の支援体制／教育三法案粉砕のたたかい＝＝＝権利討論集会、権利点検月間＝＝＝総評の労使関係法専門委員会

概要

一、本年度の権利闘争の成果として特筆すべきは、国労の現場交渉権の確立であろう。合理化をはねかえし、組合員の権利と利益をまもるために「職場に労働運動を」「職場に労働運動を」定着させることの必要性は、早くから叫ばれてきた。そして、「職場に労働運動を」定着させることは言をまたない。国労中心的な課題は職場交渉権の確立にあることは職場団交権確立のたたかい」を進めはすでに一九六六年の大会で、「職場団交権確立のたたかい」を進めることを決定した。その後、このたたかいが強力に積極的に進められ、ついに本年四月一日には「現場協議に関する協約」の締結をみる成果をたたかいとった。ここでは現場協議制を確立したのであるが、その内容は現場組織の交渉権を承認するものである。本来、労働法上現場組織＝分会には当然団交権があるものと考えられるのであるが、いままでそれは否認しつづけられてきた。そうした実情のもとで現場組織の交渉権を確立したことの意義は大きい。ことに現場の労働者の意識改造を果たして、組合の体質をかえ、労使協調の実をあげうる組合をつくりあげていこうとする政府・資本の側の組合対策の方向に対決するものは、現場の組合活動にある。その活動の活発化が、現場の労働者意識を確立し、「職場に労働組合を」定着させ、強固なたたかう姿勢をもった組合をつくりあげ

てゆくのである。こうした意味で現場交渉権の確立の成果は、高く評価されうるものと考えられる。

一、権利闘争の最重要な課題はスト権の奪還にあることはいうまでもない。そうしたねらいをもって、官公労の労働事件にたいする法廷闘争のいくつかがたたかわれ、相当な成果をすでにあげてきた。すなわち、公労法適用の労働者の争議行為にたいする刑事罰からの解放を実現した全逓中郵事件、さらに地公法を中心にたたかわれた教育労働者の下級審における相当数の判決にみられる罰則規定（国公法九八条五項、地公法三七条二項）による刑事罰からの解放等がそれである。そうした状況を背景にして、最高裁の場で、公務員労働者の刑事罰からの解放、ひいては争議権保障の確立をたたかいとろうとするたたかいが都教組勤評事件、安保六・四事件である。九月に口頭弁論の開始をひかえて、積極的な法廷闘争がたたかわれているが、その成果が期待される。

一、教育労働者に聖職者意識を温存し、時間外労働手当支払義務を排除して、安上がりの教育労働を確保しようとする教特法改正案、教頭を管理職化することにより、職場の労務管理体制を確立し、労働運動を規制し、反動的文教政策の推進をはかろうとする学校教育法改正案、さらに民族教育を抑圧しようとする外国人学校法案のいわゆる教育三法案の制定にたいする反対闘争は、民主教育を守ろうとする教組、父兄を中心とした国民運動によって組合における成立を阻止し、廃案に追いこんだ。このたたかいの成果は高く評価さるべきであろう。しかし、政府・自民党はさらにその法案の制定をねらって、次の通常国会に再上程を意図している。今後の反対闘争の展開が問題であろう。

一、権利闘争はいよいよ労働運動の場で着実に定着してきつつある。そのたたかいは、日常的な、地味なたたかいのつみあげによってほんとうの成果を収めうるものである。そうした意味で、全労働者に権利闘争の意義を浸透させ、たゆまぬ運動を組みあげてゆく必要がある。こうした認識にたって、総評、その他の単位で、権利討論集会の開催が固定化してきたし、さらに、総評は権利点検月間の設定をおこなった。権利闘争の推進にとって大きな成果が期待されよう。

1　国労の職場団交権確立のたたかい

合理化をはねかえし、組合員の利益と権利をまもるために「職場に労働運動を」定着させることが必要であり、そのためには職場団交権をたたかいとることこそ緊急必須の条件であるとして、国労は一九六六年片山津大会で「職場団交権確立のたたかい」を進めることが決定され、その決定を具体化するために「モデル地本」を選び職場交渉を求めたが、当局側はそれを拒否した。そこで、門司、広島、仙台の三地本で、それぞれの地本に対応する地方調停委員会に調停の申請がおこなわれた。この経緯と問題点は、すでに本年鑑一九六八年版で明らかにした（三二二ページ以下）。

その後この「職場団交権確立のたたかい」は積極的に強力にたた

かわれ、ついに一九六七年一二月一九日には、実質的に職場交渉権を承認した公労委の勧告を獲得し、一九六八年四月一日には、「現場協議に関する協約」の締結がみられ、七月一日から現場協議制度が発足した。ここに、画期的な現場交渉権の確立をみたのである。以下で、その経過を眺めながら、問題点の指摘をおこなおう。

地方調停委員会の調停案

さきに述べたように、福岡・広島・仙台の各地方調停委員会にたいして、それに対応する各地本が、当局側の職場交渉拒否に関する調停の申請をおこなったが（福岡六・八、広島六・三〇、仙台六・三〇）、それにたいして各地方調停委員会は、福岡（一〇・二）、仙台（一〇・九）、広島（一〇・二三）の順で調停案を提示した。その調停案の内容は、各地調委ごとに若干の表現上の差はあるが、ほぼ国労の主張する職場交渉を認めることを前提とした調停案であった。

本来、国労の現場組織＝分会は、分会規約を持ち、決議機関、執行機関をもつ独立の組合組織であり、さらに国労の組織は北は北海道から南は九州までにわたって全国的にしぼった職場に働く労働者を組織の対象とし、しかもその組織はそこに生起する無数の問題を職場の実情に応じ現場で解決しなければ、現場組合員の権利を守り、利益を守るという組合本来の任務を果たし得ない事情にある。したがって組合側がそうした事情を考慮して、その現場組織に交渉権をもたせ現場交渉を活発化させていこうとすることは当然な方向である。そうした方向にしたがって現場交渉を要求した場合、労働法上も当然交渉に応ずべき義務が使用者側にあると考えるべきであろう。使用者は当然、職場交渉を容認すべきであると考えられる。

このような当然の帰結にしたがって、それぞれの地調委が若干の表現上の差はあるが、結果として現場交渉を承認した調停案を提示したものと考えられる。そうした調停案のうち、もっとも筋の通った調停案が福岡地調委のそれである。以下その調停案を示しておこう。

【福岡地調委の調停案】　国鉄の現場部門において生ずる労働条件をめぐる労使間の紛争などについて、これを平和的に処理するために、国鉄事業の公共性、特殊性を配慮しながら、現行の交渉ルールに加えて、申請のあった分会組織の代表者と、現場の長との間において交渉が行ないうるようにすることが適当であると考える。

この点から、双方は、互譲の精神に則り、現場の長の労務管理に関する権限職責に応じた交渉事項、その他の交渉に関する手続（交渉不調の際の上部移管手続を含む）と、その実施時期などを具体的に協議し、秩序ある交渉ができるように努められたい。

なお、このような現場交渉機構の樹立は、現場において生ずる問題を取扱うために従来の交渉機構を補充しようとするものであるが、それには、原則的には現行協約の改訂によることが望ましいので、団体交渉に関する協約の改訂または補充の問題として、本部・本社間及び地本・局間でそれぞれ協議をすすめて円満な解決をはかられたい。

昭和四二年一〇月二日

公共企業体等労働委員会
福岡地方調停委員会
委員長　林　迪広

公労委の勧告

各調停案にたいし、当局側はそれを拒否した。しかし、国労側は、「現場における団体交渉制度」を確立するのは国労と国鉄本社の間で自主的に解決すべきことがらであるという見地にたち、ちょうど「団体交渉に関する協約」の改訂期もせまっているという事情もあり、現場交渉制度を内容にもり

こんだ改訂案を提示しながら三回にわたる団体交渉をかさねた。しかし当局側は、現場交渉制度を否認しつづけてきた。そこで国労側は交渉を打ち切り公労委の仲裁委員会の判断を求めて、一九六七年一一月一〇日「現場における団体交渉制度確立に関する仲裁」を申請した。この申請にたいし、仲裁委員会は同年一二月一九日、「勧告」を提示した。以下がその全文である。

【勧告】　現場交渉制度に関する今次紛争について当仲裁委員会は、解決案の基本的方向をつぎのとおり考えた。

一、国労の分会と相手方使用者との交渉制度をめぐる労使の意見対立は、法律的な判断の問題というよりは、現場の紛争を解決するしくみをどうすれば労使関係安定のため適当であるかという実際的な観点から調整さるべき問題である。このような観点からすれば、現場に発生する紛争は、なるべくその現場に近い労使のレベルにおいて迅速かつ実情に即した解決をはかることが望ましいという労使関係の一般的な考え方は、国鉄の場合にもあてはまるものというべきである。

二、国鉄における現場の紛争解決手続を設けるに当っては、とくにつぎの二つの点が配慮されなければならない。

(イ)　その一つは、国鉄職員が労働条件に関して主張を実現する手段につき法律上の制約をうけているという事情の中で、現場の労使紛争は、労使間の協議によりできるだけ関係当事者の理解と納得をえて解決されることが望ましいということであり、

(ロ)　いま一つは、国鉄業務の公共性にかんがみ、紛争解決手続の円滑な運用によって現場の平和的な労使関係を維持するよう、当事者双方にそれぞれ責任ある態勢をとることが期待されるということである。

三、現場における紛争解決手続の円滑な運用は、労使関係の安定に対する当事者双方のとりくみ方およびその手続に関する当事者の理解と納得にかかっているといえる。したがって、第三者たる当仲裁委員会が示す本件の解決案は、必要最小限の大枠にとどめ、その細部具体化は当事者の自主的な協議に委ねることが適当であると考える。ちなみに、現場紛争の中には苦情処理手続による解決に適したものもあるので、現場の紛争を合理的に解決するためには、苦情処理手続を有効的に活用できるようこれが整備方につき、このさい考慮することが適当であると考えた。

当仲裁委員会は、以上の基本的な考え方に立って下記の勧告を行なうこととした。よって、労使双方この勧告を受諾して本件の円滑な解決をはかることとせられたい。

記

一、駅、区および自動車営業所における労使紛争の円滑かつ平和的な解決をはかるため、組合の分会に対応する労使の間に、現場協議機関を設けること。なお、駅、区および自動車営業所以外の現場の取扱いについては、労使間で協議してきめること。

二、現場協議機関には、分会組合員の労働条件に関する紛争（苦情処理手続の取扱事項を除く）を付議すること。ただし、原則として駅長、区長および自動車営業所長の権限と責任の範囲内のものとする。

三、現場協議機関の構成、運営の手続その他については、労使間で協議してきめること。ただし、少くとも次の趣旨を含むこと。

(イ)　現場協議機関は、原則として定例的に開くものとし、とくに必要あるときは臨時にこれを開くこと。

(ロ)　協議により労使の意見が一致した事項については、口頭による確認、議事録の作成、覚書の交換、協定の締結など内容に応じ適切な措置をとること。

(ハ)　協議により労使の意見一致がえられないときは、その取扱いを労使それぞれの上部機関の間における交渉に移すこと。

四、現場協議機関に関する協定を従来の「団体交渉に関する協約」の一部とするか、またはこれと別個のものとするかについては、労使の協議によってきめること。

五、「苦情処理に関する手続」の中に、当事者の一方の申立により第三者の仲裁に付することができる旨の規定を設けるよう、労使間で考慮すること。

以上が勧告の内容であるが、それは「花は当局側に与え、実は組合側に与える」といったものであった。すなわち、そこでは現場団交または現場交渉といった表現を捨て「現場協議機関」の設置を勧告するわけである。したがって、表面的にはいわゆる協議機関の設置＝団交の場ではなく＝を勧告したもののごとくであり、組合側の主張する団交の場を真正面から認めるといった種類のものではないようにみえる。こうした意味で、当局側に「花を与えた」というであろう。しかし、「現場協議機関」の実質的な役割は、それが団交の場にふさわしい形で位置づけられている。すなわち、その協議機関には「分会組合員の労働条件に関する紛争」を付議し、労使の意見が一致した事項については、「口頭による確認、議事録作成、覚書の交換、協定の締結など内容に応じ適切の措置をとること」として、労働協約の締結を認めている。こうしたことからして、この勧告は、実質的には組合側主張通り現場組織の団交権を承認し、現場交渉制度を確立したものといってよい。まさに、組合側に「実を与えた」といってよいであろう。

現場協議に関する協約

以上の勧告を当局側も国労側も承諾し、それを具体化するために現場協議に関する協約が一九六八年四月一日に締結された。以下がその内容である。

【現場協議に関する協約】　日本国有鉄道（以下「国鉄」という）と、国鉄労働組合（以下「組合」という）とは、現場協議について、次のとおり協約を締結する。

第一条　現場協議は、次の各号に掲げる単位で行なう。

(1)　駅（小松港営業所を含む。）、操車場及び信号場（以下「駅等」という。）について、駅連合ごとに一単位とする。ただし、実情に応じ、単独の駅等を一単位とすることができる。

(2)　次の各機関について、各区、所ごとに一単位とする。ただし、業務の実態及び組織の実情が本区、本所に準ずるもので、遠隔の地にある等のため、本区、本所に含めることが困難な支区又は支所については、支区又は支所を一単位とすることができる。

車掌区、機関区、電車区、気動車区、客貨車区、客車区、貨車区、運転所、運転区、機械区、自動車営業所

(3)　次の各機関について、各区、所等ごとに一単位とする。保線区、保線所、機械軌道区、建築区、営林区、材修場、電気区、電力区、変電区、電修場、信号通信区、信号区、通信区、電務区、無線区、電気所、電気検査区、車掌区、運輸区、管材区、印刷場、工事区、経理資材所、船舶施設区、資材事務所、用品試験所、用品庫、発電所、給電区、保健管理所（東京に限る）、本社営繕区、電気工事所

(4)　工場（自動車工場を含む）の職場及び用品倉庫について、各機関ごとに一単位とする。ただし、実情により、二以上の機関をまとめて一単位とすることができる。

(5)　青函船舶鉄道管理局並びに宇高船舶管理部の連絡船、船員区及びさん橋について、各機関ごとに一単位とする。ただし、実情に応じ二以上のその他の連絡船、船員区及びさん橋については、実情に応じ二以上の機関をまとめて一単位とする。ただし、さん橋については、このほか実情により駅に含めて取り扱う。

(6)　管理所及び管理長については、実情に応じ、系統ごとに区分して協議単位とすることができる。

協議単位の設置及び区分の可否については、地方対応機関で交渉してきめる。

第二条　現場協議を円滑に行なうため、第一条に定める単位に、現場協議機関（以下「協議機関」という。）を設置する。

第三条　協議機関は、労使それぞれ同数の委員をもって構成することを原則とする。

2　委員の数は原則として五名とし、地方対応機関の交渉又は現場協議により、現場の実情に応じて三名以内を増すことができる。ただし、非組合員が五名未満の場合は、その数とするが、組合側委員の数は三名を下らない。

第四条　国鉄側委員は、協議機関の設置された単位の非組合員の中から国鉄が指名し、組合側委員は、協議機関の設置された単位の組合員の中から組合が指名する。

2　労使双方は、それぞれの委員の中から幹事委員(一名)を指定する。

第五条　労使双方が委員及び幹事委員を指名したときは、その名簿を相手方に提出しなければならない。これを変更したときも同様とする。

第六条　委員の任期は一年とする。ただし、中途で委員を変更した場合の任期は、前任者の任期は残存期間とする。

第七条　現場協議においては、当該現場の労働条件に関する事項であって、当該現場でなければ解決し難いもの、及び当該現場で協議することが、適当なものについて協議する。

ただし、当該現場の長の権限と責任の範囲外の事項、苦情処理手続の取扱事項及び労働安全衛生委員会に付議されている事項を除く。

第八条　協議機関は、毎月定例的に開催するものとし、その回数については、地方対応機関の交渉又は現場協議によりきめる。ただし、一方から申し入れがあり、緊急を要するものの場合は、臨時に開催する。

第九条　協議機関を開催する場合は、原則として、日時、場所、出席委員、付議事項、その他必要事項について、事前に幹事委員間で打ち合せのうえ、開催する。

第一〇条　現場協議で意見の一致をみたものについては、内容に応じ、口頭による確認、議事録の作成、覚書の交換、協定の締結等を行なう。

第一一条　誠意をもって十分に協議しても、なお協議が整わない場合は、双方又は一方から、上部機関に上移することができる。

2　現場協議において、上部機関で締結した協定等の解釈について意見の一致が得られない場合は、その解釈を協定等の締結単位にもとめるものとする。

第一二条　労使いずれかが一方から上移する場合は、相手方に対し、協議を打ち切る旨を通告した後に行なうものとする。

2　上移する場合、労使双方は上移する事項、協議の経過、意見の対立点、その他必要な事項を確認のうえ、それぞれの上部機関に報告するものとする。

第一三条　現場協議は、原則として公開とする。但し、合意により非公開とすることができる。

2　協議にあたっては、誠意をもって迅速かつ実情に即した問題解決をはかることとする。

第一四条　協議を円滑にするため、双方の合意により説明員を出席させることができる。

第一五条　この協約を有効かつ適切に運用するため地方対応機関の交渉及び現場協議により、この協約等を締結することとする。

第一六条　この協約は、昭和四三年七月一日から実施するようにする。

第一七条　この協約の有効期間は、昭和四三年七月一日から昭和四三年一一月三〇日までとする。

以上勧告に従って協約が締結され、七月一日を期して現場協議交渉が発足することになるわけであるが、さきにも述べたように、勧告が「使用者に花をもたせ、組合側に実を与える」といった種類のものであったことが反映して、ここに締結された協約内容の解釈をめぐって、今後問題を残すであろういくつかの問題点が考えられる。

まず、協議事項について、「当該現場の長の権限と責任の範囲」としている点が、現場協議制の展開のなかでもっとも問題となるであろう。ことに最近、官公労の組合に対し、当局側は現場管理者の労務管理上の権限を上にすいあげ権限外事項を口実にして組合の下部機関の団交を拒否する傾向にあるが、そうした事情のもとで、団

交の範囲についてこのような規定を置いたことが、あとに問題を残したといってよいであろう。

つぎに、「誠意をもって十分に協議してもなお協議が整わない場合は、双方又は一方から上部機関に上移することができる」（一一条）としている点が問題として残る。すなわち、特に当事者一方から任意に上部機関への上移が認められているわけで、この規定が安易に利用され、現場交渉の実が失われる危険性があるといわざるをえない。

さらに、一三条は公開の原則を規定するが、その持つ意味をめぐって問題が残されている。すなわち、大衆団交的意味における公開の原則を認めたものであるかどうかをめぐって労使の間での争いが予想される。

以上のように、いくつか重要な点で問題は残されているが、いずれにしても、「現場協議に関する協約」は締結され、七月一日から現場交渉は開始されたのである。実質的に現場交渉権は確立したものといってよい。

2　公務員労働者の労働運動にたいする刑事罰からの解放と法廷闘争

都教組勤評事件、安保六・四事件の争点

公労法適用労働者の争議行為にたいする刑事罰からの解放は、すでに全逓中郵事件において最高裁の判断が明確に打ち出され、判例のうえで刑事罰からの解放が確立した。また公務員法適用労働者についても、とくに、地方公務員法事件において、下級審では多くの前進した判決がたたかいとられた。いま、その内容を詳細に紹介する余裕はないが、一応日教組関係の判決名だけをあげてみると以下のとおりである。

(1)都教組勤評事件。一審、東京地裁、昭和三七年四月一八日判決全員無罪、二審、東京高裁、昭和四〇年一〇月一六日判決全員有罪

(2)佐賀県教組三、三、四闘争事件。一審、佐賀地裁、昭和三七年八月二七日判決全員（四名）無罪、二審、福岡高裁、昭和四二年一二月一八日判決全員無罪。検察側上告

(3)福岡教組勤評闘争事件。一審、福岡地裁、昭和三七年一二月一二日判決無罪一六名、有罪四名、二審、福岡高裁、昭和四二年一二月一八日判決全員無罪。検察側上告

(4)和歌山教組勤評闘争事件。一審、和歌山地裁、昭和三八年一〇月二五日判決有罪一四名、無罪一名、二審、大阪高裁、昭和四三年三月二九日判決全員無罪。検察側上告

(5)大阪教組勤評闘争事件。一審、大阪地裁、昭和三九年三月三〇日判決全員（一三名）無罪（地公法六一条は、憲法一八条、三一条に、違反し無効であるとした。）二審、大阪高裁に係属中

(6)高知教組勤評闘争事件。一審、高知地裁、昭和三九年一一月二八日判決全員（二名）無罪。二審、高松高裁に係属中

(7)岩手教組学テ闘争事件。一審、盛岡地裁、昭和四一年七月二三日判決全員（七名）有罪。二審仙台高裁に係属中
(8)群馬教組勤評闘争事件。一審、前橋地裁、昭和四二年七月二六日判決全員一〇名無罪。東京高裁に係属中
(9)京都教組勤評闘争事件。一審、京都地裁、昭和四三年二月二二日判決全員（一五名）無罪。大阪高裁に係属中

地公法関係の刑事事件の状況をあげれば以上のようであるが、そこでは、(1)公務員労働者の争議行為を一率全面的に禁止することがわが国憲法及び国際規範にてらして許されるか、(2)公務員の労働運動＝争議行為に刑事罰を科すことが許されるか、が中心的課題として争われた。そして有罪の二件を除いて、あとの無罪を判決した判例の無罪理由は、(1)公務員の争議行為を違法性の強いものとそうでないものにわけ、具体的にこの事件は違法性の強いものに当らないとしている場合、すなわち、刑罰の対象とする争議行為を限定するものと、(2)煽動行為自体を違法性の強いものとそうでないものにしぼって、この事件の場合には刑罰を加える違法性がないとしているもの、(3)上記の両者をとっているものにわけられるが、大勢として公務員の労働運動・争議行為にたいして刑罰を科してはならないとする方向が明確にされてきている。以上の全逓中郵事件や公務員法をめぐる多くの下級審判決がスト権奪退闘争に明るい展望を開いたことは事実である。

こうした事情のもとで公務員法による争議行為の禁止が、わが国憲法および国際規範にてらして許されるものなのか、さらに公務員法の争議行為の「あおり」行為にたいする罰則適用が許されるものなのかを、最高裁の場で争おうとしているのが都教組勤評事件であり、安保六・四事件である。それは、まさに公務員労働者の労働運動・争議行為にたいする刑事罰からの解放、さらには公務員労働者のストライキ権の保障の確立を最高裁の場でたたかおうとするものである。したがってそのたたかいが、しだいに本格化し高まりつつある公務員労働運動の刑事罰からの解放、スラトイキ権奪退のたたかいの展望を大きく左右するものであることは明らかであり、さらに今後の公務員労働運動に多大な影響を与えるものであることも言をまたない。

さらに安保六・四事件は、政治ストの合法性を問題とするものであり、従来、「高度の政治的判断を要する安保条約は、司法審査になじまない」として憲法判断を回避してきた最高裁にたいし憲法判断をせまり、違憲性を明確化させていこうとする事件である。七〇年安保再検討期を目前にして、その結果が運動を大きく左右するものであることは明らかであり、そうした意味でもこの事件の重要性が認識される。

六・四事件の支援体制

以上のような両事件の重要性の認識のうえにたって、積極的な裁判闘争の推進がみられる同時に、強力な支援体制が組まれつつある。ことに九月には両事件にたいし、口頭弁論が開かれようとしており、運動は強力にもりあがりをみせている。

まず、弁護団は、この両事件の重要性にかんがみ、両事件とも現在約三五〇人以上の弁護士が選任されており、活発に活動をつづけている。さらに、両事件ともに一般国民を対象として署名活動が展開され、都教組勤評事件では一千万署名運動が進められている。七月末現在で約百万人の署名が集められ、一〇月をめどに進められて

いる。安保六・四事件においても、当初国公共闘を中心に署名運動がい進められ六～七万名の署名が集められたが、最近にいたって安保六・四事件中央連絡会議（総評、国公共闘会議、全農林、全司法、全国税、宮城県弾圧対策委員会）によって百万署名運動が進められている。また、学者・文化人の支援態勢も確立しつつあり、七月一三日「安保六・四事件、都教組勤評事件の最高裁のたたかいを支援する会」が開かれ、あとにかかげる「私たちの訴え」が採択され、それにもとづいて広く学者・文化人へのよびかけをおこなうこととなった。

【安保六・四事件、都教組勤評事件の最高裁弁論を前にして国民に訴える】

最高裁判所大法廷は、いわゆる安保六・四事件と都教組勤評事件について、来る九月に集中的に口頭弁論を開くことになった。われわれは、この大法廷弁論の重要性を痛感し、ひろく国民がこれに重大な関心をもたれるよう訴えるものである。

安保六・四事件は、当時心ある国民がすべて立ちあがり全国いたるところで安保条約改訂反対集会を開いていた昭和三五年六月四日、全司法仙台支部の組合員労働者その他の勤労市民が勤務時間中に抗議集会を開催したことが有罪か無罪かを問われているものである。

都教組勤評事件は、昭和三三年四月二三日、教育労働者を監視し、労働強化をもたらす勤務評定に反対し、民主教育を守るために一斉に一日の有給休暇をとった東京都の教師の行動が有罪か無罪かを問われているのである。

労働者・勤労市民とその団体が政治的意見を表明するために集会を開催し、あるいは労働条件の向上などのために団結し団体行動を展開することの自由は、憲法の保障する基本的人権であって、これに対して裁判所が有罪を宣告することは民主主義の基本原則に反するものといわなければならない。しかも、この事件の審理の焦点となっている刑罰法規は、わが国が占領されていた異常な事態においてつくられた政令二〇一号の系列に立つ罰則であってその違憲性についてはつとに多くの識者がつよく指摘し、これによる処罰を非難してきたところである。

平和と民主主義を守り、労働条件の向上のために活動することは、労働者と勤労市民の基本的人権であって、その行使に対し刑事罰をもって威嚇することは、国際的良識に反し、また人権保障の憲法に真向から違反するものである。

われわれは国民すべての命運に関するこの重大な裁判の大法廷弁論とその判決に注目し、直ちに適切、妥当なあらゆる方法をもって行動されるよう国民に訴え、また最高裁が国民の政治的自由と労働者の労働基本権について人権感覚あふれる裁判をもって憲法の番人たる識見を示すことを求めるものである。

昭和四三年七月

安保六・四事件、都教組勤評事件の最高裁のたたかいを支援する会

青木宗也（法大教授）、阿部行蔵（憲法会議代表幹事）、梅根悟（和光大学長）、川合章（埼玉大教授）、勝田守一（東大教授）、木下順二（劇作家）、木下春雄（国民教育研究所）、木村禧八郎（日本社会党参議院議員）、塩田庄兵衛（都立大教授）、鈴木安蔵（憲法学者）、永井道雄（東工大教授）、中野好夫（評論家）、中山和久（早大教授）、難波英夫（日本国民救援会会長）、沼田稲次郎（都立大教授）、野村平爾（早大教授）、平野義太郎（日本平和委員会会長）、星野安三郎（学芸大助教授）、松井康浩（日本民主法律家協会事務局長）、松岡三郎（明大教授）、松井洋子（評論家）、松本清張（作家）、松本善明（日本共産党衆議院議員）、水口宏三（護憲連合事務局長）、宗像誠也（東大教授）、山本薩夫（映画監督）

3　教育三法案粉砕のたたかい

一九六八年三月、教育公務員特例法の一部改正案（四日）、学校教育法改正案（一二日）、外国人学校法案（一二日）のいわゆる教育三法案が国会に提出された（その法案内容については本年鑑第三部I「政府の労働政策」の項参照）。

この法案にたいし、日教組、学者・文化人を中心とした反対闘争が広範にまきおこされた。組合側の反対理由は以下のごときものである。

【教育三法粉砕、四・二三勤評闘争一〇周年都教組全分会代表者会議闘争宣言】　とくに教特法の改悪は、われわれ教師を戦前の明治憲法下の「聖職」教師にひきもどし国家権力の意のままにさせようとするものであり教師と子ども、学校現場と教育に深刻な事態をひきおこそうとするものと断ぜざるをえない。

わずかの手当支給を口実に教師の労働者として、また人間としての人権を奪い無定量の労働を強制し、さらには権力の要求する反動的・軍国主義的教育方針とその内容を無批判にうけいれ、これに追随することを法律をもって統制しようとするものである。この憲法違反の悪法によって弾圧をくわえようと企図し、これに抵抗し、あくまで基本的人権を主張し、子どもも中心の教育実践と積極的な自主研修をする者にたいしては命令違反として懲罰に付するというのである。

もし、このような悪法の成立をゆるせば日本の教育は戦前の教育体制再現に大きく近づき、われわれ教師に対し、子どもと父母の願いに背をむけてひたすら権力に忠誠を誓うことをきびしくもとめて来ることは火をみるよりも明らかである。

また、学校教育法改正による教頭制の立法化は、教育委員の任命制、勤評の強行などこれまで一貫しておし進められてきている教育不在の権力行政と官僚的な学校管理体制をいっそう強化しようとするものである。

さらに、在日朝鮮人子弟の民主的、民族教育を抑圧しようとする外国人学校法案はこれまで再三にわたって内外世論のつよい反対と抗議をうけて廃案となってきたにもかかわらず、いま、また国会提出を強行していることは、まさに国民にたいする許しがたい挑戦であるといわなければならない。

また、われわれは、この教育三法案が、佐藤、ジョンソン会談いらい急激につよまっている佐藤政府のベトナム侵略戦争の加担、沖縄の核基地固定化、明治百年、紀元節復活、国防教育導入の灘尾文相発言、京都教育長不承認問題など一連の危険な反動的、軍国主義的傾向とふかく結びついていることを見逃すことができない。

われわれは、かかる政府、自民党の教育破壊の暴挙を断じて許すことはできない。

ことに、教特法の一部改正案は、日教組の超勤手当獲得闘争にたいする対抗的手段として取られたものである。その経過を日教組のとりまとめによって示すと以下のごとくである。

一、教員が多年にわたって、何等の割増賃金をも受けないまま、事実上一日八時間を超える労働や休日労働を強要されている実態にもとづいて、昭和四十年文部大臣に対して「市町村立学校職員給与負担法」の改正による超過勤務手当制度の確立を要求しました。

二、この結果、昭和四十年十月二十二日の公務員共闘の統一実力行使を組織するなかで、同年十月十八日当時の中村文部大臣は日教組代表に対し次の確約を行ないました。

「日教組の要求に対しては文部省として誠意をもってとりくむ。そのため

昭和四十一年度に約八六〇万円の予算をもって教員の超過勤務の有無について全国実態調査を行ないその結果を得てさらに日教組と話し合い解決のための結論を出す」と。

三、昭和四十一年度一年間にわたって実態調査の結果は、文部省が昨年六月に公表した通り平均して一週間あたり小学校二時間三〇分（月一〇時間）、中学校三時間五六分（一五時間四四分）、全日制高校三時間三〇分（一四時間）の時間外勤務を行なっている事実が捕促されました。

四、したがって文部省事務当局は、昨年の六月教員の超過勤務手当制度確立の方針を内定し、日教組代表に対して「昭和四十三年度から超勤手当を支給する方針である」旨回答し、国会においては衆参両院文教委員会で当時の劒木文部大臣がこの旨再三にわたって言明し、昨年八月末、昭和四十三年度予算編成にあたってその概算要求として六三億円（本俸に対し、四・三%―前記の超勤実態に対しては本来平均約九%が必要である）を要求しました。

五、しかしその後予算の確定をめぐって、文部省事務当局の超勤手当支給の方針に対して財政の硬直化を口実に予算削減を主張する大蔵省と、前近代的な労働感覚から「教師は労働者ではない。従って労働基準法にもとづく超勤手当は支給すべきでない」と主張する自民党文教部会との間で意見が対立し、結論として去る三月一日要旨次のことが閣議決定をされました。

(1) 教員に対し昭和四十年一月より「教育特別手当」として本俸の一律四%（一人月平均二〇〇〇円―一ヶ月約六時間分―一日六六円）を支給する。

(2) 教員に対しては割増賃金支給の制度（労働基準法三七条）の適用を排除し、業務命令をもって時間外勤務、休日労働を行なわせることができるようにする。

(3) 管理職手当の支給を受けている校長・教頭は「教職特別手当」の支給対象から除外する。

（但しこの項は今も尚自民党から強い反対があり議会修正でもって校長・教頭にも支給させるようにするとの決意をしていると伝えられている）

こうした経過のなかで、労働者に聖職者意識をうえつけ、安上りの労働を確保しようとする教特法の改正案、教頭を管理職化することによって職場に労務管理体制を確立し労働運動を規制し反動的文教政策の推進をはかろうとする学校教育法の改正案、さらに民族教育を抑圧しようとする外国人学校法案は、日教組のみならず全国民衆にたいする反対のよびかけをビラ配布等を中心に行ない、さらに組合内部の闘争のもりあげのために、各教組ごとの反対集会も活発に開かれた。また、国会に対する請願活動も展開された。他方、学者・文化人の活動も積極的に展開され、以下に示すような一九氏によって「教育三法案反対声明」のよびかけがおこなわれ、一五〇〇名の賛同署名をえた。おもな署名者は以下のごとくである。

末川博（立命館大学学長）、岡倉古志郎（大阪外語大学教授）、戒能通孝（弁護士）、荒畑寒村、阿部知二（作家）、広津和郎（作家）、江上不二夫（東大教授）、田畑忍（同志社大学教授）、務台理作（哲学者）、平塚らいてう（日本婦人団体連合会名誉会長）、大内兵衛、上代たの（前日本女子大学学長）、柳田謙十郎（労働者教育協会会長）、藤森成吉（作家）、家永三郎（東京教育大学教授）、滝沢修（俳優）、木下順二（劇作家）、家城巳代治（映画監督）、松島栄一（東大史料編纂所）、千田是也（俳優）、岸輝子（俳優）、江口朴郎（東大教授）、塩田庄兵衛（東京都立大学教授）、武田清子（国際基督教大学教授）、（順不同）

【教育三法案に反対する一九氏の声明】　昨年の秋「佐藤・ジョンソン会談」、「日米共同声明」を契機として、対米従属のもとで日本の軍国主義復活の政策が各方面にわたって急速につよめられ、年末には、灘尾文相が「小学生から国防意識の育成を」と発言し、「国家」「国益」の名のもとに保守政

党の反憲法的な文教政策が公然と表明されました。このような時期に、第五十八国会で「教育三法案」が最大の焦点の一つになってきております。

かつて一九五三年の「池田・ロバートソン会談」のあと、いわゆる「教育の政治的中立に関する二法律」（一九五四年）、「任命制教育委員会法」（一九五六年）が国会で強引に通過させられました。任命制教育委員会の発足による教育行政の中央集権化や、勤務評定をテコとしての教師にたいするしめつけなどを通して、教育の権力支配と反動化・軍国主義化が強化されてきましたが、今回の「教育三法案」はその総仕上げをはかるものといわなければなりません。

「教育公務員特例法改正案」は、国公立の小・中学校・高等学校の教諭以下にたいして、本俸の四％を「教職特別手当」として支給するかわりに、超過勤務手当を支給せず、「一般職の職員の給与に関する法律」第一六条、「労働基準法」第三六・七条の適用を除外するというものです。この法案の主要なねらいは、政府・自民党の強い政治的要請、すなわち、「小学生から国防意識の育成」を「聖職者」教師の形成によって遂行しようとする政略的意図にあるとみなされます。さらに、憲法第二十七条にもとづく「労働基準法」を、このような法改正によって実質的に骨抜きにすることは、教師のみならず他の労働者にたいする超過勤務手当打ち切り支給、ひいては権利規定全般の空洞化をひきおこすおそれが濃厚です。

「学校教育法改正案」は、法律をもって教頭職（複数化をふくむ）を定めようとしています。教頭職が、一九四一年太平洋戦争直前の「皇国民錬成」を目的とした「国民学校令」においてはじめて法制化されたこと、戦後もその法制化が、つねに政治的緊張関係のなかで企てられてきたことが想起されます。今日、「特別権力関係論」や「学校重層構造論」がひろまり、職員会議が形骸化するなど、上からの学校管理体制が一段と強化される状況のなかで、教頭を教諭からはずして法制化することはさきの「聖職者」教師の形成と結びついて、学校の民主的運営に重大な障害をもたらすことは明らかです。なお、同法案は、各種学校に関する規定があり、「教科及び編成の大綱」は「文部大臣の定める基準に適合していなければならない」等の条文が含まれています。本来、各種学校はなるべく自由な運営にゆだね、創意と工夫によって一般の学校では充たされない教育要求にこたえることにその存在価値をもっているものですが、この法案はかかる各種学校の特色を失わせるものです。

「外国人学校法案」は、「日韓条約のあとしまつ」（灘尾文相）という発言にも示されているように、教育ではなく治安対策の原理によって構成されていることが看取されます。そして、それは外国人の教育の自由（学校の設置・経営・教育課程編成の自由）を侵害する規定をもっぱらその内容としていて、在日朝鮮人の民主主義的民族教育の権利の抑圧をねらっていることは明らかです。それは憲法前文にうたう国際親善友好の精神にいちじるしく背反しているものといわなければなりません。また、このような露骨な教育への官僚支配を、外国人学校ゆえに正当化しようとする論理は、容易に国内の教育弾圧へと転化する危険をもっています。

戦後日本の教育は、戦前の教育の国家統制にたいするきびしい反省から出発しましたが、二十数年を経るなかで、憲法第二十七条にもとづく平和民主主義の教育がおびやかされるに至っております。今回の「教育三法案」は、相互に関連をもちながらこの危険をさらに格段と強める性格をもつものであります。

かつてのいわゆる「教育の政治的中立に関する二法律」、「任命制教育委員会法」が、教育の国家統制を強め、反動化・軍国主義化への大きな拍車となった事実を想起しつつ、私たちは憲法・教育基本法にもとづく教育によって、青少年の健全な発達、成長を期することの必要を痛感する者として、平和と民主教育をねがう国民のあらゆる層の人々とともに、「教育三法案」反対の運動を広はんにすすめていくことを決意しております。

一九六八年四月十九日

青木宗也（法政大学教授）、有倉遼吉（早稲田大学教授）、五十嵐顕（東京大学助教授）、梅根悟（和光大学学長）、大田堯（東京大学教授）、勝田守一（東京大学教授）、兼子仁（都立大学助教授）、鈴木安蔵（立正大学教授）高柳信一（東京大学教授）、中山和久（早稲田大学教授）、沼田稲次郎（都立大学教授）、野村平爾（早稲田大学教授）、日高六郎（東京大学教授）、福島要一（学術会議

員)、星野安三郎（東京学芸大学助教授)、松岡三郎（明治大学教授)、宮原誠一（東京大学教授)、宗像誠也（東京大学教授)、渡辺洋三（東京大学教授)

以上のような運動の展開は、ついに教育三法案の今国会における成立を阻止し、廃案に追いこんだ。しかし、次の通常国会では再び同法案が国会に上程される模様である。

4　権利討論集会、権利点検月間

(1)権利討議集会は昨年に引きつづき、総評、日教組等で開催された。総評では、三月七日から九日にわたって、第一分科会、刑事行政弾圧と不当労働行為、第二分科会、点検闘争と協約闘争、第三分科会権利闘争の問題と展望、の三分科会で討論され、全体集会で集約がなされた。

日教組では八月二七日から二九日にかけて、「中央討論集会」がもたれ、権利問題についての討論がおこなわれた。参会者は各県教組代表約二〇〇名であった。

(2)　権利点検月間

権利点検月間は以下のような趣旨で設定された。

【権利点検月間設定の趣旨】　労働者が生活を守り、職場における権利を高めていくためには、①労働者が階級的連帯性を再確認し、連帯のモラルを確立すること、②共通の権利意識をもつこと、労働者の意識を高め、権利闘争を昂揚させることにある。現在公務員や公企体労働者の権利が徐々に否定されつつあり、また全体として組合活動に対する不当労働行為、不当介入や合理化強行による労働災害多発の現象が強まってきつつある。このように政策的に憲法や労働関係諸法が骨抜きにされつつあることを労働者が認識すること、とくに労働条件に最も密接な関係のある労働基準法が、労働条件の最低基準を示したものであるとの認識をがっちり叩き込み、職場の末端にゆきわたらせる。そして政府や資本の基準法違反など権利侵害の攻撃と対決するため、単産、単組、地評、地区労が権利闘争に積極的な関心を寄せ、行動を具体的に起こさせるため権利点権月間を、九月下旬から十一月までの期間設定した。

その運動のすすめ方は以下のごとく指導された。

まず〝職場に労働組合を確立しよう〟〝合理化をハネ返し労働災害を撲滅しよう〟のスローガンの下に「労働協約の点検」「不当労働行為摘発」「労働基準法の点検」と具体的な点検項目を印刷したポスター三万枚を単産地評に配布、職場に掲示してもらったか（成果と経験)」「組織分裂、支配介入など不当労働行為とどう闘ったか」「協約の改悪とどう闘ったか、または新らしくかちとった協約の経験」の三本のテーマから適宜選択してよいという条件で四千字以内の『闘争記録』を総評と地評参加組合員対象に募集した。締切り日までに八篇の応募があり、本定期大会で入選者の氏名を発表する。応募数の少ないのは職場の末端にまで徹底していなかったことに起因すると考えられる。

各単産は独自に「点検指導指針」を作成し指導を行なうよう要請したが、この点検月間用に特に点検パンフを作成した単産はなかったようである。総評は、中小組織や地区労段階で活用できるように配慮した「権利点検指導指針を印刷したが、わりと好評をえ、現在までのところ三版を重ね、約四千部が活用されている。その他①統一点検項目の設定、②各単産は権利学習会を職場ごとにつくるよう指導、③各単産、地評は月間中に実態調査を行う、④総評としては特定地区の協力をえてモデル実態調査を行

う、⑤各地評は十二月上旬にそれぞれ権利集会を開くなどの指導と要請を行ったが、きわめて不十分な成果しかえられなかった。

5　総評の労使関係法専門委員会

一九五九年労働大臣の委嘱にもとづいて発足した労使関係法研究会は、一九六六年一二月二三日「労使関係法運用の実情及び問題点に関する報告書」を発表した。その内容は、労使関係法の未来像、つまり労使関係像を示すものであった。

この報告書の発表にあたって総評は簡単なそれにたいする見解を発表するにすぎなかった。しかし、その後、政府は日本労働協会主催による報告書説明会を全国六カ所で開催し、その普及につとめ、さらにその他種々な形で普及がはかられ、「報告書を恰も聖典の如くとり扱って、広範な労使の教育が組織的に」おこなわれた。そして「使用者や弁護人たちは、この報告書を公正、中立的な権威あるものとして悪用して団交にのぞみ、懲戒の根拠づけの材料として組合運動への改悪に利用している」。さらに他方、労使関係法研究会はすでに昨年七月公労法、国公法等の問題点について作業を開始している。早い機会にその報告も出されるものと考えられる。そして、さらにそれにもとづいて法改正の動きも出てくるであろう。

総評は、以上のような認識にもとづいて、「労働組合の立場から」報告書に対する批判点を明確にし、労働者に啓蒙するとともに、労働組合の指向する「労働関係法」を研究し、準備することが必要である。そして、「報告書」に反対する運動を広げると同時に、ただちにあるべき「労働関係法の検討作業を」進める必要があるとして、労働関係法の検討作業を進める方針を昨年の定期大会で報告し、評議員会で確定した。そして、法対部に専門委員会を設置して、その作業が進められてきた。その専門委員会の任務は、「労使関係法運用の実情及び問題点に関する報告書」に対する総評の批判点を四十三年定期大会までに明確にし、あわせて労組法、公労法等関係法の総評私案を作成するにあった。

委員会はその後数項にわたる全体会議を開いて検討を重ね、八月一二日、その中間報告を発表した。

【参考資料】(1)国鉄労働組合「現場における団体交渉および労働協約締結に関する申請書」(2)「国鉄労働組合大会資料」(27、28、29回大会)、(3)国鉄労働組合編「国鉄労働組合の現場交渉権」(労働旬報社)(4)総評「六七年定期大会資料」(5)「教育三法と教師のたたかい」(労　旬報社)(6)「都教組勤評事件上告趣意書」「同趣意補充書」「同弁論要旨」(7)「安保六・四仙台事件上告審弁論要旨」

VIII 社会保障闘争

概要□健保特例法・医療保険の抜本的改革をめぐる闘争――「健保特例法」反対の大づめのたたかい／健保・共済改悪反対の中央行動／健保・共済改悪反対の闘争の総括／「健保特例法」の実害ととりくみの弱さ／厚生省の医療保険抜本的改革試案の公表と批判・抵抗／健保組合のたたかい／**老齢保障の闘争**――労働災害・職業病のたたかい――たたかいの概況／全国金属の「組合員健康調査」／**その他主な社会保障闘争**――東京健保共済改悪反対連絡会議一〇〇枚のビラ配布／富山イタイイタイ病の現地調査／新潟県立病院医療労働者のたたかい

概要

一、健保・共済改悪反対、健保特例法阻止のたたかいは、一九六七年七月、八月と国会内外にはげしい高揚を示し、ついて八月一八日成立をみたが、本稿はこのたたかいの総括点検からはじまる。健保特例法の次々の実施にともなうとりくみ、六七年一〇月の薬価基準引下げ、一二月よりの診療報酬の点数改正など一連の医療保険合理化政策の強行されるなかで、一一月厚生省事務局の「医療保険抜本的改革試案」なるものが公表された。健保組合などの民主化闘争が積極的になされるとともにこの未曽有の後退案にたいする大衆的抗議、六八年に入っての批判、暴露、無数の学習会が、中央、都道府県、地区、主要単産およびその系統組織で、六八年春闘、参議院選挙戦のさなかに展開された。

一、六八年二月、総評・同盟などの主要労組が、医療保険改革に関する方針を公表した。これは、戦後の歩みのなかで、労働者の立場にたった初の本格的な改革意見といえよう。とくに総評の場合には、中央社保協、共闘会議などで六四年秋以降積極的にとりくんできたその集大成といえよう。

一、六七年九月、労働組合の手によってはじめての統一的高齢者集会がひらかれた。これは全日自労を中心に毎年とりくまれてきた

地方から中央の老齢者集会の発展したものであり、厚生年金と調整年金のたたかい、定年制打破、退職金闘争などとからみあい、中高年労働者、老人問題の深刻さを意味する。

一、労働災害、職業病と労災保険のたたかいは六七年から六八年といちだんに高められている。総評・中立労組の統一要求としての労働災害による死亡一時金増額要求、主要労組の企業での死亡一時金増額のたたかいの傾向とその成果は、そのあらわれの一つである。

一、失業保険金受給にたいする行政的しめつけへの抵抗、日雇健康保険の行政的しめつけとこれにたいする土建、自労などのたたかい、健康と医療を守る医療労働者（新潟県自治労）の歴史的なたたかい、逆に医療合理化の強圧、大量首切りの北九州市立病院など医療制度の分野でも、社会的政治問題化している事例が少なくなかった。また、労働者や住民の生命や健康、生活の脅威に直接に関連する産業公害のたたかいも、新潟阿賀野川の水俣病、富山のイタイイタイ病などが政治問題化し、労働組合を中心とする初の公害対策全国会議が六八年五月ひらかれ、社会保障闘争の幅の広さを展望せしめた。

1　健保特例法・医療保険の抜本的改革をめぐる闘争

一九六四年より四年ごし、政治的・社会的紛争の問題になった健保・共済組合の赤字対策問題は、健保特例法としてついに六七年八月一八日参議院で強行採決されたことにより成立した。いうまでもなく国会史上稀有ともいうべき激突のすえである。七月二一日の第五五特別国会で廃案になったが、政府は健保特例法案一本にしぼって異例の臨時国会をひらき、その間社会党佐々木委員長、成田書記長の辞任さわぎもつけ加えて、さらに会期をのばし、全野党の強い抵抗を排して強行したのである。そのころの新聞論説主張では、これを健保国会といい、法案の重要度からいうと二流ともいうべき健保特例法案云々と論評した。この健保特例法は、二年間の時限立法で六九年八月末までという臨時特例措置であり、八月政府管掌健康保険の保険料率を一〇〇〇分の六五を七〇に引き上げ、九月一日より日雇健保の労働者を除いて、民間労働者、公務員のすべてが、初診時二〇〇円（従来一〇〇円）、入院時一日六〇円（従来三〇円）、ただし一カ月間という一部負担金の増加、さらに一〇月一日より、労働者、公務員本人にたいし、外来一日一剤一五円以上の薬代を使用したときには、その分だけ負担せしめるという新しい一部負担がはじまった。ただし、この薬代の一部負担は、健康保険で標準報酬月二万四

○○○円以下の者は免除される。被扶養者のある者は、一人について六○○○円を加算し、その金額以下は免除になるというややこしい免除規定をつくった（妻、子二人のときには月四万二○○○円以下は免除ということになる）。

「健保特例法」反対の大づめのたたかい

中央社保協および健保・共済改悪反対中央連絡会議（この二つの団体の生い立ち・構成・活動については本年鑑六八年版を参照されたい）は七月二五日合同会議をひらき、ひきつづき統一した大衆行動を前進させることを申合せし、中央、地方の共闘組織で各野党にたいし「改悪阻止」のための奮闘を要請、共闘を申し入れた。その要請書の全文はつぎのとおり。

【要請書】　私たちは、生命と健康・生活と権利を守り、国と資本家負担による真の医療保障制度を確立するため「健康保険法並びに船員保険法に関する臨時特例法案」に反対して国民的な運動をすすめてきましたが、貴党の御指導と御努力により、第五五特別国会はついにこれを廃案とさせることに成功しました。私たちは貴党の御奮闘に心から敬意を表します。

すでにあきらかなように、私たちがこの「臨時特例法案」に反対したのは、この内容が大衆負担を増加させるだけでなく医療水準を低下させ、保険財政のわく内に国民医療をおしこめ、医学・医術の進歩を保険医療からしめだすものと考えたからであり、これでは私たちの求める社会保障を根本からくつがえすことになってしまうと心配したからです。百五十に及ぶ地方議会が反対決議をおこない意見書をとりあげたのも、政府与党のなかに改正原案に反対する声があがっているのも、私たち国民の主張が全く正当なものであることを示すものだといえます。ところが佐藤首相は、こうした批判に一切耳をかさず臨時国会をひらいてあくまでも「健保特例法案」の成立をはかり、さらに「抜本的改悪」への足がかりをかためようとしています。私たちはこの強引なやり方を絶対に認めるわけにはいきません。私たちは前国会にもまして国民の世論をたかめ、行動をひろげて断乎この改悪法案を粉砕する決意をかためています。つきましては「特例法案」を完全に粉砕、成立を阻止するため貴党のいっそうの御尽力と御指導、御奮闘をいただきたく、ここに心から要請いたします。

一九六八年七月

健保・共済改悪反対中央連絡会議
中央社会保障推進協議会

健保・共済改悪反対の中央行動

この要請書は、七月二七日、野党各政党に代表訪問によって申入れされたが、社会、民社、公明、共産の各党とも廃案に追いこむことを確認し、二八日、社保協、健保・共済改悪反対中央連絡会議とを回答した。日本社会党は、七月二七日中央執行委員会でこのことに、二九日総評幹事会に共闘と統一行動の強化を申し入れた。

六七年八月二五日にまとめられた総評、中央社保協、健保共済改悪反対中央連絡会議の中央行動日誌によると六月下旬以降、八月一八日健保特例法成立の日までのたたかいはつぎのとおりである。

・六月二七日　全建総連日比谷で全国から一万五○○○人参加、総決起大会をひらき、終日各省交渉、国会請願を行なった。
・六月二八日　全日自労二○○○人の全国代表、失対打切り阻止、健保改悪反対の中央行動、七月二日まで実施
・六月三○日　春闘第六次統一行動、中央で夜日比谷に一万人の決起集会、全日自労、一万二○○○人労働省で決起集会
・七月五日　保険医団体緊急全国集会一七○名参加
・七月一一日　医療五者共闘五○○人、国会請願、芝公園までデモ、春闘各県共闘代表五○○人国会請願
・七月一二日　日雇共闘ら約五○○人、国会議員面会所で坐りこむ

・七月一三日　春闘共闘第七次統一行動、全国いっせいに職場集会、中央で夜一万人の決起集会
・七月一八日　春闘共闘の国会請願、二〇日まで社保協などにあわせて二〇〇〇人参加
・七月一九日　総評第三四回定期大会ひらく。健保、共済改悪阻止を確認。
・七月二一日　第五五特別国会閉会、健保特例法廃案、失保改正法案廃案、最賃制法案継続審議、CO中毒立法修正成立
・七月二七日　臨時国会開会、一四の労組、団体各党に要請
・七月二八日　各労組、民主団体約三〇〇名による議員陳情、医療五団体の決起大会請願白衣デモ（八〇〇名）
・七月二九、三一日　議員要請国会傍聴（約三〇〇名）
・八月一日　総評、社保協、健保共済中連ビラ三〇万枚配布、全国金属中央委員代表一〇名、決議をもって各党要請、当日の国会行動参加団体一七団体約二〇〇名
・八月二日　衆院社労委採決強行、午後厚生省構内で改悪粉砕中央決起集会（参加団体一八、約四〇〇〇名）国会陳情、日協連「健保改悪反対」のチラシをまく
・八月三日　朝から各労組、団体、地方代表約一三〇〇名、国会におしかけ抗議と激励、終日すわりこむ（参加＝民医連四五〇、全建総連三三〇、全日自労五〇、医労協五〇、神奈川県代表三〇〇、兵庫、静岡、全国金属、全労働、全自運、民放労連、全競労、全電線、全電通、新医協、新婦人など）。総評民間単産会議代表（全鉱原口委員長、全国金属書記長など）各野党に要請、午後公務員共闘一万五〇〇〇円の賃上げ決起集会では健保共済改悪反対決議、請願デモ、午後六時全日通会館で健保改悪反対東京連絡会議（二五〇名）、衆院本会議徹夜審議、全建総連（二〇〇）、民医連（二〇）、医労協など代表約四〇〇名徹夜の傍聴、すわりこみ
・八月四日　朝から国会動員約五〇〇名、夕方総評傘下労組緊急動員（約二〇〇名）野党激励
・八月五日　衆院議長あっせん案空転、社会党拒否、公務員共闘ビラ一〇万枚配布、朝から深夜まで国会動員約五〇〇名、六日約六〇〇名
・八月七日　衆院本会議午後一〇時五〇分通過、各団体代表四〇〇名、本会議傍聴陳情行動、午後三時議員会館で、社保協、健保中連の合同会議
・八月八日　参院審議開始、陳情傍聴約七〇〇名、近畿医師連盟、福島社保協参加
・八月九日　陳情要請約八五〇名
・八月一〇日　八日間の会期延長きまる。午後約二〇〇〇名で厚生省構内決起大会、午前、午後国会陳情約四〇〇名
・八月一二日、一三日　参院社労委、本会議ともひらかれず、一四日、強行採決にそなえて徹夜傍聴体制をとる。昼間二〇〇名、夜間三〇〇名、徹夜組二〇〇名
・八月一五日　陳情要請参加者約四五〇名、夕刻、東京各駅頭でいっせいビラまき約二〇万枚（参加団体一八団体）
・八月一六日　社労委、六人の参考人意見聴取、今後四時質疑打切り、五時本会議強行、徹夜国会、労組、民主団体約六五〇名（徹夜参加二〇〇名）愛知社保協、神奈川社保協参加、一七日、深夜より終日本会議続行、労組など七五〇名傍聴、陳情

・八月一八日　徹夜で本会議今後一時三〇分多数で成立、参加代表約八五〇名、議員面会所で抗議集会

以上のように労働者、公務員のもつ社会保障制度中、健保・共済組合という医療保険の改悪に抵抗して、かくのごとき国会内外の激しい抵抗、連日連夜の長期にわたる抗議運動は戦後の歩みのなかでも稀有に属した。この国会に抗議陳情、要請に参加した労働者のなかで一貫して大衆動員したのは、全建総連傘下の日雇土建労働者と家族であり、全日自労、白衣の医労協、民医連などであった。その関係のない日雇健康保険の適用者であった。なぜかれらは健保改悪反対の中心部隊になったか。それは一九五四年春以来、日雇健保の赤字の累積を理由に、これを廃止するか、市町村国保に統合しようという動きがあったこと、健保特例法の成立を許すならば、医療保険の抜本的改悪は必至であり、その改悪の方向に日雇健保の改悪↓廃止がかならず打ち出されるであろうと見透したからである。全建総連のばあいには、文字どおり家族ぐるみの国会動員であった。こうした力量は、多年にわたる日雇健保闘争に加えて徹底した学習活動が、東京、神奈川、京都、兵庫その他の地方でなされたことと、日雇健保適用闘争もふくめて一〇年間に全建総連の組織人員を一〇倍の二〇万人台に拡大したことなどによって培われたといえるであろう。なお、長期の国会闘争に参加した労組と民主団体はつぎのとおりである。全建総連、全日自労、医労協、全国金属、全自連、民放労連、全鉱、私鉄、合化、紙パ、日通、炭労、全競労、全港湾、食品労連、全自交、全損保、全駐労、新聞労連、電機労連、農協労連、全電線、全硝労、電済労、国労、全電通、全逓、日教組、自治労、全労働、全林野、全建労、全商工、全専売、国公共闘、金融共闘、政労協、体、新医協、全生連、日患同盟、日協連、都道府県評、社保協、東京、関東各地の総評、三師会、健保共闘、社共両党、府市民会議の八団体で四次にわたる健保改悪阻止全京都府市民大会をひらき、大阪でも保険医協会、労組、民主団体による府各市段階の実行委員会の結成に大挙上京、国会陳情があり、さらに高知県土佐清水市議会（六月二三日）、千葉県松戸市議会（七月一日）、東京都保谷市議会（七月一三日）、渋谷区議会（八月一日）、などの自治体の反対決議が、六七年の本年鑑の掲載につづいてなされたことをつけ加えておく。京都では「府市民大会」を丸山公会堂でひらき市役所までデモ行進を行なった。これには蜷川知事、富井市長も参加した。さらに八月八日第四回大会をひらいた。大阪では八月一日、保険医団体、労働組合、民主団体が協力して決起大会をひらき、大挙国会陳情団を派遣した。

東京健保・共済共闘会議では、七月三一日各代表による各政党申入れのあと代表者会議をひらき、八月一日各単産、団体に共闘申入れを行ない、三日国会行動、代表者会議、連日、昼夜国会動員を行なった。東京荒川社保協は八月八日、決起集会のあと、町内提灯デモ、渋谷区労協と健保共闘では、八月三日区内主要駅頭でのいっせいビラまき、署名運動、府中市健保共闘は、八月三日各傘下団体の宣伝カー三二台を動員して宣伝パレードと代表による国会陳情、東京三多摩労協では、社保協、医師会と協力して三日夜約四〇〇名による討論集会と国会行動。千葉県社保協では、七月二五日第五回総

会をひらき健保改悪反対に全力をつくすことを申し合わせた。国公共闘では各単産ごとに各政党に要請し、八月一日以降国会行動を強め、日患同盟では七月二九～三一日までの全国幹事会で改悪阻止に全力をあげることを決め、安保破棄中央実行委員会では七月二七日、各組織代表約三〇名で国会陳情を行ない、民放労連でも七月三一日、野党四党に要請した。この健保・共済改悪反対闘争に多くの地方自治体をまきこんだことはすでにのべたとおりである。これにろうばいした自民党は通達をもって下部組織に健保特例法案を地方議会で審議し反対意見を中央に要請してはいけないと抑止方針をとったことはいうまでもない。以上の社保協、健保共闘、労組、その他の団体、自治体の抵抗は、六八年本年鑑に掲載のたたかいの事例につづくものであり、中央社保協ニュースによるものであるが、この他に無数の労組、共闘組織、民主団体の反対の動きが、中央、地方、地区、職場の段階であったにちがいない。

健保・共済改悪反対の闘争の総括

健保・共済改悪反対闘争を総括し、今後の方向をあきらかにするために「社会保障闘争全国活動者会議」が八月三〇日～九月一日の三日間、長野県蓼科でひらかれた。会議には二八単産、五団体、二〇地評、地域社保協、二政党一三二名の活動家が参加した。来賓として社会党八木一男、山本政弘（衆院議員）、共産党須藤五郎（参院議員）、法大吉田秀夫氏らが参加した。肥川社保協事務局長から経過、総括、今後の方針が提案され、報告と討論が医労協、私鉄、全国金属、合化、紙パ、全建総連、全商工（共済組合対策委員会を代表して）、動力車、民医連、日患、保険医団体、などの中央団体、愛知、埼玉、京都、兵庫、大阪、群馬、熊本、東京および、荒川、太田などの地評等、社保協、地域共闘その他地方民医連、保険医、社・共両党など延べ三九名（文書発言四名）が発言した。

運動の特徴としては、「健保特例法」粉砕のたたかいは政府が三月二日社会保険審議会に「諮問案」をだしていらい、二〇〇日にわたって全国的な規模でたたかわれたこと。総評、春闘共闘、社保協、健保共済改悪反対中央連絡会議が共同し、あるいは独自に行なった全国統一行動は、延べ七回、中央での統一行動参加動員数は延べ約一〇万人、特別国会以降の国会動員は、延べ約六〇日地方動員をふくめ一日二〇〇～一〇〇〇名の動員を行ない、平均四～五〇〇名が連日傍聴、議員工作を実施し、延べ二万五〇〇〇人にのぼった。また統一ビラまきは、五回延べ一〇〇万枚、厚生省交渉は約一七回、各野党にたいする申入れは四回、国会請願デモは一〇回延べ五万人になっている。この間労働組合では私鉄、合化、全国金属、医労協、化学同盟、全自交、全印総連、全鉱、炭労、全日自労、全建総連、全自運など一三の組合が大会でストライキ方針をきめ、全金、全印総連、全自交などはストライキでたたかい、民医連、保険医団体などは半日休診などを数回行なったことなど三日間の反省と討論を通じて、このたたかいの特徴点と弱点はつぎのようにまとめられた。

【運動の特徴】　①「健保特例法」にたいするたたかいを、政府の単なる赤字対策というごまかしを見破り、医療保険制度の抜本的改悪の第一歩を粉砕するたたかいとして位置づけ、統一五大要求にもとづいて医療保険からたたかった。②この方針にもとづいて、医療保障をめざす統一行動としてたたかった。③とくに健康保険、社会保障問題だけで特別国会から臨時国会審議会段階から国会期末まで一貫して阻止、廃案の方針を堅持し、大衆行動を持続的に発展させた。この期間、署名、ハガキ、電報などを全国から集中するとともに大衆行動として傍聴および要請行動を実施してきた。

会まで追いこみ、二カ月にわたって国会動員を持続発展させ、院内闘争とむすんで国民生活を守るため徹底的に抵抗したことはかつてないことであった。④春闘要求の柱として春闘の諸要求と結合させて、第七次にわたる統一行動を実施し、生命と健康、権利を守るたたかいとして正面きってたたかう基礎をきずきあげた。⑤中央地方で労働組合・民主団体が団結して大衆的な統一行動をすすめ、社・共両党を中心に国会内外でたたかうことによって、民社、公明両党にも国会内で廃案をめざす一定の行動をとらせることができた。⑥「健保特例法」の成立を許したが、二〇〇日にわたる統一行動の前進によって健康保険、共済組合問題でたたかう確信がうまれ、抜本的改革にたいする全国的闘争体制を組織できる下地をつくることができた。⑦各単産および職場、地域で研究会、学習会、労働講座、討論会などが数多くもたれ、とくに地域での共闘と社保協の活動が再開されてきた。たとえば東京、大阪の各区、神奈川、埼玉などの地区共闘など。⑧とくに日雇三者共闘、医療五者共闘などは、抜本的改悪にむけた意識的な教育宣伝と結びついたたたかいを発展させ、国会動員の主力となったこと。また金属共闘、民間単産会議、共済組合対策委員会など独自の要請活動を行なったことも重要な特徴であった。⑨医師、医療機関のたたかいへの結集、共闘がすすんだ。

この全国活動者会議の支配的な空気は、「健保特例法」は成立したが、参加者のあいだに敗北感がほとんどなかったということである。これは戦後のもろもろの社会保障闘争のなかで、国会の審議中にはげしく集中的に地域、労組、団体が統一し、たたかうとりくみが国会に火花ちり、野党全部を反対に追いやり、国会をこれ一本で再々延長せしめたこととともに、生命と健康に直接脅威を与える政策については政府・与党をして窮地においこませることも可能であるという確信をあたえたことはなかったからにほかならない。事実、「特例法」成立後、厚相および厚生高級官僚をして、これほどまでの抵抗をうけるとは思わなかったことをみてもそのことは分かる。この会議は、このたたかいの弱点としてつぎのことを指適した。

【運動の弱点】 ①春闘要求に結合してたたかわれたが、賃金要求が妥結されるなかで、後半は主要な労働組合の行動が中断し、行動がにぶってきた。とくに健保組合、共済組合の理解がなお不充分であった。②各県の健保共闘の行動が、春闘統一行動に解消された形となり、持続的に活動することが困難になった。③大部分の労働組合がストライキを含む実力行使の方針をたてることができず、大会でストライキを確認した単産でもストライキでたたかうことが困難であった。スト権投票を行なった単産ではいずれも高率で確立されており、各組合の努力によってたたかいをおこす条件はつくられてきているが、また全体としてこの努力が実っていない。④後半は、国会闘争に集中してたたかわれたため、職場・地域での健康と生命を守る行動に適切な方針を示し行動を指導することができなかった。⑤抜本的改悪にむけた意識的な宣伝、理解がなお足りなかった。

なお、この全国社会保障活動者会議は、生命と健康を守るたたかいに、労働者、医師、国民が結集して統一的にたたかえば、政府・自民党をゆさぶり大きな打撃をあたえることができるとして、今後の見通しとして、「健保特例法」につづいて「医療保険の抜本的改訂」計画の実施がかならずくることを前提にし、つぎの活動をひきつづき強めていくことを申し合わせした。

①各単産、団体、地域共闘では、それぞれの健保闘争の総括を行ない、「特例法」の内容についての教宣活動を行ない、改悪内容を徹底させ、改悪による被害をくいとめる要求とたたかいの方向をあきらかにする。ひきつづく抜本的改悪への情勢について傘下組織によく知らせ、行動目標を設定していく。

②改悪の被害を最小限にくいとめるために職場ではつぎのたたかいにと

りくむ。㈠保険料ひきあげ分を事業主に負担せよと要求してゆく単産、職場のたたかいをただちにおこしていく。㈡初診時負担、入院時負担についても、事業主に要求し、なんらかの形で事業主からかくとくしていく。㈢薬代負担についても同様に事業主に負担せよと要求してたたかっていく。㈣健康保険組合および各種共済組合では増加した負担分について還元させる要求を提出し、完全に還元させるたたかいを組織していく。㈤以上の活動を具体的にするために単産、団体では傘下の担当者および活動家会議、学習会などをひらき、抜本改悪にむけてのたたかいの展望をふくめて討議を深め、秋から年末、春闘にむけての行動目標を設定していく。

地域共闘では、つぎのようにとりくむ。㈠連絡会議、学習会、研究会などをひらき、行動の総括と「特例法」の内容をあきらかにし、各組織によく知らせていく。㈡改悪の被害を最小限にくいとめる要求行動を各組織でとりくめるよう、交流と共闘をすすめていく。㈢ひきつづく抜本的改悪の情勢と地域での討論・学習会などを計画していく。

以上の方針はかなり具体的である。それならこの活動方針どおり、各単産や府県評、共闘組織でとりくまれ、行動されたであろうか。このことは、後述の六七年一一月の中央社保協第一一回総会や、六八年二月の第六回全国社会保障討論集会であらためて点検された。

「健保特例法」の実害ととりくみの弱さ

健保特例法は六七年八月、九月、一〇月とつぎつぎに実施された。厚生省は「特例法」の実施にともなう健保組合の扱いかたについて九月二日、都道府県保険課長あてに通牒を発していたが、これをうけて、総評・中央社保協は九月二六日づけで「健保組合および各種共済組合にたいするたたかいについて」の指示要請をした。それはつぎのとおりである。

【健保組合および各種共済組合にたいするたたかいについて】　1、組合規約を変更し、一部負担還元金の支出科目の「目」に「投薬時一部負担金」を新設し、一〇月からの実施の投薬時の一部負担は労働者の負担にせず、全額健保組合からださせること。

2、現在一部負担還元金の制度を活用していないところは「初診一部負担」「入院一部負担」「投薬時一部負担」は労働者の負担とせず、九月一日にさかのぼって全部健保組合負担にするよう組合規約を変更すること。

3、一部負担還元金にあてうる財源を、疾病予防事業にあてることなどみとめない。

4、前年度の決算状況は、各健保組合とも黒字をだし、余裕をみせてきているので、この要求をねばり強くがんばり、実現のために努力すること。ここでまきかえしを行なうことは、さしせまっている「抜本改悪」に備えることにもなるし、現在の保険制度の矛盾を拡大させ、今後のたたかいの大きな手がかりにもなる。

5、薬代免除証明書交付の基準になる各人の標準報酬の決定については、労働組合として厳重に監視すること。

6、今回の改悪により政管健保の保険料率は一〇〇〇分の七〇に引きあげられた。労働者負担は一〇〇〇分の三五。健保組合のなかで労働者負担が現在一〇〇〇分の三五以下のところでは、今後政管健保なみの一〇〇〇分の三五まで引きあげられる逆攻勢がかけられることも予想されている。このうした攻撃はだんことしてはねかえしていく。なお、共済組合についてもほぼ同様な指示を出した。

かなり、きめの細かい指示、要請であるがなんといっても、すでに初診時一部負担がはじまり、一〇月の薬代一部負担実施の前のことで、充分な時間的余裕をもって、民間主要労組、官公労もふくめてとりくみ、たたかいをくむゆとりがあまりなかったといってよい。したがってこの指示、要請は年をこし、長期のたたかいとなった。すでに八月の段階で、保険料率の引上げ（一〇〇〇分の六五を七〇）に抵抗して、政府管掌健保適用の中小企業にぞくする全国金属

関係の若干の労組では、賃下げ分（一〇〇分の二・五分）の賃上げを要求してたたかったところがあったが（前記全国社会保障活動者会議より）、法的強制による労使折半負担の壁は厚かったようである。また、一〇月実施の外来一日一剤一五円の労働者公務員本人負担にたいする免除規定についても、大中企業もふくめて二〇歳前後の単身労働者は、標準報酬月二万四〇〇〇円以下の者であり、家族一人六〇〇〇円まで加算すると政府管掌健保の労働者約一二〇〇万人のうち七割余が免除になる（国会での政府答弁）ということであるから、官公労働者、民間労働者が、それぞれの企業で労働組合が、家族の有無、その多少によって免除される者とされない者とを企業主に要求し点検しなければならないはずである。それも八、九月の段階でのとりくみであったはずであるが、これを組織的に行なったところはきわめて少ない。さらに重要なことは、九月よりの初診時二〇〇円、入院時一日六〇円、一〇月よりの薬代一五円などの一部負担を健保組合、共済組合のあるところは付加給付でこれをカバーし、実害をなくすというとりくみは当然なされなければならなかったがこれも不十分であった。大部分の大中労働組合は、六八年度の収支決算、予算編成にもちこされたようである。健保改悪闘争に積極的にとりくんだ労組は、健保組合、共済組合のそれぞれの機関でこれを問題にし、若干の成果をあげたところもある。

ところが、六七年一〇月以降、医療保険の財政事情、労働者の健保利用度、公私医療機関の状態が大きく変わっていった。それは、薬代と初診日の一部負担の増大により、労働者本人の受診率が、一〇月以降一割以上減少したこと、一〇月一日より健康保険で使用できる薬価基準の大幅な引下げによって、薬剤使用による医療費を圧縮したこと、もう一つは一二月より実施された健康保険の診療報酬の新点数（甲表、乙表とも）により、公私医療機関の医業に大きな混乱と打撃をあたえたという法改正と行政措置による集中的な政策によって医療保険の財政事情が激変したことである。それはこれまで政治問題化されてきた医療費の増大を抑えたばかりでなく、これを大きく圧縮することに成功したのである。六七年春から前記臨時国会まで、政府管掌健康保険の六七年三月までの累積赤字は約一〇〇〇億円、六七年単年度のみで約七四五億円というのが政府の言分であった。この七四五億円という赤字見込みが、健保特例法の実施と新薬価基準と新点数などの一連の行政措置によって、六八年三月末までに、五八億円に大きく減少したことである。半年足らずでかくのごとき圧縮は未曽有といってよい。それだけ労働者と公私医療機関に負担と犠牲を強いたことになる。

厚生省の医療保険抜本的改革試案の公表と批判・抵抗

以上のようないきびしい情勢のさなかに、六七年一一月一七日厚生省事務局の医療保険抜本的改革試案が、自民党医療基本問題調査会（会長当時灘尾氏）に提出、全国的に大きく報道された。この「試案」については、第Ⅲ部「社会保障」の項でふれられるので、ここではそのあらましと批判、抵抗の動向を主にしたい。

医療保険の抜本的改革試案は、厚生省が〝牛丸委員会〟時代（六五年四月発足、六六年九月末解体の牛丸次官を長とする厚生省内高級官僚の医療保険専門委員会）より、全智全能をあげてとりくんできたその成果といえよう。すでにこの「試案」公表まえに、六七年一〇月にいわゆる〝宮沢構想〟や大蔵省当局の財政審議会にたいする医療保険

抜本的改革への意見などの先制的な物言があった。そのねらいは財政硬直化を理由に、社会保障にたいする国庫支出の圧縮である。これを厚生省がそのまま代弁した未曽有の後退案が、この「試案」であった。いわく「すべての医療保険制度をそのまま残すかわりに、労働者公務員の医療保険を大きく一つにして財政調整をはかる。これは厚生大臣が、すべての被用者保険に告示による調整保険料率をきめ強制し、それをプール財源にし、財政的に余裕のある健保組合、共済組合は赤字の政管健保その他を援助する。労働者公務員（国保の世帯主も）外来七割給付、入院一〇割、ただし食事代自弁とし、労働者の家族（国保の世帯員も）は入院外来とも七割給付。結核と精神病については半額公費負担とし、診療報酬の支払方法に現行の現物給付のほかに療養費払い（自由料金で現金で全額窓口払い）を大学病院から採用させ、希望する医療機関はこれをみとめる。定率の国庫負担は、日雇健保三割五分、市町村国保五割である。」

この厚生省の試案は、労働組合、民主団体はもちろん、日経連、健保連、医師団体に大きな衝撃をあたえた。かねてこのことを予測していた中央社保協は、後述の第一一回中央社保協総会で確認された社会保障拡充要求書を厚生省山本次官に手交するとともに「試案は医療保障とは逆行し、崩かいさせるものである。民主的な審議会をつくれ」と申入れした。さらに総評および中央社保協は、医療問題対策委員会をつくり（小委員会の構成には、総評、国労、全逓、自治労、紙パ、合化、医労協、民医連の各団体）、ただちに一二月二日第一回をひらき、「試案」の批判と抜本的改正にたいする総評の方針案の討議に入った。

なお、春闘共闘委員会、中央社保協は、六四年秋いらい、ポスター、パンフレットなどで健保・共済改悪とたたかいを粉砕するために」なるパンフレットを大量に作成配布し春闘のなかで、主要単産、各都道府県評、地区労の学習や抗議集会が無数にもたれはじめた。このパンフレットは「一、改悪案のなかみ、(1)医者にかかりすぎる、三割は自分で負担しろ　(2)赤字の国庫負担はしない、労働者どうしでたすけあえ　(3)保険料は議会を通さずに厚生大臣が毎年かってにきめる　(4)病院の窓口でまず現金を前ばらいする、(5)良心的な病院、診療所をぶっつぶし、すべてもうけ主義にさせる　(6)貧乏人に少しめぐんでやるが、人間の命に差別をつける。二、私たちのたたかい、(1)全額国と資本家負担の医療保障を、(2)今すぐ五つの行動を」という見出しでかかれたものである。

その後、この厚生省の抜本的改革試案にたいする暴露、批判、学習会は、単産独自のパンフレット、リーフレット、ビラ、チラシ、機関紙特集号など各種手段でなされ、もっとも高揚したのは、六八年二月、三月、四月である。

健保組合のたたかい

社会保障、医療保障闘争の一つの重要な核は、健保組合、共済組合の民主化を中心としたたたかいである。このとりくみが目立って組織的になってきたのは、六五年春から秋、それ以降といわれる。とくに総評加盟の全国金属、紙パ、合化、私鉄、全鉱、炭労、全自交、全自運、全駐労、全日通、政労協などである。積極的なとりくみが発展しているのに比してすでにのべたように「健保特例法」の実害をなくすたたかいには全般的に立ちおくれと弱さがあったことは否定できない。官公労のもつ共済組合闘争についても中央の統一闘争は発展してい

るが、地本、支部のたたかいにはまだ弱さがあるようである。

ここで総評加盟全国金属労組の六七年一二月発行の小冊子「健保組合の闘いと現状」より、労働組合のたたかいの若干の例をのべることにする。健保組合の互選議員、理事の選出のたたかいとして、企業内労組が、第二、第三と分裂しているばあいでも、紙パ労連興国人絹パルプ労組のように選挙に勝利した例（六六年）、電機労連ソニー労組（三つの組合がある）＝少数の第一組合が、組合員の八倍以上、全従業員の三分の一以上の支持をえて当選（六六年六月）、日本光学労組でも、第二組合の三分の一の第一組合が四名の立候補者全員当選をかちとった例など紹介し、組織的に分裂していても組合員の健康を守る政策をかかげれば成果をあげられると強調し、全金山武計器支部の健保組合のたたかいのあととその成果に学べとしている。

全金山武計器支部では六一年七月「健保組合への疑問点と問題点をだしあう会」が発端になり、毎月一回学習もふくめて対策委員会をひらき、六七年度健保組合予算をきめる組合会の前日泊りこんで学習を行なって、一一項目の要求、問題点をだしあい互選議員全員責任をもって発言することにした（互選議員一一名、労組から選出している）。そのなかには予算の組みかえ、保険料率の労使割合の修正（労働者負担をへらし、事業主負担を多くする）、家族の足切りの廃止、分娩、出産などの付加金の増額から体育奨励費、薬品配布、直営保養所、健保ニュース、会社診療所の医師をかえることなどをふくむものだった。組合会は紛糾したが、運営上の問題をうけいれ、増額新設は役所に相談して善処することになり、その後六七年春闘で料率の会社負担を一〇〇〇分の二増額させ、四月二八日には、健保組合として健保改正案に反対の決議をした。保養所の土地代等は会社負担、ニュースは互選議員をいれて共同編集、腰痛症患者にたいして業務上として認定させるまで会社側がその費用をもつということが現在の焦点となっている。

2　老齢保障の闘争

総評および中央社保協傘下の各単産、団体で構成された高齢者集会実行委員会主催で「第一回高齢者集会」が、六七年九月一五日敬老の日に東京九段会館においてひらかれた。この集会は、全日自労の、過去二年にわたる各都道府県の集会の積重ねの上に九月の中央集会というとりくみがようやく、官公労、民間労組にまで拡大し、労働組合の手によってひらかれた初の統一中央集会であった。この集会の目標は「独占資本と自民党政府の産業再編成、労働力流動化政策のもとで各産業の高齢者、老齢者にさらされ、首切り、定年制、配転、退職勧奨、労働強化などで職場をおわれ、健康を害し、生活するすべを奪われているなかで、高齢者、老齢者の生活と権利を守るために、共通する要求をあきらかにし統一的にたたかいを拡大することにあった。

集会には、全日自労、全逓、自治労、全駐労、日教組、国労、専売、医労協、国公共闘、全生連など四三団体から地方代表をふくむ約

一五〇〇人が参加した。来賓には勝間田社会党委員長、米原共産党幹部会員、美濃部東京都知事などが出席した。美濃部知事は「お年よりを老人ホームにとじこめるだけでは老齢問題は解決しない。働ける人には仕事、健康管理、住みよい家が必要、都営住宅の一部を老人用にまわし、家賃は半額、ガス・水道・電気は無料にするとかの方法をぜひ考えたい。いますぐ実現できなくともみなさんと一緒に必ず実現したい」とのべ、大きな拍手をあびた。討論は「当面定年制打破に力を入れるべきである」（自治労、私鉄など）「年金のスライド制と選択制を実施すべきだ」（全逓、日教組、専売、医労協）「不当な退職勧告に反対し、職場、地域の共闘で高齢者の権利・生きる権利を守っていこう」（全駐労・全港湾）「高齢者、老齢者の要求をまず理解しあい、ともにたたかうなかで政治的確信を深めていこう」（専売）、「老齢者が話しあい、共通した要求で運動をおこしていくために各組織が積極的にとりくんでいこう」（全生連）などの意見がだされた。中央集会は「高齢者の働く権利を保障し、体力に応じた仕事をあたえ、定年制をとりはらうこと」「すべての高齢者に無料の健康管理と医療を保障すること」「五五歳以上の高齢者・老齢者にまともな生活のできる年金を支給すること」「高齢者、老齢者のために気がねなく住める住宅を大量に建設すること」などの四項目の基本要求を採択し閉会した。

この集会には前記参加団体が中高齢労働者に資格を限定して全国的に割当て動員したものである。そののち主要単産でも高齢者の全国集会、地方集会、職場集会などひらくようになった。とくに自治労の六八年に入ってからの法律をもってする定年制（満五八歳で退職）の強制にたいする反対闘争は、各県本部から中央、国会闘争と展開され、六八年通常国会での成立をはばんだ。

なお、六六年一〇月から創設をみた調整年金は、六八年五月一日現在で三五二厚生年金基金となった。その内訳は単独設立二二四、連合設立九一、総合設立三七、加入人員数一六六万人、一基金当り加入人員数四七一七人、規模別には一〇〇〇人から二〇〇〇人がもっとも多く六五基金となっている。この調整年金＝法的には厚生年金基金設立をめぐる労使の紛争については、六七年、六八年度に入りあまりまとめられていない。ただ、総評加盟の民間主要単産の所属する大中企業では、ほとんど新設されておらず、同盟系、中立系に多い。これは退職金の合理化圧縮とひきかえに調整年金をつくることに多年にわたって総評系労組、一部中立系労組がつよく反対していることによる。

ともかく、わが国の人口の老齢化（六七年で六〇歳以上が一〇〇〇万人をこえた）にともない老人問題がますます深刻な社会的政治問題になりつつある。それほどわが国の老人の状態は惨めだということである。こうした状況を反映してようやく六七年度になり、労働組合のとりくみがはじまった感がある。とくに厚生年金の老齢年金部分にたいするスライド制導入が中央で審議され、一九六九年が厚生年金、国民年金ひいては共済組合（長期）の改訂期であるだけに老齢保障闘争はこれからのたたかいの重要な課題となるであろう。

3　労働災害・職業病のたたかい

たたかいの概況

六七年一〇月二六日、全日自労は労働省中庭に約一万一〇〇〇人の組合員をあつめて、失対打切り反対、最賃制確立などを要求して決起集会をひらいたが、総評はこの集会を支援するとともに、失業保険改悪反対、全国一律最賃制確立、労災補償改善などの要求で各局長交渉をもった。労災補償改善については、総評、全鉱、紙パ、合化、炭労、国労、私鉄、動力車、全駐労、全商工、全労働、医労協などの代表が参加し、①災害死亡一時金を最低三〇〇万円とすること、②災害防止のための監督官増員、予算増をはかること、③労災防止指導員の権限を拡大することの三点を要求した。このなかで災害死亡一時金三〇〇万円が注目された。これはこの年八月から自動車交通事故による死亡補償金が、最低三〇〇万円に引き上げられたことが労働組合側を刺激したこと、六五年に改正された労災保障が六六年二月より施行となり、労災死亡一時金が年金化されたという後退改悪によって、労災死亡による遺族補償がさらに低下していることなどが要因となり、この改善要求を推進することになったと考えられる。労働災害、職業病にたいするたたかいは、現在ふだんに大小さまざま行なわれているといっても過言ではないであろう。わが国のばあいには毎日三〇〇〇人余負傷し、一六人余りが死亡しているという事実をもってしても労働組合が健全であればいやおうなしにその補償をめぐって労使紛争が生じてくるからである。三池大変災以後、わが国の労働者の労災、職業病のたたかいは前進している。

六七年一一月の総評、中央社保協、日本労働者安全センターの「労働者の労働災害、職業病をなくすたたかいについて」の前文には最近のたたかいの状況がつぎのようにのべられている。すなわち、六七年に入り、全造船機械の定期大会の決定、ついで金属共闘が統一したたたかいの重点とし、交運共闘でも国労、動労の安全運転、全自交、全日通の交通安全、むちうち症対策などを軸とするたたかいがとりくまれた。新聞労連の腰痛対策、金融共闘のけんしょう炎対策についても交流集会が多くなってきており、また全林野の白ろう病対策、炭労のCO中毒症特別立法なども一定の成果をあげた。全鉱、全窯業、全建総連、全国セメントなどのじん肺法改善のたたかい、合理化労連の新たな職業病発生とのたたかい、災害補償ひき上げの産業別統一闘争をすすめた紙パ労連のたたかいなどがある。こうしたたたかいが、中央地方にいくつかの「職業病対策協議会」「むちうち症患者の会」「腰痛症対策協議会」「キーパンチャー対策協議会」などの組織をつくり、組織、未組織、産業別の枠をこえて自主的に活動しはじめている。こうしたことは数年前まではみられなかった前進である。

なおこの方針は「(1)安全（保安）・衛生に関する基本的な考え方、(2)安全確保について、①点検闘争、②健康管理・検診闘争、(3)労災認定について、(4)労災補償について、(5)組織体制の確立について」

からなっており、おそらく初めての総合的な闘争方針をあきらかにしているといえる。

第六回社会保障討論集会（六八年二月六～八日）の労災・職業病部会の報告から、全造船機械のたたかいをみると、「造船の現場は一カ所にあらゆる業務を包括し、労働災害も多岐にわたる。合理化、残業で死亡災害続出（六七年一二月一〇日現在七四名、うち下請労働者四〇名、六六年九五名、六五年九八名死亡者をだした）。労災にたいするたたかいは予防、治療、補償の三つにしぼり、死亡には一五～三〇分のストライキで、安全パトロールは組合員でやるべきもので函館ドックはパトロールの賃金保障をさせた。安全点検のために組合の権限を下部におろし職制に交渉させる、組合員全体の点検、春闘で三〇〇万円の統一要求でたたかっている」と報告されている。

さて、六八年春闘にあたり、春闘共闘委員会、総評、中央社保協、日本労働者安全センターは、六八年一月八日から三日間、「合理化反対、労働時間短縮、労働災害中央討論集会」をひらき、生命と健康を守る要求とたたかいを「反合理化」闘争の主要な柱として位置づけ、死亡災害三〇〇万円補償、労災休業の一〇〇%賃金補償を統一要求としてかかげた。三〇〇万円補償を要求した単産は、全国金属、全造船機械、全電線、全駐労、合化労連、化学同盟、紙パ労連、全国セメント、新聞労連、全印総連、映演総連、全港湾、全日通、全自交、炭労、国労、全林野等である。このほか全石油は五〇〇万円、日通は一時金二〇〇万円、加算一〇〇%補償、鉄鋼労連二〇〇万円、全国一般でも最低一五〇万円、全鉱は一律一〇〇万円プラス平均賃金一カ年分を統一要求とした。なお労災保険の一件当りの遺族補償一時金は九八万円強（六四年から六五年度）、六六年二月改定で最低一二万円から最高二〇万円どまりという劣悪な状態がこのたたかいを盛り上げたのである。六六年秋から暮れのたたかいで全駐労はホフマン方式による新規定の補償を大きくたたかいとったこと（K氏のばあい労災保険をさしひいて三〇一万円余、S氏のときは七八三万円余）、六七年秋闘で読売新聞労組が死亡補償一〇カ月分をかちとったことなど労働者に大きな影響をあたえた。また紙パ労連は、六六年七月の定期大会前後三カ月に一二名死亡、六カ月間で二〇名死亡という犠牲者をだしたことをきっかけにして、山陽パルプ労組二五〇万円要求、秋からつづいて日本パルプ、東北パルプなどが一定の成果をあげ、六七年春闘で福岡製紙労組がストライキで要求満額、鶴崎パルプ労組三〇〇万円、佐賀板紙労組二〇〇万円と二二組合が協定をかちとった。六八年春闘では、友誼組合もふくめて約七〇組合が特別補償の協定をかちとった。大手は一五〇万円から二〇〇万円プラスアルファー、大昭和製紙は二五年勤続であいでも一〇〇万、二〇〇万、三〇〇万円で四〇〇万円、中小のばあいでも一〇〇万、二〇〇万、三〇〇万円のところもでてきた（紙パ労連、庄司氏論文による）。

なお総評、日本労働者安全センターの災害対策資料（六七・一〇）によると、炭労、全鉱、私鉄、紙パ、日本郵遅労、日放労、全国繊維、海員、全造船機械、全電通、全専売、全駐労、合化労連、化学同盟、紙パ労連、全鉄鋼労連など単産別労災補償獲得状況が発表されているが省略する。

全国金属の「組合員健康調査」

長期の健保共済改悪反対闘争と当面する医療保険の抜本的改悪反対のたたかいのなかでここ数年来大小手労働組合、民主団体の集会でいつも指摘されてきたのは、まず職場に生命と健康を守るたたかいをおこすこと、そのためには自らの健康破壊の実態調査を、労働者、労働

組合の手によって行ない、それを点検し、それをもとにしてたたかいをくむということであった。このような労働者の健康破壊の実態調査は、医療労組、教員組合、国鉄労組、新聞労連、紙パ、合化労連、金融関係労組、全自交、全日自労その他かなりの労組で地方ごとに支部ごとにとりくまれてきた。この実態調査はもろもろのたたかいを誘発する。なぜなら健康をむしばみ、破壊する要因は、賃金、労働条件、生活環境、交通事情、労働災害、職業病、医療保障などとかたくむすびつくからである。この健康実態調査において重要なことは、実施前、実施後のまとめに民主的医師、医療関係者の協力をうることである。

さて、こうしたなかで、全国金属労組は、六七年一〇月七日の指示で、秋闘における労働災害・職業病絶滅のたたかいの一環として「組合員の健康調査」の実施を各地本、支部に依頼した。六七年一一月末までの集計は、一八支部五二二五名分うち男三五一八名、女一七〇七名で地方別には関東は一四支部全部である。調査の大項目は一一項、小項目は約一一〇余、そのなかで健康状態の小項は四九、健康異常の原因七項、健康異常をどうしているか（医師にかかっている、かかっていない等）二二項、会社の定期検査四項、栄養剤の服用の有無など数多い調査をしている。全国金属本部の中間集計による若干の特徴によれば、立ち仕事四〇%、ほこりっぽい職場五四%、騒音が多い五二%にのぼり、またこれらの職場で、朝食ぬきが約四二%、睡眠時間不足約四五%、自宅以外の者一人当り三畳未満約半数となっている。こうした労働生活環境のもとで、健康状態は障害の多い項目からのべると、疲れやすい五八%、頭がいたい、ねつきが悪い、首すじがつまる、肩がこる、めまいがする、眼がつかれる、手足がひえる、腰がいたい、腹がへる、とくに男子は疲れやすい六〇%、女子は頭がいたい七五%などである。健康異常の原因では仕事による約三一%、睡眠不足一五%などである。医師にかかるかわりに栄養剤でというのが約三二%、会社の健診不充分が五七%ということである。以上は中間報告であり、全国集計はたいへんな作業であるわけだが、この調査は組合支部および組合員に大きな刺激をあたえたと報告されている。

4　その他主な社会保障闘争

以下六七年七月より六八年六月にいたるこれまでのべてきた医療保険、老齢保障、労働災害とその補償のたたかい以外の主なるとりくみとたたかいの跡を日誌風に列挙してみたい。

六七年八月三〇、三一、九月一日、前述のように社会保障全国活動者会議ひらく、九月一五日、総評・中央社保協主催第一回高齢者中央集会（既述）。九月一六日、東京全逓会館で朝日訴訟中央対策委員会解散総会がひらかれ、各単産、団体代表約一四〇名参加、こんごのたたかいを誓って解散した。

九月から一〇月にかけて総評各ブロックごとに社会保障活動者会議、社会保障労働学校をひらいた。これと平行して一一月まで労

災防止指導員に労働災害、職業病問題活動者研修集会をひらいた。それぞれで五〇名ないし一〇〇名参加。

六七年一一月一四～一六日、中央社保協第一一回総会が鬼怒川でひらかれた。二二単産、一一県評、一二地域社保協、一一地域単組、六中央民主団体、一政党（社・共）の代表一九名参加。一年の運動を総括し「いまただちにあらゆる職場、地域から生命と健康を守る統一行動を展開する」行動方針を決定した。この総会での報告のなかで地域活動について（北海道社保協）、血液問題（全逓）、水銀中毒公害（新潟）、白ろう病、森林除草の薬剤中毒（全林野）、医師会の被保険者同盟の危険な役割（民医連―北海道、神奈川、埼玉など）、生活保護のひきしめや長期療養者にたいする警察権力の弾圧（全生連、日患同盟）、通勤途上の労災認定（全林野その他）、日雇健保（全建総連、全日自労）などが提起され、討論された。なお、中央社保協は一一月二四日の第一回の運営委員会で、医療、労災、高齢、血液対策の各委員会をつくることを確認した。

自治労の中央、地方組織を中心とする国民大行動が、総評・都道府県評、労協の全面的な応援で毎年秋行なわれてきたが、六七年一〇月二九日、この国民大行動実行委員会は、原爆被爆者対策の拡充改善を厚生省に申し入れた。一一月八日～一〇日、伊豆熱川で春闘共闘委員会は、合理化反対、時間短縮、労働災害の全国討論集会を約一五〇人でひらいた。

一二月一四日、中央社保協では総評と協力して、全日通会館で「健保組合対策会議」をひらき、各単産、地域の代表約一七〇名が参加し、健保組合の来年度予算編成対策を中心に討議をふかめた。この日厚生省保険局保険課長と担当係長の説明とこれにたいする質疑があり、情勢報告と運動のすすめ方についての討論、経験交流を行ない、健保組合対策の重点を決めた。この会議の要請もあり、中央社保協は「健保組合のてびき」というパンフレットをつくり大量に発行した。

総評、社保協では、六八年一月二五日第一次沖縄社会保障調査団を七名（総評、国労、紙パ、医労協、愛知社保協、社会党など）、羽田発で約一週間、沖縄に派遣し、沖縄県労協、官公労の全面的協力をうけ、交流、調査、討議を行なった。

第六回社会保障討論集会が、中央社保協、春闘共闘委員会共催で東京で二月六～八日まで三日間開かれた。これはさきの社保協総会につづく、過去一年間の社会保障闘争を各制度分野ごとに総括点検、展望をあたえる重要な年間行事となっている。この集会には中央単産五三、二一民主団体、二一政党、一二県評、一六地方社保協、一五三地区単産、四八地方団体の代表と活動家、学者などが一四八〇名参加し、第一日全体会議、第二日分科会、第三日全体会議の三日間にわたって討論した。基調報告（肥川社保協事務局長）で「はげしい合理化、物価高のもとで労働災害、職業病をなくし、生命と健康をまもる要求とたたかい、医療保険抜本的改悪を阻止するたたかいは今春闘の最大の課題となっている。いまこそ、職場でストライキをかけて自らの生命と健康をまもるたたかいに全力をあげることが急務である……」と訴えた。第二日目は、医療、労災・職業病、失業、老齢、生活保護、社会福祉、住宅、労働者福祉の八分科会がもたれた。この八つの分科会のうち、医療保障部会には三二四名が参加した。ここでは、健保特例法とその後のたたかいをみても、直接関係する労働者や基幹産業の労働者のたたかいが弱いことがつよく指摘

され、そのために、なによりも職場、労組、地域で無数の学習会をもつことが強調された。とくに団に参加した愛知社保協の「沖縄の医療保険」の現状報告でも、沖縄はいま政府が予定している抜本的改悪案のモデル・ケースだと具体的にのべられた。

労災・職業病分科会は約二〇〇名が参加した。たたかいの報告は、全造船、全自交、金融共闘、新聞労連、民医連からなされた。失業保障分科会約一二〇名、全日自労、全林野、全建総連、農村労連、奈良山林労組、全生連などから報告。老齢保障分科会は一一四名、第一回の高齢者中央集会以後、たたかいに方向がでて前進したことが指摘された。ここでは老人クラブ、老人検診、老人の病気と国保、定年制、公的年金などが討議された。生活保護部会は一〇七人、神戸、福岡、香川、秋田、埼玉、東北の地区の例、全日自労、日患同盟、全生連、民医連などから惨めな実態と人権無視の政策等が報告、討論された。社会福祉分科会、約八〇名、赤い羽根、重症児、心障児、保育所、小児マヒ、コロニー、聴力障害者、障害者年金、北九州「愛の家問題」等が討議された。住宅部会は七八名の参加。労働者福祉分科会には八四名が参加し、労金と社内預金、労働者共済、消費組合と反独占、物価値上げ反対、労住協運動と企業内住宅積立金のたたかいなどが話しあわれた。

二月一四日、岡山県早島町で「人間裁判」記念碑の除幕式が挙行された。これはさきの解散総会において朝日訴訟記念碑設立委員会が中心となってすすめられたもので、各単産、団体、政党、守る会、文化人などから集められた基金二〇〇万円で完成したもので、当日約六五〇人が中央単産、地元岡山県評や労組、民主団体から参加した。場所は地元の好意で、朝日さんが療養し、不屈にたたかいの生涯をとじた国立岡山療養所のある山麓である。

三月八日、中央社保協では、第二回労災・職業病対策委員会をひらき、委員会としての任務分担と統一要求について協議し、委員長—私鉄、副委員長—全造船、合化、全労働、事務局長—安全センターを決定するとともに、専門部員をつぎのとおりきめた。▽じん肺関係—全鉱、全建総連、▽むちうち症関係—全自交、私鉄、都市交、民医連、▽けんしょう炎関係—全損保、全電通、▽腰痛症関係—全金、鉄鋼、新医協、▽難聴関係—全造船、炭労、▽有機溶剤ガス関係—合化、紙パ。

三月二六日、医療保険改悪反対の統一行動が春闘共闘委員会、社保協主催で中央決起集会として、小雨ふる厚生省中庭で約二五〇〇名参加のもとにひらかれた。参加内訳は一三単産に東京地評、民医連、全生連、新医協、保険医団体、日協連など八団体代表である。代表団による各局長交渉、参加者による国会行進が行なわれた。

なお、労働省は、六八年二月二一日「腰痛の業務上外等の取扱いについて」という通達を発表した。これは腰痛症の新しい労災認定基準を示したもので、新聞労連、紙パ労連をはじめとするたたかいの結果、腰痛専門家会議をもうけ、三年近くかかって検討のすえまとめたものである。しかし、腰痛症を特定の業務と関連した職業病としての基準をつくったわけではなく、腰痛症にかかったひとつひとつの事例について、業務起因性を検討し、医学常識上納得しうるものを業務上とするというもので限界はあるが、若干の改善といえよう。

東京健保共済改悪反対連絡会議、一〇〇万枚のビラ配布

東京地評を中心とする共闘会議は六八年二月、三月の段階で、代表者会議をしばしば開き、医療保険抜本的改悪反対の一〇〇万枚ビラ、組織の拡充のたたかいをすすめた。一〇〇万枚のビラは組織的カンパでまかなわれ、三月中旬いっせいに、各工場会社の出勤時、地域各戸ビラ入れ、各駅頭ビラまきの順ではじめられた。たとえば荒川社保協は区内春闘共闘委と共同して区内六ブロック一五〇名のビラまき隊をつくって配布したり、太田区健保共闘は約三〇労組団体で区内全域を地割し、国電、私鉄駅頭もふくめ、ビラまき、署名、カンパを行なった。都内の二〇五区市で社保協、健保共闘がいっせいに活動しはじめ、未組織にも組織づくりがひろがった。このとりくみにつれて、健保抜本改悪反対だけでなく、太田、板橋、荒川、豊島、立川の各区市では、労災・職業病のたたかい、地域的な運動のアンバランスがあり化のたたかい、学習会、決起大会などすすんだ。

五月九日、中央社保協第八回運営委員会は、公害対策全国連絡会議、イタイイタイ病現地調査、労災・職業病全国活動者会議などの実施要項をきめ、医療保険抜本的改悪をめぐる情勢と当面の行動について協議し、五月二一日各単産・地評に指示要請をした。「医療保険の抜本的改悪の具体案は参院選挙後になる。各単産・団体・地域の運動は、春闘行動と結合して大きく前進し、なかでも、学習・討論・署名などの署名活動がすすんできている。全金、化同など春闘要求とスト行動が結び、炭労、全鉱、私鉄、合化、紙パ、医労協、全日自労、全建総連などでスト権の確立がすすんでいる。地域では、北海道、山形、新潟、山梨、千葉、神奈川、東京、埼玉、愛知、岐阜、大阪、京都、兵庫、福岡などの各地で、社保協、健保共闘の活動がおこされ、東京、山形、京都ほか約三〇カ所の地方自治体議会で、反対決議がなされ、社保協パンフレットはすでに一一万部が活用され、ひきつづき統一署名運動がつづいている。しかし、抜本的改革案の具体的作業が停滞、ゆきづまりをきたしているので全体として情勢まちの機運が反映し、地域的な運動のアンバランスがある」として当面の運動のすすめ方を指示している。

公害対策全国連絡会議

五月一五日、社保協、総評主催で「公害対策全国連絡会議」が東京日通会館でひらかれ、公害闘争にとりくんでいる地域・単産・団体代表一〇五名、一七県評、八単産、一八団体（地域の対策会議をふくむ）、二政党（社・共）一が参加した。連絡会議は、独占資本と自民党政府の産業政策によって各地に「公害」がひきおこされ、労働者市民のたたかいが発展しているが、それまで全国的な交流、連絡がとりにくかったため、各地のたたかいの交流に連けいを深め、全国的に運動をひろげることを目標にした初めての全国会議であった。会議は、新潟水俣病、富山イタイイタイ病、四日市公害、熊本水俣病などへのとりくみとたたかいが報告され、さらに姫路市、富山市や弁護士、医学者、サリドマイド児の親の会代表などからも実情が訴えられた。会議は、①大気汚染、水質汚濁、騒音などの公害防止で対策を企業・政府の責任で確立する、②被害は加害者、政府が責任をもって補償する、③公害から国民の生命・健康を守る、加害者、政府の責任で予防、生活保障を完全に行なう、④公害対策基本法を抜本的に改正し、加害者責任を明確にする。

富山イタイイタイ病の現地調査

富山県神通川流域に発生しているカドミウムによる、「公害」イタイイタイ病の現地調査が、五月一六、七日の二日間、総評・社保協の調査団（総評、社保協、安全センター、合化、自治労、全鉱、全商工、全農林、全建労、社共両党、民医連、新医協、全日農、新潟・富山・三重・岐阜・大阪・愛知・熊本などの労働組合、県評、政党、民主団体、対策委員会代表）約五〇名でなされた。一六日婦中町の荻野病院、荻野院長と患者と懇談、午後神通川流域視察と知事と会見、一七日神岡鉱山視察、神岡鉱山労組と協力三時間鉱山内調査、地区労出身議員団と懇談、日程を終わった。富山イタイイタイ病は、厚生省が、神岡鉱山より流出のカドミウムによる公害と明示し、その補償その他は三井鉱山と国が責任をとると言明したものである。

四月二七日、国立療養所の特会法が強行成立した。政府は入院患者の大半を貧困者、低所得患者をもってしめる国立療養所にたいして特別会計制（独立採算制と営利化）をしくため、法改正を用意したのであった。これにたいし全医労、日本医労協、患者同盟および社保協の労組、民主団体などの全国的署名運動、地方自治体の反対決議、三月、四月の連日の国会動員などで反対運動をおこしていたものである。

新潟県立病院医療労働者のたたかい

医療労働者のたたかい自体は、国民の医療を守るたたかいに直接につながるものである。労働者、国民の健康破壊と医療機関の医療サービスが低下するなかで、画期的なたたかいが六七年から六八年の三月にかけて新潟県立病院の看護婦を中心にする医療労働者によってなされた。ここでは焦点のみについてのべる（くわしくは、「夜明けがくる―立ちあがる看護婦たち」―新潟県職員労働組合編・労働旬報社発行を参照されたい）。すでに、地方公営企業法適用、独算制反対のたたかいを過去にもった県下一七の県立病院労働組合（県自治労医療部会）は、六七年一〇月看護婦の夜勤制限要求を実力でたたかう方針をきめ、職場討議、看護婦の夜勤・健康実態調査をはじめ、一二月には月八日夜勤の勤務表づくりに入り、六八年に入り一月、二月と下から激しく燃えあがった。看護婦大集会（二月一〇～一一日）、県下医療労働者総決起大会、県、院長会、事務長会に要求、集団交渉、患者の支援集会、三月一日より実力行使に入ることを表明、一日、組合ダイヤによる夜間勤務に入る（これによると各病院とも月のうち三分の二近く夜勤者なし）。知事三月一二日指示権発動、制度化を確約、病院局長にその実現を指示した。「三月三日、局長交渉により六八年より三年計画で実施する労働協約締結、六八年度月一〇回の夜勤、六九年―九回、七〇年―八回、六八年中に三二病棟に二―三人夜勤制、処分者はださない」というものであった。これは看護婦の自らの生命と生活を守るたたかいだけでなしに、患者の医療を守り、ひいては社会保障制度中、もっとも不合理矛盾の多い、そして二〇余年放置されてきた医療法、健康保険の基準看護という大きな制度の壁を打ちくだく突破口をつくったというべき偉大な成果といえよう。

これと全く対蹠的に露骨な反動的弾圧をもってのぞんだのが、六八年三月末日、北九州市立病院の全現業員二五八名にたいする一方的な分限免職という首切りであった。六七年二月新市長になるや、六月自治労の組合活動禁止条例をとおし、九月赤字再建のための地方公益企業法を適用、一一月全面的な病院合理化を議会に上程した。給食、病棟婦二六六の首切り、一〇年間賃金ストップ、勤務週三八時

間を四一時間に、特殊勤務手当・超過勤務手当の削減・廃止、地労委の団交要請と四七万人の反対署名を無視して、議会で強行採決、六八年に入り二月一二日闘争に三八六八人の処分発表、三月さきの分限免職を強行した。戦後の病院の歴史にも、自治体史上にもかつてない弾圧であり、強暴な医療合理化政策のあらわれといえよう。その後、これに反対するたたかいはつづけられている。

【参考資料】(1)中央社保協「社保協ニュース」、(2)日本労働者安全センター「月刊いのち」、(3)日本労働者安全センター「労働者安全ニュース」、(4)日本医労協「月刊医療労働」、(5)紙パ労連「月刊紙パ」、(6)春闘共闘委員会資料

IX 政治的大衆行動

概要□政治的大衆行動の概況──主要な政治的大衆行動──ベトナム侵略戦争反対闘争／佐藤首相外遊反対闘争／米原子力艦艇寄港反対闘争／沖縄返還闘争／軍事基地反対闘争／成田空港設置反対闘争／**メーデー**──第三九回メーデー実施状況／メーデースローガンで紛糾

概要

一、ベトナム侵略戦争反対の運動は、今期もひきつづき政治的大衆行動の基調をなしていた。この一年間におこなわれた主要な大衆運動──佐藤首相外遊反対、沖縄・小笠原返還、米原子力艦艇寄港反対、軍事基地反対、成田空港設置反対などの諸闘争において、ベトナム侵略反対は共通の敵に対する密接不可分の課題として同時にたたかわれた。

一、ベトナム侵略反対を中心課題とする大衆行動としては、前年につづく一〇・二一統一行動、「六月行動」月間などがあった。一〇・二一統一行動は闘争の規模、質ともに前回を下まわったが、国労の軍需物資輸送拒否闘争は生産点におけるたたかいとして注目された。

一、六七年秋の日米会談にむけて沖縄返還問題は最大の政治的争点となり、本土においても沖縄返還闘争がようやく大衆的ひろがりをもちはじめた。

一、「三派」、「革マル」など「反日共系全学連」は、佐藤首相外遊反対での二度の「羽田事件」をはじめ、エンタープライズ寄港反対、成田空港設置反対、王子野戦病院撤去などの諸闘争で「実力阻止」をさけんで警官隊との衝突をくりかえした。共産党は「三派」

「革マル」などをトロツキスト挑発者集団であるとしてこれをきびしく非難、共闘からの排除を主張した。これに対し、社会党は「三派」「革マル」に一定の批判をもちながら、これを民主勢力の一部であるとする立場をとった。このため、原子力艦艇寄港阻止闘争では「三派」など排除の「横須賀方式」によって、まがりなりにも全国・中央両実行委の共闘が維持されたが、王子、成田闘争などでは社共共闘は大きく後退した。

一、六八年一月の米原子力空母エンタープライズの佐世保寄港は、かつてない広範な人々を行動に立ちあがらせた。中央・全国両実行委の共闘をはじめ、民社党、公明党にいたる全野党が大衆行動を組織した。

一、米軍の王子野戦病院強行開設、原潜の異常放射能、米軍ジェット戦闘機の九大墜落事故などを機に、軍事基地反対闘争は新たなたかまりをみせはじめている。

一、第三九回メーデーは、全国一〇九三会場で六八〇万人が参加して開かれた。中央統一メーデーでは、九年ぶりに「内閣打倒」がスローガンにかかげられた。県段階での「分裂メーデー」は二三府県に達した。

1　政治的大衆行動の概況

アメリカのベトナム侵略に反対する運動は、一九六七年七月以降の一年間においてもひきつづき政治的大衆行動の基調をなしていた。前年の、あの画期的な一〇・二一ベトナム反戦統一ストにつづいて、六七年一〇月二一日に、ふたたびベトナム侵略反対を中心課題とする統一行動がおこなわれた。しかも、今回はこの日が「国際反戦統一行動の日」となり、日本だけでなく、アメリカ、イギリス、フランス、イタリアなど世界の各地でベトナム反戦の集会やデモがおこなわれた。なかでも、アメリカでは全米各地から二〇万近い人人がワシントンに集まり、デモに参加した。日本では、前回がストライキを中心とする闘争であったのにたいし、今回は一部をのぞき集会とデモにとどまった。参加人員も、前回の五二〇万人にたいし、今回は一五〇万人であった。しかし、国労が米軍のジェット燃料輸送拒否の順法闘争をおこない、また検数共闘などの港湾労働者がストライキをおこない、南ベトナム向けの米軍需物資をふくむ荷役をストップさせたことは、ベトナム侵略反対の闘争が生産点におけるたたかいとして展開しはじめたものとして注目された。しかもこの米軍需物資輸送反対の闘争は、その後もねばり強くつづけられ、六八年六月には国労、総評、東京地評などが共同して「米軍ジェット燃料と火薬の輸送に抗議し、その中止を要求する中央集会」を開き、二万人の組合員が参加するまでにいたった。

もちろん、ベトナム侵略反対のたたかいは、軍需物資輸送反対の闘争としてだけおこなわれたわけではない。この一年間におこなわれた主要な政治的大衆行動――佐藤首相外遊反対運動、沖縄・小笠原返還運動、エンタープライズなどアメリカの原子力艦艇の日本寄港に反対する運動、基地反対闘争などのいずれにおいてもベトナム侵略反対の課題は、共通の敵に対する密接不可分のものとして同時

にたたかわれた。

佐藤首相は、六七年秋に、一連ちり、七月はじめの韓国訪問をかわきりに、九月七日から三日間の台湾訪問、同二〇日から第一次東南アジア訪問、一〇月八日からの第二次東南アジア・大洋州歴訪、そして一一月中旬にはアメリカを訪問してジョンソン大統領との日米首脳会談をおこなったのである。この首相外遊で注目されたのは、わずか数カ月の間に一三カ国を訪問するという歴代首相に例のない「大計画」であったことよりは、現在戦争中の南ベトナムをはじめ韓国、台湾の三つの分裂政権の一方のみを「公式訪問」したことであり、アジア・大洋州のベトナム参戦国をすべて訪問したこと、さらには、外遊の「総しあげ」としての佐藤・ジョンソン会談の中心議題が沖縄返還問題であるとされていたことであった。

ベトナム派兵国以外の首相としては、はじめてサイゴンを訪れた佐藤首相が、南ベトナム政府首脳との会談で、南ベトナム政府の払っている努力に理解と同情をしめし、南ベトナムの民生安定に寄与する援助をひきつづきおこなうことなどを約束したことは、ベトナム戦争に対する日本政府の立場を決定的にしたものといえよう。

この南ベトナム訪問をはじめとする「首相外遊計画」反対の運動としては、社会党、総評などの原水禁、民青などの安保破棄・諸要求貫徹、潜阻止全国実行委員会と共産党、こなわれたほか、中央実行委の「一日共闘」が、お対などの諸要求とともに「佐藤首相の訪米反対」をかかげておこなわれた。

しかし、首相外遊反対の大衆行動としてもっとも注目を集めたのは、「三派」「革マル」など「反日共系全学連」による「外遊実力阻止」をめざしておこなわれた二度の羽田デモであった。とくに一〇月八日の「第一次羽田事件」では、機動隊との激突のさなかで学生一人が死亡するという不幸な事件がおこって、一般に衝激を与えた。また、この「羽田事件」は、「革新勢力」の間での「反日共系全学連」の評価をめぐる大きなくいちがいを表面化し、その後の政治的大衆行動、とりわけ社会・共産両党の共闘に大きな影響を及ぼした。

一九六七年の日本における最大の政治的争点となったのは、沖縄の施政権返還の問題であった。国会で、またジャーナリズムの上で沖縄問題はかつてなく論じられた。政府・自民党は、これまでふれることを避けていた沖縄返還論を「核基地つき返還」あるいは「基地の自由使用を前提とした返還」構想として積極的にうちだしはじめた。

こうした背景には沖縄現地における「祖国復帰運動」の画期的な展開があった（第二部X「沖縄の労働運動」参照）。この沖縄県民のたたかいの影響をうけて、またベトナム戦争の拡大に伴い、基地沖縄への関心がたかまったこともあって、本土における沖縄の即時・無条件返還の運動もようやく大衆的なひろがりをみせはじめた。総評は、六七年七月の大会で「今後、沖縄返還闘争を国民運動の最重点課題として、すべての大衆行動の中に、日常的に運動を位置づけ」るとの方針を決定した。沖縄の即時・無条件返還の要求は、ベトナム侵略反対闘争のなかで、また米原子力艦隊寄港反対の闘争のなかでも掲げられはじめた。

このような沖縄返還運動のひろがりを背景に、これまで本土における沖縄返還運動を二分する形であった二つの団体――社会党、総

評、日青協、地婦連などの沖縄連（沖縄返還促進運動連絡会議）と共産党、沖縄・小笠原返還同盟などの沖実委（沖縄・小笠原返還要求中央実行委員会）との間ではじめて統一中央集会を開くことで合意が成立した。しかし、沖縄県祖国復帰協議会の代表を迎えて、三者共催の形で開かれるはずであったこの「一一・九中央集会」は、「三派」「革マル」系の学生が「社共セクトにたいする革命的介入」を叫んで強行参加したため、これに対する措置をめぐって沖縄連と沖実委の話合いがつかず、ついに流会してしまった。

佐藤首相が台湾訪問に出発した六七年九月七日、アメリカは原子力空母エンタープライズの日本寄港を申し入れ、日本政府は、首相訪米一〇日前の一一月二日に、これを正式に承認した。日米両国政府の意図が、三年間の原潜寄港の実績の上に原子力空母寄港の実績をつみあげ、これによって日本国民の「核アレルギー」を解消させ、沖縄の「核基地つき返還」から、さらには日本本土への公然たる核もちこみの容認にあることは、もはや明瞭であった。しかし、このねらいは必ずしも成功しなかった。

六八年一月のエンタープライズ佐世保寄港は、これまでの原潜寄港阻止闘争にはみられなかったほどの広範な人びとを行動に立ちあがらせた。全国・中央両実行委の共闘をはじめ、民社、公明の両党もそれぞれ独自に現地で大衆行動を組織した。「三派」「革マル」などの「反日共系全学連」は激しい実力阻止闘争をおこない、マスコミの上では佐世保闘争の「主役」の観を呈した。また、従来、原潜阻止闘争にあまり関心を示さなかった「市民」が反対運動の支持者として、一部は参加者として登場したことも広く注目された。

このようなエンタープライズ寄港反対運動のひろがりは、政府の「核アレルギー」解消政策に対する痛撃であった。しかも、いったんはベトナムへ向けて出港したエンタープライズが、アメリカの情報収集艦プエブロ号の拿捕事件がおこるや、直ちに元山沖へ向かったことは、日本国民にエンタープライズの危険な性格を強く印象づけた。さらに、六八年五月におこった原潜異常放射能事件は、原子力艦艇寄港の危険性を一層強烈に示した。

この異常放射能事件だけでなく、この期には日米安全保障条約がいかに「安全」でないかを、事実をもって日本国民に教える事件が相ついでおこった。米軍ジェット燃料を積んだタンク車が新宿駅構内で炎上した事件、東京・王子の米軍野戦病院設置にともなうヘリコプターの騒音やマラリヤ患者の搬入問題、九大への米軍機墜落事故、基地周辺の電波障害緩衝地帯の設定など。これらの事件をきっかけに、軍事基地反対闘争や米軍の弾薬やジェット燃料の輸送に反対する闘争が新たなたかまりをしめした。とりわけ、王子の米軍野戦病院の撤去闘争、立川基地拡張反対闘争、板付基地撤去闘争などは大きなもりあがりを見せた。また、軍事基地ではないが、千葉県三里塚の成田新国際空港設置をめぐっても激しい抵抗がおこなわれた。

2　主要な政治的大衆行動

1　ベトナム侵略戦争反対闘争

一〇・二一国際反戦統一行動

一九六七年一〇月二一日、前年につづいて二度目の一〇・二一ベトナム反戦統一行動がおこなわれた。今回は、アメリカの「ベトナム戦争を終らせるための全国動員委員会」が、この日を国際反戦統一行動の日とすることをよびかけ、総評もまた、九月四日に堀井議長の名で「一〇・二一国際統一行動へのアピール」を発して、全世界の労働者に、ベトナム侵略に抗議する統一行動への参加をよびかけていた。

このよびかけにこたえ、アメリカ、イギリス、フランス、イタリア、西ドイツ、オランダ、スウェーデン、ノルウェー、エール、オーストリア、ハンガリー、ベルギー、ソ連、カナダ、アラブ連合、シリア、インド、ブラジル、チリ、プエルトリコ、アルゼンチン、ウルグアイなどで大小の集会やデモがおこなわれた。

日本では、総評と中立労連のよびかけで、「沖縄・小笠原の即時返還、アメリカのベトナム侵略反対、佐藤内閣の戦争協力抗議、エンタープライズ寄港阻止一〇・二一統一行動」がおこなわれ、全国四四の都道府県の県庁所在地（神奈川、千葉は中央集会に参加）で集会が開かれた。また、国鉄労組が五万人「合理化」反対などの諸要求とあわせて米軍需物資輸送拒否の順法闘争を一九日から三日間おこなったのをはじめ、全自交、全日自労、出版労協、民放労連、全自運、全国金属、全印総連などがストライキをおこない、統一行動の参加者は一五〇万人（総評調べ、警察庁調べでは四四都道府県三七六カ所で二〇万五〇〇〇人）に達した。

一〇・二一統一行動中央大集会（正式名称は「沖縄・小笠原即時返還、アメリカのベトナム侵略反対、佐藤内閣の戦争協力抗議、エンタープライズ寄港阻止、一〇・二一統一行動中央集会」）は、東京・新宿の明治公園で昼夜二回にわけて開かれ、両方で六万人（警視庁調べでは三万三〇〇〇人）が参加した。

午後二時からの集会では、主催者である総評、中立労連、東京地評、東京中立労連を代表して岩井章総評事務局長が、「アメリカの侵略をやめさせるためには、その前進基地となっている沖縄を平和憲法のもとへとりかえさなければならない。一〇・二一を出発点として沖縄返還のたたかいをいっそう強力におしすすめる」と決意を表明した。ついで山本幸一社会党書記長、春日正一共産党幹部会員、作家の阿部知二氏らがあいさつしたあと、沖縄復帰協本土オルグ団四〇人を代表して桃原用行復帰協副会長が連帯の決意表明をおこない、さかんな拍手をあびた。このあと集会は、「アメリカのベトナム侵略反対、佐藤内閣の戦争協力抗議」「沖縄・小笠原の即時

・無条件・全面返還」「在日朝鮮人の民族教育擁護、帰国協定の無条件延長要求」「人事院勧告の完全履行を要求、一〇・二六闘争の勝利」「合理化、労働災害のぼく滅」など五つの決議と大会宣言を採択し、デモに移った。

また、夜の集会では、総評、社・共両党代表のあいさつのほか、一一年ぶりに本土への渡航をかちとって上京した瀬長亀次郎沖縄人民党委員長が参会者のさかんな拍手のなかで紹介され、祖国への即時・無条件・全面返還を熱望する沖縄県民の切実な声を訴え、共闘をよびかけた。

この日はまた、ベ平連、国民文化会議、ベトナム問題に関する数学者懇談会、婦人民主クラブなど四〇近い市民・文化団体で構成された「一〇・二一ベトナム反戦国際統一行動市民・文化団体実行委員会」の集会が東京・清水谷公園で開かれ、約二五〇〇人が参加した。集会のあと参加者はアメリカ大使館前を通るデモをおこなった。これは、一〇月七日にベ平連が安保闘争以後、はじめてアメリカ大使館前のデモをおこなったのにつぐものであった。

国労の軍需物資輸送拒否闘争

今回の一〇・二一闘争は、前回にくらべ、参加人員は五二〇万人から一五〇万人に減少し、闘争の形態もストライキ中心から集会・デモが主になるなど、一歩後退したとの印象をまぬがれなかった。しかし、そうしたなかで、国鉄労組が軍需物資輸送拒否の順法闘争を実施したことは、ベトナム侵略反対のたたかいを生産点においてとりくんだものとして注目された。

闘争は全国六ブロックの軍事輸送拠点一五カ所でおこなわれたが、なかでも米軍横田・立川基地へのジェット燃料輸送の発着駅、神奈川県浜安善駅と東京都下拝島駅を王子支部が最大の拠点であった。ジェット燃料は、六五年には三〇トンタンク車で一日三〇車両程度であったが、ベトナム戦争のエスカレーションとともに増加し、六七年六月からは六〇両、七月からは七〇車両が運行されていた。この輸送経路は、過密ダイヤで知られた山手・中央両線経由か、あるいは途中に一二カ所もの踏切（うち三四が無人、無設備）のある南武線経由であった。これがいかに危険であるかは、六七年八月八日の新宿駅構内におけるタンク車炎上事故が事実をもって示したところであった。

ところが、国鉄当局はかねてからこのタンク車の増車が必要であるとし、事故から一カ月もたたない九月一日から一〇両増車して八〇車両、さらに六八年一月からは一二両に増加したいと組合側に通告していた。これに対し国鉄労組は、増車を認めることは、①ベトナム戦争のエスカレーションに拍車をかけ、②安全輸送の点でも責任がもてない、③組合員の労働条件その他の面でも絶対に認められないと、これに強く反対し、増車を延期させてきていた。しかし当局側は、一〇月二一日をギリギリの線として増車を実施すると通告してきていた。

国労東京地本の横浜・八王子両支部はこれを阻止するため、一〇・二一に先だつ一〇月一八日から二一日朝まで三日間、タンク車入替えの構内を中心に順法闘争を実施した。このため、一日七〇車両動いていた米軍ジェット燃料の輸送は完全にストップした。この順法闘争の影響はその他の電車、貨車にも及び、鶴見線、南武線などで合計三七八分のおくれを出した。また闘争中の二〇日には、横浜

と立川で決起集会が開かれ、国労組合員、応援の労組員など八〇〇〇人、三〇〇〇人がそれぞれ結集した。

米軍タンク車増車反対の順法闘争は、当局が一〇車両増車を強行してきた一一月にも、四日から六日にかけておこなわれた。さらに、総評の秋闘第二次統一行動日の一一月二一日には動力車労組が、ベトナム侵略反対、五万人「合理化」反対などの要求をかかげて、米軍・自衛隊基地周辺の輸送拠点、拝島、浜川崎、安善、苫小牧など全国三〇カ所で輸送のピーク時にあわせて四時間以上の順法闘争をおこなった。国労も、二〇～二二日に米軍基地、軍需工場周辺の二七カ所で順法闘争を実施したほか、川崎駅前や新宿駅構内で集会をひらき、また通行人に「危険な米軍タンク車輸送に反対しよう」のビラを配るなどした。

六八年六月二〇日、東鉄局は、国労東京地本との団体交渉の席上で、浜安善駅から拝島間の米軍タンク車を七月一日から毎日四〇両ふやして一二〇両にすることを提案してきた。国鉄はこの計画を、はじめは六八年一月から実施する予定であったが、国労、動労の強い反対でこれまで延期してきたものであった。これに対し国労東京地本は、六月二六日から貨物列車を中心に順法闘争を行なう戦術を決定した。一方、これより先、総評もこの国鉄労働者の闘争を支持し、軍事基地反対、安保条約破棄のたたかいを発展させるため六月二六日から七月三日までを「軍事基地撤去、安保条約廃棄全国統一行動」週間とし、全国主要都市で集会やデモ、討論集会、ビラまき、街頭カンパ、写真展などをおこなうことをきめ、傘下の労組に指示するとともに、社・共両党に共闘を申し入れた。

六月二六日、国労は総評の統一行動週間にあわせて順法闘争を開始した。順法闘争の実施個所は浜安善石油基地から横田、立川基地を結ぶ南武線、品鶴線、山手・中央線、青梅線と、関係する新鶴見、田端、大宮の各ヤードと浜安善駅、新宿駅、立川駅、拝島駅であった。またこの日は、総評、国労、東京地本共催の「米軍ジェット燃料と火薬の輸送に抗議し、その中止を要求する中央集会」が東京・新宿の淀橋浄水場跡で開かれた。集会には国労組合員一万二〇〇〇人を中心に約二万人が参加し、米軍タンク車の増送計画の即時中止を要求する決議を採択するとともに、「この集会を軍事基地撤去、米軍の撤退、安保条約破棄をめざし、民主主義と独立を守る戦いに発展させる」との宣言を発表し、新宿駅南口追分交差点を通るデモをおこなった。また、この集会にあわせて新宿駅をめざして集まった「三派」「革マル」系の学生約二〇〇〇人、反戦青年委一〇〇〇人などは新宿駅東口前広場で「米軍タンク車阻止集会」を開き、各派ごとに東口商店街で激しいジグザグデモをくりかえした。また「社学同」「社青同解放派」「革マル」などの学生は、新宿駅ホームで集会をひらき、線路上にすわりこむなどした。このため列車、電車の運休一二本、遅延七八本に達した。

翌二七日、順法闘争で米軍タンク車の半数近くをストップさせた国労横浜支部を中心に、二九日から七月一日まで米軍占有埠頭ノースピアでの作業拒否をきめている横浜港湾共闘会議、その他の労組員一〇〇〇人は横浜市の潮田公園で「米軍ジェット燃料、弾薬輸送拒否、住民の安全と諸要求実現、安保破棄をめざす六・二七潮田集会」を開いた。

こうした闘争の結果、六月二九日の団体交渉で、東鉄局側は米軍ジェット燃料輸送の五割増車計画の実施を当分延期することを約束

したため、同日、国労は順法闘争の中止を指令した。

弾薬輸送反対闘争

六八年五月一四日、米軍弾薬船エクスマウス号が三五〇〇トンもの弾薬を積んで、釜山より北九州市門司区田ノ浦に入港、同市小倉区山田の山田弾薬庫にむけて陸揚げ輸送することが伝えられた。山田弾薬庫は在日米空軍最大の弾薬庫で、一カ月前には呉から関門トンネルを通って六二トンの弾薬が白昼トラック輸送され、大問題となったばかりであった。一六日、約一〇日間の予定で荷揚げが開始された。同日、「田ノ浦平和を守る会」をはじめ門司地区の労組、民主団体五〇人によって、また翌一七日には安保破棄門司地区実行委の一五〇人によって抗議集会がひらかれた。一方、北九州大反戦闘争会議を中心とする学生約五〇人は山田弾薬庫前ですわりこみをおこなった。

一八日は雨のため荷揚げが中止されたが、翌一九日には、福岡県安保破棄実行委主催の「米弾薬荷揚げ、輸送反対、山田弾薬庫撤去五・一九福岡県緊急抗議集会」が田ノ浦笠石で開かれ、二三〇〇人が参加した。なかでも六〇〇円の賃上げを要求して闘争中の門司沿岸労組（六〇〇人）はこの日第一三波のストライキをおこない、ベトナム向けのセメントの積込みをストップさせて抗議集会に参加した。また全日自労門司分会の四〇人も賃金カットを受けて集会に加わった。米軍は、急拠この日の作業を中止し、荷揚げは終日おこなわれなかった。二〇日、弾薬の荷揚げは再開されたが、門司二号岸壁では、前日につづいて門司沿岸労組がベトナム向けのセメントの積込みを拒否してすわりこんだ。

この間、弾薬の船内荷役およびハシケ回送にあたっている全港湾関門支部（一五〇〇人）には、各団体からの荷役拒否の要請が集中した。同支部は、二〇日夜常任闘争委員会を開き、「米軍弾薬の安全性が保証されるまで、組合員に危険な作業はさせられない」として、二一日始業時より、エクスマウス号出港予定の二六日までストライキをおこなうことを決定、関係各社に通告した。この決定は実施され、弾薬輸送は完全にストップした。二四日、米軍は弾薬荷揚げの中止を発表し、翌二五日二〇〇〇トンの弾薬を積んだまま出港した。

また、山田弾薬庫撤去の闘争はその後も続けられ、六月一一日には、東京から貨車で送られてきた弾薬の搬入阻止をめざして社会党北九州支部、北九州市反戦青年委員会、北九州大反戦闘争会議の学生など四〇〇人は、弾薬庫の引込線上で一〇時間おくらせた。

一方、エクスマウス号の回送先の広島県呉市においても、弾薬輸送拒否のたたかいが始まった。呉市には黄幡地区に広弾薬庫があるほか、周辺に同県賀茂郡八本松町の川上弾薬庫、安芸郡江田島町の秋月弾薬庫があり、呉地区は全国の軍事基地へ向けての弾薬集散基地となっていた。しかも、最近になって川上弾薬庫が拡張され、輸送路の新設計画も進められていた。六月一一日には広島県議会は超党派で、県内が弾薬の集散基地になることに反対の決議をおこなった。六月一八日、国労呉支部は臨時大会を開き、危険な米軍、自衛隊の弾薬類、火薬類の貨車輸送反対、米軍基地の全面返還を要求し、六月二六日から七日間順法闘争にはいることを決定した。

「六月行動」月間

六八年四月一六日、阿部知二、小田実、古在由重、新村猛、日高六郎の五氏は、「『ベトナム反戦全国行動』月間の呼びかけ」を発表した。「声と行動の結

集を」という副題をもつこの「よびかけ」は、三月末のジョンソン声明でベトナム戦争が転機を迎えた現在、これを傍観することなく、①米国がベトナム戦争を即時全面的に中止すること、②ベトナム人民の民族自決権が確立されること、③米国の戦争政策に追随、加担してきた佐藤政府はその責任をとることを要求し、全世界の声が彼らを監視し包囲していることを告げしらせることがいま最も必要なことであるとして、つぎのようにのべていた。

【「ベトナム反戦全国行動」月間の呼びかけ】　以上の目的を支持するあらゆる個人と団体が、互いにそれぞれの政治的思想的立場を尊重しながら、しかもこの共同の目標に向って力を集め、五月一九日から六月一九日までをベトナム反戦全国行動のための月間とすることを提案します。この期間中、米軍によるベトナム侵略の即時全面中止のために、また佐藤政府の責任追求のために個人あるいは団体が全国いたる所でさらにいっそう独自の活動をすることを提案します。また共同行動の日には最大規模の集会とデモンストレーションを行なうことを呼びかけます」。

このよびかけにこたえ一カ月間に二二〇余の団体が実行委員会によびかけとした。ただ表題は「『六月行動月間』のよびかけ――」と変えられ、期間も五月一九日から六月三〇日までに延長された。また、「六月行動」の行動形態については、つぎのように決められた。

【六月行動の行動形態について】　〈独自行動〉①六月行動では、各団体（およびその連合）と個人は創意にあふれた独自行動を展開すること。共同行動を行なわない地域では、独自行動の集合を六月行動とする。②東京の六月行動実行委員会世話人会では、全国の独自行動および共同行動を紹介するニュースを発行するよう努力する。③独自行動のやりかたは、各団体・個人が自由にきめる。④独自行動についての一切の責任は、それを計画した団体あるいは個人がひきうける（財政負担を含む）。〈共同行動〉①共同行動は各地域の実情に即して行なう。②東京地区では、アメリカにベトナム戦争の即時全面中止を要求する各種の街頭活動、集会・デモを、それぞれの実行委員会をつくり共同して行なう。街頭活動は六月八日、集会デモは六月一五日に行なう（六月一五日は日比谷野外音楽堂で市民大集会を開き、のち国会と米大使館にデモ）。③それぞれのグループの自主性を尊重し、他のグループの行動に介入したり、妨害したりはしない。④参加各団体・個人の意見について、相互批判の自由はあるが、中傷非難の態度言葉はさける。

「六月行動」月間の結集日となった六月一五日、二四都道府県七〇カ所（毎日新聞による）で集会、デモがおこなわれ、警察庁調べでも約二万三〇〇〇人が参加した。東京の集会には一〇〇を越えるグループの一万数千人（警視庁調べでは七二〇〇人）が参加し、三つの梯団にわかれてアメリカ大使館前を通るデモをおこなった。このうち、主として学生からなる第二梯団は数寄屋橋交差点で道いっぱいのすわりこみをおこなった。また、同日夕方から、同じ日比谷野外音楽堂で東京地評青婦協と関東反戦青年委員会の主催による「ベトナム反戦・安保粉砕・佐藤内閣打倒・六・一五記念首都青年総決起集会」が開かれたが「中核派」系学生は「三派全学連」の秋山委員長の発言を要求して演壇を占拠し、「革マル全学連」の学生と対立したため集会は分裂し、遂には両派の間で角材をふるっての乱闘となった。大阪では、総評、関西ベ平連、大阪反戦青年委など三五団体からなるベトナム反戦全国行動大阪集会実行委員会主催の集会に一万数千人が参加し、日韓条約反対デモ以来二年半ぶりの御堂筋デモがおこなわれた。

なお、文化団体連絡会議（文団連）とその加盟団体である東京労

音、日本リアリズム写真集団、「日本のうたごえ」実行委なども五氏の「よびかけ」にこたえて実行委員会に参加し、この四団体は他の七団体とともに世話人団体となった。しかし、文団連とその加盟団体は共闘の範囲、行動の基本形態について他の団体と一致しえなかったため、すでに決定している統一スローガンのもとで、「文団連の六月行動実行委員会」をつくり独自の六月行動をおこなう、として六月行動実行委員会からは脱退した。

2　佐藤首相外遊反対闘争

一〇・六統一中央集会

佐藤首相が第一次東南アジア歴訪に出発した六七年九月二〇日、安保破棄・諸要求貫徹中央実行委と原潜阻止全国実行委は、会議を開いて、佐藤首相の南ベトナム訪問反対などで両実行委の統一中央集会を開くことをきめた。この「佐藤首相の南ベトナム訪問反対、アメリカのベトナム侵略反対、一〇・二一闘争成功のための中央集会」は、一〇月六日、東京・日比谷野外音楽堂に一万三〇〇〇人を集めて開かれた。集会では社共両党代表、総評、文化人代表の決意表明があり、三里塚新国際空港設置反対同盟と沖縄のマスコミ共闘の代表があいさつした。集会はこのあと、「佐藤首相の南ベトナム訪問中止を要求する決議」、「民族教育擁護、在日朝鮮人の帰国協定無条件延長を要求する特別決議」を満場一致採択し、「反動勢力のあらたな攻撃にたいし、広範な民主勢力が団結し、ベトナム侵略反対一〇・二一闘争を大きく成功させよう」との大会宣言を発表し、つづいて、首相官邸前から新橋までの抗議デモをおこなった。

同日、仙台市では、安保破棄宮城県民会議の主催で「佐藤首相の南ベトナム訪問阻止・アメリカのベトナム侵略反対、一〇・二一を成功させるための宮城県大会」が開かれ、社・共両党、県評など一三〇団体三〇〇〇人が参加。同じく神戸市でも「佐藤首相の南ベトナム訪問阻止、ベトナム侵略反対、一〇・二一・二六を成功させる兵庫県中央集会」が六〇〇〇人を集めて開かれた。翌一〇月七日、ベ平連は安保闘争後初のアメリカ大使館前のデモをかちとり、一〇〇人が参加した。

第一次羽田事件

一〇月八日、佐藤首相は南ベトナムを含む第二次東南アジア歴訪に出発した。この日、社会党、共産党、「民青系全学連」などの代表数百人は、空港の送迎デッキで抗議行動をおこなった。また「三派」「革マル」など「反日共系全学連」の約二〇〇〇人は外遊実力阻止をめざして羽田デモをおこない、空港への突入をはかった。これに対し、機動隊は空港に通じる穴守橋、稲荷橋、弁天橋に装甲車を並べ、放水車による放水でデモ隊の阻止をはかった。学生側は丸太やロープを使って装甲車の排除をくわだて、機動隊に投石した。この激突のさなかに、弁天橋において京大文学部一回生山崎博昭君が死亡した。死因について学生側は「警棒で殴り殺された」と主張し、警視庁は「学生が奪って運転した装甲車にひかれて死んだ」と発表した。この日、全国反戦青年委員会の労働者一〇〇〇人も、「反日共系全学連」などの一部とともに、空港に近い萩中公園で集会を開いたのちデモに移り、機動隊と激突する学生の背後にあってこれを声援していた。

この「第一次羽田事件」について、社会党は井岡国民運動局長らが、「すべての責任は政府にあり、佐藤内閣は総辞職すべきだ」と声明を発表した。共産党は、春日正一幹部会員の談話として佐藤内閣の弾圧体制の強化に抗議するとともに、事件そのものについては、「反革命トロツキストの挑発行為であり、どのような口実をもうけてもこれを正当化することはできない」との下司順吉統一戦線部長の談話を発表した。総評もまた、幹事会声明を発表して「学生の危機感は十分理解するが、民主勢力から分離した直接行動は前進にはならない」とし「学生をここまで追いこんだファッショ的な政治支配に抗議する」との態度を表明した。

首相訪米反対運動

一一月一二日、佐藤首相は外遊の最終目標であるアメリカ訪問に出発した。

この日、空港の送迎デッキには社会党、共産党、労働組合、各民主団体の代表千数百人がつめかけ、首相の訪米に抗議した。また、同日、日比谷野外音楽堂で全国反戦青年委主催の「ベトナム侵略反対、佐藤訪米抗議全国統一行動中央決起大会」が開かれた。東京を中心に各県の地区反戦青年委、総評各単産の青年部、ベトナム反戦学生共闘会議（構改系）の八〇〇〇人（「社会新報」による。戦旗社「羽田闘争」によれば五〇〇〇人）が参加し、社会党代表のあいさつなどのあと、新橋までデモをおこなった。このあと参加者の半数以上が大田区・六郷土手の区民公園に結集して萩中公園までデモをおこなった。また、国民文化会議、べ平連、新日本文学会など三〇余の団体と個人で結成された「ベトナム反戦市民文化団体実行委員会」は、正午から芝公園で抗議集会をひらいたあといったん解散し、大田区民公園に再び集まって「佐藤訪米阻止集会」を開き、大鳥居駅までのデモをおこなった（参加者一五〇〇人）。一方、一〇月八日の「羽田闘争」を高く評価した「三派」「革マル」など「反日共系全学連」各派の約三〇〇〇人は、今回も実力阻止を叫んで、羽田空港に向かったが、これを阻止しようとした機動隊と京浜急行大鳥居駅付近を中心に、近くの萩中公園、産業道路、空港入口付近などで衝突をくりかえし、三三人が公務執行妨害、凶器準備集合罪などで逮捕された。

このほか、佐藤首相訪米反対の大衆行動としては、つぎのものがあった。

▽一一月一〇日　安保破棄・諸要求貫徹大阪実行委主催「佐藤首相訪米反対、一一・一〇緊急大阪府民集会」、六〇〇〇人。

▽一一月一一日　全学連（民青系）主催「佐藤訪米抗議全都学生総決起集会」、七〇〇〇人。

▽一一月一二日　青学共闘の再開をめざす中央青年学生代表者会議、京都府青年学生代表者会議、大阪青年学生実行委員会主催「佐藤訪米抗議全国青年学生総決起大会」、京都・円山公園、四五〇〇人。

▽安保破棄・諸要求貫徹新潟県実行委主催「抗議集会」新潟県下三カ所に二〇〇〇人参加。

なお、首相訪米反対の運動は一〇・二一ベトナム反戦統一行動、中央実行委の一一・五全国統一行動、流会に終わった一一・九沖縄返還中央集会などにおいてもとりあげられた。これについては別項でとりあげる。

一一・五全国統一行動

六七年九月一三日、中央実行委は常任幹事会を開いて情勢を検討した結果、一〇

月一日から一一月三〇日までを「ベトナム人民支援、沖縄・小笠原返還、エンタープライズ『寄港』阻止、小選挙区制粉砕、在日朝鮮人の民主的民族権利の擁護、物価値上げ反対、諸要求貫徹一〇・一一月全国統一行動月間」とし、この間の活動計画を次のように決定した。

①一〇月上旬に中央・地方を通じて、佐藤首相の南ベトナム訪問反対、エンタープライズ「寄港」阻止などの統一行動を組む、可能なところは全国実行委と共闘、②一〇月二一日、可能なかぎり両実行委の共闘を中心に、全国的に大統一行動を展開、③一一月一日、日本平和委の自衛隊反対行動を支持し、ベトナム人民支援闘争と結合して職場、地域を基礎にいっせい宣伝行動、④一一月三日、小選挙区制反対、憲法改悪阻止全国いっせい行動、各地で憲法会議の活動に協力、⑤一一月五日、中央実行委主催による一一・五全国統一行動。

この方針は、九月二三、二四日とおこなわれた中央実行委の全国代表者会議でさらに討議、確認された。一一月五日、全国統一行動月間の結集点として「一一・五全国統一行動」がおこなわれた。この日、東京・渋谷の代々木公園で開かれた中央大集会には、東京をはじめ神奈川、静岡、長野、山梨、栃木、茨城、群馬、千葉、埼玉の一都九県から一四万人が参加したほか、北海道から鹿児島まで二八の都道府県の約六〇の主要都市で集会とデモ行進がおこなわれた。また、この日名古屋市では、愛知、岐阜、三重、静岡四県の観艦式反対実行委員会主催の東海地区大会が開かれ、自衛隊伊勢湾観艦式反対、ベトナム侵略反対などをかかげ、社・共両党、労働組合などの二万人が参加した。

この「一一・五全国統一行動」は中央実行委成立の契機となった「一・二六横田大集会」（一九六五年）および、中央実行委成立後の「三・二〇全国統一行動」（六六年）につづき、「全民主勢力の持続的共闘」の実現をめざして、中央実行委が独自に組織したものであった。

3　米原子力艦艇寄港反対闘争

米原子力艦艇日本寄港の概況

アメリカの原子力艦艇の日本寄港は、一九六四年一一月の原潜シードラゴン号の佐世保寄港を第一回として、一九六八年五月までに二四回おこなわれた。ところで、この間、アメリカは日本国民が「核」に対し強い不安をいだいていること、またアメリカのベトナム侵略に対し、広範な反対運動が存在することを考慮せざるを得ず、原子力艦艇の日本寄港についてきわめて計画的な「積上げ方式」をとってきた。

つぎにかかげる第151表「米原子力艦艇の日本寄港一覧表」をみれば、そのことは明瞭である。すなわち、①寄港地は、はじめの一年余は首都から遠く離れた佐世保に限られていたが、六七年以降は逆に横須賀が主たる寄港地になっている。②停泊日数も三日間から出発し、六七年以降は一〇日から二週間が普通になっている。③入港間隔も第五次寄港までは三カ月おきであったものが、それ以後いっきょに間隔がせばまり、六八年一月以降五月までは毎月一回入港している。④また、はじめ単独寄港であったものが、すれちがい入港

第151表　米原子力艦艇の日本寄港一覧表

回数	艦名	入港年月日	停泊日数	寄港地	最大抗議集会の参加人員	備考
1	シードラゴン	1964. 11. 12	3	佐世保	30,000	
2	シードラゴン	1965. 2. 2	4	〃	12,000	現地共闘成立
3	スヌーク	〃 5. 25	5	〃	14,000	
4	パーミット	〃 8. 24	5	〃	9,000	
5	シードラゴン	〃 11. 24	9	〃	5,000	
6	サーゴ	〃 12. 14	6	〃	2,300	
7	プランジャー	〃 12. 20	7	〃	2,500	すれちがい入港
8	サーゴ	1966. 1. 18	7	〃	5,000	
9	スヌーク	〃 5. 30	5	横須賀	35,000	
10	スヌーク	〃 8. 1	5	佐世保	3,000	
11	スヌーク	〃 8. 22	16	〃	10,000	
12	シードラゴン	〃 9. 5	5	横須賀	33,000	佐世保，横須賀，同時寄港，初の統一中央集会
13	スカルピン	〃 12. 20	7	佐世保	1,600	
14	シードラゴン	1967. 2. 10	14	〃	12,000	
15	スカルピン	〃 2. 23	12	横須賀	12,000	統一中央集会
16	バーブ	〃 6. 20	10	〃	12,000	
17	スキャンプ	〃 8. 15	11	〃	2,550	
18	バーブ	〃 8. 19	10	〃	12,500	横須賀に2隻同時寄港
19	シードラゴン	〃 12. 22	10	〃	7,500	
20	エンタープライズ	1968. 1. 19	5	佐世保	47,000	原子力空母，初入港，原子力フリゲート艦トラックストンも同時入港
21	タイーンフィッシュ	〃 2. 15	8	横須賀	5,200	
22	ソードフィッシュ	〃 3. 17	9	〃	4,500	
23	フラッシャー	〃 4. 2	8	〃	3,700	
24	ソードフィッシュ	〃 5. 2	10	佐世保	3,500	異常放射能検出

〔備考〕　参加人員はいずれも主催者側発表による。

になり、佐世保と横須賀への同時寄港、さらには同一港へ二隻同時寄港がおこなわれるようになった。⑤艦種も、はじめは旧型原潜（スケート型）のシードラゴンから核爆雷「サブロック」をつめる改良型原潜のスキップジャック（スヌーク、スカルピンなど）、そして遂に六八年一月最新鋭のスレッシャー型（パーミット、プランジャー、クイーンフィッシュなど）へ、そして遂に六八年一月には世界最大の原子力空母エンタープライズへとエスカレートしていった。

一方、これに対する反対運動は、第二次寄港以後、社会党、総評などの「原潜阻止全国実行委員会」と共産党、民青などの「安保破棄・諸要求貫徹中央実行委員会」の「現地共闘」としてねばり強く続けられた。また六六年九月には、原潜寄港反対ではじめて、全国・中央両実行委の統一集会が中央段階でもおこなわれ、六八年二月にも二度目の統一中央集会がひらかれた。なお、第一六次寄港以前の反対運動については本年鑑の第三六・三七・三八集でとりあつかった。

原潜第一七～一九次寄港

六七年八月一五日、原潜スキャンプ号が横須賀に寄港した。原潜の日本寄港は一七回目、横須賀入港としては五回目であった。これに対し、原潜阻止横須賀実行委員会（社、共の地区組織と横須賀地区労の三者で構成、以下横須賀実行委と略称）は、入港時の

同日朝、八〇人を集めて抗議集会をひらき、さらに同日夕刻には、横須賀実行委と中央・全国両実行委の三者の共催で「ベトナム侵略反対、エンタープライズ入港阻止、米原潜抗議横須賀大集会」をひらいた。この集会の参加者は二五五〇人で、これまで横須賀でひらかれた抗議大集会の参加記録を大きく下まわった。

スキャンプ号が入港してからわずか四日後の八月一九日、原潜バブ号が横須賀に入港した。米原潜が同一港に同時に停泊したのはこれがはじめてであった。三実行委は、この同時停泊は、横須賀が原潜の恒久基地となったことを意味し、また、エンタープライズをはじめとする原子力艦隊が横須賀に入港する先ぶれであるとしてこれに抗議し、入港当日二回の統一集会をひらいたほか、八月二三日には「ベトナム侵略反対、エンタープライズ寄港阻止、米原潜入港抗議横須賀大集会」をひらき一万二五〇〇人が参加した。このほか、寄港に抗議して、つぎの抗議行動がおこなわれた。

▽八月二一日、横須賀地区労の指示で、傘下の五一労組の半数、七〇〇〇人が一斉職場集会をひらいた。また、横浜では、この一斉職場集会に呼応して、安保破棄・諸要求貫徹横浜市民会議主催の集会がひらかれ、約五〇〇人が参加した。

▽八月二六日、中央実行委の海上デモ、二四団体の代表八〇人が参加。

▽八月二八日、横須賀実行委主催、バーブ号追い出し集会、五〇人参加。

六七年一二月二二日、シードラゴン号が横須賀に入港した。この第一九次寄港に対し、横須賀実行委と全国・中央両実行委の三者は、一二月二七日、横須賀市臨海公園で「ベトナム侵略反対、エンタープライズ寄港阻止、米原潜入港抗議横須賀集会」を開いた。集会に先だって、横須賀実行委の代表は記者会見をおこない、同日ひらかれた中央・全国両実行委と横須賀実行委の三者連絡会議で確認された「集会にたいする統制についての確認事項」を発表した。これは、①主催者の統制にしたがわず、統一行動を妨害し、市民との遊離を招く行動をおこなう団体の参加は認めない、②過去の経験から前項に低触する一部学生団体については具体的に共同で対処するの二項を文書で確認したもので、いわゆる「横須賀方式」として、その後の共闘に大きな影響を及ぼした。なお、この記者会見の席上、林嘉十横須賀実行委委員長は、「一部学生団体」とはこれまでの経験からみて、「三派」「革マル」などの学生団体であることが一致して確認されているとのべた。

エンタープライズ寄港反対闘争

一九六七年九月七日、アメリカは、原子力空母エンタープライズなど原子力艦艇の日本寄港を正式に申し入れた。同日、日本政府は、米原子力艦隊が核武装しておらず、また海水汚染その他安全性の点において問題がないとわかれば寄港を認める方針であることを明らかにし、一一月二日、佐藤首相訪米の一〇日前、閣議でこれを正式に決定し、アメリカ側に通告した。

一方、このエンタープライズ寄港に反対する運動は、全国・中央両実行委を中心に早くから進められていたが、エンタープライズの日本寄港の予定がほぼ明らかになった一二月にはいると急速に進展した。全国実行委は、六七年一二月四日、幹事会をひらいて、「米原潜寄港阻止全国実行委員会」の名称を「米原子力艦隊寄港阻止全国実行委員会」と改めるとともに、佐世保と横須賀に現地闘争本部

を設置すること、寄港後の第一日曜に五万人規模の大集会を開くこと、寄港第三日を統一行動日として中央統一集会をはじめ、全国一斉に抗議集会をひらくなどの「寄港阻止闘争の具体的なとりくみ」を決めた。

中央実行委もまた同月末に常任幹事会、事務局会議などをひらいて、エンタープライズ寄港反対闘争の方針を検討し、一月二一日に佐世保で大集会をひらくとともに、これに呼応して全国各地の職場、地域で抗議集会、デモをおこなうことなどを決めた。

六八年一月、エンタープライズの佐世保寄港が迫ってくるにつれて、反対運動は、これまでの原潜寄港反対運動の枠をこえてひろがりはじめた。まず、五日には、民社党長崎県連、同佐世保支部、長崎同盟などが会議を開き、新たに「核基地反対現地闘争本部」を設け、一五日に一万人の核基地化反対抗議集会を開くことを決めた。公明党もまた、一三日、在京中央幹部会を緊急に開き、エンタープライズ入港予定日の前日、一月一七日に佐世保市内六カ所で延べ二万人を動員して寄港反対の抗議集会を開くことを決めた。公明党がこのような大衆行動に踏み切ったのは、結党以来はじめてのことであった。

このほか「ベ平連」「原水協」「原水禁国民会議」「反戦青年委員会」などの諸団体も集会、デモをはじめ、乗組員に脱走を呼びかけるビラを配布するなどの抗議行動をおこなうことを決定した。また「三派」「革マル」など、いわゆる「反日共系全学連」も「佐世保を第三の羽田に！」を合言葉に「実力阻止闘争」をよびかけていた。

これに対し、警察庁は全国二四都府県警の制私服警官五八〇〇人を佐世保に集結させ三池争議以来の大警備体制をとった。

六八年一月一九日、アメリカ第七艦隊所属の原子力空母エンタープライズは原子力フリゲート艦トラックストンと通常フリゲート艦ハルゼーをしたがえて佐世保に入港した。

以下に掲げるのは、入港に先だつ一月一五日から、出港した一月二三日にかけて展開された反対運動の記録である。参加人員は特にことわらないかぎり主催者側発表の数字である。

【エンタープライズ入港に対する抗議行動】

一五日

▽佐世保へ向けて法政大学を出発した約二〇〇人の「中核派」系学生、国電飯田橋駅付近で機動隊と衝突、「凶器準備集合罪」容疑で一三一名逮捕さる。

▽民社・同盟系エプロンデモ、三〇〇人。

▽民社・同盟系「核基地化抗議大集会」、七五〇〇人（警備本部調べでは三五〇〇人）。春日民社党書記長ら出席。

▽関西地区反戦青年委など神戸米領事館へ抗議デモ、参加五〇〇人（「統一」による。「前進」では三一〇人）。

一六日

▽社会、公明、共産の野党三党「いっさいの核兵器の持ち込みに反対、エンタープライズなど原子力艦隊の日本寄港に反対する」など核問題に関する五項目の統一見解を発表。

▽原水禁国民会議「エンタープライズ寄港阻止中央集会」（東京）七〇〇人、アメリカ大使館前をデモ。

一七日

▽「反日共系全学連」八〇〇人基地突入をはかり、佐世保平瀬橋で機動隊二二〇〇人と激突、機動隊は催涙ガス入り放水とガス弾で攻撃した後、学生を三方から挟撃、学生の逮捕者二七、負傷六七。

▽公明党抗議集会、佐世保市内六カ所で延一万八〇〇〇人参加。竹入委員長、矢野書記長ら党首脳出席。

▽全国反戦青年委、「反日共系全学連」など一三団体主催「核武装のエ

ンタープライズ阻止、東京青年学生総決起集会」一万二〇〇〇人参加（警視庁調べでは七六〇〇人）。
▽「民青系全学連」主催「エンタープライズ入港阻止、ベトナム人民支援、沖縄・小笠原返還一・一七全学連西日本集会」、二五〇〇人参加。
▽佐世保青婦協、同地区反戦委主催「全国統一行動佐世保集会」、二〇〇人（反戦青年委編「反戦」による。「毎日新聞」では八〇〇人）。
▽九大教養部一〇〇〇人福岡市内デモ。
▽京都反戦青年委七〇〇人市内デモ。
▽「エンタープライズ寄港に反対する市民学生有志集会」（東京）五〇〇人参加。

一八日
▽全国・中央両実行委共催「アメリカのベトナム侵略反対、沖縄・小笠原返還要求、原子力艦隊寄港阻止佐世保大集会」、四万七〇〇〇人参加（警備本部調べでは二万三〇〇〇余）、勝間田社会党委員長、野坂共産党議長、堀井総評議長ら出席、「原子力艦隊の寄港はベトナム侵略への加担をつよめ、日本の核基地化を新しい段階におしすすめるものである。広範な民主勢力が結集し、共同行動を前進させることが今ほど重要なときはない」との「佐世保アピール」を採択した。
▽「反日共系全学連」六〇〇人、佐世保橋で警官隊と第二回目の衝突。二〇人逮捕さる。
▽中央実行委主催「エンタープライズ『寄港』抗議、ベトナム人民支援、沖縄・小笠原返還一・一八中央集会」（東京）、一万七〇〇〇人。
▽神奈川県評と県下二三地区労主催「米原子力艦隊日本寄港抗議神奈川県大集会」、一万一〇〇〇人参加（県警調べでは三五〇〇人）。
▽宮城県安保共闘主催「エンタープライズ日本寄港反対宮城県集会」四七〇〇人。
▽愛知県安保共闘主催「米原子力艦隊エンタープライズ寄港反対愛知県民集会」四〇〇〇人。
▽社会党、総評などの「ベトナム反戦大阪実行委」主催「米原子力空母エンタープライズ寄港阻止、ベトナム戦争反対、沖縄返還要求大阪府民集会」四〇〇〇人。
▽社、共、山梨県労連の統一集会（甲府）一〇〇〇人。
▽警察庁調べによれば、この日一日のうちに全国三〇都道府県五一カ所抗議集会、デモがおこなわれ、約六万二〇〇〇人が参加した。また、東京で「三派全学連」の学生一〇八人、佐世保で一五人、北海道、京都で各一人が逮捕された。

一九日
▽核基地化反対佐世保市民会議主催「原子力空母艦艇出ていけ市民ぐるみ大会」一〇〇〇人。
▽「反日共系全学連」、佐世保橋で第三回衝突。
▽全国・中央実行委の海上デモ。
▽全国実行委現地闘争本部抗議デモ、五〇〇人。
▽中央実行委入港抗議集会（佐世保）、五二〇人。
▽「革マル全学連」デモ（佐世保）一二〇人。
▽「ベ平連」、「福岡一〇のデモの会」など佐世保で米兵に脱走よびかけ（二〇日も）。
▽長崎国際経済大「自治を守る会」デモ。
▽社学同統一派二五〇人デモ、うち約一〇〇人が外務省へ乱入、八九人逮捕さる。「革マル全学連」二五〇人、構改派二〇〇人、別個に首相官邸めざしデモ。
▽出版労協八〇〇人、東京都内四カ所でデモ。

二〇日
▽全国実行委主催「ベトナム侵略反対、沖縄・小笠原即時無条件・全面返還要求、米原子力艦隊寄港阻止中央集会」（東京）一万人。
▽東京反戦青年委「一・二〇エンタープライズ入港抗議東京反戦第二波青年労働者総決起集会」、七〇〇〇人。
▽中央青年学生代表者会議主催「エンタープライズ『寄港』反対、ベトナム侵略反対、沖縄・小笠原返還、三里塚新国際空港設置反対、春闘勝利、大学の学費値上げ反対、諸要求貫徹一・二〇全国青年学生統一行動中央大集会」（東京）二万一〇〇〇人。

▽「民青系全学連」主催「一・二〇米原子力空母『寄港』反対、授業料値上げ反対、中大闘争勝利、諸要求実現、全学連統一行動中央集会」六五〇〇人。

▽安保破棄大阪実行委、大阪青学実行委共催「エンタープライズ入港反対一・二〇緊急大阪集会」、三二〇〇人。

▽エンタープライズ寄港反対市民学生文化団体実行委の一〇〇〇人、東京、清水谷公園で集会、デモ。

二一日

▽中央・全国両実行委共催「アメリカのベトナム侵略反対、沖縄・小笠原即時返還要求、原子力艦隊寄港抗議一・二一佐世保集会」、二万人参加。集会に「介入」した「三派」「革マル」系学生の退去をめぐって、全国・中央両実行委の間で意見不一致。

▽「反日共系全学連」七〇〇人、佐世保橋で第四回衝突。

▽全国反戦青年委、神奈川県反戦青年委、横須賀地区労主催「一・二一横須賀反戦青年大集会」五〇〇〇人（県警調べでは労組員二九〇〇人、学生六八〇人）。

二二日

▽民社、同盟「核基地化抗議大集会」八〇〇〇人（「同盟新聞」による。警備本部調べでは二八〇〇人）。

▽婦民クラブ、抗議デモ（東京）。

二三日

▽エンタープライズ追い出し集会。全国実行委、五〇〇人。中央実行委、四〇〇人。民社、同盟系、一〇〇人。「反日共系全学連」二〇〇人。

最後に、このエンタープライズ寄港反対闘争の特徴点をいくつか指摘しておこう。

(1) 闘争が従来の原潜阻止闘争の枠をこえて広範な展開をみせたこと、闘争の中軸になったのは、日韓条約反対闘争、ベトナム侵略反対闘争、原潜阻止闘争と「一一日共闘」をつみあげてきた全国・中央両実行委であったが、これまで全く大衆闘争の経験をもたない公明党が初の大衆動員をおこない、民社党、同盟もこれまでになく二度にわたって大衆闘争を組んだこと。野党四党は、そろって党首脳を現地へおくり、寄港反対闘争に積極的なかまえを見せた。

(2)「三派」「革マル」など「反日共系全学連」が激しい「実力闘争」をくり返し、マスコミで大きくクローズアップされたこと。

(3)中央・全国両実委の共闘が維持され、五万人近い大集会を実現し反対闘争の軸になったこと。「反日共系全学連」などのとりあつかいをめぐって一一月の「沖縄集会」を流会させていたこともあって、両実行委の共闘の成否は佐世保闘争の焦点であったが、「横須賀方式」の再確認によって、まがりなりにも佐世保現地だけでなく中央段階でも統一行動が実現した。

(4)しかし、二度の両実行委の統一集会において、「三派」「革マル」などに対する具体的なとりあつかいについて、両者間にくいちがいが目立ち、共闘の前途のけわしさが予測される。

(5)一九七〇年をひかえて、警備当局の高姿勢は目にあまるものがあった。「予防検束」そのままの「凶器準備集合罪」の適用、強制的な「所持品検査」、催涙液の使用、無抵抗状態にある学生に警棒をふるうなど。

(6)従来の原潜阻止闘争にあまり関心を示さなかった「市民」が、反対運動の同情者として、また一部は参加者として登場したこと。

原潜第二〇～二三次寄港　六八年二月一五日、最新鋭の米原潜クイーンフィッシュが横須賀に入港した。米原潜の日本寄港はこれで二〇回目、横須賀寄港は八回目であった。入港時の抗議集会は中央実行委系だけで行なわれ、二〇〇人が参

加した。同日、中央・全国両実行委と横須賀実行委の三者による連絡会議が開かれ「従来どおりの方式」と昨年一二月二七日の統一行動の確認事項にもとづいて三者の統一集会をひらくことを決定した。この決定は実施され、一二月一七日、横須賀臨海公園で「ベトナム侵略反対、エンタープライズ『寄港』阻止、米原潜入港抗議横須賀集会」が開かれた。集会には約五二〇〇人（警備本部調べでは二〇〇〇人余）が参加し、「日米両国政府への抗議決議」を満場一致で採択したあと、「核問題についての社会、公明、共産三党共同声明と共同決議案を支持する決議」を採択した。さらに、このあと、現行憲法を否認し、核武装の必要を公言した倉石農相のひ免を要求する決議が議長団から緊急動議として提出され、満場の拍手でこれを採択した。

三月一七日、原潜ソードフィッシュが横須賀に入港した。これに対する抗議集会は、入港時に中央実行委、七〇人による集会、二二日に全国・中央両実行委と横須賀実行委の三者共催の「ベトナム侵略反対、エンタープライズ寄港阻止、米原潜入港抗議横須賀集会」（四五〇〇人）、出港時の二五日に「追い出し抗議集会」（一三〇人）、ほぼ前回どおりにおこなわれた。

四月二日、米原潜フラッシャーがまたも横須賀に入港した。米原潜の日本寄港としては二二回目であるが、六七年二月の第一五次寄港以後、八回連続して横須賀が寄港地にえらばれたことが注目された。同日、中央・全国、横須賀の三実行委は連絡会議をひらき、このように原潜の寄港が横須賀に集中していることはエンタープライズ寄港のまえぶれであるとして、①四月六日に三者共催の「ベトナム侵略反対、エンタープライズ寄港阻止、米原潜入港抗議横須賀集会」を開くこと、③一一日に「追い出し集会」を開くことなどを決定した。六日の集会、海上デモはそれぞれ実施され、集会には三七〇〇人が参加した。「追い出し集会」はフラッシャーの出港が予定より早かったため、九日におこなわれ、六〇人が参加した。

五月二日、原潜ソードフィッシュが佐世保に入港した。六七年一二月のシードラゴン横須賀寄港以後、一月のエンタープライズ入港もふくめて、アメリカは六カ月間、毎月一回ずつ日本に寄港させたわけである。エンタープライズ反対闘争で、「反日共系全学連」のとりあつかいをめぐって微妙な対立をしめしたことなどから、中央・全国実行委の共闘のなりゆきが注目されたが、今回も「横須賀方式」による「現地共闘」が成立し、六日に「米原子力潜水艦寄港阻止佐世保大集会」が開かれ、三五〇〇人が参加した。

ところで、エンタープライズ寄港反対闘争で、かつてないひろがりをみせた反対運動は、この相つぐ原潜寄港に対してはあまりもりあがりを示さなかった。抗議集会の回数も減り、参加人員も先細りの傾向をみせていた。

しかし、五月六日に佐世保海上保安部が佐世保港に停泊中のソードフィッシュ号の付近で、異常に高い放射能値を観測したことが明らかとなるにおよんで、原潜寄港反対の声は急速に高まった。しかも、この異常放射能の原因については、科学技術庁の「専門家検討会」が「ソードフィッシュ号による放射能汚染と考えるほかはない」との最終結論を出しており、今後の原子力艦艇寄港阻止闘争に及ぼす大きな影響が注目される。

なお、五月一〇日には、中央実行委が緊急に八〇〇人を集めて

「米原潜の『寄港』拒否、放射能汚染糾弾佐世保集会」をひらいて抗議した。また、核基地化反対佐世保市民会議（社会、民社系）は一八日に「原子力艦隊の寄港拒否を要求する市民集会」を開いた（参加三〇〇〇人）。さらに、六月二日には、全国実行委の主催で「エンタープライズ号寄港阻止、佐藤内閣打倒、六・二横須賀大集会」を開き、七三〇〇人が（県警調べでは三五〇〇人）が参加した。

4　沖縄返還闘争

沖実委・沖縄連統一行動で合意

佐藤首相の訪米を三日後にひかえた六七年一一月九日には、本土における沖縄返還運動ではじめての統一中央集会が開かれることになっていた。この統一中央集会は、従来、本土における沖縄返還運動を二分していた二つの団体――社会党、総評、護憲連合、日青協など二五団体から成る沖縄返還要求国民運動連絡会議（以下沖縄連と略称）と、共産党、民青、沖縄・小笠原返還同盟、平和委員会など五三団体で構成されている沖縄・小笠原返還要求中央実行委員会（以下、沖実委と略称）――が、六回にわたる会談をおこなった結果、ようやく実現にこぎつけたものであった。

この一連の会談で両者は、つぎの点については比較的容易に一致した。①集会は、復帰協、沖実委、沖縄連の三者共催とする。②集会の名称は「沖縄・小笠原の即時・無条件・全面返還、サンフランシスコ『平和』条約第三条撤廃中央集会」とする。③大会のスローガンはつぎのとおりとする。沖縄・小笠原の即時・無条件・全面返還。サンフランシスコ「平和」条約第三条撤廃。ベトナム侵略反対、沖縄・小笠原の侵略基地化、核基地化反対。沖縄における布令布告の撤廃、「主席」公選の実現、裁判権の確立、沖縄県民の日本国政への参加をはじめ、憲法で保障された民主的諸権利の確立。沖縄、本土間の渡航制限の撤廃。沖縄にたいする現行経済援助方式を改め、日本政府の責任による自主的な援助と経済復興。沖縄・小笠原における土地取り上げ反対、土地および漁区の返還。小笠原住民の復帰、往来の自由、居住権の保障。沖縄・小笠原の即時・無条件・全面返還の実現のため、本土と沖縄の全民主勢力の共同行動の強化。

ところで、会談の最後まで問題となったのは、統一行動の構成団体の問題であった。これについて沖実委側は『革マル全学連』『三派全学連』などと称するトロツキスト学生などは、民主勢力とは認められないので集会に参加させないことを提案し、これは沖実委の基本的態度である」（「赤旗」一〇月二八日付）と主張した。これに対し、沖縄連は「われわれは若干の学生がたびたび問題をおこしたことは事実であり、非常に遺憾なことは認めるが、だからといって、沖縄連や沖実委、復帰協といった大衆団体が特定の団体にトロツキスト集団、反革命分子というような名称をつけ、大衆運動からあらかじめ排除する方針には賛成できない」（「総評」紙一一月一七日付）と主張した。結局、両者はおれあって集会は開かれることになったが、その際の最終確認事項についての両者の主張には微妙なくいちがいがある。すなわち、沖実委の声明「一一・九統一行動中央集会について」（「赤旗」一一月一〇日付）は、「本日予定されていた中央集会は、統一行動を『妨害する団体』（沖実委はトロツキスト集団と

明確にすることを主張し、沖縄連は表現の点では一致しないが、対象団体については一致していた）については『参加させない』、『当日必要な措置を現地で行なう』という三者の一致した確認事項を前提として開かれることになっていたものである」とのべているが、一方、沖縄連側の岩垂寿喜男総評国民運動部長によれば「沖縄連は、これらの討論が平行線のままでは集会が統一して開催されなくなることを懸念し、『統一行動を混乱させる団体の参加をもとめない』こと、そして『万一、妨害が生じた場合は主催者の責任で対処する』ことを提案し、そのさい混乱させる団体とはあらかじめ団体を特定するものではない点、さらに会場の入口で実力で特定の人々の入場を排除する方針には賛成できないことを補足した」（「総評」紙一一月一七日）というのである。

流会した一一・九統一中央集会

しかし、この一一・九統一中央集会は「社共セクトにたいする革命的介入」を叫んで、会場に乱入した「三派」「革マル」系学生に対する処置をめぐって沖縄連と沖実委の間で意見が一致せず、流会に終わった。これについて、一一月一〇日付の「朝日新聞」はつぎのように報じている。

集会には、労組員、婦人、学生ら約一万二千人がつかめたが、反代々木系の三派、革マル派両全学連あわせて約千八百人が演壇近くに陣取り、共産党攻撃のシュプレヒコールを繰返した。これに対し、やはり会場の一角を埋めた代々木系全学連が「分裂主義者は出て行け」とやり返し、騒然となった。

このため、共産党系は「集会前の主催者間の話合いでは、統一を妨害する者には参加を求めない、ということが決っていた」として、反代々木系全学連を会場から排除するよう主張、これが認められなければ開会に応じないとの態度をみせた。

これに対し、社会党、総評側は「学生代表に会って説得したところ、共産党代表のあいさつの時にも静かにすると確約した」と発言、直ちに集会を開くよう主張した。さらに、社会党、総評側は妥協案として「沖縄県祖国復帰協議会代表のあいさつだけにして、すぐデモに移りたい」と提案したが、共産党系は「そのようなやり方には、主催者団体の一つとして責任を持てない」と反対した。

この話合いは約一時間半たってもまとまらず、この間、あいさつのため会場に来ていた勝間田社会党委員長、米原共産党幹部会員、岩井総評事務局長、評論家中野好夫氏らも演壇上や控室で立往生。ついに午後七時半、話合いがまとまらないまま、沖縄県祖国復帰協議会の喜屋武真栄会長だけが約十分間にわたって沖縄の実情と祖国復帰を訴え、集会は混乱のうちに散会した。

この統一集会が流会に終わり、沖縄連側が退場したあと、沖実委は会場に残った七〇〇〇人によって独自に集会を開き、瀬長亀次郎沖縄人民党委員長のあいさつを受けた。なお、この統一集会が流会した経過についての沖実委側の主張は、一一月一〇日付の「赤旗」記事のほか、金子満広共産党統一戦線部長代理の「一一・九統一行動中央集会なぜ開会できなかったか」（「赤旗」一一月一五日付）があり、沖縄連側の主張としては、一一月一五日付の「社会新報」記事のほか、岩垂寿喜男総評国民運動部長の「総評の沖縄・小笠原返還運動と一一・九集会の経過」（「総評」第八六〇号一一月一七日付）がある。さらに、この岩垂氏の主張に対する反論として、山手叡共産党統一戦線副部長の「一一・九統一行動中央集会について岩垂氏の非難にこたえる」（「赤旗」一一月二九日付）がある。

四・二八沖縄デー

サンフランシスコ対日「平和」条約が発効して沖縄が本土から切り離されて一六年目の六

八年四月二八日、全国いっせいに沖縄デー統一行動が展開された。沖縄では四月二七日に本島北端の辺土岬のかがり火大会、二八日に復帰協主催の「祖国復帰要求県民総決起大会」が開かれた。

これに呼応して、本土でも二五都道府県六七カ所で集会とデモがおこなわれた（警察庁調べでは参加者約二万四六〇〇人）。

中央では、社会党、総評、原水禁、護憲連合、日青協など三五団体が沖縄連のよびかけにこたえて結成した「沖縄の即時無条件全面返還要求国民大会実行委員会」の主催で、二七、二八の両日「四・二八沖縄返還要求国民大会」が開かれた。二七日は午後六時から日比谷野外音楽堂に六〇〇〇人を集めて同大会の開会総会がおこなわれた。集会には、二月六日、七日の両日、那覇市で開かれた「沖縄の即時無条件全面返還・核基地撤去を要求する国民大会」を起点とし、二月一二日に鹿児島を出発した「沖縄返還要求国民大行進団」の一行六人も合流し、八〇日間、二五〇〇キロにおよぶ大行進の模様を報告した。大会では、勝間田社会党委員長、堀井総評議長、宮之原日教組委員長、松岡洋子氏の決意表明があり、復帰協代表の紹介のあと、翌日那覇で開かれる「沖縄県民大会」に送る連帯のメッセージを満場一致で採択し、終わってちょうちんデモをおこなった。

二八日は、午前一〇時から午後四時まで都内四カ所で分科会を持ち、そのあと都市センターホールで閉会総会を開いて、今後の運動のすすめ方を協議した。この閉会総会における大会集約報告のなかで、岩垂総評国民運動部長は今後の方針として、「主席公選、立法院議員選挙、那覇市長選挙を大衆闘争で共闘支援するほか、大衆次元の運動に盛上げることにし、具体的には①総評などが中心になって毎年一〇月二一日に行なわれてきた『ベトナム反戦統一行動』に『沖縄返還要求』のスローガンを加える　②この日に向けて沖縄返還四〇〇〇万人署名をすすめる　③自治体に働きかけて〝沖縄返還要求都市宣言〟をさせる」とのべた。

一方、同じ二八日沖実委と中央実行委共催の「沖縄・小笠原全面返還、日米安保条約破棄、サンフランシスコ体制打破、ベトナム人民支援、生活擁護四・二八中央集会」が日比谷野外音楽堂に一万人（警視庁調べでは五〇〇〇人）を集めて開かれた。沖実委は、この日をめざして全国の都道府県、都市を網の目のように結ぶ「沖縄・小笠原の即時・無条件・全面返還を要求する国民大行進」を計画し、二月一〇日に東京、大阪、京都を起点とする行進団を出発させたのをかわきりに、全国八コースの大行進をおこなってきたが、この中央集会には三月一日に青森を出発した青森発・太平洋コースと、同・日本海コースの参加者が合流した。中央集会では、サンフランシスコ体制打破へむけて日本人民の統一と団結をかため闘争を発展させるための「宣言」のほか、「沖縄県民への連帯のメッセージ」「アメリカ人民への連帯のメッセージ」「日米両国政府への抗議決議」「B52撤去を要求する決議」「渡航制限撤廃、自由往来実現の決議」「沖縄における米軍の挑発と発砲事件に抗議する決議」を満場一致採択した。

同日、北緯二七度線上において「第六回沖縄返還要求海上大会」が開かれ、前年と同じく、沖縄連と沖実委は統一した本土代表団を構成してこれに参加し、復帰協代表と海上で合流して大会を開いた。一一・九集会が流会したことなどから、これまで沖実委、沖縄連が統一行動をとってきた唯一の場である海上大会の成り行きが注目されていたが、四月二二日に両者の代表が会談した結果、昨年と

同様統一して参加することで合意に達していたのである。なお、その際、「従来の経験にかんがみ『三派』『革マル』の参加と妨害を許さない。そのために主催者は必要な措置をとる」ことが両者の確認事項の一項に加えられた。なお、海上大会の参加者は、「総評」紙五月三日付によれば、沖縄連四〇〇人、沖実委七〇〇人であり、「赤旗」四月二九日付によれば、沖実委八〇〇人、沖縄連三〇〇人、奄美郡民会議一〇〇人、復帰協三〇〇人であった。

5　軍事基地反対闘争

米軍王子野戦病院設置反対運動

米軍が、東京・北区の米陸軍王子キャンプにベトナム野戦病院を開設する計画をもっていることが報じられたのは六五年一二月のことであった。これに対し、北区議会は二度にわたって「米軍地図局に関する解放決議」をおこない、また、社・共両党、北区労連をはじめ、民青、社青同、母親連絡会などの諸団体も「米軍ベトナム野戦病院設置反対連絡会議」を結成して（六六年二月）反対運動をつづけてきた。

しかし、米軍は、こうした地元住民の反対をまったく無視し、六六年六月にはこれまであった極東地図局をハワイへ移し、病院設置のための改装工事がはじめられた。とくに六七年暮からは突貫工事が続き、野戦病院開設の日が迫っていることがしだいに明らかになった。このため、米軍ベトナム野戦病院設置反対連絡会議（以下、連絡会議と略称）は事務局会議、常任団体会議をひらいて二月二〇日に決起集会をおこなうことを決めた。しかし、その準備の過程で、「三派」「革マル」など「反日共系全学連」の参加は認めがたいとする共産党、民青、原水協などの主張と、これに反対する社会党、護憲連合、婦人会議などの主張が対立し、結局二月二〇日の集会は北区労連の単独主催で「王子米軍野戦病院開設反対、春闘勝利決起集会」とし、社・共両党はこの集会に協力・参加することとなった。この集会は、北区柳田公園でひらかれ約七〇〇人が参加した。これに合流しようとした「反日共系全学連」約九〇〇人は主催者側から会場外にしめだされ、会場の周辺で気勢をあげた（朝日新聞二一・二一付）。しかし、この集会であいさつした社会党の代表が「反日共系全学連」との連帯を表明、また集会後のデモにおいても学生と共同行動をとり、共産党がこれを公然と批判したことなどから、連絡会議は事実上開店休業状態になってしまった。連絡会議に結集していた団体は、これ以後、社・共両党の系列別に、それぞれ独自の集会やデモをおこなった。たとえば、二月二七日には、安保破棄・諸要求貫徹北区実行委と北区原水協主催の抗議集会とデモがおこなわれる一方では、北部地区反戦青年委主催の集会、デモがおこなわれ、三月二日に婦人会議の集会とデモが、翌三日には新婦人の集会、デモが実施されている。三月八日には東京護憲主催の「野戦病院開設反対都民集会」、三月一〇日には安保破棄・諸要求貫徹北・板橋両実行委と北・板橋両区原水協主催の「米軍野戦病院反対、ベトナム人民支援、物価値上げ反対、春闘勝利三・一〇総決起集会」が、それぞれ五〇〇〇人、あるいは三〇〇〇人を集めて開かれている。

この間、「三派」「革マル」など「反日共系全学連」の学生は、

反戦青年委、護憲連合主催の集会に合流し、あるいは無届で集会を開いて米軍キャンプへむけてデモをおこない、そのたびに機動隊と激しく衝突した。とくに三月八日には、翌々一〇日の成田空港設置反対闘争にむけて全国から集まった「中核派」「社学同」「社青同解放派」「革マル」など「反日共系」学生約一二〇〇人が、王子キャンプに六時間にわたって波状デモをかけ、多数の負傷者と一五七人の検挙者を出した。

こうしたなかで、地元住民の関心もしだいにたかまっていった。三月八日の事件をきっかけに地元の工員、学生数名によってつくられた「王子野戦病院設置に反対する会」が中心になって、一七日に飛鳥山公園で二〇〇人の討論集会がひらかれ、翌日から毎日、王子駅を中心に、時には十条・赤羽駅前でも討論集会をおこない、毎日曜に、集会とデモをおこなうようになった。とくに、三月一八日に米軍が抜きうち的に野戦病院の開院式をおこない、しかも、「王子キャンプ付近の住民からは苦情といえるほどのものはでていない」との米軍側の見解がつたえられたことから、住民の反対運動は急速にもりあがった。「反対する会」につづいて、キャンプ西門前の板橋四丁目の青年たちによって「王子キャンプへんかんの会」が生まれて反対署名運動をはじめ、また豊島中卒業生を中心にした同窓会的なレクリエーション・グループ「朋友会」も反対運動に参加した。三月二四日には、「反対する会」「へんかんの会」「朋友会」それにエンタープライズ寄港の際に池袋西口でおこなわれた駅前討論から生まれた「市民集会・池袋西口」の四団体のよびかけで、四〇〇人が参加する集会とデモがおこなわれた。この四団体が、地元「市民」の団体とはいっても、学生が主体であり「地域生活者から、ほとんど浮いてしまっている」（『朝日ジャーナル』四月一四日号）のに対し、純然たる地元住民の組織である町会を母体とする反対運動もようやく動きだした。

病院の北西に接した北区上十条二丁目町会をはじめとする十条地区連合町会の「野戦病院対策十条地区協議会」は、三月二四日に六〇〇人が参加して「米陸軍王子病院即時移転エプロン行進」をおこなった。また同日、王子本町一、二、三丁目と滝ノ川二丁目町会の有志約一〇〇人は「米軍野戦病院設置反対北区民の会」をつくることをきめ、三月三〇日には初のデモをおこなった。

三月三〇日、米軍は日本側になんの連絡もせず、埼玉県ジョンソン基地の第七野戦病院から傷病兵二八人を搬入し、四月中旬には第七野戦病院の王子移転はほとんど終わった。反対運動はさらにひろがり、三月から四月にかけてはほとんど連日抗議集会、デモがおこなわれた。この間、四月一日夜の「三派系」のデモで学生と警官隊の激しい衝突にまきこまれた広告デザイナー、榎本重之さんが後頭部強打による脳内出血で死亡するというういたましい事故もおこった。

ところで、これらの集会やデモの主催団体、参加団体は実に多様であった。王子野戦病院反対運動の特色の一つは、この点にある。政党では、社会党、共産党だけでなく、公明党、民社党も独自に集会を組織した。また、構改派の共産主義労働者党は「王子闘争」に特に力を入れた。学生団体も「三派」「革マル」「民青系」だけでなく労働者党の影響下にある「自治会共闘」も積極的に運動に参加し、さらには高校生グループも「地元高校と王子駅前署名で知合った全都高校生」の名でデモを行ない、キャンプ正門前ですわりこみ

をした。

民青、社青同、原水協、護憲連合、婦人会議、新婦人、反戦青年委、べ平連といった「運動の常連」だけでなく、「反対する会」「へんかんの会」「朋友会」「北区民の会」といった反対運動のなかで生まれた組織がねばり強く行動した。このほかにも、病院に隣接する都立王子、北両養護学校の教職員（東京特殊教組）、北、板橋キリスト教青年会連合会なども独自に集会・デモをおこなった。

しかし、これら諸団体の間での共闘は、他の場合にくらべ、十分な展開をみなかった。初期の運動の主体であった「連絡会議」は、二月二〇日のデモを最後に、ほとんど開店休業状態になってしまった。これにかわって、社会党系の諸団体を中心に約三〇団体で「王子野戦病院反対共闘会議」が結成された（三月二三日）。しかし、これも「共闘会議」として最初に計画した四月八日の「米軍病院反対東京北区集会・デモ」が、都公安委員会だけでなく、東京地裁によっても不許可となり、「共闘会議」としての集会は中止された。その後も「共闘会議」としての運動はほとんどおこなわれていない。

板付基地撤去闘争

六八年六月二日、福岡市板付基地に着陸しようとした米第五空軍所属のジェット戦闘機F4Cファントムが墜落、炎上した。落ちた所は、九州大学工学部の建設中の大型電子計算機センターの六階屋上で、同センターの四階から六階までが火災になった。幸い日曜の夜だったため、死傷者はなかったが、すぐそばに、危険な放射性物質コバルト60を大量に収容している実験室があり、また近くには民家の密集地帯もあって、もし墜落地点がちょっとでもそれていたら、重大事故になるところであった。

この事故は、九大関係者、福岡市民はもちろん、全国に大きな衝撃を与え、各地で軍事基地反対の運動が新たなたかまりを示しはじめた。九州大学では学生だけでなく、教職員組合、教授会、大学当局まで、一致して抗議にたちあがった。事故直後の二日深夜からはじまって、連日、集会・デモ、集会・デモと抗議行動があいついだ。

▽三日、九大学友会、九大教職員組合、九大大学院協、福岡県大学教職組、同福岡地区大学教組、県学連、平和と独立をめざす学内連絡会議共催の「米軍機墜落抗議、武装米兵・警官侵入糾弾、板付基地撤去、日米安保条約破棄全学大集会」、二〇〇〇人参加。水野高明九大学長が各学部長と出席し、「米軍機墜落事件は、平和と学問の府をおびやかすものであり、痛憤にたえない。米軍と日本政府に板付基地撤去を要求する」との大学評議会の声明を発表した。集会後のデモには市内六本松の九大教養部学生二〇〇〇人も加わり、計四〇〇〇人がアメリカ領事館までデモをおこなった。

▽三日、社・共両党、福岡地区労共催「板付基地撤去、日米合同演習即時中止市民大集会」、福岡市役所前に七〇〇〇人参加（主催者発表、県警調べ二〇〇〇人）。このあとの市内デモには学生、一般市民も合流し、その数は福岡県警調べによっても二万人を上回った。

▽四日、九州大学全学統一集会・デモ、水野学長、各学部長を先頭に教授団三〇〇人、九大学友会、教養部自治会、九大教職組など、その総数六〇〇〇人（県警調べ五〇〇〇人）。

▽五日、九州大学全学集会・デモ、水野学長を先頭に三五〇〇人（県警調べ三〇〇〇人）の教職員、学生が参加。デモには、安保破棄福岡地区実行委の五〇〇人も合流。

▽六日、公明党、福岡市内三カ所で「米軍基地撤去要求大集会」、それぞれ五〇〇〇人参加（「朝日新聞」による）。

▽七日、福岡県学連、九大学友会、九大大学院生協議会主催「六・七全国学生・院生統一行動地方集会」、九大、福岡女子大、西南学院大、福岡工業大、福岡大など五〇〇〇人。一方これとは別に、「三派全学連」を主体とする一五〇〇人は板付基地ゲート前で集会、ジグザグデモとすわりこみで抗議。東京では「民青系」全学連、全寮連、大学生協連などが、「六・七全国統一行動」の中央集会を開き、一万人が参加した（警視庁調べでは五五〇〇人）。このほか「社学同」「革マル」「中核派」もそれぞれ別個に集会をおこなった。警察庁調べでは全学連各派による六・七統一行動がおこなわれたこの日全国二三都道府県五七カ所で一万五〇〇〇人が参加した。

▽九日、福岡県総評主催「板付基地撤去を要求する福岡県民集会」、県評加盟四五単産の労組員、反戦青年委、べ平連、学生団体など一万人参加、アメリカ領事館までデモ。

一方、福岡市議会は、六月三日の本会議で与野党共同提案による「米軍ジェット機墜落に抗議する決議案」を全会一致で可決し、板付基地の撤去を要求した。また、同日、厚木基地をひかえた神奈川県大和市議会が、六日には横田基地のある東京都昭島市議会が、それぞれ同趣旨の決議を満場一致で採決した。

こうした反対運動のもりあがりに、参院選を目前にして政府は窮地に立ち、六月一一日には基地関係閣僚協議会をひらいて板付基地移転の方針を決め、米側もこれに同意した。しかし、移転先として有力とつたえられた福岡県の航空自衛隊築城基地の周辺の一一市町村長は、二二日に早くも会議を開いて「米軍基地築城地区移転対策協議会」を結成し、町ぐるみの移転反対運動が開始されている。また、二三日には福岡県が、築城などへの移転にも反対して「米軍ジェット機墜落に抗議し、板付基地とりのぞきを要求する意見書」を満場一致で採択した。なお、これより先の六月八日には、福岡市当局、市議会、地区労、婦人会、ＰＴＡ、農協などの超党派で結成された「板付基地移転促進協議会」（五五年六月結成）がその名称を「板付雁ノ巣基地撤去促進協議会」と改めることを決定している。この名称変更は基地問題が他への移転では解決にならないことが広く認識されはじめたものとして注目される（なお、雁ノ巣は福岡市内の基地で、電波障害緩衝地帯設置で問題がおこっている）。

6　成田空港設置反対闘争

三里塚新国際空港反対闘争は、六七年八月二一日に友納千葉県知事が土地収用法を発動し、新東京国際空港公団の建設予定地外郭測量のための立入り通知を公告したことによって新たな段階にはいった。これまで反対運動は、地元の三里塚・芝山連合新国際空港反対同盟（以下、反対同盟と略称）を中心に、社会党、共産党がそれぞれ別個に支援する形でおこなわれてきた。しかし、強制測量の実施がせまってきた九月二日、ようやく反対同盟、社・共両党の三者による「現地連絡会議」が成立し、強制測量阻止のための合同演習をおこなう（九月一八日、一〇月五日）などして体制をととのえはじめた。また、九月三日には安保破棄・諸要求貫徹千葉県実行委と反対同盟の共催で「九・三空港外郭測量阻止現地大集会」（二〇〇〇人）が、九月一五日には、社会党、総評などの三里塚空港阻止中央共闘会議主催の「三里塚新国際空港粉砕、強制測量阻止九・一五総決起大会」

（三〇〇〇人）がひらかれた。

しかし、一〇月一〇日の早朝、反対派の不意をつき、一九〇〇人の機動隊に守られた公団は外郭測量用の鉄クイ三本を打ちこむことに成功した。この日、社会党、共産党などの支援団体の応援が少なかったため、反対同盟の農民の間に「社共はあてにならぬ」という声が広がり、一方、クイ打ちと前後しておこった羽田事件は、追いつめられた農民の心をとらえたという（「朝日新聞」六八年二月二七日付）。

いずれにせよ、この一〇月一〇日のクイ打ち以後、とくに一一月三日、千葉県反戦青年委の主催で開かれた「一一・三、三里塚国際空港粉砕、ベトナム反戦、青年総決起集会」をさかいに、反対同盟はしだいに「三派全学連」との提携を強めていった。これに対し、共産党は「三派は民主勢力の統一の破壊者＝トロツキスト」であるとして「暴力学生の排除」を主張したが、反対同盟はこれをうけいれず、一一月一七日の金曜集会（役員会）は正式に「三派全学連」との共闘の方針を決定した。さらに一二月一五日の金曜集会は、共産党が反幹部工作、組織破壊工作をおこなったとして、今後、共産党の支援、介入を排除するとの声明を多数で決定し、共闘体制は大きく転換した。このように、共産党は反対同盟との共闘体制からは排除されたが、現地の団結小屋に闘争本部を設けて独自の活動をつづけ、反対同盟の一部（木の根部落など）の支持を得ている。

六八年二月二六日、反対同盟と「三派全学連」との初の共闘集会が開かれた。この「二・二六三里塚空港実力粉砕・砂川基地拡張阻止現地総決起集会」は、反対同盟、砂川町基地拡張反対同盟、「三派」全学連委員長秋山勝行の三者共催として開かれ、反対同盟一〇〇〇人、「中核派」系学生一六〇〇人、反戦青年委三〇〇人、その他計三〇〇〇人が参加した（「前進」三月四日付による。「朝日新聞」二月二七日付では約一六〇〇人）。集会のあと「中核派」は空港公団成田分室への突入と封鎖をめざし、一七〇〇人の警官隊と二時間にわたって激突した。この日の衝突で、反対同盟の戸村一作委員長が警官隊になぐられて重傷を負ったほか、警官隊、学生の双方に多数の負傷者がでた。

三月一〇日、反対同盟と全国・千葉県両反戦青年委の共催で「三・一〇三里塚国際空港粉砕、ベトナム侵略戦争反対反戦青年成田集会」が成田市営球場で開かれ、一万人（「前進」による。千葉県警調べでは四五〇〇人）が参加した。再度の実力闘争をめざす「三派全学連」は、角材をふるい、投石しながら成田市役所前に丸太と有刺鉄線でつくられたバリケードの突破をはかり、警官隊四七〇〇人は、ガス液、放水でこれに対抗した。一方、遅れて到着した「社学同」学生六〇〇人は、京成成田駅前で警官隊と衝突した。このあと、警官隊は攻勢に出、解散集会を包囲して実力を行使し一斉検挙をおこなった。この日の検挙者は一九八人に達し、また負傷者も警官二七七人（うち入院一〇人）、学生二一四人（同三七人）、労組員三〇人、一般一七人、報道関係四人の総計五四二人に達した（毎日新聞社調べによる）。

三月三一日、成田市役所付近で三度目の衝突があった。この日、反対同盟と「三派全学連」共催の「成田空港反対三・三一共闘集会」に参加した三〇〇〇人（県警調べでは二四〇〇人）は、会場の三里塚第二公園から成田市役所・空港公団まで約八キロをデモ行進した。このうちの学生約一〇〇〇人は三たびバリケードをはさんで警

官隊と衝突し、逮捕者五一人、負傷者四三人を出した。

一方、これより先の三月一七日、中央実行委と安保破棄・諸要求貫徹千葉県実行委共催の「三里塚空港粉砕、用地買収阻止、三・一七現地決起集会」が開かれ、六二〇〇人（県警調べ四五〇〇人）が参加した。集会には小川明治副委員長をはじめとする反対同盟の農民も参加したが、その数は三〇人足らずの少数であった（「毎日新聞」三月一八日付による）。また、三・二〇三里塚空港反対中央共闘会議と反対同盟の主催で「三・二〇三里塚空港粉砕大集会」が三里塚公園で開かれ、五〇〇〇人（県警調べでは三〇〇〇人）が参加した。この集会に先だって開かれた幹部会議で「三派全学連」は同集会の参加団体と認めず、反対同盟も同集会に限って「全学連」と共闘しないことを確認していたといわれる（「毎日新聞」三月二一日付による）。

四月六日、公団は条件賛成派の四団体と「用地買収に関する基準価格の覚え書」に調印したが、条件派内部にはこれに不満を持つものが少なくなく、ついに四月一七日には一三三人が条件派から脱退し、あらたに「成田空港住民対策連盟」を結成した。また、反対同盟は三派全学連との共闘で公団の水準測量・ボーリング調査の実力阻止をめざしており、闘争は今なおつづいている。

3　メーデー

第三九回メーデー実施状況

第三九回メーデーは六八年五月一日、沖縄をふくむ全国一〇九三カ所で約六八〇万人（午前一〇時現在、メーデー実行委発表）が参加して開かれた。参加人員六八〇万人は、これまでの最高記録である前年の第三八回メーデー六六〇万人をさらに上回っていた。なお、警察庁が一日夜まとめた最終実施状況によると集会が全国一二七〇カ所一九二万五八〇〇人、デモが九六七カ所一六〇万三〇〇〇人で、集会の参加人員は、これまでの最高である六六年の第三七回メーデーの一九九万八七〇〇人を下回っている。

総評、同盟の対立から年々〝分裂メーデー〟がふえているが、東京の中央メーデーは今年もかろうじて統一がたもたれた。県段階での統一メーデーは、東京の中央メーデーのほか、北海道、秋田など一九県と群馬、兵庫、岡山の一部でおこなわれた（「総評」紙、五月一〇日付による）。県段階で分裂メーデーとなったところは、「朝日」「毎日」「読売」の各紙によれば、大阪、福岡など前年の一三府県に、京都、青森、栃木、和歌山、佐賀の一府四県が加わって一八府県である。しかし、「週刊労働ニュース」五月一三日付によれば、県中央メーデーが分裂メーデーとなったのは前年より五県多い二三

府県であったとして、つぎの府県名をあげている。宮城、福島、茨城、栃木、長野、岐阜、京都、大阪、兵庫、和歌山、鳥取、岡山、徳島、香川、愛媛、福岡、佐賀、大分、熊本、長崎、宮崎、鹿児島（これでは二二府県でしかない、青森がおちているものと思われる）。なお「同盟新聞」（五月三日付）が同盟独自の行事をおこなったところとしてあげているのは、「週刊労働ニュース」が列挙した二二府県のうち茨城、香川、愛媛、宮崎を除く一八府県と青森、秋田、岩手、東京（三多摩）、愛知、新潟、山口、福井の計二六都府県である。

中央統一メーデーは、東京都渋谷区の代々木公園（オリンピック選手村跡）に約五五万人が参加して開かれた（参加人員は主催者発表による。警視庁調べでは二二万七〇〇〇人で、うち一五万九〇〇〇人だけがデモに参加した）。午前九時半、ファンファーレを合図に式典がはじまり、岩井総評事務局長、重枝同盟書記長、佐藤中立労連議長ら六人を議長団に選んだあと、主催者を代表して堀井総評議長がつぎのようなあいさつをおこなった。

【第三九回メーデーにおける堀井総評議長のあいさつ】　今春闘は強力なストを背景に政府資本家のカベを破りました。しかしなお、社会保障改悪、大衆課税強化、物価上昇がつづき、中小企業や農村は疲れきっています。このような庶民の生活を無視した政治への怒りが佐藤内閣打倒の世論になったのです。われわれの北爆即時無条件全面停止や沖縄の無条件返還の要求をききいれず、独占資本にのみ奉仕する政権が安定政権であるはずがありません。働く者の立場に立って平和に徹する政治姿勢こそ、国民が求めているものであり、ここに集った大きな力を背景に、働く者の手による明るく豊かな社会をめざし、総力をあげて前進しましょう。

つづいて勝間田社会党委員長、西村民社党委員長、野坂共産党議長らが祝辞をのべ、各界からのメッセージや祝電が披露された。このあとメーデースローガン（後掲）の確認、メーデー宣言の発表などがおこなわれ、午前一〇時五分、五コースにわかれてデモに出発した。

前回、都知事選での総評、同盟の対立のため出席できなかった美濃部東京都知事は、今回は実行委の招待状は送られたが、朝鮮大学校の認可問題にからんで不穏な情報が流れたため、ふたたび出席を見合わせた。また、来日中のベトナム民主共和国代表団の壇上での紹介は同盟の反対で実現せず、堀井議長の主催者あいさつのなかで来日中であることが報告されたにとどまった。このほか、今年はじめてメーデー行事の一環として「身体障害者助け合い運動募金箱」二〇〇個がメーデー参加の各単産にくばられ、約六〇万円が集められた。

なお、全国各地のメーデー参加状況はつぎのとおり。北海道、全道二二〇カ所に八〇万人（「総評」紙による。「赤旗」では五一万人）。中央集会の札幌は五万人、一応統一メーデーの形はとったが同盟系は他の会場で労働者と家族の慰安会をやるなど実質的には分裂メーデーとなった。神奈川、横浜市の県中央メーデー、一二万五〇〇〇人、川崎市一五万五〇〇〇人など、県全体で四三万人。東京、立川市の三多摩地区メーデー六万三〇〇〇人。愛知、名古屋市の県中央大会一五万人をはじめ、県下二三カ所に二五万人。京都、二万五〇〇〇人。大阪、大阪府中央集会一〇万六〇〇〇人、府下一五カ所で二〇万人。福岡、福岡市の中央集会七万人をはじめ県下二五カ所に二三万人。沖縄、前回は県労協と全沖労連が分裂して別々にメーデーをしたが、今回は統一メーデーとなった。那覇市与儀公園の中央大会は二万人（「毎日」による、「赤旗」では八〇〇〇人、「総評」紙は五

○○○人）、他に名護町、宮古島の平良、石垣島の石垣市でも開かれ合計三万人（「読売」による）。

メーデースローガンで紛糾

第三九回中央メーデーのスローガン、大会宣言は後掲のとおりであるが、今回はいったん決定されたスローガンが、あとでとりさげられるなどの問題がおこり、最終決定までかなり紛糾した。

はじめに問題となったのは「佐藤内閣打倒」を中心スローガンの一つとしていれるか否かであった。これは、総評が主張し、同盟側もほぼ了承して各団体の機関手続をとるところまでいったのであるが、結局同盟側が「政治的色彩の強い佐藤内閣打倒を中心スローガンに入れることは困る」と主張したため、最終的には、サブスローガンの末尾にいれることで決定をみた。いずれにせよ、メーデーのスローガンに「内閣打倒」がはいったのは一九五二年の「吉田内閣打倒」、六四年の「岸内閣打倒」についで九年ぶり、三回目のことであった。

もう一つ大問題となったのは、四月三日の第四回全体実行委が決定したメーデースローガンのサブスローガンに、内閣打倒とともに新たにいれられた「ベトナムの即時停戦」であった。このスローガンについては、共産党が、「これはアメリカ帝国主義のベトナムいすわりをたすけるものとなる」として反対し、「アメリカのベトナム侵略反対、ベトナム人民支援、アメリカ軍の即時撤退」をかかげるべきであると主張、国労東京地本の代表も「アメリカ軍の即時撤退をくわえるべきだ」と主張した。決定後もマスコミ共闘、国公共闘、政労協や各労組、区労協などから同じ趣旨の変更要請が総評や中央メーデー実行委に出された。総評はこれをうけて、「ベトナムの即時停戦」を「北爆の無条件全面停止」にかえたいと主張したが、同盟側は「アメリカを一方的に批判することはできない」として対立し、結局「ベトナムの即時停戦」をスローガンからとりさげることが、四月一九日の第五回実行委で正式に決定された。

第三九回中央メーデーのスローガンと宣言はつぎのとおりである。

【中心スローガン】働く者の団結で、生活と権利、平和を守ろう

【サブスローガン】①大幅賃上げ獲得、労働時間短縮、最低賃金制を確立しよう。②首切り「合理化」反対、労働基本権を確立しよう。③物価値上げ反対、大幅減税、社会保障制度を拡充しよう。④核兵器禁止、沖縄の返還をかちとろう。⑤平和憲法を守り、佐藤内閣を打倒しよう。

【第三九回メーデー宣言】第三九回メーデーは、全日本の労働者によっていま全国各地で力強く盛大に挙行されている。

戦後の苦難な時代を闘った幾多先輩の偉業をうけつぎ、廃墟のなかからつよく起ち上ったわが国の労働運動は、二二年にわたる闘いを積み重ねて、いまや社会的に確固たる基礎をもつに至った。

この記念すべき日を迎えて、われわれは厳粛にその跡をふり返りつつ、決意と勇気を新らたにして、あすへの一層の前進を誓うものである。

しかしわれわれ日本の労働者をとりまく情勢は、依然としてきびしく、そして激動を続けている。

果しない物価の上昇と苛酷な大衆収奪政策は働くものの生活を日毎に圧迫しており、政府、資本家の頑強な賃金抑制政策はなおわれわれの前に大きく立ちはだかっている。更に労働時間短縮、最賃制確立、社会保障拡充などの要求に対しても誠意を示すどころか、逆に首切り合理化、労働条件の切り下げ、労働組合組織の破壊をもってのぞんできている。

いまや佐藤内閣は、大資本擁護、大衆収奪を一つの柱とし、一方では倉石発言にみられるように憲法改悪を企図し、そのために小選挙区制の実現を計るなど、民主主義をふみにじり再軍備体制を強化して現在の国際的緊

張のなかで一層危険な役割を荷おうとしている。
われわれの生活と権利を守り、民主主義を擁護し、国民すべての悲願である平和を守り抜くためには、働くものの力を結集し、佐藤内閣を打倒することが緊急の課題となっている。
また緊迫した東南アジアの情勢や依然として激戦の続くベトナムの動向をみてもわれわれに課せられた使命は大きい。いまこそ真の平和をめざして全力を尽くすべき時である。
そして核兵器を禁止し、沖縄の即時返還をかちとり地球上すべての地域における戦争の危険を絶滅し、あらゆる国との友好関係を樹立しなければならない。
これらのことは単にわれわれ労働者だけでなく、すべての人びとのひとしく熱望しているところであり、いまこそわれわれは、これらの目標達成のため全国民の先頭に立って闘わなければならないときである。
われわれはこのメーデーにおいて、以上の決意を内外に向って高らかに宣言し働くものの巨大な力を結集して必ず実現してゆくことをここに厳粛に誓うものである。
すべての労働者と働く国民の皆さん。第三十九回メーデーを期し、輝かしい未来に向って固く団結し、全世界の勤労大衆と手を携え力強く、そしてたゆむことなく前進を続けよう。

【参考資料】(1)日本労働組合総評議会「総評」(週刊)、(2)全日本労働総同盟「同盟新聞」(週刊)、(3)国鉄労働組合本部「国鉄新聞」(週刊)、(4)日本社会党「社会新報」(週二回刊)、「月刊社会党」(月刊)など、(5)日本共産党「赤旗」(日刊)、「前衛」など、(6)革命的共産主義者同盟「前進」(週刊)、(7)共産主義者同盟「戦旗」、(8)共産主義労働者党「統一」(週刊)、(9)清水慎三編著「統一戦線論」

X 沖縄の労働運動

概要□初期の労働運動＝食糧闘争／初期の労働争議／労働三法の成立／米軍の労働政策（特別布告二四号）／労働運動と土地闘争／労働組合の結成／国際自由労連調査団の沖縄訪問／国際自由労連の計画とバージャー声明／沖縄繊維の争議／**全沖労連の結成**＝ドル切りかえ／復帰協の結成／全沖労連結成とその経過／布令一四五号「死文化」運動と廃止／一九六二年の統一春闘／労働運動と農民運動の結合／**労働戦線の分裂と下からの統一**＝自由労連グループの脱退／県労協の結成／県労協内部の対立／プライウッドのスト／全軍労第四回臨時大会／労農同盟／裁判移送撤回闘争／教公二法阻止闘争／全軍労の実力行使／一一月の三大選挙

概要

一、沖縄では五三年九月に立法院で初めて労働三法が成立、労働組合の結成がすすんだが、アメリカ軍は布令一一六号により軍労働者から団結権・スト権を剝奪し、また布令一四五号により労働組合を認可制のもとにおいた。五六年における国際自由労連調査団の訪問はそのご沖縄の労働組合が本土の運動に結びつく契機となった。

一、五八年ドル切り換えがおこなわれ、六〇年四月沖縄県祖国復帰協議会が結成された。労働組合運動の分野では国際自由労連の駐在員の肝入りで準備がすすめられた結果、全沖労連と全軍労連の結成をみたが、全沖労連の下部では布令一四五号廃止の要求が強まり、六二年にはこの布令が撤廃された。この年春闘では「本土なみの賃金」が要求され、また労組運動はキビ価格値上げを要求する農民運動との結合をふかめた。

一、全沖労連が戦闘化すると、六二年後半からバス労組の闘争の失敗を契機にして組織分裂が表面化し、バス労組、全労系労組、ついで沖縄官公労も全沖労連を脱退した。そしてこれらの勢力はこれまで全沖労連加盟をひかえていた全軍労連とともに六四年九月に県労協を結成した。結成にあたって米軍は総評代表の渡航をはじめて許可した。

一、六五年にはいるとアメリカは北ベトナムの爆撃を開始し、米軍の前進基地としての沖縄は戦時状態におかれた。こうして新しい条件のもとで、全軍労や県労協に新しい動きがでてきた。労働運動は、ふたたび開始された土地取上げ反対闘争と結びつき、六六年にはいると「島ぐるみ」の「裁判移送撤回闘争」を発展させた。六七年には県労協は国際自由労連に一括加盟したが、この年教公二法阻止の大闘争が高揚し、沖縄労働運動は戦後最大の勝利をかちとった。そして六八年春闘では、全軍労が布令一一六号を無視して実力行使をおこなうまでに、運動は大きな成長をとげている。

沖縄労働運動の時期区分

戦後沖縄の労働運動は、つぎの三つの時代に区分することができる。

(1)沖縄の終戦（一九四五年六月二三日）から全沖縄労働組合連合会（全沖労連）の結成（一九六一年六月）まで。

(2)全沖労連の結成から沖縄県労働組合協議会（県労協）の結成（一九六四年九月）まで。

(3)県労協の結成以降。

第一の時期は労働者がようやく結集しはじめ、その力が中核となって沖縄県祖国復帰協議会が結成（一九六〇年四月）されるとともに全沖労連が結成されて労働戦線の統一が達成されてゆく時期である。第二の時期は、労働運動が発展する反面、国際自由労連と本土の労働運動の右よりの影響がつよく持ちこまれ、沖縄の労働戦線が県労協と全沖労連の二つに分裂する時期である。この分裂はベトナム戦争開始（一九六五年二月）の前年にあたる。第三の時期は、ベトナム戦争の前進基地として戦時下におかれている沖縄で教育労働者、基地労働者などの闘争が大きく発展し、労働戦線の分裂にもかかわらず下からの行動の統一が進み、祖国復帰の統一戦線が大きく発展して行く時期である。

1　初期の労働運動

食糧闘争

沖縄の戦後史は、労働運動をふくめて、本土とはまったく異なった苛酷な条件の下で始まった。つぎのような特徴をあげることができる。

(1)沖縄は、小笠原諸島の南方・硫黄島とともに、太平洋戦争の最大の激戦場になった。その際日本軍は、沖縄の青壮年を防衛隊・学徒隊として徴集し、一般住民をも壕から追い出して戦火にさらした。そのため正規の軍人よりも一般住民の戦死者の数がはるかに多かった。

(2)沖縄本島では、生き残った住民は一時は全員野外の収容所に入れられた。生産と流通は完全に停止し、貨幣の流通も停止した。

(3)労働にたえ得る者が米軍に徴用され、軍作業が開始された。最

第152表　沖縄における戦死者数

A

総　人　口	軍人軍属死没者	一般民死没者	死没者計	生　存　者
492,128	22,241	92,112	114,353	377,775

B

現役兵	応召兵	防衛隊	学徒隊	護郷隊	特志看護婦	調査洩れ軍人軍属	一般民	計
5,040	1,270	11,872	1,211	437	382	2,029	92,112	115,353

1) 琉球政府文教局『琉球史料』第5集
2) この表では防衛隊，学徒隊を「軍属」に入れているが，これは「一般民」に入れなければいけないだろう。

よる低賃金、長時間の重労働（那覇軍港では月に三〇人程度の負傷者がでていた）にたいする抵抗は、自然発生的に、米軍が労務者の獲得に困難をきたすという逃避とサボタージュの形でおこなわれた。

これにたいして米軍は、一九四八年八月一七日、病院、沖縄民政府（琉球政府の前身）の職員をのぞく全県民にたいする食糧の無期限停止という報復手段をとり、県民の抵抗によってこの指令は公布後九日目に撤回されたが、つづいて翌一九四九年一月には米（こめ）などの主食の価格を約六倍に引き上げる政策をとった。これにたいしても激しい反対闘争が起こり、半額に値下げさせた。

市町村長までも志喜屋知事（現在の琉球政府主席に当たる）のところに押しかけて行くほどのこの食糧闘争は、沖縄における最初の労働・社会運動であった。まだ労働組合もその他の民主団体も結成される条件のない一九四七年七月、沖縄における戦前の労働運動の伝統を引きついで沖縄人民党が結成された。人民党は結成されるとすぐ、労働組合結成の指導をはじめた。

初期の労働争議

一九五二年四月二八日、サンフランシスコ「平和」条約が発効し、その第三条でアメリカによる沖縄占領は固定化された。

その年五月一日、人民党の提唱による第一回メーデー。三〇〇人。六月、清水建設の下請会社日本道路社の争議が起こった。労使双方でかわされた次の契約書は、労働者（奄美大島出身者が多かった）の待遇がどんなものであるかを示していた。

1雇用主側は労働者に対し、内地人、現地人の区別をしない。
2労働者の宿舎を改善する。また労働者に食器やヤカンを与え、飲料水も内地人と同様支給する。
3労働者の業務改善による休業に対し、医療費を支給する。
4扶養家族年金を五月から一六歳以下と改正する（従来一二歳以下）。
5税金の明細書は公開する。

人数からいえばわずか一四三名のストだが、「われわれは日本人

だ」「カヤを与えよ」「悪質土建資本家を倒せ」のプラカードを押し立てて琉球政府と立法院におしかけたこのストの影響は大きかった。その年の二月布令によってつくられた琉球立法院もこのストにたいして同情の態度をとり、つぎの決議を行なった。

【日本道路建設株式会社土木労働者の待遇改善について】　日本土木請負業者、清水建設の下請負、日本道路会社の域間飯場における土木労働者百五十名の待遇は、わが琉球における労働者階級の惨めな状態の最悪なものである。かれらは終戦七年間、農村経済の崩壊のとばっちりを受けて、父母妻子を残して郷里を離れ、現在の職場に仕事を求めたのであるが、賃金の不払い、昔ながらのタコ部屋制度の重圧下に呻吟しながらも、いつかは諸待遇が改善されるものと耐えるだけ耐えしのんできたのである。

しかるに最近の会社側の不法な処置に遂に奮起、去る六月七日、賃金の即時支払い、待遇改善を会社に要求し、目下生きるための闘いをつづけている。われわれはこの琉球において、タコ部屋のごとき飯場のあるを恥じるものである。従ってかかる悲惨なる労働条件を一掃しなければならぬものと信ずる。琉球政府立法院は、決議をもってかかる奴隷労働の排除に対し適切な処置がなされるよう行政府に要請するものである。

一九五二年六月一一日

日本道路のストは、松村組のスト（同年六月）、清水組本部（もとぶ）採石場スト（同一二月）とともに労働三法制定の気運をつくった。

労働三法の成立

本土の法律とほぼ同じ労働三法（労働基準法、労働組合法、労働関係調整法）は、「労働三法を通過させないようにしなさい」「署名をひかえなさい」という米民政官書簡による妨害にもかかわらず、一九五三年九月一日に立法院で成立、一〇月一日に施行された。

同年九月、カルテックス労組、食糧会社労組など七〇〇名で全沖縄労働組合協議会（全沖労）が結成された。占領開始九年目で沖縄の労働運動は軌道にのりはじめた。同時に米軍は本格的な対策にのりだした。

この時期は、基地建設のために米軍が土地取上げを始めた時期である。日本道路社なども基地建設のために本土から呼ばれた会社だが、五三年一二月五日、米軍は小禄（おろく）村貝志部落ハザマ原約一万五〇〇〇坪の軍工事を開始、部落民と衝突、武装兵が出動した。これが武力による土地接収のはじまりである。同時に米軍は、米軍雇用の労働者にたいする対策として布令一一六号を公布する。はやくも一九四七年一一月二八日、米軍はつぎの特別布告二四号を公布している。

米軍の労働政策〔特別布告二四号〕

雇用と労務

北緯三〇度以南の南西諸島とその近海の人びとに告げる。

雇われたいと希望する琉球人と雇い入れたいと希望する雇い主とがお互いの利益のためにお互いの希望を知らせ合い、同時に公平な労務習慣をたてることを早めるのは望ましいことと思われるから、北緯三〇度以南、南西諸島及び近海軍政長官米国陸軍准将フレデリック・エル・ヘイデンは次のように布告する。（中略）

第四条　組織する権利　琉球人の被雇用者が団体を組織する権利は、これを保障する。但し、被雇用者の組織した団体は、その定款と付則とを労務委員会と軍政府に提出して認可を得て始めて団員の代表機関と見なす。

第五条　争議　雇用者と被雇用者とがその問題を同意しあって落着せしめることができない場合は、つぎのような措置をとる。

1　アメリカ軍施設またはその機関の関係する争議であれば、これを軍政府に提出してその落着を求める。（以下略）

文中「北緯三〇度」ということばが出てくる。北緯三〇度は屋久

島のすぐ南にあたり、屋久島と臥蛇島の中間の口之島にかかる緯度である。それは鹿児島湾の入口に近い。アメリカはサンフランシスコ「平和」条約締結以前のこの時点では、北緯三〇度以南の占領を考えていたことが推察できる。

〔布令一一六号〕　一九五三年八月一八日に琉球列島米国民政府布令第一一六号「琉球人被用者に対する労働基準及び労働関係法」が公布された。それは「まえがき」にあたる部分でつぎのように規定していた。

合衆国政府は、琉球列島住民が米国民政府のもとに自由と繁栄を享受することを希望し、且つ、合衆国政府のために雇用されているこの数多くの琉球人の権利を法律によって保護すべきであるので、左記の労働権章典を宣言する。

一、労働者はすべて、他の労働者とともに労働組合に加入する権利を有する。

二、何人も、人権、国籍、信条または社会的地位によって、その労働の権利を拒否されることはない。（以下略）

第五条　被雇用者は、団体交渉その他相互扶助または保護の目的で自主的に団結する権利、労働組合を結成し、これに加入し、またはこれを援助する権利、自ら選出した代者表を通じて、団体交渉をおこなう権利、その他の団体活動に従事する権利を有するとともに、また、かかる活動の一部または全部に参加しない権利をも有する。

（ただし、と第五条はつづける）。

ただし、第二条C項(1)の第一種被用者、その労働団体または該労働団体代表者は、使用者に団体交渉または労働協約を提議し、または行ってはならない。

第一種被用者というのは「米国政府割当資金から支払いを受ける直接被用者」である。

そして布令一一六号は、団体交渉権と同時にスト権を禁止する。第十二条　第一種被用者が同盟罷業に参加することを違法とする。

〔デモ禁止令〕　米軍はつぎに五〇人以上のデモを禁止した。

【布令一三二号禁止される又は許可を必要とする示威行進及び集団行列及び公道における集会、示威行進、集団行列及び行進を管制する法律を審議し立法化するまでの暫定措置として、住民、財産及び交通の安全と保護を維持するために、ここに次の通り布令する。

一、公共街路または公道において行なわれる五十人を超える者の参加する示威行進、集団行列、行進及びそれを目的とする集会は、米軍、警官隊消防隊、葬送、娯楽を目的とする団体及び学校当局の監督の下に行動する児童生徒を除いては、これを禁止する。（中略）

四、罰則　何人でも故意に、本布令に規定する許可証の申請書に虚偽の陳述又は誤解され易い言辞を使用し、又は故意に本布令もしくは本布令の規定にもとづき発行された許可証の規定に違反し、もしくは違反を企図し、又は違反するようもしくは違反を企図するよう他人を勧誘、もしくは援助するものは有罪として五千円以下の罰金または三カ月以下の懲役またはその両刑に処す。

五、本布令は一九五四年四月二十七日から効力を発する。

民政副長官の命により発布する。

首席民政官　米国陸軍准将　チャールズ・V・ブラムリー

〔布令一四五号〕　ついで米軍は布令一四五号「労働組合の認定手続」（一九五五年三月一八日）を公布した。

【労働組合の認定手続】　一、琉球政府により適当な立法が制定されるまでは、在琉米合衆国軍隊に対し不利な影響を与えないという民政官の裁断がない限り、団体または個人のいかなるものも、琉球の諸法規（民政府布告及び布令をふくむ）によって付与された団体交渉または諸権利及び恩典取得を目的とする労働組合とはみなされない。

二、労働組合の認証または認定に先立ち、労働関係委員会または労働委員会は、承認を受けようとする労働組合の役員及びその他の代表者の名簿を民政官に提出して、該組合の資格について民政官の認可書または却下書の交付を受けること。

三、民政官が労働組合としての承認申請を否認した場合には、該労働組合は副長官に訴願することができる。副長官は、この訴願について聴問を行ない、かつ、判定を下し進言をなさしめるために、その諮問機関として審問委員会を設置することができる。訴願書には該組合の指導方針または活動が在琉米合衆国軍隊に何ら不利な影響を与えないということを示すため、その欲する事項を付記することができる。

四、琉球の法規に基く組合として認定を受けた労働組合は、一人または それ以上の役員その他の代表者の選任または解任者の更送もしくは追加補充を行なう度毎にその新役員名簿を、資格を認定した関係機関に提出しなければならない。該機関はこれを民政官に取りつぎ、民政官はその新役員が適任であるかどうかにつき、文書により該機関に通告しなければならない。

五、左記のいずれかに該当する場合には、労働組合に付与された権利及び恩典を取り消し、かつ、団体交渉その他恩典取得を目的として労働者を代表する労働組合の資格を失うものとする。

a　認証または証定された労働組合が役員その他代表者の選任について報告を怠った場合。

b　民政官から労働組合の選任した役員その他代表者が不適任という旨の通告があって、労働組合がこの不適任者を直ちに役員または指導的地位から解任しない場合。

民政副長官の命により発布する。

主席民政官　米国陸軍准将　W・M・ジョンソン

労働運動と土地闘争

この時期は、したがって、運動の挫折と発展が交錯する。

このような弾圧・抑圧体系の整備は、むしろ逆に運動の発展を示すものでもあった。

カルテックス労組はただちに弾圧され、沖縄食糧労組は布令一四五号を適用されて解散させられる。

教員の組織は一九四七年二月の沖縄教育連合会の結成から始まり、それは自らの力で生活の安定を図る目的で五一年六月には沖縄教職員共済会に発展し、それがさらに会員の強固な団結、会員の政治的・社会的・経済的地位の向上を図るために一九五二年二月一四日に沖縄教職員会として改組、この教職員会が青年教師の力で那覇地区教職員会をのぞいて各地区教職員会が一九五三年末までに労働組合への改組を完了したのにたいして米軍は攻撃を加え、ついに一九五四年七月、教職員会は労働組合への改組を断念せざるを得なくなる。

同年一〇月には、奄美大島へ追放を命ぜられた人民党員をかくまったという理由で人民党瀬長書記長（当時）ほか二三名を逮捕・投獄（人民党事件）、こういう弾圧下の情勢のもとで、さきに結成された全沖縄労働組合協議会は自然消滅に追いこまれる。

だが一方では、運動は〝島ぐるみ〟の土地闘争となって非常な力で発展しはじめる。米軍の武力による土地接収にたいして立法院は五四年四月三〇日「土地四原則」を決議する。

【土地四原則】一、アメリカ合衆国による土地の買上げまたは永久使用料の一括払いは絶対に行なわないこと。

二、現在使用中の土地については、適正にして完全な補償がなされること。使用料の決定は、住民の合理的算定にもとづく要求にもとづいてなされ、かつ評価および支払いは一年ごとになされなければならない。

三、アメリカ合衆国軍隊が加えた一切の損害については、住民の要求する適正賠償額をすみやかに支払うこと。

四、現在アメリカ合衆国軍隊の占有する土地で、不要の土地は早急に開放し、かつ新たな土地の収用は絶対にさけること。

この「土地四原則」は、〝島ぐるみ〟の土地闘争のよりどころとなり、旗印となった。そしてアメリカは、土地取上げを強行し土地闘争を圧殺するために、まず労働運動への攻撃を開始したのだった。

労働組合の結成

だがこういう一時期をこえて、五六年から五七年にかけて労働組合の結成が活発になっていく。年代順に組合結成のおもなものをあげておこう。

一九五三年――立法院職労（八三人）
一九五四年――沖縄印刷労（一五〇人）、沖縄港湾労（一〇三人）
一九五五年――国場組職員労（二一八人）
一九五六年――那覇市従労（二四〇人）、沖縄全逓労（九二一人）、アメリカンホトサービス労（六三人）
一九五七年――平良市職労（九〇人）、石垣市職労（八九人）、昭和交通労（一一九九人）、那覇市職労（五一八人）、首里バス労（二二六人）、裁判所職労（一八五人）、沖縄タイムス労（一六五人）、裁判所職労（一八五人）、全税労（四四二人）、社会福祉職労（七三人）、労働局職労（九五人）

これを本土の組合（組合員数）と比較しておこう。この比較はあまり当を得ていないし、むしろ比較するならば本土の組合数の最も少ない県と比較したほうがいいかもしれないが、それにしても本土と比較した場合沖縄の労働運動の出発点がどのようなものであったかをつかむ一助にはなるだろう。

（注）「琉球政府」の統計は、とくに初期のころは「沖縄」という名称を使わないで「琉球」の名称を使っている。したがってこの「琉球」と対比して、「本土」ではなく「日本」の名称を使っている。アメリカが「沖縄政府」という名称ではなく「琉球政府」という名称をつけたねらいはこういうところにもあらわれている。なお「琉球」という名称は中国風の呼びかたであり、「沖縄」が古来の名称である。

第153表　年度別単位労働組合数および組合員数の推移

年別	組合数	組合員数	組合員前年比較	推定組織率
1954	3	300		
1955	3	606	増 306	
1956	10	1,436	〃 830	
1957	21	3,251	〃 1,815	2.9

琉球政府労働局『琉球労働運動史』

沖縄の賃金水準

ここで沖縄の賃金を本土と比較しておこう。琉球政府労働局『琉球労働運動史』（一九五六年―一九五八年）はつぎのようにのべている。

「欧米諸国よりもかなり低い賃金にある日本の平均賃金と琉球の平均賃金とをくらべると、一九五七年における日本の常時雇用者三〇人以上の事業の産業計（全国平均）七一四四B円（注、B円の換算率は一二〇B円＝一ドル。一B円＝三日本円）に対し、同年における琉球の常用雇用者二〇人以上の事業所の産業計平均は四七九六B円である。企業規模に差異があるが両者の差は約二四〇〇B円となり、琉球の平均賃金は日本のそれよりも約二四〇〇B円低い状態である。この賃金差は単に為替換算によるもので、日本と琉球との物価差一・三倍を考慮に入れて換算すると、その差額は四四九六B円となる。

それを比率で示すと、物価差を勘案しない場合は、日本の賃金を一〇〇とすると琉球の賃金は七六・三%、物価差を加味した場合には実に琉球の賃金は日本の賃金の約五八・七%となる。この比率の示すとおり、琉球の賃金がいかに低い状態にあるかがわかる。

さらに琉球の賃金を日本で最も賃金が低い山梨県とくらべると、五七年における山梨県の調査産業計は平均四六八九B円である。これに対し琉球

第154表 戦後の年別日琉労働組合数および組合員数（注）

年	琉球地域		日本全国	
	組合数	組合員数	組合数	組合員数
1947	—	—	23,323	5,692,179
1948	—	—	33,926	6,677,427
1949	—	—	34,688	6,655,483
1950	—	—	29,144	5,773,908
1951	—	—	27,644	5,686,774
1952	—	—	27,851	5,719,560
1953	—	—	30,129	5,842,678
1954	4	403	31,456	5,986,168(6,075,746)
1955	5	606	32,012	6,166,348(6,285,878)
1956	12	1,641	34,073	6,350,357(6,463,118)
1957	35	5,316	36,084	6,606,275(6,762,601)

資料出所：琉球地域は1957年労働組合基本調査，琉球政府労働局。日本全国は労働省昭和32年労働組合基本調査結果報告書より。

注　1. 日本全国資料中「組合員数」欄の（　）内の数字は単一組織の組合員のうち単位扱いの組合に加入しないで，本部または連合扱いの組合に直接加入している組合員数をも加えた数。

2. 琉球地域の数は認可，未認可を含めた数である。

の平均賃金は四四九六B円で、琉球が一九三B円低い。物価差一・三倍を勘案して換算すると、琉球は日本で最も低い山梨県より一三四九B円低い状態にある。その比率をみると、物価差を加味しない場合、山梨を一〇〇とすると琉球の賃金は九五で、物価差を勘案した場合は七三%の低率である。

国際自由労連調査団の沖縄訪問

ず労働組合結成の発展はもはやさけられない情勢になってきた。そこで沖縄の労働運動と労働組合を規制する目的で国際自由労連調査団が一九五六年五月一六日、一〇日間の日程で沖縄を訪問した。調査団のメンバーはつぎのとおりである。

〔調査団のメンバー〕布令一四五号による拘束にもかかわら

ジョージ・L・P・ウイバー（団長、米国交通労組執行委員）、岡本丑太郎（東京都労連執行委員長）、ゴードン・W・チャプマン（米国州・郡・市労組連合会財政部長）、堀内達男（全逓信従業員組合中央教育宣伝部長）、門司亮（日本駐留軍労組中央委員長、社会党議員）、紺野敏夫（調査団随員、日教組中央執行委員長）。

この調査団の沖縄派遣を契機としての沖縄労働運動にたいして国際自由労連の指導が持ちこまれるとともに、本土における国際自由労連が沖縄の労働運動にたいして指導を開始するきっかけがつくられた。調査団のメンバーのうち半分が日本人であることは、国際自由労連が沖縄の労働運動にたいして本土の労働運動の右派による指導を企図していることを示していた。

このときから、沖縄の労働運動はそれまでの閉鎖的な状態から脱して本土の労働運動と結合する道がひらかれる。この道をひらいたのは国際自由労連だが、沖縄の労働運動はかならずしも国際自由労連の企図には沿わず、この時いらい沖縄の労働運動は本土の労働運動のさまざまな潮流の影響を受け、また逆に本土の労働運動に影響を与えはじめる。

一九五六年から五七年にかけて沖縄の労働組合結成数がのびているのは、沖縄内部の情勢がそうさせたとともに、国際自由労連調査団の影響をみのがすことはできない。同時にひとたび結成された労働組合は、国際自由労連をものりこえて発展し、また本土の労働運動とのそれぞれの結合をつよめてゆく。

そして組織上も昭和交通労組が一九五七年一二月に私鉄総連への加盟を大会で議決（私鉄総連の意向でオブザーバー加盟が決定）したの

をはじめとしてその後自治労、自労がそれぞれ本土の組合に加盟、沖縄官公労も本土の国公共闘のオブザーバー加盟になり、その他の組合も本部、支部関係になるか実際的な連絡、資料交換にとどまるかのちがいはあっても、それぞれ組織的な連絡をつよめてゆく。

このような多面的な意味で、国際自由労連調査団の沖縄訪問は画期的なできごとであり、沖縄の労働運動に一時期を画するものであった。

国際自由労連沖縄調査団は一〇日間にわたる調査をまとめて、同年七月二日から九日までベルギーのブリュッセルで開かれた国際自由労連執行委員会にぼう大な報告書を提出した。左にその抜粋をかかげておこう。

【国際自由労連沖縄調査団報告書（抜粋）】　序文　沖縄が主たる島である琉球列島における労働者の基本的人権が侵害されていると主張する報告書が、一九五五年五月二〇日ウイーンにて開催された国際自由労連の第四回世界大会において審議された。これらの申立ては、日本の自由労連加盟組合連絡委員会より国際自由労連に提出されたものである。審議の結果、大会は執行委員会に対してこれらの嫌疑を調査し、その調査の結果にもとづき、政策を決定するよう勧告した。執行委員会は書記長に沖縄への事実調査の派遣団を送ることを指令した。……

調査団は、労働者が自ら組織し、団体交渉を行ない、またストライキを行なう労働者の権利に対して日本に現存する以上の地域的ないしは事実上の制約が沖縄に存在しているものか、あるいは地域的に課せられているものか、そしてもしあるとすれば、かような制約が一般的に課せられているか、ないしはある種の労働者に課せられているかを、たしかめる任務を課せられた。この調査に関して、今日沖縄に存在する労働組合の比較的低い組織率がこうした種類の制約によるものか、ないしは他の要因によるかをたしかめようとすべきであった。……

調査団は、一九五六年五月十二日にはじめて東京で会合した。ジョージ・ウイバー氏と堀内達男氏がそれぞれ調査団の議長ならびに書記に選ばれ、上記の指令が調査団の沖縄における調査に対する権限および骨子として役立った。

沖縄への出発に先立ち、調査団は総評、全労、新産別等、日本における主要労働組合中央組織から彼らが沖縄の条件に関してなんらかつけ加えるべき情報ならびに見解をうけるために、それらの組合の指導者たちと会見した。……

全般的勧告……進んだ教育および職業訓練のために沖縄人を他国に出すような交換計画を拡大すべきである。そしてこの計画中には、労働組合員をふくむべきである。

国際自由労連に対して

一、国際自由労連は、この報告を実行に移すために、そのアメリカ加盟組合の全面的支持を求めるよう勧告する。

二、国際的自由労連は、沖縄において強力にして自由な労働組合運動を組織し、発展させるよう労働者を援助するために、沖縄に経験ある労働組合を代表として任命することを勧告する。"

三、国際自由労連は、他の国の労働組合中央組織との交換を発表せしめ、これによって、沖縄労働者が、その計画から周知の利益を得るようその影響力と財源を利用することを勧告する。

結論　われわれは軍事支配のもとに運営される軍事的防衛基地の必要から、伝統的な民主主義的慣行が制約を余儀なくされることを知っている。調査団は、新聞の自由、言論の自由、政治活動の自由、政党結成の自由を認め、かつ経験した。しかしながら行進や屋外集会に許可を要するという警察規則が乱用されたという苦情があった。こうした濫用は、行政的行動によって匡正され得るし、またされなければならない。

しかし軍事支配下において民主主義が完全に実現されることはあり得ないということはわれわれも承知している。文官優位性の概念は、軍の安全保障というかれらの基本的使命についての軍の概念とはつねに対立する。

したがって、沖縄における諸条件は自由世界の防衛が沖縄を軍事支配の優位下に軍事基地として使用することを必要とする限り、決して完全な民主的条件が沖縄に実現されることはないだろう。

この軍事支配は、自由なる労働組合の組織を奨励するというアメリカの政策を実現し得ないという事実をあいまいにしてはならない。沖縄における現状によれば、アメリカ軍組織の政策面において労働組合の技術面と近代的労使関係の概念に経験ある職員がいないことが現在の沖縄の労働条件を不満足にしていることを大きく物語っていることは明らかである。現在軍の組織表はそれだけこの目的の達成に手助けとはならない。したがって、現在沖縄における最終責任を負うアメリカ軍によって、基本的な組織的行政的改革が実行されない限り、アメリカ政府のこの地域における公式の政策は挫折せざるを得ないであろう。

国際自由労連の計画とバージャー声明

国際自由労連沖縄調査団の報告はそのまま実現された。琉球政府各局別の組合の連合体として沖縄官公労が一九五八年結成と同時に自由労連に加盟した。

一九五八年九月に琉球政府労働局の仲松課長が「国民指導員」として渡米、米政府の計画が発表された。それによれば、①五八年一一月ごろに仲縄の労働運動を健全な方向に育成し、労働運動にたいする共産主義の介入を防止するために、国際自由労連から指導員を派遣する。この指導員の家族をふくめての費用は一切自由労連が負担し、五、六年間継続して指導にあたる。②指導員派遣と平行して沖縄の労働組合の指導者をカルカッタにある自由労連労働大学に派遣して養成する、というものであった。

この計画も実現された。一九五九年九月、国際自由労連駐在員が沖縄に常駐した。六〇年二月、一一名の沖縄の労働組合代表がアメリカ政府の招待で国民指導員という肩書きでアメリカに派遣され、AFL・CIO幹部の直接の指導をうけた。ついで同年八月、五名の労組代表がインドのカルカッタにある自由労連労働大学の夏季講座に送られた。

こういう動きと前後して米民政府首席民政官・米国陸軍准将・V・F・バージャーは布令一一六号と布令一四五号を再確認する声明を出した。これがいわゆる「バージャー声明」である。

【バージャー声明】　認可されていない労働関係の個人および組織等が雇用者をして団体交渉に応じさせたり、あるいは種々の協定に署名せしむべく強要する不当な試みに出る等の非合法活動についての報道が再々ある。

琉球政府中央労働委員会または一九五三年の布令一一六号によって設立された労働関係委員会の適当なる法的要求条件に合致するものとして証明されない限り、雇用者はいかなる個人、団体または組織といかなる形式の団体交渉を行ない、またはそれらを被用者の代表として認めるいかなる義務をも有しない。

琉球政府または民政府の基本的労働法による要求のほかにいかなる労働代表の認定も一九五五年の布令一四五号によって規定されるものである。その第一節はつぎのごとくである。

琉球政府により適当な立法が制定されるまでは、在琉米合衆国軍隊にたいし不利な影響を与えないという民政官の裁断がない限り、団体または個人のいかなるものも、琉球の諸法規（民政府布告および布令をふくむ）によって付与された団体交渉または諸権利および恩典取得を目的とする労働組合とみなされない。

次の諸団体は下記の日付によって結成されたと報告されている。しかしながらそれら団体は、いまだ法に合致するものとして認可されていない。

中央労働委員会はこれらの団体が認可申請を出していないと指摘している。

結成月日	名称
一九五三年　九月　二五日	全沖縄労働組合連絡協議会
一九五七年　二月二七日	W・W・テーラー労働組合
一九五七年　八月一七日	東陽バス労働組合
一九五七年一〇月一五日	西新タクシー労働組合
一九五七年一一月二八日	沖縄タイムス労働組合
一九五八年　一月二六日	琉球新報労働組合
一九五八年　三月　八日	アイランド・インタープライズ労働組合
一九五八年　三月一四日	八重山労働組合連合会
一九五八年　四月　一日	中部合同労働組合
一九五八年　七月一八日	我那覇鉄工所労働組合

その他次の諸団体……沖縄青バス労働組合、泰石労働組合、太陽堂労働組合、伊良部村職員労働組合が確に善意の下に中央労働委員会に申請を出しているが、いまだに同委員会には、認定に必要な事務手続を完了していない。

法的要件に適うものと適当に証明されない限り、いかなる個人または組織もいかなる被用者の代表と称してその主張する協定を施行するいかなる法的手段をも有しないということを関係者に情報として提供する。

沖縄繊維の争議

こういう情勢のもとで五八年四月九日沖縄繊維工業のストが勃発した。沖縄繊維工業は、従業員約二七〇名（大半が女子）、資本金の八〇％を名古屋日本衣料が出資している会社である。四月八日の従業員大会で訴えられた実情報告によると、女子がアイロン工で時給二一・五B円（一B円は三日本円）、見習工四・七五B円、男子裁断工、アイロン工五・七五B円という低賃金である。

四月九日早朝より全従業員と下請業者二一名およびその従業員四〇〇名が浦添（うらぞえ）村同社前の広場でスクラムを組み、労働歌を歌ってストライキに突入した。

【要求事項】

1、見習工の三ヵ月を一ヵ月にすること。
2、見習は月給制にして（現在出来高払い制）の最低二五〇〇円にすること。
3、本工員は時給を最低一三円にすること。
4、定期昇給を年二回にすること。
5、皆勤手当制度を廃止し、年二回ボーナスを支給すること。
6、毎週一回公休日を認めること。
7、退職金制度規定をつくること。
8、女子従業員の徹夜作業を廃止すること。
9、五分の遅刻で一時間を差引かないこと。
10、労働者をくくる契約書を廃止すること。
11、午後五時以後の早退届出制度を廃止すること。
12、職業は個人の自由意志にまかすこと。
13、指導員はもっとやさしくすること。
14、賃金はもちろん仕事やその他の面に差別待遇しないこと。
15、不当な解雇は絶対しない。
16、更衣室をもうけること。
17、労働時間は八時間とすること。

一方全沖労協では各政党、各団体支援のもとに「沖縄繊維スト支援労働者総決起大会」を団交中の四月一四日美栄橋広場で聴衆約四〇〇〇人を集めて開催、現場の数名の女子労働者が泣いて実情を訴え、大会は左の宣言決議を採択して夜一一時過ぎ散会した。

【宣言決議】　沖縄女子労働者がいかに苛酷な労働条件と低賃金のもとで使われていたかは明らかにされた。沖縄繊維工業株式会社は琉球経済にプラスするという条件で外資導入審議委員会から設立を許可された外国資本八〇％を占める会社である。ところが同社は琉球経済にプラスするどころ

か、失業者の多いのを良いことに、あらゆる手段、違法行為をして従業員をしぼりとっている。これは労働問題以前の人権問題である。

いま沖縄繊維七〇〇人の女子従業員は、人間としての取扱いをしてくれと最低賃金二五〇〇円を要求して解放のたたかいに立ちあがった。本大会は七〇〇人の女子労働者にたいし強力な支援をおくり、要求が入れられるまで共にたたかいぬくことを誓う。

四月三〇日、労働者側の一七項目の要求のうち会社側は一五項目を受け入れ、賃金要求も最低八円八〇銭に引き上げて、二二日間のストは解決した。

2　全沖労連の結成

ドル切りかえ

沖縄の労働運動は戦後第二期に入る。そしてこの第二期の時期を画する全沖縄労働組合連合会（全沖労連）の結成を直接準備したものとしては、客観的な条件として一九五八年九月のドル切りかえ、主体的な条件として一九六〇年四月二八日の沖縄県祖国復帰協議会（復帰協）の結成をあげることができる。

従来の通貨B円をドルそのものに切りかえた「ドル切りかえ」の措置は、沖縄の通貨をそれまでの封鎖的なB円から国際通貨であるドルにすることによって、沖縄の経済を基地に依存する変則的な流通経済ではあるが資本主義経済として発展させ、同時にアメリカと日本本土からの投資の増大をもたらした。ドル切りかえと同時に公布された布令一一号「外国人の投資」は「高等弁務官と行政主席は、琉球人との共同もしくは外国資本単独のいずれを問わず、投資側も適当な利潤を受けるごとき外国資本の投資を歓迎する」と言い、さらに「利潤の自由送金制」を保障した。

ドル切りかえがアメリカからの資本だけでなく日本本土からの資本誘致を念頭においていたことは明らかだった。なぜならドルそのものに通貨が切りかわったのだから、アメリカ本国の資本は当然送金は自由であり、ことさら「自由送金制」をいう必要はないからである。ドル切りかえに際しアメリカは資本の力によって沖縄占領を維持・防衛することを考え、この資本の力のなかにアメリカ本国からの資本だけでなく、日本本土からの資本（政治的には日本独占資本の政府）による協力を期待したのである。ドル切りかえ（一九五八年）を契機としてどのように沖縄に資本がはいったか、年度別、国籍別の件数を第155表で示しておこう。

資本の導入――それに必然的に照応するのは労働組合結成の増大である。第156表に示しておこう（カッコ内は組合員数）。

復帰協の結成

こういう労働者の力が中核となって一九六〇年四月二八日に沖縄県祖国復帰協議会が結成された。

そして結成されたばかりの復帰協がはやくも取り組んだのが、本土の安保闘争と呼応してアイゼンハワー大統領の沖縄訪問を予定の滞在時間を三〇分切りあげて追いかえした「アイゼンハワー追放闘争」である。

復帰協は翌年一九六一年の大会でつぎのスローガンを採択した。

第155表　沖縄への資本投下

年	米国	日本	香港	フィリピン	パナマ	レバノン	デンマーク	カナダ	ニュージーランド
1951		1							
1952		1	1						
1953	2	3	1			1			
1954	6	2	1	1					
1955	3								
1956	18	2	8	1	5			1	
1957	1	2		1					
1958	1	2			1				
1959	10	11	3	2					
1960	15	16	7	2	1				1
1961（7月まで）	9	10		5			1		

第156表　沖縄における労働組合の結成状況

年	公務員	製造業	運輸その他	建設	サービス業	地方公務員	スト権のない単労組	その他		備考
1953	1 (101)								1 (101)	
1954		1 (210)	1 (266)						2 (476)	
1955				1 (274)					1 (274)	
1956	1 (1,314)	1 (19)	3 (115)		1 (62)				6 (1,510)	沖縄全逓結成(1,314)
1957	3 (864)	5 (656)	1 (15)		1 (37)	4 (1,147)			14 (2,719)	
1958	6 (3,230)	3 (213)	1 (230)			3 (110)			13 (3,787)	沖縄官公労結成
1959		1 (28)	5 (1,579)			3 (85)	1 (141)		10 (1,833)	沖交労結成(1,461)
1960	4 (498)	9 (882)	7 (1,817)	1 (84)	1 (76)	3 (191)	6 (2,162)	3 (546)	34 (6,256)	自治労結成(1,472) 全沖労連結成（6,370）
1961 7.13 現在	1 (224)	8 (735)	5 (1,042)		5 (311)	2 (66)	2 (250)	1 (16)	24 (2,644)	全軍労結成(2,301)

のスローガンは沖縄県民のたかいを集約する統一綱領となった。

一、平和条約第三条の撤廃。
一、日本政府にたいし沖縄返還要求の対米外交を迫る。
一、潜在している日本国憲法の顕在化を図る。
一、国政参加を実現しよう。
一、国家経費を本土政府に支弁させる。
一、国会において沖縄問題特別委員会の設置を実現する。
一、日本政府にたいし沖縄復帰特別措置法を制定させる。
一、主席公選を実現する。
一、国県有地管理の民移管と軍事基地使用国県有地の地代支払いを要求する。
一、思想、言論、出版、集会、団結、渡航の自由について完全保障を獲得する。
一、軍縮と平和共存政策を支持する。
一、植民地主義全廃運動を展開する。
一、新安保条約の本質を知らしめる運動を展開しよう。

本土の実情を知らされていな

いために安保条約の理解を呼びかけたこの最後のスローガンは、その後急速に「安保条約反対」に発展していった。これらのスローガンは、沖縄だけでなく、本土でも消化される性格を持っているところに、その本質があった。

全沖労連結成とその経過

たが、一九六〇年八月に五名の労組代表がジャカルタの自由労連労働大学に派遣され、その一人である那覇市職真栄城書記長が三代目の全沖労連結成準備委員長に就任した一九六〇年後半から結成準備の作業は急速に進められていった。

一方、一九五八年に結成されると同時に自由労連に加盟した沖縄官公労は、沖縄の労働問題を国際問題にするという一面を持って自由労連に加盟したものの、自由労連の反共・労資協調主義には一定の批判を持っていた。

この批判は本土の全労会議（いまの同盟）にたいする反対となってあらわれた。当時総評の幹部が米軍によって渡航を全面的に拒否されていたとき、全労の幹部はほとんどフリーパスで、とくに全労和田書記長は、琉球海運労組から独立して日本海員組合沖縄支部を結成させる準備を進めていた。

全沖労連の結成を積極的に進めていた準備委員が全労幹部との接触をふかめていたことは、沖縄官公労に警戒をおこさせずにはおかなかった。そして沖縄官公労の幹部は、全沖労連の結成に消極的になっていった。

一方結成準備委員会――その背後の国際自由労連――は沖縄官公労を除外しても全沖労連を結成しようとする動きを示していた。それにたいして戦闘的ないくつかの小組合は、いまの沖縄の組織状況のもとで沖縄官公労をぬきにした中央組織は考えられない、官公労各単組が大会で態度を決定するまで待とうといって早期結成には反対の態度をとっていた。

結局全沖労連（全沖縄労働組合連合会）は一九六一年六月一七日に結成された。だがその結成は、結成の経過を反映してつぎのような変則的なものになった。官公労のうち全沖労連に加盟したのは厚生局単組と全税労組の二単組（一七六四名）、残りの一三単組（約四七〇〇名）は後日加入。自治労は那覇市職だけ加入。結局二万近くの組織労働者のうち参加は六五〇〇名。組織率約三〇%。

全沖労連結成の翌日、国際自由労連代表の指導のもとに全沖縄軍労働組合連合会（全軍労連）が結成された。

ほとんど同時に、全沖労連を指導する機関として浜端（はまばた）中央執行委員長、下地組織部長、全軍労連の一部役員その他によって「自由労連諮問委員会」という名称の自由労連グループがつくられた。

布令一四五号「死文化」運動と廃止

全沖労連結成後、沖縄の労働運動は、下部の闘争が自由労連グループをのりこえてゆく経過をとる。全沖労連執行部の内部がどのようなものであれ、労働戦線の統一体として結成された全沖労連にたいする小労組や未組織労働者の期待は大きかった。だが全沖労連と支援が全沖労連に持ちこまれた。争議にたいする指導と支援が全沖労連に持ちこまれた。だが全沖労連執行部内の自由労連グループは、下部の要請にこたえることができなかった。

全沖縄タクシー労組は全沖労連に加盟していたが、一九六一年二月に米民政府によって布令一四五号を適用され、組合の資格を剝奪

されていた。それにたいして全沖縄タクシー労組は実力で団交権と争議権を獲得し、非認可組合でありながら経営者を団交にひきずりだした。自由労連グループは全沖縄タクシー労組など戦闘的な労働組合を嫌い、同労組に対抗してつくられた全琉球タクシー労働組合を全沖労連に加盟させて全沖縄タクシー労組をけん制しようとした。全沖縄タクシー労組はその後自然消滅に追いこまれたが、同労組が非認可組合でありながらストライキでたたかったということは、布令一四五号とバージャー書簡(前述)を有名無実のものとした。

このたたかいは布令一四五号「死文化」のたたかいと呼ばれた。そしてこのたたかいをいっそう拡げ完全に撤廃させようというたたかいの方向が全沖労連内部に持ちあがった。そして全沖労連加盟各単組は、こんど役員を改選したときには米民政官に役員名簿を提出するのをボイコットする方針を一九六一年九月に確認した。

自由労連グループは、下部からのこういう動きを抹殺することができなくなった。そしてむしろ先手を打って一九六二年一月二五日付でキャラウェイ高等弁務官に「布令一四五号撤廃に関する要請」を提出した。この「要請」は、同布令がいわゆる共産主義者を組合から排除するという「有益な目的には全く役立たぬ」ようになり、むしろ同布令が「反米思想を惹起する」危険のほうを重視しなければならないとのべ、つぎのことばで結んでいた。「われわれは、その組合を自由で自主的な方法で管理できるまでに成長しており、加盟組合が政党その他の組合員以外のいずれかの要素から支配されることを防ぐために、民政長官の援助は必要としないことを、国際自由労連諮問委員会はここで明言する。われわれは加盟組合を世界の自由な労働組合運動の目的と政策の線に添わせてゆけるという確信を持っている。」

一九六二年二月八日、キャラウェイ高等弁務官はつぎの声明ともにについに布令一四五号の廃止を発表した。

昨年就任以来、私は琉球の現行法や布令などに関連して、琉球の労働事情を検討してきた。とくに民政府布令一四五号については、格別な関心を払ってきた。これは同布令がたえず批評や批判のまとになっているからである。

そして同布令が琉球の労働運動の発展におよぼす影響について多くの主張を検討したのち、最大の努力をそそいでいろいろな事実を摘発しうることができた。布令一四五号が労働者の組合結成を抑制し、組合員としての権利を剝奪し、また責任ある労働運動の指導者が組合員の福祉を助長するにあたって、阻害していることを裏づける確定的な証拠はなにもない。

私や私の部下職員の見解としては、法律はその保障や取締りを受けるべきところの社会制度において積極的役割りを果たすべきものである。しかるに布令一四五号は、昨今においてそのような機能を発揮していないようにみえたので、私は自分の考えをたしかめるため、弁務官室外からの意見も求めた。これらの人びとは、布令一四五号の本来の使命、つまり組合が新しく結成された場合、それが好ましからざる人びとによって支配されることのないようにするためには、同布令はもはや必要のないものであるという見解であった。(以下略)

一九六二年の統一春闘

布令一四五号を撤廃させた力で、この年は画期的な春闘がたたかわれた。

その年の一月、沖縄人民党の機関紙『人民』が創刊された。発行申請を七回にわたって米軍は拒否、ついに八回目に許可しなければならなくなったのである。布令一四五号の撤廃は沖縄の労働者と県民がかちとった「団結の自由」であり、『人民』の創刊は同じく県民がかちとった「言論の自由」であった。

その年の春闘をたたかう組織力として、一九六一年末には沖縄官

公労傘下一二単組、沖縄全逓、全日本海員組合沖縄支部などが全沖労連に加盟した。そして一九六二年一月には全沖労連は四八組合、一万二六四八名に成長していた。組織率は全組織労働者の六〇％以上であった。

この年の春闘の目標としては「当面本土なみの賃金を要求し、三〇ドル（一万八〇〇〇円）をかちとる」という大幅な賃上げ目標が設定された。「本土なみ賃金」のことばが示すように、経済闘争と政治闘争を結合してたたかう方針が示された。そしてこの統一春闘方針は同盟系の代表をふくむ全員一致で決められた。

この春闘で、本土の春闘との共闘が計画的に組まれた。沖縄の全逓労組は本土の全逓、全電通と連絡をとり、三月二九日午後一時から一時間半、本土、沖縄間の電報の送・受信を完全にストップさせた。

四月一日の琉球政府一〇周年式典には、沖縄官公労の葬送デモがおこなわれ、二十余の組合旗に喪章をつけた無言のデモ隊が「十年一日無策政治、アメリカへの忠実政治はわれわれに有害無益」「高い税、高い物価、低い賃金、もうゴメン」などのプラカードをかかげて、式典広場前の舗道を二回にわたってゆっくりねり歩いた。大田主席は正面を見つめたまま、デモ隊に目をむけることができなかった。来賓祝辞のなかでレムニッツアー大将は「共産主義侵略防衛のため、沖縄は重要な存在である」と力説したが、その合い間に官公労のマイクから〝原爆ゆるすまじ〟〝沖縄かえせ〟の歌がながれ、異様な空気でつつんだ。記念式典は正午前閉会、つづいて開かれた記念パーティも十分後には流会になった。

この春闘は、沖縄経営者協会（一九五八年七月設立）が「略奪賃金が横行した」と語ったのでも示されるように、沖縄の労働運動はじまって以来の大きな成果を達成、自由労連沖縄駐在員ダニエルは「全沖労連は沖縄の労働運動の指導的役割りを果たし得なくなった。それはしだいに人民党に支配、私物化され、人民党の下部機関的な政治闘争に主体をおくようになった」と語った。

労働運動と農民運動の結合

この年の春闘は、かつての土地闘争とは異なる新しい農民運動と結合した。一九五八年のドル切りかえ以来、本土から激しい勢いで製糖資本がはいり、それまでの農村型の小型製糖工場はまたたくまに解体されて、それに代わって本土資本が支配する大型製糖工場（名古屋製糖の出資による琉球製糖、横浜製糖、日新製糖の出資による中部製糖等）が設立された。アメリカの植民地支配の方針にしたがって実施された琉球政府による「農業構造改善事業」が従来の自作農単位の農村経済をまたたくまに破壊した。そして沖縄の農村は千という単位の砂糖キビをつくる農民を一つの大製糖工場に従属させる植民地型のキビ単作農業に再編成された。そしてつぎに農民をおそったのは、砂糖キビ価格の値下げであった。

ここから、キビ価格の値下げに反対し、値上げを要求するまったく新しい型の農民運動がはじまった。

宮古製糖の工場が落成したのは一九六〇年一二月のことである。宮古城辺（ぐすくべ）町の同社工場でひらかれた落成式には米民政府シャーベン企画部長、高等弁務官代行官ローズ中佐、琉球政府宮城官房次長、経済局宮城次長、本土からは資本と技術を導入した大阪製糖、東洋化工機の大手筋をはじめ取引銀行の代表者がずらりと並び、沖縄本島からは大手筋の製糖業者約四〇名がＣＡＴ機をチャー

ターしてのりこんだ。この落成式には地元のキビ作農家全家族約三〇〇〇人が招待され、ビールで乾杯、城辺町はお祭り気分となった。

それがわずか二年後の一九六二年七月三〇日には、同じ宮古製糖工場の構内で一〇〇〇名の農民が、団交の結果かちとった最低一ドル二〇セント、最高二ドルのキビ代値上げの勝利の万歳のこえをとどろかしたのである。

その年沖縄本島からはじまったキビ代値上げの農民運動はまたたくまに宮古、八重山にまでひろがり、「キビ代値上げ共闘会議」が農民によって結成された。共闘会議はその後、全沖縄農民組合連合会（全沖農）の恒常的な組織に発展した。

沖縄のこの農民農動は、本土にはみられない農民運動である。一九六二年の春闘では自由労連グループの反対によって全沖労連と「キビ代値上げ共闘会議」の意識的な共闘は実現しなかったが、この年、労農同盟の客観的な基盤が成立し、それがまたこの年の春闘を盛り上げ、また労働者の春闘が農民の運動を激励した。

3　労働戦線の分裂と下からの統一

自由労連グループの脱退

一九六二年の春闘は、全沖労連の結成をいそいだアメリカと国際自由労連の意図に反して、全沖労連がたたかう組織として急速に成長してきたことを示した。

ここから、全沖労連にたいする国際自由労連グループの新しい対策があらわれてきた。それは全沖労連の国際自由労連一括加盟強行のうごきであり、それが不成功とみるや組織を割り、別の組織をつくる策動である。その策動は、はやくも一九六一年の春闘の年からはじまった。そして全沖労連を国際自由労連に加盟させる工作は、前年一九六一年にそれぞれ本土組合に加盟した全繊同盟沖縄支部と海員組合沖縄支部が口火を切った。

七月七日、全沖労連（五〇余組合、組合員一万七〇〇〇）の第三回中央委員会で両組合から国際自由労連一括加盟が上程された。意見は二つに分かれ、ついに票決は不成立に終わった。ついで七月二九日の全沖労連第三回定期大会でも一括加盟問題は決議事項からはずされ、タナ上げされた。こういう事情には沖縄全逓がその臨会大会で加盟決議を否決、また沖縄官公労の代議員が全沖労連大会にのぞむ態度として、強行採決によって全沖労連に混乱を起こすことはさけるべきだと意思統一をしていたことが反映していた。

そこで自由労連グループは、一九六三年の春闘を経済闘争のワク内にとじこめるために、全沖労連中央闘争委員会を無視する方針をとった。それは、バス関係労組共闘会議の闘争にするどくあらわれた。バス労組共闘会議の指導部は、さきに全沖労連の呼びかけで、バス料金の大幅引上げを阻止する政治的なたたかいと大幅賃金引上げという経済的なたたかいを結合して結成された「生活と権利を守る県民共闘会議」との連携のもとにたたかう全沖労連の中闘の方針を無視して、賃上げ要求だけで五月三日から無期限ストに突入した。

ところがこのストは、琉球政府にたいして料金改定の認可をせまるバス経営者たちの団結に直面して、五〇余日にわたる実力行使にもかかわらず成果はきわめて小さかった。そのうえ闘争終結の前後ごろから政府と会社側の企業統合、「合理化」攻勢が強化されてきた。するとバス共闘の幹部は、組合員の不満が表面化するまえに、人民党がバス労働者のたたかいを「物とり主義」と非難したとか、全沖労連芳沢書記長（第三回定期大会で選出）らがバス共闘に組織介入したとか、あるいは「全沖労連はバス共闘に政治ストを押しつけた」というような攻撃をはじめ、こういう雰囲気のなかでバス関係三労組の全沖労連脱退がつぎつぎと決議されていった。

一方、全労系を先頭に自由労連グループの中央執行委員が全沖労連中執を辞任し、執行部は五名を残すのみとなり、バス関係労組につづいて全労系組合が全部脱退した。

こういう脱退行動と平行して、脱退労組と、それまでは全沖労連との組織統一を嫌っていた全軍労（一九六三年の定期大会で自由労連加盟）が一つになって、全沖労連とは別の中央組織を結成する態勢がつくられていった。

県労協の結成

このような動きにもかかわらず全沖労連は解体されなかった。だが、自由労連グループは、一九六三年末には沖縄官公労の全沖労連脱退に成功した。そして一九六四年にはいると、マスコミ共闘を中心として全沖労連にふみとどまっている約二〇〇〇人の労働者を排除して、減税共闘会議や春闘共闘会議という形で全労脱退労組が結集、ついに一九六四年九月二五日、沖縄県労働組合協議会（県労協）が結成された。

県労協の結成大会には、来賓としてスタウト米民政府労働局長、ダニエル国際自由労連沖縄駐在代表、落合英一国際自由労連東京事務所長、全労和田書記長、総評岩井事務局長、若林国際局長、自治労宮内中闘、全逓高柳副委員長が出席した。それまで総評幹部の沖縄への渡航申請はほとんど拒否されていた。ところがアメリカは岩井事務局長をはじめ総評幹部の県労協結成大会への出席にたいしては渡航を許可した。こういう点にもアメリカが県労協の結成に何を期待していたかが示されていた。

県労協の結成はつぎのことを意味していた。

(1)県労協結成で中心的な役割を果たしたのは全繊同盟と海員組合の沖縄支部であり、この点でも本土の労働運動の状態がするどく沖縄に持ちこまれた。県労協が結成された一九六四年は、労働運動にかぎらず原水禁運動、沖縄返還運動などすべての運動が分裂した年である。沖縄返還運動は前年は統一し、しかも画期的な第一回海上大会が統一しておこなわれたが、一九六四年には海上大会は分裂した。本土における運動の分裂が沖縄における労働戦線の分裂に一つの条件を与えた。

(2)県労協の結成によって、本土ではまだあらわれていない事態が沖縄であらわれた。本土では総評と同盟は対立した組織であるが、沖縄では県労協の結成によって総評と同盟の一時的な同盟が成立した。この一時的な同盟が何をねらっているかは、それまで何回渡航を申請しても許可されたことのない総評の幹部に、今回はアメリカが渡航を許可したことにもあざやかに示されていた。アメリカのねらいとしては、県労協の結成によって総評を同盟寄りにしたいという期待があった。

(3)もはや沖縄の労働運動を沖縄という地域の労働運動としてつか

んではいけない時代がきていた。運動としても、また組織としても、本土と沖縄が相互に鋭く影響しあう時代がきていた。

沖縄における総評と同盟の一時的な同盟が、こんどは逆に沖縄から本土に持ちこまれる情勢さえ生まれてきた。県労協が結成され、沖縄の労働戦線が分裂した一九六四年は、ベトナム戦争が本格的に開始される前年である。一九六五年二月七日に「北爆」は開始される。

県労協内部の対立

ともあれ県労協の結成によって沖縄の労働戦線は県労協（二四組合、二万四五〇〇名）、全沖労連（三四組合、二五〇〇名）に分裂した。

一方、結成されたばかりの県労協の内部に、はやくも対立があらわれてきた。結成大会の壇上では、総評と同盟の最高幹部は「わたしたちの間には大筋において違いはない」といい、また大会後、県労協にたいする組織的競合をさけるために、両組織とも平等に毎月二〇〇ドル（七万二〇〇〇円）ずつ県労協に資金援助することになったが、もともと基本的な性格の相違を持つ総評と同盟が県労協の内部で対立をおおいかくせるものではなかった。

結成一年目の一九六五年九月二五、二六日にひらかれた県労協第三回定期大会で、総評系と同盟系ははやくも激突した。総評系幹部の主導権のもとに作成された大会議案は、新年度運動方針のなかで「一九七〇年の安保改定へ向けて安保体制打破のたたかいを進める」とのべていたが、それにたいして全日海沖縄支部は「安保問題を入れることは同盟の方針に反するし、また県労協結成当初確認された総評、同盟の組織路線をもちこまないという組織方針にも反するので、保留すべきである」という修正案を出し、多数決で否決された。

人民党をふくめた革新政党の共闘連を支持して第七回立法院選挙をたたかうという選挙闘争方針については、いっそう大きな激論がかわされた。

全繊同盟沖縄繊維労組の代議員は「人民党を共闘連に参加させることは県労協結成の趣旨に反する。また人民党は党勢拡張だけを考える政党だから、共闘すべきではない」と発言、つづいて港運労、全日海沖縄支部など同盟系組合から人民党攻撃がおこなわれた。それにたいして亀甲議長（沖縄全逓執行委員長）は「アメリカの二十年支配を打破するためには主席公選をかちとらなければならない。そのためには民主党（現在沖縄自民党）の議席を圧縮する必要があるにもかかわらず、現実には人民党を無投票区に加えてもなお無投票地区（民主党が野党対立候補なしに無投票で当選する地区のこと）がある。党勢拡張は政党として当然である」と説得したが、全日海はなおも人民党候補をしめだす修正案を提出、賛成一三名で否決された。

この県労協第三回定期大会は、総評と同盟の対立を浮彫りにし、共同行動を崩壊させた。同盟本部はその年一〇月一日から沖縄本部を開設、同盟独自の沖縄対策強化を始めた。

プライウッドのスト

県労協と全沖労連に労働戦線が分裂した年に、戦線を下から強化し、統一する役割を果たす画期的なたたかいが起こった。プライウッド（ベニア板工場、アメリカ人経営）のストは、労働協約で、①換気装置をとりつける、②更衣室を増設する、③夏季手当一・二五―五割支給する、④協約有効期間中スト、怠業、ロックアウトをやらないとの取り決めを会社側が実施しなかったためストに発展した。争議はその後法廷闘争に持ちこまれたが、このストライキこそは労働運動にとって最も困

難な時期に起こり、しかもその戦闘性において類をみないたたかいであった。そのときのビラをかかげておこう。

【プライウッド争議のビラ】生命を的に煙突ストでたたかう兄弟を守ろう。

今日（一九六四年四月十五日）で煙突上の四名の仲間は、二十四日間も地上三三メートルの煙突上でたたかい続けています。四名の労働者の生命をかけた抗議の闘争に対してピアソン社長と彼を援護している権力（ワンズボーロ副民政官、スタウト労働部長、シーモンズ公安部長、琉球政府警察局長、本部長等）は共謀の上ありとあらゆる悪事のかぎりをつくして、煙突上の仲間をしめ殺しにかかってきました。

まず社長は、三月二十四日、福島専務にたいして「下から火をたけ、食糧をたち切れ」と命令してフィリピンに逃げ、警察は三月二十六日まで食糧の搬入を阻止した……

四月九日、ピアソンは暴力団を「警備員」の名目でやとい入れ、警察と協力させて労働者におそいかからせようと待ちかまえています。四月十一日、彼らは新たに陰謀を企だてました。本ボイラーのかま（四名の仲間が登っている煙突のかま）に仮煙突をつくって火を入れました。今は、かまの火はたきつづけられ、有毒ガス（一酸化炭素、亜硫酸ガス）は四名の仲間に送りつづけられ、登っている煙突は煙がもれ、熱を持ち、四名の生命は今や実に危険な状態におかれています。

加えて、会社、米国民政府、労働局長、警察は、四名の仲間が登っている煙突へ行く火と煙、ガス等を防いでいるレンガ壁がこわれるのは時間の問題だということを十分承知の上で、火をたきつづけているのです。彼らは四名の労働者を火あぶりにしようとたくらんでいるのです。

プライウッド争議現場における四月十日の不当弾圧抗議、要求貫徹総決起大会は、一五〇〇名余の怒りにもえる人たちを結集して開かれました。

……（以下略）

一九六四年四月十五日

プライウッド労働組合、全沖縄労働組合連合会、

四名の生命と労働者の権利を守る共闘会議

全軍労第四回臨時大会

一九六五年二月七日北ベトナムへの爆撃が開始され、前進基地としての沖縄は戦時状態におかれた。米軍基地の労働は強化され、文字どおり二四時間拘束されるようになった。那覇軍港のタグボート乗組員（全軍労働組合員）にたいしてベトナム行き強要を撤回せざるをえなかった。

こういう情勢のなかで、軍労働者の戦闘性がいちじるしく高揚したことが、一九六五年春闘の特徴であった。ベトナム戦争にいつかりだされるかわからない不安と、二カ年以上も賃金引上げがおこなわれなかった不満がかさなって、基地労働者は、全軍労連が自由労連に加盟しているにもかかわらず、自由労連をのりこえて実力行使を決意しはじめた。

五月九日、全軍労連は異例の第四回臨時大会を開催、全組織をあげて賃金改悪を阻止し要求をたたかいとることを確認、規約に「同盟罷業」の条項を挿入する重大決意を表明した。これは布令一一六号（軍労働者の団体交渉権とストライキ権の禁止）に違反することである。

米軍はただちに、同盟罷業の条項を削除しないかぎり賃金交渉には応じないし、何らかの処置をとるだろう、と執行部に圧力をかけてきた。このため六月四日の全軍労中央委員会では、多くの反対にもかかわらず「同盟罷業」の条項は削除された。だがこの全軍労第四回臨時大会は三年後のゼネストの礎石をすえた重要な大会であった。

労農同盟

一九六五年八月一九日、沖縄の労働者と県民をなだめてベトナム戦争の前進基地としての沖縄米軍基地の機能を安全にするために沖縄を訪問した佐藤首相は、一号線軍用道路いっぱいに延々四キロにわたって坐りこんだ労働者、学生、市民の力におそれをなして、宿舎として予定していた東急ホテルをさけて嘉手納基地内の米軍迎賓館に保護をもとめた。労働戦線の分裂にもかかわらず維持・強化されていた政治戦線の統一――復帰協の団結力と結集力――が、ベトナム戦争が開始されたまさにその年に、このような大きな力を発揮したのだった。

一方労働戦線にも、下からの行動の統一が発展してきた。全沖労連は一九六五年四月一七日の第六回定期大会で執行部の指導態勢を確立、六五年春闘は全沖労連、県労協のいずれも前年以上の成果をあげた。とくにストライキでたたかった琉球新報労（全沖労連加盟）は六五年春闘の最高額をかちとった。

こういう下からの統一のうごきのなかで、アメリカは県労協にたいする攻撃をつよめてきた。六六年初め、那覇市職労に大量解雇の攻撃がかけられ、ついに四月九日に第二組合がつくられた。那覇市職労のような労働戦線の分裂に積極的であった組合にたいしてもアメリカ支配層は安心できなくなってきたのである。

一九六五年以降の労働運動のもう一つの特徴は、下からの行動の統一が発展するとともに、土地を守る農民のたたかいと固く結合したことである。アメリカはベトナム戦争の開始とともに新しい土地取上げを計画しはじめた。朝鮮戦争直後、沖縄本島の全耕地の四六%をアメリカは基地として強制接収したが、それでもなお基地が不足し、いままた具志川村昆布（こんぶ）、糸満町喜屋武（きやん）、知念村志喜屋、山里などの土地を接収しようとして農民に土地取上げを通告してきた。このことは、アメリカの野望を示すとともに、予想を上まわるベトナム戦争の規模を示すものであった。

だが武力による強制接収のふくみを持つ土地取上げ通告にたいして、農民は一歩も引かずに土地を守り、測量さえも許さなかった。そして土地を守る農民の力と労働者のたたかいが固く結合した。その上、労働者のたたかいにも、農民のたたかいにも、ベトナム戦争反対の思想がつらぬいていた。ベトナム戦争の前進基地である沖縄では、労働者と農民は生活を通じてベトナム戦争の残虐を体験していた。

一九六五年以降の沖縄の労働運動と農民運動は、労農同盟がどのようにつくられてゆくかを示す一つの典型である。そして一九六六年にはいると、この労農同盟を中核として第二の〝島ぐるみ〟闘争と呼ばれる「裁判移送撤回闘争」が開始される。

裁判移送撤回闘争

前年一九六五年の第七回立法院選挙のさい、すでに当選していたのに米軍の差し図によって追放された友利隆彪氏（沖縄社会大衆党）は、友利氏失脚のため繰り上げ当選した砂川氏（民主党、現在沖縄自民党）の当選無効を琉球政府裁判所に提訴していたが、それにたいして裁判所は第一審で友利氏勝訴の画期的な判決を言い渡した。そして第二審でも友利氏が勝つ可能性が十分にあった。

たまりかねたアメリカは友利事件の審議権と裁判権を琉球政府裁判所から取り上げ、強権によって米民政府裁判所に「移送」した。これにたいして革新政党や労組はもちろん沖縄市町村会や同議長会をもふくむ第二の〝島ぐるみ〟闘争（第一の〝島ぐるみ〟闘争は「土地四

原則」の下にたたかった土地闘争）が起こった。

米軍は面子にかけても「裁判移送」は撤回しなかった。だが、友利氏勝訴の判決を下すことによって、実質的に県民の要求を認めたし、また認めないわけにはいかなった。この闘争でもわかるように、一九六五年以降のたたかいの特徴は、労働運動と政治闘争の間に一線を引くことができないほど政治闘争・権利闘争・経済闘争がこん然と重なり、結合し、発展してきたことである。そして一九六七年になると、このような高い次元の労働運動が「教公二法阻止闘争」としてぼっ発する。

教公二法阻止闘争

一九六六年の年の瀬もおしつまった一二月二七日、無所属革新の浜端春栄氏（県労協推せん）が突然民主党に入党した。アメリカにとって浜端氏が自由労連グループの指導的なメンバーとして労働組合内にとどまるよりも民主党に入党して立法院内の力関係を変えなければならないほど、切迫した情勢がきていた。

浜端氏の民主党入党によって立法院の与野党の議席は一八対一四になり、とくに氏が所属した文教社会委員会は従来の四対五から五対四と民主党に有利に変化した。

アメリカはこの時点で教公二法（地方教育区公務員法、教育公務員特例法）の成立にすべてを賭けていた。教公二法とは教員の政治活動の禁止と勤務評定を規定した法律であり、アメリカはいままで何度か琉球政府を通じてこの法律を制定しようとしたが、そのつど教員の反対によって阻止されていた。そして今回は、異常な熱意をもって制定しようとしていた。この法律を突破口として市町村公務員法（本土の地方公務員法にあたる）の制定、労働三法の改悪、政府公務員法の改悪をやり、具志川村昆布その他の土地を奪い、なだれのように沖縄県民におそいかかろうとしていることは、だれの目にも明らかだった。

一九六七年一月二五日、琉球政府は立法院に警官を導入して、文教社会委員会で教公二法を強行採決。二月一日、教公二法阻止県民共闘会議は最大の動員態勢、教職員会は一〇割年休実施、約二万人で立法院を包囲、民主党議員の登院を阻止、ついに立法院本会議流会。

二月二四日、共闘会議、最大の動員、前夜から一五〇〇人徹夜の泊りこみ。午前五時半、阻止団と警官隊と激突。午前一〇時すぎ、万余の大集団が警官隊とぶつかり、ついに警官隊を排除。立法院玄関に請願隊が流れこみ、警官隊は立法院構内に押しのけられる。つぎに立法院本会議は取りやめ。そして労働組合内にとどまるよりも民主党に入党して午後六時すぎ、民主党はつぎの協定書を野党との間にとりかわすことに同意した。

(1)教公二法は五月三十一日までタナ上げする。
(2)六月になって参考案（行政府勧告案）を中心に与野党が調整して新たな発議案の作成に努力する。
(3)調整案ができない場合には、現在の案は廃案する。
(4)以上のことを民主党議員の正式決定にもとづいて確約する。

これは沖縄の戦後労働運動で最大の勝利であった。沖縄を前進基地とするベトナム戦争はすでに三年目にはいっていた。そのことを考えるならば、この教公二法阻止闘争の意義はいっそう大きかった。この協定締結以後も民主党（年末に沖縄自民党に改称）は、暴力によって協定を強いられたという理由をつけて何度か教公二法を立法院に上程する気がまえを見せたが、教職員会の断固とした態度によって事前に阻止された。そしてその年一一月の佐藤・ジョンソン会談

をひかえてアメリカは教公二法の強行を断念し、民主党は一一月二二日教公二法の廃案を決定した。

だがこういう運動のたかまりのなかで国際自由労連の働きかけもつよまり、一〇月一七日開催の県労協（三万五〇〇〇人、四四組合）第七回定期大会で自由労連一括加盟が討議され、官公労、自治労の反対、全逓、港運労等の賛成で、結局賛成一二一、反対八五、無効二一で一括加盟が可決された（Ⅱ・Ⅺ「国際労働組合運動と日本」参照）。

全軍労の実力行使　一九六八年の春闘は〝復帰春闘〟と名づけられ、なかでも特徴的なのは二三年間おさえつけられてきた軍労働者が十割年休のストでたたかったことだった。

それより前二月一日、アンガー高等弁務官は一一月の立法院選挙と同じ日に琉球政府主席公選を実施することを発表した。アメリカは沖縄県民の基本的な要求の一つである「主席公選」をついに認めなければならなかった。だが主席公選発表のわずか五日後の二月五日に、アメリカはB52を嘉手納基地に大量に進駐させ、ベトナムに対するピストン爆撃を開始した。グアム島からベトナムまでは片道四時間半、それが沖縄に進駐してベトナムまでわずか二時間。嘉手納村をはじめとする沖縄県民の不安と恐怖は絶頂に達した。二月一〇日には立法院が全会一致で「B52の爆撃機の基地化に反対し、同機の即時撤収と一切の戦争取りやめに関する決議」を採択、二月二九日には沖縄市町村会が即時撤収を決議した。

こういう運動のたかまりのなかで、全沖縄軍労働組合連合会（上原康助委員長、一万八〇〇〇人）は四月二四日、十割年休のストに立ち上がったのである。

「自ら民主主義を否定しながら民主主義を看板にするところにアメリカ政府のジレンマがある。二十三年間にわたる基地労働者の不満と怒りはもはやおさえることはできない」――十割年休実力行使の前夜四月二三日の総決起大会で上原委員長はこのようにあいさつした。

アンガー高等弁務官はストの直前四月二二日に布令一一六号を一部改正して、米軍雇用員の第一種、米政府割当資金による雇用者に団体交渉権を認めた。だがこの措置も二四日のストを防ぐことはできなかった。

全軍労の要求は平均月額三二ドルのベースアップ、布令一一六号の撤廃、そのなかでも最も大きな目的は布令一一六号の撤廃によるスト権の奪還であった。そして二四日の当日は米軍憲兵隊がパトカー全部を出して各部隊入口の警戒にあたり、カービン銃と拳銃を持った武装憲兵と組合員と各所で小ぜりあいがあったが、組合側の強硬な態度に米軍側は実力行使もできず、出勤してくる基地労働者もピケ隊の説得に協力、十割年休は整然とおこなわれた。

六八年七月現在組合側と米軍の団交は継続中で、まだ布令一一六号は撤廃されていないが、基地労働者の二三年間の怒りが爆発したこのストライキが与える影響は大きかった。しかもこのストが国際自由労連に加盟している組合によって行なわれたことは、沖縄の労働運動が国際自由労連の組織的・思想的な影響から離れ、のりこえてゆく姿をまざまざと示すものであった。

一一月の三大選挙

沖縄の労働・政治運動は、六八年一一月には主席公選、立法院選挙、那覇市長選の三大選挙を迎える。立法院の議席数は、現在与野党の比一八対一四。野党がもう二議席とれば一六対一六の同数、三議席とれば一五対一七と

与野党比は逆転する。しかも確実に発展してゆく労働運動と大衆運動によってこの逆転が実現する現実的な可能性がある。選挙の結果が刮目される。

【参考資料】(1)琉球政府労働局「資料労働運動史」　(2)琉球政府文教局「琉球史料」　(3)沖縄タイムス「沖縄年鑑」（各年版）　(4)琉球新報　(5)沖縄タイムス　(6)沖縄・小笠原返還同盟「沖縄・小笠原事情」　(7)沖縄人民党機関紙「人民」　(8)前原穂積「戦後沖縄の労働運動（労働・農民運動六六年一二月号、六七年一月号）　(9)芳沢弘明「沖縄の人権の現状――アメリカ帝国主義の軍事占領支配の実態」（前衛一九六八年四月号、五月号）　(10)牧瀬恒二「沖縄返還運動」（一九六七年八月）

XI 国際労働組合運動と日本

概要□国際労働組合組織＝国際労働組合組織の諸形態／世界労連と国際自由労連／わが国との関係史の概略＝六七～六八年の国際組織の動向とわが国労働組合＝国際組織の動向／世界労連とわが国労働組合／国際自由労連、国際産業別組織とわが国労働組合／わが国労組の対東南アジア活動／わが国労働組分の国際加盟関係の変化と国際交流／国際労働組合の諸会議＝世界労連系の諸会議／国際自由労連系の諸会議

概要

一、一九六六年末の総評議会で頂点に達した世界労連内の対立は、そのごベトナム侵略反対の国際統一行動が強められるなかで、克服のきざしが見えてきた。他方、国際自由労連はアメリカのミーニー派とヨーロッパ諸労組の対立が激化してその機能はマヒし、またAFL＝CIOでは全米自動車労組が除名されるなどのことがあった。

一、世界労連ならびに傘下労組と総評・中立労連の連携は強化され、総評と交運共闘は世界労連の支持のもとにベトナム向け軍需輸送拒否国際労働者会議を準備しはじめた。国際自由労連の対日活動は停滞したが、沖縄県労協の国際自由労連一括加盟が強行され、金属、食品、商業、石油化学、運輸などの国際産業別組織の対日活動が強化された。総評の訪米代表団はAFL＝CIOに会見を拒否され、この組合と総評の関係はゆきつくところまでゆきついた感がある。

一、総評、同盟ともに東南アジア諸国労組にたいする働きかけを強め、総評はこれらの諸国の労働組合代表との懇談会を開き、同盟、IMF・JC、同盟傘下諸労組はとりわけ韓国労組との交流をつよめた。

一、近年労働者と労働組合の国際交流は年を追って拡大されてきた。六七年には、交流の大型チームがなかったため、交流人員数では六六年を下回ったが、交流件数は増大しつづけている。日米労働関係人物交流計画による出国チーム数と人員数はともにふえ、国際自由労連系組合との交流人員数にしめるその比重が増大しているのが目立つ。

一、六七年下半期～六八年上半期の時期に、世界労連は第五回執行局会議（六七年九月）、第三四回執行委員会（同一〇月）、社会主義革命五〇周年を祝う国際労働組合大集会（同一〇月）、職業訓練にかんする世界労働組合会議（六八年二月）、ベトナム問題に関する臨時総評議会（同四月）などを開いた。国際自由労連は第一回労働教育会議（六七年八月）、第四三回執行委員会（同一〇月）、第一回アジア労働組合経済会議（六八年一月）などを開催しただけで、この年に開催を予定されていた第二回世界経済会議、第九回世界大会などはすべて延期しなければならなかった。

1　国際労働組合組織

国際労働組合組織の諸形態

現在国際労働組合組織と呼ばれているものに、大別して次の三種類のものがふくまれている。

(1)　各国の労働組合全国中央組織を世界的に結集したもの――①世界労連ＷＦＴＵ（一九四五年結成）、②国際自由労連ＩＣＦＴＵ（一九四九年結成）、③国際キリスト教労連ＩＣＣＴＵ（一九二〇年結成）。

(2)　産業別の国際労働組合組織――①世界労連の産業別部門として発足し、六六年一二月の世界労連第一六回総議会における規約改正で世界労連傘下の自主的な国際産業別組織に改組された一一の産業別労働組合インタナショナル、②その多くが第一次世界大戦以前に発足し、一九四五年には世界労連加盟の方向をとったが、そのご加盟をとりやめ、世界労連の分裂後に国際自由労連の一般方針を認めてこれと協定を結び、事実上その下部組織になっている国際産業別諸組織（ＩＴＳ）。一九六八年現在でその数は一七あるが、ただしそのうちの国際製版印刷労連ＩＧＦは、国際自由労連と六七年一〇月に協力関係を絶った。③国際キリスト教労連傘下の国際産業別組織。

(3)　労働組合全国中央組織を地域的もしくは民族的に結集したもの――①アラブ国際労連（一九五六年結成）、②全アフリカ労連（一九六一年結成）、③アフリカ労働組合統一常設会議（一九六二年結成）、④ラテン・アメリカ労働組合統一常設会議（一九六四年設立）。

世界労連と国際自由労連

以上の国際労働組合諸組織のうち、現在わが国の労働組合が加盟したりあるいは密接な連携関係をもっているのは、世界労連、国際自由労連およびこの二つの組織につらなる産業別の国際組織である。

世界労連は、第二次大戦中に連合諸国の労働組合のあいだに成立した反ファシズムの国際的統一行動を基礎にして、一九四五年一〇月パリで結成され、終戦直後の数年間は、アメリカのＡＦＬを除いて全世界の主要労働組合をほぼ完全にその傘下に統一していた。こ

れにたいして国際自由労連は、その後冷戦が激化するなかで米のCIOや英、オランダの組合が世界労連を脱退し、その呼びかけのもとに資本主義世界の改良主義的労組を結集して、四九年末に世界労連から分裂結成された組織である。

その創立の経緯からして、世界労連ははじめから階級的立場で反ファシズム、反独占のたたかいをすすめる方針をとり、六六年一二月に修正をみた規約前文の中でも、同組織が帝国主義・植民地主義・新植民地主義に反対し社会進歩・民族独立・平和のためにたたかうすべての勢力と協力する階級的・民主的な組織であることを、謳っている。これにたいして国際自由労連は、「自由にして民主的な労働組合運動」をまもり左右の全体主義に反対するということで反共をスローガンにし、階級的立場ではなくて改良主義、労資協調主義の立場をとっている。ここから、世界労連が資本主義国、社会主義国、新たに独立した国、植民地などすべての社会体制のもとにある組織をその思想・信条にかかわりなく結集し、また国際自由労連やその傘下組織にむかって独占資本と帝国主義にたいする統一行動を呼びかけているのにたいして、国際自由労連は社会主義国の労働組合を労働組合組織とは認めず、資本主義世界の反共・改良主義の労働組合だけを結集している。そして社会主義国についてはその亡命組合幹部とだけ連携をとり、世界労連やその傘下組合と統一行動ならびに交流を拒否してきた。

世界労連の本部は、結成の初期にはパリにおかれていたが、世界労連の分裂後にフランス政府の圧迫をうけたためウィーンに移され、現在はプラハにあり、その組織人員は一九六六年末現在で一億三八〇〇万人である。他方国際自由労連の本部はブリュッセルにあり、組織人員は六七年一〇月に九四カ国一二三組織六三〇〇万人である。

2　わが国との関係史の概略

国際労働組合組織にたいするわが国労組の関係は、戦後二三年を経過するなかでおよそ五つの時期をたどって今日にいたっている。

第一期　第一期は一九四五～四七年である。この時期には世界労連は全世界の労働組合の統一組織として機能しており、わが国のすべての労働組合中央組織が世界労連への加盟をめざした。すなわち一九四七年三月には産別会議、総同盟、日労会議はともに全国労働組合連絡協議会（全労連）をつくって世界労連訪日代表団をむかえいれ、わが国労組の加盟承認の可能性を代表団に問いただしている。

第二期　第二期は、こうした世界労連加盟の趨勢がくつがえされ、国際自由労連と国際産業別組織ITSへの加盟が急速にすすんだ四七年から五〇年の総評結成にいたる時期である。

この時期には、アメリカの世界政策の転換＝冷戦の開始が世界労連ならびにその傘下の各国組織の動向に大きな影響を与え、このため四七年に仏、伊などの組合に分裂がおこり、四八年には世界労連に事実上の分裂が、そして四九年一月にはその機関からの米、英、

オランダ代表のひきあげという公然たる分裂が、表面化したのであるが、わが国では、総同盟が全労連を脱退し、産別傘下の組合内では指導部に反対する「民主化同盟」が組織され始めて四九年後半にはこれが組合運動の指導権を握ることになった。この間、四九年一月には、世界労連執行局から米、英、オランダの代表が去ったので、全労連の加盟申請は世界労連執行委員会で承認された。しかし全労連はそのごしだいに力をうしない、翌五〇年には占領軍命令によって解散させられ、その加盟団体である産別会議だけが、以後五八年に同組織が解散するまで、わが国の唯一の世界労連加盟組織としてのこることになる。他方、四九年夏以後わが国の組合運動の主導権を握った民同派は、占領軍の支援の下に国際自由労連の結成以前から加盟準備会をつくり、四九年一二月に国際自由労連が結成されると総同盟、国労、日教組、炭労、全鉱、海員、全逓、日放労、私鉄総連などがこれに加盟し、またこれらの組合のうち多くのものが国際産業別組織に加盟した。

第三期　第三期は、総評結成から五六年ころまでの時期で、この時期には国際自由労連加盟にむかった第二期の趨勢がふたたびおしもどされ、総評や中立労連の世界労連ならびにその傘下組織との交流がはじまり、一部の組合は国際自由労連から脱退した。

すなわち、総評を国際自由労連に一本加盟させようとする総評幹部の方針は、五一年と五二年の総評大会で否決された。ついで五三年には産別会議とならんで国労新潟地本その他の組織が世界労連の第三回大会に代表を派遣し、日教組は世界労連傘下の世界教員組合連盟の大会に代表をおくった。五四年以後総評は中国やソ連の組合の招待をうけいれて、メーデーや国慶節、革命記念日などにその代表を派遣するようになった。そして五六年にはその政策がわが国労働者の利益に合致しないという理由で、国労が国際自由労連から、また私鉄総連が国際自由労連と国際運輸労連から脱退した。

第四期　第四期は、五七年から六〇年の安保闘争高揚の時期までで、この時期には総評はアメリカのアイゼンハウアー＝ダレス路線と岸内閣の新たな政策に反発して、世界労連や社会主義諸国の労働組合にたいする態度を根本的に変化させ、その関係はたんなる交流から提携へとすすみ、一部の傘下組合は世界労連の産業別インタナショナルに加盟した。

すなわち、総評や中立系組合は、五七年以後はそれまで堅持していた「共産主義と一線を画する」態度を緩和して、社会主義諸国を平和勢力と規定するにいたった。そして総評は五七年の第四回世界労組大会にオブザーバーを派遣したし、このち世界労連とその各産業別インタナショナルの各大会にはかならず総評と中立系単産の代表がおくられて、その方針討議に積極的に参加することとなった。また五八年には日教組が国際アラブ労連と交流したのを非難されたことをきっかけにして国際自由労連を脱退した。他方、五九年に世界労連加盟の産別会議が解散したが、そのあとをうけて六〇年に総評傘下の全建労と全日自労が世界労連の建築木材建築資材労組インタナショナルに加盟した。

第五期　第五期は、六〇年の安保闘争後から現在にいたる時期である。この段階では、安保闘争後における米日支配層の政策の手なおしと、それにもとづく国務省、CIAや国際自由労連、ITS、AFL＝CIOなどの対日工作の新たな展開と強化、ならびにわが国独占資本主義の急激な発展とその帝国主義的復活過

程の進行などの影響があり、他方で米日支配層の基本政策とわが国労働者階級の要求との矛盾が激化したために、これらの諸要因がわが国労組の国際労組にたいする関係にきわめて錯綜した諸傾向を現象させた。

まず第一に総評指導部は、第四期に世界労連側との交流・提携だけが大幅に進展したとみて、この時期のはじめに、国際自由労連やＩＴＳとの関係の回復につとめた。だがアメリカの対外政策をそのまま組織の政策とする国際自由労連指導部との摩擦はさけることができず、その関係はこの時期にはかえって冷却して、総評は世界労連との結びつきをさらにつよめた。すなわち、総評は「積極中立」を方針としてかかげながらも、六五年には第六回世界労組大会に代表を参加させたが国際自由労連の第八回大会には代表を派遣しなかった。また総評傘下の全自交は世界労連の運輸インタナショナルに加盟し、全金、鉄鋼労連、全電線、全造船機械、車輌労連の金属五単産は六六年に金属インタナショナルとのあいだに協定を結んで、その機関紙の日本語版の発行をひきうけ、全造船機械は六五年の金属インタナショナル造船部門労働者国際会議の提唱者の役割をひきうけた。そして六六年六月に総評とソ連労組とのあいだに日ソ労働組合交流協定が締結され、同八月には総評の了解、援助のもとに世界労連東京事務所が開設された。この間に、世界労連の方針についての意見のちがいから、世界労連の産業別組織加盟のわが国労組と世界労連とのあいだに非正常な関係がうまれたとはいえ、総評や一部の中立系組合と世界労連の関係がこの時期に大幅に伸展をみたことはたしかである。

しかし他方、この時期に国際自由労連やＩＴＳとの関係をつよめる目的で内外の工作がいちじるしく強められた。たとえば国務省、生産性本部、アジア財団などの手で年間二〇〇名におよぶ組合員や労働問題関係の学者がアメリカに招待され、ついで六二年以降は国務省が全面的にのりだしてこれらの招待計画を日米労働関係人物交流計画としていっそう整備し、招待の対象は労組中堅幹部に集中された。国際自由労連、ＩＴＳ、アメリカのＡＦＬ＝ＣＩＯの幹部の来日もその頻繁さをいちだんとましました。だが、国際自由労連の方針がわが国労働組合員の要求に真向から対立していたために、こうした各方面の努力にもかかわらず、国際自由労連への加盟組合はほとんど増加をみず、ただこれまで総同盟をのぞいて各単産ごとに加盟していたのを、六四年に同盟会議が、ついで同盟会議が同盟に改組されたのちは同盟が、国際自由労連一本加盟の方式をとったことが注目されるだけである。しかしＩＴＳ関係となるとべつであった。わが国労組と「自由」な国際労働組合組織との交流・提携を促進しようとする勢力は、この段階では国際自由労連ほどに政治色をおもてにださないＩＴＳ諸組織との連携を拡大する方向で成果をあげた。六三年に全日通が国際運輸労連ＩＴＦに、六四年に合化が国際石油化学労連ＩＦＰＣＬに、全化同盟が国際化学一般労連ＩＦＣに、全国ビールが国際食品労連ＩＵＦＡＷに加盟し、また同年国際金属労連日本協議会ＩＭＦ・ＪＣの結成をみた。翌六五年には全国百貨店海外事情研究協議会ＤＩＬＡが結成されたが、この組織は国際商業事務技術労連（当時のＩＦＣＣＴＥ、現在のＦＩＥＴ）と提携関係にあり、将来ＦＩＥＴのＪＣ結成を指向するものとみられていた。

第三にこの第五期には、わが国資本主義の東南アジア地域にたいする帝国主義的進出におうじて、わが国労組のそれぞれの立場にも

とづく東南アジア諸国労組との連携がつよめられたことが特徴である。

同盟は国際自由労連アジア地域組織ARO の会長の地位をあらたに占め、南ベトナム、南朝鮮、台湾、スカルノ体制瓦解後のインドネシアなどへの工作を強化した。六六年三月には同盟は韓国労組とのあいだに「日韓労働組合交流についての協定」を結び、ついで傘下の金属、鉱山、電力、全繊、海員、新国労の各組合が同年のうちにそれぞれ関係各部門の組織とのあいだに交流協定を結んだ。これにたいして総評は、六六年秋にベトナム反戦の一〇・二一ストを呼びかけるとともに、アジア労組会議をひらくべく六六年末には東南アジア諸国労組の意向の打診にとりかかった。

一九六七年七月にいたるまでの時期にわが国労働組合の国際労組との関係は概略右にのべたような発展をとげてきたのである。

3　六七～六八年の国際組織の動向とわが国労働組合

1　六七年七月～六八年六月における国際組織の動向

世界労連

世界労連では一九六一年の第五回世界労組大会で参加各国労組が一致して労働組合行動綱領を採択したが、そのごソ連をはじめとする指導部内の多数派が行動綱領の解釈に修正を加えようとしたことから、世界労連の政策と運営をめぐって組織内に対立がうまれ、産業別インタナショナルを通じて加盟しているわが国の三労組（全建労、全日自労、全自交）は、朝鮮、南北ベトナム、キューバなどの労組とともにこうした指導部のやり方に反対の態度をとってきた。この対立は六六年一二月の第一六回総評議会で頂点に達し、総評議会ではついに中国代表の参加が拒否されるにいたったが、そのごベトナムでのアメリカ軍の作戦のエスカレーションがつづくなかで、アメリカのベトナム侵略に反対する統一行動がつよめられ、内部対立は解決をみないままに棚上げされるようになってきた。

六七年下半期から六八年上半期にかけて世界労連は第五五回執行局会議（六七年九月、プラハ）、第三四回執行委員会（同一〇月、プラハ）、一〇月社会主義革命五〇周年を祝う国際労働組合大集会（同一〇月、レニングラード）、職業訓練にかんする世界労働組合会議（六八年二月、トリノ）、世界労連臨時総評議会（六八年四月、モスクワ）などをひらいたが、これらのほとんどすべての会議で強調されたのは、ベトナム問題をベトナム民主共和国と南ベトナム解放民族戦線の声明と宣言にしたがって解決するために労働組合が国際的に力を結集することであり、このベトナムにおける国際統一行動の強化に応じて、この数年らい激化の一途をたどってきた意見の対立も幾分緩和されたかにみえた。そして第一六回総評議会では朝鮮代表の主張をかえりみようとしなかった指導部も、第三四回執行委員会では「朝鮮情勢に

かんする決議」を採択して、朝鮮におけるアメリカ側の戦争挑発にたいして警告を発した。また職業訓練にかんする世界会議には全アフリカ労連、ラテン・アメリカ労組統一常設会議、国際アラブ労連の代表も参加をみ、「職業訓練憲章」が採択されるなどのことがあった。

国際自由労連　これにたいして国際自由労連内では、かねて激化しつつあったAFL＝CIOのミーニー会長派とヨーロッパ諸労組の対立がいっそう激化し、そのため予定された会議もその多くは延期されて、六七年下期～六八年上期の時期にはみるべき活動はほとんどおこなわれなかったばかりでなく、財政上の困難から事務機構が縮小されるなどのことがあった。

すなわち、国際自由労連では六七年三月にはベクー書記長がAFL＝CIOとの関係悪化のために辞任せざるをえなくなったが、そのあとをうけて一〇月に開催された同労連第四三回執行委員会では、前欧州労組書記局事務局長のハルチ・G・ブイター（オランダ金属労組出身）が新書記長に選出された。だがAFL＝CIOはこれに反対して、選挙にあたっては棄権したと伝えられ、この人事をめぐってAFL＝CIOとヨーロッパとの対立はいっそう激化した。このため、かねて六七年下期に開催を予定されていた第二回世界経済会議は「財政上の理由」から開かれずにおわったばかりでなく、第四三回執行委員会で一九六八年中にアメリカでの開催を予定した第九回世界大会さえも、同じ理由で六九年に延期されることとなった。

また、国際自由労連は一貫して社会主義国労組や世界労連系組合との交流、提携を拒否し、傘下組合にもこれを禁止してきたのであるが、この数年らい傘下組合の中に東西交流の気運がたかまり、主要組合がつぎつぎにこの禁止をおかして交流へとふみきるようになった。しかし第四三回執行委員会では国際写真印刷労連IGFがこの点で国際自由労連の方針に反したということで、同労連との協力関係をいっさい中止することが決定された。

なお世界大会の延期は六八年一月開催の財政小委員会と国際連帯基金委員会の提案になるもので、この両委員会はこのほかにも組織の経費を大幅削減するために国際自由労連アジア地域組織シンガポール事務所の閉鎖と国際自由労連東京事務所の縮小を勧告したが、これらの機構縮小ならびに東西交流問題について最終的な決定をくだすべき第四四回執行委員会は、委員間の意見の調整ができなかったためかついに六八年上半期中は開催されなかった。こうして六七年七月以降の一年間に国際自由労連がおこなったおもな活動としては、第一回世界労働教育会議（六七年八月、モントリオール）、第一回アジア労働組合経済会議（六八年一月、ニューデリー）をあげうるのみであり、このほかに国際金属労連の創立七五周年大会と第二一回世界大会が開かれて、わが国から大規模な代表団がおくられたことが注目されるところであろう。

しかも右にのべたような内紛で国際自由労連の機能が停滞しがちであったのにくわえて、その主要加盟労組の一つであり労連内の紛争の当事者であるAFL＝CIOの内部でも、ミーニー会長派と全米自動車労組UAWとのあいだの対立が激化して、六八年五月にはついにUAWがAFL＝CIOから除名されるなどのことがあり、こうしたことがわが国の労組とこれらの組合との関係にも微妙な影響を与えた。

2　六七～六八年における世界労連とわが国労働組合

総評・中立労連と世界労連

六七年七月～六八年六月の一カ年間にわが国労働組合との交流、連携の関係で目立つのは、ソ連、フランス、イタリアなど傘下組合と総評、中立労連のそれが進展したこと、およびベトナム侵略に反対する具体的行動の準備が開始されたことである。

六七年六月総評岩井事務局長を団長とする総評・中立労連合同代表団が訪ソしたさい、日ソ交流委員会第二回会合の席上で、六七年度日ソ労組の交流計画として訪ソ二三件一三四名、来日一四件四一名の予定が発表されたが、このことからもわかるとおり、日ソ労働組合の交流はこの一年間にいちじるしい進展をみた。六七年一一月七日のソ連の一〇月社会主義革命五〇周年記念式典にさいしては、総評はソ連労組の招待をうけ、堀井議長を団長とする代表団をソ連に送った。代表団は往路ブリュッセルにたちより、国際自由労連ブイター新書記長と会談するなどしたが、ソ連ではサイヤン世界労連書記長、アジア各国の労組代表、南北ベトナムの代表らと会談し、ベトナム侵略反対の統一行動を強化すること、とくにこのためベトナム反戦の軍需輸送拒否をめざす国際運輸労働者会議準備会を総評がイニシアをとって開くことなどを、きめた。

こうした国際運輸労働者会議の開催については、すでに六七年一～二月にプラハで開かれたチェコ労組の大会に鈴木総評国際局長が参加したさいに同大会に出席していたベトナム総工会代表から提案されていたといわれるが、そのご七月肥川総評政治局長を団長とする代表団がベトナム民主共和国を訪問したさいに、さらに同様の要請をうけ、総評としてこれに協力することを決意したもので、総評は堀井代表団の帰国後に交運共闘などと協議し、一二月二〇日の単産国際部長会議で国内準備会を発足させるとともに、アメリカ、ニュージーランド、オーストラリア、チリ、南北ベトナム、日本の七カ国労組と世界労連の運輸インタナショナルで準備会を開くよう呼びかけた。準備会ははじめ六八年一月下旬にキプロスのニコシアで開催を予定されたが、キプロス政府が代表の入国を拒否することがあきらかとなったため、六八年一月総評鈴木国際局長があらためて全ソ労働組合中央評議会ならびに世界労連と協議するためにソ連とチェコを訪問し、結局期日を先にのばして六八年七月一七～一八日にマルセーユで開催されることになった。

六八年にはいると五月七～一六日にフランス労働総同盟議長ブノワ・フラションを団長とするフランス労働総同盟代表団（三名）がさらに六月二五日～七月四日にはF・モンタニャーニ書記を団長とするイタリア労働総同盟代表団（三名）が総評の招待で来日した。このうちフランス労働総同盟代表団は、総評、中立労連ならびに同加盟組合の幹部たちと数回にわたって意見を交換し、これらの組合の専門部と研究討論集会を開き、各地方を訪問するなどしたが、帰国にさいしては総評・中立労連とのあいだに共同覚え書をとりかわした。その中で日本側はフランス総同盟の反独占統一行動と婦人労働者の闘争の成果を、フランス側は日本側の平和、沖縄祖国復帰、

外国軍事基地撤去の闘争の成果を確認するとともに、これにたいする全面支持を表明した。また両者はともに国内での反独占の闘争の強化を誓いあい、平和にたいする現在の最大の脅威がベトナムにたいするアメリカの侵略であることを確認したが、フランス労働総同盟はとくにその中で、総評と交運共闘が提唱するベトナム労働者との連帯のためのアジア太平洋沿岸運輸労働組合国際会議を全面的に支持することを約束し、マルセーユ開催予定の国際準備会に積極的に協力するとの態度を表明したことが注目される。

同盟と社会主義国労組

総評・中立労連のソ連労組との交流とならんで注目されたのは同盟の副会長の塩路自動車労連会長が、全ソ労働組合評議会の招きをうけいれて六七年六月二三日から約一〇日間ソ連を訪問したことである。従来、同盟は、社会主義国労組を労働組合とはみとめず、それとの交流をいっさい拒否しており、イギリス労働組合会議TUC、ドイツ労働総同盟DGBのような国際自由労連加盟の主要労組やアメリカのAFL＝CIO傘下の一部組合が社会主義国労組との交流にふみきったのちも、国際自由労連本部やAFL＝CIOのミーニー派とともに交流拒否の態度をつらぬいてきた。したがって塩路会長訪ソは同盟内部でも論議をよんだが、同盟は塩路会長の帰国後に特別委員会を設置して「共産圏諸国との交流問題」を協議した結果、一〇月一二～一三日の第一五回執行評議会で次の態度を決定した。すなわち、同盟として国際連帯活動は国際自由労連を中心としていくが、「最近平和共存、東西交流の進展にともない共産主義諸国側の硬直的態度の緩和がみられ」、「他方民主主義諸国側でも共産側との交流についてある程度積極的態度がみられるにいった」ので、共産主義諸国の労働組織との間の視察訪問について当面次の方針で事例ごとに検討し処理する。①相手側より招待があった場合、正しい対話者として交流が行なわれ得ると判断されるときはその招待に応ずる。②相手側より訪日の申出があった場合も同様に措置する、③同盟加盟組合が訪問し、または訪日をうけ入れようとするときは、事前に同盟本部に連絡する、④同盟は以上のことについて国際自由労連に連絡する。

3　六七～六八年における国際自由労連・国際産業別組織とわが国労働組合

沖縄県労協の国際自由労連加盟

内部対立の激化のためその活動がにぶっていたこともあって、六七年下期から六八年上期にかけての一年間には、国際自由労連の対日活動とは、対沖縄工作をのぞいてはなにもなかった。だが沖縄にたいしては強い関心をはらい、六七年四月に同労連加盟の全軍労幹部一二名が米軍基地前で春闘ビラを配布したことを理由に米軍に逮捕された事件についても、国際自由労連本部はただちに落合東京事務所長を沖縄に派遣するなどの措置をとったすえ、一〇月一六日開催の沖縄県労協（四三組合三万五〇〇〇人）の第七回定期大会では、国際自由労連支持派に同労連への一括加盟決議を強行採決させた。

すなわち、沖縄県労協の国際自由労連加盟問題は前年の大会で執行部から提案され、下部で一年間討論のすえ今大会で決定することになっていたが、賛否両論があり、同盟系労組や全逓はこれに賛成

していたのにたいして、沖縄最大の労組である全沖縄軍労組や沖縄官公労はともに同労連の加盟単組でありながら一括加盟反対の態度をとっていた。県労協大会では賛成派が「祖国復帰や権利獲得の運動に国際自由労連の協力が必要だ」と主張したのにたいして、反対派は「県労協は日本の地方団体でナショナルセンターでなく、布令一一六号の問題についての闘争は直接国際組織にもちこむべきでない、総評や同盟など本土組織との共闘によって解決すべきである」「国際自由労連は反共路線をとっており、その加盟団体で最も大きなAFL＝CIOはジョンソン政策を支持し、県労協の基本方針であるベトナム戦争反対の立場と矛盾している」と主張して、一括加盟に反対した。だが総評は両派の激突を避けるために国際自由労連加盟を承認したといわれ、一二一対八六票で一括加盟が決議されたのである。

国際産業別組織ITSとわが国労組

六四年ころからとみに強まった国際金属労連をはじめとする国際産業別諸組織の対日活動は、同じ時期に活発にすすめられた。

国際金属労連日本協議会IMF・JCの活動については、II・1・2「組織運動」に詳しいのでここでは繰り返さないが、IMF・JCについて国際商業事務技術労連FIETがその加盟労組日本協議会の結成をめざして活動を強化している。六七年七月にFIETは全生保と共催で「保険業における労使関係」をテーマにセミナーをひらき、一〇月にはワシントン開催の同労連第一五回大会に日本労組代表一五名を招いた。

FIETは全国百貨店労組海外事情研究協議会DILAに対して六七年三月にFIETへの正式加盟を要請していたが、この問題は一二月二六日のDILA総会で討議されDILA参加組合のうちFIET加盟に熱心な全大丸、伊勢丹等はDILAとは別に産業別組織をつくって、それを通じてFIETに加盟しようとする動きをみせている。

国際石油化学労連は、五六年末懸案になっていた新化学（新産別）の加盟申請問題について協議するために六七年にハスキンズ書記長を来日させたが、新化学の加盟に反対していた合化労連との間に調整工作をおこなった結果、六月に新化学の同労連への加盟を承認し、一〇月には御殿場でわが国労組を対象とした国際セミナーを開催した。

国際石油化学労連と対立関係にあるといわれる国際化学一般労連ICFは六八年四月に同労連駐日代表ウィリアム・ブラントを来日させ、東京事務所を開設した。

国際食品労連IUFはわが国ではビール労連と明治乳業労組が加盟しているが、六八年一月の同労連運営委員会では日本に翻訳センターの設置をきめた。月四〇〇ドルにおよぶその経費は、国際食品労連と国際鉱山労連MIFとが折半して負担することになる。

国際運輸労連ITFは六七年九～一〇月にインホフ書記長らを来日させ、同労連日本事務所の強化をはかり、都市交の川添執行委員を所長に任命した。

賃金共同調査センターの解散

賃金共同調査センターは、AFL＝CIO、全米自動車労組、ドイツ労働同盟、スカンジナビア労組、国際自由労連、国際金属労連とわが国労働四団体との間の協定にもとづいて、三年の期限で六五年四月に設置された。最終期限を一〇カ月後にひかえて六七年五月開

催の同センター第二回国際委員会は、①同センターの解散が予定される六八年三月までのあいだのできるだけ早い機会に賃金についての専門家会議を開くこと、②センターの存続については日本の関係四団体で検討して案をきめるなどの方針を決定したが、この専門家会議は予算などの関係から結局開かれないままにおわった。センターの存続については一一月に同盟が存続反対を正式に申し入れ、六八年三月の理事会で三月末日をもってセンターを解散することが決定された。なお発足いらいすすめられてきた造船、電機、鉄鋼、自動車の四業種と中小企業の賃金実態調査ならびに国際比較の集計結果は、約二〇〇〇ページにおよぶ報告書として六八年七月に発表される予定である。

AFL＝CIOとわが国労組

アメリカの労働組合とわが国労組との交流は日米労働関係人物交流計画をつうじてますます拡大される傾向にあるが、六七年上半期～六八年下半期の時期に注目されたのは、総評が公式代表団をアメリカに派遣したことである。

すなわち総評は六七年一〇月三日の単産国際部長会議、同三〇日の幹事会で、ベトナム反戦・沖縄・小笠原返還をアメリカの政府、労組、各団体などに訴えるとともにアメリカの労働事情を視察することを目的として大木総評総務企画局長を団長とする代表団をアメリカに派遣することをきめ、同代表団は一一月二〇日出発した。しかし代表団はアメリカでは歓迎されず、とりわけAFL＝CIO幹部は、岩井事務局長から事前に便宜供与を依頼されていたにもかかわらず代表団との面会すら拒否し、その結果代表団は全米自動車労組UAWの世話で滞米期間中行動することとなった。代表団はUAWのほかアメリカ上院外交委員会、国連本部、平和活動家、一一月シカゴ開催の労働組合常設反戦運動家集会の指導者などと接触し、ベトナム問題、沖縄問題などについて話し合って一二月一四日に帰国したが、AFL＝CIOから会見さえ拒否されたことに憤慨して、代表団は帰国報告の中で、「われわれの訪米目的が政治的なものであることが訪問拒否の理由であるらしいが、国務省招待の日本代表団にたいして反共ベトナム戦支持をぶちまくるAFL＝CIOの幹部の態度は一体政治的でないというのであろうか。なかなか理解に苦しむところである」とのべている。

4　わが国労組の対東南アジア活動

総評と東南アジア労働組合

総評は六七年七月の総評大会を機会に総評の主催で東南アジア労働組合会議を開催することを企図して、三月に国際局員を東南アジア諸国に派遣して各国の労働組合の意向を打診させたが、その結果総評大会を機にこれらの国の労組代表を招待し、意見交換会を開くことにきめた。

この意見交換会（七月二五～三〇日）にはフィリピンPTUC、マレーシアMTUC、シンガポールNTUC、インドネシアGASBINDO、セイロンCWC、インドHMS、ニュージーランドNZFOLの代表一〇名が出席し、代表たちは自国の組織の状況や経済、賃金、社会保障、平和などの問題について報告しあったが、決議は

なにも採択しなかった。

他方、総評はベトナム総工会の招待をうけて六七年七月に代表団をベトナム民主共和国におくったが、そのさいベトナム総工会に要請されて、ベトナム向け軍需物資の輸送拒否のため太平洋沿岸運輸労働者国際会議の準備活動にとりくむことになったが、この点については「総評・中立労連と世界労連」の項ですでにのべたので、ここでは繰り返さない。

同盟その他と東南アジア労組

同盟は国際自由労連アジア地域組織の会長の席をしめているので、同盟として独自の東南アジア労組対策をたてなかったが、六七年一〇月に約一カ月にわたって香港、タイ、インド、セイロン、マレーシア、シンガポール、南ベトナム、フィリピン、台湾に労働事情調査団を派遣したこと、六八年一月にはニューデリーで第一回アジア労働組合経済会議が開かれたこと、同盟ならびに傘下六産業別組織がそれぞれ関係組織とのあいだに締結した交流協定にもとづいて、全繊同盟、全炭鉱、化学同盟などが韓国労組代表をむかえいれ、同盟代表三回、ＩＭＦ・ＪＣ二回、国際石油化学労連日本事務所二回といった具合に韓国訪問の機会も増大していることなどが注目される。

5　わが国労働組合の国際加盟関係の変化と国際交流

加盟関係の変化

六七年七月～六八年六月の一年間にはわが国労働組合の国際労働組合組織にたいする加盟関係には大きな変化はみられなかった。

同盟は、国際自由労連に一括加盟しているので、六七年八月に同盟に加盟した全国民主自由労働組合（全民労）は自動的に国際自由労連に加盟したことになる。それとともに沖縄県労協がさきにのべたとおり、六七年一〇月に国際自由労連に一括加盟した。

ＩＴＳ関係では、一時大量新規加盟がつづいた国際金属労連ＩＭＦも、このところ増勢は一段落して、キャノン労組（五五〇〇）が六八年五月にＪＣにオブザーバー加盟したにとどまった。

世界労連は、ベトナム戦争反対の統一行動

第157表　労働組合関係の国際交流による年別出入国者数

年別	出国者数		入国者数	
	国際自由労連系労組との交流を目的とするもの	世界労連系労組との交流を目的とするもの	国際自由労連系	世界労連系
1963	160人	238人	35人	62人
1964	455	314	67	114
1965	253	814	74	57
1966	450	810	130	154
1967	263	405	62	36
1968. 1～5月	59	89	26	14

〔備考〕 1)　このほか，労働関係の海外人事交流としては，東南アジア諸国労組とのあいだの交流があり，67年に出国4件，23人，入国6件，28名をかぞえたが，それはこの表にふくまれていない。
2)　日本労働協会「国際交流」誌各号の「労働関係海外人事交流」により作成。

をつうじて総評や中立系の一部単産といちじるしく接近するにいたったが、世界労連とその傘下産業別インタナショナルにたいするわが国労働組合の加盟関係に変化はみられなかった。

国際交流　わが国労働組合の国際交流は戦後年を追って拡大する傾向にある。

六七年の交流人員の統計は、六六年にくらべてみると出入国人員ともに減少し、交流は後退したかにみえる（第157表）。しかしこれは六六年における「国際自由労連系労組との交流を目的とするもの」の中に第二次欧州福祉事情視察団一一六名、ヨーロッパ教育事情視察団一三〇名のような大型代表団が、また「世界労連系労組との交流を目的とするもの」の中にハバロフスク集会参加代表団（一七二名）ほか百数十名の大型代表団が少なくとも二つふくまれていたのにたいして、六七年の出国者の中には、国際自由労連系の交流では二五名、世界労連系との交流六九名を最大として、それ以上の大型代表団がふくまれていなかったからである。このことから、六七年の交流は、出国者数では六六年を下回りながら、交流件数では、国際自由労連系との交流でも世界労連系との交流でも前年を上回わって、それぞれ六八件と八五件（前年は四四件と七七件）であった。

なお日米労働関係人物交流計画によって六七年にアメリカへ渡航したのは二一チーム七三人で、同年中における国際自由労連系労組との交流のうちの件数にして、約三一%、出国者数にして二七・八%をしめた（第158表）。

第158表　日米労働関係人物交流計画による出国チーム数ならびに人員数

1966年合計	12チーム	45人	
1967年合計	21チーム	73人	
1967年内訳	自動車労組チーム	5人	4— 5月
	全繊同盟婦人チーム	3	4— 5月
	建設関係チーム	3	4— 6月
	交運共闘チーム	3	5— 7月
	賃金政策チーム	4	6— 8月
	新潟総評チーム	2	6— 7月
	職業再訓練チーム	4	6— 7月
	労組経済政策チーム	4	7— 9月
	日教組本部チーム	3	8— 9月
	総評書記チーム	3	9—10月
	都市交通チーム	2	9—10月
	同盟交通関係チーム	3	9—11月
	同盟組織関係チーム	4	9—11月
	同盟金属チーム	5	9—12月
	全百連チーム	4	10—12月
	関西私鉄チーム	3	10—12月
	全生保チーム	4	10—12月
	地域開発チーム	3	10—12月
	広島地域チーム	3	11—12月
	自動車労連チーム	5	11—12月
	名古屋地域チーム	3	12— 2月

〔備考〕　日本労働協会「国際交流」No. 76により作成。

4　国際労働組合の諸会議

1　世界労連系の諸会議

世界労連第五四回執行局会議

六七年一一～一三日プラハで開かれ、①世界労連の出版宣伝活動の改善、②第一六回総評議会の決定した任務の遂行、を検討し、次の文書を採択した。①全世界の労働者にあてたメーデーの挨拶、②大一〇月社会主義革命五〇周年にさいしてのソヴェト労働組合中央評議会あてのメッセージ、③ベトナム人民の英雄的闘争への労働者、労働組合の国際連帯を推進するためのアピール、④南ベトナム解放労働組合連盟あてのメッセージ、⑤ラテン・アメリカ首脳会議の開催にかんする宣言、⑥植民地主義者の抑圧に反対し、民族独立をめざしてたたかっているアデン労働者の闘争への支援宣言、⑦政府間国際組織における世界労連の活動を検討する特別委員会の設置にかんする宣言。会議はまた全インド労働組合会議のマヘンドラ・センを世界労連書記に選出するよう次回執行委員会に提案することを決定した。

採択された文書のうち、③のベトナム人民への連帯のアピールは「ベトナム向け軍隊の輸送、アメリカの戦争物資の輸送をボイコットし、抗議をつよめ、ベトナム人民の正義の勇敢な闘争への連帯の示威をつよめる、などによって、大衆行動を推進するよう」訴えている。それはまた、「ベトナム民主共和国に対する爆撃とあらゆる戦闘行為を最終的に無条件に停止させ、南ベトナム人民が何ら外国の干渉をうけずに国内問題を解決できるように、すべてのアメリカ軍とその衛星国軍を南ベトナムから撤退させるよう要求」している。六七年二月二八日の南ベトナム解放戦線の宣言を世界労連が支持することを明らかにしている。④は四月二七日の南ベトナム解放労組連盟創立六周年記念日を祝うメッセージである。

第五回国際建築・木材・建築資材労働者会議

六七年五月二二～二六日東ベルリンで開かれ、四六カ国六七組織から一八八人の代表、来賓、オブザーバーが参加し、わが国からは全建労と全日自労（上原孝夫書記長）が正式代表を、総評（三名）、全国セメント、日住労、日建協（各一名）がオブザーバーを送った。

会議のおもな議題は「労働、賃金、社会的諸条件の改善をめざす闘争、および資本主義的搾取、独占、帝国主義と新植民地主義に反対し、社会進歩、民主的権利、労働組合の自由、平和をめざす建築木材労働組合の行動統一と国際連帯強化のために第六回世界労働組合大会の示した行動における建築・木材・建築資材労働者」と「各部門労働者の社会的諸条件の向上をめざして」と二つであった。

会議は次の文書を採択した。①一般決議（全世界の建築・木材・建築資材労働者への呼びかけの形式をとっている）、②ヨーロッパ相互安全保障に関する決議、③朝鮮の労働者との連帯に関する決議、④ベトナムに関する決議、⑤ギリシャにおける民主主義破壊と労働組合の権利破壊に関する決議、⑥ラテン・アメリカ諸国の労働組合ならびに労働者との連帯決議、⑦ソ連革命五〇周年への祝辞。

討論のさい日本の代表は、①アメリカ帝国主義が国際反動の主柱であることを明らかにすること、②平和と民族解放をめざす国際統一行動・統一戦線の発展を重視することをはじめ国際自由労連の一部幹部がおこなっている分裂策動とアメリカ帝国主義の対外政策支持の行動を暴露しこれと闘うこととなしに、国際自由労連との統一はありえないこと、④会議に出席していない組織についての評価はさけるべきこと（注、中国、ベトナム、キ

ューバ等の組合代表は出席していなかった)などを強調した。会議はこの主張を一部うけいれて一般決議にはアメリカ帝国主義を「国際反動の主柱」とする評価をつけくわえ、またアジアの一部の国にみられる現象についての評価を削除するなどしたが、第六回世界労組大会採択の方針を是とするその基調を変えるにはいたらず、このため日本代表は一般決議とヨーロッパ安全保障に関する決議の採択ならびに規約改正にあたっては、態度を保留した。

世界労連第五五回執行局会議

六七年九月三～五日プラハで開催された。会議の第一の議題は、異なった国際組織に加盟する組合や中立組合のあいだの、また国際労組間の新しい交流をうちたてる問題で、会議は六八年に開催予定の第二回ILO欧州地域会議の準備に注目し、同会議についてサイヤン書記長の説明をうけた。第二の議題はベトナムに関するもので、会議は七月に北ベトナムを訪問した世界労連代表団の報告を聴取し、「ベトナムにおける現段階の重大性に関する宣言」と「ベトナム総工会へのメッセージ」を採択した。「宣言」は、八月にアメリカがその侵略をエスカレートし、ハノイと中国国境隣接の重要地域に対して新たに爆撃を開始するにいたったことを重大視するとともに、平和と独立のためにたたかうベトナム人民の不退転の決意への精神的、政治的、物質的連帯の強化を加盟ならびに非加盟の組織によびかけている。第三議題は中東情勢に関するもので、会議はジャンスー書記次長が提出した、中東危機の真因と解決策を宣伝し、アラブ諸国の進歩的勢力のたたかいを支持して、同諸国内の帝国主義勢力にたちむかうために世界の労働組合の共同戦線結成に全力をあげるべきだとする報告を承認した。

会議はまた四月一七～一九日にプラハで開かれた世界労連書記局とラテン・アメリカ労働組合統一常設会議書記局の合同会議の成果についてL・バディヤ書記から報告をうけるとともに、一〇月プラハで第三四回執行委員会を、ついでレニングラードで一〇月社会主義革命五〇周年を祝うための国際労働組合大集会を開催することを決定した。また会議はイタリア労働総同盟のS・スティミリを世界労連書記に、ソ連中央労組評議会議長A・シェレーピンを世界労連副議長に、ブルガリア中央労組評議会議長R・コリタロワを世界労連執行委員にそれぞれ選任するよう次回執行委員会に提案することをきめた。

世界労連第三四回執行委員会

六七年一〇月二五～二七日プラハで開催され、日本からは本条嘉久雄世界労連執行委員(全建労委員長)が出席した。会議の主要議題は①よりよい生活、自由、独立、平和をめざし、帝国主義による、とくにベトナムと中東における侵略行為に反対する世界の労働者と労働組合の統一行動と新しい国際労働組合関係を推進するうえでの世界労連の活動、②国連およびその専門機関における世界労連の活動の強化、であった。会議は次の諸文書を採択した。①国際労働運動における行動統一の発展と新しい関係の樹立にかんする決議、②労働組合の権利と自由の擁護にかんする決議、③国連およびその専門諸機関(ILO、ユネスコ、FAOその他)における世界労連の活動発展にかんする決議、④(ベトナム人民の闘争への連帯にかんする)世界労連執行委員会のアピール、⑤南ベトナム解放民族戦線の政治綱領にかんする宣言、⑥中近東についての宣言、⑦帝国主義者のキューバー封鎖についての宣言、⑧朝鮮情勢にかんする決議、⑨ギリシ

ャ労働者への連帯宣言、⑩アルゼンチンにおける労働組合抑圧にかんする決議、⑪ニョノ副議長死刑宣告撤回要請電報、⑫チェ・ゲバラへの弔電、⑬スペイン労働者弾圧にたいする抗議電報。会議はまたダホメ共和国労働者総同盟、ガンビア労働組合、イラク共和国労働組合総連合、スーダン国家公務員・技術者総連盟の加盟申請を批准し、またグリシンに代えてA・N・シェレーピンを世界労連副議長に、S・グロフに代えてR・コリタロワを執行委員ならびに評議員に、シルベストリに代えてS・スティミリ（イタリア労働総同盟）を世界労連書記に、またマヘンドラ・セン（全インド労働組合会議）を世界労連書記に、選任した。

採択された文書のうち、①国際労働組合運動における行動統一と新しい関係の発展にかんする決議は、現在統一行動発展の好条件がうまれていることを強調して、次のようにのべている。

【国際労組運動統一にかんする決議】　第六回世界労組大会いらい、全国的、国際的統一行動の発展において、とりわけ、加盟を異にする全国中央組織間の関係および接触の樹立、強化の分野においては、あらたな明確な前進がなされている……。

多くの資本主義諸国では、全国的水準で大衆的大統一闘争が発展し、それには各種加盟の、また各種傾向の労働者や労組組織が参加している。

国際労組組織間でもまたある程度の接触が見られた。世界労連は、ラテン・アメリカ労組統一常設会議、全アフリカ労連、アラブ国際労連との協力、連帯関係のきずなをつよめている。さらに、全世界の国際的中立労組織またはその他加盟を異にする全国中央組織との友好関係を量質ともに強化した。

ILOやその技術委員会、ユネスコ、その他の国連専門機関の中では、世界労連、その加盟全国中央組織および産業別インタ等の諸活動は強化され、改善されたため、労働者に共通の利益をもっている特定の問題について、他の国際労組組織との接触をふかめるのに役立っている。……

その最も重要な進歩がみられたのはヨーロッパ大陸においてであった。……CGTとCGILとが組織したミラノ会議は、労働者に損害をもたらす経済集中過程を克服したいというヨーロッパ労働運動のもとめに応じてつくられたすすんだ協力体制である。

最も顕著な新事実は、ヨーロッパにおける国際自由労連加盟の資本主義諸国の全国中央組織と世界労連加盟の社会主義諸国全国中央組織のあいだの友好関係の発展である。これらの諸組織は代表団を交流させ、共同宣言に調印している。

一九六八年一二月の第二回ILOヨーロッパ地域会議の開催は、ヨーロッパにおけるもっとも緊急な経済、社会、職業問題を討議する可能性をひらいている。この討論には、全ヨーロッパの全国中央組織の代表が差別をうけることなく参加できるのである。ヨーロッパの全国中央組織間の友好関係の樹立と強化は……国際労働運動全体に広範な影響を与えるだろう。

決議はこのあと行動統一の障害にふれて、「しかしながら国際自由労連の若干の幹部という形で、重大な障害物が残っている。それはとりわけAFL＝CIOの幹部について言える。ラテン・アメリカではORIT（国際自由労連ラテンアメリカ地域組織）の幹部についていえる。これらの幹部たちは冷戦や分離主義という時代おくれの政策を固執している」とのべながらも、なお、「世界労連執行委員会は、現在、労働組合の国際関係をより広範に発展させる好条件が存在していると考える……執行委員会は、世界労連があらゆる段階の上記友好的接触、集会の諸組織をはげまし、国際労組運動内のやり甲斐のある協力に役立つよう、上記接触、集会に参加し、また全世界労働者階級の連帯と団結をよりよく保障することなどを誓約するものであることを再度強調する」と結んでいる。

決議の②は、最近における世界の政治・経済の発展の中でうまれている労働組合の新たな権利問題について概観したのち、次のようにのべている。

【労働組合の権利と自由の擁護・拡大にかんする決議】　第六回世界労組大

会いらい労働組合の権利の存立条件に重大な変化がおこっていること、労働組合の権利憲章採択後あらたな権利問題が提起されていること、また、われわれが民主的自由や労働組合の権利問題について深い正確な分析をおこない、できるだけ広範な見解の交流をおこなう必要があること、などに留意して、執行委員会はつぎのごとく決定する。

一、民主的自由と労働組合の権利擁護を、労働者の国際連帯の精神にもとづき、既得の権利を拡大し、また生活、労働条件の改善を保障するかぎりでのあらたな権利をかちとるため、さらに広範な統一闘争を展開するよう全世界の労働者、労働組合にうったえること。

一、全世界の労働者および世界労連加盟組織の中で、国連総会が採択した上記二条約（注、六六年一二月に採択された市民権および政治的権利にかんする国際条約と経済的、文化的権利にかんする国際条約を指す）について、国連のメンバー諸国政府に批准させる活動を展開すること。

一、労働組合の権利擁護をつよめ、第八七号、第九八号決定のギャップをうめるためのＩＬＯ条約草案を、今年末までにＩＬＯとともに起草すること。

一、異なる大陸ごとの労働組合の権利の実施状況についての世界的規模の調査を、一九六八年中におこなうこと。

一、国連の人権宣言二〇周年を記念する世界労連の公式行事として、労働組合の権利および民主的自由にかんする国際セミナーを、一九六八年末までに準備すること。

一、世界労連産業別インタは、労働組合の権利問題についてのＩＬＯの指導の中で、独自の活動を展開し、また民主的自由および労働組合の権利への攻撃にかんする苦情処理の提訴をみずからおこなうよう、勧告する。

決議は、国連およびその専門諸機関内における統一行動の重要性を強調して次のようにのべている。

【国連およびその専門諸機関における決議】　執行委員会は、世界労連が、労働者にとっての決定的な重要問題をかかえるすべての労働組合組織および国連、ＩＬＯ、ユネスコ、その他の国連諸機関内の進歩勢力と提携して、統一行動、協力をたえず探求しつつあらゆる統一の可能性を十分効果的に運用すべきであるとの見解をもつ。」

【朝鮮情勢にかんする決議】　六六年一二月の世界労連第一六回総評議会では、朝鮮問題にかんする特別決議案は、「朝鮮への国連の不当介入反対、朴正熙一派をかいらい政権と明記せよ」という朝鮮代表の主張がいれられず、採択されなかったといわれるが、第三四回執行委員会ではこれらの点を明確にした「朝鮮情勢にかんする決議」が採択された。同決議は、六六年のジョンソン大統領の南朝鮮訪問いらいアメリカ帝国主義者が軍事境界線で軍事挑発をつよめ、新たな戦争がいつおこるかもしれない危険な情勢がうまれていることを確認し、アメリカ帝国主義者にたいして挑発をやめ南朝鮮から撤兵することを要求するとともに、朝鮮問題にかんして国連が採択したすべての不当な決定の破棄、「アメリカ帝国主義者によって侵略の道具に使われている朝鮮統一復興国連委員会の解散」を要求している。それはまた日本に関連して次のようにのべている。「アメリカの策謀によってもたらされた日韓条約によって、政治的、経済的、軍事的に南朝鮮かいらいと同盟している日本軍国主義者を非難する。この条約の助けをえて、かれらは南朝鮮にたいする侵略政策を助長している。執行委員会は、六〇万在日朝鮮人の朝鮮民主主義人民共和国への帰還協定を一方的に破棄することをのぞむ日本政府の企てを非難する。執行委員会は、日本当局が帰還協定を延長し、朝鮮市民の祖国、朝鮮民主主義人民共和国への帰還を無条件に保障することを要求する。」

【ベトナムにかんするアピールと宣言】　ベトナムに関する委員会のアピールには、アメリカ帝国主義を孤立化させ平和をよそおうか

れらの反面をバクロすることをめざす統一行動をいっそう発展させること、南ベトナム解放民族戦線の創立記念日である六七年一二月二〇日を期してベトナムの労働者と人民にたいする連帯行動をさらに強化することなどを全世界の労働組合員に訴えるとともに、ベトナム戦争向けのアメリカおよび衛星国の軍需品輸送をボイコットするよう港湾・海運労働者に訴えている。また「宣言」は、同年九月に南ベトナム解放民族戦線が明らかにした政治綱領にたいする世界労連の支持を表明している。

一〇月社会主義革命五〇周年を祝う国際労働組合大集会

一〇月三〇～三一日にはちょうど五〇年前にソヴェト代表が集まって労働者・農民の権力獲得を宣言したレニングラードのスモルニー宮殿で、世界労連の主催の下に一〇月社会主義革命五〇周年を祝賀する国際労働組合大集会が開かれた。集会には八〇カ国以上の労働組合員が参加し、集会幹部団は、世界労連、全ソ労組中央評議会、全アフリカ労連、アラブ国際労連、ラテン・アメリカ労働組合統一常設会議などの幹部、いくつかの産業別インタナショナルやベトナム総工会、南ベトナム解放労組連盟をはじめとするさまざまな国の労働組合中央組織の幹部、によって構成された。集会はレナトルニー・ビトシ世界労連議長の開会宣言に始まり、ソ連共産党、全ソ労組中央評議会その他の歓迎の挨拶のあと、ルイ・サイヤン世界労連書記長が「一〇月社会主義革命の慶祝と国際労働組合運動」と題して講演をおこない、さらに総評の安恒良一をふくむ一四名が演壇から挨拶をのべた。集会は世界労連書記次長ピエール・ジャンスーの提案による「ソヴェト労働者、労働組合へのメッセージ」を採択、ビトシの閉会の辞をもって幕を閉じた。

職業訓練にかんする世界労働組合会議

六八年二月二～四日トリノで開催されたこの会議は、六五年一〇月の第六回世界労組大会が採択した「青年労働者にかんする決議」のなかの、「見習いと職業養成についての広範な統一した国際労組会議を開く」という方針を実施に移したもので、ヨーロッパ一五カ国、アフリカ、中近東二七カ国、アメリカ一六カ国、アジア、大洋州六カ国の労組代表、全アフリカ労連、ラテンアメリカ労組統一常設会議、国際アラブ労連、産業別インタナショナルおよび労働組合以外の国際諸組織（国連、ILO、ユネスコ、FAO、国際社会問題研究所、国際民婦連、国際学連、世界民青連）の代表などあわせて一四〇名の代表、活動家、専門家が参加し、現代における職業訓練問題についての経験交流、分析、討論をおこなった。日本からは世界労連の招待をうけて総評組織局次長湯浅克孝が参加した。

会議では世界労連ジャンスー書記次長が基調報告をおこない、総評代表は、事前に自治労や全国総合職業訓練所職組など関係組合と協議して準備していた報告と意見をのべた。

会議は、①職業訓練憲章、②ユネスコの職業訓練および読み書き教育の活動にたいする提案決議、③ILOの職業訓練および技術向上の分野における活動にたいする提案決議、④FAOの職業訓練分野での活動にたいする提案決議の四つの文書を採択した。総評代表は、憲章にのべられた合理化と職業訓練にたいする姿勢、企業内教育に公的資格を与えよという要求、「収入は労働者の現実の資格に見合うべきものでなければならない」とする規定などに疑問をいだき、それが日本の運動に与える悪影響を考慮して、憲章案をただちに採択せず、継続審議することを主張したが、いれられなかっ

た。

採択された憲章は、①前文、②諸原則、③教育の民主化、④内容、⑤労働組合の諸権利、⑥婦人と少女、⑦農業ならびに類似の職業の労働者、⑧移民労働者、⑨専門家・技術者・エンジニア、⑩証明書ならびに資格証明書、⑪指導員、⑫職業指導、⑬労働者の配置、⑭職業上の再適応、⑮企業における訓練、の一五項目にわたっているが、そのうち②～⑤を次に全文紹介する。

【職業訓練憲章】　諸原則

科学的経済的社会的発展の要請に全面的に応える近代的職業訓練は〝十分に民主的〟な性格をもたなければならない。したがって……

――職業訓練は、労働者がその好みと能力に応じて、あらゆる水準の教育をうけられる機会をかれらに保障するために、経済的、社会的発展計画の全体の一部とならなければならず、また全般的教育制度にふくまれなければならない。

――すべての労働者は、自ら選んだ職業につき、そこで仕事を行ない、昇進することを保証する職業訓練をうける権利をもつ。

――職業訓練は、もっぱら国家の義務であり、国は勤労人民大衆のために職業訓練を保証しなければならず、したがってまた、十分な数の職練施設を設置しなければならない。

――職業訓練は、誰でも自由に受けられるものでなければならず、人種、性別、政治的意見、加盟労働組合、社会的背景などによるいかなる差別からも免がれるものでなければならない。

――すべての労働者は、生産条件の変化に自らを常に適応させ、個性を十分に伸ばすことができるような職業向上の権利をもつ。

――すべての労働者は、職業訓練の権利を十分行使でき、自らの職業的階級をどの水準にまでも引上げることができるように、必要な便宜、物質的手段（労働時間の短縮、諸手当、賃金保障、有給教育休暇、諸給付、奨学金、交通費、給食）をうける権利をもつ。

――いかなる経済部門でもその構造変化のために職を失う労働者はすべて速やかに自分の職業再転換を可能にするよう所得の損失なしに新たな職業訓練をうける権利をもつ。

――読み書きの能力は、とくに開発途上の諸国では、職業訓練の不可欠な部門でなければならず、したがって、労働者が社会の中に積極的にくみこまれることができるように、機能的読み書きの線にそって読み書きの教育が行なわれなければならない。

――教育、読み書き能力、職業訓練、職業向上の制度は、いかなるときでも、訓練を早める必要から教育の価値を犠牲にしてはならない。

教育の民主化

教育は全般的、民主的なものでなければならず、すべてのものが、差別なく、ただ社会の必要に合致する各自の知的能力という基準に応じてのみさまざまな段階の教育（初等・中等・高等）をうけられるよう保障するものでなければならない。

一般的な義務教育は、青年がその他の水準の教育に進むことができるような一定の基礎をかれらに保障するため、中等教育まで延長されなければならない。

物質的手段（学校網、奨学金、パート・タイム賃金）は、すべてのものが最高水準の教育を全面的に受けられるよう一切の権利を保障するために創設し、発展させなければならない。

内　容

職業訓練は、労働者の能力が技術の進歩に速かに適応するのを促進するような多角技術的な職業訓練の方向にそったひろい科学的、技術的知識を基盤にしたものでなければならない。

職業訓練の諸課程は、労働者にたいし彼らが生きている社会にもっと積極的に参加できるようかれらの社会的、政治的活動のための知識や能力を与えるために、一般的文化的問題を重視しなければならない。

職業の実践的部分は、その職業について詳細な知識をもっているだけでなく、必要な教育上の訓練をうけている指導員によって教えられなければならない。

労働組合の諸権利

一、労働組合組織は、労働者のすべての職業訓練、職業向上計画作成について相談をうける権利、労働者を代表して職業訓練や職業向上、雇用についての権利の実際的行使を管理するため、すべての段階で使用者（公共機関、経営者組織、経営者側等）と話し合う機会をもつ権利をもたなければならない。

企業段階の労働組合組織は、とりわけ職業段階の権利拡大や、見習い制度を補うために企業の外で職業訓練課程を組織することなどによって、企業による職業訓練の管理権を十分に行使できなければならない。

労働組合組織は、また職業訓練政策の決定に関与するあらゆる国家機関や地方機関の中に、差別をうけることなく、その地位を認めさせる権利をもつ。

世界労連臨時総評議会

世界労連代表団が第一四回全ソ労組大会に参加したさい、三月四日の記者会見のさいらい最初の臨時総評議会を招集する旨発表した。臨時総評議会の目的は「全世界の労働者、労働組合とベトナム人民との団結を強化、拡大し、アメリカ帝国主義の武力侵略をさらに広く、激しく非難すること」にあるとされた。

この臨時総評議会は四月八～一〇日モスクワで開催され、七七カ国、八四組織から二六一名の参加をみた。わが国からは世界労連の正副評議員である本条嘉久雄（全建労）と近藤一雄（全日自労）が参加し、また総評から案納（常幹）、矢島（東京地評副議長）がオブザーバーとして出席した。

会議は、①一般決議、②世界の労働者と労働組合員にあてたアピール、③ベトナムの英雄的人民にあてたメッセージ、④アメリカ労働者への公開状、を採択したが、このうち一般決議は、ベトナム労働者の闘争支援のための「世界的規模の資金カンパ」の実施、ジュネーブ協定の調印記念日である一九六八年七月一〇日に各国でベトナム代表の参加をえて大衆集会を開くこと、などの方針を明らかにして、次のようにのべている。

【一般決議（要旨）】　アメリカ侵略者に対するベトナム人民の救国・独立の闘争は新段階に入り、ベトナム人民はあらゆる分野で大勝利をおさめ、アメリカ帝国主義者の侵略政策は決定的な失敗をなめている。……ベトナム人民との連帯運動、アメリカの侵略への非難は全世界でたかまっている。……総評議会はこの国際的行動が停止されてはならず、さらに次のごとき行動をアメリカに強制するよう、ますます促進する必要があると考える。

――ベトナム民主共和国にたいするいっさいの爆撃と戦争行為の即時、無条件の中止。

――ベトナムにおけるアメリカの侵略の即時中止、アメリカ軍と軍事資材の即時撤退、およびベトナムのいっさいのアメリカ軍事基地の一掃。

――南ベトナム人民の真の代表としての解放民族戦線の承認。

――一九五四年ジュネーブ協定の精神に合致している、ベトナム民主共和国政府および解放民族戦線政治綱領の表明した立場にもとづいてベトナム問題を解決すること。緊急総評議会は世界のすべての労働組合にたいし次のことをめざして行動をつよめるようによびかける。

――ベトナムにおけるアメリカの侵略を中止させるため、労働者大衆の行動をいっそう強力に推進すること。

――アメリカの侵略者の真の性格ならびにかれらの平和の言葉にかくされているものを明らかにし、ベトナム人民の正義の立場をよりよく知らせるために、あらゆる手段で広報活動をつよめること。

――医薬品、衣服、運輸、通信手段、報道、印刷施設のための資金をあつめる運動をつよめることによって、ベトナム労働者と人民への物質的精神的援助を強化すること。

――侵略のためのすべての軍事資材の生産、荷役、輸送のボイコットをいっそう強大に発展させるため、もっとも適切な闘争の方法と形態をとる

よう、侵略に参加している諸国の労働者、とくに運輸労働者を励まし援助すること。

――アメリカできわめて多様な形態をとっておこなわれている戦争反対の運動を支援し、励ますこと。

緊急総評議会は、一九六八年メーデーを、ベトナム人民との偉大な国際連帯デーとするよう、世界のすべての労働者とすべての労働組合によびかける。

ジュネーブ協定の記念日である一九六八年七月二〇日に、総評議会は、ベトナムの兄弟や各国からの代表の参加をえて、大衆集会やその他あらゆる種類のデモをおこなうよう勧告する。

2　国際自由労連系の諸会議

第一回世界労働教育会議

正式には「労働組合運動における教育にかんする第一回国際自由労連世界会議」と呼ばれるこの会議はカナダのモントリオールで六七年八月一六～二五日に開かれた。参加者は五〇カ国約二〇〇人で、その内訳は、国際自由労連の加盟組織ならびにＩＴＳの代表一三〇人、大学、ＩＬＯ、ユネスコなどからのオブザーバー二〇人、関係大学学生や政府からの来賓四〇人であり、日本からは同盟国際局長木畑公一が参加した。

会議では、①「教育における自由な労働運動の役割」（トウラッツ自由労連書記次長）、②「近代的教育概念における労働教育の場」（タッケ・ＤＧＢ副会長）、③「近代教育の内容と方法」（ガロニ・仏ＦＯ書記）、④「労働組合訓練」（デイビスＡＦＬ＝ＣＩＯ教育部長）、⑤「労働教育分野における協力と調整」（ペナルベル・ベネズエラ労働総同盟書記長）、⑥「労働教育の社会的・経済的側面」（ローゼンフェルド英労働組合会議教育部長）の六つの講演がおこなわれ、これにもとづいて討論がおこなわれた。また①労働組合と教育、②労組訓練の実践的問題（労働学校および講師問題を除く）、③労組訓練の実践的問題（労働学校および講師問題）、④労組と国際政府間機関の教育活動、⑤教育にかんする労組の社会的経済的要求の五つの分科会がもうけられ、分科会がまとめた報告あるいは勧告案は本会議で若干の注文、修正をうけたのち採択され、会議終了後に国際自由労連本部の手で一つの結論にまとめられた。

その要約は月刊自由労連誌六七年一〇号に掲載されているが、この「結論」のさらに結論的部分ともいうべき「自由にして民主的労働組合運動に対する特別のアピール」は同誌によれば要旨次のようにのべている。

【自由にして民主的な労働組合運動に対する特別のアピール】　本世界会議は以上の結論を要約して、すべての自由な労働組合に対して地域社会の産業、社会、経済的生活における労働組合の責任が一そう高まっている点を考慮して、労働教育の分野における努力と活動を一そう拡大するよう要請した。とりわけ、本世界会議は次の点を勧告した。すなわち「全国労働組合中央組織と各労働組合は、労働教育の分野における必要な計画を立案し行動を組織していくことのできる効果的な機関を、それぞれの組織の中に設置することに重大な関心を払うべきである。」

適切な機関の設置によって、労働組合は国の教育制度や文教政策の策定により大きく寄与することも可能になろう。また教育制度や文教政策の開発は次のような措置によって強化されよう。

——教育に直接、間接的に責任をもっている委員会もしくは機関（例えば、教育、訓練、ラジオ、テレビ、大学などに関する政府機関もしくは公的な委員会）に対して、労働組合の代表を参加させその意見をより効果的に反映させる。

——全国的な機関、および国際機関の各種委員会（ＩＬＯユネスコなど）に、労働組合指導者をより積極的に参加させること。

——労働者の理想に賛成する教育団体—例えば、労働者教育協会、労働大学など—との協力を可能なかぎり最大限密接に行なうこと。

——子供や成人は教育をうけなければならないという自覚と関心を、広く国民の間に喚起すること。その方法として次の三つがある。

㈠　一般教育の各級水準で、とりわけ成人教育の分野において、教職員の全国組織と国際組織との協力を最大限密接にすること。

㈡　ＰＴＡ運動の促進。

㈢　子供と成人に教育指導及び職業補導を与えること。

——労働者は教育をうけるよう、便宜を自由に与えられること。それには、教育休暇、受講中の所得保障、教育施設を利用しうること。

本世界会議は、国際自由労連が自由な労働組合運動全体の教育活動を、各ＩＴＳとの合意のもとに連絡調整して活動していることを歓迎する。とくに国際自由労連が労働教育という狭いワクから抜け出し、平和と自由と社会進歩のための教育というより広い考え方を方針としていることは、極めて歓迎すべきことである。

国際産業別組織（ＩＴＳ）総会

六七年八月三一日～九月一日ブリュッセルで開かれた。会議に、自由労連通信によると、代表を出席させたのは、現在存在する一七の国際産業別組織のうち、国際商業事務技術労連、国際郵便電信電話労連、国際公務員労連、国際農園農業関連労連、国際運輸労連、国際金属労連、国際自由教員労連、国際鉱山労連、国際製靴皮革労連、国際石油化学労連、国際放送映画演劇労連の一二組織であり、国際自由労連からはＡ・ブラウンタール、Ｍ・パラディーノ両書記次長が出席した。

会議は、ギリシャの労働組合情勢について討論し、ギリシャの立憲統治体制を一日も早く回復するよう要求し、また集会を開く権利や組合が自由に組合費を徴収する権利などあらゆる基本的労働組合権の承認を要求した。会議はＩＴＳと国際自由労連との協力関係を改善するための方法を審議し、国際自由労連の次回大会の議題にこの問題をふくめることを提案した。パラディーノ国際自由労連書記次長は、協同組合その他の社会活動にかんする国際自由労連の作業班について報告した。

総会はエリック・キセル国際商業事務技術労連書記長を議長に再選し、また同氏とＡ・グレーデル国際金属労連書記長を、従来どおり国際自由労連執行諸機関の会議にＩＴＳ代表として出席させることを決定した。

国際自由労連第四三回執行委員会

六七年一〇月四～六日ブリュッセルの国際自由労連本部で開催された。会議は、六七年初めに辞任したオマール・ベクーの後任としてハルム・Ｇ・ブイター（オランダ労働総同盟ＮＶＶ出身）を任命し、①ギリシャにかんする決議、②ナイジェリアにかんする決議、③平和と軍縮にかんする決議、④世界経済情勢にかんする決議、中東にかんする声明を採択した。会議はまた国際自由労連第九回世界大会を六八年中にニューヨークかワシントンで開催することに原則的に意見の一致をみた。

また従来国際自由労連は社会主義諸国の労組との交流をいっさい拒否し、傘下組合にもこれを禁止して、五五年いらいその趣旨の決

定を幾回もくりかえしてきた。しかし最近イギリス労働組合会議やドイツ労働総同盟など加盟主要組合やＩＴＳの一つである国際写真印刷労連ＩＧＦなど、その傘下にこの交流にふみきるものがあいついであらわれ、六七年六月には日本の同盟の塩路副会長もソ連労組の招待をうけいれて訪ソしたので、第四三回執行委員会はＩＧＦとの協力関係の中止を決定するとともに、交流問題についての特別小委員会の設置を決定した。執行委員会はその決定の中で「国際自由労連と共産圏諸国の労働組織およびその他の国の共産党支配の組織との間の関係」が「引続き増大する傾向を見せている」とのべ、小委員会にたいし第四四回執行委員会までに審議結果にかんして報告書を提出することを求めている。

なお、この執行委員会では次の組合の国際自由労連加盟が認められた。英領ホンジュラス労働組合会議、ジャマイカ・ゴスタメンテ労組（一二万）、インドネシア回教徒労働組合運動ＧＯＢＳＩ（八〇万）、シンガポール労働組合会議ＳＮＴＵＣ（一万二〇〇〇）、フィリピン労働センター（二六万七〇〇〇）。

採択された諸決議のうち「平和と軍縮にかんする決議」は全文次のとおりである。

【平和と軍縮に関する決議】　国際自由労連第四三回執行委員会は、

自由な国際的労働組合運動は、平和と自由と社会正義を擁護する勢力の強化に敢然ととり組み、世界平和の達成と維持を、あらゆる国民の経済的社会的文化的向上のための闘いにおいてまず第一になすべき急務と考えてきたことを想起し、

諸国間で行なわれているあらゆる戦争および紛争は、平和的交渉によって解決されうるし、そうしなければならないとの確信を再びくり返し、

ベトナムや中東など数々の紛争地点において武力闘争が長びき、ますます激しくなり、あるいは再発することなどにより、世界平和がおびやかされている事実に深い憂慮を示し、拡大の一途をたどっている軍事行動と暴力による苛酷な戦争の中で、ベトナム人民の受けた生命の喪失と物的破壊とを深く遺憾とし、

ベトナム問題の平和的解決を求める自由な労働組合の熱望を表明し、

ベトナム戦争の全当事者が、直ちに停戦に同意し、戦争の平和的解決に到達するための交渉にはいるよう要請し、

平和的解決は、南ベトナムに組する国もこれに敵対する国も含めて、あらゆる外国軍隊の撤退と、この解決の条件を厳格に守るための十分な国際的保障とを定めるべきであると宣言し、

戦争による破壊を回復するために大幅な援助が必要であり、この地域の経済的、社会的開発を助けるために大規模な国際的行動が不可欠であることを強調し、

中東地域の平和問題に関する自由な国際労働組合運動の意見をのべた第四三回執行委員会の「中東に関する声明」に言及し、

軍備競争をたえず続けていることは、世界平和を危険におとし入れる最大のものであることを強調し、効果的な国際査察のもとに全面的完全軍縮に到達すべくあらゆる努力を行なわねばならない、との自由な国際労働組合運動の立場を再確認し、

あらゆる種類の実験とあらゆる国々に対して部分的核実験停止が呼びかけられねばならないと主張し、中共とフランスが部分的核停への参加を拒否したことを遺憾とし、中共の熱核兵器の開発が世界平和をおびやかしていることを指摘し、

核拡散防止を目的とする条約をつくるべく現在行なわれている努力を支持し、これらの努力が成功をおさめるよう希望を表明し、

それ故に、核拡散防止条約は、非核保有国が核エネルギーの平和利用を開発するという保証、また核保有国もあらゆる種類の核実験を放棄し、いっそう核軍縮につとめるという公約をともなって、初めて完全な意味をもつものであるとのべ、

国連の指導のもとに世界安全保障体制を樹立することができるように、

世界のすべての人々が絶えず平和と全面的軍縮のために努力するよう要請し、

自由な国際労働組合運動は、真の民主主義と社会正義のもとにあらゆる国の独立と安全保障とを確実なものとするために、行動を続けることを誓約する。

国際自由労連アジア地域組織第二九回執行委員会

六八年一月二三、二八、二九日の三日間にわたりニューデリーで開かれ、日本からは和田春生、木畑公一（以上同盟）、下村義美（全逓）、上原康助（沖縄全軍労）が各執行委員として、また亀甲康吉（沖縄県労協議長）相原正雄（同盟）が予備委員として、出席した。会議には、アジア地域組織執行委員のほかに国際自由労連本部から書記次長M・パラディーノ、書記局員A・K・ムカジーが参加し、また国際鉱山労連MIF、国際石油化学労連IFPCW、国際郵便電信電話労連PTTI、国際農園・農業・関連労連IFPAAW、国際運輸労連ITFなど五つのITSの代表も出席した。

執行委員会の主要議案は、アジア地域組織ARO再組織のためのその機構と活動の検討と沖縄問題であった。

沖縄問題については会議の席上上原氏が詳細な実情報告と提案をおこない、執行委員会は「布令第一一六号の撤廃に関する決議」と「沖縄の祖国復帰に関する決議」を採択した。前者は、沖縄における労働組合の機能をいちじるしく制限している布令第一一六号の「撤廃」と「進歩的な法律の制定」を要求している。後者は、「民族自決と国際正義の原則のもとに、沖縄の施政権をすみやかに完全に日本に復帰せしめる措置を講ずるよう」日米両国政府に要請しているが、沖縄の米軍基地問題やベトナム戦争との関係についてはまったくふれていない。

ARO再組織のための同組織の機構と活動の検討にあたっては、日本選出執行委員はAROの事務所をニューデリーより「東南アジアの中心地域」に移すべきこと、アジア労働大学のインタナショナル・コースを減らして各国レベルの教育に指導と資金援助をあたえることを主張したが、財政難を理由に本部から国際自由労連シンガポール事務所の廃止と同東京事務所の大幅縮小が提案されたことともにらみあわせて、会議は、AROの機構・財政・組織の問題全体を検討するための特別委員会を設けることをきめ、特別委員会の委員に滝田ARO会長、アビダリ（インド）、P・P・ナラヤナンARO副会長（マレーシア）、J・J・ヘルナンデスARO副会長（フィリピン）、マツールARO書記長を任命した。そして会議は、AROがその機構・財政・組織について独自の覚書を提出するまでシンガポールと東京の事務所を閉鎖・縮小しないよう本部に要請した、「国際自由労連アジア地域組織の機構・財政・組織に関する決議」を採択した。

会議は、この会議と併行してニューデリーで開かれていた第一回アジア労働組合経済会議採択の声明を検討し、承認するとともに、和田氏を滝田氏に交替させるという同盟の決定にもとづいての和田氏のARO会長辞任の申出を受理し、滝田実氏を全会一致でARO会長に選出した。

第一回アジア労働組合経済会議

六八年一月二四～二九日ニューデリーで開催され、日本、オーストラリア、セイロン、台湾、フィージー、インド、インドネシア、韓国、マ

レーシア、ニュージーランド、フィリピン、シンガポールの加盟組合代表五五名のほか、エーベルト研究所など友誼団体代表、ＡＲＯ第二九回執行委員会にも出席した国際鉱山労連をはじめとする五つのＩＴＳの代表、国際自由労連本部とＡＲＯのそれぞれの代表などが参加した。日本からは和田春生以下五名の同盟代表と下村義夫（全逓）、上原康助（沖縄全軍労）が代議員として、落合英一（東京事務所長）がＡＲＯ代表の一人として、また亀甲康吉（沖縄県労協）、久吉軍次以下二名の総評代表ならびに垣見勝敏（日本労働協会）が友誼団体の代表として、参加した。

会議の議題は、第一議題、貿易開発の領域における自由な労働組合の政策、第二議題、アジア経済開発の問題、第三議題、(a)アジアの第一次産品の生産と貿易の問題点、(b)製品と半製品の貿易――綿繊維産業の国際貿易問題、(c)国際融資の問題、第四議題、アジア経済開発における全国労組と国際労組の各役割、の四つであった。討議のすえ会議は、アジアの開発問題、賃金と所得政策、成人教育と労働者教育、国際協力、第一次産品と農業、製品の貿易、国際融資、労働組合の役割などにふれた七九項目にわたる「声明」を採択した。そのうち、労働組合の役割にふれた七一～七九項は次のようにのべている。

【労働組合の役割】

(72) アジアの自由な労働組合は、自国の経済開発に積極的に参加し、国民経済の近代化と拡大に協力することを誓っており、また、政府の経済政策や開発計画を建設的かつ批判的な立場で、定期的にしかも体系的に検討する決意をもっている。労働教育計画において、労働組合は、組合のオルガナイザーに、経済問題に関する洞察力を与えるべく努力しよう。また労働組合は、経済開発に対する労組の直接的寄与（各種の協同組合の設置、職業訓練計画、職業紹介、労働者住宅計画など）を高めるであろう。本経済会議は、アジア地域のすべての自由な労働組合に対して、その活動領域を工場労働者以外にも拡大し、とりわけ、福祉対策、教育、技能研修などに関して、労働者の家族をも対象に含めるよう訴える。

(73) アジアの各国政府は、国造りや経済開発に自由な労働組合が役割を果しうるよう真剣に努力すべきである。こうした役割は、労働組合がすでに約束したものである。このことは、政府の政策が勤労者及び国民の大多数の生活向上に敵意を抱く少数勢力の利益を代弁すべきでないことを意味している。したがって政府は、労働組合が社会とその構成員の要求と利益を守るために直接行動に訴えずに、建設的に参加ができるように、その政策を作るべきである。

(74) 残念ながら、多くの政府がとっている開発とは、労働組合を防衛的な立場に追いやり、したがって労働組合の献身的な参加を妨げるようなものが多い。労働組合は勤労者と社会全体の利益に奉仕するために存在している。これは労働組合の基本目標であり、労働組合としては、真正な労働組合として存在していこうとするかぎり、この目標を放棄することはできない。政府の開発政策が勤労者の利益に反する場合には、労働組合はこうした政策を成功させるために寄与することはできない。

(75) 過去の経験が示しているように、工業化された欧米諸国において、近代経済の成長は、とりわけ、開明的な労使関係の確立（労働組合基本権の承認、労働争議の和解、調停、任意仲裁を通じて早急かつ公正に解決するための適切な機構、ならびに、労働組合との密接な協力による労働基準監督業務を含む）によるところ大であった。だが、これらのどれ一つとして、労働組合の苦しい長期にわたる闘いなしには獲得されなかった。すなわち、経営者たちは、長期にわたってこうした開明的な労使関係が企業の収益性を危険におとし入れると主張していたからである。組織労働者のこうした闘いの勝利が経済的にも好影響をもつことが明らかになったのは、開明的な労使関係が樹立されたのちのことであった。アジアの低開発国はこうした歴史的教訓をもつという有利な立場にある。

(76)　労働組合は労働者が社会の中で自己の地位を擁護するための手段であったし、また現在でもそうである。賃金と労働条件の引上げをめざす労働組合の闘いは、この目的に役立っている。さらに、労働組合はその行動を賃金と労働条件に限定してはいない。労働組合は、雇用対策、職業訓練、教育、労働者住宅、社会保障、その他数多くの事柄についても関心をもっている。これらは、現在の組合員の利益を守るために役立つだけでなく、同時に次の世代の賃金労働者のための土台作りにもなるし、かくして、経済開発に対して重要な寄与をなすものである。アジアの低開発国においても、このことは先進工業国以上に重要である。すなわち、一方において豊富な労働力の存在こそ、もしそれが正しく利用されるならば、アジアのどこの国においても最大の経済的資産であるにもかかわらず、失業と半失業の存在が焦眉の問題となり、他方、全般的な半失業状態の中で、労働組合は労働者が明確な社会的階級となり、都市の環境や工場の中に自らを融和できるよう、これらを援助しなければならない。

(77)　アジアの労働組合が経済開発の活動に果すべき数多くの重要な機能の中で、次の事項がとりわけ大切であり、本経済会議は、アジア地域の自由な労働組合に対して、この実現に全力を尽すよう訴える。

(a)　工場、鉱山、農園のなかに、労使間の意志疎通、交渉、苦情処理に関して、一定の手続きを確立するよう努力すること。

(b)　農地改革と農業開発、各地方の自力厚生事業に創意性を発揮し、かつ協力すること。なお、この自力厚生事業とは、在来型経済活動の生産性を向上させ、また遊休労働力に雇用機会を与えることを目的としたものである。（アジアのいくつかの低開発国の場合、労働組合も農民や土地をもたぬ農業労働者を組織し、農村の協同組合運動の発展などに援助の手をさしのべなければならない）。

(c)　低開発国の需要をみたすよう、自国の政府と使用者に働きかける約束を工業国の自由な労働組合からとりつけること。

(d)　さまざまな開発計画（訓練、住宅協同組合など）に関して、工業国の労働組合から助言、物資的援助、技術援助をうること。

(e)　賃金問題に対して体系的な解決方法を開発すること。

(f)　大衆的な職業訓練の振興及び職業紹介業務の確立に関して、助言を与え、かつ参加すること。

(g)　労働基準監督制度の樹立に参加し、かつ労働基準監督官と協力すること。

(h)　最低住居基準の確立に寄与し、かつ自力の住宅建設計画を振興し、かつ運営すること。

　農村から都市への自然発生的な労働者の流入に影響を与える措置に参加すること。容易に他の職種にも転換可能な技能を習得させるための訓練の場として、既存の建物や施設などの利用を図る面で創意性を発揮すること。

(i)　経済計画の立案、政策の決定、新規工業施設の建設計画、とくに工業化を地方分散的に図ること、大規模産業と他方、中小規模や村落産業と手工業との配分を図ることなどについて、助言を与え、かつ討議に参加するようにすること。これは、各地方における労働力の入手状況、在来型の技能、新しい技能、職業訓練や住宅建設に関する各地方の潜在能力、各地方で入手可能な資源などについて、労働組合が有する知識を利用するためである。

(j)　あらゆる種類の協同組合の設置に着手するとともに、その運営に参加すること。

(k)　第三一項で言及したタイプの教育活動を自らも促進すること。また望ましい場合及び可能な場合には、政府、大学、国際機関などに対してこうした活動を助長するよう要請すること。

(78)　低開発国すべてに対して、とくにアジアの低開発国に対して十分な援助が与えられるようにするため、上記の目的を不断に追求する勢力を先進国内につくるとともに、この重要な領域における政策決定が産業界と労働界との全面的な協力をえてなされるようにすることが、重要である。工業国の労働組合はこれに卒先とり組むべきである。本経済会議は工業国の労働組合に対して、国際連帯の根強い伝統を発揮するよう訴えるとともにこの運動の原動力になるよう要請する。

(79)　以上の目的が達成されるならば、アジア諸国の経済成長を現在妨げ

ている数多くの障害も取り除かれ、アジア労働組合運動はより強固な基盤のうえに活動することになろう。アジアの労働組合は、それぞれの国の経済開発に参加できるであろうし、またアジアの多くの政府が労働組合権を規制する傾向も後退するであろう。

国際金属労連第二一回世界大会

五月二七日に同労連創立七五周年大会がチューリッヒで開かれ、ひきつづき翌二八～三一日に第二一回世界大会が開催された。五八カ国一〇〇〇万人の金属労働者を代表する代議員と来賓五五〇名が出席し、わが国からは国際金属労連日本協議会ＩＭＦ・ＪＣから副田知之議長を団長とする五〇余名の大代表団が参加した。大会では、①ＩＭＦの綱領・宣言、②ギリシアに関する決議、③スペインに関する決議、④開発途上国に対する決議、⑤経済の地域統合に関する決議、⑥放射能に関する決議、⑦超国家企業に対する決議、⑧軍縮並びに世界平和に関する決議、⑨社会経済問題に関する決議、⑩独裁政権下にある労働者に対する決議、⑪青少年に関する決議、⑫フランスの現状に関する決議、などの諸決議が採択され、ブレナー会長、ガラデル書記長がそれぞれ再選された。

【参考資料】(1)世界労連東京事務所「世界労働組合運動」(月刊)、(2)同上事務所「労働組合情報」(半月刊)、(3)世界労連日本出版協会「世界労働組合運動」(月刊)、(4)国際自由労連東京事務所「国際自由労連」(月刊)、(5)同上事務所「自由労連ニュース」(週刊)、(6)日本労働協会「国際交流」(月刊)、(7)中林賢二郎「戦後労働組合運動の国際的連帯関係」、社会政策学会年報第一五集、六八年四月。

XII 人権擁護運動

概要□白鳥事件＝青梅事件＝八海事件＝国民救援会＝仙台警官スパイ事件＝破防法事件＝津事件／京都事件

概要

一、白鳥事件の運動は、村上国治に対する懲役二〇年の有罪判決が確定し村上国治が網走刑務所に下獄してから、一層広範な人々をとらえていった。ほとんど毎月のように、各地の代表が網走と札幌にでかけて、村上国治の釈放と裁判のやりなおしを要求した。このような大衆運動は、日本の人権擁護運動の歴史のうえで、その例をみないものであった。白鳥事件の再審申立も、事実調べにともなって有罪判決の基礎となった証拠が揺ぎ、長期の科学実験にもとづいた新証拠が次々に提出された。とくに磯部教授の鑑定が在日米軍機関の援助によるものであることが明らかとなったことは注目される。

一、青梅事件は一九六八年三月三〇日、東京高裁で無罪判決が下されて確定した。これで、三鷹・松川・芦別・青梅の四つの列車妨害事件はすべて検察側の敗北におわり、これらの謀略的な事件はうちくだかれたのである。

一、八海事件は一九六八年七月に七度目の裁判、三度目の上告審の弁論を迎えようとしている。事件発生以来、一七年余、この裁判をあやまらせたものの責任は明らかにされなくてはなるまい。吉岡の単独犯行の上申書が刑務所の外に出ることを妨害した刑務当局の態度は、深い疑惑をもたれたのである。

1　白鳥事件

全国代表者会議の当面の行動方針

白鳥事件中央対策協議会は、一九六七年一〇月一日に全国代表者会議をひらいて、当面の行動方針を決定した。その方針書は次のような構成をとっている。

①運動をめぐる情勢と展望。釈放について。再審について。処遇改善について。たたかいに確信を。②当面の行動方針とスローガン。獄中一五年、無実の村上国治を来年五月二六日までに釈放せよ、札幌高裁は事実調べを慎重公正におこない証拠弾丸をしらべ直し再審を開け、札幌高裁は事実調べに村上国治を立会わせよ、村上国治の精密健康診断を直ちにおこない刑務所に医師をおけ、副食費、暖房設備を大幅に改善し収容者の生命と健康を守れ、③具体的な行動と計画。五〇〇〇人の釈放要請特別署名を、五〇万人の釈放署名を、三万枚のはがきを札幌高裁へ、二〇万人の再審署名を、釈放要請面会団を毎月送る、第四次統一行動月間をたたかう、釈放要求特別月間をとりくむ、五万通の年賀状を集中する、第一六回現地調査を成功させよう、来年五月二六日を中心に第一七回現地調査と村上国治釈放要求大集会を札幌で開く、一二〇万円特別資金カンパを一一月二八日までに、年末までに一八〇万円の活動資金を集める、守る会、連絡会、白対協をつよめ大きくしよう、真実の大量宣伝を。

この方針にみられるように、白鳥事件をめぐる大衆運動は、網走刑務所にいる村上国治の釈放と、再審による裁判のやりなおしの二つを要求する運動に集中していった。

再審と釈放の要求

第一五回現地調査は、六七年七月八日から一〇日まで、中央団体および全国二五都道府県から四五〇名が参加しておこなわれた。七月八日、札幌に集結した調査団は、団長に井上泉社会党代議士、副団長に松本善明共産党代議士他三名をえらび、まず札幌高裁にたいして再審開始を要請したのち、射殺現場、幌見峠その他の関係場所を調査した。調査となら んで、井上団長らは札幌矯正管区に行って網走刑務所の処遇改善と、村上国治の仮釈準備の促進を要請、松本副団長らは札幌高裁にたいして再審開始を要請し、さらに北海道地方更生保護委員会にたいして村上国治の仮出獄を要請した。七月九日、調査団は網走にむかい、その夜、交流会をひらき、七月一〇日は網走刑務所で三九名の代表が村上国治に面会して激励するとともに、刑務所長にたいして処遇改善と仮出獄を要請した。この日調査団は市中行進をして市民に釈放と再審を訴え、夜は総括会議をひらいて運動の拡大について協議した。この現地調査は、最高裁の判決のあった以後、最大の規模のもので、村上国治の刑期の三分の一が六八年五月二六日到来して仮出獄の資格を得ることとあいまって、運動があげ潮にむかっていることをしめした。

このあとも、毎月、要請団を北海道におくることの必要が強調され、九月二五日には東北、関東代表の要請団が、一〇月三〇日には西日本代表の要請団が、一一月二七日には東海、関西代表の要請団

がそれぞれ札幌と網走にでむいて釈放と再審を訴えた。他方、法務省にたいしては、九月一二日に七〇名が矯正局の課長にたいして釈放を要請し、一〇月一七日には三〇名が同様に釈放、処遇改善などについて交渉した。この交渉は六八年二月二六日、三月二六日にもおこなわれた。

第一六回現地調査は、六八年一月二〇日から二二日まで、前回を上まわる四七〇名が参加しておこなわれた。調査団は札幌と網走でほぼ前回と同様の調査と要請の行動をおこなったが、今回はとくに労働組合の幹部の参加が目立った。

六八年三月二五日、東京日比谷公会堂で、東京地評と東京白対協の共催で村上国治釈放と再審要求都民集会がひらかれ、約二〇〇〇名が参集した。この集会で、村上国治釈放、再審要請東京代表団が結成され、その翌二六日に北海道にむかった。この代表団は矢島忠次東京地評副議長を団長とし、全国一般、合化労連、全逓、都職労、全農林など労組の幹部と、日色ともゑ、永田靖などの新劇人によって構成された。代表団は網走刑務所長との交渉、村上国治との面会、網走市長、網走市議会への要請、北海道地方更生保護委員会との交渉などの多彩な行動をして成果をあげた。

村上国治の釈放要求は、国会でもとりあげられるようになり、六八年三月一三日には衆議院予算委員会で社会党の井上泉議員が法務大臣にたいして村上国治の釈放と処遇改善について質し、さらに五月二四日には衆議院法務委員会で社会党猪俣浩三議員が村上国治の仮出獄について法務省勝尾矯正局長に質問した。勝尾局長は「おそくない機会に行刑当局が仮出獄の申請をする可能性はあるものと考えております」と答えて注目された。この間、村上国治は五月一日に行刑累進処遇令に定められている三級から二級へ進級した。

なお、国鉄労組は六七年七月二七日の二八回定期大会で「村上国治氏の刑期三分の一による釈放と白鳥裁判のやり直しを行わせる決議」を採択し、日教組は六八年五月一〇日の三四回定期大会で「白鳥事件の再審と村上国治氏の釈放を要求する決議」を採択し、それぞれ関係当局につたえた。

六八年五月二六日に、村上国治の刑期三分の一が経過するのを機会に、再審と釈放を要求する集会を札幌で開く方針は、すでに六七年一〇月一日の白鳥事件中央対策協議会の全国代表者会議できめられていたが、六八年一月の第一六回現地調査の際にその計画の詳細が発表された。この集会の準備を進めるとともに運動の一層の拡大をはかるために、六八年三月二六日から五月二六日までの二カ月間を特別月間として、全国的に集会がひらかれた。三月から四月の間に、全国三三都道府県で四八カ所に及ぶ再審と釈放を要求する大小の集会がひらかれた。

六八年四月、総評、全北海道労協、中立労連、中央白対協が実行委員会をつくって、第一七回現地調査をかねて「再審と釈放要求、五・二六全国大行動」をよびかけた。これに応えて全国からの代表派遣運動がすすめられ、五月二五日、網走には四〇都道府県から八〇〇名が集まった。これらの代表団は、翌日にかけて、網走、札幌で、釈放と再審を要求して、刑務所での面会、刑務所長、更生保護委、札幌高裁との交渉、現地調査、市中行進などをおこなった。

再審の動き

白鳥事件弁護団はかねてから準備をすすめてきた白鳥事件の再審について、六七年一二月一八日、中国における長期の科学実験の成果をとりまとめた鑑定書をそえて札幌高裁にたいして請求した。

再審請求理由補充書を提出した。札幌高裁はこれらの弁護団の要求をいれて、六八年九月一六日、下平三郎東北大教授、原善四郎東大助教授、磯部孝東大教授、岡本剛北大教授の四人の鑑定人を証拠弾丸について尋問する旨の決定をおこなった。これらの尋問は、六八年一一月一八日、二〇日、二一日、六九年一月一九日、五月一四日～一七日、仙台、東京、札幌においておこなわれた。

下平教授は中国においておこなわれた日本、中国両国科学者の共同実験の経過と、その観察結果について証言し、証拠弾丸がほんとうに札幌・幌見峠に、一九カ月～二七カ月間放置されていたとするならば必ず応力腐食割れをおこすはずであるという証言をおこなった。この証言は、現に応力腐食割れを発生していない証拠弾丸の証拠価値について重大な疑惑を提供するものであった。原助教授は、証拠弾丸の線条痕の幅と角度について計測した経過とその結果について証言し、その幅と角度は三個の証拠弾丸が同一の拳銃から発射されたと仮定した場合の偏差を大きくこえるものであって、同一拳銃から発射されたものとは考えられないという証言をおこなった。さらに磯部鑑定を批判する詳細な証言をおこなった。磯部教授は、一九五五年に検察側の要求で、三個の弾丸の線条痕は似ており、同一拳銃から発射されたものと考えてよい旨の鑑定書を提出しており、白鳥事判の有罪判決を支える証拠を提供した学者であったが、今回の尋問では、さきに提出した鑑定書の写真などは実は在日米軍のキャンプ淵野辺のなかにある極東犯罪捜査研究所のゴードン曹長がおこなったものであるという重大な証言をおこなって注目された。その要旨は次のとおりである。

【磯部教授証言（要旨）】「拳銃弾丸の鑑定はこれがはじめてであった。東大には比較顕微鏡がなかった。

そこで測角器を用いて線条痕の凸凹の弾心からの角度をはかって図面をつくり研究したが結論がでなかった。その頃、最高検の人の紹介で、神奈川県相模原市淵野辺の米軍キャンプ内にある極東犯罪捜査研究所につれていかれ、ゴードン曹長にひきあわされた。ゴードン曹長は拳銃鑑識の専門家であった。比較顕微鏡の操作と写真撮影はすべてゴードン曹長がやってくれた。証拠弾丸はゴードン曹長に預けて帰ったことがあり、写真撮影には立会っていない。預けた弾丸と、のちに返された弾丸は同一のものと思うがあらためて確認はしていない。ゴードン曹長からは専門書をかりて読んだ。三個の証拠弾丸の合計一八本の線条痕のうち、どれとどれとを合わせて、どういう角度から光をあてて、どの部分を撮影するかは、ゴードン曹長がやったのである。ゴードン曹長からは焼付けた写真とフィルムを貰った他に、写真を説明するメモを貰った。一九五五年に提出した鑑定書添付の写真の上に、一致する線条痕を示す線をひいたが、その一部については一致を確認できないので訂正する。」

岡本教授は一九五九年一一月二〇日に、弾丸の腐食形態から、その腐食環境に放置されていた期間を推定できないという鑑定書を提出しており、これが最高裁の判決にも引用されて、白鳥事件の有罪判決に有力な証拠を提供してきたのであるが、今回の証言では要旨次のような証言をおこなった。

【岡本教授証言（要旨）】「自分の専門は電気化学的な腐食で、弾丸の土中腐食の鑑定については必ずしも適任ではなかった。前の鑑定書には、証拠弾丸の結晶粒界に腐食溝があるとかいたが、これは実際に顕微鏡をのぞいた助手がそういったのでそのようにかいたが、今になって考えてみるとそれが腐食溝であったかどうかは疑問である。日中共同実験に関する下平教授の報告書をよんだが、この実験はよく管理された実験であって信頼すべきものと思う。実験を重ねれば、腐食環境に放置されていた期間はある程度推定することは可能である。この事件でも幌見峠に弾丸を埋めて実験し

てみることが有意義である。自分の前の鑑定は、弾丸の土中にあった期間の推定は困難であるとのべただけで、弾丸が土中にあったものともなかったものともいったわけではない。これが有罪判決の資料になったとすれば本意ではない」。

これらの証言は有罪判決の基礎になった資料を根本的にゆるがすに足るものとして、ひろく報道された。最高裁判決は弾丸問題については岡本、磯部の両鑑定に依っていたので、これらの両鑑定が変更されると、最高裁判決が揺ぐ結果になるからである。再審開始の見とおしを明るくするものとして注目された。

札幌高裁は五八年六月六日に、弁護団の要請をいれて、証拠弾丸の材質を調べるために北海道大学に鑑定を依頼する、下平教授を、札幌・幌見峠の実験結果（三二発の弾丸を二七ヵ月間、幌見峠に埋めておいたところ三〇発が割れたという実験）について尋問する、科学警察研究所に弾丸鑑定について照会する、の三点を決定した。

2　青梅事件

無罪要請の運動

裁判官の異動によって六七年三月二四日以降中断していた東京高等裁判所の青梅事件再戻審公判は、この年の五月二四日に再開され、一〇月一二日までつづけられて、この日にすべての証拠調べを終了し、一二月一二日に検事論告一二月二一日～二六日に弁護人弁

六八年二月一八日から一九日にかなわれた青梅事件一五周年現地調査及び決起集会には、一三都府県から六二〇名が参加し、現地にあって事件の調査をおこなうとともに、六八年三月三〇日に予定された判決について、東京高裁に対する無罪要請の運動を一層強めることが申し合わされた。決起集会が採択した「東京高裁に対する完全無罪判決要請書」は次のとおりである。

【完全無罪判決要請書】　私たちは青梅事件発生一五周年を期し、貨車暴走事件の同日、同時刻を現場で確認し、その真実を一層深く知るために、全国各地から集って現地調査を行いました。その結果、私たちは全被告が無罪であり、事件は警察、検察によって計画的にデッチあげられたものであることを確信するに至りました。すでに裁判所は、やり直し裁判の審理によって、事件は警察官の残虐な肉体的拷問によって一部の被告に嘘の自白をさせ、検察官はそれを承知の上で起訴し、かずかずの不当、不法な手段でこれを維持したこと、一審、旧二審裁判所は、これらの権力犯罪には目をつむり、悪意にみちた予断と偏見によって有罪判決を行ったものであることを、疑いをさしはさむ余地なく確信されたであろうと信じます。

戦後わが国がアメリカによって占領されて以来、三鷹、松川、芦別、青梅の各列車妨害事件が発生したが、青梅を除く三つの事件すべてが権力によってデッチあげられたものであることは、他ならぬ裁判所によって証明され、確定しているところであります。

私たちは、貴裁判所が来るべき三月三〇日の判決において、単に被告たちに無罪の判決をするのみでなく、被告たちを拷問して嘘の供述をさせたり、アリバイ関係証拠、事故原簿、被告や参考人等の供述調書等を故意に隠匿しつづけた警察・検察の犯罪を厳しく糾弾されるよう要請します。そのことのみが国家権力が一五年有余にわたって侵害しつづけた被告たちの人権を回復する唯一の道であり、一審、旧二審の誤った有罪判決に対する謝

罪の表明であろうと考えます。青梅事件のような暗黒裁判を二度と繰返さないためにも、私たちは全国民の良心の名によって厳しく要請するものであります。

一九六八年二月一八日

三・三〇完全無罪判決要求

青梅事件一五周年現地調査団決起集会

日本労働組合総評議会、東京地方労働組合評議会、日本社会党中央本部、日本共産党中央委員会、中央青梅事件対策協議会、青梅事件東京懇談会、日本国民救援会中央本部、三多摩青梅事件対策協議会

東京高等裁判所第二刑事部御中

判決にむけて、無罪要求行進がおこなわれた。六八年三月二九日、被告、家族を先頭に青梅市を出発した約二〇〇名の行進団は、「青梅事件無罪判決要求大行進」の横断幕をかかげて立川市にむかい、沿道の人々に訴えた。判決当日の三月三〇日、この行進団は新宿から日比谷公園にむけて行進し、その途中、全員無罪の判決の放送をきいて歓呼した。

無罪判決とその確定

当日、午前一〇時、東京高裁は、一審の有罪判決を破棄して、被告全員に無罪の判決を言い渡した。

判決は、まず最高裁の破棄判決が破棄の理由とした争点のうち、二月一九日の貨車暴走事件について「貨車四輌が二輌ずつ切りはなされていたかどうかどうか」、「貨車の流出は自然流出ではないかどうか」の二点を中心にして検討し、「破棄判決が示した疑問を解消するに足りる証拠はあらわれなかったことになるので、この点に関する破棄判決の判断は当審もまたこれを維持する」とし、「一審判決の事実認定は、まず二月一九日事件につき、被告人らの自白、その他の証拠の価値判断を誤った疑いがある」と断定した。さらに、差戻審になってからはじめて法廷に提出された一三〇余通の捜査段階における被告の供述調書について、被告らの拷問の訴えにふれながら、その任意性を否定した。判決はいう。「捜査段階における供述推移の跡を検討してみると、①捜査の当初から最後に一審判決の認定にそう自白にいたるまで、共犯関係、首謀者、犯行の動機その他について、おおよそ異常と思われるほどいくたびか相互に矛盾する供述の変転を重ねていること、②この供述の変更について、何ら首肯するに足る説明がされていないこと、③供述の内容からみても、明らかに客観的事実に反する虚構の事実も含まれ、単に忘れていたとか記憶ちがいであったというような理由で説明のつかないものが多いこと、④供述者の全員がほぼ同じころに、同じような供述の変更をしていること、⑤二月一九日事件の貨車暴走事件の重要な証拠となった現場写真について、一審法廷で警察官が自分で撮影したと証言したが、当審での証拠調べの結果、そうでないことが判明した、これは一例にすぎないが、警察官の証言に不信を抱かせるものである、⑥本件で被告人らは、取調べにあたった警察官の暴行の事実を訴え、警察官は法廷での証言でこれを否定しているが、かならずしも一がいに信用できないこと、⑦捜査段階における自白は、およそ二カ月以上にわたる勾留の間になされ、主要な自白は最初の起訴後におこなわれているが、検察官の取調べについても、警察の取調べがこれに先行し、また検察官の取調べ後も警察の取調べが継続し、被告人らの勾留は、その間、代用監獄である警察の留置場でなされていたこと、⑧その

他諸般の状況（省略）からみて、二月一九日事件だけでなく、これを含めた五つの列車妨害事件全部についての自白の信用性に疑いがもたれ、ことに捜査段階における自白については、その任意性にも疑いがある。本件は結局、犯罪を証明するに足る証拠はない」。

この無罪判決にたいしては、検察側が再度の上告をすることが心配されていたが、上告期限の最終日である四月一三日に、東京高検は「不満ではあるが、大局的見地に立って再上告しないことに決定した」旨を発表し、ここに一五年余にわたって争われてきた列車妨害事件は無罪が確定した。

当日、青梅事件弁護団は次の声明を発表した。「被告と家族を中心とする多くの人々の一六年にわたる闘いはついに勝利をおさめた。差戻審無罪決判は捜査官憲による自白のねつ造と自白以外の検察側証拠の無価値とをいかなる疑問もなく鋭く指摘しています。

検察側が上告できなかったことは取調べにおける強制、拷問や証拠のいん匿をはじめとする数々の権力の不正を当局自ら認めざるをえなかったということを意味します。三鷹、松川、芦別の各列車妨害事件がいずれもそうであったように、被告諸君とその家族にたいし今日まで言語に絶する苦難の道をしいてきた責任がすべて国家権力の側にのみ存在したものであることはいまやまったく明白であります。したがってわれわれは当局側にたいしてつぎのことを強く要求します。①自らの非をみとめ、被告諸君とその家族にたいしてただちに謝罪せよ、②公判手続停止中の岩井、石田両君にたいする公訴を取消せ、③本件ねつ造の責任の所在を明らかにし、権力の行使による不正を働いたすべての警察官、検察官を直ちに罷免し、処罰せよ。」

三鷹事件にはじまり、松川事件、青梅事件、芦別事件とつづいた四つの列車妨害事件は戦後史に大きな影響を与えた謀略事件であった。「毎日新聞」は、これら四事件について、青梅事件の無罪確定を最後に、すべて検察側の黒星に終わったことは、戦後史のかきかえを要求するものだ、という趣旨の論評を加えた。そして、三鷹事件における竹内景助を除いて、これら四つの事件のすべてについて無罪判決をかちとった戦後日本の人権擁護の大衆運動は、世界にその例をみない規模と力量をしめしたのである。しかし、これら四つの事件について検察側が全面的な敗北をしたにもかかわらず、警察・検察部内においてそのあやまりの責任を負った者はひとりもなかった。

3　八海事件

事件の経過—七度目の裁判

最高裁判所第二小法廷は、一九六八年三月一八日に、阿藤周平ら四名に対する八海事件の三度目の上告審公判を、同年七月二二、二四、二六日におこなうことを決定した。この事件は、一九五一年一月二四日、山口県下に発生した強盗殺人で、山口地裁岩国支部は一九五二年六月二日に阿藤周平に死刑、その他の四被告にも重刑を科する有罪判決をおこなった。吉岡晃を除く四名は公判で強く無罪を主張していたのである。事件は広島高裁に控訴されたが、一九五三年九月

一八日、再び有罪決判が下された。

そこで被告らは最高裁判所に上告したが、その直後に吉岡のみ上告を取り下げて無期懲役の刑に服した。最高裁判所は一九五七年一〇月一五日、二審判決を破棄して裁判のやりなおしを命じた（第一次上告審）。阿藤らの訴えは実るかにみえたのである。この間、阿藤らの無罪を論証する著書が出版され、映画「真昼の暗黒」が上映されたりして、松川事件の闘争と結んで、広範な裁判批判運動が展開されたのである。差戻しをうけた広島高裁は二度目の控訴審をおこない、一九五九年九月二三日、阿藤ら四名に無罪の決判をくだした。

ところが、検察側はあくまで承服せず、この無罪判決に対して再び上告した。最高裁は二度目の上告としてこれをうけつけ、一九六二年五月一九日、第一次上告審の判決とは異なり、無罪判決を破棄して再度裁判のやりなおしを命じた（第二次上告審）。最高裁は同じ事件について反対の結論を出したのである。再度の差戻しをうけた広島高裁は、一九六五年八月三〇日、今度は阿藤ら四名に対して有罪判決を下し、広島高裁もまた同じ事件について正反対の結論を出したのであった。

阿藤らは、終始無罪を主張して、三度目の上告をおこない、事件は三たび最高裁にもちこまれた。一九六八年七月に開かれる公判はこの第三次上告審の口頭弁論である。

吉岡上申書のいん匿問題

事件発生来すでに一七年余の月日がたった。この間に、吉岡晃は転々とその供述をかえた。単独犯行、六人共犯、五人共犯、二人共犯、五人共犯、二人共犯、五人共犯、五人共犯、という順序で、目まぐるしくその供述はかわった。阿藤らに無罪判決をした第一差戻審の広島高裁は、吉岡晃の供述について「あたかもシーソーゲームを演ずるかのような変転振りを示している」と評し、吉岡は「虚言を弄する性癖を有するものとみとめる」としたのであった。これらの変転する供述のなかで、五人共犯説が阿藤らを有罪とする支えとなったのであった。ところが第三次上告審になってから、吉岡は再び自分の単独の犯行であるという供述をはじめ、阿藤らの冤罪を訴え、阿藤らに謝罪する旨の多数の上申書などを関係方面に発送しようと努力したにもかかわらず、広島刑務所当局がその発信が許可しなかったという問題がおこったのである。

一九六八年二月末、八海事件の弁護人原田香留夫は、広島刑務所を出所した某から連絡をうけて面談したところ、某は広島刑務所内で吉岡から原田への伝言をたのまれていたことが判明した。吉岡は某に対し、八海事件は自分の単独犯行で、阿藤らは関係がないという趣旨の裁判所宛の上申書をかいたが刑務所が発信を許可しないので、そのことを原田に伝えてくれとたのんだというのである。原田は調査をすすめたところ、他にも広島刑務所を出所した者で、吉岡から同様の依頼をうけているもののいることが判明した。そこで三月二六日、原田は吉岡との面会を要求して広島刑務所当局と交渉したところ、当局は吉岡との面会は許可しなかったが、吉岡が獄中で一九六七年五月以来、単独犯行の告白をつづけている事実をみとめた。

このことは広く新聞によって報道され、刑務当局のとった措置に疑惑がもたれた。八海事件弁護団は、ただちに最高裁にこれらの上申書類の提出命令を申立て、さらに広島地裁にも提出命令を申立てて、これらの単独犯行の供述に陽の目をあてるように努力したが、刑務当局はこれに応じなかった。しかし、その過程で、これら上申

書類は一八通に達し、それらはいずれも検事総長、最高裁長官、広島地検、広島地裁民事部、八海事件弁護人宛のものであることが判明し、さらに刑務当局は四月六日にいたって一八通のうち広島地裁民事部宛の三通のみを広島地裁に提出したのであった。

ところが、四月二二日にいたり、それまで吉岡と八海事件弁護人との面会を固く許可しなかった刑務当局は、突然、その日の午後に限って面会を許可する、という連絡があり、弁護人らが広島刑務所に赴いたところ、弁護人らに面会した吉岡はそれまでの単独犯行の上申書を取り下げる、といい出した。

弁護人は、「取下げには刑務当局の圧力があったと断言できる」として抗議した。弁護人や阿藤周平から、これら一連の刑務当局の措置が人権じゅうりんであるとの申立をうけた日本弁護士連合会は、人権擁護委員会の調査報告書をそえて、六月二五日に次のような警告書を発した。

【警告書】　日弁連第二二二号　昭和四三年六月二五日、

法務大臣赤間文三殿、広島刑務所長山内健次郎殿

日本弁護士連合会会長荻山虎雄

警　告　書

広島刑務所が無期懲役囚吉岡晃の発信を抑止した等の申立事案につき当会人権擁護委員会が調査した結果、一、広島刑務所が服役中の無期懲役囚吉岡晃の発言につき、検閲の期間を不当に遷延し、偏見をもって、最高裁判所、最高検察庁等の司法又は準司法機関に対する上申書並びに弁護士に対する信書の発信を抑止したことは吉岡個人の人権を侵害したものと認める。二、同刑務所は、その上申書によって、無実の証明の可能性ある資料の入手を抑止したことによって阿藤周平外三名の所謂八海事件の被告人らの人権を侵害したものである。三、右弁護人らが刑事訴訟規則第一九一条三に基き吉岡晃に接見を求めたのに対し、同刑務所がこれを拒否したことについては、当局の拒否の理由は薄弱であり、相互に矛盾し、その根拠に乏しい。従って弁護人に対する弁護権の侵害の疑いが濃厚である。四、吉岡晃に対し上申書等の発信を撤回させるため同刑務所が強圧を加えたとの申立については確証を得るに至らないが、その経過に鑑み、当委員会の収集した関係資料によるとその疑は晴れない、と判断しました。よって本会は、本件事案に関する広島刑務所の処置は監獄法並に関係法規の適正な運用を誤るものと思料されるので、再び斯ることのないよう反省されたく、茲に右委員会報告書を添え警告いたします。

なお、吉岡の上申書など一八通は、これをいん匿したとして刑務当局に対する非難が高まった結果、最高検は広島刑務所からの一八通の上申書類を添付した報告書を最高裁に提出したのであった。このようにして吉岡の上申書類はようやく陽の目をみたのであるが、そのうち昭和四三年二月一五日付、最高裁横田正俊長官宛のものは次のとおりであった。

【吉岡の上申書】

一、(省略)、二、本件の強盗殺人には阿藤、稲田、松崎、久永等は全然関係がありません。つまり、私の共犯ではありません。(イ)昭和二六年一月一五日、阿藤、稲田、松崎、久永、私と五人で山口県熊毛郡麻郷村、中殿方へ遊びに行く途中、八海橋の所で物取りに行く話をしたことはありません。(ロ)同年一月一八日、阿藤、稲田、松崎、久永、私、木下ムツ子、柳井ミエ子等と橋柳旅館に行き、酒を飲んでいる時、早川方へ物取りに行く話をしたことはありません。(ハ)同年一月二二日、私が柳井町に行く為に平生町の停留所で自動車を待っていると阿藤、稲田、久永、岩井武夫、樋口豊等と出合い、阿藤から『よい経木真田を持ってこい』といわれましたが、早川方へ金を取りに行く話はしたことはありません。(ニ)同年一月二三日午

後五時に稲田が私の家に来て『阿藤がこいとや』と言いましたがその夜は阿藤方に行きませんでした。私の家を出たように思いますが二三日は阿藤松崎、久永達に会っていません。(ホ)同同年一月二四日は阿藤、稲田、松崎、久永達には全然会っていません。三、阿藤、稲田、松崎、久永、私等の警察官に対しての供述調書は、私達五人が警察官たちにずいぶんひどい拷問を受けその苦しさに嘘の供述をしたものです。また阿藤等が警察官等に拷問を受けているところを私はこの目でみています。阿藤等が警察官達に拷問を受けその苦しさに嘘の供述をしたと終始主張している通りである事は警察官達が作成した供述調書をみれば、それがまちまちである事から裁判長にはお判りの事と思います。この点について、またその他の部分について、詳しく書きたいのですが今私は胸が悪い為に無理をしますと喀血しますし、またそれにリウマチで腕や足が痛くて長く書く事が出来ませんので弁護人や検察官や法廷で申し上げることにしたいと思います。阿藤等が本件には関係がない証拠を弁護人を通じて提出します。本件は警察官達の誘導尋問や拷問によってデッチあげられ、それが為に本判決に重大な影響を及ぼし、広島高裁は事実誤認をおかしているのです。貴裁判所は不審である原判決を破棄し広島高等裁判所へ差戻しをしなければ著しく正義に反するといわなければなりません。

4　国民救援会

一九六八年に創立四〇周年を迎えた国民救援会は、五月二八、二九日に札幌で第二三回全国大会をひらいた。この大会は、とくに白鳥事件の「再審と釈放要求、五・二六全国大行動」と結びつけるために、とくに札幌を開催地にえらんだ。全国から代議員二〇〇名、特別代議員二〇名が参加して運動方針その他を決定し、中央役員には会長難波英夫、副会長藤森成吉、青柳盛雄他一名、事務局長斎藤喜作などを選任した。大会で採択された運動方針は次のような目次をもっている。

一、全国大会の任務、二、最近の弾圧情勢、(一)この一年間、裁判闘争は大きく前進し、かずかずの勝利をおさめている、(二)白鳥事件の再審をはじめ弾圧諸事件の裁判闘争が重大な段階を迎えている、(イ)白鳥事件をはじめメーデー事件、吹田事件など朝鮮戦争当時の弾圧事件、(ロ)安保六・四事件はじめ秋田県政共闘事件など大衆運動に加えられた弾圧諸事件、(ハ)選挙弾圧、ビラ貼り弾圧など、表現の自由や政治活動の自由を守るための諸闘争、(三)八海事件など冤罪事件、(四)人民の闘いに対する弾圧、干渉、権利、侵害スパイ攻撃が一層強まっている。三、活動の総括と今後の方針——目標と運動のすすめ方——(一)救援会の主な任務、(1)村上国治さんの再審と釈放のたたかいをはじめ、あけぼの事件、枚方事件の在獄者救援のたたかい、(2)メーデー事件、安保六・四事件などすべての弾圧事件の無罪をかちとるたたかい、(3)労働運動、民主運動における権利侵害やスパイ政策をはねかえし、弾圧と闘う心構えをひろげる活動、(4)解放運動犠牲者の慰霊顕彰運動、(5)年末救援統一カンパ運動、(6)八海、松山事件など冤罪事件の救援、(7)ベトナム人民支援をはじめ在日朝鮮人の人権を守る運動、(二)どのように運動をすすめるか、四、全員の力で組織を拡大し、救援運動を前進させよう。

大会は、大会宣言とともに在獄者とその家族を激励する決議、すべての弾圧犠牲者をはげます決議、その他個々の弾圧事件に関する多くの決議を採択した。大会宣言は次のとおりである。

【大会宣言】　日本国民救援会の創立四〇周年を記念する第二三回全国大会が、青梅事件の勝利をはじめ弾圧反対闘争の成果を総括し、村上国治さんの釈放と再審をかちとることをはじめ、すべての弾圧犠牲者を救援するために、五月二八、二九の両日札幌において開かれました。

日本国民救援会は、昨年の京都大会の決定にもとづいて、五月二五日からおこなわれた白鳥事件全国大行動を成功させるために全組織をあげてとりくみました。しかし私どもは村上国治さんの仮出獄をかちとることができませんでした。そこで大会は、松川事件を勝利させ、さらに青梅事件のデッチあげをうちやぶった日本人民は、必ず村上国治さんの再審と釈放に偉大な力量を発揮してくれることを確信し、白鳥事件の真実を一層広くうったえて勝利をかちとるために奮闘することを満場一致で決定しました。また、あけぼの事件、枚方事件の在獄者の早期釈放と、メーデー事件、安保六・四事件など不当に裁判にかけられているすべての犠牲者の無罪をかちとるために、いっそう広範な運動をおこす決意をかためました。今日、ベトナム戦争反対をはじめ目前にせまった参議院選挙などのたたかいに広範な人民がたちあがっていますが、反動勢力は弾圧やスパイ攻撃をつよめ人民の闘いを圧殺しようとやっきになっています。したがって救援会は、民主的権利を守るたたかいを一層つよめ、人民の団結強化に貢献する決意をかためました。私たちは、以上の任務を遂行するために救援会の組織をいそいで拡大、強大し、弾圧に反対し犠牲者を救援する本会の事業にいっそう奮闘努力することを宣言します。

一八六八年五月二九日

5　仙台警官スパイ事件

仙台地裁刑事二部は、一九六八年六月一七日、仙台中央警察署岩崎氷晃巡査部長を被疑者とする特別公務員職権乱用、傷害被疑事件について、審判開始の決定をおこなった。

一九六六年一〇月一四日夜、岩崎巡査部長は宮城県民生部国民年金課勤務の本館弘を仙台市内の旅館に誘いこみ、四時間にわたってスパイになるよう説得したが拒否されたので、暴行傷害を加えた。この事件について国民救援会宮城県本部は仙台の弁護士一四名を代理人として本館とともに仙台地検に対して岩崎を告訴、告発した。しかし仙台地検は岩崎を不起訴処分にしたので、本館と国民救援会宮城県本部は一九六七年一二月三〇日に仙台地裁にたいして準起訴手続の請求をしたところ、仙台地裁は岩崎巡査部長にたいして準起訴の審判開始を決定したものである。これによって岩崎巡査部長は仙台地裁に対して起訴されたこととなり、現職の警官が労組員にたいするスパイ強要に関して裁判をうけることになった。この場合には、裁判所の指定をうけた弁護士が検察官の職務をおこなって公訴維持にあたる。

一九六八年五月にひらかれた国民救援会第二三回大会の採択した運動方針は、「最近の弾圧状勢」について、とくに「スパイ攻撃が一層強まっている」として次のように指摘していた。

「スパイ、尾行、張込み、不審尋問などによって、弾圧の機会をうかがい、あるいは内部から組織を破壊しようとしています。警備公安、公安調査庁および会社の労務などが一体となって労働組合や民主運動の活動家をスパイとしている事実が、北海道、宮城、東京、愛知、京都、大阪、福岡などであいついで摘発されています。ことに民主勢力が大きく前進している京都、東京における反動勢力のスパイ攻撃は非常にはげしくなっています。スパイ攻撃は、活動家の弱点、例えば酒、異性、金銭問題など生活の乱れ、あるいは生活困窮とか交通違反、就職問題等の悩みにことよせて、親族、知人または上役などを介してあるいは公然と身分を名乗ってスパイ勧誘していています。」

この点に関する今後の運動方針として次のようにのべていた。

「警察などの弾圧や干渉、スパイ行為などが起った場合は、機敏に大衆に訴え、抗議行動をおこすことです。迅速な抗議は、敵に動揺を与え、被害を最少限にくいとめることができます。ことに、敵の卑劣な手口をバクロすることは、警戒心をたかめる何よりの方法です。」

仙台の警官スパイ事件の準起訴手続の決定は、全国にもまったく例のないもので、これからの発展が注目されている。

6 破防法事件

津事件　一九五二年九月一三日、三重県上野市で内乱実行の正当性と必要性を主張する文書を配ったとして、破防法違反で起訴された荒井忠彦ら五名を被告とする事件は、一九五五年二月に津地裁で無罪の判決があり、名古屋高裁もまた一九六二年一二月にこの一審判決を支持する判決を下していたが、最高裁第一小法廷は一九六八年七月二四日、検察官の上告を棄却して、一、二審の無罪を支持する決定をおこなった。

京都事件　つづいて、最高裁第二小法廷は、一九六八年九月二二日、京都破防法違反事件について検察側の上告をしりぞけて、一、二審の無罪判決を支持する判決を下し、菅原実被告の無罪が確定した。この事件は、一九五二年九月に京都市内で「京都のハタ」復刊二号を配布した行為が破防法違反であるとされていたのであるが、京都地裁、大阪高裁ともに検事の主張を容れることなく無罪判決を下していた。

これらの二件の無罪の確定によって、さきに同じく無罪の確定した釧路、岐阜の事件とともに、破防法違反事件はすべて無罪となり、検察側の敗北におわった。一九五二年、破防法が制定されようとしたときに、労働組合がストライキをもって反対した人権擁護の運動は、法律の制定を阻止することはできなかったが、この法律による不当な処罰を許さない力となったものとみられている。

【参考資料】(1)日本国民救援会「救援新聞」(旬刊)、(2)白鳥事件中央対策協議会「白鳥事件」(月刊)

XIII 平和運動

概要□原水爆禁止運動──第一三回原水爆禁止世界大会／被爆二二周年原水爆禁止世界大会／第二回アジア核禁会議／宗教者・科学者の活動──宗教者平和日本大会／第二回原水爆禁止科学者会議／ベトナムにおけるアメリカの侵略戦争犯罪と日本政府、財界の加担・協力を裁く──東京法廷／第二回国際法廷／厚生省「被爆者実態調査」にたいする批判／「靖国神社法案」にたいする各党の態度／三党共同声明とビキニデー──ベ平連などの活動

概要

一、一九六六年の第一二回原水爆禁止世界大会で、一五カ国三〇人の海外代表が世界民主青年連盟代表の参加問題をめぐって大会を脱退し、「修正主義者とは同席できない」という態度をとってから、原水爆禁止運動は新しい局面を迎え、一九六七年の第一三回世界大会は、日本原水協によって、「自主的な立場と路線」を守る大会と規定された。若干のヨーロッパ諸国とアメリカの平和組織のほかに、この大会を支持した社会主義国がベトナム、朝鮮、キューバ、ルーマニアであったことが、その現われだといわれている。

一方、「被爆二二周年原水爆禁止世界大会」には、ソ連平和委員会の代表団が参加しないという態度をとった事実が、新しい特徴であった。ここにも、一九六四年以来の原水爆禁止運動の国際的な分裂状況に、微妙な変化が生じてきたことが反映されている。

一、一九六七年には、アメリカのベトナム侵略に反対する運動が、国際的にも大きくもりあがり、そのなかで、とくに日本の役割が注目をひいた。八月にひらかれた「ベトナムにおけるアメリカの侵略戦争犯罪と日本政府、財界の加担・協力を裁く──東京法廷」は、代表的な運動の一例である。「ベトナムにおける戦争犯罪調査日本委員会」が、一九六六年と一九六七年の二回にわたって派遣した現

地調査団の成果は、「東京法廷」を支えただけでなく、日本におけるベトナム侵略反対・ベトナム人民支援の大衆的な運動の発展に寄与した。

一、一九七〇年の日米安保条約「再検討」期を目前にひかえて、安保条約に反対する統一戦線結成の必要性と緊急性が、さまざまな立場で論議され、主張されはじめている。このなかで、一九六八年二月、社会・公明・共産三党が、核問題についての共同声明を発したことは、重視さるべきだろう。なぜなら、現在の平和運動は、安保条約の実質的な拡大・強化、核軍事同盟化をめざす政策との対決を避けてすすめない形勢におかれているからである。一九六八年のビキニデーは、このような課題を自覚した運動が、大衆に志向されはじめていることを示した。

1 原水爆禁止運動

第一三回原水爆禁止世界大会

表団は、一九六七年六月二〇日から七月五日まで、朝鮮平和擁護全国民族委員会と「共同声明」をおこなったが、この声明は、つぎのように指摘している。

【共同声明】 朝鮮側は、日本原水協がその正しい立場を堅持して第一三回原水爆禁止世界大会が日本における原水爆禁止運動の歴史と伝統を守り発展させ、ベトナム人民の英雄的なたたかいを強く支持、支援し、アメリカ帝国主義の核戦争挑発の策動を破たんさせ、核兵器を完全に禁止し、平和と民族独立、社会の進歩をめざす諸国人民の共同闘争に貢献するであろうとの確信を表明した。

第一三回原水爆禁止世界大会国際予備会議は、一九六七年七月三一日から三日間ひらかれた。東京・上野公園内の都立文化会館がはじめて会場にあてられたことは、美濃部都知事のもとでの新しい特徴である。

予備会議第二日には、内外代表による自由討論がおこなわれ、このなかで「アメリカのベトナムにおける戦争犯罪調査日本委員会」の代表は、同委員会の第二次調査団が二日前にベトナムから持ち帰ったばかりのボール爆弾、スチールペレット、ナパーム弾の破片、毒物など最新の証拠を示しながら、アメリカの行為を非難した。また日本代表団は、首相官邸と法務省におもむき、ベトナム民主共和国、南ベトナム解放民族戦線、朝鮮民主主義人民共和国各代表団にたいする入国拒否に抗議し、海外代表は、東京都美術館で開催中の第一五回平和美術展を訪れ、原爆犠牲者の肖像画や、南ベトナム解放民族戦線の画家たちから送られてきたスケッチ集などを鑑賞した。

八月四日から三日間、東京でひらかれた第一三回原水爆禁止世界本会議は、「一般決議」と、「アメリカ帝国主義のベトナム侵略の犯罪を糾弾し、ベトナム人民支援の国際統一行動をいっそう発展強化するための決議」を採択した。「一般決議」の内容はつぎのとおりである。

【一般決議】　第一三回原水爆禁止世界大会は、ベトナム人民のたたかいと一体のものとしてひらかれ、平和と独立をめざす各国人民の不屈のたたかいを結集し、原水爆禁止日本協議会と原水爆禁止世界大会の輝かしい伝統をうけつぎ、これをいっそう発展させた。大会は、日本原水協の提案した一般報告と国際予備会議の報告を確認し、これらを基礎に討論し、大きな成果をかちとった。〔中略〕

第一三回世界大会は、アメリカ帝国主義が世界の各地域で核兵器を脅迫の道具にし、戦争と侵略を凶暴におしすすめていることを、事実によって明らかにし、核戦争の危険をつくりだし、核兵器の完全禁止を一貫して妨げているアメリカ帝国主義こそが、世界人民の共同の第一の敵であることを一致して確認した。

(一)

大会は、広島、長崎の原爆被害者に深い共感と連帯を示し、アメリカの原爆投下の犯罪をきびしく糾弾し、広島、長崎の悲劇をふたたびベトナムで、また、世界のいずれの地域でもくりかえさせないという、かたい決意を表明した。〔中略〕

われわれは、熱烈に平和を愛好する。しかし、われわれの求める平和は、独立を奪われ、奴隷としてとどまるというニセの「平和」ではなく、独立と自由のもとでの真の平和である。

われわれは、ベトナム民主共和国の四項目の立場と南ベトナム解放民族戦線の五項目の声明を断固として支持し、ますます力強く、あらゆる形態の精神的支援をおくらなければならない。

われわれは、アメリカ帝国主義およびその同盟者とかいらい政府の戦争と侵略の政策に反対する人民大衆のたたかいを、各国においていっそう強化し、前進させることが、現在きわめて重要であることを強調する。

われわれは、侵略の足場になっている軍事基地の撤去と侵略的軍事ブロックの撤廃のためのたたかいを強化する。

われわれは、核兵器の完全禁止、当面、使用禁止協定の締結をかちとるためにたたかう。

われわれは、アメリカの他国領土への核兵器の配備、展開に反対する。

アメリカの水爆パトロール、原子力潜水艦と原子力空母の寄港を世界のあらゆる地域で拒否する。

われわれは、日本と西ドイツの核武装と軍国主義の復活、強化を阻止するためにたたかう。

われわれは、沖縄・小笠原の核基地撤去、日本への即時無条件返還をかちとるためにたたかう。

われわれは、被爆者援護法の制定、ＡＢＣＣの撤去と資料公開を要求する日本国民のたたかいを支持し、原爆被害者の救援を国際的にいっそう強化する。

(二)

大会は、世界各国人民のさまざまな形態での独立、主権、自由のための闘争が、世界平和の擁護、核兵器の完全禁止をめざすたたかいと深くむすびつき、また、それに大きく貢献するものであることを確認する。

われわれは、アメリカ侵略軍の南朝鮮からの即時撤退を要求し、祖国の自主的統一をめざす朝鮮人民の闘争、独立と主権擁護のためのラオス、カンボジアなどアジア諸国人民の闘争、核兵器の完全禁止をめざし、アメリカ帝国主義と日本反動勢力による軍国主義化に反対し、日米安保条約の破棄をめざす日本人民の闘争を支持する。

われわれは、アメリカ帝国主義に支援されたイスラエル好戦勢力に反対し、その占領軍の撤退とパレスチナ人民の正当な権利の回復を要求し、アラブ人民の独立と主権を守る闘争を支持する。

われわれは、ポルトガル植民地主義に対するアンゴラ、ポルトガル領ギニュア＝カボベルデ島、モザンビーク人民の武装闘争をはじめ、帝国主義、新旧植民地主義の支配と抑圧に反対して、さまざまな形態でたたかっている、アフリカ諸国人民の闘争を支持する。

われわれは、アメリカ帝国主義の侵略とたたかい、自国の独立と主権を擁護するためのキューバ人民の不屈の闘争、アメリカ帝国主義の干渉と支配に反対してたたかっている、コロンビア、ボリビア、ガテマラ、ベネゼエラの武装闘争をふくむ、プエルトリコ、ウルグァイその他ラテンアメリカ諸国人民の闘争を支持する。

われわれは、西ドイツ軍国主義と、アメリカのポラリス潜水艦配備や基地化に反対し、ヨーロッパの安全保障のために、また、自国政府がアメリカの政策に従属していることに反対してたたかっている、ヨーロッパ諸国人民の闘争を支持する。

(三)

第一三回世界大会は、行動の統一と団結の旗をいっそう高くかかげる。戦争と侵略の勢力がもっともおそれているものは、正しい原則にみちびかれた広範な人民のかたい統一と団結である。日本原水協と世界大会が一致して確立してきた統一の路線、すなわち、戦争と侵略の政策に対決し、これとたたかう方向を堅持して、当面の一致しうる緊急課題で行動を統一していく立場は、多くの困難と試練にたえ、たたかいの前進のなかでその正しさが実証され、ますます大きく平和、民主勢力の支持を得つつある。特定の立場を運動参加の条件として全体におしつけない限り、われわれの原水爆禁止運動は、いかなる団体、いかなる人びとにたいしても、広くその門戸をひらいている。

現在、ベトナム侵略戦争反対、ベトナム人民支援をはじめとする、帝国主義の戦争と侵略に反対する広範な国際的統一行動は、緊急に必要となっており、われわれは必ずそれを実現しなければならない。(後略)

第一三回原水爆禁止世界大会議の日本代表団は、「日本代表団の決意」、「被爆者援護法の制定、ABCCの撤去と資料公開を要求し、救援活動を強化するための決議」、「沖縄・小笠原の核基地撤去、米軍の撤退と日本への即時無条件返還を要求する決議」を採択した。

第一三回原水爆禁止世界大会は、東京における本会議と並行して、八月五日から二日間ひらかれた。この広島大会では、被爆者との懇談会がおこなわれ、また広島県外から参加した被爆者にたいして、広島市当局、原爆病院、福島病院などの協力のもとに、特別検診がおこなわれた。大会は、「広島大会の決意」と、「被爆救援強化の決議」を採択し、ABCCに抗議団を派遣した。

第一三回原水爆禁止世界大会長崎大会は、八月九日にひらかれた。長崎大会は、東京での国際予備会議、本会議、広島大会の成果を基礎に、「長崎大会の決意」を採択、第一三回原水爆禁止世界大会の諸決議の実践にふみだすことを強調した。この大会では、長崎市内一一ヵ所にわかれて慰霊・慰問分散集会がおこなわれ、多数の被爆者も参加した。また、広島大会と同様にABCCへ抗議団が派遣された。

一九六七年九月九日、日本原水協第七五回常任理事会は、「第一三回原水爆禁止世界大会総括」をおこなった。それはつぎのように指摘している(「概括」の一部分を引用)。

【第一三回原水爆禁止世界大会総括】① 原水爆禁止運動の正しい歴史と伝統を堅持し、第一二回原水爆禁止世界大会の諸決議の実践のうえに立ち、「ベトナムに広島・長崎をくりかえさせるな」を中心スローガンに、東京を中心に広島、長崎までを開催地としてひらかれた第一三回世界大会は、海外からの一一ヵ国、二国際団体の代表二五名と、北は北海道から南は沖縄までの約四万名の日本代表の参加のもとに、幾多の困難をのりこえてひらかれ、大きな成功をおさめました。

②〔略〕

③ 大会は日本政府により不当に入国を拒否されたベトナム民主共和国代表団長グエン・タン・レ氏と南ベトナム解放民族戦線代表団長グエン・フー・ソアイ氏を、日本への渡航を拒否された沖縄代表団長瀬長亀次郎氏とともに、名誉議長に推薦しました。〔中略〕

④ 大会はアメリカ代表クリーブランド・セラーズ氏にたいする日本政府の不当な入国妨害を強い抗議によって排除しました。〔中略〕

⑤ 大会の討議を通じて、大会ののちにとりくむべき具体的な行動として、「ベトナムに広島・長崎をくりかえさせるな、核兵器使用禁止協定締

結、核兵器もちこみ反対、日本核武装阻止」の大署名運動、ＡＢＣＣ撤去要求の運動、ベトナムにおける核兵器使用阻止、日本のベトナム侵略戦争への加担・協力を中止させるための軍事基地、軍需生産、軍需輸送などの徹底的調査と基地反対のたたかいなどの具体的行動計画が打ちだされたことは、原水禁運動のより幅ひろい大衆的行動化として、大きな成果であります。

⑥　炎天のもと五七日間にわたる九一〇〇キロの国民平和大行進や三つの行動旬間の設定、一万回抗議行動などの準備活動および八月六日の都内一せい街頭へのゼッケン・ビラまきなどによる宣伝活動、東京都周辺基地への調査活動、八月五日の軍事基地反対の特別集会などは、「行動の大会」としての第一三回世界大会の性格をよく示しています。〔後略〕

被爆二二周年原水爆禁止世界大会　国際会議

「被爆二二周年原水爆禁止世界大会」の「国際会議」（一九六七年八月一～三日、東京）に出席した海外代表は、アメリカ（フレンド奉仕委員会代表など三人）、イギリス（ＣＮＤ代表など三人）、フランス（ＣＧＴ代表）、ユーゴスラビア、インド、アラブ連盟、世界平和評議会、キリスト者平和会議のほか、総評大会に招待されて来日中であった世界労連、セイロン、フィリピン、インドネシア、マレーシア、ニュージーランドの各労働組合の代表であった。前年まで出席していたソ連平和委員会は参加せず、主催者側が参加国として発表していたブルガリア代表は出席しなかった。

この「国際会議」は、イスラエル代表の参加問題で紛糾したことが一つの特徴である。主催者側は、六月一二日付でイスラエル平和委員会に招待状を送ったが、大会の「基調」には中東問題についてイスラエルの侵略非難がふくまれており、またアラブ連盟代表が「イスラエル代表とは同席できない」との態度を表明していたため、到着したイスラエル代表を参加させるかどうかをめぐって第一日の開会がおくれ、けっきょくイスラエル代表にたいし「招待取消し」の処置を通告した。

これにたいし第二日、イギリス、ニュージーランド代表が異議を唱えたため、主催者側が「反対意見を公式記録にとどめることでイスラエル招待の取消しを了承してほしい」という収拾策を提案し、いちおう事態をおさめた。しかし、その後も世界労連代表が「イスラエルは侵略者」と述べたところイギリス代表が退場したり、起草委員会をふくむ三日間の「国際会議」は、イスラエル問題をめぐる紛糾で、大部分の日時をついやす結果になった。「国際会議」は、つぎのような要旨の宣言を採択した（一九六七年八月九日付『社会新報』による）。

【国際会議宣言】　ベトナム戦争　ベトナム問題は一九五四年ジュネーブ協定を基礎に平和的に解決するため、アメリカはつぎの諸点を受入れねばならないと確信する。①ベトナム民主共和国への爆撃を即時無条件停止、②地上戦の停止、③南ベトナム解放民族戦線を南ベトナム人民の正式代表として承認、④アメリカはじめいっさいの外国軍隊の撤退、⑤南ベトナムのアメリカ軍事基地の解体、⑥ベトナム人民の民族自決、独立の権利の完全な承認。

中東危機　一、中東危機が今日の国際緊張の一つの大きな原因である事実に注目、ベトナムと中東での侵略がともに帝国主義の結果であることを指摘した。この危機の解消のためには、まずイスラエル、アラブ諸国間の懸案は武力による領土拡大は認めない平和解決の原則に立ち、国連を通じて解決すべきことを強調した。

軍縮　一、世界の核軍拡競争は最近著しく激しさを増しており、他国への核配備のうごきと非核保有国の核開発への関心が高まっている。いまこそ、核兵器完全禁止と全面軍縮をめざす有効な政策を提起、いかなる国の

核禁止をも要求する立場で強力な運動を促進しなければならない。

一、この点を考慮して会議では討議をつぎのような要求として総括した。

(1)あらゆる国の核実験禁止。部分核停のイニシヤをとった米英ソ三国が地下実験禁止まで同条約を拡大すること。中華人民共和国、フランスはじめすべての国の同条約参加。

(2)核全保有国が最初に核使用をしないと宣言すること。

(3)核拡散防止条約のすべての国によるすみやかな締結。この条約は、新たな保有国の禁止、軍事同盟の核共同保有、共同統御を禁止、核保有国の核貯蔵大幅削減など核廃棄への積極策を規定すること。また、核保有国は核基地をもたない非保有国に対し核攻撃をしない宣言をすること。

(4)他国領土の軍事基地撤廃。世界の適当な地域での非武装地帯の設置。すべての軍事同盟の解体。

(5)国連で決めた世界軍縮会議のすみやかな実現。さらに会議はアメリカの中国封じ込め政策に反対し、中華人民共和国が国連安保理で合法的議席を与えられることがきわめて重要と考える。

国際共同行動　会議はつぎの諸目標を提案した。①アメリカ政府のベトナム軍事干渉をやめさせるため国際共同行動を強化すること。とくに日本とアメリカの平和運動が推進力になり、アジア太平洋地域での運動を強めること。②核兵器禁止の共同行動を全世界的な共同行動を強化すること。ジュネーブ一八カ国軍縮委、きたるべき国連軍縮会議に向け全世界的な共同行動を強化すること。③日本の原爆被災実態を広く知らせ、被災者救援の国際的共同行動を組織すること。

「被爆二二周年原水爆禁止世界大会」の「広島大会」は、八月四日から三日間、約八〇〇〇名が参加してひらかれた。この「広島大会」は、大会宣言のほか、「アメリカ政府のベトナム侵略に反対し、日本政府の戦争政策に抗議する決議」、「核武装阻止に関する決議」、「被爆者援護法制定の促進を要求する決議」、「沖縄の原水爆基地撤去と、即時・無条件返還を要求する決議」を採択した。大会宣言は、つぎのとおりである。

【大会宣言】〔前略〕政府は、「戦後処理はもう終った」といっていま す。しかしここヒロシマでは、原爆症の苦しみは絶えず、生きるための血を探し求め、結婚に就職にその爪あとは深く、「原爆スラム」は二〇年前のすがたをそのままにとどめて「窓のある家に住みたい」という子どもの願いはいまだかなえられません。戦後処理は終わるどころか、二二年前の原爆はいまだに人びとの体と心に生きつづけているのです。

こうして戦争と原爆の遺産がなまなましく残っている今日「戦後処理は終わった」という政府の態度は、真実のまぶしさに眼をおおって、ふたたび虚偽の道――戦争と核武装への道を進もうとする宣言であるのです。現にアメリカ政府のベトナム侵略に手を貸している日本政府は、佐藤首相の南ベトナム訪問によって公然と参戦国になろうとしています。

いまベトナムでは、いままでにもまして毎日毎日惨虐な殺りくが繰り返されています。さらに最近の緊迫した情勢のもとで、アメリカ軍は行きづまった戦局を打開するために戦術核兵器を使用しようとしています。

核兵器使用の危機はいままでになく迫っているのです。そうしてその核基地はほかならぬ私たちの沖縄なのです。政府は、沖縄返還を要求する世論を無視できなくなると「核基地つきの返還論」で運動をすりかえようとしています。しかし、核基地を認めての返還は、日本の核武装と別のものではありません。私たちと沖縄を真に一つとすることは沖縄の核基地を撤去させ、九十六万県民が日本国憲法の下で生活できることでなければなりません。

原水爆禁止を願う私たち日本国民は、かつて部分的核実験停止条約を支持しましたが、それはこの条約が全面核実験禁止協定から核兵器の全面廃棄への有力な手段であったからです。ところがその後、フランス、中国の核実験は相つぎ、さらに新しい核保有国が広がろうとしています。

核拡散防止条約は、地下核実験の停止を含むすべての国の参加による全面的核実験禁止協定の実現と、すべての核保有国による核兵器不使用宣言に裏づけられてこそ、核兵器の廃棄に近づくことになるのでしょうし、核軍拡競争の悪循環を断ち切ることになるでしょう。

いかなる国の核兵器にも反対するという私たちの運動の原則は、核兵器がこの地球上から追放されるまで変わることはありません。そしてこの原則は、なによりも私たちの国の核武装と私たちの国への核兵器持ち込みを許さず、ベトナム民族の公然たる加害者になろうとしている政府の侵略戦争への協力をやめさせる運動によってこそ生き返ることができるでしょう。

原水爆禁止運動に参加するすべての皆さん。被爆者援護法の制定と日本核武装化の阻止、原水爆禁止運動とベトナム反戦、沖縄返還とは別のものではないのです。被爆者援護法をはばむ手が戦争の車を押しているのです。私たちの要求のすべては政府に対する国民の大統一行動と、職場・地域を基礎にしたねばり強い運動の中でこそ実現されるでしょう。

いま世界各国、各地域でベトナム反戦の広範な運動が展開されています。一〇月二一日にはアメリカ国内でかつてない一〇〇万人のベトナム反戦行動が準備されており、国内でも一〇月からベトナム反戦と沖縄・小笠原返還の大統一行動が展開されようとしています。この秋の統一行動の成否こそ私たちの運動にとって決定的な重要さを持っています。〔後略〕

「被爆二二周年原水禁世界大会」の「長崎大会」は、八月八日から二日間ひらかれ、第一日の分散会には、約四〇〇〇名が参加した。大会が採択した長崎アピールは、つぎのように述べている。――「ここ長崎に、私たちの決意と願いをこめて平和を祈る子の像が立てられました。その台座には全国からの、全世界からの石がはめこまれています。これはすべての国民の、さらに世界数十億の人びとの統一行動で原爆なき世界をきずきあげようという誓いを象徴しているのではないでしょうか。」

第二回アジア核禁会議　核禁会議（核兵器禁止・平和建設国民会議）は、一九六一年八月一五日の終戦記念日に最初の会合をひらいて松下正寿が議長となり、ついで九月一五日に「死の灰に抗議する国民大会」をおこない、これには池田自民党総裁と、西尾民社党委員長からメッセージがよせられた。そして一九六六年から「アジア核禁会議」を組織している。

一九六六年の第一回アジア核禁会議には、南ベトナム、香港、台湾、フィリピン、タイ、インドネシアなど一二カ国四九名の代表が参加した。会議開催の時期がアジア・太平洋理事会（ASPAC）閣僚会議の発足と一致しており、代表参加国の多くもまた一致していることが特徴的である。

一九六七年の第二回アジア核禁会議の「開催趣意書」は、「ベトナム問題はここ一刻も早く解決されなければならない。このために、アジアの衆知を結集して、アジアみずからがその解決の糸口を見出すべきである」と述べている。この部分は原案の段階では書かれていなかったが、七月にASPACが「自主的・地域的協力組織」を強調したのち、つけ加えられたことは注目をひく。また趣意書は、「アジア諸国」の名において核拡散防止条約の「実現を熱望」する一方、同じ「アジアの自主性」の名において「原子力の平和利用の固定化に強く反対」している。この点は、一九六七年三月に国会でおこなわれた三木外相の外交方針演説と基調を同じくするものといってよいだろう。

第二回アジア核禁会議は、七月二八日から二日間、八カ国一二人の海外代表を迎え、東京においてひらかれた。会議はつぎのような要旨の「共同宣言」を採択した（一九六七年八月一一日付『民社新聞』による）。

【共同宣言（要旨）】　核兵器は悪魔的な兵器であり、それは広島・長崎における悲惨な被爆者たちによって証明されている。核兵器拡散の動きに直

面して、われわれはこの現状打破のため、今こそわれわれの英知を結集しなければならないと信ずるものである。

第一回アジア核禁会議で確認された如く、一九六三年の部分的核停条約を出発点として全面的核停の方途をさぐり出すことこそわれわれの任務である。とくに中共が最近行なった水爆実験は近隣諸国及び世界平和にとって重大な脅威を与えている。

われわれはここに再び核拡散政策を核兵器全廃への道程として心から支持する。しかし、いかなる核拡散防止条約といえども、世界の大多数の国が主要核保有国に対して恒久的に不利な立場におかれないこと、そして核エネルギー平和利用の開発にさまたげとならないことを要求する。

2 宗教者・科学者の活動

宗教者平和日本大会

一九六七年七月二五日から二日間、京都において、「ベトナム人民・宗教者との連帯をすすめ世界の宗教者の良心を結集する宗教者平和日本人大会」がひらかれた。この大会は、「殺すな、殺させるな、殺すことを許すな。地上に平和を、日本の宗教者の平和の祈りを行動の波へ、世界平和運動の大統一をよびかけよう」をスローガンとして、①ベトナム戦争をやめさせるために、②日本のベトナム戦争加担をやめさせるために、③宗教を戦争に利用させないために、④核戦争阻止・核兵器完全禁止・被爆者救援のために、⑤宗教者の平和のための連帯を強化するために、の各議題を中心に討議をおこなった。参加者は、各宗派の代議員三〇〇名と、評議員一〇〇名。

大会は、「第一三回原水爆禁止世界大会支持」をもりこんだ一般決議と、五つの特別決議のほか、原水爆記念日にいっせい黙とうをする運動をおこす提案を全員一致で採択し、閉会後、参加者は示威行進をおこなった。

第二回原水爆禁止科学者会議

一九六七年八月三日から二日間、東京の学士会館において、第二回原水爆禁科学者会議がひらかれた。この会議は、一九六六年に広島でひらかれた第一回にひきつづき、東大教授江口朴郎ら一九人のよびかけで、日本原水協の協力のもとに組織されたものである。討議は、①核兵器完全禁止への道と科学者の立場、②核戦争準備の進行と日本、③被爆者問題、の三分科会ですすめられた。参加者二〇〇名。

会議が採択した決議は、第一三回原水爆禁止世界大会本会議に報告された。

ベトナムにおけるアメリカの侵略戦争犯罪と日本政府、財界の加担・協力を裁く——東京法廷

「ベトナムにおける戦争犯罪調査日本委員会」は、一九六七年八月二八日から三日間、「ベトナムにおけるアメリカの侵略戦争犯罪と日本政府、財界の加担・協力を裁く——東京法廷」をひらいた。法廷メンバーは、つぎのとおりである。

青山道夫、秋元寿恵夫、大西良慶、大内兵衛、小椋広勝、加茂儀一、城戸幡太郎、古在由重、佐久間澄、末川博、鈴木安蔵、田畑忍、田万清臣、野村平爾、林要、羽仁説子、平野義太郎、藤井日達、舟木重信、福島要一、深尾須磨子、松浦一、務台理作、森川金寿

この「東京法廷」には、約七〇〇名の参加者、二〇〇名の傍聴者が出席した。

第一日は、開廷にさきだち、経過報告、「ストックホルム国際法廷」の報告、「東京法廷の目的、課題」の説明がおこなわれた。「東京法廷の目的、課題」については、「この法廷は、国際法廷と協力関係にはあるが、主体はあくまで日本であって、日本人としての自主的立場から、ベトナムにおけるアメリカの侵略とともに佐藤内閣、財界の協力・加担の犯罪事実を告発し、すべての日本人民に知らせ、ベトナム侵略戦争反対、ベトナム人民支援のたたかいに積極的に貢献することを心から希望している」と強調された。

開廷とともに、一八名の医師、農業者などが証人席にたち、「ベトナムにおける戦争犯罪調査日本委員会」が一九六六年と一九六七年の二回にわたって派遣したベトナム現地調査団による実情調査の状況や、もちかえった各種証拠物の科学的分析の結果を報告した。

第二日には、アメリカのベトナム侵略戦争にたいして、日本政府と日本の各企業がどのように加担・協力しているかについて、沖縄をはじめ全国各地から出廷した一八名の証人が、現地調査の結果と証拠物件を提示して事実を証言した。

第三日には、古在由重が「総括報告」をおこない、法廷メンバー全員の一致の合意により、「東京法廷の結論」が発表された。この「東京法廷」は、つぎのように宣告している。

【東京法廷の宣告】　一、アメリカ合衆国政府のベトナムにおけ戦争行為は、世界戦争史上前例のない、国際法と人道に違反した、帝国主義侵略戦争犯罪に該当し、この点につきアメリカ合衆国政府は有罪である。

二、アメリカ合衆国政府が、ベトナムにおいて使用している兵器および新兵器ならびにその使用方法は、国際法と人道に反するものであり、この点についても有罪である。

三、日本政府および日本独占資本は、アメリカのベトナム侵略、戦争犯罪に積極的に協力、加担しており、国際法上、アメリカの共犯者として有罪である。

また、「東京法廷」は、つぎのように宣言した。

【東京法廷宣言】　一、アメリカ合衆国政府は、ベトナム侵略戦争をただちにやめ、すみやかに、ベトナム全土の米軍および従属国軍隊を撤退させ、かつ、いっさいの軍事基地を撤去しなければならない。

二、特にアメリカ合衆国政府は、ベトナム民主共和国にたいする爆撃およびいっさいの戦争行為を停止し、かつベトナム全土においていっさいの残虐兵器の使用をただちに中止しなければならない。

三、日本政府と日本独占資本は、日米安保条約を廃し、アメリカに従属した軍国主義的諸政策をやめ、沖縄・小笠原を即時無条件に返還させて、ベトナム侵略戦争にたいするいっさいの協力・加担から手をひかなければならない。

四、アメリカ合衆国政府を先頭とするいっさいの侵略勢力は、一九五四年のジュネーブ協定と、民族自決の原則を尊重し、南ベトナム解放民族戦線が、南ベトナム人民の唯一の代表であることを認め、ベトナム問題の解決はベトナム人民自身の手にゆだねなければならない。

ベトナムにおけるアメリカの戦争犯罪を裁く第二回国際法廷

第二回国際法廷は、一九六七年一一月二〇日から一二月一日まで、デンマークの首都コペンハーゲンの郊外でひらかれた。そして日本からは、平野義太郎、森川金寿、福島要一が法廷メンバーとして参加し、「東京法廷」について報告した。この三名は、帰国声明のなかで、「日本、タイ、フィリピンの諸政府はアメリカの共犯者であることが宣告された。とくに日本は派兵していないというだけで、ベトナム人民にあたえる被

害では直接の参戦国に劣らないことが認められた」、「日本代表団は、法廷に多くの資料を提供してその決定に寄与した」と述べた。

厚生省「被爆者実態調査」にたいする批判

一九六七年一一月一日に発表された厚生省の「原子爆弾被爆者実態調査」結果については、各方面から批判がおこなわれ、「被爆者援護法」制定を要求する運動との関連で注目をひいた。とくに、草野信男、佐久間澄両氏が提唱し、一一月二三日、広島に招集された検討会には、七つの大学および原爆病院、広島県・市当局から各分野の専門家が参加し、あるいは文書で意見を寄せ、詳細な統一見解を発表した。その「総論」の部分は、つぎのとおりである。

【厚生省「被爆者実態調査」にたいする統一見解】 昭和四〇年一一月に行なわれた厚生省調査は、当日生存している原爆被爆者を対象として行なわれたもので、かりに、その調査が完全に行なわれたとしても、原爆被爆者全体に亘る実態調査とは全く別のものである。

言うまでもなく現在まで生存している被爆者は、放射線その他に対して肉体的に強い抵抗力をもつとか、被爆当時およびその後今日にいたるまでの生活環境に恵まれていたなど、とくに好条件に恵まれて生き残ることのできた被爆者である。被爆者実態の全貌を明らかにするためには、原爆によって即死した者の数及び状況、その後、今日までに死亡したものの数及び病歴等を含めて、全ての被爆者に亘った調査が行なわれなければならない。人類が始めて経験した原爆被爆の実態の全貌を明らかにすることは、極めて重要な課題であるが、今回の調査は、このような目的の調査とは全く別のものであることが、まず明確に認識されなければならない。

さらにまた、現在生存している被爆者を明らかにするという立場に立っても、被爆の全貌を明らかにし、そのなかで生存者の意味を明確にするのでなければ、生存者の現状を十分に明らかにすることは困難である。〔中略〕

なお、調査の結果をまって、援護法を考えるといった見解を政府当局が表明しているが、従来行なわれた多くの研究、調査によって「被爆の影響が今日なお歴然と残され、そのため健康と生活を脅かされている被爆者は現に存している」のであるから、援護法の制定は、この調査の結果をまつまでもなく、早急に推進されるべきである。

さらにまた、被爆者援護の必要は、被爆者の実情が全国一般と比べて悪いからという理由によってでなく（かりに現象的に全く差がなかったとしても、現存している被爆者は、本来肉体的にすぐれており、また、とくに生活環境に恵まれたという好条件での生存者で、もし被爆しなかったならば、健康、生活の面でもっとよい状況にありうる人たちであり、しかも原爆による障害が体内に潜在し、不測の危険におかれた人たちであることを忘れてはならない）、そのうけた被害が不法な戦争行為によってうけた被害であるという意味でその障害の大小にかかわらず、援護が与えられなければならない点は、とくに指摘する必要がある。

「靖国神社法案」にたいする各党の態度

日本宗教者平和協議会は、一九六八年二月、「靖国神社法案」にたいする各党の態度を質問し、社会・民社・共産の三党からは回答をうけとった。自民・公明の両党からは、回答がなかった。

【社会党】

一、自民党が「明治百年祭」行事の一環として、この法案を打ちだしてきたことは明らかであり、平和憲法をじゅうりんし、公然たる改悪の道を開き、日本の軍国主義復活に拍車をかけるものといわねばならない。

二、もとより、国が特定の宗教団体に保護を与えることは、憲法第二〇条、同八九条で禁止している。現行憲法のまま、靖国神社の国家護持を実現し、英霊を守護神として国家権力を神秘化しようとしているところにこの法案のねらいがある。

三、〔略〕

四、宗教と国家の密着がひとたび法律上、位置づけられれば、時の政治権

力によって、どのようにも拡大解釈され、信教の自由、思想の自由が侵害されることは歴史の示すところである。

五、政府は第二次大戦で犠牲になった多くの遺骨をいまだに海外に放置しており、その怠慢は責められるべきである。われわれは、戦没者に対する霊をなぐさめることに異論はない。しかし、こうした国民感情を政治的に利用することは許されない。

【民社党】

一、〔前略〕わが党は、憲法擁護を党の基本方針とするものであり、このことは党綱領で明らかとしている。従って、神格不分離の靖国神社国家護持の主張には賛成できない。

二、「靖国神社法案」では、神社を特殊法人とし、神札授与所や宗教儀式等を禁止し、いかなる宗教的活動もしてはならないとして神格を認めず、神社の非宗教性を明確にしている。しかし〔中略〕国民感情としては神不在の靖国神社を理解することは不可能であるし、仮りに一端神格を分離したとしても、以後、神格付与の要求は当然起りうるものと想定される。よって、このような法案には反対である。

三、「靖国神社国家護持」を要求する根底には、国の犠牲となって死んでいった肉親の霊に対し、国はもっと積極的に慰霊祭等をおこない、国及び国民の敬意と追慕の念を表明してほしいという素朴な願いがある。こうした遺族の人々の願いは当然であり、今後、国はより盛大な慰霊祭をおこなうことによって、遺族の願望に答えるべきである。

【共産党】

自民党が国家提出の準備を進めている「靖国神社法案」最終案はまだ発表されておりません。したがって、いまただちに同法案の具体的な内容について、日本共産党の見解をのべることはできかねます。

しかしながら、同法案が靖国神社のいわゆる「国家護持」すなわち国営化を目的とするものである以上、その条文がどのようであろうとも、わが党としてはそれに絶対に反対します。そのおもな理由は、同社の国営化が、現に政府・自民党が「日米共同声明」以来「自主防衛」「愛国教育」の名のもとにすすめている軍国主義の復活強化政策の一環であり、同時に憲法否認の倉石農相発言などと結びつく違憲行為であって、信教の自由をふみにじって国家神道を復活させ、ひいては憲法改悪の突破口となりうるものであるからです。〔中略〕

靖国神社をなんらかの形と名目で国営化することを許すならば、全国各地の護国神社はもとより、伊勢、橿原、明治の諸神宮なども同様にして容易に国営化される道をひらくことになるでしょう。〔後略〕

3　三党共同声明とビキニデー

核問題についての三党共同声明

一九六八年二月八日、社会・公明・共産の三党書記長会談がひらかれ、核兵器問題についての三党共同声明を発表した。この声明は、「三党が意志統一した左の核問題五項目の実現をめざし、アメリカと佐藤内閣の核政策を断固として阻止するため、ここに共同の決意を表明するとともに、ひろく国民に賛同と協力をよびかけるものである」と述べている。

【核兵器問題についての三党共同声明】　一、いっさいの核兵器の持ち込みに反対、エンタープライズなどの原子力艦艇の日本「寄港」に反対する。

二、自衛隊の核ミサイル化、核兵器の製造などによる日本の核武装化に反対する。

三、沖縄の核基地撤去を要求し、沖縄問題を利用しての日本全土の核基地化に反対する。

四、核兵器全面禁止の実現、当面、核兵器使用禁止国際協定の締結促進。

五、政府の責任で原爆被爆者の完全医療制度と生活の完全保障の実現。

ビキニ被災一四周年故久保山愛吉氏墓前祭

太平洋ビキニ環礁におけるアメリカの水爆実験で犠牲となった故久保山愛吉氏を追悼する墓前祭が、一九六八年三月一日、日本宗教者平和協議会と静岡県原水爆被害者の会の主催によってひらかれた。

墓前祭は、焼津市・弘徳院住職を導師とする同市仏教会有志の読経にはじまり、主催者を代表して、日本宗平協会長大西良慶の追悼のことばが紹介された。つづいて、被爆者、宗教者をはじめ、日本原水協、共産党、労働組合、青年・婦人団体など各界代表が、墓前に捧げる誓いのことばを述べ、約一五〇〇名にのぼる参会者が、献花と焼香をおこなった。

ビキニ被災一四周年三・一ビキニデー中央集会

一九六八年三月一日、故久保山愛吉氏墓前祭の終了後、焼津市において、日本原水協主催の「ベトナム侵略戦争反対、核戦争阻止、核兵器完全禁止、核兵器使用禁止協定締結、核兵器持ち込み阻止、核武装阻止、被爆者救援、ビキニ被災一四周年三・一ビキニデー中央集会」がひらかれた。この中央集会には、沖縄をはじめ全国各地から二〇〇〇名の代表が参加した。

中央集会は、「一般決議」、「沖縄・小笠原の即時無条件全面返還を要求する決議」、「新しい情勢をむかえた被爆者救援運動の強化に関する決議」、ベトナム人民、朝鮮人民、アメリカ人民への連帯メッセージ、アメリカと日本の政府にたいする抗議文を採択した。

「一般決議」は、核問題についての三党共同声明が、「全国民の原水爆禁止運動と被爆者運動の連帯をますますつよめるため努力します。

【新しい情勢をむかえた被爆者救援運動の強化に関する決議】　昨年秋の佐藤・ジョンソン会談以後、日本政府はアメリカの核兵器による「安全保障」を公然と唱え、日本国民がいつまでも広島・長崎の原爆被害という面だけにとらわれないで、核問題をもっと積極的にとりあげるべきだとまで主張しはじめた。アメリカと日本の戦争勢力は、「核アレルギー解消」などと称しつつ、日本国民に原水爆被害の恐ろしさを忘れさせ、三〇万人にのぼる被爆者の存在を忘れさせようとして、さまざまな策謀をめぐらしています。〔中略〕

佐藤内閣は、その核政策の一環として、被爆者にたいするニセ援護法を、「特別措置法」の名で制定しようとしています。そして昭和四三年度被爆者対策予算についても、ごく少数の限られた被爆者にたいして、新たに若干の手当を支給する案をたてました。しかし、これは政府が被爆者問題に結着をつけたという印象を、国民にあたえようとするものにほかなりません。私たちは、被爆者と協力して、政府の施策の実態を個々の被爆者について調査し、それがいかにごまかしにすぎないかを暴露していきましょう。〔中略〕

私たちは、被爆者にたいして国による完全な補償と援護が実現するまでは、六・九行動をはじめとする救援運動、とりわけ被爆者救援一五〇〇万円国民募金達成のために、全力をつくす決意であります。また、ＡＢＣＣの撤去とその全資料の公開を要求する運動や、「原爆映画」の全面的公開を要求する運動を、核兵器完全禁止を願う被爆者の立場にたって発展させましょう。さらに、私たちは全国の被爆者組織と正しい関係をたもち、原水爆禁止運動と被爆者運動の連帯をますますつよめるため努力します。〔後略〕

ビキニ被災一四周年全国大会

一九六八年二月二九日から二一日間、静岡市において、原水爆禁止

日本国民会議主催の「ビキニ被災一四周年・原水爆禁止・ベトナム反戦・核武装阻止・被爆者救援全国大会」がひらかれた。

この大会は、核問題についての三党共同声明にまったくふれないという特徴を示したが、参加者は、①核問題、②沖縄問題、③被爆者問題、④こんごの原水禁運動の四つの分科会にわかれて討論し、閉会後、「日本非核武装宣言」を要求するデモ行進をおこなった。

アジアの平和のための日本大会

一九六八年三月二日から二日間、三・一ビキニデーにつづいて、日本平和委員会のよびかけによる「アジアの平和のための日本大会」が、沖縄県那覇市と静岡市で、同時にひらかれた。この大会は、「ベトナム侵略戦争反対、沖縄・小笠原の即時無条件全面返還、日米安保条約の破棄をめざす」とのスローガンのもとに、①ベトナム問題、②朝鮮問題、③米軍・自衛隊基地問題、④沖縄・小笠原問題、⑤核兵器使用・核兵器持ち込み問題、⑥日本軍国主義、⑦各界・各団体の運動交流と強化、について討議をおこなった。

大会は、「一般決議」、「国民への訴え」、「アジア諸国人民との連帯の決議」を採択し、このほか那覇集会は、「沖縄・小笠原の即時・無条件・全面返還を要求する決議」、「B52戦略爆撃機の常駐と出撃行為に抗議し、即時撤収を要求する決議」などを採択している。なお、那覇集会に参加するための本土代表団（四三都道府県二〇六名、団長堀真琴）は渡航申請が認められず、このうち、べつの機会に渡航申請していた人びとなど一四名だけが那覇集会に出席した。

4　ベ平連などの活動

一九六七年一〇月一七日、横須賀に入港したアメリカ海軍空母「イントレピッド」から四名の水兵が脱走した。脱走後、かれらは「ベトナムに平和を！　市民連合」と接触し、この事実が、ベ平連による記者会見で明らかにされた。「イントレピッド号の愛国的脱走兵四人による合同声明書」（一九六七年一一月一日、東京）は、つぎのとおり。

あなたがたは、いま四人の脱走兵を目の前にしている。……歴史をつうじて、脱走兵という名称は、卑怯者、裏切者、余計者などに冠せられてきた。だがわれわれは、カテゴリーや呼称には関心がない。われわれは、自分たちの正しいと信ずることのためにたちあがらなければならない時点にたった。〔中略〕

われわれは、なぜこの挙にでたか。われわれは、アメリカがすべての爆撃を中止レーションに反対する。……し、ベトナムから撤退し、ベトナムをベトナム人のみずから決するところにまかせなければならないと考える。〔後略〕

「イントレピッド」号からのアメリカ兵の集団脱走をきっかけとして、日本でも、脱走アメリカ兵にたいする支持活動が開始された。一九六八年五月七日、ベ平連が第二回目の集団脱走をおこなったアメリカ兵五名のことを発表したとき、同時に、ＪＴＣ（反戦のためのアメリカ兵脱走援助委員会）の存在が明らかにされた。

XIV 農民運動

概要　農業情勢と農民闘争の概況――農業状勢と農政の動向／農民運動の概況／**主要な農民闘争**――米価闘争／食管制度と米審をめぐる運動：食管制度を守る運動／米審改組反対運動／乳価その他の価格闘争：牛乳・豚肉価格闘争／葉たばこ価格闘争／麦価・甘藷価格闘争／土地取りあげ反対闘争：成田空港反対闘争／東北縦貫道路反対闘争／その他の土地闘争／出稼ぎ農民の運動その他／**農民団体**――全日本農民組合連合会／全国農民総連盟／全国農民同盟／全日本開拓者連盟

概要

一、一九六七年の農家経済は、兼業収入の増加と米価を中心とする農産物価格の上昇にささえられて好転し、一世帯当り農家所得は都市勤労者のそれに接近した。しかし世帯員一人当りの所得からすれば、まだ勤労者の八〇%程度である。農村からの労働力流出は止まず、農家の兼業化はすすんでいるが、専業農家の経営規模拡大に結びつかず、政府の構造改善政策は行きづまっている。

一、農産物価格運動は、米価闘争をはじめ各分野で、前年にひきつづき展開されたが、独自の反独占農民運動としての性格は薄く、農政活動的陳情要請運動の枠を脱することができない。なおこの年、政府は食糧管理制度改廃の意図を明らかにしたため、食管制を守る農民・農業団体と労働団体による広範な共同闘争が開始された。

一、「農地死守」をスローガンにした成田新空港反対運動をはじめ数カ所に土地取りあげ反対運動がおこった。なかでも成田の闘争は六八年にはいって新たな様相を呈し、測量隊・機動隊にたいする反対派農民・支援学生・労働者数千人の激突がくりかえされ、空港建設計画の予定通りの実現は阻止されている。

一、全日農は六七年で創立一〇周年をむかえ、それを記念する第一〇回大会をひらき、総括と展望をおこなった。とくに組織的弱体

性を克服する方法が論議され、また運動方法などの検討がおこなわれたが、農民運動の沈滞を打破するキメ手をつかむことができたとはいえない。他の農民団体は組織の実体を失って、いぜんとして低調である。

1 農業情勢と農民運動の概況

1 農業情勢と農政の動向

食糧自給率の低下　一九六七年から六八年にかけて、農業生産は、米作の伸びに助けられて、わずかながら増加したが、しかし政府の提唱指導する「選択的拡大」部門たる牛乳生産は伸び悩み、むしろ停滞傾向におちいった。また麦作に代わる部門として政府の推奨してきた甜菜生産は、ついにこの年精糖工場の閉鎖とともに打切りとなり、関係農民に大きな打撃をあたえた。

米作は、農林省はじめ都道府県知事を先頭とする増産運動の効果もあり、安定した米価にささえられて大豊作を記録した。この結果六七年から六八年にかけて米の需給関係は緩和され、これが現行食糧管理制度改廃の動きをうながす契機となった。

米の需給は好転したとはいえ、畜産物・家畜飼料や熱帯産食品にたいする需要増大に国内供給は追いつけず、外国産農産物の輸入はますます増大し、六七年度の輸入額は二四億ドルに達した。とくに注目されるのは、これら農産物輸入先がアメリカ合衆国に集中する傾向を強めてきたことである。そしてこれら輸入農産物の増大は国内農業にきわめて深刻な影響をおよぼしつつあり、麦類や大豆の生産はもはや決定的に衰退してしまった。

このように農業生産の伸びなやみ、一部の部門における減産傾向をひきおこした国内的原因は、何よりも農業部門からの労働力流出であり、零細兼業農家の増大である。労働力流出による消極的影響をカバーするに足る生産過程の機械化・合理化はすすまず、そのため生産が停滞し伸びなやむのは当然である。

農家の兼業化が進行し、多くの零細下層農民は実質的には賃金プロレタリアに転化して農業生産から遊放していながら、その所有地を財産として保持し、容易にそれを手放そうとしないため、中層上層農家の経営規模拡大はすすまず、政府の期待した「自立農家」は増加せず、したがってまた労働生産性の向上は遅々として進まない。労働力不足になやむ農家の間に、集団耕作・請負耕作が増加しつつあり、その成りゆきが注目されている。

一九六七年度の農家経済は、労賃等兼業収入の増加と、農産物価格の上昇にささえられて好転し、農家一戸当り全国平均所得は都市勤労者のそれに接近してきた。しかし世帯員一人当りの所得をみればまだ都市勤労者の八割程度にすぎない。

農地法・食管制度改変の動き

農家の経営規模拡大はほとんど期待できぬことが明らかになり、農政当事者の間にも基本法農政行きづまりを認めざるをえない情勢となった。農林省は、所有農地の売買による経営規模拡大――自立農家育成の困難に当面し、こんどは農地法の手直しにより土地の賃貸による流動化をはかる政策を重視して「農業構造改善の基本方針」を決定、また法定小作料を一挙に約四倍に引き上げた。しかし農地法一部改正法案は国会で成立しなかった。

農政の重要な動きとしてこの年注目されるものは、食糧管理制度改廃の試みである。いわゆる財政硬直化を理由に、生産者米価上昇を抑え、食管赤字を解消しようとするねらいで、政府は米価審議会を改組し、食管制度改廃へ突破口を開こうと意図したが、問題が大きいだけに結論が出るにはまず相当の曲折が予想される。

2 農民運動の概況

農民運動と農政活動

一九六七年から六八年前半にかけての農民運動を通観すると、その著しい特徴として次の二点が指摘される。

第一は、運動の主要な分野は、農産物価格をめぐる闘争と土地取りあげ反対闘争である。前者は、米・畜産物・葉たばこ等の価格要求闘争を主とし、後者は成田新国際空港反対闘争に代表されるような「農地死守」のたたかいである。これらの主要な闘争のほかに、出稼ぎ農民の賃上げと生活を守るたたかいや失業保険改悪反対・災害補償要求・農地法改正反対闘争その他がおこなわれた。

第二に、右の運動は、農民団体を主体とする反独占・反政府闘争としてたたかわれたことは事実としても、多くはこれと並行して展開された農協等農業団体の農政活動と相交錯しておこなわれたことである。単に両運動が並行したり交錯したりして展開されたというばかりでなく、農民運動は農協農政活動と同様のスタイルで展開され、多くは政府・国会その他関係機関にたいする陳情と要請の運動に終始している。抗議大会はじめ大衆動員によるデモや坐り込みなど激しい戦術もとられることはあるが、農民要求をもって大衆的に陳情要請するまでは活発に動くが、ひとたびそれが拒否されたあとは一片の抗議声明に終わってそれ以上の運動に発展しない、というのが一般的である。このことは、とくに米価闘争その他の価格運動について言えることである。

農産物価格闘争

この年も、前年同様、米価闘争は全日農系と農協・全農総連系の二本立てに分かれて展開された。中央における両系統組織の統一闘争がおこなわれなかったのみならず、地方においても、若干の例外をのぞき、共闘態勢はとられず、分裂したままの運動となった。

全日農系の米闘は、総評やその加盟単産との労農提携のもとにたたかわれたが、これは昨年にもすでにその動きがあり、特に新しいことではない。ただこの年はより広い分野で――すなわち、食糧管理制度反対闘争や米価審議会改組反対闘争などとの関連においてたたかわれ、その闘争で労農提携・労農交流が強化された点に特徴が

見られる。財界・政府筋が現行食糧管理制の矛盾を解消するため、直接統制方式を間接統制に改めようと動き出したのにたいし、米作農民と農民・農業団体がはげしく抵抗したのがこの年の新しい動きであった。政府は、六八年一月、米価審議会を改組し、いわゆる中立委員のみで審議会を構成したが、農民・農業団体や革新政党の一致した反対にあって、ついに約半年間、その開催を延期せざるをえなかったのは、右の運動の一つの成果とみられよう。

乳価闘争は、米闘につぐ価格闘争の分野であるが、一九六七年三月に生産者乳価の値上げについて酪農民団体と乳業会社間に協定が成立し、その後年末までは見るべき紛争も波瀾もなく推移した。しかし六八年にはいると、乳価・豚肉価格の引き上げを要求する農民の声が高まり、各生産者団体や農協の政府に対する要請行動がおこって、前年度のような全国的な乳価闘争・乳価紛争はなく、比較的平穏のうちに推移したといってよい。

葉たばこ価格闘争について も乳価闘争について概観したと同様のことが言える。専売公社・たばこ耕作審議会にたいする農民団体の運動は主として「大会――要請――抗議」の形態でおこなわれ、決定された公定価格に反対する決定的反撃はなされず、ことしもまた「生産費・所得補償方式による価格算定」の農民要求は実現されずに終わった。

このほか、麦価・甘藷価格などもおこなわれたが、いずれも低調で、特に注目すべき運動はなかった。

土地取りあげ反対闘争

前年にひきつづき、空港・ダム・高速道路・軍事基地のための土地取りあげに反対する農民の抵抗がつづいた。もっとも、闘争の生起した個所は少なく、またそのすべてが激しい組織的闘争というわけではないが、「農地を守る」という農民のぎりぎりの要求に根ざすものだけに、たとえ局地的闘争にしろ、質的には高度な、そして執拗なたたかいとなっている。なかでも成田新国際空港の建設にともなう政府・空港公団の土地買収にたいする地元農民の抵抗は、一九六六年いらい、ますます強まってきた。反対闘争の主体は「三里塚・芝山連合反対同盟」であるが、六七年五月、政府が空港予定地の実地測量実施を発表したとき以来、反対闘争は一段とはげしくなった。成田を訪れた大橋運輸相は、反対同盟の農民や応援労農団体の抗議にあい、辛うじて賛成派農民代表と懇談しただけで引きあげるという始末であった。

空港建設反対運動の態勢は、地元の反対同盟を中軸に、社会党・共産党の三者で「現地連絡会議」を結成し、これに全日農や労働団体が共闘・支援に乗りこみ、しばしば現地で大会を開き、デモ・抗議をおこない、測量実施を阻止した。九月にはいると、反対同盟の農民は「老人決死隊」をつくり、それまで運動して来た「婦人行動隊」や「少年行動隊」にまじって動き出した。しかし一〇月にはいり、武装警察官に守られた測量員は農民の抵抗を排して、ついに外廓測量クイを打ちこんだ。

一一月にはいると、反対運動は緊迫した事態の中で新しい様相を呈するにいたった。すなわち、「三派全学連」の学生と「反戦青年委員会」の労働者が現地において青年学生総決起集会を開き、この

日を境に現地反対同盟の農民と急速に提携を強め、一二月には反対同盟は共産党との共闘を拒絶するにいたった。そして六八年一月以降、現地農民と泊りこみで運動を支援する多数の学生・労働者は公団職員の土地買収工作を妨害、しばしば大集会と抗議行動をくりかえして機動隊と衝突、時には流血の激闘となって社会の注視を浴びた。このころになると、基地反対闘争をつづけている山梨・北富士の忍草や東京・立川の農民たちが支援に参加するようになった。

五月にはいると、政府・公団側は賛成派農民との交渉をすすめ、ボーリング測量のため測量員の現地立入りがはじまり、これを援護する警官隊と反対派農民・支援団体との間には連日のようにトラブルがくりかえされた。こうして現在にいたるまで、反対派農民の土地買収はおこなわれず、一九七一年春完成を目途に発足した新空港建設計画は、「農地死守」を旗印に抵抗する反対運動によってその実現が危ぶまれるにいたった。

東北縦貫道路建設反対運動は、前年にひきつづき全日農福島県連を中心にすすめられているが、これは自動車道路建設そのものに反対するよりは、路線変更をもとめる要求である。しかし県当局は予定計画通り土地買収にかかることを発表、これにたいし反対運動は労農提携・共闘態勢をくみ、また最近は、青森・岩手・宮城等と四県共闘の結成をめざす動きを見せている。このほか、青森県の小田川ダムや大阪の泉北ニュータウン建設にともなう土地買収にたいする闘争などがあった。土地取りあげ反対闘争ではないが、政府の農地法修正の試みにたいし、農民団体による反対闘争があり、この年、国会に提出された改正法案は成立せずに終わった。

出稼ぎ農民の生活を守るたたかい、あるいは災害補償を要求する運動も中央・地方を通じておこなわれたが、特記すべき運動に発展するほどのものはなかった。

全日農創立一〇周年

一九六七年一二月、全日農第一〇回大会が開催されたが、この年は創立一〇周年を記念する大会となった。第一〇回大会は、過去一〇年の全日農の運動経過を総括し、将来を展望する集会となり、活動方法や機関紙・組合財政等各分野にわたり再検討がおこなわれた。しかし大会討議や新運動方針を見るかぎり、これという農民運動再建のキメ手は見当たらない、というのが真相のようである。

一〇年前、それまで文字通り四分五裂していた各派農民団体が統合され、全日農として新発足し、運動の一般的沈滞の打破が期待されたのであるが、その後の経過はけっして期待にそうものとはならなかった。一般的に言って、農民組合の「看板組合化」は克服されず、組織的弱体性はおうべくもない。青壮年労働者の大量流出・兼業農家の増大および農業労働力の老齢化・女性化という傾向は不断に進行し、運動展開の主体的条件はきわめて不利になっているとはいえ、価格闘争・土地闘争その他の分野で反独占農民運動展開の客観的な条件はけっして解消したわけではない。かつて甘藷価格闘争や営農資金獲得闘争で、独自の要求別組織による反独占闘争を展開して注目をひいた常東農民総協も、この数年、沈黙をつづけて活動もなく現在にいたっている。とすれば、全日農一〇年の経験や常東の成果をふまえて、この一般的沈滞をふみ破るにはいかなる方法と新しい組織形態が必要であるかについて、ここで根本的に再検討すべき時が来ているのではなかろうか。

2　主要な農民闘争

1　米価闘争

六七年度米価闘争の特徴

一九六七年産米の米価闘争の特徴は次の諸点である——すなわち、①　これまでの米闘とは異なり長期間にわたる中央闘争として展開された点、②　総評加盟労組と農民との共闘・職場交流が拡大した点、③　さらに米価要求と食糧管理制度堅持・米価審議会改組反対運動とが緊密に結合されてたたかわれた点、にあった。しかしこのように運動の目標と基盤が拡大したとはいっても、これらの運動が全日農系農民団体と農協系農業団体との二系列に分裂して展開され、両者の統一行動としておこなわれなかったことは前年度と同じであった。また公定米価が農民要求を大幅に下回って決定されたのちも、出荷スト等実力行使をともなう抗議運動の展開されなかったことも、前年と同様である。

全日農の統一行動方針

六七年四月二二日、全日農と全国農協中央会（全中）の代表は、社会党のあっせんにより、要求米価の決定と統一行動の問題について話し合いをもったが、米価の算定方式や統一行動の組み方など根本的な方針にくいちがいが見られ、ついに不調におわった。全日農は、中央段階における両者の統一行動は不可能だと判断、五月二四日開催の第六回中央委員会において、市町村の単協段階での統一行動を基礎とする運動方針を決定した。

【農協との統一促進方針（全日農第六回中委決定）】　一、農協との統一は、単協段階での統一を基礎にすすめる。統一の目標は、農協の方針に農民を同調さすのではなく、農民のたたかいを強め、農民の要求と立場に立ったものとして実現してゆく。したがって、たたかいの主体は農協におくのではなく、あくまで農民におく。

二、出稼ぎしないで食える米価（略）。

三、出荷期闘争（略）。

四、単協との統一を以上の立場から促進することにし、その間、白紙委任状のもつ反農民的な諸点……を大衆的にバクロし、白紙委任反対……をすすめ、統一要求に応じない場合は、農協の諸負担金支払いの停止を含む要求行動なども組織してゆくほか、生産資材など独占価格の引き下げ交渉をおこなう。

五、これらのたたかいにあたっては、農協労組と緊密に提携しておこなう。農協労働者の夏期手当闘争については、これを支援する。（「農民新聞」一九六七年五月三〇日号）。

全日農の要求米価と運動方針

六七年三月一七日、全日農主催・中央労農会議協力による「予算米価要求農民諸要求貫徹西日本農民総決起大会」が岡山市民会館で開かれた。大会では、参集した約五〇〇名の代表から、①　米価要

求、②　出稼ぎ対策、③　土地を守るたたかい、⑥　固定資産税にかんする事項がだされた。この大会は、西日本ではじめての予算米価要求大会であったが、事実上の本年度米闘の開始を告げる第一声であった。

ついで三月二三日、衆院第一議員会館において代表約一〇〇名による「予算米価要求全国代表者会議」が開かれ、そこで今後の米闘方針が決定され、①　一俵一万円以上の予算米価要求と食管制堅持、②　失業保険制度改悪反対、③　農民課税の適正化と固定資産評価替え撤回、などの要求事項が決議された。なおこの会議開催中、代表団は要求をもって農林大臣へ陳情し、同時にNHKや毎日・読売新聞社など報道機関にたいし、農民要求の本当の声を報道するようにと要請をおこなった。例年ならこのころ全日農は、大衆動員による予算米価要求農民大会を開催しているのであるが、本年は地方選挙のおこなわれる等特殊事情を考慮し代表者集会にした点が前年とは異なっている。また政府が予算編成にあたり、生産者・消費者両米価のスライド制を導入して生産者米価抑制を企画していることにたいし、広く消費者と提携し、幅ひろい闘争の必要性が強調されている点も特徴的である。

さて、四月一七日の第五回中央常任委員会では、さきの代表者集会で決定された方針にしたがい、食管制度堅持を基礎とし労農提携を中心にした「政府米価決定期にむけての米価闘争計画」を決定した。また四月三〇日の第一回米対特別委員会は「一俵一万円以上の要求米価」と当面の活動方針をきめた。ついで五月一二日の「米作十県農民組合共闘会議・関東ブロック会議」と一八日開催の「全日農西日本府県連代表者会議」では、運動方針や行動スケジュールについては協議し、さらに第六回中央常任委員会では、前段闘争・後段闘争をふくむ中央集結行動にかんする大綱と活動方針の決定をみた。

六月一一日、全日農「米価対策特別委員会」は、農協中央が統一要求・統一行動に参加する見こみのない以上、独自の要求米価決定にふみきるほかなしとして、一五〇キロ当り二万七五〇〇円（一俵一万一〇〇〇円）を決定して公表した。社会・共産両党は同日ただちに全日農の要求米価を支持するむね表明した。なお全日農のきめた要求米価の算定要領は、従来と同じくバルクライン八〇%による「生産費・所得補償方式」を採用したもので、これによって限界生産農家の米の再生産を補償し、「出稼ぎしないで食える米価」を目標にしたものである。

全日農の中央集結闘争

中央段階の運動は、まず七月四日、東京・虎ノ門のニッショー・ホールに約一五〇〇名の農民代表を集めて開かれた全日農新潟県連主催「米価要求新潟県東京大会」にはじまった。大会は「出稼ぎしないで食える米価の実現」「一俵一万一〇〇〇円以上の要求米価の実現」「二重価格の堅持」などを決議し、各ブロック別代表の決意表明後、参加者の国会請願とデモ行進にうつった。また国会請願ののち、大会中に自民・社会・共産・民社各党と農林省等におもむいた要請団の報告をきいた。さらに当日、農民代表は労組本部を訪れ、労農提携の職場交流をおこなった。

米価要求中央行動第二日目の七月五日、全日農は中央労農会議と食管連と共催して東京・日比谷野外音楽堂において「米価要求貫徹

全国農民総決起大会」を開催した。大会には全国各地から約一万三六〇〇名の代表が参集し、①　六七年産生産者米価二万七五〇〇円要求、②　食管制度をくずすスライド制と消費者米価値上げ反対、③　出荷期におけるたたかい、④　独占物価引下げ要求、⑤　食糧自給の確立と農産物の自由化反対、⑥　失業保険改悪反対、⑦　ベトナム侵略反対・平和確保に関する諸提案等を採択した。さらに緊急地方提案として、①　三里塚新国際空港設置反対、②農民切り捨ての都市計画と農地への重税反対の二案を討議決定した。大会はこれら諸決議の実現をはかるため関係各大臣へ要請団を派遣し、また国会請願デモをおこなった。参加農民代表は、要請やデモ行進ののち、ふたたび日比谷公会堂と久保講堂の二会場において総括報告集会を開いた。なお今年は、経団連や農協米対本部・全購連ほか各農協全国連にたいしても全日農の要求米価実現に協せよと呼びかけ、とくに農協には農用資材の価格を引き下げよ、農民の立場に立って業務をおこなえ、と強く要望した。さらに大会の翌日六日、約二〇〇〇名の農民代表はふたたび久保講堂に集合、全農林・全農協労連・全専売労組そのほかの組合を訪問、労農の交流提携をつよめ、また日本生活協同組合などの消費者団体をも訪問、生産者と消費者との交流をはかった。なお当日、代表団は農相と会見したが、話し合いは不可能だったので、米価審議会の開かれる八日以降に坐り込みによる抗議行動にふみきることを確認した。

三者共闘による抗議行動

つめかけた全日農・全農総連・北海道農民同盟の各代表は、社会党のあっせんで統一的な行動をとることを決定した。そして北海道農民同盟は「指数化方式反対」、全日農は「都市労働者なみの所得補償」、全農総連は「農民のための農政の実現要求」という順序で要請することをきめ、雨中、代表団は倉石農相と会見してそれらを訴えた。しかし当日はただ「私は農村を愛し、農民が希望をもてる農業にしてゆきたいと考えている」という農相の抽象的答弁をひきだしたにすぎなかった（全日農「米闘速報」第一号による）。

七月一〇日、政府は米審にたいし、六七年産生産者米価試案として指数化方式（一万八八八一円）・積上げ方式（一万八六四五円）の三案を並列して諮問した。三者共闘の農民約五〇〇名は、農民・農業団体の要求を大幅に下回るこの政府試案に憤激し、「ごまかしの誘導諮問だ」「まったく農民をバカにした米価だ」と叫んで米審会場前に坐り込み、同時に三者連絡会議を開き、米審終了後、諮問案の反農民性を指摘して農相を追及、集団交渉をおこなった。

農民坐り込み行動

七月一一日、米審会場前坐り込み農民の数は一〇〇〇名以上に達した。長野県上伊那米対本部・全購連ほか各農代表と島根県農協代表は「農協中央米対たのむにたらず」として、三者共闘へ参加を申しいれた。そこで三者共闘は上伊那米対をふくむ四者共闘を結成し、農相の反農民的行為にたいし抗議行動をつづけた（社会党「米対ニュース」第九号には「五団体米審共闘」の名称がでているが、それは農協青年部有志が四者共闘に加わっていたからである。しかし、後に全農総連代表は参加しなくなったため、そのまま「四者共闘」と呼ばれた。この点については「農民新聞」七月二五日号参照）。

さて四者共闘は食糧庁長官にたいし、「食管赤字」には行政費もふくまれているから本来は赤字的性格のものではない、と主張し、

さらに指数化方式による米価算定の撤回、食糧自給の確立を要求した。また各団体の代表から、製造業一〇〇人以上使用規模の労賃所得を要求する等の要求がだされ、この他種々の具体的質問が提起された。

米審四回目の一二日、約一〇〇〇名の農民は農相に誠意なしとして実行行動にはいり、庁舎に立ちいり「大臣でてこい」「木サクを撤去しろ」「警官帰れ」と叫び、大臣会見が拒否されると参加者のうち約二〇〇名は米審会議場前におしかけ「大臣でてこい」を連呼、会議室前の中庭に坐り込んだ。このときは警官の実力行使寸前に坐り込みをといて引き揚げたが、午後七時ふたたび約三〇〇名の農民は中庭にはいり、警視庁機動隊の実力行使によって排除された。翌一三日は、庁舎内外に第一・四機動隊が配置された。全日農ほか各団体の農民と社共両党代議士の抗議がつづけられ、そのなかで一時混乱が生じて農民の逮捕事件が発生した。

農協の要求米価と米価運動

四月二三日、農協系の中央都道府県連・中央の各段階に米価対策組織ないし本部長をもうけ、「政策要求積上げ運動」として展開することにした。

五月一一日、東京・全共連ビルで米対全国農協代表者会議が開かれ、「生産者米価算定方式」その他の事項が再確認され、地元選出国会議員などへの陳情をおこなった。六月七日、米対中央本部は本部長会議をひらき、すでに決定ずみの算定要領により要求米価を一五〇キロ当り二万二二五八円（全日農要求米価より五二四二円安）と決定した。また同日、倉石農相との第一回事業協議および翌八日自民党米価小委員会との意見交換会で、農協要求米価算定方式を採用するよう政府与党に要望し、事前工作にはいった。

農協全国中央会（全中）主催の「要求米価貫徹全国農協代表者大会」は七月三日、東京・日本武道館に一万五〇〇〇名余の組合員代表を集めて開かれた。会場には「豊かな暮しを町の人にも農家にも」「農民の汗に答えよ新米価」などと書かれたムシロ旗や横幕がかかげられ、「要求米価一俵八九〇三円の実現」等を決議、また「直ちに米審を開催せよ」の緊急動機も可決された。大会終了後、参加者は農家の署名簿（石井衆院議長あて四二六万名、重宗参院議長あて四〇六万名）をもって国会請願をおこない、ついで首相官邸から日比谷公園までデモ行進した。

四日以降、各県農協米対代表はそれぞれの地元選出議員に、大会決議の実現方を要請するとともに、東京都民にビラをまき米価運動への理解と協力を訴えた。一三日には福島・長野・福岡の農民代表一五〇余名が自民党本部前に坐り込んだ。また同日、農協米対は全国五ブロックの集会をひらいた。さらに北海道・山形・茨城・長野

などの代表を中心に（一四日）一八〇〇人、（一五日）一七〇〇人の動員をかけ関係機関へ陳情した。

各団体の米価運動　全国農業会議所は四月二一日、農協の決定した米価算定方式に同調、六月七日には農協全中との統一要求米価二万二二五八円を決定した。六月二七日、東京・日比谷公会堂に開催の「米価要求全国農業委員代表者会議」は二五〇〇名の代表が参加、散会後各方面に陳情した。

全農青協（全国農協青年組織協議会）は農協と統一行動をとりながら、他方、五月一〇日の第一四回通常総会で全農婦協とともに米価大会を開くことなど、独自の運動方針を決定した。七月八日、全農青・婦協の代表二〇〇名は、国会・政府・報道機関・婦人消費者団体にたいし、農協要求米価実現への支持と協力を要望、またチラシを配布して都民に協力を訴えた。

全農総連は全農同・全開連と共同して東京・共立講堂で「全国農民総決起大会」をひらき、三〇〇〇余名が集まった。大会は農協要求米価を支持し、「反農民政策粉砕」などのスローガンをかかげた。大会後、農林省分室前で陳情団の報告委員会がひらかれたが、そのさい玄関前広場の開放問題で一時紛糾し、警視庁機動隊の出動をみた。

生産者米価決定と抗議運動　七月一四日午前三時半、米審は二日間の審議延長にかかわらず、「指数化方式」と「積上げ方式」支持者間に意見の調整がつかず、昨年同様、答申不能に終わった。全日農は次のような声明を発表した。

【米審にたいする全日農の抗議声明（要旨）】　一、……これは明らかに指数化方式を中心とする政府の米価政策の破綻を意味するものである。……二年間続けて無答申状態をつくりだしたことは、全く自民党とその政府の政治的責任である。

二、このような状態がおきたのは、政府・自民党の指数化方式による低米価のおしつけと、それをはね返そうとする農民要求との相いれることのできぬ血みどろのたたかいによってひきおこされたものであり、農民のたたかいの前進を示すものである。……（声明全文は「農民新聞」七月二五日号）。

米審の無答申という新事態に対応して、四者共闘の農民約一〇〇〇名は米審会場から自民党本部に移動し坐り込みをつづけた。しかし一五日には各県ごとの低米価決定抗議集会を開いて解散した。一六日早朝、政府は「新積上げ方式」による六七年産政府買取り基準米価を一五〇キロ当り一万九五二一円と決定した（なお自民党要求米価は一万九五三六円）。全日農は同日、政府決定は反農民的低米価であり、政府の低米価政策を粉砕するまでたたかう旨の声明を発表した。そのほかの農民・農業団体も抗議の意思表示をおこなった。しかしこれら団体が抗議の意思を示したといっても、それはたんに声明だけに終わり、具体的行動、たとえば出荷ストその他のいわゆる出荷期闘争を展開するにはいたらなかった。わずかに一部地域で全日農傘下の農民によって出荷期闘争への動きがあったにすぎない（後述参照）。

早場米格差金の要請　北陸四県食管対策本部は一二月一三日、東京・第一生命ホールで代表者七〇〇名を集め、「北陸四県代表者大会」を開いた。その大会で、①　早場米格差金の恒久制度化、②　格差金の増加、③　食管制堅持、④　食糧自給策の確保など四項目を決議、「農家の団結を強め、決議実現のため重大な決意でのぞむことを内外に表明する」との宣言を発表、

のち政府・各政党に陳情した。

地方における米闘

中央段階における統一行動の不調を反映して、一部の地域をのぞき、府県町村段階でも統一的米闘はみられなかった。それでも次のような地方で統一闘争の動きがあった。

福岡県宗像町で、全日農・農協・同青年部および婦人部・農業委員会・生産組合・農政連など七団体の統一組織である米価対策協議会は、六月五日、八〇〇名の代表を集め「米価要求貫徹集会」をひらき、集会のあと、「食える米価一俵一万円以上をよこせ」「日本農業をつぶすアメリカ農産物の輸入をやめよ」「肥料・農薬・農機具など独占価格を引下げよ」などのスローガンをかかげ、運動への理解と協力を町民に訴えた。

新潟では六月一一日、西蒲原農業団体代表者会議が約二五〇〇名の農民を集めて「米価大幅引き上げ西蒲原農民総決起大会」を開いた。しかし県段階では各団体の統一行動はできなかった。六月二〇日、日農新潟県連は新潟市・体育会館で独自の「米価要求貫徹県下農民総決起大会」を開催した。約五〇〇〇名の代表が参加し、散会後大デモ行進をおこなった。

長野の食管制度を守る県民会議は六月二四日、日農県連・県消費団体連合会・県農民団体会議とともに長野市・市民会館で「消費者米価値上げ反対・生産者米価引上げ・食管制度を守る長野県労農市民決起大集会」を開いた。約二二五〇名の参加者は散会後市中デモをおこなった。

福島市・体育館で六月二一日、農協・日農等の代表約六五〇〇名が参集して「要求米価貫徹県大会」を開催。六月二四日、栃木県労農会議主催、「生産者要求米価貫徹・消費者米価値上げ反対労農大集会」、県庁前広場に約二〇〇〇名参集、集会後デモ。六月二七日、北海道旭川市・市体育館にて約六四〇〇名の農民が集まり「要求米価貫徹全道農民大会」を開催。

政府の決定した米価にたいする抗議の運動として主なものは次の通り。大分県労農会議・全日農・農政連・農協青壮年部・全農林・農協労の各代表は共同して県農協米対に要求、八月五日、「政府米価に抗議する大分県代表者集会」が開かれた。日農新潟県連は八月一日、市の県信連ホールに農民代表八〇〇名を集め、「低米価抗議大会」を開いた。大会では低米価に抗議すると決議し、また出荷期闘争の推進、余マス全廃、米検問題等を全農林労組と提携してたたかう方針を決めた。長野県上伊那米対委員会も八月二五日、常任委で出荷延期などを実施するむね決議した。しかし全国的に見て、出荷スト・出荷延期等の実力行使をもって低米価政策に抗議する行動は見られなかった。

2　食管制度と米審をめぐる運動

(1)　食管制度を守る運動

食管連の動き　一九六七年にはいると、現行食糧管理制度を守る運動は、生産者・消費者米価スライド制採用反対、二重価格制実施要求のたたかいとして、これまでにない大衆運動の性格を示した。この運動は一九六五年五月、全日農・総評・全農林・全農協労連・消団連・婦人団体などが、消費者米価一四・八%値上げ（六五年一月）を契機として結成した「食糧管理制度を守る全国連絡会議」（食管連）を中心として展開された。もっとも、六六年一月に消費者米価が八・七%値上げされた時期までは、中央団体の代表による反対運動にとどまり、また一部地域のたたかいとして（たとえば長野の県民会議）提起されたにとどまり、広範な中央集結闘争には発展しなかった。ところが六七年にはいり、政府が消費者米価を一四・四%値上げするとの意向を明らかにするや、はじめて積極的大衆闘争として展開されることになった。なおこの中央集結闘争の背後には、四〇県にちかい「食管制度を守る県民会議」あるいは「食糧対策協議会」などによる地方的運動の展開があったことを見のがしてはならない。

六七年二月二一日と三月一四日の二回にわたり、食管連幹事会は当面の運動方針を検討した結果、労組春闘の一環たる物価闘争の中心課題として「消費者米価値上げ反対」をとりあげること、さらに生産者・消費者両米価スライド制反対運動を米闘と地方選挙闘争に結合させ、労農・消費者が一体となって共闘することを確認した。

政府の諮問機関として設置された物価安定推進会議（中山伊知郎座長）は、九月二五日、①　準内地米価格や配給制度の合理化、②生産費・消費者両米価の同時決定等を提言した「米価問題などについての検討の方向」を発表した。これより先六月六日、東京・社会文化会館において食管連主催の食管制度を守る関東ブロック会議が開かれ、食管連独自の「国民米価審議会」の開催、消費者米価値上げ反対、食管行政の民主化、自治体請願運動等について討議した。つづいて同じ食管連主催で「近畿ブロック会議」（六月一六日）以下、東北・東海・北陸・九州など各ブロックの会議がもたれ、運動の態勢をととのえた。七月一八日、佐藤首相が閣議で食管制度再検討を示唆するや、翌一九日、食管連代表はただちにこれに反論した。総評・全農林・全農協労連なども食管連と共同して米闘支援に動きだした。

九・九国民総決起大会

全国消費者団体連合会（消団連）拡大幹事会は、七月二四日、消費者米価値上げ反対運動について協議した。また八月一六～一九日の総評第三〇回定期大会は食管連の提唱した「9・9十万人集会」に総力をあげて取りくむ方針を決定した（「十万人集会」とは、正式には「消費者米価値上げ反対、食糧管理制度を守り、スライド制を阻止し、電信電話料など公共料金、

諸物価値上げに反対し、勤労所得一〇〇万円まで税金の即時免除要求貫徹総決起大会」と称し、動員規模一〇万人、九月九日、東京・小石川サッカー場、前段闘争として六～八日を予定したが、のちに名称・会場・規模などが変更された)。

全日農は八月二一日、中央常任委員会で、① 九・九大会への積極的参加、② 米審にたいする独自の動員、労働者・消費者との共闘等を基礎にした食管制堅持のたたかいをすすめる方針を決定した。九月四～六日、東京・農林省分室に消費者米価値上げ問題を議題とする米価審議会が開かれた。食管連は他の消費者団体や農民団体の支援のもとに同四日、約七〇〇名を動員して米審会場前に坐り込みをおこない、同時に関係政府諸機関に要請、ついで五日、全日農代表をふくむ約一八〇〇名の抗議行動、坐り込み。ひきつづき六日、約一〇〇〇名が米審委員にたいし政府案反対支持要請をして坐り込みの抗議をおこなった。

米審は会期を再度延長して七日午前零時三〇分、農相にたいし「消費者米価改定はやむをえない」「改定すべきでない」の二つを併記して答申、同時に配給制度の適正な運営にかんする建議をおこなった。政府は九月八日、原案通り一〇月一日から平均一四・四%の値上げを決定した。食管連は九月九日、総評・社会党・消団連・全日農の協力のもとに東京・日比谷公園野外音楽堂で「消費者米価値上げ反対・食管制度を守り、諸物価値上げに反対する国民総決起大会」を開催した。大会には労農・市民代表約一万二〇〇〇人(場内外総数では二万一〇〇〇名と公表)が集まり、「消費者の立場に立った配給制度の確立」「生産者と消費者の生活を守る食管制度のなしくずし撤廃反対」の大会スローガンを採択、主婦八〇〇人を先頭に街頭デモ行進にうつり、都民の協力を訴えた。また大会に先だち、食管連代表二〇〇名は大蔵・農林両省および経企庁におもむき抗議した。

食管制度改廃への動き

一〇月二一日、食管連は、物価安定推進会議の米価問題にかんする提言への反論をまとめ、これをもって一〇月二七日、中山座長に提言の撤回を申し入れた。また一二月一一日、東京・社会文化会館において全国代表者会議をひらき、一一月開催のブロック会議で討論された米価決定時における運動を総括し、また「両米価の予算組みこみ、同時決定反対、消費者米価値上げ反対」「米審委員問題」などについて当面の行動方針を決定、さらに「食管制度を堅持し、間接統制に反対する申し入れ書」を作成して、一二日こ関に手交した。

一二月二五日、経済同友会は食管制度のあり方として、① 間接管理方式を基軸にした生産者・消費者両米価の同時決定、② 政府操作米の確保、などを骨子とする提言「当面の米価対策と食管制度改善への道」を発表し、また総合政策審議会(有沢広巳会長)は、来年度生産者米価の値上げは見送るべしとする提言をふくむ「景気調整下の財政現行食管制改廃につながる発言である。

これらの動きにたいし、全日農と食管連は、米審改組問題・農地法改変問題と六八年度米価格要求とを結合しつつ、食管制改悪反対闘争を展開した。なお、食管連・全日農し、農協系団体も食管制堅持を政府に向米価値上げ反対運動と結びつかず、単まった。

(2)　米審改組反対運動

中立米審委員の任命

政府当局は、米価審議会委員の任期切れ（六七年七月七日）にさいし、国会議員を委員から排除しようという意向を明らかにした。このような政府の意向にたいし農協全中は、四月二三日、国会議員排除反対の見解を表明、議員を除外するなら米価は国会で審議せよ、と政府当局に要望した。他方、食管連は五月一〇日、当面の活動計画として、①　米審からの議員排除反対、②　独自の「国民米審」の開催、などについて協議決定した。そして代表は五月一五日、全日農・消団連・総評等の代表とともに農林省や内閣官房にたいし、米審からの国会議員排除は「農民の団交権も認めず、これではファッショ政治だ」「生産者米価は政府対生産者の団交で、消費者米価は国会で公共料金と同じように決定すべきだ」と、強くその意思を表明した。このような反対と要請をうけて、ついに政府は六七年度の米価審議にかぎり米審から議員は排除しないとの決定を下した。しかし六七年産米の価格決定後、政府は、「米審から利害代表者を排除されたい」との中立委員の要望を勘案し、新たな米審の構成を考慮するにいたった。

六八年一月二三日、政府は学者・前官僚・報道関係者等よりなる「中立委員」だけを米審の委員に任命し、二四日正式に発令した。この米審改組にたいし、同日、農協全中は「国会議員・生産者・消費者代表を一方的に除外し、米価のみならず食管問題まで審議するのは、生産者を無視したかつてない暴挙である。断乎反対して全組織をあげて戦う」という抗議声明を発表した。他方、全日農では、すでに改組以前の一月一九日、倉石農相が米審から国会議員だけでなく生産者・消費者代表をも排除する意図をもっているとして、代表者を通じて政府に抗議したが、改組したが、改組管連と共同で抗議の声明を発表した。

中立米審反対運動

農協米対中央本部は一月二五日、東京・農協ビルで中央都道府県農協米価対策本部長会議を開き、政府が米審から国会議員や生産者・消費者代表をのぞいたことは容認できないとして、①　全農民が首相・農相にハガキで抗議する、②　代表者会議により、また全国集会により抗議する、などを決定、さらに政府および自民党首脳にたいし再び「米価は国会で審議決定すべきである」と申し入れた。食管連も同二九日、米審改組・両米価スライド制反対を食糧庁長官に申し入れた。このような農民・農業団体の強い抗議や社共両党など野党のはげしい反対にあって、一月二九日に予定されていた新米審の初会合は延期されていた。

倉石農相罷免要求

六八年二月一四日、農協米対中央は東京・日比谷公会堂で代表約二五〇〇名による「新米審反対・米価の国会決議要求全国農協代表者大会」を開き、「米価は国会で決める」「食管堅持の再確認」などを決議し、「全組織をあげて……決議事項の実現にまい進する」という宣言を発表した。散会後、代表は佐藤首相・倉石農相・福田自民党幹事長に抗議し、また各ブロックごとに地元選出国会議員に集団陳情をおこなった。

なおこの大会中、去る二月六日、倉石農相が日本海の漁船問題にふれた「倉石発言」のなかで、「米審の問題などは吹けばとぶような話しだ」と言ったことが参加者の間に問題となり、「倉石をクビにしろ」等の野次がとび、大会が一時中断する一幕があった。この倉石農相罷免要求の声は、たとえば宮城県代表の発言「政府がきめた新米審は農民にたいする挑戦だ。いまこそわれわれは決意ではなく、行動を選ばねばならない。米審問題の責任者である倉石農相の辞任要求の決議を要求する」、また全青協代表の発言「これは失言ではなく、日ごろの農民軽視のあらわれだ。われわれはこういう大臣に農政をあずけるわけにはゆかない」等にあらわれていた。しかし、中央本部長の自重論がこれらの発言を制して、罷免決議にはいたらなかった。

翌二月一五日、全農総連は衆院第二議員会館で米価対策行動集会を開き、「倉石農相退陣、米審白紙還元と改組、米価の国会議決」を決め、その実現方を自・社両党国会議員に要請した。同日、全日農も拡大中委で倉石退陣要求をきめ、政府に申し入れた。そのうち、米審問題につぐ自衛隊問題の「倉石発言」で、ついに農相は退陣した。二月二六日、全日農は、東京・社会事業会館久保講堂に約一〇〇〇名の農民代表を集め、「食管堅持・米価要求・農地法改悪粉砕全国農民大会」を開催した。大会は、① 御用米審粉砕、② 六八年産生産者米価要求、③ 消費者米価値上げ反対、食管制度の堅持、④ 農地法改悪反対、⑤ 公共事業などによる農地取上げ反対、⑥ 農民課税に関する事項等を決議、後掲の闘争宣言を採択した。大会後、参加者は予定のデモ行進は中止し、国会・政府・農協などにたいし決議の実現につき要請した。

【全日農の闘争宣言(要旨)】 独占資本と佐藤政府は、独占資本にとって安あがりの農業と大量の賃金労働者をつくり出すため、零細農民を農地から追い出す農地制度の改悪、および低米価強化を中心とする食管制度の根幹破壊という二つの攻撃を加えようとしている（中略）われわれは、このような重大な局面に立って、農民の団結をさらに強め、労働者との共同闘争を推進して断固としてたたかいぬく。これこそ農業の農民的発展の土台をきずき、平和、民主主義、安保廃棄をかちとる道である。」（「農民新聞」一九六八年三月一五日号）。

なお、全日農はこの数年、国会の予算審議期に「予算米価要求大会」を開いてきたが、六八年は「食管制度の堅持」と「農地法改悪反対」が当面の緊急課題であると見て、大会の名称を右のように改めて招集したのである。

したがって本年度は例年より早く、このときから六八年産米価格要求の運動が事実上開始されたことになる（なお、食管制堅持・米審改組反対運動は農地法改正反対運動と結合されて展開されたので、農地法改正反対運動の項も参照されたい）。

3 乳価その他の価格闘争

(1) 牛乳・豚肉価格闘争

局地的乳価紛争

一九六七年三月、全国乳価対策協議会（全乳対）と大手乳業四社（森永・明治・雪印・協乳）との間に、「四月から飲用原料乳価を一・八七五キログラム（一升＝一・八リットル）当り一二円値上げする」との協定が成立し（本年鑑第三八集、四四三ページ参照）、それまで約一年間つづいた酪農民の全国的乳価運動は一応休戦状態にはいった。このため、乳価不足払い制度実施後、各地で乳価運動・乳価紛争の生起した六六年にくらべ、六七年四月以降年末まで全国的に見るべき運動は起こらなかった。

ただ、前述の乳価値上げ決定の条件として、飲用乳（市乳）小売価格を一・八リットル当り二〇円値上げすることが全乳対と乳業四社間に了解されていたため、これは独禁法違反のうたがいありとして公正取引委員会の活動を見るにいたった。すなわち乳業四社は公取委の立入検査をうけ、一部の集乳地域をのぞき、全国的に卸売乳価改定がおくれ、生産者乳価引上げの実施が遅滞した。このため、地方によっては酪農民団体の乳業会社にたいする乳価値上げ交渉が見られるにいたった。そして六八年にはいると、ふたたび全国的な乳価交渉が始まった。

畜産物価格運動の体制

六八年一月、中央酪農会議は新年度の飲用原料乳価格について協議した結果、要求乳価をキロ当り五円以上値上げして一キロ五五円以上とすることに決定、乳業大手との交渉にはいった。酪農会議がこの値上げ要求をきめた理由は、①　乳牛の原価償却費・労賃・資材費などコストの上昇、②　酪農経営の採算がわるく、需要に応ずる牛乳増産ができない、というのであった。

一方、農協全国中央会（全中）は六八年二月二一～二二日、全国都道府県部課長会議を開き、全般的な農政運動体制づくりの一環として「畜産農政運動体制」を確立することを決定、その具体案として次の諸項目をきめた。すなわち、

(1)　運動体制として、酪農民――単協（酪農部会・養豚部会）――都道府県（酪農対策協議会・養豚対策協議会）――中央（農協酪農対策中央協議会・農協養豚対策中央協議会）の系統組織をつくり（これは米価運動体制と同じ）、機動的に要請陳情運動を展開すること。

(2)　酪農部門の運動目標――①　再生産を確保する加工原料乳保証価格・飲用乳価の実現と基準取引価格の適正化、②　酪農の生産および価格政策の拡充と、それに必要な予算確保、③　乳製品の輸入抑制、還元乳の規制対策等の諸要求実現におく。

(3)　養豚部門の運動目標――①　再生産できる安定基準価格の実現、畜産物価格安定制度運用の改善、②　肉豚・食肉の生産・防疫・流通・価格などの政策の拡充と、それに必要な予算確保、③　食肉輸入規制、非自由化食肉輸入の事業団一元化等をめざす。

全中は都道府県農協にたいし、三月二〇日までに対策協議会を組織するよう通達し、地方中央の運動体制をととのえた上で強力な中央大会を開催する準備活動をはじめた。

三月七日、東京・農協ビルで「畜産生産県農協中央会・経済連合会長会議」が開かれた。会議は、還元乳の販売禁止措置と加工乳の規制など飲用原料乳価対策および加工原料乳保証価格にかんする要請事項等を協議決定した。さらに六八年度の飲用乳取引指導価格をキロ当り六六円二三銭（一五円九三銭高）、加工乳保証価格五四円六二銭（一四円二三銭高）、豚肉安定基準価格キロ当り平均三五三円と決定した。そして翌八日、農協会長会議で右の各項を正式に要求事項と

して決定した。なお右の原料乳価算定に当たっては、家族労働費を男女こみ五人以上使用都市製造業労賃で評価する「生産費・所得補償方式」を採用し、また豚肉安定基準価格要求では、農業労賃で労働費を計算する「生産費補償方式」を算定方式としている。

酪農民総決起大会

三月八日、東京・日比谷公会堂において、全乳対と日本酪農政治連盟共催による「全国酪農民総決起大会」が開かれた。参加者約三〇〇〇人。大会は、生産者乳価キロ当り五円即時値上げ、飲用原料乳価格政策の確立等要求事項を決議し、また「牛乳国内完全自給を達成し、輸入製品を締め出そう」という宣言を採択した。散会後、参加した酪農民代表は農林省前をデモ行進し、国会や政府に要求を提出して陳情、他方、約二〇〇人の代表団は大手乳業四社にたいし要求乳価を示し直接交渉にはいった。

これよりのち三月二六日、農協全中は東京・九段会館に一五〇〇名の代表を集めて「乳価・豚肉価格要求全国農協代表者大会」を開催した。大会は、① 加工原料乳保証価格はキロ当り五五円以上とする、② 飲用原料乳価はキロ当り六六円とする、七一年までに還元乳は締め出す、③ 豚肉安定基準価格は上物キロ当り三六六円とする、④ 畜産農政運動体制の確立、等四議案を審議可決したが、のち政府当局や各政党にたいし要請行動にうつった。そして翌二七日以降、価格決定をみるまで連日、全共連ビルで各県代表による代表者連絡会議がひらかれ、地元選出国会議員や関係機関にたいする陳情要請がつづけられた。

農林省は三月二七日、畜産振興審議会の酪農部会にたいし、加工原料乳保証価格キロ当り四一円七七銭（一・八リットル当り七八円三三銭）の諮問案を提示した。これは生産者要求乳価より約一三円低い乳価であった。

地方の乳価運動

岡山県酪農対策協議会（酪対協）傘下の酪農民約四四名の大阪向け出荷先変更闘争（本年鑑第三集、四四五ページ以下既報）は二月以降もひきつづきおこなわれた。三月一七日、酪対協主催の「岡山県酪農民大会」が岡山市民会館で開かれた。参加者約四〇〇名。大会に参加した酪農民は、変更出荷先の大阪ルートを守り、「四月一日からの乳価改訂で一・八リットル当り一〇〇円以上乳価を実現しよう」との基本方針を確認、さらに決議案として、① 一〇〇円乳価の実現、② 抜本的酪農振興策の要求、③ 酪農民団体の強化と民主的改革、④ 大阪出荷ルートの確保、⑤ 酪対協の組織強化、等を討議決定し、宣言を発して閉会した。大会のあと、参加酪農氏は県酪連幹部の運動への非協力的態度にたいし抗議をおこなった。

その後、この出荷先変更闘争に参加する酪農民は増加した。県下の生産者乳価も値上がりの傾向をみせたが、それはこの運動と全く無関係とはいえない。やがて県酪連と乳業会社との交渉の結果、夏場乳価一・八リットリ当り九二円（キロ当り八円値上げ、奨励金二円をふくむ）ときまった。これにたいし、大阪へ出荷された牛乳の手取り価格は九五円四七銭であり、明治乳業向けの出荷先を変更したグリコの夏場乳価は手取り一〇〇円となった。酪対協はひきつづき県内メーカーにたいし九五円乳価の実現を要求し、また出荷先変更をひろげるなど、乳価闘争をつづけた（「農民新聞」六七年九月二五日号を参照）。

同じころ、岡山・鳥取・香川の全日農県連が中心となって、「中

国・四国乳価対策協議会」が結成された。これは、一地域の酪農民だけが出荷先変更や出荷止めの戦術をとっても、隣接地域からの生乳が乳業メーカーに供給されたのではその効果が薄い、という認識が深まったからである。なお右の協議会は、当初は各県間の連絡機関として運営された。

長野県下伊那高森町の市田酪農組合（組合員三六〇人）は、九月二日、森永乳業と出荷契約をむすんでいる南信酪農協同組合から脱退し、原乳一万キロを飯田市の雪印乳業川路工場に運送し供給する自由契約をむすんだ。これまで市田酪農組合は、酪農協と森永にたいし、① 普通原乳はキロ当り五〇円で買え（当時の買入れ価格は三九円）、② 指定牛乳生産者団体である県酪連を通さず乳業会社との直接取引とせよ、③ 県酪連理事は組合員数に比例して選出せよ、等を要求してきたのであるが、この交渉が不調に終わったため、前記の脱退となったのである。

岩手県乳価対策実行委員会（県農協経済連と県農協中央会との組織）は三月一九日、盛岡市・産業会館で八〇〇〇余名の酪農民を集め、「岩手県酪農民大会」をひらき、農協要求乳価キロ当り五五円（現行乳価四〇円三九銭）を確認し、その実現をはかる運動にはいった。

島根県の酪農業協組は三月二〇日、第一回総会を開催したが、酪農民代表はこれを「決起集会」に切りかえ、① 乳価は「生産費・所得補償方式」で算定せよ、② 政府は生産者乳価を保証せよ、③ 乳製品の国内自給をはかれ、などを決議、運動の展開を決定した。なお、この島根酪農協は、県酪連の組織と運営が民主的でないと批判してそこを脱退した組織で、県下酪農民の約四〇%を傘下におさめている。

以上の各県の動きのほか、群馬・広島・北海道などの一部地域に乳価要求の運動がみられた。

(2) 葉たばこ価格闘争

「生産費・所得補償方式」実現せず

一九六七年九月四日、全国葉たばこ対策共闘会議の代表は専売公社東海寺総裁と葉たばこ問題について交渉したが、共闘会議側の要求は、① 葉たばこ耕作面積減反に反対する、② 運搬費を大幅に値上げして支払え、③ 葉たば収納所の統廃合に反対する、等であった。その後九月一三～一四日、たばこ耕作審議会（川野重任会長）の開催中、約五〇〇〇名の共闘会議代表が審議会委員や政府各機関にたいし要請行動をおこなった。

一二月五日、東京・ニッショーホールに農民約一〇〇〇名が集まり、葉たばこ共闘会議（議長広瀬秀吉）主催「葉たばこ価格引上げ要求全国農民大会」が開かれた。大会は、① 六八年産葉たばこ価格大幅引上げ（反当り二二万円以上）、② 耕作農民と労働者を犠牲にする葉たばこ収納所合理化反対、③ 農民のための農政の確立、④ 品切れたばこ値上げ反対、等の決議案を討議し採択した。大会後、農民たちは各政党、政府関係部局、専売公社にたいし、大会決議の実現をはかるよう強く要請する行動にうつった。この要請を終わったのち、ふたたび総括集会をひらき、翌六日から開催されるたばこ耕作審議会にたいする要請代表団をえらび散会した。同じ五日、全

国たばこ耕作組合中央会と全国たばこ耕作者政治連盟も東京で全国大会を開き、葉たばこ生産者価格の引下げを決議し、陳情した。

一二月六日、専売公社は審議会にたいし、六八年産葉たばこ買入れ価格を(「生産費補償方式」によって算定し)キロ当り平均五三三円六五銭(前年比二・六五%高)として諮問した。農民要請団は、今年の物価上昇を考慮すれば実質的には値下げになるとしてこの諮問価格案に抗議し、川野会長にたいし耕作農民の立場に立って審議するようアピールした。さらに第二日目の七日、農民代表たちは社会党国会議員団とともに公社総裁に諮問案撤回をせまった。

審議会は九日まで、会期を二日延長して審議をつづけたが、自家労働評価要領を中心にした価格算定方式について委員間の意見の一致がみられず、したがってまた、生産者側の主張する一八・八%価格引上げ案についても意見が対立し、結局結論が得られぬため審議を中断し、二五日に再開するという審議会始まって以来の事態をまねいた。

再開された審議会は二日目の一二月二六日、諮問案を一部修正し、諮問価格よりいくらか高いキロ当り五四七円三〇銭(前年比五・二七%引上げ)と答申した。この答申にもとづき公社買入れ価格の決定をみたが、本年は大蔵省筋より「財政硬直化」を理由に価格抑制が要請され、また経済企画庁よりは消費者価格抑制のための生産者価格引上げ抑制の意向が出されており、諮問価格が始めからきわめて低くおさえられていたのである。葉たばこ価格運動は諮問価格を若干上回る生産者価格を実現させて成果をあげることはできたが、葉たばこ共闘会議の主張する「生産費・所得補償方式」による価格算定はついに実現させることができなかった。

葉たばこ収納所統廃合反対運動

専売公社は全国八〇〇カ所の葉たばこ収納取扱所を四年後に半数に減らす方針のもとに、六七年度に六〇カ所を廃止し、三〇カ所を新設するという意向を明らかにした。理由は、現在の収納所の一部建物は老朽しており、また交通事情の変化等を考慮して企業合理化をはかろうというのである。

一九六七年三月二四日、全国葉たばこ対策共闘会議は幹事会を開き、① 収納所の統廃合は労働者・農民の犠牲を基礎にした合理化対策だ、② 主産地形成・零細農離農促進策と不可分にむすびついている、として労農共闘による反対運動展開の方針を討議決定した。福島県葉たばこ共闘会議はこの方針にそって、三月三〇日、郡山市の労働会館において、耕作農民約一五〇名参加のもとに、「葉たばこ収納所統廃合反対耕作者総決起大会」を開催した。そして、① 統廃合反対、② 全専売労組の春闘支持、の二項を決議し、散会後大会参加者全員が専売公社地方局に押しかけ局長に面会して大会決議をつきつけ抗議した。

岡山県の収納所統廃合予定地区における関係耕作農民は、四月二四日、「高梁地区葉たばこ共闘会議」を結成し、統廃合反対運動をはじめた。同県倉敷においても八月二八日、約五〇〇名の耕作農民が集まって共闘会議結成大会が開かれ、運動が開始された。また茨城県でも収納所を四〇カ所から二五カ所に統廃合する公社の計画があるとして、八月にはいると耕作農民の動揺をひきおこした。県農協労連は、労農一致して合理化政策に反対する、との方針を決定した。

なお六七年四月、専売公社は岩手県千厩北区五カ所の収納所、大

分県半田収納所、岡山県有漢収納所を、その地理的特殊性を考慮して統廃対象から除外するとの意向を明らかにしたが、共闘会議など農民団体は、これは農民の反対運動の圧力によって公社が計画を撤回したものと判断、こんごも一層強力に反対運動をつづけること、この運動を葉たばこ価格運動と結びつけて展開すること等を決定し、運動をつづけた。

(3) 麦価・甘藷価格闘争

麦価要請運動

一九六七年六月二二日、東京・久保講堂に農協全中主催の「麦価・畜産危機突破対策全国農協代表者会議」が開かれた。一五〇〇余名の参加者は「麦価は最低限、生産費を補償するよう決定すべきだ」という趣旨にそって、小麦一俵（六〇キロ）当り三七二四円の価格要求を決め、その他麦の生産対策について協議し、畜産対策や干害対策についても討議決定した。散会後、代表団は決議事項をもって農林・大蔵両省、自民・民社・社会等各政党を訪ね、要求の実現方について陳情した。

甘藷価格引上げ要求

千葉・茨城など甘藷主産県の農民代表は、六七年八月八日、東京で大会を開き、甘藷価格要求運動について討議した。ついで九月一八日、全日農は、①甘藷支持価格は「生産費・所得補償方式」で算定せよ、② 価格決定に当たっては全日農代表を参加させよ、③ 基準価格は三・七五キロ当り五〇円以上とせよ、④ トウモロコシ澱粉の輸入を制限せよ、など八項目を農林省当局に申し入れ、その実現を要請した。

一〇月七日、政府当局は農協および自民党の意見を聞いた上で、三七・五キロ当り甘藷三六〇円（前年比一〇円高）、馬鈴薯二六五円（一〇円高）と、イモ・デンプンへの原料基準政府買入れ価格を決定し、九日告示した。

全日農本部は、政府の決定した基準価格は農産物価格安定法に違反する低価格であると抗議した。鹿児島・宮崎・熊本・長崎・千葉などイモ主産県の農民代表約一〇〇名は食糧庁や国会におもむいて政府決定に抗議し、また農協全中にたいして価格運動への協力を要請した。このあと主産県代表は、東京・衆院第一議員会館で「全日農甘藷価格等要求代表者集会」をひらき、各機関との交渉や要請運動の結果を報告し合い、全日農としてあくまで出荷期にむけ闘争をつづけることを確認した。

他方、農協は要求価格を三七・五キロ当り三九九円と決め、一〇月四日、イモ生産者代表者会議を開き、政府当局に要請行動をおこなった。また農相の諮問にたいしては、全販連会長の名で、諮問価格は生産者団体の意向を無視していると回答し、農産物価格安定法の規定にもとづき原料基準価格を引き上げること、加工経費を上げること等を申し入れた。しかしそれ以上の要請陳情もしないままに終わった。

4　土地取りあげ反対闘争

(1)　成田空港反対闘争

新国際空港計画への抵抗　一九六五年、政府は新国際空港公団法成立を待って千葉県富里・八街に新国際空港設置の計画をすすめたが、地元農民はじめ革新勢力の強力な反対に会い、ついに地理的条件の不適を理由にこの計画を放棄した（一九六六年六月）。その後七月、新たに候補を千葉県成田市周辺の三里塚（対象農家一五〇〇戸）・芝山（一〇〇〇戸）に決定、新空港公団は直ちに土地買収の交渉にのりだした。

これにたいし地元農民は「三里塚・芝山連合反対同盟」を結成して農協・農組・革新政党の支援のもとに広範な抵抗戦線をつくり、「新空港反対」「土地を守れ」のはげしい闘争に立ちあがった（本年鑑、第三八集、四四八ページ参照）。

一九六七年五月一〇日、政府・空港公団がきたる二〇日前後に現地測量を開始すると発表するや、地元の反対同盟はこれまでになく緊張、闘争体制は一段と強化された。他方、六月一四日には地元農民一三五九人による「新東京国際空港工事実施計画の認可取消し」の行政訴訟第一回口頭弁論が開かれた。

強制測量阻止の運動　六七年六月二六日、地元農民と懇談するため、大橋運輸相自ら成田市を訪れた。この日、反対同盟の農民約一〇〇〇名は成田駅で「大橋帰れ」「空港反対」のシュプレヒコールをもって運輸相をむかえ、訪問抗議デモをおこなった。運輸相は警官隊に守られ、辛うじて駅を出て市役所にはいり、条件付賛成派（六六年九月結成の「成田国際空港対策部落協議会」および六七年三月結成の「成田国際空港対策地権者会」の二団体）と懇談した。しかし反対派農民は懇談を拒否、市役所前で抗議集会とデモをつづけた。

八月一四日、条件付賛成派二団体代表は、千葉県庁で公団側と外郭測量実施について話し合い、双方了解に達した。翌一五日、千葉市で「三里塚空港粉砕八・一五平和集会」が開かれ、散会後、参加した労働者・農民・市民たちは県庁前に坐り込み、ついに警官隊が出動してこれを実力排除した。八月一九日、公団は友納千葉県知事に外郭測量のための「立入調査書」を送付したが、これは去る二月二三日と四月二六日についで三回目の送付であった。同日、反対同盟の戸村一作委員長と同盟代表は上京、運輸相にたいし建設取りやめを強く要請した。同じころ、「安保破棄・諸要求貫徹千葉県実行委員会」は緊急集会をひらき、大衆動員態勢確立の方針を決定した。こうして八月二一日には、友納知事は空港予定地の立ち入り測量実施を公告、同時に反対同盟にたいし測量への協力を申し入れた。

県・公団側の測量実施がせまるにつれて、反対運動もようやく緊迫の度を加えた。八月二七日、三里塚・芝山連合反対同盟は、安保

破棄・諸要求貫徹千葉県委とともに成田市・公民会館広場において「新国際空港強制外郭測量阻止三里塚緊急集会」を開いた。農民や労働者約一〇〇〇名が集まり、新空港計画粉砕・強制測量阻止のため大衆動員の方針を決議した。集会のあと、参加者の一部代表は同日よりただちに現地泊り込み支援にはいった。「三里塚空港反対県共闘会議」も二九日、中央共闘会議をひらき、九月一日から連日二〇〇～三〇〇人の泊り込み動員を決定した。

九月二日、反対同盟・社会党・共産党は「現地連絡会議」を結成、また共産党千葉県委員会は現地闘争本部を設置した。翌三日、現地闘争本部団結小屋びらき、安保破棄・諸要求貫徹中央実行委の現地闘争本部設置。こうして空港反対運動の態勢はととのえられていった。

九月一五日、反対同盟は全日農本部や労組の代表をふくむ二五〇〇名を集めて「新国際空港建設粉砕総決起大会」を開催した。大会は「政府立入り測量公示の取り下げ、空港建設の即時中止」「住民の意思を全く無視した建設に、すべての民主勢力を結集して最後まで戦う」等を決議、宣言を発し、デモ行進にうつった。この日、芝山地区の六〇歳以上の農民たちによる「老人決死隊」が結成され集会に参加して衆目をあつめた。

地元にはこれより先、「婦人行動隊」「青年行動隊」「少年行動隊」が組織され、反対運動に参加してきたが、老農たちの決死隊の行動はこれがはじめてであった。

九月一八日、反対同盟と社共両党による連絡会議は約一一〇〇名の労働者・農民を動員してサイレンやドラムカンを鳴らし測量阻止の合同演習をおこなった。また、ひきつづき泊り込み監視態勢がとられた。しかし一〇月一〇日、公団測量員は一三〇〇人の武装警官に守られ、一号・三号・六号の外郭測量クイ打をおこなった。農民たちは抵抗したが、警官により排除された。一〇月一二日、測量隊の打ちこんだ標クイ二本が「蒸発」していることが発見され、県警の調査が開始された。一六日、クイ打ちなおしが強行された。これにたいし一九日、反対同盟と社会・共産両党よりなる連絡会議は、三里塚公園広場で約一〇〇〇人の農民・労働者を集め、強制クイ打ちに抗議する集会を開いた。

反対同盟と「三派全学連」の共闘

一一月にはいると空港反対運動は新しい様相を呈するにいたった。すなわち同月三日、中核派を中心とする「三派全学連」（秋山勝行委員長）の学生と反戦青年委員会の労働者が現地で「青年学生総決起集会」を開き、「空港建設実力阻止」を叫んで激しいデモをくりかえした。この日いらい、「農地死守」を叫ぶ三里塚・芝山連合反対同盟は急速に全学連との提携を深め、一二月一五日の金曜集会で「……日本共産党の反幹部攻撃、組織破壊工作は同盟の勝利のための生命である団結を阻害するものである」という声明書を発表し、共産党との共闘を拒絶することになった。これ以後、空港反対運動は従来にまして激化した。一二月一八日早朝、公団の職員数名が買収工作のため条件付賛成派の多い駒井野地区に現われると、これを発見した同盟員はドラム罐を鳴らし、集まったハチマキ・ヘルメット姿の農民や労働者約三〇〇名につるしあげられて職員は引きあげた。

一九六八年にはいると、政府・公団は土地買収の強行策をくりかえし実施するようになった。新空港完成予定は一九七一年春であ

り、その実現のために六八年九月には建設工事に着手せねばならないからである。それだけに、反対同盟の抵抗もこの年にはいると一層はげしさを加えていった。一月三一日、反対同盟は支援団体とともに「三里塚空港実力阻止・旗びらき総決起大会」を三里塚第二公園で開催、このあと二〇〇余名の参加者が空港公団分室におしかけ富田所長に抗議をおこなった。

二月二六日、成田市営グラウンドで、地元反対同盟・砂川町基地拡張反対同盟・「三派全学連」共催による「三里塚空港実力粉砕・砂川基地拡張阻止現地総決起集会」が開かれた。参加者約三〇〇〇名。反戦青年委員会やベ平連などの団体も集会に参加した。大会は抗議団を空港公団におくったが機動隊に阻止されて公団側と面会できず、学生たちは公団・市役所前で機動隊と衝突、約二時間にわたり流血の激闘となった。この間、戸村反対同盟委員長は警棒にうたれて重傷を負い、学生および警官に多数の重傷者が出た。翌二七日、反対派の農家に泊り込んだ多数の学生がふたたび芝山町で緊急集会をひらき、空港建設協力者や賛成派農家にデモをかけ抗議をつづけた。この日の集会には山梨県忍草で北富士演習場反対闘争をつづけてきた忍草入会組合の天野寿行動隊長や渡辺喜美恵婦人行動隊長らが参加し、地元の反対運動を激励した。

再び警官隊と衝突

三月一〇日、成田市営グラウンドで、反対同盟・全国反戦青年委・千葉県反戦青年委の共催による「三里塚国際空港粉砕・ベトナム侵略戦争反対・反戦青年成田集会」が開かれた。この日も「全学連中核派」の学生多数が参加し、労働者や農民をまじえた行動隊は有刺鉄線とバリケードで守られた空港公団分室と市役所に殺到した。四五〇〇名という機動隊がこれと激突、グラウンドに労働者・農民・学生を追いつめ、「ヘルメット学生全員検挙」の方針で解散集会の参加者に向かって実力行使にはいり、約二〇〇名が検挙され、負傷者は五〇〇名をこえた。

翌一一日、農家に民宿した学生数百名はふたたび天神峯の現地闘争本部前に集まり抗議集会を開いた。また前日の機動隊の実力行使は不当弾圧であるとして、反対同盟・反戦委・「三派全学連」の代表一〇〇名は県警察本部におもむき抗議した。このように「成田空港反対」「農地死守」の反対運動が急速に過激化してエスカレートしてきたのは、尖鋭な「支援」学生が多数運動に参加し、成田が全国的な反戦・反権力闘争の焦点の一つになったことにもよるが、政府・公団側にとっても、三月三一日の土地収用法にもとづく測量告示の期間切れを前に、条件付賛成派と買収交渉をすすめ、反対派切りくずしに何らかの手を打とうと焦りだしたことにもよるのである。また、羽田事件や佐世保事件で社会の注目をあつめた「三派全学連」が成田の農民と共闘態勢を組み反対運動に突入したことによって、空港反対運動は一層激化の懲候を呈してきた。以下、現地における反対運動の推移を日誌風に記録しておく。

三月一七日、安保破棄・諸要求貫徹中央実行委・同千葉県委主催「三里塚空港粉砕・用地買収阻止・現地決起集会」、参加者六〇〇〇名。

三月二〇日、三里塚空港反対中央共闘・県共闘・反対同盟、三里塚第二公園で「三里塚空港反対大集会」を開催、散会後建設予定地をデモ行進。

三月三一日、三里塚第二公園に総決起集会。反対同盟・反戦青年委・「三派全学連」など約三〇〇〇名参加。公園・市役所へ向けて

デモ行進、バリケードを突破して機動隊と衝突、五十数名検挙される。この日、三里塚居住の萩原弘吉氏が自殺、空港設置に抗議したといわれる。

四月六日、政府は条件派との間に「用地買収に関する基準価格の覚え書」交換。

四月一七日、県有林土地測量のため三里塚に立ち入った公団職員三名、反対同盟農民と学生一五〇名につるしあげられる。このころ、反対運動の監視員と警官との衝突瀕発。

四月一八日、空港建設促進を決議しようとして開かれた成田市議会は、傍聴農民多数の抗議で流会となる。

四月二一日、反対同盟の農民四名、暴力事件容疑で検挙。

ボーリング阻止の闘争　空港公団は「五月七日、ボーリング開始」を決定した。そして五月四日以降、連日のように、警官に護衛された公団職員が条件派農家と交渉のため空港予定地内に立ち入り、この抗議・抵抗があってトラブルにたいし反対派農民・全学連学生協前広場に「ボーリング打ち測量実力阻止・公団機動隊の現地介入粉砕・総決起集会」が開かれ、約四〇〇名が参加した。七日早暁にはボーリング阻止のため、いくつかの団結小屋を基地に反対派の農民と学生が集結、現地にはいろうとする機動隊は押しかえされ、この日のボーリング打ち測量はついに阻止された。

しかし四月いらい、現地に常駐している警官多数と、同じく団結小屋や農家に宿泊常駐している支援学生・反対同盟農民との対峙状態はつづき、毎日のように衝突や小ぜり合いがくり返された。新空港反対・農地死守の闘争は、激しい対立と衝突をくりかえす長期戦が予想されている（本項の記述は、各種日刊新聞はじめ、「前進」「農民運動資料」「農村問題資料」等による）。

(2)　東北縦貫道路反対闘争

道路反対共闘会議の結成　一九六六年八月、福島県当局が延長一三キロにおよぶ東北縦貫高速道路予定線を発表していらい、関係地区の農民は「県北地区東北自動車道路対策連絡会議」や「反対期成同盟」を結成して土地取りあげ反対運動を展開してきた（本年鑑、第三八集、四四九ページ参照）。この運動は、自動車道路の建設そのものに反対するものでなく、「もっと山寄りに路線を変更せよ」と要求するものであった。しかし六七年五月、農民の要求をしりぞけ、県当局は予定路線通りに確定路線を発表した。こうして反対運動はひきつづき一層広範におこなわれるようになった。

六七年八月、関係農民は、日農県連・全農林・全建設・全林野・社会党・共産党などと本格的な共闘体制を組むため「高速道路建設反対福島県共闘会議」を結成した。同月一八日、会議は郡山市で活動者会議をひらき、①　道路公団の計画の具体的研究、運動を地域全体のたたかいとするための方策の研究と着手、②　住民の要求を集め市町村および県議会に集団交渉や請願行動をとる、等の方針を協議決定した。関係農民はこの方針にそって、地域内の農民や住民に訴える活動にはいった。

一〇月二八日、共闘会議は福島市・教育会館において「東北自動車道路建設反対路線変更要求総決起大会」を開いた。大会には、関係農民や支援労組員約六〇〇名が参集、建設反対・路線変更要求を決議したのち、ムシロ旗をかかげて市内デモ行進にうつり、また県当局と道路公団に抗議した。

四県共闘への動き　一一月六日、福島県知事は、きたる二一日から翌年三月までの間に測量を実施すると公示した。これにたいし共産党福島県委員会は二〇日抗議。二一日には共闘会議主催により須賀川市仁井田地区・郡山市喜久田地区および片平地区・安積町・本宮町などでそれぞれ抗議集会が開かれた。

反対運動は、六八年四月の知事選挙をひかえ六七年末から六八年にかけて一時休戦状態におちいったが、その間にも本宮町の農民は、支援労働者や学生とともに一三カ所の団結小屋に拠って交替で見張りをつづけた。また六八年一月七日、関係農民は県当局にたいし二四項目の地権者要求を提出、その回答いかんによって「路線変更」を堅持するか、「条件闘争」に切りかえるかを検討しはじめた。この間に一部地区（本宮町・火王村）をのぞき、関係農民の多くは当局や保守系ボスの切りくずしにあい、県の測量をみとめるという事態におちいった。

全日農はこのような事態の進行を前に、あくまで「高速道は独占を肥す道」という見解のもとに反対を貫く方針を守り、農民への訴えをつづけた。また道路建設が福島一県にとどまらず他の数県にも関係があるので、宮城・岩手・青森の農民組織と連絡をとり、統一行動と四県共闘会議の結成をめざして活動を開始した。

全日農第二回中央常任委員会は二月一五日、「土地取上げについての運動方針」（草案）を発表した。この草案は、土地取りあげをめぐる運動の農民運動としての特殊性を明らかにし、運動の進め方について具体的にのべたものである（全文は「農民運動資料」六八年四月号に掲載）。なお、一月二二日、岡山市・開拓会館で開かれた全日農主催「西日本代表者会議」は、岡山の中国縦貫道路、大分の国道一七号線、九州横断道路等にたいする反対運動について討議した。また四月二四～二五日、東京・専売ビルで同じく全日農主催の「高速自動車道路反対闘争推進日本代表者会議」がひらかれ、福島・長野・東京・千葉・福井・富山・大阪の各組合代表が出席、それぞれの地方における反対運動の報告がなされ、今後の運動方針について討議がおこなわれた（右の西日本および東日本の会議と討議内容については、「農民新聞」六八年二月二五日号および前記「農民運動資料」六八年四月号にくわしい）。

(3)　その他の土地闘争

ダム建設反対闘争　青森県北津軽郡中里町の小田川ダム建設をめぐる反対運動は、賛成派と反対派の対立するなかですすめられてきたが、六七年七月、農林省東北農政局のあっせんにより開かれた両派代表者会議で当局の調停が不調に終わり、反対運動は新しい段階にはいった。「ダム建設反対期成同盟」は、地区農民の間をまわって反対署名をとり、八月八日、中里町公民館で決起大会をひらいた。大会はあくまで反対闘争をつづけること

を確認し、闘争資金の確保などについて討議決定した。そして九月九日、反対派農民六〇名は中里農民組合を結成、当面のダム建設反対運動を土地改良区合併反対運動にむすびつけて推進する方針をきめ、運動をつづけた。

群馬県では沼田ダム建設をめぐり反対運動がおこっているが、六八年二月、「沼田ダム対策協議会」と「沼田ダム反対共闘会議」（土屋二三会長、会員三五〇〇名）が中心となって、反対陳情・パンフ配布・部落座談会開催など、多様な戦術をつかって運動をすすめた。

泉北ニュータウン反対闘争

大阪の全日農泉ケ丘・福岡両支部は、大阪府連の支援のもとに、この五年末、泉北ニュータウン建設計画による府当局の土地買収に反対してきた。六七年九月八日、堺市・関口神社境内に、労働者・農民約一五〇〇名が集まり、「緊急裁決阻止・強制土地取上げ反対総決起集会」を開き、①　農地の強制的土地取りあげ反対、②　緊急裁決を阻止する、③　農業を継続する保証をあたえよ、等の諸項を決議した。散会後、参加者全員は二〇台の耕転機を先頭に、ちょうちんデモをおこなった。この総決起集会は、府当局が反対農民二一人の土地を取りあげるため「特定公共事業の土地買収に関する緊急裁決」を土地収用委員会に申請し、同委員会がこれをうけて、緊急裁決の期限であった一〇日以前の九月五日に「審議終結」を表明したのにたいし抗議したのである。

農地法改正反対運動

結局は農地改革によって、小作料統制を改廃し、耕作権を弱め、向に農地法を修正しようとする企画にたいし、全日農系農民団体が中心となって反対運動が展開された。一九六七年七月一六日、政府は生産者米価決定にさいし、生産費の一要素としての地代の評価に、従来とってきた法定小作料ではなくて実納小作料を採用した。ついで八月四日、農林省は「農業構造改善の基本方針」を発表、さらに同月二四日、法定小作料を九月一日から、田は四倍、畑は二・五倍にそれぞれ引き上げると発表した。全日農は、同日ただちに、小作料引上げは「構造改善の基本方針を強引に貫徹するための第一歩であり、現在の農地制度から農民的耕作および経営駆逐」するものであるから「全勤労農民を結集して断固たる粉砕闘争」を展開する、という声明を発表した。九月一八日には、東京・全日通会館で拡大中央委員会をひらき、「構造政策の基本方針」粉砕闘争をおしすすめることを確認した。また政府が、一一月二四日、「農地法改正議案」を農政審議会に提示し、三月上旬、「農地法改正案」として国会に提案する意向をもっていることが明らかとなるや、一二月二二日開催の第一回中央常任委員会は、農地法改悪粉砕、食管堅持の闘いに関する全国農民大会や西日本集会を開催することなど、具体的行動方針をきめた（一二月二六日開催の全国農民大会については、「2食管制度と米審をめぐる運動、(2)　米審改組反対運動」のうち、「倉石農相罷免要求」の項にある「食管堅持・米価要求・農地法改悪粉砕全国農民大会」を参照）。この中常委では、農地法改正の動きにたいし、同じく政府の準備している「新都市計画法案」「工業立地適正化法案」「農業振興地域整備法案」などの問題と関連させて反対運動をすすめる方針を確認した。

一九六八年一月二三日、全日農は衆院第一議員会館において「農地法改悪粉砕・食管制堅持・米価要求闘争推進全国代表者集会」を

開き、① 農地法改悪粉砕、② 食管制度堅持、③ 公共事業その他による土地取りあげ反対、などを決議、また「農地法改悪粉砕等当面の闘争方針」（後掲）を決定、闘争宣言を採択したのち、農相ら関係当局に抗議と要請をおこなった。

【農地法改悪粉砕等当面の闘争方針(要旨)】 農地法の改悪は、零細農を農業から追いだして、農地を大型経営に集中することをねらうものに外ならない。（中略）農地法改悪粉砕と食管制堅持・米価要求のたたかいは、一体のものとして結合して取組むとともに、たたかいの段階や地域の状況に照応させてこれに農民諸要求を結びつけてたたかう。（中略）農地法改悪問題を小作人だけの問題としないよう配慮し、大多数農民の問題としてうけとめる方向をだしていくようにする。（詳細は「農民新聞」六八年二月二五日号参照。）

このような反対と抗議にかかわらず、政府は三月一九日、「農地法の一部を改正する法律案」を閣議決定し、国会に提出した。しかしこの法案はついに通常国会においては成立するにいたらなかった。

5 出稼ぎ農民の運動その他

失業保険法改正反対運動

六七年三月一日、労働省は「季節労働者に対する段階的打切りを含む失業保険法の改正案」を決定、これを中央職業安定審議会に諮問した。この改正案はとくに季節労働に従事する出稼ぎ農民に関係があり、反対運動が東北・北陸地方を中心に展開された。この運動には総評等労働団体による「失保打切反対共闘会議」が中心になり、出稼ぎ農民の組織や農組も参加した。

三月一六～一八日にかけて、失保共闘の各県代表者五〇名は第一次中央行動として労働・大蔵・建設各省や中央職安審議会などに要請行動をくりかえした。全日農は三月二五日、予算米価要求全国代表者会議の席上、失保改悪反対の態度を明らかにし、① 季節労働者にたいする失保の給付期間短縮反対、② 給付額は生活を保障する額とせよ、③ 失保未適用地をなくせ、等の要求を提出、大会はこれを議決して要請行動をおこなった。ついで失保共闘は四月一八日から第二次行動にはいった。同じ一八日、東京・全日通会館では「失保改悪反対決起集会」が開かれた。（地方の運動については、たとえば新潟県について、「労働・農民運動」六八年四月号に詳報がある）。

出稼者総決起大会

「出稼ぎしないですむよう農政を確立せよ！」を中心スローガンにかかげて、全国出稼者大会実行委員会は、六八年二月二五日、東京・社会文化会館で「第四回全国出稼者総決起大会」を開催した。参加者一五〇〇名、大会は、① 出稼ぎしないですむよう農政の抜本的改正、② 賃金不払い防止の強力措置、③ 安全衛生管理の強化と労働災害補償の充実、④ 失業保険改悪の放棄と改正、⑤ 職安の一方的窓口規制の廃止と民主的業務の充実、⑥ 社会保障制の拡充と最賃制の確立、等一一項目の議案を採択、賃上げ要求を中心とした宣言を発表して散会した。

中央におけるこのような大会の開催は、出稼ぎ者の多い東北・北陸諸県の「出稼農民組合」「出稼労働組合」等の地方組織とその活動を背景に実現をみたのである。また西日本でも組織を固めるた

め、実行委は三月二四日、大阪・教育会館で「出稼者西日本代表者集会」を開催し、今後の運動方針と組織拡大について討議をおこなった（詳細は「農民新聞」六八年三月一五日および四月一五日号参照）。

農村労働組合全国連合会（農村労連）・全農林東京都本部・全日自労東京支部から成る実行委員会は六八年三月三日、東京・全電通会館で「出かせぎ農民の生活と権利を守る労農中央集会」を開いた。参加者は関東地方に働いている出稼ぎ農民と失対労働者など約二五〇人。集会は、①　食管制を守り農地法改悪に反対する決議、②失保改悪・窓口強制紹介・受給制限強化反対にかんする決議、③出かせぎ農民の賃金と労働条件など諸要求にかんする決議、を採択したが、翌四日、代表はこの決議をもって各政党に要請をおこなった。

農村労連第四回大会

四月一三～一四日、東京・山楽会館で、八七名の代議員・評議員等の参加をえて農村労連第四回定期大会が開かれた。大会は中心スローガン「すべての村に農村労働組合を建設し、機関紙〝農村労働者〟をひろげよう」をかかげ、藤原隆三共産党農民漁民部長らのあいさつがあったのち、「六八年度運動方針」「一般活動方針」「六七年度会計決算報告」を上程、討議にはいった。二日間の討議ののち、大会は三議案を承認、新役員の選出、大会宣言を発して閉会した。新役員のなかから、第一回中央委員会は次の三役を選出した。中央執行委員長大塚辰巳（長野、再）、副中執委　藤ノ木利一（新潟、再）、丸山富治（長野、新）、書記長　佐藤幸夫（山形、再）。なお新役員氏名や運動方針については「農村労働者」六八年四月一日号および五月一日号に掲載されている。

災害補償要請運動

六七年八月二八日、再度の羽越大水害の被災者農民を中心に、山形・新潟に災害補償要求の運動が起こった。九月八日、山形県東置賜地区農民組合は川西町長にたいし、①　自作農創設資金を貸出せ、②　小災害でも公共事業と同じ融資条件にせよ、③　被害農地の復旧対策をすすめよ、等を要求し交渉にはいった。また県下被災農民約一〇〇〇名は、一〇月二日、県知事や関係部局にたいし集団交渉をおこない、自創資金高額貸付けその他の事項を要請した。

日農新潟県連の代表は、九月八日、農相にたいし、①　被災農民に天災融資法を適用せよ、②　自創資金など長期低利資金を貸出せ、③　本年度の償還金はタナあげせよ、等を要請した。また同月一六日、被災農民一〇〇〇名余は県庁前広場に集結、亘知事にたいし「この水害は大資本による山林乱伐、石材・砂利の乱掘等の結果である……責任をもって救援対策を至急実施せよ」と要請した。日農県連はその後、被災現地の農民とともに災害補償の要請運動をつづけた。

他方、九州・四国では干害による被災がひろがり、全日農各県連はこれをとりあげ救援対策要請運動をはじめた。全日農愛媛県連は、政府や県の当局に、天災激甚地指定の早期実施等を要請するとともに、九月一八日には全日農本部にたいし、災害補償の運動展開を提起した。また福岡県の干害被災農民一〇〇〇名余は、一〇月一二日、県庁前に集合し「干害危機突破県下農民総決起大会」を開催した。大会は、①　救農県議会・国会の早急な開催、②　米予約概算払金の返納延期、③　税の減免、④　農業用水利用ダムの造成、⑤　個人小規模事業にたいする県・国費の助成、などの要求を決議

し、亀井知事に申し入れた。知事は、県議会の早期開催、県助成費の交付など数項の実施を約束した。

全日農本部は一〇月二三日、山口県岩国市の労働会館に「干害対策西日本代表者会議」を開き、福岡・長崎・熊本・愛媛・山口の各県における災害補償要求運動を統一的に展開するよう方針を決定した。

3 農民団体

1 全日本農民組合連合会

中央常任委員会

全日農は一九六七年八月二一日、第八回中央常任委員会を開き、本年度の米価闘争の総括をおこなった。本年産米の価格決定がなされたのち、佐藤首相が閣議において食管制度の再検討を指示したことにたいし、全日農は食管制堅持のたたかいをすすめる、の三点を決めた。そして米審坐り込みおいて食管制度の再検討を指示したことにたいし、全日農は食管制堅持のたたかいが重大な段階をむかえたとして、この常任委で具体的な対策を協議決定した。すなわち、①九月九日、総評・食管連・東京地評共催の「消費者米価値上げ反対大会」へ積極的に参加する、②九月四日開催の米価審議会にたいし二百名動員をかける、③労働者・消費者の動員部隊と共闘して消費者米価値上げ反対、食管制度堅持のたたかいをすすめる、の三点を決めた。そして米審坐り込み動員（のち四百名に増員）の府県別割当てをきめ、実行にかかった。

拡大中央委員会

農林省は八月四日「構造政策の基本方針」、ついで同月二〇日に、公定小作料の値上げを発表した。全日農はこれらの措置をもって反動的な基本法農政の危険なあらわれと見、九月一八日、東京・全日通会館で拡大中央委員会を開き、農林省の「基本方針」粉砕闘争をすすめるため討論をおこなった。まず中村総務部長が問題提起をしたのち、政府・自民党の構造政策をめぐって各中央委員が見解をのべ、最後に石田書記長が討議内容をしめくくって閉会した。

第一〇回全国大会

一九六七年一二月二、三両日、東京・全国町村会館において全日農は第一〇回大会を開催した。この大会は全日農結成一〇周年を記念し、過去一〇カ年の闘争経過をふまえてその総括をおこない将来の展望をあたえようとする意図をもって開かれた。参集した代議員二〇〇人、まず八百板会長があいさつをのべ「この一〇年を期して真に決意をあらたにして明日の農民運動にとりくむ、これがこの一〇年を祝う私どもの立場ではなかろうか」とのべた。ついでブルガリア農民同盟国際部長・アンドレフ氏ほか多数の来賓祝辞があり、また一〇周年記念功労者表彰式をおこなったのち、活動報告および会計報告等があった。午後、三里塚国際空港設置反対同盟の代表が演壇にならび代議員の拍手をうけて強烈なアピールをおこなった。

翌日、新運動方針案その他の討議にはいったが、原案通り可決、

その後新役員（後記）を選出して解散した。

運動方針をめぐる討議

大会における討議のなかで注目をひいた諸点を概記すれば次のようである。

(1)まず土地闘争――小川代議員（福岡）は、小作料値上げ反対運動を通じて多くの農民が「農地法改悪」反対に結集しつつあること、この農民のなかでは第二種兼業零細農民が重要な位置をしめていると報告。宮腰代議員（秋田）や鈴木代議員（新潟）らは農地法改悪反対闘争の重要性にかかわらず米闘・税闘にくらべると不活発であると指摘、また農民年金や新構造政策が「農民首切り」政策の一環となっていることに注意を喚起し反対闘争の必要を強調した。つぎに坂井代議員（大阪）と原内代議員（岡山）は、ニュータウン建設や中国縦貫道路建設にともなう土地取りあげの実情と反対運動等について報告、後藤代議員（福島）も東北縦貫道路反対闘争について発言、また政党と組全日農の活動を報告、さらに関係府県の農民が手をつなぎ反対闘争を展開する必要があるとの結論がだされた。

(2)　災害闘争――堀代議員（新潟）は二年つづきの加茂川流域の大水害にあって、農民組合指導下につくられた被災者同盟の活動を紹介、災害対策闘争の壁は大衆行動によってしか打ち破れないと強調した。つづいて本間代議員（新潟）も水害闘争・自治体闘争を通じて組合がつくられていった経過をのべ、石水代議員（愛媛）は干害における水問題の重要性についてのべ、大企業によって農業用水が奪われないようたたかう必要があると主張した。最後に羽毛田代議員はウンカ被害にたいする農民の大衆闘争の経験から、運動を組織に定着化することの重要性を強調した。

(3)　価格闘争――中原代議員（長野）は、四二年公定米価が構造政策遂行の立場から組みたてられていると指摘、佐藤代議員（宮崎）は甘藷価格闘争の経験をのべ、価格闘争と他の諸要求を結合することが大切だ、と結んだ。徳田代議員（島取）は米闘は部落内のたたかいを基礎とせねばならぬことをのべ、日常活動の悩みを訴えた。

(4)　組織活動――吉沢代議員（長野）は米闘の先頭に立っている青年を青年部に組織化する必要を強調、青年対策の責任体制を確立せよといった。また末永代議員（福島）は青年活動に婦人を参加せしめる努力をすべきだと主張、西野代議員（大阪）は組織拡大のためには事務所・専従者・財政等の諸条件をととのえねばならぬ、とのべた。その他、林代議員（山口）や降矢代議員（山梨）から、運動が全日農の組織拡大につながらぬ理由について発言、また政党と組合との関係について政党はもっと全日農に協力せよ、と主張した。

このほか、佐藤代議員（山形）は庄内の農業法人の組織拡大について報告し、協力を訴えた。また竹内代議員（愛媛）から農民年金問題が自民党の選挙対策として利用されるので警戒せよ、との発言もなされた。このあと、中村総務部長が執行部の見解をのべ、討論の積極点を運動方針にとりいれてゆくと結んだ。

【一九六八年度運動方針】（要点）

第一、全日農結成十年の歩み（略）

第二、農政と農民の動向（略）

第三、運動の方向

【運動の基本方向と運動の主体について】　結成以来一〇年間にわたる運動の階級的な推進によって確立された全日農の基本方向は、これを要約するとつぎのとおりである。「全日農は、農民の諸要求を農民の民主的大衆的な団結の力と組織とに依拠してたたかい取り、農民の社会的経済的地位を

高めていくための自主的な大衆組織であって、この全日農のたたかいと組織とは、組合員の政党支持に対する自由を保証するものであるとともに、しかし、労働者の階級的団結と固く結びついて、農民の当面の諸要求を実行する政府の実現を要求する諸勢力の統一と結集を目ざして進んでいくものである。」この運動の基本方向が、また、こんごの運動をつらぬいていくものであることはいうまでもない。

この基本方向をつねに堅持しながら、われわれは、専業下層および第一種兼業の農民層を運動の基本勢力としてたたかいを進めていく。そのさい、主として賃労働によって生活を維持するごく零細経営規模の農民がわれわれの運動で重要な地位をもつものであることはもちろんであるが　それとともに、協力できる上層の農民とは手をつないで組織を弾力的にひろげ、独占資本の手先・農村の自民党勢力・反動ボスなどとたたかってかれらを孤立させていく、そして他方では、労働者階級を先頭とする国民各層の大衆的な経済要求および平和・独立・民主主義・権利を守る要求などのためのたたかいに農民闘争を結びつけて、全勤労大衆の統一戦線の前進のために奮闘する。（後略、なお傍点は引用者による。）

一、当面の要求

これからの一年間、われわれは、つぎの諸要求で農民を全日農のたたかいのもとに結集し、これらの要求実現のために組織を強化・拡大してたたかっていく。

これらの諸要求は、結成以来一〇年のたたかいによってわれわれが、アメリカに従属した独占資本とその自民党政府と対決する農民の大衆的民主的闘争のなかで掘りおこされ、汲み上げられたものばかりである。したがって、これらの要求のなかに全日農の積極的な政策があますところなく示されているのである。

1、農業と農民の基本的利益を守り高めるために

(1)　日本農業の自主的発展のための保護政策を確立すること。アメリカの資本・農産物の輸入反対。日本農業をつぶす貿易自由化反対。日本資本の海外侵略のための農産物の開発輸入反対。農業基本法およびそれにもとづく「構造政策の基本方針」を撤回し、農業構造改善事業をただちにとりやめること。

(2)　国内農畜産物の自給体制を確立すること。

(3)　農民がだれにも支配されず、営農の改善・拡大、所得増大のために自主的要求にもとづいてつくる計画に積極的に援助をおこない、とくに零細農民の農民的な共同化を助成すること。

(4)　独占資本の買叩き、独占価格のおしつけをやめさせ、売る物買う物の取り引きで農民の利益が保障されるような団体交渉の権利を確立すること

2、（略）

3、土地についての農民の権利と利益をひろげるために

(1)　農地法改悪反対。

(2)　解放農地の旧地主先買権・転用税絶対反対。

(3)　近郊農地の強制的な宅地化を目的とする農地に対する宅地なみの課税反対。

(4)　土地の耕作関係を改善するため、小作地は小作地所有農民の納得できる価格で国が買い上げ、適正な価格でその小作者に売り渡すこと。小作料の値上げ、ヤミ小作料反対。

(5)　零細農民が農民的共同化をおこなう場合には、農地法の規定にかかわらず一切の制限をとり除くこと。土地取得資金の融資については零細農民を排除しないこと。共同化のための土地取得に長期・低利の融資をおこなうこと。

(6)　林業「構造改善事業」の即時撤回。国有、公有および大山林地主所有の開墾適地や採草放牧適地を解放し、農民の民主的な管理と使用にまかせ、自給飼料の増産、零細農の入植・増反・共同経営を援助すること。

(7)　「入会林野近代化」、「国有林の公社化」反対。国有・公有に編入されたすべての入会林野を農民に返還すること。

(8)　軍用地を農民に返すこと。公共事業といえども不当な農地の取り上げ反対、損害の完全補償。土地収用法ならびにそのすべての関連法を即時廃止すること。

4、農畜産物価格の保障と安定を確保するために

(1)　主要食糧の生産ならびに消費生活の安定をはかるため現行食糧管理制

度を堅持すること。

(2)　米価は、生産費をつぐない、農民は労働者なみの賃金を補償するよう決定すること。「指数化方式」・「新積上げ方式」反対。時期別格差は整理・圧縮しないで基本価格におりこむこと。予約減税廃止反対。

政府米価決定後、物価・賃金が上昇した場合、または不作の場合には、価格の追加払いをおこなう制度を確立すること。等級、包装の検査には農民が立ち会い、その要求をいれること。余マスの完全廃止。

(3)　麦の管理は、麦作農民の自家労賃を保障することを目途とした価格決定を中心におこなうこと。やむを得ず麦作の転換をおこなおうとする農民に対しては十分な指導と援助をあたえ、転換前より不利にならない保障をあたえること。

(4)　消費者米価の値上げ反対。「スライド制」反対・米麦の二重価格については、軍事費を削り、大金持ちの税金を増やして国の財政負担によってまかなうこと。

(5)　あらゆる重要農産物を生産費と労賃をつぐなう価格で保障すること。そのため現在の不十分な農畜産物価格支持制度を抜本的に改正するとともに、地方自治体も価格の保障に責任をもつ制度を確立すること。青果物の価格安定、損失補償の制度を国および地方自治体の責任で実施すること。

(6)　共同出荷・出同販売等を資金その他で保護奨励し、中央卸売市場など公営市場を民主的管理のもとにおくなど、流通機構に対する民主的管理制度をつくることを法的に保障すること。

中間利潤の排除。独占資本本位の農産物の流通機構・「加工」の「近代化」反対。

第四、たたかいの進め方（略）

第五、組織と財政の強化・拡大

（この中にある「西日本と共に東日本の組織と運動を強化する」の要点を摘記すれば次のとおりである。）

全日農結成以来、西日本で運動の発展と組織の前進に一定の成果をあげた。しかし組織状態は全体としてみればおくれており、大阪府連をのぞくと大型府県連というものは存在しない。西日本の闘争成果と組織の前進は東日本の米価・共済・税金闘争等における全日農のたたかいを学ぶことによって得られたものである。ところが最近、西にくらべ東日本の闘争と組織化に停滞がみられるにいたった。米闘の規模がひろがるわりに組織がのびない。これは何によるのか追求されねばならない。今年は東日本において次の点に留意して活動をすすめる。①米作十県農組共闘会議の活動を活発化し、これを軸に東日本組織の前進をはかる。②十県共闘を単に米闘の地域提携協議会にとどめず、闘争機関的運営を強化する。③東日本各県連は共同で農業の変化や農民の動向を検討し組織づくりの方針を追求する。全日農本部は指導を強化する（以上）

第六、機関紙・誌の維持と強化（略）

（第一〇回大会の討論経過、運動方針、全文については、「農民新聞」一九六七年一二月一五日号「農民運動資料」六七年一二月号および六八年一月号を参照）。

【新役員】

会長　八百板正、副会長　亀田得治、書記長　中村迪、財務委員長　栗原俊夫、統制委員長　鈴木吉治郎

中央常任委員（二十五名）

鈴木清（秋田）、照井志知郎（秋田）、宮腰庄太郎（秋田）、阿部昭吾（山形）、福島せい（山形）、日野吉夫（宮城）、渡部行雄（福島）、武藤山治（栃木）、高田富之（埼玉）、下山田虎之介（茨城）、下坂正英（東京）、中原嘉之吉（長野）、渡辺直樹（長野）、夏川信一（新潟）、二瓶田之助（新潟）、松沢俊昭（新潟）、斎木重一（福井）、梅原昭（大阪）、月下博（奈良）、足鹿覚（鳥取）、湯山勇（愛媛）、小川洵（福岡）、田原春次（福岡）、高野啓吾（本部）、谷本たかし（本部）

会計監査　佐々木庸（福島）、阿部助哉（新潟）、萩原貞一（富山）

統制委員　上田郁男（山形）、中沢厳（宮城）、田村勘次（群馬）、大内清義（茨城）、吉田末男（長野）、荒木幸雄（新潟）、矢後嘉蔵（富山）、田中積（大分）

顧問　野溝勝、上林与市郎、清沢俊英、三宅正一、黒田寿男

〔機関紙誌〕「農民新聞」（月二回刊）、「農民運動資料」（月刊）

2　全国農民総連盟

第五回代議員総会

全農総連第五回代議員総会は一九六七年六月二日、東京・農協ビルで開催された。まず鈴木委員長は次のようにのべた――「昭和四一年度はわれわれにとって内外ともに困難に逢着した年で、われわれの意図したことが実現できなかった。われわれのみでなく農業をとりまく運動体制が農協においてもある程度ゆきずまりを感じた年であった。従って四二年度における期待は大きい……昭和四二年度の総会に当り、われわれは全精力をかたむけて組織の強化拡充をはかることを誓おうではないか。」

第一号議案「四一年度活動報告並に収支決算承認の件」を上程、平川事務局長の説明にたいし組織問題にかんして書記局弱体性の克服、中央委員会の充実等が代議員により指摘された。また「独占資本との対決」をうたっているが、農業のビジョンが不明確である等の批評もあったが、原案通り可決された。このあと書記局提案の米麦価問題、福井県連提案の農民社会保障制度確立問題の協議にはいり原案を可決。米価運動、農民年金制定運動を強力に展開することをきめた。当日決定された新運動方針の要点と選任された中央委員の氏名は次の通り。

【一九六七年度運動方針】　運動の基本的態度、①わが国の内外を通じ、わが国の農業の近代化を阻み農民生活を破壊する反農民勢力と対決し、その施策を排除する。②社会開発、都市化に伴い農民の犠牲を強要する施策に反対し、農民の正当な諸権益を守る。③農業の他産業なみの利潤を確保し、都市勤労者との所得均衡を実現する。④土地基盤の整備、規模の拡大のための農地造成は勿論、経営の集約高度化のための技術、資材の導入など資本の確保と効率化を実現すべく国に要求し、その実施を促進する。⑤以上の重要課題により日常生起する問題を解決するために、当面する農民組織の目標を明らかに全国的組織化を実現することを基本的な態度とする。在京中央委員　安井七次、土岐定一、真板武夫、田尾正、黒川泰一、高橋芳郎、木村靖二、富谷彰介
学識中央委員　三上正幸、足立良平、吉田勝美、宮脇朝男、結城淳、平尾卯二郎、中村吉次郎

中央委員会

第二一回全農総連中央委員会は六七年一〇月四日、農協ビルで開催された。この会議では、農林省の発表した「構造政策の基本方針」とそれに伴う各種政策を検討し、また農協全中の作成した「日本農業の課題と対応」についても合せて検討をおこなった。このほか参院選挙対策、食管制度改廃問題、農民年金対策等をも討議の対象にとりあげ、さらに「いも対策に関する要請」を決定した。この中委では一一月一〇・一一両日、第二二回中央委員会を開くこと、同月下旬「反農民政策粉砕全国農民代表者大会」を開催するため準備活動にはいることをきめた。

第六回代議員総会

一九六八年六月一一日、東京・農協ビルで第六回総会が開催された。まず「昭和四二年度活動報告並びに収支決算書承認の件」が上程され、質疑ののち承認。「四三年度運動方針並びに予算案」を討議可欠した。この案件の質疑中代議員の中より「農協の大型化により農民への恩恵が薄れてきた。農協と農連が機能分担するというよりも、農協の民主化を

すすめる必要がある。また反農協運動が表面化しているが、単に農協に反対するものにすべて反対するという闘いの組み方は考える必要がある」との意見が出された。このあと「昭和四三年度生産者米価に関する決議案」「麦価に関する決議案」「参議院選挙に関する決議案」等を審議決定した。また役員を改選し、下記の通り決定した。

【一九六八年度運動方針(要点)】　運動の基本的態度、①われわれの運動の基本目標が、今日の趨勢に基準をおき計数的に類推しその数値と傾向を以て設定されることは大きな誤りである。②今日の状勢は、独占資本の支配力によって農業を破壊し、農民を不在にしつつ流動している。従って現状を追認する政策は農民の後退を意味するものである。③従って独占資本の農村支配を排除することが、今日当面する最大の課題である。④わが国の農業・農民の最終目標は窮迫する世界食糧の充実に貢献しつつわが国の食糧自給を達成することである。⑤本年はわが国の内外を通じ政局転換の年である。この政局転換を積極的に押し進め、現状からの脱皮を図り、農民の主体的立場に立った農業の位置づけをかちとってゆかなければならない。

【組織の確立】　①略。②わが連盟組織の性格が農協組織と不即不離に立つ不変の原則によって組織化され長短両面の影響が生じている。すなわち農協との間の機能分担が相互に認識された場合に組織され、認識の強弱に伴って組織の強弱があらわれている。今日この相互認識、強いて言えば農協側にこの理解が及ばないところは、わが連盟の組織がつくられてこないのである。従って、この機能分担の在り方を鮮明にしなければならないが、農協も組織であり、組織は生きものと言われ、つねに変動をつづけているので画一的な分担はできない。ただ制度的な要因、地域環境的要因、目標的要因、運営的要因など相互に欠陥を補完する立場で具体的にそれが適用されるものである。今日、農民経済をめぐる社会一般との交錯は複雑であり、農協をめぐる政治、経済上の制約も多岐にわたっているので、農民生活の確保と農協の業務遂行のためには必らず不即不離に立つ農民の大衆組織としての政治団体を必要としているのである（後略）。（なお全農総連四三年度活動方針の全文については、「全農連情報」第一一〇号、一九六八年六月一七日刊および「第六回代議員総会資料」全農総連刊を参照）。

【新役員】
委員長　鈴木孝一郎（宮城・再）　副委員長　小林慧文（三重・再）、永松重教（福岡・新）　監査委員　新村源雄（北海道・再）、斉藤善弘（福島・再）、田村正民（熊本・新）　書記長　（保留、決定まで事務局長兼務）　中央委員（変更のみ）　床鍋繁則（北海道）、野口福太郎（茨城）、松村正治（在京・全中参事）　顧問　宮脇朝男（全中会長）
〔機関誌〕「全農総連報」（週刊）

3　全国農民同盟

農民年金制創設要求

全農同は一九六六年四月第五回全国大会を開き、新運動方針を決定し、組織の整備拡充に努力するむね決めた。しかしその後の活動状況を見ると、機関紙「新農村新聞」は定期的に刊行されてはいるが、組織活動・日常活動はいぜんとして低調である。特に目立つ動きとしては、農民年金制度創設を要求する運動で、六七年九月二五日付の「新農林新聞」は「われわれの農民年金構想」を発表している。これによれば、保険料は「国民年金の料率を上回らないよう料率を定める」、給付額は一人月額一万円以上、年金のスライド制採用等を要望している。また全農同は「出稼人組合」の組織化に熱意を見せ、六七年一一月「出稼援護相談所」を東京と大阪に開設した。これは民社党の出稼

対策委員会の活動に対応するものである。なお現在の役員は次の通り。

【役員】
会長　稲富稜人　副会長　吉川兼光、門司亮　書記長　神田大作
〔機関紙〕「新農村新聞」（月二回刊）

4　全日本開拓者連盟

全国開拓者総決起大会

全開連は全国開拓農協連合会、中央開拓融資保証協会と共催で一九六七年一二月五日、東京・共立講堂において総決起大会を開催した。参加者は約二〇〇〇人、倉石農相はじめ多数の衆参両院議員が来賓として出席した。議長団に吾妻千代吉福島開連会長ほか三名が選ばれ、議事にはいった。

まず北海道の遠山議員から「開拓負債整理法制定要求に関する件」の提案理由説明がなされ、負債の重圧から自殺する開拓者もある等具体例をあげて負債整理の必要を強調、政府に整理法を即時制定するよう訴えた。ついで福島の菅野代議員は「振興対策の手直し要求に関する件」の説明があり、基盤整備の総点検と補完工事の実施等を要求した。つぎの「開拓農業近代化対策確立要求に関する件」（茨城・佐藤代議員）では政府に対しさらに大幅な公共投資を要請した。「開拓農協組織の整備強化に関する件」（福岡・水田代議員）および「婦人部提案に関する件」（北海道・佐々木代議員）では、開拓農協の組織整備を強化せよ、保健婦の現地駐在を永続させよ、婦人ホームを継続的に予算化せよ等の要求が説明された。

右の五議案の審議において、代議員の間には執行部の戦術は手ぬるいとして叱咤する声もあがり、また政府の開拓政策等にたいして批判的な発言も聞かれたが、結局、五議案とも原案通り可決された。このあと、農林省中野管理部長の五議案にたいする政府見解がのべられた。負債整理については六八年度に負債実態調査をおこなう。振興政策については開拓政策の総仕上げということで一部手直しを考慮中である、等の趣旨がのべられた。

大会終了後、陳情団は班を編成して大蔵省や各政党本部を訪問、要望書を渡し決議案の実施を訴えた。他方、大会参加者は清水谷公園から官庁街をデモ行進し、日比谷公園で散会した。

第二三回通常総会

六八年四月二三日、東京・農協ビル会議室で全開連第二三回通常総会が開かれた。角屋喜八委員長のあいさつについで、自民・社会・民社各党代表の来賓あいさつがあり、議案審議にはいった。まず「四二年度運動経過報告及び決算承認の件」が上程され、原案通り可決。ついで「四三年度運動方針決定の件」「四三年度予算決定の件」が一括審議された。地方代議員から、「負債問題は徹底的に運動せよ」「国有林の開放をすすめよ」等の要求が出されたが、二案とも原案通り可決、このあと「参議院議員選挙対策」について討議、三名の中央推薦候補をきめた。最後に新役員（後掲）を選任した。

「新運動方針」は、①開拓負債整理法の制定実現　②振興対策手直しの適正実施　③開拓農業近代化対策の確立　④離農対策の円滑実施　⑤基盤整備事業の追加補完　⑥開拓農協の整備対策等の重要

項目のほか、旧開拓政策に代わる「新開拓政策の積極的展開」を中心とする九項目の重点活動方針と、組織強化対策等をもりこんでいる。

新役員は次のとおりである。

【役員】

委員長　角屋喜八　宮城(再)　副委員長　松本勲　全開連(再)、常任委員長谷川与一　北海道(再)、全開連(再)、大智譲　保証協会(〃)、田中忠義　北海道(〃)、管野仁一　東北福島(再)、服部祥英　関東長野(〃)、片野豊作　北陸新潟(〃)、山下由太郎　東海愛知(〃)、小野栄太郎　近畿兵庫(〃)、広岡光一　中国岡山(〃)、松田直　九州大分(〃)、監事　遠山謙　北海道(新)、小林友次郎　近畿和歌山(〃)、林茂一　中四高知(〃)、婦人部長　(岩手)、事務局長　原七郎は引続き在任。

〔機関誌〕「開拓情報」

【参考資料】(1)全日農機関紙「農民新聞」各号　(2)全日農機関誌「農民運動資料」各号　(3)全農総連機関誌「全農総連報」各号　(4)全農同機関誌「新農村新聞」各号　(5)全開連機関誌「開拓情報」各号　(6)農村労連機関誌「農村労働者」各号　(7)日本農業新聞社「日本農業新聞」(週刊)各号　(8)全国農業会議所「全国農業新聞」(週刊)各号　(9)日本農村問題研究所編「農村問題資料」第一四巻第一〇号、一九六七年一二月　(10)「労働・農民運動」新日本出版社、一九六八年四月号

XV 政党

概要□日本社会党──佐々木委員長・成田書記長の辞意表明／第二九回臨時全国大会／第三〇回定期全国大会／第八回参議院選挙／民社党──沖縄問題／東南アジアと欧州への代表団派遣／第七回中央委員会／社会・公明両党との対立／第一〇回全国大会／アジア政策／政権構想／党勢拡大／日本共産党──創立四五周年／中央委員会総会／「第三次総合計画」実施状況／大衆闘争／日中両党関係の悪化／日ソ共産党会談／「世界共産党会議」にたいする態度／選挙闘争／参議員選挙

概要

一、社会党は第五六臨時国会における健保特例法の審議について、佐々木委員長と成田書記長の辞任問題の議長あっせんに関連して、佐々木委員長と成田書記長の辞意が突発し、このため第二九回臨時全国大会は政策討議よりも新執行部の人事問題に焦点が移った感があった。役員改選をめぐっては、またも派閥間の折衝による均衡の結果となり、新たに勝間田委員長、山本書記長が就任した。エンタープライズ佐世保寄港やプエブロ事件などの事態のなかで開かれた第三〇回定期大会は、日中友好方式や共闘問題などについての意思統一に努力し、佐世保闘争を手がかりにともかく「七〇年」に向けての闘争の気構えをみせた。六八年七月におこなわれた参議院選には、有利な内外情勢を背景に雪辱戦を期して取り組んだが、結果は予想をこえた惨敗に終わり、就任一年で早くもまた三役の交替が必至となった。

一、六七年六月の第九回大会で西村委員長以下の新指導部を選出した民社党は、六七年下期には四党書記長会談に応じ、使節団を東欧諸国にたちよらせるなど、政策に新味をきかせるかに見えたが、ベトナム、沖縄、七〇年問題の深刻化とともに野党三党との対立をつよめ、六八年三月の第一〇回党大会では自民党反主流派、民社、社会党右派の結集による国民連合政権の構想をあきらかにして、七

月の参院選挙にそなえた。

一、六七年七月、創立四五周年をむかえた共産党は、党史上最大の組織勢力を擁して、活発な活動を展開した。しかし、「第三次総合計画」にもとづく党勢拡大の歩みは、あまり順調ではなかった。国際路線では中国共産党との関係が公然たる敵対状態に移行した。一方で、断絶状態にあったソ連共産党との関係は四年ぶりに回復した。六八年七月の参院選では、多面的な政策宣伝を展開し、地方区の得票では前回を一〇〇万票近く上まわる三五七万余を得た。

1　日本社会党

佐々木委員長・成田書記長の辞意表明

第五特別国会で廃案となった健康保険法等臨時特例法は、ひきつづき第五六臨時国会に再提出され、衆議院社会労働委員会で事前の文書による申合せを破っての質疑打切り強行採決と、再度にわたる自民党の暴挙にたいし、野党四派は結束して抵抗し、二日二晩にわたる徹夜国会がつづいた。八月三日、三度の議長あっせんがおこなわれたが不調に終わった。社会党の国会対策委員会では、この議長あっせんにたいする党の態度について意見の一致をみないまま、三役会議では、「会期延長をしないという歯止めがかけられるならば、参議院段階で廃案をかちとる可能性も深める」との判断で党をまとめることを決定した。五日早朝に議長から「会期延長をしない旨」の提示があった。午後の党国対委では、徹底抗戦戦術をとるべきだとの反対意見が多く、より高度の政治的立場から決定を中央執行委員会に一任することとなったが、中執では、徹底抗戦は大幅会期延長の口実を与え、結果的に法案の成立を容易にするとして、賛成多数をもとに「委員長裁断」の形で議長あっせんの受諾を決定した。しかし国対委では依然として反対が多いので中執懇談会が開かれ、中執決定は変更すべきでないことを確認し、ただちに「秘密代議士会」を開いて説得することになったが、そこでも反対論が圧倒的に強く、場合によっては一部に本会議出席を拒否することも考えられ、党の混乱をまねきかねないとみられた。このため、ふたたび中執懇談会を開き、委員長から、中執と国対委（中執の一部局）および代議士会との意見の相違を収拾するため、中執の方針を変更したいと提案され、全員これを了承した。書記長からは、他党との信義および党の対外信用のうえから責任をとって辞任しなければならないとの決意表明があった。そのあとの深夜の代議士会では中執の方針変更が説明され、書記長の辞意表明とともに、委員長も「委員長裁断」の不承認は党と党委員長の権威にかかわる問題であり、委員長として党運営の責任がもてないとの理由で辞意を表明した。

八月七日に開かれた中央執行委員会は、①委員長、書記長の辞表を認めない。②中執は委員長、書記長をふくめ指導体制と責任体制を強化し、党の団結をつよめ、健保改悪阻止闘争をはじめとする院内外の一切の党務を遂行して国民の信頼を回復し、来る臨時大会成

功のために努力する。③中執は全般の事例にかんがみ、機関の指導性と党内民主主義を確立するための方針を来る臨時大会に提案する、などのことを決定した。委員長、書記長は、辞表は撤回しないが党員として機関決定にはしたがい、大会において辞任を認めて頂くとの意思表明をおこなった。

三日以後次つぎ不信任案が提出されたが、七日深夜の衆院本会議において健保特例法案は可決された。もともと執行部が議長あっせんを受け入れざるをえなくなったことの裏には、成田書記長が前特別国会の終りに、今度の臨時国会では、社会党が面子をかけても成立させたいCO法案(一酸化炭素中毒症措置法案)の成立とひきかえに、健保特例法案の審議には協力するという約束を、自民党の福田幹事長との間にとりかわしていたこと(「世界」六七年一〇月号、日本の潮)があり、またそれがつんぼさじきにおかれた若手議員の硬化をよんだといわれるが、同時に、この事件全体の経過を通じて、党機関の指導性の問題が中執の大会への特別報告と提案を必要にした事態とその原因はいっそう重要であるといえよう。

この事件をめぐっての執行部の「反省」には、戦術として議長あっせんを受諾すべきか拒否すべきだったかは単純に比較はできず、今日判定を下しがたい問題であるとすると同時に、「しかし、戦術の転換をする場合、現場で闘っている議員と院外国民大衆に納得できる説明を行ない、いやしくも『取り引き』したという不明朗な印象を与えることがなきよう充分なる配慮が必要」であり、「今回『議長あっせん案』を受け入れるときめる場合には、闘っている代議士の意志を事前に十分にくみあげるべきことは当然であって、この点の意思疎通をかいたことに執行部側の不用意さがあったことは指摘されなければならない。同時に国対から中執は全般の事例にかんがみ、機関の指導性と党内民主主義を確立するための方針を来る臨時大会に提案する、などのことを決定した。委員長、書記長は、辞表は撤回しないが党員として機関決定にはしたがい、大会において辞任を認めて頂くとの意思表明をおこなった。

三日以後次つぎ不信任案が提出されたが、七日深夜の衆院本会議において健保特例法案は可決された。もともと執行部が議長あっせんを受け入れざるをえなくなったことの裏には、成田書記長が前特別国会の終りに、今度の臨時国会では、社会党が面子をかけても成立させたいCO法案(一酸化炭素中毒症措置法案)の成立とひきかえに、健保特例法案の審議には協力するという約束を、自民党の福田幹事長との間にとりかわしていたこと(「世界」六七年一〇月号、日本の潮)があり、またそれがつんぼさじきにおかれた若手議員の硬化をよんだといわれるが、同時に、この事件全体の経過を通じて、党機関の指導性の問題が中執の大会への特別報告と提案を必要にした事態とその原因はいっそう重要であるといえよう。

この事件をめぐっての執行部の「反省」には、戦術として議長あっせんを受諾すべきか拒否すべきだったかは単純に比較はできず、今日判定を下しがたい問題であるとすると同時に、「しかし、戦術の転換をする場合、現場で闘っている議員と院外国民大衆に納得できる説明を行ない、いやしくも『取り引き』したという不明朗な印象を与えることがなきよう充分なる配慮が必要」であり、「今回『議長あっせん案』を受け入れるときめる場合には、闘っている代議士の意志を事前に十分にくみあげるべきことは当然であって、この点の意思疎通をかいたことに執行部側の不用意さがあったことは

第二九回臨時全国大会

第二九回大会は一九六七年八月一九～二〇日の両日、東京の九段会館で、代議員五九七名のうち五四六名が出席して開かれた。

第一日は来賓祝辞と佐々木委員長のあいさつ(辞意表明と辞任理由説明)のあと、成田書記長の党務報告(終りに辞意表明)、原財務委員長の財政確立特別委員会中間報告、坂本統制委員長の統制委員会報告、河野副委員長の第五六臨時国会における議長あっせんをめぐる経過報告があり、ついで勝間田副委員長が第一号議案、党の指導性と党内民主主義の確立のための提案にかんする件を説明し、そのあと夜まで報告と提案にたいする質疑応答がおこなわれて提案は採択され、つづいて第四号議案、ベトナム侵略反対、沖縄返還要求反戦大行進の方針にかんする件(山崎国民運動局長)と第三号議案、総選挙・統一地方選挙の組織総括と当面の組織拡大方針にかんする件(山本副委員長)の提案説明がおこなわれた。その途中で、同日横須

賀に寄港したアメリカの二隻の「原子力潜水艦の寄港に抗議する決議」を決定し、また北富士演習場返還闘争のすわり込み隊あてに激励電報を打つことになった。

第二日には、前日提案された第三号および第四号議案についての質疑応答がおこなわれていずれも提案どおり承認して採択、つづいて第二号議案、第八回参議院議員選挙闘争方針にかんする件（赤松選対委員長）の提案と質疑応答があって採択、そのあと決議案件として、「消費者米価値上げ反対、食管制度を守る闘いに関する決議」（吉村国民生活局長）、「沖縄の即時無条件返還を要求する決議」（沖縄ほか九地方本部）、「三里塚新国際空港設置反対に関する決議」（千葉県本部）、「港湾の軍事利用と海上自衛隊伊勢湾観艦式に反対する決議」（愛知県本部）、「東北縦貫道路計画変更決議」（福島県本部）がそれぞれ提案され、満場一致で採択された。

そのあと、下平総務局長からこの際党の一体化を確立するため、執行部全員の辞任を認めてただちに役員改選をしてほしいと提案し、運営委員会では一名に限って発言を許すことになった。その一名として立った熊本の酒井代議員は、一六県の代議員たちの意見を代表して、内外の危機にあたり党の闘争体制を確立するために委員長、書記長の辞任を撤回し、中央執行委員会執行体制の維持を要請するとし、五万党員が決定したのは派閥解消であり、執行部が提案しようとするのは派閥をのめということであって派閥の固定化をより強化しようとすることと以外のなにものもない、いまこそ執行部は、また全党員は組織論のスタートにかえるべきだとのべた。つづいて挙手による採決がおこなわれ、執行部提案の委員長以下全員の辞任と役員改選は、賛成三〇三、反対一三六、保留一〇で可決された。ひきつづき統制委員と会計監査を除く全役員について立候補の告示がおこなわれたが、全ポストの立候補者はいずれも定数どおりであったため、無投票で全員の当選を決定した。そのあと新役員を代表して勝間田委員長のあいさつがあり、最後に大会宣言を確認して大会の幕を閉じた。

こうして、当初は総選挙の敗北の反省や日中友好運動の進め方などの政策討議を課題にしていた臨時大会は、大会直前の国会問題での指導部と代議士会との方針上の不一致とそこから生じた委員長、書記長の辞任という緊急事態のため、この辞任問題と新執行部選出問題という人事問題がクローズアップされ、主要な課題についての論議は不十分なままで終わった。商業紙などの報道によれば、委員長、書記長の辞意表明直後から党内は佐々木派・江田派・旧和田派（勝間田派）・旧河上派の四派閥の議員のあいだで話合いが進められ、各派の代表者会議では佐々木派を除く三派は結束して江田委員長、山本書記長を実現しようとしたが、最大の代議員票をにぎる佐々木派の一致した強い要請で大会開会日の未明にいたって勝間田委員長に落ち着き、「派閥均衡」という「挙党体制」になったといわれる。

【大会選出の新役員】▽中央執行委員長　勝間田清一（勝間田派、新）、▽副委員長　河野密（旧河上派、再）、江田三郎（江田派、新）▽書記長　山本幸一（佐々木派、新）▽総務局長　石橋政嗣（勝間田派、新）▽組織局長　竹内猛（中立・佐々木系、再、非議員）▽労働局長　野々山一三（佐々木派、再）▽農漁民局長　高田富之（江田派、元）▽中小企業局長　中井徳次郎（旧河上派、新）▽地方政治局長　安井吉典（旧河上派、再）▽青少年局長　伊藤英治（旧河上派、新、非議員）▽婦人局長　高田なほ子（中立・江田系、再、非議員）▽国民運動局長　井岡大治（佐々木派、

元）▽教宣局長　高沢寅男（佐々木派、再、非議員）▽国際局長　松本七郎（佐々木派、再）▽機関紙局長　淡谷悠蔵（佐々木派、再）▽国民生活局長　山田耻目（江田派、新）▽企画室担当中執　岡田春夫（平和同志会、再）、森永栄悦（江田派、新、非議員）▽政策審議会長　木村禧八郎（佐々木派、再）▽財務委員長　原茂（中立・佐々木系、再）▽選挙対策委員長　大柴滋夫（佐々木派、新）▽国会対策委員長　柳田秀一（勝間田派、元）

【大会宣言】　第二十九回臨時全国大会は、党をめぐる内外のきびしい情勢と佐々木委員長、成田書記長の辞意表明という異例の事態のなかで全国民の注視のもとに開かれた。大会に参加した全代議員は党が直面している危機をのりこえ、新しい前進の体制をつくりあげるために、愛党の精神をもって真剣な討議を行ない、ここに、勝間田委員長を中心とする全党一致の指導体制を確立した。

大会は、また党がもつ体質的な欠陥を大胆にえぐりだし、党の指導性と党内民主主義の確立についての決意をあらためて確認しあうとともに、総選挙・統一地方選挙総括を通じて明らかとなった党の諸欠陥を克服する方向を見いだし、新たな前進を誓いあった。

いま、党は重大なたたかいに直面している。

アメリカのベトナム侵略戦争と佐藤内閣の戦争政策に反対し、沖縄の即時全面返還、日中国交回復をかちとるたたかいは、一九七〇年闘争の勝利の展望をきりひらく重大なる意義をもっている。また、国民の切実な要求である物価値上げに反対し、国民の生活を守り、向上させるたたかいも、わが党の重要な任務となっている。われわれは本大会の成果を基礎に全党の力を結集して、これらのたたかいを強力に展開しなければならない。

いまや、わが党の使命は、重くかつ大である。この大会で確立した新指導体制のもとに、全党員は固く団結し戦列を強め、国民大衆の期待にこたえなければならない。

われわれは、本大会の名において、佐々木委員長、成田書記長の献身的な努力に対し、心からなる感謝の意を表するとともに、全党員が一丸となって国民の先頭に立ち、反動の嵐にたちむかい、平和と民主主義、生活向上のために、たたかいぬくことを誓うものである。

勝間田委員長は郡山市での就任後初の記者会見において、党は働く国民の政治的窓口となり、「日本的社会主義」を追求すると語り、当面の三つの重要課題として、①おそろしい見せかけの繁栄の反動が国民にはねかえることを防ぎ、沖縄返還を民族的課題として取り組み、政治資金規正法の改正実現と小選挙区制反対にまい進するとの見解を明らかにした。

第三〇回定期全国大会　第三〇回大会は一九六八年一月二四～二六日の三日間、東京の九段会館で、代議員五六九名のうち三七二名（のち五四七名）が参加して開かれた。大会はエンタープライズ号の佐世保寄港、朝鮮海域でのプエブロ号事件、日米首脳会議など緊迫した内外情勢のなかで、一九七〇年をめざす「中期政治路線」、六八年運動方針、財政建て直しにかんする「財政白書」、「社会新報」の日刊化などが決定され、また沖縄・佐世保現地代表からの特別報告、砂川・北富士・三里塚闘争の現地代表団の要請などが注目を集めた。

第一日は、来賓の祝辞と勝間田委員長のあいさつ、第八回参議院議員選挙候補者公認決定および自己紹介のあと、山本書記長の一般党勢報告、原財務委員長の会計報告、小林会計監査委員の会計監査報告、坂本統制委員長の中央統制委員会報告がおこなわれ、内田三里塚芝山空港反対同盟行動隊長、渡辺北富士演習場忍草母の会会長、宮岡砂川基地拡張反対同盟副行動隊長のあいさつがあった。午後は、「エンタープライズ号の朝鮮民主主義共和国への挑発に抗議する緊急決議」（松本国際局長提案）の採決と抗議団の編成、「沖縄返還闘争についての現地報告」（岸本沖縄県本部書記長）、「沖縄・本

土間の渡航制限撤廃を要求する決議」（井岡国民運動局長）の採択を決定した後、一般党勢報告にたいする質疑討論（三時間）がおこなわれ、その途中で吉永佐世保現地闘争本部副委員長の「エンタープライズ寄港阻止現地闘争報告」があり、質疑終了後、党勢報告と中央統制委員会報告は承認された。ついで議案に入り、「一九六八年度運動方針案」（山本書記長）、「日本における社会主義への道と一九七〇年闘争方針案」（成田理論委員会事務局長）、「組織綱領草案」（竹内組織綱領委員会事務局長）、「財政白書」「一九六八年度会計予算案」（原財務委員長）、「第八回参議院議員選挙闘争方針」（大柴選対委員長）、が提案され、それぞれ小委員会に付託された。

第二日は、運動方針小委員会、組織・財政・機関紙小委員会、政策と活動計画小委員会に分かれて、それぞれ付託された議案について討論がおこなわれた。運動方針小委員会では、佐世保闘争とこれをめぐる共闘問題、学生デモ問題、中国問題に討論は集中した。中執は質疑にたいする答弁で再確認を必要とする問題について次のような統一見解を明らかにした（「社会新報」、一月四日号）。

〈中国文化大革命について〉Ⅴ①文化大革命が世界の社会主義運動に投げかけた思想的問題提起はさけることはできない問題であり、党はこれを回避することなく受けとめなくてはならない②現実の文化大革命の形態・方式については中国の独自性が強いため、党は日本の社会主義への道の立場から理論委員会で検討して早急に結論をだす③しかし文化大革命の評価をめぐる共闘はしない。これにかかわりなく日中国交回復はさらに強め一九七〇年闘争をたたかう。

〈日中友好運動について〉Ⅴ①党の方針をその内部に反映させ日中友好運動の基準とは区別しなくてはならない。集団の性格からただちに共闘を拒否しては共闘は本来的に不可能となる②日本共産党の誤った方針は徹底的に批判するが、個々の共通した要求では個別の共闘を行なうべきである③三派（中核派・革マル・反帝学評）全学連の共通する思想であるトロツキズムと誤った戦術については思想闘争をつよめ、広範な学生のエネルギーをわれわれの戦列に加えるよう努力する④問題は党の思想性を発揮することが先決であり、このため早急に指針を明確にして全党員にうながしたい。

「一九七〇年安保」をどういう勢力でどうたたかうかについて、一部代議員から共産党との共闘をこの際否定すべきだとの意見もあったが、共闘の原則を守ってあらゆる勢力を結集して真の敵と対決する態度を堅持しようという主張が大勢を占め、共産党との共闘を拒否すべしとする附帯決議案は最終日に持ちこされた同小委での採決の結果、賛成三八名、反対一一〇名、保留四、で否決された。組織・財政・機関紙小委員会では、画期的な「財政白書」をめぐって活発な討議があり、積年の病弊といわれる党財政を改革しようという同白書の意図は支持され、全党でその改善に取り組むことが確認された。また五九年から有料化され六四年から週二回刊になった機関紙「社会新報」を七〇年から日刊化することが承認され、大会最終日に決議がおこなわれた。政策と活動計画小委員会では、党の諸政策、都市問題、各階層のたたかいなどについてきめ細い論議がかわされたが、もう一歩つっこんだ政策討論の必要を望む声がきかれた。

第三日は、前日おこなわれた三つの小委員会の報告があり、小委

員長の報告どおり可決、決定され、午後には「プエブロ事件に対する声明」が緊急提案されて承認され、つづいて「春闘推進に関する決議案」、「石炭鉱業国有化推進に関する決議案」、「生活防衛闘争に関する決議案」、「食管制度の改悪を企図する米審改組に反対する決議案」、「在日朝鮮人帰国協定打ち切りに反対する決議案」の本部提出五件、および「沖縄の即時無条件全面返還をかちとる決議案」（九都道府県代表、沖縄県本部）、「労働組合並びにその連合体に対する固定資産税非課税に関する決議案」（鹿児島など六県本部）、「青梅事件の支援に関する特別決議案」（群馬など七県本部）、「中小企業の危機打開に関する決議案」（大阪府本部および愛知県本部）、「建設補助打ち切りによる自治体財政破壊と入居者の居住権を侵し、家賃値上げをはかる公営住宅法の全面改悪を阻止し、公営住宅の大量建設を要求する決議案」（東京都本部）、「東京二十三区の区長公選復活のための地方自治法一部改正をかちとる決議案」（同上）、「米軍の電波障害地帯設置要求に対し国民的な反対運動展開についての闘い」（神奈川など七県本部）、「日ソ平和条約締結促進国民運動展開に関する決議案」（北海道など一一県本部）、「立法院選挙、知事公選に向けて沖縄県本部の闘いを支援する決議案」（鹿児島など六県本部）、「三里塚新国際空港設置反対闘争強化に関する決議案」（千葉および東京都本部）、「社会新報日刊化推進に関する決議案」（東京都代議員団ほか四七代議員）、「イタイイタイ病根絶に関する決議案」（富山県本部）、「国鉄合理化反対闘争推進に関する決議案」（動力車労組）、「砂川基地拡張阻止・すべての軍事基地を撤去させる闘いを強化する決議案」（東京都ほか五県本部）など地方提出一四件の決議案が上程され、いずれも可決・決定された。そのあと大会宣言を承認し、勝間田委員長のあいさつで幕を閉じた。

この大会は前年の総選挙の敗北の反省、新しい党づくり、財政の再建、六八年度運動方針、さらに七〇年闘争へ向けての運動の基準をきめることに重点があり、それらについての議案はいずれも執行部の方針どおり決定されたが、佐世保闘争に目をうばわれすぎたきらいがあって、重要議案のわりには論議は十分には深められなかった。しかし一方、佐世保闘争を手がかりにしてともかく七〇年へ向けての闘争の気構えがみられたことは否定できない。

【大会宣言】　第三十回定期全国大会は、かつてない内外のきびしい情勢のなかでひらかれ、三日間にわたる全代議員の熱心な討議をつうじて、ここに新たな決意をもって日本およびアジアの平和と国民の生活向上をめざしてたたかう方針を確立した。

佐藤内閣は、昨年暮の「日米共同声明」にもとづき、「中国を敵視」する態度をいっそう強め、アメリカのアジア侵略戦争に深くふみこむ、きわめて危険な政策を露骨に示している。

「沖縄返還」という日本国民の民族的課題を巧みにすりかえ、核兵器の持ち込みと日本の本格的な軍備の強化を国民に強要していることがそれであり、エンタープライズを主力とする原子力艦隊の佐世保寄港を強行したことがそれである。とくに佐世保を出港したエンタープライズが朝鮮海域に出動したことはアジアに「戦争への挑発と緊張」をつくりだす行為で名実ともに「参戦国日本」に仕立てあげた佐藤内閣の責任はきわめて重大である。

さらに佐藤内閣は、みずから招いた経済政策の破綻の責任を国民に転嫁し、労働者には合理化と低賃金を、農民には農業経営の破壊を、中小企業には倒産と切り捨て政策をいっそうおしすすめ、またあいつぐ物価値上げにより、国民生活を窮乏のフチにおとしいれている。

こうした一連の政策は、日本の軍国主義化をめざし、「核のカサ・ドル

のカサ」に依存する政策をとりつづけていることに起因するものであり、日本国民を犠牲にした佐藤内閣の対米追随政策は断じて許すことができない。

だがいまや、こうした佐藤内閣の危険な政策に対して日本国民の抵抗と反撃が強まりつつある。

エンタープライズに反対する佐世保闘争において、一般市民に支えられた画期的なたたかいが展開されたことは、まさに佐藤内閣の反国民的な政策に対して、国民が怒りを爆発させ、日本の平和と生活向上に断固として立ちあがったことを証明するものにほかならない。

全国各地にほうはいとして起りつつある国民の怒りを糾合し、これを統一する行動として高めるためには、革新陣営の主柱であるわが党の主体的条件の確立が、いまほど強く求められているときはない。

本大会は、すでに火ぶたが切られた一九七〇年のたたかいにむかって、すみやかに右の課題にこたえるため、「十万の党・二十万の新報」を達成し、党の自主的財政を確立し、また「護憲・反安保実行委員会」を発足せしめることを決定した。

われわれは全国の同志諸君とともに、「党の統一と団結」をいっそう強め、かならずこの目標を達成し、きたるべき参議院選挙の勝利をたたかいとることを、ここに厳粛に誓うものである。

われわれは本大会の名において全国民の皆さんに訴える。

日本と世界の平和を守るためにこの国会で「日本非核武装宣言」をかちとろう。

沖縄を祖国に、ベトナムに平和を、よりよいくらしを国民に保障する政治を実現しよう。

政治をよくするために、野党第一党・社会党の躍進をかちとろう。

参議院選挙の勝利によって、「護憲・民主・中立」政権の道を切りひらこう。

第八回参議院選挙

「黒い霧」解散後の「粛正選挙」といわれた一九六七年一月の総選挙に社会党は予想外の敗北をみたが、その反省のうえに立って党は一年近くも前から雪辱戦として参院選に取り組んだ。第二八回大会以来、次期参院選全国区には完全地域割の方針がきまり、具体的な地域割の作業が進められた。六月に開かれた党選対委員長会議、地評代表者の合同会議では、一部から地域割でたたかうことの不安が表明されたが、七月に開かれた総評単産委員長会議、総評大会、社会党選対委員会、中央執行委員会などで一部を除き最終的に地域割方針を決定した。八月の第二九回臨時全国大会において、「参院議員選挙闘争方針」が執行部提案どおり決定され、同時に全国区一五名、地方区第一次二五名の公認決定が報告された。右闘争方針のうち全国区の基本方針は左のとおりである。

【参院選闘争方針】 ①明年実施される参議院選挙の全国区については、完全地域割方式で積極的な闘いを推進し候補者全員の当選を期して闘う。その地域割及び候補者は別表の通りとする。

②完全地域割実施については、従来の選挙戦術に基づくすべての既成概念を払拭し新体制で闘う。

③完全地域割で成功するためには、党、労組及び組織の末端に至るまで活動家相互が充分な理解、意思統一のもとに全国的な協力を得て「完全」に徹することが必要条件であり、方針に対していささかの違反も許さるべきではない。そのため、方針徹底のための大衆討議を起さなければならない。

④地方区との結合は完全地域割によって一段と強化される。（中略）

⑤闘いは従来の縦割方式から完全地域割方式に移行するので、党、総評、中立労連が協力し、中立労連傘下ばかりでなく、その他未加盟組織などと当初から充分協議をおこない組織労働者に対する徹底した宣伝活動をすすめる。

⑥完全地域割の実施は、従来の方式が金のかかりすぎにあったこと、立候補者数に限界があったこと、地域の活動に密着しなかったこと等に対する

批判から生れたものであることから、特に金のかかりすぎ克服のため、党員および労組活動家は手弁当精神に徹し金のかからない選挙に全力を挙げる（地域割表は、社会新報、一一月一日号、および第二九回大会議案参照）。

六八年一月の第三〇回党大会において、あらためて選挙闘争方針が決定し、同時に全国区一五名、地方区四一県四三名（北海道と福岡は各二名。残り五県は未定。最終的には四七名立候補）の公認決定が報告され、また「参議院議員選挙にむけての当面の五大政綱」が決定した。「闘争方針」のうち「闘いを進める基本的態度」は、①地域割選挙で全国区・地方区結合してたたかう。②複数立候補の地方区では地区割を行なう。③選挙闘争における党の統一と団結の強化。④労組など推せん・支持団体に対する協力要請の強化について。労組にたいする協力要請は、推せん依頼＝機関決定であったが、一歩進め、労組などの主催による講演会、懇談会、政策を聞く会などの開催を要請し、直接組合大衆と接触する機会をもち組合員大衆への政治宣伝を強めるよう、とくに候補者を出している組合にたいしては従来の縦割方式を脱皮し企業意識を超越し、地域割選挙を徹底するよう従来以上に党にたいする協力要請を強化する必要がある。⑤きれいな選挙、金のかからない選挙をめざして、大衆カンパ活動は大会決定にもとづいて（党員一人一千円を大衆から集め、うち二〇〇円を中央本部に納入、また党員の収入から、月収一〇万円以上の党員は一〇%、五万円以上は五%、五万円以下は三%）必ず実現しよう。⑥選挙法の習熟と弾圧対策の強化、であり、「方針違反者に対する規制」として、㈠方針違反者に対しては総評・中立労連にたいしその推薦取消しを要求するとともに党としては、除名その他の統制処分、公認取り消しも含むきびしい措置をとる。選挙後違反事実が判明しても同様とする。㈡総評・中立労連は、県評およびその傘下の各単産から、県評は加盟各単産から、党は各候補者、国会議員、各県本から、各県本は各県議、六大市議、総支部から、総支部は所属地方議員から、地域割厳守についての誓約書の提出をしてもらう。㈢中央において、党・総評・中立労連及び各単産代表で地域割実施の参議院全国区中央推進委員会を設ける。各県段階でも中央に準じて、推進委員会を設置する、となっていた。

【参院選にむけての五大政綱】

一、働くものの生活と権利を守る公平な政治の実現
二、物価を安定させ住みよい国土をめざす計画的な政治の実現
三、働くものの思想文化をつくり科学の成果を生かす政治の実現
四、カネや利権につながらない清潔で民主的な政治の実現
五、ベトナム反戦、沖縄返還、安保廃棄の積極中立外交推進

第三〇回大会の運動方針小委員会では、全国区の完全地域割方針にたいしていくつもの地区の代議員から真剣な疑問や不安や修正意見が出されたが、これにたいし本部側は一部重要単産に協力を求めている折衝状況が率直に報告され、原案の承認を求めた。また参院選のメーン・スローガンとして、「政治をよくするために、野党第一党社会党の躍進を」、「沖縄を祖国に、ベトナムに平和を、よりよい暮らしを国民に」を中執は確定した。二月五日に、党本部で参院選挙闘争本部びらきがおこなわれた。

四月一六～一七日に開かれた第四四回中央委員会は、佐藤内閣打倒のキメ手となる参院選での勝利に向って行動体制をととのえるためのものであった。第一日は、「一九七〇年代の展望と党の任務」について、第二日は、「一九七〇年代の展望と党の任務」

闘」を訴えた勝間田委員長のあいさつのあと、「激動する内外情勢の特徴とわれわれの運動の重点」と題する山本書記長の政治報告と、井岡国民運動局長の提案した四・二八沖縄デー、五月の憲法月間活動計画など「当面の国民運動の方針と計画」について討議し、「社会新報」日刊化に全党あげてとりくむことをも盛りこんだ同報告などを承認した。第二日は、参院選綱領「大いなる転換」、選挙闘争方針、党財政白書の細部実施についての三議案について討議がおこなわれた。木村政審会長提案の参院選綱領は、①「核安保に挑戦し平和中立外交を展開する」外交の転換、②「ドル依存を脱却し自立繁栄を達成する」経済の改造、③「大企業中心をあらため国民の生活向上と人間回復をはかる」生活社会の改造、④「反動的思想統制に反対し、民主的文化を創造する」教育文化の改造、⑤「金権政治を一掃し国民参加の民主的な政治を実現する」政治の改造、の五点を柱としたものであるが、このうちジョンソン声明後の内外情勢の評価の部分については、東京、大阪、山口などの委員から「評価が甘すぎないか、明るい展望の反面、厳しいまき返しの可能性を指摘した『政治報告』とややズレを感じる」との意見が出され、この点を一部補強することで原案を承認した。参院選闘争方針はその具体化について瀬尾選対事務局長が提案をおこない、ついで大柴選対委員長から「全国区地域割り方針」について、中立労連傘下の電機労連が推せんできないとしている候補にたいするテコ入れの問題、加藤シズエ候補と割当て地区である大阪府本部との問題、総評系一部労働組合から、割り当て地域のみでは当選が困難視されるため調整地域を設けるようにとのことなどから、中央委員会の責任において、地域割り方針を堅持しつつ一部を修正せざるをえないことを説明、中央委員会が関係県本部、候補者選対、総評など労働組合と協議してその作業を進めることを承認した。最後に「中央委員会アピール」、「春闘支援に関する決議」が満場一致で採択された（「社会新報」、四月二四日号）。

【中央委員会アピール（要旨）】　一、今日の情勢は、さきにわが党が決定した安保廃棄の闘争、すなわち、ベトナム反戦、沖縄返還、日中国交回復の、いわゆる三位一体の闘いがいかに正しいかを立証し、かつ、ますます重要なものとしている。

われわれは、この闘争を強化することによって、動揺をつづけながらも、なお、まきかえしにでようとする佐藤内閣の強圧的政策を徹底的に粉砕し、内外政策の全面にわたって「大いなる転換」をとげなくてはならない。

一、目前にせまった参院選挙は、こうした国民的運動のエネルギーにさえられ、日本の政治の転換の課題を国民に問う歴史的な闘いであり、七〇年闘争の第一ラウンドである。

党が国民に問う進路は、核安保から平和中立外交へ、ドル依存から自立経済へ、大企業中心から国民生活の向上へ、反動思想統制から民主的文化への創造、さらに、金権政治から国民参加の民主政治への転換である。

こうした内外にわたる日本の進路は、佐藤内閣の打倒によって開かれてくる。中央委員会は、佐藤内閣の打倒を具体的な行動のスローガンに設定し、その決定的なキメ手は参院選挙の勝利にあることを確認し、堅い全党の意思統一に成功した。

地方区の立候補者の公認をめぐって東京および栃木で除名問題が生じた。東京では、下部から地方区候補の推薦を求め、うらべ秀男（それまで全国区）、岡田宗司の二名が推薦された。党都本部では数回会合を開きその結果多数決によって（中執報告によれば、都本部委員会で二七対一一、保留七）うらべ候補の公認を決定した。しかし岡田候補はこれを承服せず、この決定は「派閥の横暴と労組のエゴイズ

ム、横車」のためであると批判し、四月二〇日東京地方区から無所属で立候補することを表明した。これは党規約に違反し、しかも党の中傷と攻撃をつづけ統制委員会の喚問に出席しなかったことを理由に、党都本部統制委員会は中央本部統制委員長に岡田候補の除名申請をおこない、党中央統制委員会は五月二〇日全会一致で除名処分を決定し、本人に申し渡すとともに「統制処分に関する声明」を発表した。同様のことが栃木県において戸叶武候補（同候補の場合はさらに民社党の推薦をも受けた）についてもおこった。中央委員会は「戸叶、岡田両君をなぜ除名したか」（「社会新報」、六月二日号所載）を発表した。

社会党は、「内外情勢はわれわれに有利に展開しつつあり、倉石問題その他国会闘争の一定の成果によって、佐藤内閣の反動的本質は次第に国民の前に明らかにされている」、「メーデー、春闘、憲法記念日等々の大衆活動と結合し、旬日に迫った参院選挙必勝の体制を早急に確立しよう」（「社会新報」、五月一日号主張）と訴え、同紙とのインタービューで山本書記長は、「社会党が参院選挙で勝利することは佐藤内閣打倒の一歩を進めることを意味する。つづいて沖縄の立法院、主席公選に勝利することは佐藤内閣を打倒する終点になる。したがって、この選挙の勝利によって社会党を中心とする野党連合政権提唱の道をひらくことが必要だろう。選挙情勢は地方区については勝利の自信がある」と語った（同紙、五月八日号）。

党の「参院選挙綱領」、「国民に訴える（選挙アピール）」で掲げられた「五大目標」は左のとおりである。

①外交の転換＝核兵器で恐喝する「核安保」に挑戦。平和五原則にもとづく平和中立外交へ転換。

②経済の改造＝安易なドル依存を脱却。平和中立外交を基礎とする経済の自立繁栄と民主的計画化を推進。

③生活、社会の改造＝物価高、低賃金、医療、老後不安、住宅難、公害、大衆重税負担をなくし国民生活向上と人間回復を実現。

④教育文化の改造＝教育思想の官僚統制、マスコミ介入に反対、明るく健康な文化を創造。

⑤政治の改造＝弾圧政治、金権腐敗の政治を一掃、平和的民主的な憲法政治を実現。

参院選を目前にひかえて、社会党大倉精一参院議員が日通汚職事件に関連して六月四日逮捕（同二五日あっせん収賄罪で起訴）されたが、党は、このやりくちは相沢事件のときと同じく事件の本質をすりかえ、選挙を前にわが党に国民の疑惑の目をむけさせることによって打撃をあたえるという政府・自民党・検察一体となったデッチあげ事件であり、わが党は検察当局のファッショ的な取調べと不当な意図に断固抗議するとの党声明を発表した（「社会新報」、六月九日号）。

六月二三日に開かれた中央委員会は、参院選の最大の焦点は「自民党の過半数を切崩し、政局転換の契機をつくる」ことにあるとし、これを推進するため「政局転換のための反佐藤勢力結集」を提唱することを決定した。この「大連合構想」のなかで社会党は、「日本の非核武装宣言」「米軍基地撤去」など一〇項目の政策をかかげ、これを中心に各野党に政策協定をおこなうことを呼びかけた。

【「反佐藤勢力結集」提唱】（前略）各野党の政策には、当然多くの相違と対立点がある。しかし、最近の予算案審議の際、野党四党が公共料金、税金、住宅、交通、公害の五項目について合意に達したように、最低、つぎの諸点では誠意をもって話し合えば、共通の合意に達しうる条件があると考える。

(1) 日本の非核武装宣言、原子力艦隊の寄港反対
(2) 米軍基地の撤去、アメリカ軍の撤退
(3) 沖縄の核基地撤去、即時返還
(4) 日中政府間貿易協定の締結、日中国交回復
(5) 公共料金の値上げ一年間ストップ、宅地価格の抑制
(6) 老齢福祉年金の六十五歳からの支給
(7) 個人事業税の撤廃、来年から所得税百万円まで免税（標準四人世帯）
(8) 食管制度の堅持、米価審議会の三者構成の実現
(9) 公安委員、教育委員の公選制
(10) 政治資金規正法の抜本改正

わが党は、この選挙を政局転換の契機に導くため、党の利害をのりこえ、野党第一党の責任において、つぎのことを全野党に提唱したい。

一、右の十項目の政策を中心に、各野党が政策協定をおこない全野党連合を形成することによって、政局転換のための反佐藤勢力の結集をうながすことである。

二、いうまでもなく、この政策協定は、各党がもっている独自の政策と独自の行動を拘束するものではなく、右の共通点のみ共同し、反佐藤の一線で統一的なたたかいを進めるものである。

三、政策協定した各野党はこの選挙後においても、右の政策の実行について共同の責任をもつ。

四、これによって、自民党から八人以上の議席を奪い、佐藤三選を阻止し、内閣打倒においこむ。

五、わが党の提唱を誠意をもって各党と話し合うため、できれば党首会談をおこない、またもし、一堂に会することができれば、各党と個別に話し合い、場合によっては重層的な形で野党連合を組んでいくような弾力性をもちたい。

六、この政策協定のもとに共通点のみ共同し、反佐藤の参院選挙後も、佐藤内閣を打倒した後も大連合を維持し、衆議院を早期解散においこむ。

七、衆院選挙後の政権構想についても、参院選挙後、各野党、各勢力間で協議し、政策協定に努力する。

この場合、おそらく①ベトナム解決と対中国との国交回復②沖縄返還と日本の非核武装宣言③物価抑制と自主的経済発展の三つの目標を達成する政府となろうが、これはいまから固定的には考えない。

参院選は七月七日に施行され、社会党は有利な客観情勢にもかかわらず予想外の完全な敗退を認めざるをえなかった。全国区では改選数一五、立候補一五、当選一二、地方区では改選二一、立候補四七、当選一六であり、社会党の新議席は改選前の七三から六五に縮小し、得票率においても、全国区では二三・四から一九・八へ、地方区では三二・八から二九・二へ、それぞれ減少した。このため勝間田委員長は責任をとり再建のメドをつけて次の大会で辞任する意向を表明した。

全国区の労働組合関係では、日教組二、マスコミ共闘（日放労）、全電通、自治労（都職労）、炭労、官公労（全逓）、全農林、各一が当選し、全専売委員長、国労書記長、動力車委員長は落選した。

2　民主社会党

六七年七月～六八年六月の時期には、沖縄小笠原返還問題、エンタープライズ寄港、ジョンソン米大統領声明などアジアと日本に新

しい情勢が開けつつあることをしめす事件が次つぎにおこり、こうした動きにたいして民社党もその政策の展開をせまられた。一〇月六日以後の一時期、民社党が社会党の提案に応じて共産党をふくむ他の野党三党と書記長会談をひらき、あるいは使節団を東欧諸国にたちよらせ、対中国政策を転換するかのような言動をみせたのも、こうしたことと無関係ではなかった。だが、その政策に若干手ごろが加えられたとはいっても、民社党の基本政策である反共・自由世界の防衛の方針は変わらず、七〇年をまえにしての対安保政策も、安保条約を原則的に支持したうえでの「駐留なき安保」―「有事駐留」論であった。このため、ベトナム・沖縄・七〇年問題などが重大化し、米日支配層のこれへの対応策がすすめられるほどに、民社党と他の野党三派の対立はつよまった。

民社党は六七年一〇月の第七回中央委員会で六八年七月の参議院選挙準備体制をととのえ、六八年三月の第一〇回党大会は参院選総決起大会の感があった。運動方針討議はほとんどおこなわれず、政策もまったく選挙向けのものであった。選挙をまえにして党は中国政策とならんで、選挙後における、政権構想を明らかにした。それは反保守の「国民連合政権」と呼ばれたが、内容は、共産党を排除した自民党反主流、民社党、社会党右派の連合政権であった。

沖縄問題

八月二三日～二五日には西村委員長を団長とする調査団を沖縄に派遣した。西村団長は沖縄入りをすると現地の記者会見の席上で、かねて準備していた党の沖縄・小笠原問題にたいする基本政策を発表した。それは来るべき日米会談にたいして、沖縄・小笠原の返還期日を明らかにすること、基地はさしあたって本土なみの基地とし、将来は安保条約の改定にともなってこれを漸次撤廃してゆくべきことを求めていた。

同代表団の帰国後、党は政府にたいして「沖縄問題で国論の統一をはかるよう」申し入れるとともに、社会党の提案に応じて共産党をふくむ他の野党四党の書記長会談を実現させた。だが、その直後の一一日に開かれた党第七回中央執行委員会では、この四党書記長会談に出席したことについて「論議が集中し、とくに、共産党をふくめるのは、党の精神からいっても受け入れられないし、世間にも誤解を招くおそれがあるとの意見がだされ」た。そして四党書記長会談はこのあと難航しながらもとにかく一二月初旬までつづいたが、第七回中執以後民社党は、①国論結集を基本目標とし反政府・反米という抵抗の結集をしない、②将来は野党会談を発展させて自民党をふくめていくことを検討する、③共産党をふくめた四党の共同行動は一切とらない、の方針を堅持したので、結局沖縄問題をめぐっての四党の共闘体制は確立をみなかった。

この間、佐藤首相は訪米し、一一月一六日には佐藤・ジョンソン共同声明が発表されたが、党幹部会はただちにこれを検討して「①共同声明は沖縄返還の期日もきめず、協議機関も設置していない、②これは佐藤内閣の無為無策、国民外交の軽視による、③一九七〇年までに沖縄返還を実現するよう現地と提携し返還運動を強力に展開する」との党声明を発表し、一一月二九日～一二月一日に春日書記長を団長とする第四次沖縄調査団を派遣して、佐藤・ジョンソン共同声明発表後の沖縄世論の動向の調査と沖縄社会大衆党との連絡強化につとめた。

東南アジアと欧州への代表団派遣

八月三〇日～九月一六日は、党はベトナム問題について東南アジア諸国と話しあうために神田大作ほか一名の東南アジア調査団を南ベトナム、ラオス、カンボジヤ、インドネシア、シンガポールなどの諸国に派遣し、ついで九月二三日～一〇月一六日には、曽称外交委員長を団長とする核問題使節団を欧州に派遣した。使節団は、ユーゴ、ルーマニア、イギリス、スウエーデン、スイスなどの各国を訪問し、ルーマニアではチャウセスク共産党書記長とベトナム問題や核問題について約二時間にわたって会談した。ついでイギリスではスイスではジュネーヴの国連軍縮委員会に出労働党大会に参加し、席したほか、一〇月一〇日～一三日にチューリヒで開催されていた社会主義インタナショナルの理事会に出席した。三〇カ国一二〇名の代表が参加した同理事会では、ベトナム問題とならんで、伊ピエトロ・ネンニ、仏ギー・モレ社会党書記長の報告にもとづいて「イタ加盟諸党の共産党との関係」の問題が討議され、また、アジア太平洋各国の社会主義政党が集まって意見を交換するために、これらの党の連絡事務所をシンガポールにつくり、予備会議を六八年九月頃に開催することが決定された。

第七回中央委員会

一〇月二六日に第七回中央委員会を開き、六八年におこなわれる参院選挙の準備体制をかためた。出席したのは本部役員四五名、中央委員一〇五名で、委員会は春日書記長の党務報告、佐々木国対委員長の国会報告、神田団長の第二次東南アジア使節団報告、曽禰団長の核問題使節団報告、佐々木党勢躍進構想委員長の同委員会中間報告を聴取・承認し、第一次参院議員候補者として全国区四名、地方区一〇名の公認を決定するとともに、①「災害の完全防止ならびに被災者救済措置確立」、②「小選挙区反対」、③「臨時国会の開会要求」、④「沖縄・小笠原の施政権返還」、⑤「公共料金値上げ抑制」、⑥「労働時間短縮」、⑦「米国の繊維品輸入規制反対」の諸決議を採択して閉会した。

一一月一一日には党外郭団体として民主社会主義学生同盟が正式に結成された。同盟は六月の党大会に参加した二十数名の学生たちの発議で六月二三日に準備小委員会が組織されていらい、結成準備活動をすすめていたが、このほど中大、早大、慶大、明大、法大、東大、一橋大など二二の大学に属する九一名の参加をみて正式発足をみたものである。

社会・公明両党との対立

六八年にはいって、一月には佐世保に米原子力空母エンタープライズが入港し、二月には国会内でいわゆる「倉石発言」問題がおこるなど、野党四党の共同行動を成立させるための客観条件は前年にもましてつよまったかに見えた。エンタープライズ寄港にさいしては、現地に民社党・同盟系の核基地化反対闘争現地闘争本部がもうけられ、一月一五日にはそれぞれ三〇〇人および七五〇〇人を集めて、二回にわたる抗議集会が開かれた。倉石問題では二月一六日民社党は社会党・共産党などとならんで春日書記長の強硬談話を発表し、なんらかの形で農相罷免が実現されなければ解決の糸口はつかめない、との態度を明らかにした。しかしこのあと、二月二六日札幌での演説会を皮切りに参院選挙のための全国遊説の火ぶたが切られ、三月の党大会をへて党をあげて選挙活動にとりくむ時期になると、野党四党の共同行動が実現するどころか、逆に民社党は共産党との共闘拒否の態度をいっそう明確にしただけでなく、社会党・公明党との対

立をもつよめることになった。

すなわち、民社党は党大会をまえにして、大会で採択すべき六八年度運動方針案を三月一日民社新聞上に発表したが、そのなかで社会党については「中国毛沢東路線の肯定、共産党との院内外での共闘の二つの活動方針をとることによって、党内での分裂を深め、同時に総評内部においても主要単産の離脱を誘発している」とのべ、公明党についても、「中道政治を表明しながら、安保条約に対する党の正式見解を二転また三転し、無原則、無定見にも共産党との共闘に深入りし」ているとして、この両党が共産党と共同行動をとったことに批判を集中した。これにたいして社会党勝間田委員長は、三月四日京都での記者会見で、沖縄にB52が駐留しているのは「有事駐留の一例だ」とのべ、「民社党のいう有事駐留とはことばだけのまどわし」だと手きびしくやり返し、公明党矢野書記長も「共産党との共闘は選挙制度問題や黒い霧事件でかつて民社党も経験したことであって、いまさら公明党を批判するのはそれこそ無原則・無定見ではないか、民社党は他党を批判する前に、沖縄問題で野党共闘から脱落し、政府を喜ばせた恥ずべき行為を反省すべきだ」と反論した。

第一〇回全国大会

六八年三月八日～九日東京の九段会館に代議員・本部役員・代表者など約八〇〇名を集めて開催された。第一日は、午後一時四〇分資格審査小委員長の大会成立宣言につづいて西村中央執行委員長あいさつ、滝田実同盟会長、蠟山政道民社協会会長、武藤光朗民社研議長の祝辞があり、折から広島県立体育館で行なわれている故浜井信三前広島市長の広島市民葬にたいして全員の黙禱がささげられた。ついで報告事項に入り、党務報告を春日書記長、国会報告を佐々木国対委員長、会計報告を中村財務委員長、会計監査報告を岸会計監査、統制委員長、党勢躍進構想委員会中間報告を佐々木同委員長がそれぞれおこない、一括質疑をおこなったのち満場一致これを承認した。

第二日は九日午前一〇時五〇分開会。「一九六八年度政策」（参議院選挙五大政策）案を春日書記長、「一九六八年度予算」案を中村財務委員長がそれぞれ提案説明し、採決の結果いずれも原案どおり決定した。ついで瓜生選対委員長の提案にもとづいて全国区四名、地方区一四名の参議院議員候補者の公認を決定した。このあと決議案の審議にうつり、「非核宣言ならびに核持込禁止協定の早期実現に関する決議」を曽禰外交委員長、「中小企業の危機打開に関する決議」を向井長年、「国民生活防衛運動に関する決議」を田渕哲也、「沖縄施政権返還に関する決議」と「北方領土の早期返還に関する決議」を高山恒夫、「米国の輸入課徴金反対決議」（全繊）、と「深夜公害追放決議」（東京）の二つの地方提出決議案を議長が提案、いずれも満場拍手のうちに可決した。つづいて役員選出に入り、池田禎治役員選衡小委員長の提案にもとづいて全役員を再選し、支持団体全金同盟の高橋代議員の朗読した「大会宣言」を採択して午後四時閉会した。

【大会で再選された役員】▽中央執行委員長　西村栄一、書記長（兼国民運動委員長）春日一幸、統制委員長　今澄勇、▽常任顧問　西尾末広、伊藤卯四郎　▽中央執行委員　河村勝（副書記長）、小平忠（総務局長）、永江一夫（組織局長）、永末英一（教宣局長）、曾禰益（外交委員長）、爪生清（選挙対策委員長）、曾本島百合子（婦人対策委員長）、岡沢完治（青年学生対策委員長）、玉置一徳（中小企業対策委員長）、向井長年（労働対策委員長）、鈴木一（農林漁業対策委員長）、中村時雄（市民団

体対策委員長)、田畑金光（青年隊中央本部長)、麻生良方（政権構想副委員長)、大内啓伍、畑昭三、青木清、下田喜造、角田良、西田八郎、▽国会議員団長　受田新吉、同副団長　稲富稜人、同　片山武夫　▽院内幹事長　佐々木良作。

一日半にしぼられた大会は、間近にせまる参院選挙のための決起大会の性格が強かった。採択された「六八年度運動方針」は、㈠激動の国際情勢、㈡国内情勢の推移と展望、㈢自主と国民合意の政治路線の確立（①他国追随外交からの脱却――自主、共存外交の推進、②国民合意の防衛体制の確立――自主防衛の五原則、③自主経済体制の確立、④国民生活の防衛、⑤自民党と対決、佐藤政権の打倒)、㈣党組織の強化と国民運動、㈤参議院選挙の必勝と次期総選挙での躍進、の五章から成り、「佐藤政権打倒」という野党色鮮明化の方向を打ち出していたが、どのようにして対決姿勢をとってゆくかといった点についての論議はほとんどおこなわれなかった。新聞報道はこの点について、運動方針に盛られた「自民党との対決」という構えも、「むしろ選挙むけの配慮がこめられたもの、という感じを代議員に与えていたようだ」（朝日、三・一〇）と伝えている。

また採択された「六八年度政策」は、①自主共存の平和外交――他国追随の外交からの脱却、②自主防衛の五原則――国民合意の防衛、③自主経済体制の確立、④国民生活の防衛と福祉の積極的拡大、⑤対立の政治から国民合意の政治へ、の五章から成る「参院選挙五大政策」であった。

「大会宣言」と「沖縄施政権返還に関する決議」は要旨次のとおりである。

【大会宣言】　一、内外の諸情勢は、アジアの緊張と国際経済の悪化、佐藤内閣の右傾化と社共の中ソ路線による国論の分裂というきびしい情勢にある。とくに一九七〇年に向って、保守対革命勢力の対立抗争をこのまま放置するならば、政治的混乱は不可避となる一方である。われわれはこのような不毛の対立を排除し、建設的方向をきり開いてゆく基本方針は「国民の合意を基礎とする政治、経済両面における自主路線の確立」以外にないことを、ここに確認する。

一、われわれはこのような見地から①他国追随外交からの脱却、すべての国と国交をもつ自主・共存の平和外交の展開②国民合意の防衛体制確立のための自主防衛五原則の提唱（注）③財政硬直化と国際収支の不安打開、自主経済体制の確立④物価上昇を阻止し、大衆課税に反対することによる国民生活の防衛⑤国内政治改革のための自民党との対決、佐藤内閣の打倒――という基本方針の推進を内外に明らかにした。

一、われわれはまず、党員一人が十万党員の獲得にまい進し、行動する党体制を確立する。われわれは参院選挙に党のすべての力を傾注して、その必勝を期し、これによって次の衆院選挙での躍進の土台を築く。

（注）「自主防衛五原則」とは、一九六八年度運動方針によれば、①憲法に基づく防衛、②外交防衛、③駐留なき安保、④専守防衛、⑤国民意志による防衛、である。

【沖縄の施政権返還に関する決議】　戦後二三年をむかえんとする今日百万沖縄県民がいまだ異民族支配の下に放置されている。しかも最近のB52の沖縄常駐化にもみられるとおり、沖縄県民はアジアの緊張激化の影を一身になわされている。こうした中にあって佐藤内閣は日米首脳会談においても、沖縄の返還の時期的メドをつけえぬばかりか、逆に沖縄の基地の重要性をみとめさせられる羽目におちいり、最近は核つき返還の可能性を黙認するなど、その態度は沖縄県民はもとより国民意思とまったく遊離している。われわれはかかる無責任かつ無能な態度をきびしく排し、つぎの方針をつらぬくようつよく政府に要求する。①一九七〇年をメドに沖縄の施政権の全面的返還を要求する、②施政権返還の際の沖縄の基地については、核つきおよび基地自由使用方式を排し、本土なみ基地とすべきである、③施政権返還にともなう沖縄経済の混乱を防止し、あわせて沖縄の基

地依存経済からの脱却をはかるため、沖縄経済計画の策定実施など、国の強力な経済開発を実行すべきである。

アジア政策　六八年四月～五月には民社党のアジア政策を明らかにするいくつかの事件があった。

四月一日アメリカのジョンソン大統領がベトナム問題について演説して、そのなかで北爆を停止し、戦闘を大幅縮小するとともにただちに和平交渉に入ることを希望すると、西村委員長は四日衆院本会議で質問にたち、この問題にたいする党の態度を次のように明らかにした。

「ジョンソン米大統領の決定は、今日の世界政治全体と日本の進路に関し、注目すべきつぎの四点をふくんでいる。第一はベトナム戦争に対する米国の軍事的勝利の放棄であり、アジアの民族主義の潮流の勝利を意味する。第二は、アメリカのアジア政策の根本的修正と極東戦略の大転換を意味する。第三は極東における米国の防衛ラインの後退であり、いまこそ自主外交、自主防衛、自主経済の姿勢が重要であることを意味する。第四に、米国の決定を契機に、ベトナム和平の実現のためにあらゆる努力を傾注し、これを現実のものとしなければならないことを意味する。佐藤首相は昨年の日米共同声明で、北爆の停止にはハノイの対応措置が必要であるとして、北爆停止による和平に背を向け、米国に対し北爆停止すら進言することなく今日の失敗に深入りさせた。その責任は重大である」（民社新聞、四月一二日）。

また四月一六日には党幹部は、日米議員団会議に出席のため来日したジェフェリー・コイラーン以下民主党四名、共和党四名のアメリカ下院議院団と会見し、ベトナム問題、安保、沖縄、輸入課徴金など当面する日米間の諸問題について意見を交換したが、この席上西村委員長はベトナム問題について、「アメリカのいうドミノ理論にそう神経質になる必要はない……アジア問題は長期的展望でみるべきで、最終的に自由と民主主義が勝利をおさめるにはアジア・太平洋共同体の結成へみちびいてゆくことだ」とのべ、また西尾常任顧問は、日米両国の関係について次のようにのべた。「いま米ソは平和共存しているが、これは一時的、表面的なもので、世界の大きな流れは依然民主主義と全体主義との対決だと私は思う。私は第二次大戦後アメリカが民主主義擁護のためにつくしたことを高く評価しており、今後アジアの平和、民主主義へのアメリカの行動に大きな期待をよせている。日本もその力相応にアジアの繁栄、平和のため責任を負うことを考えているので、日米両国はよきパートナーとして協力してゆきたい」（民社新聞、四・二六）。

五月一九日には、選挙遊説のため福岡を訪れた西村委員長は記者会見をおこない、党の中国政策を転換するかのような発言をおこなって注目された。この発言は、社会党が中国問題中執懇談会を設置し、公明党が竹入委員長の中国訪問計画を発表するなどしているのに対抗して、選挙向けにおこなわれたものとみられるが、「ベトナム平和達成についてアジアの第二の課題は、中国にたいする孤立政策の排除と国際平和にたいする中国の協力体制の確立だ。民社党は今後の平和政策の重点を中国問題の打開におく」として、「当面の打開政策として①北京政府の国連参加権を認め、日本政府はこれまでの重要事項指定方式をやめる、②両国の大使級人物による接触体制をつくる、③吉田書簡の無拘束宣言、④航空、郵便、気象協定の締結、⑤ベトナム平和のための国際会議に北京政府代表と日本の参加を要求する」とのべていた。民社党の中国問題にたいするこれまでの態度は「一つの中国、一つの台湾」であり、西村発言は、これを「一つの中国、台湾は中国の内政問題」という見方に転換したも

のであるかのようにも聞きとれるが、実際には「台湾の処遇は国連で解決すべきだ」とつけ加え、台湾問題については国連にゲタを預けることにしている点、従来の考え方を少しも変えたものではなかった。

政権構想

社会党が六八年一月の党大会で「一九七〇年闘争をつうじて護憲・民主・中立の政権を樹立することを目標とする」とのべ、社会党指導下の革新政府を構想し、共産党がかねて安保条約反対、沖縄返還、憲法改悪反対、生活擁護の課題を共同綱領とする民主連合政府について語っていたのにたいして、六月一四日西村委員長は名古屋の記者会見で民社党の政権構想として選挙後に反保守の「国民連合政権」の樹立を呼びかけた。この国民連合政権構想は、現行憲法擁護などの「政治四原則」と日米安保の改定など「五政策」に異論のないあらゆる政治勢力を結集するというものであるが、反共の立場から共産党は排除し、さらに公明党も宗教団体的要素が強いとの理由から連合の対象にはなりにくいとしており、結局は民社党、自民党内反主流、社会党右派などを中心に進めようとするもので、西村委員長はその内容を次のように説明している。

「国民連合政権は、共産主義、右翼全体主義を排除し、進歩と民主主義を基礎とする政治勢力により組織し、国民と国家の利益を第一義として、党利、党略、イデオロギーの対立を排除する。こうした方針に立ち①現行憲法の擁護と議会主義堅持②福祉国家の建設③自主・平和外交の展開④核武装を否定した自主防御体制の確立の政治四原則を基本的路線とする。また、同政権は①日米安保の改定②七〇年までに沖縄の本土並み返還の実現③北京政府の国連参加を認めるなど、日中関係の改善④物価、住宅、教育の三政策と行政機構の改革⑤答申に忠実な政治資金・規正法改正の実現、など五政策について合意し、実行する。」（朝日、六・一五）

党勢拡大

六七年六月の第九回定期大会は、第七回大会決定の「党員二〇万、党友一〇〇万獲得」の党づくり五カ年計画の三年度の目標を、一〇万党員のこの大会方針にそって六七年八月六～八日には熱海に支部連の三役ならびに組織担当者を集めて幹部特別研修会が、また同月七～九日に全国一七ブロックの会議が開かれた。一〇万党員獲得のための具体方針としては、党員家族の即時入党、区連は最低一〇〇〇名以上、衆参議員は最低一〇〇名、県会・六大市議は三〇名、市議・区議・町村議は一〇名の新入党者を獲得することなどが指示された。ことに党勢拡大運動では同盟との連携が強められ、同盟は九月七日の執行評議会で「第二次入党運動」をきめて、これを六八年一月の第四回大会でも確認した。同盟のこの方針は、①九月下旬より翌六八年七月の参院選までの時期を二期にわけ、②前期に地方同盟役員と党地方組織の代表ならびに各級議員とで「入党促進懇談会」を設置し、③後期に懇談会のたてた計画を実践にうつして大量入党を実現しようとするもので、④入党促進の対象については、「機関の役員（単組の執行部構成員以上）、専従書記、青年婦人活動家を第一段階での目標とし、続いて一般組合員、同家族、友人、知人へ拡げる」ものとしていた。

これらの入党運動の成果について六八年三月の第一〇大会に提出された組織局の報告は、「各級組織および党員、同盟の努力によって新入党者の数は急上昇カーブを描いているが、二月末現在党員数は約四万三〇〇〇名で、目標にはほど遠い実績しか挙げていない」とのべている。なお同報告によれば最近における党員数の推移は第159表の通りである。

第159表　民社党党員数の推移

年　月	党員数
1966年9月	36,195人
10月	36,256
11月	36,928
12月	38,069
1967年1月	38,373
2月	39,093
3月	39,297
4月	39,246
5月	39,500
6月	40,028
7月	39,825
8月	39,452
9月	39,502
10月	40,876
11月	41,325
12月	41,369
1968年1月	42,035

3　日本共産党

日本共産党創立四五周年

一九六七年七月一五日、日本共産党は創立四五周年記念日を迎えた。この日、中央委員会主催の中央記念式典が東京・文京公会堂に党員二一〇〇人を集めて開かれた。式典では宮本顕治書記長が開会のあいさつをのべ、つづいて野坂参三中央委員会議長が一時間にわたって記念演説をおこなった。野坂議長はこのなかで、創立当初の大会代議員が僅か二〇名たらずであった党が、いまでは三〇万近い党員と百数十万の機関紙読者をもつ党史上最大の政治勢力となった事実を指摘し、この発展の基礎は日本共産党が創立以来人民の先頭に立ってたたかい、マルクス・レーニン主義の原則を堅持して真の愛国主義とプロレタリア国際主義の二つを正しく結びつける立場をまもってきたからである、と党の革命的伝統と自主独立の立場を強調した。

また同夜は、東京・小石川の椿山荘で記念招待会が開かれ、成田社会党書記長、美濃部東京都知事をはじめ内外各界から八〇〇人以上が参加した。また、同日付の「赤旗」に「日本共産党の四十五年」と題する論文が発表されたほか、記念映画「この十年――日本共産党の躍進」が封切られ、記念写真集「日本共産党の歩み　その四十五年」も発行された。

七月一七日には、「日本共産党の創立四十五周年を祝う記念の夕」が東京都体育館で開かれ、約一万人の党員や党支持者が参加した。

中央委員会総会

一九六六年一〇月の第一〇回党大会以後、一九六七年六月までに、中央委員会総会は四回開かれていたが、本年鑑の対象であるその後一年間に開かれた中央委員会総会は二回だけであった。

第五回中央委員会総会は、六七年一〇月四日から三日間開かれた。五中総の中心議題は、国際共産主義運動の問題で、西沢富夫幹部会員が幹部会の報告をおこない、下司順吉幹部会員候補がこれに関連して補足報告をおこなった。総会は、これらの報告にもとづいて討議をおこない、結語をふくめて全員一致でこれを承認した。また、これまで公然たる論評をひかえてきた「毛沢東思想」「プロレタリア文化大革命」についてはじめて批判を加えた「今日の毛沢東路線と国際共産主義運動」を発表することを、全員一致で承認した。

五中総の報告、討論、結語などの詳細は発表されなかったが、前掲論文の内容である「今日の毛沢東路線」の問題と同時に、一〇月

四日付でソ連共産党から申し入れのあった「日ソ共産党会談」の受諾についても検討がおこなわれたものとおもわれる。

五中総では、このほか「大衆宣伝・大衆運動について」、「機関紙拡大と第三次総合計画の遂行状況と問題点について」、「党内教育と教育幹部の養成について」、「参議院選挙の準備状況と問題点および「参議院選挙について」報告、討論がおこなわれ、全員一致でこれを承認した。このうち、「党内教育と教育幹部の養成について」は、「第十回党大会決定を具体化して学習、教育活動をいっそう前進させるために、『各級講師制度』を設け、定期的に『各級講師資格試験』を実施し、試験に合格した同志には、各級講師としての資格を付与する」というもので、第一回試験は六八年二月、全国数百会場で党員の一〇%以上が参加しておこなわれ、二〇〇〇人余りが講師の資格を得た。また、中国から帰国した紺野純一前「赤旗」北京特派員が中央機関紙編集委員に任命された。

第六回中央委員会総会は、六八年二月二九日から三月六日まで七日間ひらかれた。六中総では、労働組合運動の問題および参議院選挙の問題が主として討論された。

労働組合運動については、袴田常任幹部会員の報告をもとに討論がおこなわれ、「労働戦線の階級的統一をめざす、労働組合運動のあらたな前進と発展のために——わが党の当面する諸任務——」を全員一致で採択した。この決定は、戦後二二年間の日本労働組合運動の歴史の総括の上にたって、労働戦線の階級的統一をめざすとともに、労働組合運動の階級的民主的強化のために、労働組合運動の分野における共産党のたちおくれを克服するために、全党をあげてとりくむことを強調したものであった。

参議院選挙については、上田耕一郎第一政策委員長と茨木良和選挙対策部長の報告をもとに討論をおこない、「当面の情勢の特徴と参議院選挙での前進をめざして」と「第八回参議院選挙の争点と日本共産党の政策」を全員一致で採択した。

また、「第三次総合計画、第二年度前半期の諸任務の推進のために」と題する決定のほか、「ベトナム情勢のあらたな局面にたって、ベトナム侵略反対の闘争とベトナム人民への支援活動の強化を、全民主勢力に訴える」、「春闘をたたかうすべての労働者への連帯のよびかけ」が、いずれも全員一致で採択された。

このほか、六中総では、ベトナム人民支援強化の問題、日ソ両党会談など外国の党との会談、共産党・労働者党国際会議の問題など一連の国際問題について宮本書記長の報告があり、全員一致でこれを承認した(六中総の「決定」、「よびかけ」については「理論政策」第六号を参照。なお「理論政策」は六七年一〇月、あらたに創刊されたもので党の声明・決定・重要論文・「赤旗」主張などを系統的に収録することを目的としている。これによって「前衛」などに再録部分がなくなった。第二号まで「理論政策資料」と題されていたが第三号から「理論政策」と改題された)。

「第三次総合計画」の実施状況

共産党は六六年一〇月の第一〇回大会で、①思想教育活動②党勢拡大③人民各階層の基本的大衆組織の強化と建設をおもな内容とする、「第三次総合計画」の立案を決定していた。この「第三次総合計画」は、各細胞が大会の方針に呼応して自覚的に計画を立案し、また各級機関も地域全体の計画を独自につくることになっていた。しかし、総選挙が早まり、つづいて全国一斉地方選がおこなわれたため「第三

次総合計画」の立案は延期され、とりあえず六七年五月末までの「第一期計画」をたて、それにもとづいて活動がおこなわれた。しかし、この「第一期計画」の実施状況はあまりかんばしくなく、とくに機関紙の拡大計画はほとんど進まなかったばかりか、全体的には第一〇回大会当時より減少する傾向にあった。このため、六七年六月の第四回中央委員会総会は、機関紙の拡大を当面の党活動の相対的重点として、共産党創立四五周年記念日の七月一五日にむけて「党創立四五周年記念機関紙拡大月間」を設定し、「第一期計画を全面的にやりとげるとともに、さらにこの目標を上まわる成果をかちとって第二期に一歩をふみだす」ことを決めた。そして、「新五点改善運動」として、①全党員、全細胞、全機関が拡大計画をもち、持続的に新しい読者をひろげよう②配達は『敏速、確実、安全に』本紙は早朝、日曜版はおそくとも日曜日の朝までにくばろう③機関紙は自分もよくよみ、読者にもよくよんでもらい、機関紙中心の活動をすすめよう④読者との結びつきを大切にすべての党員は日ごろから読者の相談相手となり、読者会もひらこう⑤すべての機関と細胞に機関紙部と計画委員会をおこう」とよびかけた。この結果、機関紙の減紙はとまり、三県では第一期計画を達成したが、全党的には目標に達しなかった。このため、中央委員会幹部会は、七月三〇日、一一月二一日、同三〇日とあいついで「よびかけ」を発表し機関紙拡大の目標達成のため全党員の奮起を訴えた。この一一月三〇日の幹部会「よびかけ」は、「最近一カ月にみたない短期間に、未固定紙の固定化や減紙をのぞいて一万数千の新しい読者をふやした」こと、また「目標にたいする残り数は、全党的にみて、『赤旗』日曜版は党員一人で一部、『赤旗』本紙は党員四人で一部の拡大をやれば総達成できるところにきている」ことを指摘している。

なお、六七年六月から一二月までが、「第二期計画」の期間とされ、思想教育計画、党員拡大計画、基本的大衆組織の建設・拡大計画など数量的にその到達点を定めがたいものは、ただちに第二期計画にはいったが、機関紙拡大計画については、第一期計画を達成してから第二期計画にはいるものとされた。

六八年一月二二日、幹部会は「当面の大衆運動の発展と衆議院選挙での党の躍進をめざす、第三次総合計画の第二年度前半期の計画作動と党建設」を発表し、第三次総合計画の第二年度前半期の計画作成をよびかけた。この「方針」は、「第二期計画」の期間とされては、教育学習活動を重視し、とくに初級教育を徹底して実行する」ことを強調していた。また、機関紙拡大については、「赤旗」日曜版と本紙の二目標について、「一つの県党が二目標とも第二期を達成し、十三の都県で第一期の二目標または一目標を達成して前進している。しかし、その努力にもかかわらず、目標未達成の党組織がすくなくない」ことを指摘し、「昨年末の到達点を出発点として、第二年度前半期に達成すべき目標数をきめ、かならずこれをやりぬくこと」をよびかけていた。また、「『赤旗』本紙の読者は、現在のところ党員数とあまりちがいがないというのが実情となっているが、できるだけ近い将来に、……党員数の二倍以上となることをめざして……とりくみをつよめなければならない」、とのべていた。

なお、参院選の公示を二カ月後にひかえた六八年四月九日から三日間、全国活動者会議が開かれた。この全国活動者会議は、約二年半ぶり、第一〇回大会以後では、はじめて開かれたものであった

（「全活」としては六回目）。この会議は、参議院選での共産党の躍進と、第三次総合計画の達成をめざして全党の意思を統一するためのものであった。この会議での宮本書記長の報告によれば、第三次総合計画第二年度前半期の計画を作成した細胞数が全体の七〇％以上をしめているのは、福岡、大阪、熊本、神奈川、岩手など七府県、五〇％から七〇％が七道県、三〇％から五〇％が一七都県、三〇％以下が一五県で、とくに岐阜、茨城、奈良は一〇％以下であるという。また機関紙は、昨年の減りを克服して実質上は、第一〇回党大会よりふえたが、今年にはいって、また一部に減紙の傾向があらわれていることが明らかにされた。

ついで、五月一七日、幹部会は「よびかけ」を発表し、五月二四日から六月二日までを「大衆宣伝と機関紙読者拡大の特別旬間」として全党の奮闘を訴えた。

大衆闘争

共産党は、党建設とともに大衆闘争を重視する「二本足」の党活動を強調し、さまざまな大衆運動の先頭にたって活動してきた。六七年七月から六八年六月にかけても、第一三回原水禁世界大会、日本母親大会、小選挙区制粉砕、消費者米価反対、三里塚空港強制測量反対、佐藤首相の南ベトナム・アメリカ訪問反対、ベトナム侵略反対、沖縄・小笠原返還、エンタープライズなど原子力艦艇寄港反対、春闘、王子野戦病院反対などの諸闘争に積極的に参加した。これらの活動やまたそれと関連する共闘をめぐる諸問題については、第二部「政治的大衆行動」、「平和運動」などの項でとりあげたので、ここでは省略する。

なお、これらの諸闘争について、共産党はいくつかの注目すべき政策を発表した。

とくに、労働組合運動の分野では、六中総決定「労働戦線の階級的統一をめざす、労働組合運動のあらたな前進と発展のために」のほか、「炭鉱労働者の闘争の前進のために」（「赤旗」六七年八月五日付）、「春闘の前進のために――職場を基礎に全労働者の団結をつよめ、民主勢力と統一して、要求獲得と全人民的政治課題でのたたかいをつよめよう」（同一二月二六日）、「国鉄労働者のたたかいの前進のために」（同六八年五月一六日）、「鉄鋼労働者のたたかいの前進のために」（同五月二五日）などの無署名論文が発表された。

日中両党関係の悪化

日本共産党と中国共産党との関係は、一九六六年春の日中両党会談以後、次第に悪化し、とくに一九六七年にはいってからは、両党の関係は単なる見解の相違にとどまらず、公然たる敵対関係にまで移行した。

また、このような日中両党の関係は、日中友好協会をはじめとする大衆団体の内部にも反映し、さらには、いわゆる「善隣学生会館事件」をめぐって日本社会党本部が日本共産党を非難する「通達」を出し、共産党がこれに反論して再調査を申し入れるなど、社共両党の関係にも波及した（一九六七年六月以前の経過については本年鑑第三八集、四八〇～四八三ページ参照）。

一九六七年七月七日、蘆溝橋事件の三〇周年記念日にあたって、日本共産党機関紙「赤旗」は「真の日中連帯への歴史のよびかけ」と題する無署名論文を発表した。この論文は「戦前、戦後の歴史が証明しているように、日本帝国主義の中国侵略にたいしても、戦後のアメリカ帝国主義と日本帝国主義の中国敵視と侵略の政策にたいしても、一貫して反対し、勇敢にたたかいつづけた党は、わが国では日本共産党だけであった」事実を指摘し、「あくまでも自主平等

という国際友好の基本原則を堅持して、日中両国人民の真の友好のために奮闘するこの態度こそ、実際には、日中両国人民の真の利益と友好をまもるものであり、日中両国共産党の戦闘的連帯の伝統をまもりぬくもの」であることを強調していた。

七月一七日、日本共産党中央委員会は、北京駐在の幹部会員候補・砂間一良と「赤旗」北京特派員・紺野純一が、中国側関係機関などの不当な迫害をうけ、その任務を遂行できない状態におかれているとして、ただちに帰国するよう指示した。砂間幹部会員候補は中国共産党中央委員会の招待により日本共産党中央委員会代表として、また紺野特派員は「人民日報」編集部の招待により中国に駐在していたもので、この帰国指示により、日中両党間の正式ルートは失われた。

両氏は八月四日、北京空港を出発し平壌経由で帰路についたが、その出発に際し、二日間にわたって「在北京日本人反帝反修連合行動委員会」と称する日本人の一団と中国人「紅衛兵」によって暴行を加えられた。これにたいし、日本共産党中央委員会は、八月五日「砂間、紺野両同志にたいする北京空港での集団的暴行について」と題する声明を発表した。声明は、この「集団的テロのために、両同志とも、全身にわたってつよい打撲傷をおい、横になることも歩くことも困難な状態にある」とのべ、この「集団テロ事件は、中国共産党の極左日和見主義、大国主義分子によって昨年来系統的にすすめられてきた、両同志にたいする不当な迫害と攻撃の策謀の頂点として、計画的に組織されたものである」として、「わが党にたいする中国共産党の極左日和見主義、大国主義分子からのこれらいっさいの卑劣な攻撃にたいして、これを断固として粉砕するためにたたかうものである」と結んでいた。

以後、「赤旗」は連日この事件の詳報をつたえ、また全国の党組織から寄せられた「糾弾決議」を紹介するなどして、「中国共産党の極左日和見分子、大国主義分子」を糾弾する一大キャンペーンが展開された。

とくに、八月二一日付の赤旗は「攪乱者への断固とした回答――毛沢東一派の極左日和見主義集団とかれに盲従する反党裏切り分子の党破壊活動を粉砕しよう」と題する無署名論文を掲載して、「人民日報」が日本共産党を「宮本修正主義集団」と呼んでいることに反論し、これまで「日中両党の団結の回復への配慮から、最近の『毛沢東思想』そのものの実態の究明や、いわゆる『プロレタリア文化大革命』そのものについては……公然たる批判をさしひかえてきた」が、今後は、必要に応じて「『毛沢東思想』そのものや『プロレタリア文化大革命』そのものにたいしても、その本質を究明し科学的批判をおこなう権利を断固として行使する」と宣言した。

また、八月二三日付の「赤旗」は「毛沢東一派のわが党と日本の民主運動にたいする干渉と攻撃の事実」と題して、これまで公表をひかえていた諸事実についての「資料」を発表した。この「資料」は一九六六年四月以降、六七年八月までを四つの時期にわけ、中国側のおこなった干渉と攻撃のおもな事実を系統的にまとめたもので、これによって従来あまり明瞭でなかった日中両党間の関係の変化について、かなり詳細な事実が明らかになった。つぎに、この「資料」から各時期の特徴づけの部分を抜萃しておこう。

第一の時期（一九六六年四月～六月）

中国の極左日和見主義、大国主義分子は、日中両党会談で、両党代表団

が一致点での団結を確認しあったときから、一カ月もたたない昨年四月に、早くも日中両国人民の交流を利用して「毛沢東思想」を日本の革命運動と民主運動に「指導理論」としておしつけようとし、とくに日中両党間の不一致点をことさらとりあげて、一方的に中国の見解をおしつけ、反帝国際統一行動の方針へのひぼうなど、事実上、わが党の路線にたいする非難をおこないはじめた。

これらの攻撃は、四月二十二日「人民日報」で、公然と「毛沢東思想は現代のマルクス・レーニン主義の最高峰である」とはじめて主張しだした時期とほぼおなじ時期にはじまった。

第二の時期（一九六六年七月～八月）

七月にはいると、人事交流を利用したわが党への攻撃はいっそう露骨なものになり、口頭では、わが党を直接名ざしで「修正主義」として攻撃し、党幹部にたいする名ざしのひぼう、中傷まではじめた。また「人民日報」、北京放送などの公式報道では、日本民主青年同盟、日本原水協などを名ざしでひぼうし、わが党や民主勢力にたいしては「ソ連修正主義の新旧の追随者」という表現で攻撃を開始した。

とくに、わが党の党員にたいして反党活動、分裂活動をそそのかす目的で接触をはかり、公然とした分裂、破壊活動の準備をおこなった。

第三の時期（一九六六年九月～十二月）

第三の時期の特徴は、中国の極左日和見主義、大国主義分子が、「人民日報」紙上で公然と反党分子の「談話」をあつかい、日中友好協会、ＡＡ連帯委員会、日本ジャーナリスト会議などの分裂分子を公然と支持、激励して全面的な分裂活動を強行し、わが党と日本の民主運動にたいする干渉、破壊活動をほとんど全線にわたって開始したことである。北京では反党分子の暴力行為が組織され、多くの反党分子を公然と中国に招待し、反党分子の破壊活動を助け、促進した。とくに十一月になって、西沢隆二ら反党分子を招待して、北京の大衆集会の主賓席に反党分子をまつりあげ、反党分子を公然と「同志」とよび、わが党攻撃を拡大した。

他方、一貫して「毛沢東思想が多くの日本人民に支持され、尊敬されている」との宣伝をつよめ、「非友好分子」を「一部のもの」とみせかける努力をつづけた。

第四の時期（一九六七年一月以後）

ことしにはいってからの特徴は、中国のわが党と日本の民主運動にたいする攻撃はいちだんとはげしくなり、中国共産党中央機関紙「人民日報」は「日共修正主義分子」と名ざしの攻撃をはじめ、ついに日本共産党の転覆と破壊を公然とよびかけるまでに達した。

一九六七年の一月から四月までの期間に「人民日報」に掲載されたわが党と日本の民主運動へのひぼう、攻撃の「論文」、「記事」はおもなものだけでも六十二編の多きにのぼり、北京放送、新華社電など中国の公式報道を加えるならば、一日平均一回をこえるものになっている。

つづいて六七年一〇月一〇日付の「赤旗」は、「今日の毛沢東路線と国際共産主義運動」と題する無署名論文を発表した。これは、さきに発表された「攪乱者への断固たる回答」で宣言されていた「『毛沢東思想』そのものや『文化大革命』そのもの」にたいして日本共産党が、はじめて、公然と「その本質を究明し科学的批判をおこなう権利を行使」したものとして注目された。同時に、この論文は、さきに発表された評論員論文「極左日和見主義者の中傷と挑発」（「赤旗」六七年四月二九日付）についで、「自主独立路線」を理論的に裏づけたものとして注目された。

日ソ共産党会談

日本共産党とソ連共産党との関係は、一九六四年以来、事実上断絶状態になっていたが、六七年一〇月四日付でソ連共産党から「日ソ両党会談」の申し入れがあり、一〇月一二日、日本共産党がこれに同意したことによって、両党の関係は三年半ぶりに回復することになった。

日ソ両党会談の成立について同日、日本共産党は西沢富夫幹部会

員の談話を発表し、「ソ連共産党指導部から志賀一派など反党分子と関係をもたないという意思が表明されたことを考慮し」、外国の党が「わが党と日本の民主運動への干渉と破壊を基本的態度としないかぎり、共通の敵にたいし共同でたたかうため努力する」というソ連共産党中央委員会の提案に同意した」とのべた。

六八年一月三〇日、ソ連共産党中央委員会政治局員、エム・ア・スースロフ書記を団長とするソ連共産党代表団五人が来日し、翌日から日本共産党本部を会場に会談がはじめられた。日本共産党代表団は宮本書記長を団長に、袴田里見常任幹部会員、西沢幹部会員、下司順吉幹部会員候補、上田耕一郎第一政策委員長の五人であった。またソ連共産党代表団の五人は、スースロフ書記のほか、ポノマリョフ中央委員会書記、フェドセーエフ、マルクス・レーニン主義研究所長、ウリヤノフスキー中央委員会国際部副部長、コワレンコ中央委員会責任部員であった。

会談は一月三一日、二月二、四、五日の四回にわたって開かれ、両党代表団は日ソ両党間の関係の正常化について合意に達し、二月七日に「日本共産党とソ連共産党との会談についてのコミュニケ」を発表した。

この共同声明について、二月八日付の各紙は「日共ペースの和解」（朝日）、「〝宮本調〟強く貫く」（毎日）などと解説し、コミュニケが日本共産党の主張である「自主独立路線」で貫かれていることを指摘した。また、共同コミュニケの発表にあたって記者会見をおこなった宮本書記長が「一八の党のよびかけによって二月二六日からハンガリーのブダペストでひらかれる予定とされている共産党・労働者党相談会に、日本共産党は参加しない。またこの点についてはハンガリー側に伝えた」とのべたことも注目された。

【日本共産党とソ連共産党との会談についての共同コミュニケ】（前略）

同志的雰囲気のもとにおこなわれた会談で、日本共産党代表団とソ連共産党代表団は、最近の国際情勢の諸問題、国際共産主義運動と国際民主運動の諸問題、各国共産党・労働者党の国際会議の計画をめぐる問題、日本共産党とソ連共産党の関係を正常化する問題、その他双方の関心のある諸問題について、それぞれの立場をのべ、率直に意見を交換した。

日本共産党代表団は、日本の情勢、独立、民主、平和、生活向上をめざす日本人民の闘争の現状などについて、ソ連共産党代表団に説明した。

ソ連共産党代表団は、ソ連の対外活動全般、共産主義建設をめざすソ連人民の闘争の現状などについて、日本共産党代表団に説明した。

日本共産党代表団とソ連共産党代表団は、主要な侵略勢力であるアメリカ帝国主義の犯罪的なベトナム侵略を断固として非難し、英雄的ベトナム人民の正義の闘争にたいする熱烈な連帯を確認し、ベトナム人民を支援するため必要なすべてのことをおこなう確固とした決意を表明した。

両党代表団は、アメリカ帝国主義の朝鮮民主主義人民共和国にたいする軍事的挑発行動をつよく糾弾した。

両党代表団は、帝国主義が侵略行為を積極化している今日、社会主義陣営、国際労働者階級、民族解放運動を中心とするすべての反帝勢力の団結の強化がとくに重要であることを強調し、そのためにも国際共産主義運動の団結の強化がいっそう重要になっていることを指摘した。

両党代表団は、帝国主義勢力、とくにアメリカ帝国主義の侵略に反対する国際統一戦線を強化するうえで、各分野の国際民主運動が重要な役割をはたすことを考慮し、そのために今後、共同の敵とたたかう方向で、一致点にもとづき共同の努力をはらうことを確認した。

両党代表団は、一九六四年以来、事実上断絶状態にあった日本共産党とソ連共産党の関係について検討し、両党関係の正常化のために、それを妨げている諸問題を共同の努力で解決することを一致して確認した。両党代

表団は、一九六〇年の共産党・労働者党代表者会議の声明に明記されている兄弟党間の関係の基準にもとづき、自主、平等、相互の内部問題への不干渉の原則を厳格にまもることが重要であることを認めた。そして両党代表団はこれらを基礎として両党の関係を正常化することについて合意に達した。両党代表団は、このことが、日ソ両国人民の友好、とくに日本の民主団体とソ連の社会団体の友好関係を正しく発展させることにも積極的に寄与するであろうという確信を表明した。

両党代表団は、今回の会談が有益であったことを確認し、日ソ両党の関係を、マルクス・レーニン主義とプロレタリア国際主義の原則にもとづいて発展させるために努力することを表明した。

一九六八年二月七日　（「赤旗」一九六八年二月八日）

このほか、日本共産党代表団は六七年六月にブルガリア人民共和国を訪問し、また六八年二月にはルーマニア社会主義共和国と朝鮮民主主義人民共和国を訪問して、それぞれの共産党・労働党指導部と会談した。

一方、ソ連共産党のほかにも、つぎの諸党の代表団が来日して日本共産党指導部と会談した。

六七年一一月　オーストラリア共産党
六八年一月　ポーランド統一労働者党
六八年四月　ハンガリー社会主義労働者党

「世界共産党会議」にたいする態度

前述のように、日本共産党は、六八年二月にブダペストで開かれた「世界共産党相談会」に参加しなかったが、これに関連して六八年二月二三日付の「赤旗」に「アメリカ帝国主義のベトナム侵略に反対する国際統一行動と共産党・労働者党の国際会議について」と題する無署名論文が発表された。この論文は、「世界共産党会議」についての日本共産党の態度を表明したものであった。この論文の骨子は、つぎのとおりである。

(1) アメリカ帝国主義が社会主義陣営、民族解放運動の「各個撃破政策」をとっている現在、「共通の目的をめざすたたかいにおける共同行動を協定」する国際会議の必要は認める。しかし、それには、すべての関係諸党の事前の協議など十分な準備が必要である。

(2) 現在はまだ、国際共産主義運動における主要な論争問題について総括し、共通の正しい結論をうちだす条件はない。

(3) ベトナムを中心とするアメリカ帝国主義の侵略に反対する共同行動について協議する国際会議は有意義であるが、反帝闘争の最前線でたたかっている諸党が参加しえないようでは、逆にアメリカを勇気づけ、また毛沢東一派のかく乱策動に口実を与えることになる。

(4) ブダペスト「相談会」は、①国際共産主義運動の団結をのぞむ全ての党が参加しうる条件がなく、②事前の協議も不十分であり、③一部の党だけで行われた一九六五年三月の「相談会」の継承とされていることなどから日本共産党はこれに参加しないと決定した。

このように、日本共産党は「世界共産党会議」について反対の態度を表明しただけでなく、六八年五月には、その「対案」として「反帝国際会議」の開催をよびかけて注目された。このよびかけは、五月九日付の「赤旗」に発表された無署名論文「五大陸の反帝民主勢力を結集した国際統一行動でアメリカ帝国主義のベトナム侵略に反対し、ベトナム人民支援を強化しよう」のなかでおこなわれた。

この論文は「アメリカ帝国主義がベトナム侵略戦争で窮地におちいりつつある現在……アメリカ帝国主義のベトナム侵略に反対し、ベトナム人民を全面的に支援するための、全世界の反帝民主勢力の

統一を強化することは、当面もっとも緊急で、もっとも重要な国際的課題となっている」として、この課題にこたえる効果的な形態の一つとして「全世界の五大陸の人民、広範な反帝民主勢力を結集しうるような適切なかたちの国際的な会議の早急な開催」をよびかけたものであった。この会議の性格について論文は、「各国の反帝民主勢力の統一した代表団を結集することを目標としたこのような国際会議ならば、団結してベトナム侵略に反対し、団結してベトナム人民を支援することをのぞんでいる五大陸のすべての国の人民代表が参加することが可能である。さらに、「共産党・労働者党の国際会議とは別の、このような国際会議ならば、たとえ、国際共産主義運動の内部に当面の共産党・労働者党の国際会議の問題で意見の相違があっても、反帝民主勢力の団結をほっする、社会主義国をふくむすべての国の代表が参加することができるであろう」とのべている。

選挙闘争

第八回参議院選挙は一九六八年七月におこなわれた。共産党はこの選挙を「日本が対米従属的な日米軍事同盟のもとで、ベトナム侵略への加担と軍国主義、帝国主義の復活、強化の道を進むか、それとも、日本人民が、沖縄の全面返還と安保条約の破棄をかちとり、独立、民主、平和、中立、繁栄の日本をめざして前進するかという、『二つの道』の闘争を中心に、各党派、すべての政治勢力が全面的に対決するきわめて重大な政治戦であり、労働者階級と人民が、米日反動勢力と自民党佐藤内閣の売国と戦争、反動と人民生活破壊のあらたな挑戦にたいして、断固たる審判をくだすための重大な機会である。とくに、こんどの参議院選挙は、この選挙の結果で、一九七〇年の安保条約『再検討』期における参議院の構成が基本的に決定されるという点で、特別の政治的重要性をもっている」「この選挙で自民党の得票と議席を大幅に減退させ、日本共産党の躍進をかちとって、この課題にこたえる効果的な形態の一勢にあたらしい局面をきりひらく重要な一歩としなければならない」（一九六八年三月、第六回中央委員会総会で採択された「当面の情勢の特徴と参議院選挙での前進をめざして」）として、これを重視し、早くからその準備活動をすすめてきた。とくに、六七年一〇月四日には、全国区三名、地方区四六名の予定候補を発表し、積極的に活動を開始した。

共産党はこの選挙における日本人民と米日反動の主要な争点は、①沖縄返還問題と日本の安全保障の問題、②日本の政治の反動化か民主主義かの問題、③人民の生活と健康の問題、④日本経済の進路の問題、⑤教育、文化、科学、技術の問題、⑥政府の問題、の六つであるとし、要旨つぎのような「参議院選挙にたいする日本共産党の六大基本政策」をかかげてたたかった。

【参議院選挙にたいする日本共産党の六大基本政策（要旨）】(1) 安保条約を破棄し、沖縄の全面返還をかちとり、独立・平和・中立の日本を実現するために――①安保破棄と沖縄全面返還で真の独立をかちとり、平和・中立化政策をとる。②日本への核もちこみに反対し核兵器禁止のためにたたかう。③アメリカのベトナム侵略戦争に反対し佐藤内閣の協力政策をやめさせる。④憲法違反と対米従属の軍隊である自衛隊を解散させる。(2) 軍国主義復活の反動政治とたたかい、民主主義と人民の権利をまもるために――①小選挙区制と憲法改悪に反対し、軍国主義体制を粉砕する。②真の政治資金規制を確立し、自民党の汚職、腐敗政治を根絶する。③人民弾圧とスパイ政治をやめさせ人民の民主主義的権利をまもる。(3) 低賃金、物価高、重税や公害をなくし、人民のくらしと健康をまもるために――①物価を引下げ、重税をなくし、社会保障を確立する。②住宅・交通・公害などの問題を解決して住みよい生活環境をつくる。③労働

者の生活と権利をまもり、農漁業の保護政策を実現し、貧困者、勤労市民、中小企業の生活と経営の安定をはかる。

(4) 対米従属と独占資本奉仕の財政、経済政策をやめさせ、日本経済の自主的平和的発展をかちとるために——①日本経済の対米従属・依存、独占資本のアジアへの帝国主義的進出に反対する。②財政・金融の徹底的な民主化をはかる。

(5) 教育、文化、科学の自主的・民主的な発展のために——①独立、民主、平和の教育の実現をはかる。②科学、文化、芸術、スポーツの民主的発展をはかる。

(6) 自民党佐藤内閣をたおして、安保条約反対、沖縄返還、憲法改悪反対、生活擁護のための民主連合政府をうちたてるために——①すべての民主勢力の統一行動と統一戦線を発展させ、反帝・反独占の民族民主統一戦線への結集をはかる。②自民党政府をたおし、民主連合政府をうちたてる。

（六中総で採択、「赤旗」六八年三月八日付）。

とくに、六月にはいってからは、選挙での有権者の関心が、①安保、防衛問題　②物価を中心とした生活問題　③汚職、腐敗を中心とした各党の政治姿勢の問題の三つに集中しているとして、これらの問題を中心に具体的政策、個別政策、緊急政策をあいついで発表した。すなわち、第一の争点である安保問題については、すでに六八年一月八日付の「赤旗」に「日米軍事同盟の打破、沖縄の祖国復帰の実現——独立・平和・中立の日本をめざして」と題する日本共産党の安全保障政策を発表していたが、さらに五月二九日付「赤旗」には「安保条約反対と沖縄返還をめざす、全民主勢力の統一戦線と、民主連合政府の対外政策」を発表し、安保条約破棄の方法と、破棄後の民主連合政府のとるべき対外政策の基本をうちだした。安保破棄については、条約の規定による七〇年以降の安保条約「終了」通告が最も「現実的な道」であるとしていた。また、六月一一日付では「日本の中立化と安全保障についての日本共産党の構想」を明らかにした。第二の争点である物価を中心とした生活問題では、六月二日付「赤旗」に「減税政策」、一〇日付で「物価政策」、一一日付で「都市問題対策」（全文は一八日付「赤旗」で発表）、一五日付で「交通事故で親を失ったこどもをまもるための緊急対策」、一九日付「社会保障政策」、六日付「炭鉱災害のための緊急対策」、二七日付「米価政策」「鮮魚流通政策」「酪農政策」「中小・零細企業政策」、二八日付「災害救助政策」を発表した。第三の争点である政治姿勢の問題では、「汚職、腐敗を一掃するための緊急措置について」（六月九日付「赤旗」）を発表し、政治資金規制の具体案、国会による独占企業・政府出資企業にたいする徹底した監査を主張した。その他の争点についても、「国家予算とそのしくみを民主化すれば財源は十分にある」と題する「財源政策」、「国庫補助の大幅増額をかちとって、私立大学の民主的発展をはかるために」と題する「私立大学政策」（どちらも六月二八日付「赤旗」）などを発表して強力な政策宣伝を展開した。

選挙の結果、全国区では三名の候補者が全員当選した（小笠原貞子　七五万一二七二票、岩間正男　七四万二〇七八票、渡辺武　六五万三五二三票）。地方区では各選挙区ごとに一名の候補者をたてたたかい、最重点地区の京都地方区（定員二名）で、党中央委員の河田賢治が社会党候補に約七五〇〇票の差をつけて当選した。しかし、京都とともに最重点地区として党の総力を集中した東京地方区（定員四名）で米原いたる候補は、前回、野坂議長が最高点で当選した時を上回る六三万九一八七票を得ながら、次点にとどまった。この結果、共産党の参議院議員は改選前の四名から三名ふえて七名となっ

た。共産党の得票数は地方区が三五七万七一七九票、得票率八・三%で、前回の一九六五年七月参院選挙より得票数で九六万八四〇九票、得票率で一・四%を増した。共産党の得票数が三〇〇万をこえたのは、衆・参両院選挙を通じてはじめてのことであった（これまでの最高は一九四九年一月の第二四回総選挙の二九八万四七八〇票、なお、このときの得票率は九・七%であった）。全国区の得票数は二一四万六八七三票、得票率は五・〇%で、前回より得票数で五〇万票弱、得票率で〇・六%を増した。また、全国区で三議席を得たのも、これがはじめてであった。

なお、参院選に先だつ五月一九日におこなわれた京都市南区の府議補欠選挙では、各党が一名ずつの候補をたてて二議席を争ったなかで、共産党は他党をおさえ最高点で当選して注目された。

4 参議院選挙

三年ごとに議員の半数を改選する参議院の第八回通常選挙は、一九六八年六月一三日に公示され、七月七日が投票日となった。有権者数は六五八八万六一四五人で、前回（六五年七月）にくらべて六三四万人、前年の衆院選挙時より二八九万人、それぞれふえている。投票率は一九五〇年の第二回参院選（七二・一九%）につぐ戦後第二位の六八・九四%となった。全国最高は島根県の八四・七八%で、鳥取、群馬、石川、福島、新潟各県も八〇%を越す投票率であった。とくにこれまで低調だった東京都も六二・六四%と参院選はじまって以来の最高となった。今回の大きな特色は、これまで男性より低かった女性の投票率が、衆参両院選挙を通じて初めて男性の投票率を上回ったことであり、東京、大阪、神奈川、福岡など人口集中地域で男性の投票率を上回ったことが全体に影響している。

今回の改選数は、全国区五〇（うち欠員一を含む）、地方区七五、計一二五で、ほかに補欠一（任期三年）があり、全部で一二六議席が改選されたが、これにたいする立候補者数は三〇五人（全国区、現三〇、元一、新六二、計九三、地方区、現六五、元四、新一四三、計二一二）で、前回の三三二人にくらべて大幅に下回り、予想通りの「少数激戦」となった。全国区は戦後参院選はじまって以来の最低数で、競争率は一・八倍、地方区の候補者も前回より少なく、競争率は二・八倍であった。このうち全国一の激戦地、東京地方区は改選数四に対し二四人、佐賀は改選数一に六人、青森、秋田、香川、宮崎はいずれも改選一にたいし五人の立候補があった。

この参院選では従来の参院選とはことなりはげしい政策宣伝戦がおこなわれたが、その最大の争点は「七〇年安保」、安全保障と防衛の問題であった。自民党は「日米安保条約の堅持が日本の安全と繁栄を築く道」だとして社会党の「非武装中立論」に対決しようとし、社会党、共産党は「安保条約廃棄」（社会党は対米交渉で廃棄、共産党は「終了」通告による廃棄）、公明党は安保の「段階的解消」、民社党は「駐留なき安保」「有事駐留」を基本方針にかかげた。「倉石発言」や増田長官談話などに象徴される政府の反動右傾化、物価問題、汚職・腐敗問題なども重要な論点となったが、各党がきそっ

て都市対策を打ちだしたことも注目された。有権者数の増加によって全国区の最下位当選ラインは五〇万台になりそうだといわれたが、実際には四六万票であった。地方区では、東京では当選最下位が六八万票（六四万票獲得しても落選）であったのにたいし、佐賀では一三万票台、青森や鳥取では一五万票台で当選している。

政党別の得票数および得票率は、地方区では、自民党は一九四〇万票（前回より一二七五万票増）、四四・九%（〇・七%増）、社会党一二六一万票（二七万票増）、二九・二%（三・六%減）、民社党三〇一万票（七〇万票増）、六・九%（〇・八%増）、公明党二六三万票（七二万票増）、六・一%（一・〇%増）、共産党三五七万票（九七万票増）、八・三%（一・四%増）であり、全国区では、自民党二〇一二万票（二五四万票増）、四六・七%（〇・五%減）、社会党八五四万票（一九万票減）、一九・八%（三・六%減）、民社党二五七万票（三六万票増）、六・〇%（〇・一%増）、公明党六六五万票（一五六万票増）、一五・四%（一・七%増）、共産党二一四万票（四九万票増）、五・〇%（〇・六%増）であった。

政党別の当選者数は、地方区では、自民党は前三六、元一、新一一、計四八（改選数五〇）、社会党は前一二、新四、計一六（同二二）、民社党は元一、新二、計三（同〇）、公明党は前三、新一、計四（同二）、共産党は新一（同〇）であり、全国区では、自民党は前九、新二、計一一（改選数二一）、社会党は前七、元一、新四、計一二（同一五）、民社党は前三、新一、計四（同三）、公明党は前二、新一、計三（同一）であり、非改選議員を含めた参議院の新分野は、自民党一三七（改選前一三九）、社会党六五（同七三）、民社党一〇（同六）、公明党二四（同二〇）、共産党七（同四）、無所属七（同五）となった。

全体として、自民党は議席数はへったが「タレント候補」の活躍もあってほぼ現状維持、社会党の惨敗、公明・民社・共産党の前進と評価される。とくに東京都地方区における各党の得票数と得票率を前年の衆議院選挙と比較してみると（有効投票総数は参院選四七四万票、衆院選四七二万票でほぼ同じ）、自民党は一四万票減（得票率で三二・一%から二九・〇%へ減）、社会党は五九万票減（二七・〇%から一四・四%へ半減に近い。岡田票を加えても一七・六%）、公明党は二一万票増（一三・一%から一七・七%へ増）、

第160表　参議院選挙党派別得票比較

	全国区				地方区			
	得票	得票率	前回得票	得票率	得票	得票率	前回得票	得票率
自民党	20,120,088	▽ 46.7	17,583,490	47.2	19,405,545	44.9	16,651,284	44.2
社会党	▽ 8,542,204	▽ 19.8	8,729,655	23.4	12,617,680	▽ 29.2	12,346,650	32.8
公明党	6,656,771	15.4	5,097,682	13.7	2,632,528	6.1	1,910,975	5.1
民社党	2,578,580	6.0	2,214,375	5.9	3,010,089	6.9	2,308,860	6.1
共産党	2,146,873	5.0	1,652,363	4.4	3,577,179	8.3	2,608,771	6.9
諸派	▽ 157,500	▽ 0.4	298,400	0.8	▽ 106,587	▽ 0.2	185,990	0.5
無所属	2,872,279	6.7	1,700,848	4.6	1,910,371	4.4	1,664,639	4.4
計	43,074,297	100.0	37,276,815	100.0	43,259,979	100.0	37,672,170	100.0

〔備考〕　▽は減

第161表　参議院の新分野

	新議席	改選前議席	今回当選数	全国区			地方区		
				当選数	改選数	立候補数	当選数	改選数	立候補数
自民	137	139	69	21	21	34	48	50	59
社会	65	73	28	12	15	15	16	21	47
公明	24	20	13	9	7	9	4	2	5
民社	10	6	7	4	3	4	3	0	12
共産	7	4	4	3	1	3	1	0	46
諸派	0	1	0	0	1	7	0	0	8
無所属	7	5	5	2	1	21	3	2	35
計	250	248	126	51	51	93	75	75	212

第8図　東京地方区における各党の得票率の衆院選との比較（%）

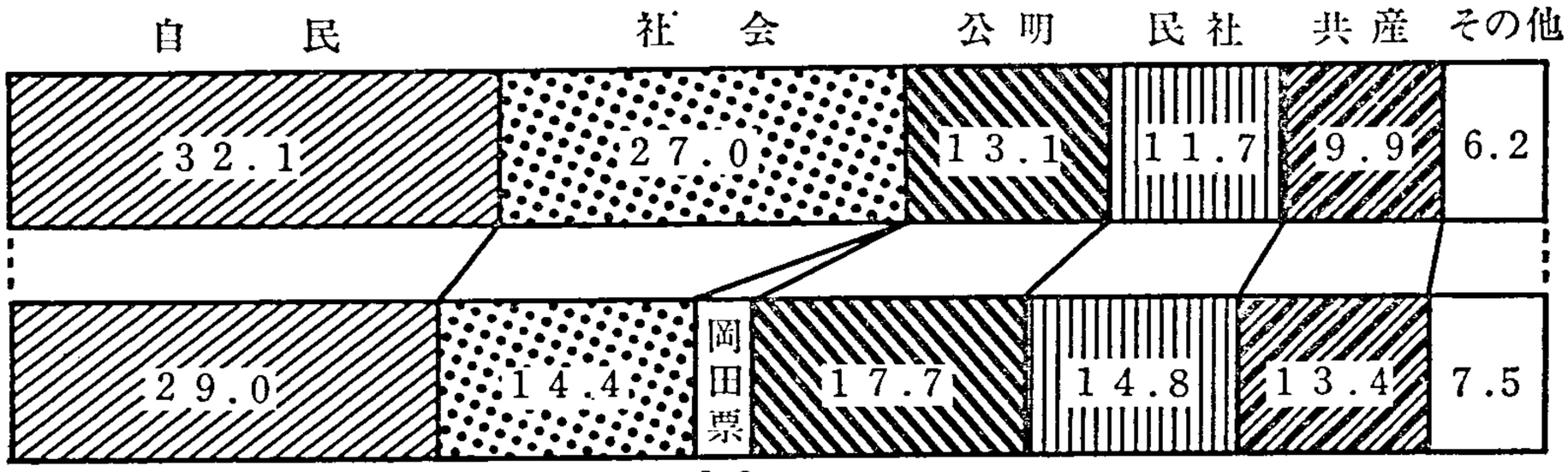

民社党は一四万票増（一一・七%から一四・八%へ増）、共産党は一七万票増（九・九%から一三・四%へ増）であった。

【参考資料】

∧日本社会党関係∨①日本社会党中央本部機関紙局「社会新報」（日本社会党中央機関紙）　三日刊　②「月刊社会党」（日本社会党中央理論誌）月刊　③「国民政治年鑑」一九六八年版　一九六八年八月　④「社会党の政策――ひと目でわかる一〇〇問一〇〇答」　⑤「日本社会党第二九回臨時全国大会速記録」　⑥「日本社会党第三〇回定期全国大会速記録」∧民主社会党関係∨①民主社会党本部「民社新聞」（週刊）　②民社党第一〇回定期大会資料　③民主社会主義研究会「改革者」　④田沼肇「資本主義美化論としての民主社会主義――民主社会党の綱領批判」、前衛六八年一月臨増　⑤吉岡吉典「第二自民党としての民社の実態と政策」前同　⑥渡辺博他「民社党・『第二保守党の理論と行動』」、再建、六八年六月　∧日本共産党関係∨①日本共産党中央委員会「赤旗」（日本共産党中央機関紙）日刊　②日本共産党中央委員会「前衛」（日本共産党中央委員会理論政治誌）月刊　③日本共産党中央委員会「理論政治策」不定期　④日本共産党中央委員会宣伝部編「政治年鑑一九六八年版」　一九六八年三月　⑤日本共産党中央委員会宣伝部編「一九六八年版・日本共産党一〇〇問一〇〇答」一九六八年五月　⑥日本共産党中央委員会「今日の毛沢東路線と日本共産党」一九六八年六月